

平成26年
9 月

宮崎県定例県議会会議録

平成26年 9 月 5 日開会

平成26年10月10日閉会

平成26年9月宮崎県定例県議会会議録 目次

9月5日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
中野一則議会運営委員長	4
1. 会期決定	5
1. 知事発言	5
1. 議案第1号から第17号まで上程	7
1. 知事提案理由説明	7

自9月6日（土曜日）

至9月9日（火曜日） 休 会

9月10日（水曜日）

1. 出席議員	15
1. 地方自治法第121条による出席者	15
1. 代表質問	16

十屋幸平議員質問（自由民主党）

- ・知事の政治姿勢について
- ・総合政策行政について
- ・総務行政について
- ・福祉行政について
- ・環境森林行政について
- ・商工観光行政について
- ・県土整備行政について
- ・教育行政について
- ・警察行政について

中野一則議員質問（自由民主党）

- ・知事の政治姿勢について
- ・行財政改革について
- ・農業政策について
- ・教育行政について
- ・福祉・医療行政について

- ・入札制度の改革について
- ・商工観光政策について
- ・交通対策について

9月11日（木曜日）

1. 出席議員 -----	67
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	67
1. 代表質問 -----	68

田口雄二議員質問（県民連合宮崎） ----- 68

- ・知事の政治姿勢について
- ・医療・福祉行政について
- ・林務行政について
- ・地域活性化について
- ・農政水産行政について
- ・県土整備行政について
- ・教育行政について
- ・警察行政について

有岡浩一議員質問（愛みやざき） ----- 96

- ・知事の政治姿勢について
- ・川内原発安全対策について
- ・県庁5号館の取り扱いについて
- ・移住促進とワンストップ支援について
- ・橋梁工事について
- ・契約の現状について（要望）
- ・農地中間管理事業について
- ・木材の有効活用について
- ・平和教育と観光について

西村 賢議員関連質問（平和教育と観光について）

重松幸次郎議員質問（公明党宮崎県議団） ----- 115

- ・知事の政治姿勢について
- ・投票率アップの取り組みについて
- ・防災対応について
- ・医療費抑制の取り組みについて
- ・公会計制度の推進について
- ・観光振興について
- ・英語教育について

- ・ 林業振興について
- ・ 土木行政について
- ・ 農業振興について
- ・ 消費者教育について

河野哲也議員関連質問（英語教育について）

9月12日（金曜日）

1. 出席議員 -----	139
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	139
1. 一般質問 -----	140

後藤哲朗議員質問 ----- 140

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 定住自立圏構想について
- ・ フードビジネスの推進について
- ・ みやぎき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクトについて
- ・ 医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度について
- ・ 地域福祉の推進について
- ・ 海岸保全基本計画について
- ・ 神楽の由来等の調査について
- ・ 交通安全対策について

徳重忠夫議員質問 ----- 151

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 都城志布志道路について
- ・ 海外戦略について
- ・ 農業問題について
- ・ 放課後児童クラブについて
- ・ 老老介護について
- ・ 太陽光発電事業について
- ・ 自治会等への加入状況について

蓬原正三議員質問 ----- 164

- ・ 新総合計画について
- ・ 再生エネルギーについて
- ・ 農業問題について
- ・ ウイルス感染症対策について

宮原義久議員質問	176
・知事の政治姿勢について	
・鉄道網の整備について	
・農業問題について	
・林業問題について	
・県職員の健康管理について	
・人口減少対策について	
新見昌安議員質問	191
・知事の政治姿勢について	
・防災対策について	
・難病対策について	
・ひきこもり対策について	
・A E D設置と利活用について	
・再生可能エネルギーについて	
・若者支援について	
・廃校の利活用について	
・警察行政について	
自 9月13日（土曜日）	
至 9月15日（月曜日）	
9月16日（火曜日）	
1. 出席議員	207
1. 地方自治法第121条による出席者	207
1. 一般質問	208
渡辺 創議員質問	208
・知事の政治姿勢について	
・観光振興について	
・環状交差点（ラウンドアバウト）について	
・都市間協力について	
・県立図書館のあり方について	
・獣医師確保対策等について	
・災害時における高齢者等の口腔ケアについて	
高橋 透議員質問	222
・知事の政治姿勢について	
・教育問題について	
・福祉・医療行政について	

<ul style="list-style-type: none"> ・水産業振興対策について ・観光振興について 	
岩下斌彦議員質問	237
<ul style="list-style-type: none"> ・東九州自動車道整備促進等について ・商工観光行政について ・漁業振興について ・再生可能エネルギー等について ・県立高等学校教育整備計画について ・子ども・子育て支援新制度等について ・知事の政治姿勢について 	
右松隆央議員質問	248
<ul style="list-style-type: none"> ・体験活動の推進について ・教育現場の課題について ・道徳の教科化について ・教育委員会制度改革と教科書採択について 	
9月17日（水曜日）	
1. 出席議員	267
1. 地方自治法第121条による出席者	267
1. 一般質問	268
星原 透議員質問	268
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・みやざき東アジア経済交流戦略について ・みやざきフードビジネス振興構想について ・医療問題について ・土木行政について ・教育問題について 	
横田照夫議員質問	282
<ul style="list-style-type: none"> ・働く幸せについて ・資金の地域内循環について ・水素の供給基地づくりについて ・デマンド交通について ・バイパス等の利益について ・飼料用稲について 	
中野廣明議員質問	295
<ul style="list-style-type: none"> ・長期計画の達成度について 	

・ 宮崎県庁在籍で自負できる取り組みについて	
・ 献金問題について	
・ 日豊本線について	
・ 県民フォーラムの成果について	
・ 本県畜産（牛）の現状について	
・ スマートインターチェンジの進捗度について	
・ 事務合理化と経費節約について	
鳥飼謙二議員質問 -----	309
・ 知事の政治姿勢について	
・ 人口減少問題について	
・ 高齢化と地域医療充実について	
・ 佐世保事件と児童相談所について	
・ 認知症対策について	
・ エネルギー対策について	
1. 議案に対する質疑 -----	323
前屋敷恵美議員 -----	323
1. 議案第17号採決 -----	327
1. 議案第1号から第16号まで及び請願委員会付託 -----	327
自 9月18日（木曜日）	
至 9月19日（金曜日）	常任委員会
自 9月20日（土曜日）	休 会
至 9月21日（日曜日）	
9月22日（月曜日）	常任委員会
9月23日（火曜日）	休 会
9月24日（水曜日）	特別委員会
9月25日（木曜日）	休 会
9月26日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	331
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	331
1. 常任委員長審査結果報告 -----	332
松村悟郎総務政策常任委員長 -----	332
鳥飼謙二厚生常任委員長 -----	333
岩下斌彦商工建設常任委員長 -----	335
内村仁子環境農林水産常任委員長 -----	337
西村 賢文教警察企業常任委員長 -----	340

1. 質 疑 -----	342
前屋敷恵美議員 -----	342
1. 討 論 -----	343
前屋敷恵美議員（議案第6号、第7号に反対、請願第50号から第53号までの 不採択に反対） -----	343
1. 議案第6号及び第7号採決 -----	346
1. 議案第1号から第5号まで及び第8号から第16号まで採決 -----	346
1. 請願第41-1号中請願事項②採決 -----	346
1. 請願第50号採決 -----	346
1. 請願第52号採決 -----	346
1. 請願第51号及び第53号採決 -----	346
1. 請願第41-1号中請願事項①、第54号及び第55号採決 -----	347
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	347
1. 議員発議案送付の通知 -----	347
1. 議員発議案第1号から第8号まで追加上程 -----	348
1. 討 論 -----	348
前屋敷恵美議員（議員発議案第1号、第2号に反対） -----	348
1. 議員発議案第1号及び第2号採決 -----	349
1. 議員発議案第3号から第8号まで採決 -----	350
1. 議案第18号から第22号まで上程 -----	350
1. 知事提案理由説明 -----	350
自9月27日（土曜日）	
休 会	
至9月30日（火曜日）	
10月1日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	355
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	355
1. 決算議案に対する質疑 -----	356
前屋敷恵美議員 -----	356
1. 議員発議案送付の通知 -----	359
1. 議員発議案第9号上程、採決 -----	359
1. 議案第18号から第22号まで決算特別員会付託 -----	359
1. 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果） -----	360
自10月2日（木曜日）	
決算特別委員会	
至10月3日（金曜日）	
自10月4日（土曜日）	
休 会	

至10月7日（火曜日）	休	会	
10月8日（水曜日）	決算特別委員会		
10月9日（木曜日）	休	会	
10月10日（金曜日）			
1. 出席議員	-----		363
1. 地方自治法第121条による出席者	-----		363
1. 決算特別委員長審査結果報告	-----		364
押川修一郎決算特別委員長	-----		364
1. 討 論	-----		367
有岡浩一議員（議案第18号に反対）	-----		367
前屋敷恵美議員（議案第18号に反対）	-----		369
1. 議案第18号採決	-----		371
1. 議案第19号から第22号まで採決	-----		371
1. 閉 会	-----		371
<hr/>			
1. 資 料	-----		373
平成26年9月定例県議会日程	-----		375
議案送付文書	-----		377
代表質問時間割	-----		379
一般質問時間割	-----		380
議案・請願委員会審査結果表	-----		381
閉会中の継続審査・調査申出一覧	-----		383
決算議案委員会審査結果表	-----		384
1. 決算特別委員会各分科会主査報告	-----		385
1. 議案議決件名一覧表	-----		395
1. 意見書、その他	-----		399
慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書	-----		401
国会における憲法改正議論の推進を求める意見書	-----		402
労働者保護制度の見直しに関する意見書	-----		403
軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取組の推進を求め る意見書	-----		404
産後ケア体制の支援強化を求める意見書	-----		405
「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書	-----		406
燃料価格高騰に伴う運送事業者への対策強化を求める意見書	-----		407
適正な法曹人口のための法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書	-----		408

決算特別委員会の設置について -----	409
1. 請願一覧表 -----	411
1. 議事経過 -----	431

9月5日（金）

平成 26 年 9 月 5 日 (金 曜 日)

午前 10 時 1 分開会

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	丸 山 裕次郎	(同)
23 番	中 野 一 則	(同)
24 番	中 野 廣 明	(同)
25 番	宮 原 義 久	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	横 田 照 夫	(同)
35 番	十 屋 幸 平	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	押 川 修一郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋 夫
公 安 委 員 長	佐 藤 勇 拓
警 察 本 部 長	坂 口 尊
代 表 監 査 委 員	宮 本 秀 繼
人 事 委 員 長	村 社 秀

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 開 会

○福田作弥議長 これより平成26年9月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○福田作弥議長 会議録署名議員に、緒嶋雅晃議員、井上紀代子議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○福田作弥議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、中野一則委員長。

○中野一則議員〔登壇〕 おはようございます。議会運営委員会の審査結果を御報告いたします。

閉会中の8月29日の議会運営委員会において、本日招集されました平成26年9月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計17件、その内訳は、補正予算2件、条例8件、予算・条例以外7件であります。このほか4件の報告があります。また、さらに決算議案が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査をいたしました結果、会期については、本日から10月10日までの36日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、9月10日から2日間の日程で代表質問、12日から3日間の日程で一般質問を

行います。

代表質問については、質問人数を5名とし、質問の順序及び時間は、まず、自由民主党120分以内、次に、県民連合宮崎60分以内、続いて、愛みやざき、公明党の順で、それぞれ45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を合計13名以内とし、質問順序は、9日が締め切りとなっております通告書の提出を待って決定いたします。質問時間は、1人30分以内といたします。

一般質問終了の後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について所管常任委員会への付託をすることにしております。9月18日から22日までの間で各常任委員会を開催していただき、26日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

その後、10月1日の本会議で、普通会計及び公営企業会計決算議案の審査のため、決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。決算特別委員会は、10月1日から8日までの間に開催していただき、10月10日の最終日に、付託された議案の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会につきましては、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○福田作弥議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○福田作弥議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より10月10日までの36日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 知事発言

○福田作弥議長 ここで、知事から発言の申し出がありますので、これを許します。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。議長のお許しをいただき、発言をさせていただきます。

初めに、今般、私の政治団体と県内の産廃会社に関連して幾つかの報道がなされたところであり、県民の皆さんにも大変御心配をおかけしております。このことについて、議長を初め県議会の皆様に対し御説明をさせていただき、おわびを申し上げたいと存じます。

廃棄物処理法違反、降灰収集運搬業務に係る詐欺事件に係る企業関係者から資金の提供を受けていたということに関しまして、私としてなすべき行政判断を曲げたことは一切ございません。しかし、さまざまな臆測を呼ぶことになり、県議会を初め、県民の皆様にも御心配をおかけすることとなりましたことに対し、心よりおわびを申し上げます。

私としましては、今回の件を正確に把握し、説明責任を果たす必要があると考え、当時の担当者に対して聞き取りなどを行い、一定の整理

を行いましたので、この場をおかりしまして説明をさせていただきます。

まず、産廃会社元役員等からの政治団体への資金提供についてであります。

この件につきましては、当時の会計担当者であった政務秘書の元職員等から聞き取りをし、整理を行いましたので、報告をさせていただきます。

まず、産廃会社元役員から私を支援する政治団体の活動に対し支援したいとの申し出があり、平成23年7月に本人及び関係者の2名分として300万円の提供を受け、元職員が受領したところであります。この資金提供時に、産廃会社元役員から基本的には会費として支払いたいという申し出があったことから、政治団体は300万円を2名分の会費288万円と寄附12万円に分けて会計処理をしております。会計担当者は、300万円全体を預かり金として管理し、毎年一定額を会費等として会計処理することとし、まず23年9月に23年分として50万円を会計処理しております。その後、24年になって一括して処理することが妥当と方針を変更し、24年1月に残りの250万円を受け入れ処理したとのことであります。

本件については、私を支援する政治団体の活動に賛同し、資金的な支援をしていただくという意思に基づいて提供され、受領したものであります。しかしながら、当該会社が廃棄物処理法違反に問われ、また、この元役員が新燃岳の降灰収集運搬業務に係る詐欺容疑で逮捕、起訴されたことから、道義的な面から問題があると判断し、ことし7月に元役員に返還を申し出ており、現時点では返還を保留されておりますが、いつでも返還できるよう別管理をしております。さらに、今回の報道を受けまして、当時の会計処理の妥当性等について

検討を行ったところであります。

その結果、やはり300万円を受領した23年の単年で会計処理すべきではないかと考えられますことから、できるだけ迅速に政治資金収支報告書について修正報告する必要があると判断し、事務局にその旨、指示をしたところであります。まだ政治団体の事務局体制が整わない段階での会計処理でありましたが、先ほど申し上げましたとおり、会計処理に必ずしも適切でない点があることは大変申しわけなく思っております。速やかに修正しますとともに、今後はこのようなことのないよう指導を徹底してまいります。

次に、政務秘書の元後援会職員に対する産廃会社からの資金提供についてであります。

この件につきまして、元職員に対して調査を行った結果は次のとおりであります。

産廃会社から元職員の個人口座に対する振り込みは、平成24年12月から26年3月まで毎月10万円で、計16回の160万円でありました。この振り込みは、産廃会社の元役員が主なメンバーになっている異業種交流会への参加に必要な経費でありました。つまり、元職員が異業種交流会の事務局を頼まれ、元職員も会への出席が必要であったことから、毎月の会費、交流会のときの飲食代等を振り込みの中から支払っていたということでありました。その後、この異業種交流会が解散となったことから、元職員は、その残額を返還することとし、26年3月下旬の時点で約120万円の残額があったため、当該産廃会社に返還しております。異業種交流会に出席するために必要な経費のみ使用し、それ以外に使用したことはないということであり、一部の報道にありました秘書の給料の補充ではないという認識とのことであります。

後援会の職員として、特に政務秘書として重要な職務を担当している立場からすると、特定の異業種交流会の事務局を任され、それに関する資金の提供を受けることは、今回のようにさまざまな臆測を呼ぶこととなりますから、やはり適当ではなかったと考えております。私としましても、責任者としての責任を感じ、事務局の職員に対しては十分注意するよう指導したところであります。

以上、私の政治団体に関する2つの件についての調査結果、そして今後の方針等を説明させていただきました。いずれの件も反省すべき点があり、県民の皆様には御心配をおかけしていることにつきまして、大変申しわけなく思っております。

一方、当該企業につきましては、廃棄物処理法に違反する行為があり、平成25年3月に県はこの企業に対しまして、30日間の施設及び事業の全部停止という処分を行ったところであります。

御報告しましたように、当該企業の元役員から私を支援する政治団体に対して資金提供等が行われたのは事実ではありますが、私としましては、廃棄物処理法違反に対し、国の処理基準にのっとり、厳正な行政判断を行ったものであります。この点につきまして、県民の皆様にはぜひ御理解いただきたいと存じます。

私としましては、今回の件を十分に反省し、議員の皆様を初め、県民の皆様との信頼関係に基づいてしっかりとした県政運営ができるよう、これまで以上に公正公平に留意し、気を引き締めて努めてまいりたいと考えております。

以上であります。〔降壇〕

○福田作弥議長 知事の発言は終わりました。

◎ 議案第1号から第17号まで上程

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第17号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○福田作弥議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 それでは、平成26年9月定例県議会の開会に当たりまして、まず、平成26年8月豪雨により各地で発生した災害におきまして、不幸にもお亡くなりになられた方々とその御遺族に対し、衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

特に広島県では、8月19日から20日にかけての大雨により大規模な土砂災害が発生し、数多くの死者、行方不明者が生じる大災害となりました。県といたしましては、県議会とともに広島県へ災害見舞金を贈呈したところであり、今後ともさまざまな形で支援を行ってまいりたいと考えております。被災者の生活再建と被災地域の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

次に、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、県政に関しまして3点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、新たな国際定期航空路線についてであります。

国際定期航空路線については、これまで新規開設に向けて取り組んでまいりましたが、このたび香港航空により、香港国際空港と宮崎空港を結ぶ新たな国際定期航空路線が開設されることとなりました。運航は週2便で、早ければ12月から就航する予定となっております。本県で

は、東アジア経済交流戦略等に基づき、香港事務所を設置するとともに、農産物等の輸出促進や観光誘客などに積極的に取り組んでいるところであり、今回の香港線の開設は、その直接的な経済効果はもちろんのこと、今後、東アジア経済交流戦略を進め、東アジアの活力を本県に取り込んでいく上で大きな前進であると捉えております。さらには、アジアのハブ空港である香港国際空港を通じて、東アジア地域のみならず、世界に向けた航空ネットワークが一層充実することになると考えております。

本県の国際定期航空路線は、現在就航しておりますソウル線、台北線と合わせ3路線となりますが、いずれも本県の重要な交通基盤として、今後より一層の利用促進を図り、本県経済の発展のため、香港並びに東アジア地域との人的・物的交流の拡大に努めてまいりたいと考えております。

2点目は、ブラジル宮崎県人会創立65周年及び県人移住100周年記念事業についてであります。

去る8月24日、ブラジル・サンパウロ市におきまして、ブラジル全土から本県出身者やその家族など約400名が参加し、「ブラジル宮崎県人会創立65周年及び県人移住100周年記念式典」が盛大に開催されました。

本県からは、福田議長、稲用副知事を初め、県議会、市町村、民間の方々など、総勢約70名が出席し、本県出身者のこれまでの御苦勞をねぎらうとともに、節目となる65周年及び100周年をお祝いしたところであります。

また、高千穂の夜神楽派遣団の皆様の御尽力により、県人会からの要望にお応えして、中南米では初となる「高千穂の夜神楽」の公演も行われ、大盛況の中で、ふるさとの思い出である

夜神楽を堪能していただけたと伺っております。

さらに、ブラジル訪問にあわせましてアルゼンチンを訪問し、創立50周年を迎えるアルゼンチン宮崎県人会との交流会も実施したところであります。

訪問団においては、両国で心温まる歓迎を受け、また、それぞれの地で活躍する県人会の皆様のごふるさと宮崎に対する熱い思いと強い結束力に接し、大いに感銘を受けたとのことであり、今回の訪問を契機に、両県人会の皆様と本県とのきずながより強固なものとなり、今後、一層の交流及び相互理解の促進につながっていくことを期待しております。

3点目は、現在本県で開催されております「第6回女子野球ワールドカップ2014宮崎大会」についてであります。

女子野球ワールドカップ大会につきましては、今から10年前、平成16年に第1回大会がカナダで開催され、以来2年に一度、国際野球連盟の主催により開催されているものであります。

6回目となる宮崎大会につきましては、9月1日から7日までの日程で、日本を初め、アメリカ、オーストラリアなど8つの国と地域が参加して開催されており、私も9月1日にサンマリスタジアム宮崎で行われた開会式に出席し、開催地を代表して歓迎の挨拶を行ってきたところであります。現在、女子野球のトッププレーヤーにより、国と国との威信をかけた世界一を決定する戦いが繰り広げられており、日本代表「マドンナジャパン」は3連勝と好調なスタートを切ったところであります。

このような国際大会が本県において開催されますことは、宮崎の魅力を国内外に発信する絶

好の機会であることはもちろんのこと、本県が進めておりますスポーツランドみやぎきの今後の取り組みに大きく弾みをつけることになるものと考えております。2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を控える中、今後とも、スポーツランドみやぎきの確立に向け、市町村や関係団体と連携を図りながら、国際的なイベントはもとより、日本代表クラスの合宿など、さまざまなスポーツキャンプ・イベントの誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計39億1,492万9,000円、特別会計2,470万円であります。このうち一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金5,452万8,000円、使用料及び手数料37万5,000円、国庫支出金8億5,390万9,000円、寄附金100万円、繰入金4億9,123万4,000円、繰越金21億8,993万8,000円、諸収入4,564万5,000円、県債2億7,830万円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,802億7,832万6,000円となります。

なお、ただいま申し上げました歳入財源の中に、新たに10月から、県総合運動公園及び運動公園内の5施設を対象にネーミングライツを導入することに伴いまして、そのネーミングライツ料、年4,000万円の半年分となる2,000万円を計上しております。

以下、今回補正予算案に計上しました主な事業について御説明いたします。

まず、「みやぎきの空」航空ネットワーク活性化・利用促進事業につきましては、先ほど御報告いたしました宮崎—香港線の開設に伴い、路線の安定的な運航を図るため、宮崎空港

振興協議会を通じ、運航会社に対し運航経費の支援を行うものであります。

また、「東アジア等観光誘客推進事業」につきましては、同様に、香港線の開設に伴い、みやぎ観光コンベンション協会を通じて、旅行会社等への送客支援や旅行商品の造成支援などを行うほか、メディアとタイアップしたキャンペーンの実施など、香港からの誘客の促進を図るものであります。

次に、「産学官金連携による地域経済循環創造事業」につきましては、鶏ふん発電の焼却灰など、地域で大量に発生する副産物を新たに資源として活用することで、安価で高性能な土づくり肥料を開発した地元企業の取り組みを金融機関等とともに支援し、地域資源の循環による地域経済の活性化等を図るものであります。

次に、「県立芸術劇場大規模改修事業費」につきましては、県民の多様な文化活動を促進するための環境整備を図るため、老朽化した県立芸術劇場の空調設備等の更新を行うものであります。

次に、「医療施設スプリンクラー等整備事業」につきましては、医療施設における防火体制の充実を図るため、有床診療所が実施するスプリンクラーの整備に対して支援を行うものであります。

次に、「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点化モデル事業」につきましては、薬局及び薬剤師を活用した県民への健康支援を行うため、拠点となる薬局において、肝炎や糖尿病等に関する健康相談や必要な支援等を行うものであります。

次に、「施設開設準備経費助成特別対策事業」につきましては、老人福祉施設の円滑な開設を図るため、認知症高齢者グループホーム等

を開設するに当たって必要となる経費等に対して支援を行うものであります。

次に、「子育て支援対策推進事業」につきましては、地域における子育て環境の充実を図るため、市町村が実施する一時預かり事業の拡充や放課後児童クラブの開所時間の延長等に対して支援を行うものであります。

次に、「大型クルーズ船誘致環境整備事業」につきましては、今般、大手のクルーズ船運航会社が、来年6月に16万トン級のクルーズ船を上海に配船する予定となったことから、今年度、油津港に整備することとしております大型クルーズ船の係留施設を、当初予定しておりました13万トン級から16万トン級に対応できる施設とするために必要な整備を行うものであります。

次に、「産学官連携試験」につきましては、国の研究機関の委託を受け、畜産試験場におきまして、大学等と連携して、飼料用米を活用した完全国産飼料の研究や、本県の気候に適した乳牛の飼養管理技術の開発等に取り組むものであります。

次に、「特別支援学校スクールバス整備事業」につきましては、障がいのある児童生徒の安全で安心な通学手段の確保を図るため、老朽化した特別支援学校のスクールバスの更新を行うものであります。

最後に、公共事業であります。砂防事業につきましては、土砂災害防止のために必要な基礎調査費を増額し、土砂災害防止法に基づく土砂災害危険区域等の指定の推進を図るほか、港湾における海岸保全施設の長寿命化対策や土地改良事業等を行うものであります。

主な事業についての説明は以上ですが、これらの事業のほか、平成25年度の決算に

より生じた剰余金の一部について、地方財政法の規定に基づき、県債管理基金への積み立てを行うこととしております。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、薬事法の一部改正や、現在、食品開発センターに整備を進めておりますフード・オープンラボの供用開始に伴い、関係する使用料及び手数料の改正等を行うものであります。

議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、母子及び寡婦福祉法の一部改正及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律に規定する経過措置が終了することに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第5号「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、母子及び寡婦福祉法の一部が改正されることから、関係する3つの条例について、引用法令名等の改正を行うための条例を制定するものであります。

議案第6号「宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例」は、認定こども園法の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の認可等に係る意見を子ども・子育て支援会議に求めるため、同会議の調査審議事項に当該意見に係る事項を追加するための改正を行うものであります。

議案第7号「宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例」は、認定こども園法の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定めるための条例を制定するものであります。

議案第8号「宮崎県薬事審議会条例及び宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例」は、薬事法の一部改正に伴い、関係条例における引用法令名の改正を行うものであります。

議案第9号「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例」は、ウナギ稚魚の取扱いに係る登録に関して、暴力団員等の排除を徹底するための改正を行うものであります。

議案第10号「宮崎県病院局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例」は、県立延岡病院に専用水道を設置することに伴い、水道法の規定に基づき、水道技術管理者の資格基準を定めるための条例を制定するものであります。

議案第11号は、災害時の通信手段の確保を図るため、現在整備を進めております新総合防災情報ネットワーク整備事業に係るデジタル無線設備の整備工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第12号は、県営広域営農団地農道整備事業の西臼杵5期地区のトンネル工事について、設計変更及び公共工事設計労務単価等の著しい上昇が生じたため、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第13号は、主要地方道宮崎西環状線社会资本整備総合交付金事業の松橋工区の橋梁上部

工事について、また議案第14号は、同事業松橋工区の高架橋上部工事について、いずれも公共工事設計労務単価等の著しい上昇が生じたため、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第15号及び第16号は、がんの早期発見のための集団検診に使用する胃がん検診車及び乳がん検診車の取得について、それぞれ、財産に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第17号は、人事委員会委員江夏由宇子氏が平成26年10月7日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく江夏由宇子氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○福田作弥議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす6日から9日までは、議案調査等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時36分散会

9月10日（水）

平成 26 年 9 月 10 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有岡浩一	(愛みやざき)
4 番	凶師博規	(同)
5 番	西村賢	(同)
6 番	松村悟郎	(自由民主党)
7 番	内村仁子	(同)
8 番	岩下斌彦	(同)
9 番	後藤哲朗	(同)
10 番	右松隆央	(同)
11 番	二見康之	(同)
12 番	清山知憲	(同)
13 番	福田作弥	(同)
14 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡辺創	(県民連合宮崎)
17 番	田口雄二	(同)
18 番	高橋透	(同)
19 番	星原透	(自由民主党)
20 番	蓬原正三	(同)
21 番	井本英雄	(同)
22 番	丸山裕次郎	(同)
23 番	中野一則	(同)
24 番	中野廣明	(同)
25 番	宮原義久	(同)
26 番	山下博三	(同)
27 番	徳重忠夫	(無所属クラブ)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太田清海	(県民連合宮崎)
30 番	井上紀代子	(同)
31 番	鳥飼謙二	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	横田照夫	(同)
35 番	十屋幸平	(同)
36 番	外山三博	(同)
37 番	坂口博美	(同)
38 番	中村幸一	(同)
39 番	押川修一郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	稲用博美
副知事	内田欽也
総合政策部長	橋本憲次郎
総務部長	成合修
危機管理統括監	金丸政保
福祉保健部長	佐藤健司
環境森林部長	徳永三夫
商工観光労働部長	茂雄二
農政水産部長	緒方文彦
県土整備部長	大田原宣治
会計管理者	舟田美揮子
企業局長	四本孝一
病院局長	渡邊亮一
財政課長	阪本典弘
教育委員長	齊藤和子
教育長	飛田洋
警察本部長	坂口拓也
選挙管理委員長	後藤仁俊
代表監査委員	宮本尊
人事委員会事務局長	亀田博昭

事務局職員出席者

事務局局長	大坪篤史
事務局次長兼総務課長	山内武則
議事課長	亀澤保彦
政策調査課長	高林宏一
議事課長補佐	内野浩一朗
議事担当主幹	松吉浩
議事課主査	松本英治
議事課主任主事	川崎一臣

◎ 代表質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり、取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、自由民主党、十屋幸平議員。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県議会自由民主党の十屋幸平でございます。きょうは、日向市から私の後援会の皆さんが議会の傍聴においでいただいております。ありがとうございます。

まず初めに、広島県など各地の豪雨災害で不幸にもお亡くなりになりました方々とその御家族に対し、衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、自由民主党会派を代表いたしまして質問をさせていただきます。

まず、新聞報道にありました、知事の政治団体に対し、産廃会社役員からの資金提供について質問をいたします。

本件については、開会日の冒頭に知事から詳細な説明がありました。今回の問題は2点、1つは、知事の政治団体に対し300万円の資金提供が行われていたこと、また、知事の政務秘書に対し、当該会社から160万円の資金提供が行われていたということであります。私を初め、県民の皆様は、新聞報道を見る中で、クリーンイメージの河野知事にこのようなさまざまな臆測を

呼ぶ報道がなされたことは、驚きとともに非常に残念であります。今議会の報告でもありましたように、東九州自動車道路の開通や、新たに宮崎と香港の国際定期航空路線の開設、フードビジネスを初めとする成長産業の育成等、明るい話題もあります。そのような中で、知事は昨年11月に2期目への出馬を表明され、「東九州の新時代」を標榜し、頑張っておられると認識をいたしておりましたが、今回の報道で県政が停滞するのではないかと心配しているところがあります。知事は、議場におきまして、「議会を初め、県民の皆様にご心配をおかけすることとなりましたことに対し、心よりおわび申し上げます」と述べられておりますが、県民の皆様の不安や御心配を払拭するためには、再度、明確な答弁を求めたいと思います。つまり、今回の一連の問題について、その経緯と現時点での対応を御説明ください。

次に、知事の政治姿勢の2点目についてお伺いいたします。河野知事は、平成17年、総務部長として宮崎に着任されて、平成23年1月に、「みやざき新生～口蹄疫からの再生・復興 明日のみやざきの礎づくり」を掲げて知事に就任されました。そして、就任直後の高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火災害、さらに東日本大震災への対応など、さまざまな困難に直面し、その対策に誠実に取り組んでこられたと推察をいたします。そこで、知事の基本政策の口蹄疫からの再生・復興、産業・雇用づくり、人材・くらしづくり、また、政策推進の基本姿勢について総括をお伺いするとともに、あわせて、今回の資金提供の反省を踏まえて、2期目で取り組む施策と決意について知事にお伺いいたします。

次に、警察本部長にお伺いいたします。

本県の、犯罪が起きにくいまちづくり、交通事故のないまちづくり、いわゆる安全・安心なまちづくりを考えるに、本県の刑法犯の認知件数は、平成14年度の約1万8,000件をピークに、昨年は約8,000件に減少している一方、報道では、本県でも残虐な殺人事件やバスジャックといった凶悪事件が発生しております。また、高齢者が汗水を流して老後のためにこつこつと一生懸命に蓄えたお金をだまし取る卑劣な特殊詐欺も連日発生しております。警察本部としても、自動通話録音・警告機を無料で貸し出しするなど、対策をとられております。しかしながら、現在のこのような状況は、県民が本当に治安がよくなったと実感できる状況には至っていないと考えます。

警察本部長は、「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」という運営方針を基本に、積極的に警察活動を推進すると述べております。また、警察本部長の趣味はベンチプレスで、自己ベストが120キロと伺っており、県民の安心・安全のまちづくりには頼もしい、警察本部長の意気込みと決意をお聞かせいただきたいというふうに思います。

以下の質問につきましては、質問者席から質問を行いたいと思います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

まず、私の政治団体等への資金提供についてであります。

まず、この件につきまして、県議会の皆様を初め、県民の皆様に変御心配をおかけしましたことを心よりおわびを申し上げます。

初めに、私の政治団体に対する資金提供に係る経緯について御説明をいたします。

まず、産廃会社元役員から、私を支援する政

治団体の活動に対し支援したいとの申し出があり、平成23年7月に300万円の提供を受け、当時の会計担当者でありました政務秘書の元職員がこれを受領し、2カ年にわたって会費及び寄附として会計処理をしたところであります。しかしながら、当時の会計処理の妥当性などについて検討を行いました結果、300万円を受領した23年の単年で会計処理をしたほうが適切であると判断し、政治資金収支報告書について修正報告するよう事務局に指示をしたところであります。

また、当該会社が廃棄物処理法違反に問われるとともに、この元役員が、新燃岳の降灰収集運搬業務に係る詐欺容疑で逮捕・起訴されたことから、道義的な面から判断をし、ことし7月に元役員に返還を申し出たところであります。なお、今回、詳細な調査を行う中で、元役員から、平成24年1月に別途1万4,000円の寄附が行われているのを確認しましたので、これにつきましても、あわせて返還をしたいと考えております。

次に、元政務秘書に対する産廃会社からの資金提供についてであります。平成24年12月から平成26年3月まで、元政務秘書個人に対し、合計で160万円の資金提供がありました。これは、元政務秘書が個人として事務局を頼まれ、産廃会社の元役員が主なメンバーになっておりました異業種交流会への参加に必要な経費でありましたが、この異業種交流会が解散となったことから、元職員は、平成26年3月下旬時点の残金約120万円を当該産廃会社に返還しておりました。後援会の職員として、特に政務秘書として重要な職務を担当している立場からいたしますと、特定の異業種交流会の事務局を任され、それに関する資金の提供を受けることは適当では

なかったと考えており、現在の事務局の職員に対し、十分注意をするよう厳しく指導したところでございます。

私としましては、今回の2つの件を十分に反省し、議員の皆様を初め、県民の皆様との信頼関係を大切にしながら、しっかりとした県政運営ができるよう、これまで以上に公平公正に留意し、気を引き締めて努めてまいりたいと考えております。

次に、1期目の総括と2期目の決意についてであります。私は、4年前、県民の皆様、口蹄疫からの再生・復興に全力で当たること、そして、明日のみやぎの礎を築くことをお約束して、第53代宮崎県知事に就任させていただきました。この間、県議会の皆様を初め、市町村、関係機関等の御協力をいただきながら、目標の達成に向けて、宮崎発展のため一所懸命の精神で邁進をしてまいりました。

まず、口蹄疫からの再生・復興につきましては、まだまだ課題はありますものの、宮崎牛の日本一2連覇を経て、本県畜産の新生に向けた一定の道筋をつけることができ、現在も、「忘れない そして前へ」を合い言葉としまして、力強く前に進んでいるところであります。

また、産業・雇用づくりにつきましては、復興から新たな成長へと県政の軸足を移しまして、本格的な景気回復と揺るぎない産業基盤の構築に向けて、着実に進む東九州自動車道等の社会基盤の整備と連動させながら、フードビジネスや医療機器産業、東アジア市場開拓などの成長産業の育成・加速化に重点的に取り組んでいるところであります。

人財づくりにおきましては、本県の将来にわたる発展を担い、地域を支える人財を育成することを目的としました20億円の基金の設置を初

め、県民全体で子供と子育て家庭を支援します未来みやぎ子育て県民運動を展開しているところであります。

くらしづくりにつきましては、ドクターヘリ、ドクターカーの導入によります県民の皆様の安心・安全なくらしづくりや、南海トラフ巨大地震に関する本県独自の被害想定などを踏まえた防災・減災対策の強化、また、大規模災害時に県民の生命・財産を守る災害対策本部機能を有する防災拠点庁舎の整備にも取り組んでいるところであります。

さらに、政策推進の基本姿勢に掲げました「対話と協働」に基づきまして、宮崎県・市町村連携推進会議でありますとか、ふれあいフォーラムなどを開催し、市町村や県民の皆様との丁寧な対話にも心がけてきたところであります。

以上、この4年間の取り組みによりまして、私の政策提案に掲げたそれぞれの政策につきましては、まだまだ課題は多いものの、一定の成果が上がったものと考えているところであります。

県政には、経済・雇用対策はもちろんのこと、本格的な人口減少社会の到来や、巨大地震等を想定した防災・減災対策、地域医療の確保や子育て支援対策など、重要課題がまだまだ山積しております。このため、私は、県民の皆様とともに、活力にあふれ、国内外に開かれた宮崎の新時代を築くこと、そして、その先に豊かさを実感できる宮崎を実現できることを目指しまして、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

こうした課題に取り組み、また、県政を前進するに当たりましては、明確なビジョンを示す構想力とそれを力強く推進する実行力が求めら

れるものと考えておりますが、口蹄疫からの再生・復興に取り組み、また、フードビジネス等の振興につきまして理念や工程を示し、先頭に立って推進し、県政を前に進めてまいりました私にしかできないものと自負をしておるところでございます。

今回の私の政治団体等をめぐる案件で、政治家として多々反省すべき点があり、皆様に御心配をおかけしたところでございますが、この教訓を胸に刻み、今後、二度とこのような事態を引き起こさないということを肝に銘じ、これまで以上に公平公正に留意し、宮崎の発展のために取り組んでまいりたいという決意でございますので、今後とも、県民の皆様の御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（坂口拓也君）〔登壇〕 お答えいたします。

議員のお話にありましたとおり、本県警察では、「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」を運営方針としまして、犯罪や交通事故の抑止対策、災害等重大事案への対処、重要犯罪の徹底検挙といった各種の取り組みを推進し、安全で安心な宮崎を目指しているところであります。県民の皆様に安全・安心を実感していただくためには、こうした取り組みを今後もしっかりと継続していくことが第一であると考えております。

私は、先日着任した際に、職員に対して、「県民の役に立つという熱い気持ちを持つこと」「県民の役に立つための確かな技術を身につけること」を指示したところでありますが、私自身も熱い気持ちを持って、このすばらしい宮崎県の治安を守るためにしっかりと取り組んでまいり覚悟であります。以上であります。

〔降壇〕

○十屋幸平議員 次に、資金提供について再度質問いたします。今回の後援会の問題で最も重要で、県民が懸念しておりますことについて伺います。つまり、知事の後援会が、廃棄物処理法違反や詐欺事件で公判中の人物から資金提供を受け、さらに、知事の政務秘書が同社から資金提供を受けていた中で、廃棄物処理法違反事案への対応を初め、不適切な判断や対応がなされていないということを、知事は自信を持って「ない」と断言できるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回、この当該企業の廃棄物処理法違反の事案に対しましては、国の処分基準にのっとり、厳正に対処したところでございます。具体的には、30日間の施設及び事業の全部停止処分を行ったところであります。当該企業は、この処分を不服として行政事件訴訟を提起し、あわせて、この30日間の業務停止処分は重過ぎるとして当該処分の執行停止の申し立てを行ったところでございますが、この訴訟におきまして、最終的に裁判所は、県が行った行政処分が妥当であったとの判決を出していただいているところであります。具体的には、本件改ざん行為の重大性に鑑みれば、基準にのっとり30日間業務停止処分は相当と認められるというような判断がなされたところでございます。このように、当該企業に対し、しっかりとした基準のもとに、法にのっとりて厳正な処分を行ったところでございます。

○十屋幸平議員 次に、資金提供及びその会計処理について幾つかお伺いをいたします。

まず、先日の説明の中でもありましたが、平成23年に受け取った300万円について、ことし7月に返還を申し出たということでもあります。返

還を決意した理由と、また、なぜこの時期に意思決定をしたのか。つまり、廃棄物処理法違反の事案の発生時点で返還すべきではなかったかという点について、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) まず、返還を決意した理由についてであります。平成23年当時にそのような資金提供を受けたことについて、法律上の問題があるとは考えておりません。しかしながら、その後、今、御説明しましたような廃棄物処理法違反の事案があったということ、さらに続けて詐欺事件で逮捕・起訴されるという事態に至ったということになり、道義的な観点から、このような方からそういう資金提供を受けるのは問題であろうという判断のもとに、返還するという判断を下したところでございます。

判断のタイミングについて今、御指摘がございました。これについてはいろんな御意見、御指摘がある。しっかり私としても受けとめたいというふうに考えております。廃棄物処理法違反が明らかになった時点で一定の検討は砕いたところではございますが、行政処分との兼ね合いで、これも臆測を生むようなことがあってはいけないということで、また、訴訟が起こされたということで事態が動いておったということもございまして、その推移を見守るということを考えてところでございます。続けて、別途の事案でございまして、詐欺事件で逮捕・起訴されるというようなこと、そして、廃棄物処理法違反に関する行政事件訴訟につきましても一定の結論が得られたということ踏まえて、6月中旬に判断をし、相手方に申し出たのは7月になってからという状況でございます。

○十屋幸平議員 訴訟中であるということだと思いますが、やはり判断というのは即座にすべきだったというふうに思います。

次に、収支報告書についてでありますけど、知事の説明の中で、資金を2カ年にまたがって処理した点について報告書の訂正を行うと述べられました。過去の処理について妥当でない点がある場合、それを改めるのは当然だと思います。そこで、訂正を行わなければならない理由、さらに、今回の1人144万円、2人で288万円という多額の金額を会費として処理しておりますが、これを寄附として訂正する考えはないのか。つまり、いろいろなお話がありますように、名前を出してほしくないという報道もありましたけれども、これは、やはり額からすると寄附ではないのかなと思っておりますが、その考えをあわせて知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 政治資金収支報告書の修正の理由、考え方についてであります。300万円の資金につきましては、平成23年7月に受領したものであります。会計担当者がこれを全体を預かり金としてまず管理し、23年の9月に50万円を、24年1月に残りの250万円を受け入れの処理をしたところでございます。しかしながら、政治資金規正法の趣旨、その年の全ての収支等を報告し公開するというこの趣旨に基づきまして、資金提供をいただいた平成23年の収支報告に全てを計上するのがより適正ではないかという判断のもとに、今回、修正を行うものでございます。

次に、会費の扱いについてでございます。本件は、相手方から、会費としてということで協力したいとの申し出を受け、受け入れたものでございます。政治資金規正法上、会費というものの定義でございますが、政治団体の規約等に基づく金銭上の債務の履行として、政治団体の構成員が負担するものを意味するというところでございまして、金額等の多寡によって会費と寄

附を区別するというような基準はないところでございます。今回の申し出というものが、あくまで資金提供者の会員として政治団体の活動を支援したいという意思に基づくものでありまして、規約に基づき会費として扱うこととしておりまして、今回のケースにつきましては、さかのぼって寄附に修正することは考えていないところでございます。

なお、今後、この政治資金につきましては、今回のような疑念を抱かせることがないよう、その取り扱いについては十分慎重に検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 いろいろな報道がありまして、今回の会計処理及び政治資金収支報告書を「虚偽報告か」というようなものもありました。この点について知事の認識をお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今回の資金提供の処理の仕方についてでございますが、相手方から基本的に会費としてという申し出を受けて、当時の処理としては、何年かにわたっての会費と取り扱うということで会計処理を行ったものでございます。政治資金の取り扱いになれておらず、必ずしも適切な処理となっていない点については、十分反省をしてみたいというふうに考えておりますが、全ての収入を記載しており、それを隠すだとか、ごまかすといったような意図を持って故意に行われたものでございませぬので、いわゆる政治資金規正法にいう虚偽記載には当たらないものと考えております。

○十屋幸平議員 今回問題となっております産廃業者の元役員との関係について伺いますが、知事は、元役員の方といつ、どこで、どのような形で知り合ったのか。また、資金提供の問題ですが、これ以外にその関係を疑われるような

おつき合いはなかったのか、事実関係をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 元役員と知り合った時期等についてであります。正確な日時を覚えていないわけではございませんが、平成22年10月に私が退職をし、12月に知事選を迎えたわけでございますが、私が地縁血縁もない中で、当時は東国原前知事のスタッフに連れられまして、前知事のいろんな支援者の関係の方とかを挨拶回りをさせていただいたところでございまして、その中で、挨拶回りをする中で元役員と面識を得たということでございます。

また、この元役員とのつき合いについてであります。知事就任後、政治団体の支援者の中の一人として4～5回程度お会いをしたところでございますが、これはあくまでもほかの支援者と同等の形での接点の持ち方ということでございまして、御指摘がありますような不適切などというところは一切ないところでございます。

○十屋幸平議員 今、その役員の方と4～5回お会いしたということでもありますけれども、知事としては県のリーダーでありまして、このような関係を4～5回持ったことについての知事の認識を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) これは大変、今後身を慎み、注意すべき点であろうかというふうに考えております。知事という立場で多くの方と出会い、例えば名刺交換をし、多くの方と会合で席をともにする、食事をすることもある、また、写真を撮るようなこともあるわけでありませぬ。そのような中で、このような事案がありませぬと、さまざまな臆測を呼びかねないということは、大変貴重な教訓として肝に銘じなければならないというふうに考えておるところでござ

います。県民の皆様にご心配をおかけしたことにつきましては、不徳のいたすところであり、大いに反省をしておるところでございます。今後、二度とこういった臆測を呼ぶような事態を引き起こさないよう、しっかりと身を引き締め、公平公正な県政運営に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○十屋幸平議員 次に、選挙管理委員長にお伺いいたします。

これまでの一連の報道について答弁をいただきましたが、政治資金収支報告書を訂正する手続については問題ないのか、選挙管理委員長に見解をお伺いいたします。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 政治資金の収支を国民の前に正しく報告するという制度の趣旨から、収支報告書の訂正手続を行うこと自体は問題ございません。以上です。

○十屋幸平議員 こればかりで時間をとられても、ほかの県政の課題もありますので、私から一言、意見を言わせていただきたいと思えます。資金提供に関する質問はこれで終わりますけれども、河野知事には、宮崎県のリーダーとしての自覚をしっかり持っていただき、脇を締めて責任ある行動をとっていただきますように強く要望いたして、この質問を終わります。

次に、政策のお話をさせていただきたいと思えます。平成27年度の予算編成について伺います。国においては、来年度予算案が101兆円台の概算要求額が示されました。人口減対策や地方創生などの予算も盛り込まれておりますが、消費税率10%の引き上げ、法人税率引き下げや高齢化での年金や医療費などの社会保障費の自然増などが、今後の国の予算編成にどのような影響があるのか、注視していかなければならないと考えます。

また、本県のような地方においては、いわゆるローカルアベノミクス効果が実感できていない現状であり、農林水産業など地域経済の衰退に目を向け、県民が生活の将来像を描けるきめ細やかな取り組みの推進が必要であります。県においては、来年度予算編成に当たり、国に対して、地域経済の活性化、人口減対策、防災・減災対策の推進などの課題に責任を持って取り組むため、地方税財源を持続的・安定的に確保する必要があります。そこで、県の平成27年度当初予算編成についての基本的な考え方と予算確保の取り組みについて、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の財政であります。医療・介護といった社会保障関係費、これが毎年何十億というオーダーでふえ続けておるところでございます。今後、公共施設の老朽化対策などにも多額の負担が見込まれますことから、まずは、基金の取り崩しに頼らない、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みというものを、引き続き着実に実行する必要があると考えております。

一方で、御指摘がありました、本県の本格的な景気回復、また県民の皆様ご自身の安全・安心確保のために、地域経済の活性化や人口減少対策、防災・減災対策など、重点的に取り組むべき課題があるところでございます。

このため、来年度の予算編成に当たりましては、国の予算編成、また地方財政対策などの動向を踏まえつつ、選択と集中という考え方のもとに、本県が抱える課題に的確に対応した優先度の高い事業というものを積極的に取り組む必要があると考えております。

また、特に、地方交付税を初めとします地方税財源の充実につきましては、国に対して強く

要望しているところでございます。自主財源に乏しい本県にとっては貴重な財源でございます。今後とも、機会を捉え、重ねて要望してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 今、予算編成の中で選択と集中というのがよく言われるんです。選択というのはあくまでも、今までの既存の事業があって、その中から選んでこれを重点的にやるという発想だと思うんです。それともう一つは、やはりこれだけ人口減とか地方財政のことが言われる中で、新しく柔軟な発想をして事業を組み立てなければ、これまでの事業を名前を変えて取り組むというだけではなくて、先ほど私も質問させていただきましてように、県民の皆さんがそれで潤えるような、そういう考えのもとに予算編成をやっていただきたいというふうに思います。

次に、国体についてお伺いをいたします。8月11日、県立武道館会議室におきまして、宮崎県体育協会に所属の各競技団体の会長が会議を開きまして、本県の次期国体・全国障がい者スポーツ大会の開催に向けて協議をいたしました。今後取り組むべき課題として、施設の老朽化による施設整備、指導者の確保、選手の強化、それから競技力の向上などが出されました。結果は、全競技の会長は、2巡目国体を誘致する方向で全会一致で承認をいたしました。

その中で、国体開催を迎える県では、10年から11年をかけて準備を進めております。それで本県の場合の予定ですけれども、本県の平成38年の開催予定を考慮すると、リハーサル大会が2年前倒しになりますので、平成36年には施設整備等の準備が完了していないと開催できません。2巡目国体を開催するに当たって、早く招致表明をすべきだと考えますが、知事の見解を

お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県における国体開催であります。宮崎の魅力を全国に向けて発信する貴重な機会だというふうに思いますし、スポーツランドみやぎのさらなる推進に、大きく弾みをつけるものと考えております。先日、各競技団体の会長などが集まります県体育協会の会議におきまして、2巡目国体の招致を目指していくという方向性が、今御指摘がありましたように、確認をされたということでございます。国体開催に当たりましては、選手の育成・強化や競技役員などの確保・養成、さらには競技施設の選定・整備など、開催招致に向けた準備の進め方について整理すべき課題がありますので、それらについては既に担当部局に命じ検討させているところでございます。

招致表明という御指摘でありました。この招致表明というような段階に当たりましては、全県的な盛り上がりであり、いろんな手順を踏む必要があるというふうに考えておるところでございます。早期にその判断ができますよう、県体育協会や競技団体等とこれまで以上に連携を図りながら、機運の醸成、また、さまざまな準備に一層努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 第1回目、昭和54年ですけれども、そのときは、資料を見ますと、昭和38年に決意表明して、それから置県80周年の事業として、そろっていなかった各体育施設等を整備したんです。市町村の小学校とか中学校の改造とか改築、新築、さまざまやりました。ですから、やはり早目にやらないと、財政厳しい中ですから大変厳しいと思いますので、ぜひ早目の表明をお願いしたいと思います。

それから次に、総合交通体系について伺いま

す。

今議会冒頭に、東アジア経済交流戦略に基づきまして、新規国際航空路線の香港航空が宮崎—香港線の国際定期路線を開設されたと報告がありました。県では、アジア市場の開拓、フードビジネスの推進などの人的・物的交流拡大を目的に、昨年6月に香港事務所も開設をして、東アジアの活力を積極的に取り込むべく事業を推進されております。そこで、現在の台北線、ソウル線と合わせて3路線となり、観光誘客や経済交流が一層活発になると考えますが、香港線の開設に伴って、今後の見通しと、県として期待することはどのようなことがあるのか、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 香港線につきましては、東アジア経済交流戦略を推進する中、航空会社等に対し、定期路線の開設に向けた働きかけを行ってきたところでございまして、その結果、今回の就航につながったものであります。香港線は、ことし3月に就航した鹿児島県の路線が、搭乗率約80%、また外国人利用者が9割を占めておりますことから、本県においても、外国人観光客を中心に高い搭乗率を見込むことができるものと考えております。

昨年の香港から県内への宿泊者数は約8,500人となっておりますが、香港線の就航により観光客の大幅な増加が見込まれる上、香港からの観光客のお客様は、旅行先における支出単価が高いというデータもございますので、高い経済効果を生むものと期待しているところでございます。

また、御指摘がありましたように、昨年6月に香港事務所が開設され、物的・人的交流やフードビジネスなどにおいて、香港における県内企業等のビジネスチャンスが広がっておりまし

て、香港線の就航は、輸出の促進も含め、その後押しをするものであると考えております。

さらに、アジアの拠点である香港と直行便で結ばれることで、中国本土、また東南アジアなどとのネットワークが一層充実することになりますので、ビジネスの拡大、及び2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた観光誘客等の一層の拡大を図ることができるのではないかと、大いに期待しているところでございます。

○十屋幸平議員 次に、長距離フェリーのリプレースについてお伺いいたします。本県の物流対策は、海上交通での国際コンテナ貨物の取り組みと国内大消費地へ第1次産業等の物流があります。国際コンテナ貨物は、細島港を中心に着実に実績を上げております。片や国内物流対策は、大消費地から遠い本県にとって重要な課題であります。物流の最大の担い手でありますトラック業界では、運転手の過重労働、担い手不足や燃油高騰など、本県の物流に大きな影響が出ております。また、トラック業界と連携して、宮崎の農畜産物や工業製品等を輸送する海上輸送においても、燃油高騰が経営に大きく影響しております。今回は、特に、大阪航路から神戸航路へ航路変更する宮崎カーフェリーの船舶のリプレースについて質問いたします。

この質問は、平成25年2月議会でも質問いたしました。当時は、稲用副知事が総合政策部長で、次のように答弁されております。「リプレースに当たりましては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の中に船舶共有建造制度があり、この活用も考えられます。その活用等に向けて支援してまいりたい」と答弁をされました。しかしながら、現状は依然として厳しい状況にあります。もし万が一、宮崎カーフェ

リーのリプレースができなければ、本県物流にとって大きな打撃であります。そこで、長距離フェリーの船舶の更新について、県としてどのように対策を行っていくのか、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 本県発着の長距離フェリーは、本県と関西圏を直接結び、農業や工業、観光など、本県の産業を支える重要な航路であると認識しております。また、その使用船舶は就航から約17年を経過しております。御指摘のような燃油価格の高騰の問題もあり、その抜本的な解決のためには、燃費のよい船舶への更新は避けられない課題と認識しております。

しかしながら一方で、船舶の更新には、毎日の運航のために必要とするのは2隻ということになります。合わせて120億円以上という多額の費用が見込まれるところでございます。したがって、船舶の更新を行うためには、まずは運航会社の経営の安定化が重要であると考えております。このため現在、県といたしましては、長距離フェリー航路活性化緊急対策支援事業、また物流効率化支援事業などにより、航路の利用を促進し、経営力の強化が図られるよう支援しているところでございます。

今後、船舶の更新に向けましては、モデルシフトの観点も含め、航路を守る意義やあり方について、関係団体の意見を幅広く伺いながら、よりよい方法を探り、国などに働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 去年質問させていただいて、経営改善ということで、かなり企業の方も努力をされて、これだけ燃油が上がらなければ、赤字から黒字転換という話も伺っておりますけれども、この燃油高騰に関しましては、県独自で

はどうにもならない。国でもなかなか厳しい。そういうときに、物流という観点からすると、宮崎はどうしてもこれをなくすわけにいかない。それで、何らか県が主導していろいろやるべきだと思います。我々も考えますに、荷主さんとか船主さん、トラック業界さんとかいろいろな関係団体があると思うんです。ですから、そういう協議会を立ち上げて、どうするのかということを実際に考えていただきたいというふうに思っております。答えは求めませんけれども、これはぜひそういう方向でやっていただきたいというふうに思います。

次に、次期総合計画についてお伺いいたします。次期総合計画の策定が審議されておりますが、野村総合研究所顧問の増田寛也氏ほか、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」に基づき、市区町村別将来推計人口を発表されました。「2040年、地方消滅。「極点社会」が到来する」という大変ショッキングな推計が出されました。2040年、全国896の市区町村が消滅可能都市に該当して、523市区町村は人口が1万人未満となり、消滅の可能性がさらに高まると述べられております。また、人口減少の要因は、20歳から39歳までの若年女性の減少と、地方から大都市圏、特に東京への若者の流出の社会減、そして、合計特殊出生率の低下による自然減などが地方にとって大きな課題でもあります。

そこで、国は「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、地方創生に向けて総合戦略の検討を始め、都道府県には、政府の戦略を参考に、都道府県版の総合戦略をつくる努力義務を課しました。そこで、人口減少問題を、県では次期総合計画にどのように反映させていくのか、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 人口減少の問題は、社会経済の持続可能性を揺るがす大きな要因であります。特に地方にあっては、その維持・存続にもかかわる大変深刻な問題というふうに受けとめております。現在、県内各地を回りまして地域の皆さんと意見交換をしますと、定住人口の減少に伴うさまざまな課題、買い物の問題を初め、祭り、イベントの実施、さらにはさまざまな産業分野における後継者不足、課題というものを伺うところでございます。県におきましては、平成23年に策定をしました総合計画におきまして、人口減少というものを、県政を考える上での基本的な視点として位置づけまして、さまざまな施策を展開しているところであります。国におきましても、今回、人口減少に光を当て、地方創生の施策を打ち出そうとしているという、大変歓迎すべきものという受けとめをしておるところであります。

次期総合計画におきましても、人口減少問題を県政における最重要課題として捉えまして、一つには、少子化対策や若年層の流出抑制、移住の促進など、人口減少に歯どめをかける取り組みでありますとか、さらに、人財の育成とともに、雇用を拡充する成長産業づくりでありますとか、地域の経済循環を促進する取り組みを進めること、さらには、人のきずなや暮らしやすさなど、宮崎のよさを生かした共生社会づくりや文化の発信など、長期的・戦略的視点に立ちました施策を構築して、人口減少問題の克服に挑戦、取り組んでまいりたいと考えております。

人口減少問題は、地域の特性に応じて、その実情に応じて対策を進めていくということが重要であると考えておりますので、市町村とも連携・協力しながら、実態を十分に把握した上で

対応していく必要があろうと考えております。

以上のような考えに基づきまして、人口減少問題につきましても、引き続き、県政の最重要課題として次期計画にしっかりと位置づけて取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 先ほど言いました3点につきましては、アクションプランでもしっかりと政策に反映していただきたいというふうに思います。

次に、みやざき行財政改革プランについて伺います。

宮崎の行革の大きな目的は、未来みやざき創造プランの「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」の基本目標を下支えする計画と認識しております。改革の3つの視点、「効果的・効率的な行政基盤の確立」「県民目線による行政サービスの提供」「持続可能な財政基盤の確立」で、推進期間は今年度で終わります。そこで、行財政改革の進捗状況について知事にお伺いをいたしたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 「みやざき行財政改革プラン」に基づく行財政改革につきましては、宮崎県総合計画の基本目標であります「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」を支える持続可能な行財政基盤の確立ということを基本理念としまして取り組んできたところであります。これまで、簡素で効率的な組織体制の見直しでありますとか、適正な定員管理、財政健全化などに積極的に取り組んでまいりました。具体的には、危機管理統括監やフードビジネス推進課の設置など、危機管理体制の充実強化や成長産業の育成などを図るための組織体制の見直しを行いますとともに、知事部局等におきます職員数は、平成17年度と比べますと441人の削減を行い、既に当時の目標を達成しておるところ

であります。また、財政面では、投資的経費の縮減・重点化や事務事業の徹底した見直し、歳入確保対策、ネーミングライツなどに取り組んでおりますが、歳入歳出両面からの取り組みによりまして、収支不足額、さらには実質的な県債残高を圧縮するなど、着実な成果を上げているものと考えております。

○十屋幸平議員 行革プランも今年度で終わるということですが、次期の行革プランの基本的な考え方について、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 依然として財政状況は厳しいわけでありまして。そういう中で、県民の皆様への行政に対する期待に応えていく、ニーズに応えていくためには、今後とも、行財政改革、不断の取り組みということで推進していく必要があると考えております。人材や財源などの限られた行政資源の持つ力というものを最大限に引き出すということ、そして、持続可能な行財政基盤の確立を目指してまいりたいと考えております。

このため、現在、庁内にワーキンググループを設置いたしまして、次期プランの策定に向けた検討を進めているところであります。検討に当たりましては、現行プランの基本理念などの大きな方向性については継承しつつ、県の総合計画の改定内容でありますとか現行プランの達成状況などを踏まえながら、実効性の高いものにしてまいりたいと考えております。また、行財政改革の懇談会や県民アンケート、パブリックコメントなどを実施しまして、広く県民の皆様への御意見というものを反映させてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に、人事の適正配置についてお伺いします。これまで、行財政改革の計画

では、職員の適正な配置によりまして、先ほど答弁ありました、定員を441名削減してきていると認識しております。反面、農業とか林業、それからまた、福祉行政や技術職員の専門職が減少して、現場での技術指導等の専門性の低下が懸念されております。そこで、県民サービスの観点と人材育成の観点での職員の適正配置についてどのように考えているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(成合 修君) 職員の人事配置につきましては、業務の必要性はもとより、職員の希望や適性、さらには、多くの職務経験を積むことによる人材の育成にも配慮しながら行っているところであります。特に、議員の御指摘にありました普及指導員や研究部門など、より専門性が必要な職務につきましては、在課期間を通常よりも長くするなど、業務の継続性にも留意しながら人事異動を行っているところであります。また、職種によっては、人材育成の計画や指針を作成するとともに、庁内での研修や専門的な機関への派遣研修を積極的に行うなど、職員の能力や技術の向上に取り組んでいるところであります。県民ニーズが多様化する中、効率的な体制のもとで専門職の能力や技術の向上を図ることは大変重要であると考えておりますので、今後とも、人材の育成に取り組みながら、適切な人事配置に努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 先ほどちょっと質問の中で言わせていただきましたが、県民の各方面が、専門性が失われているというのを心配しているんです。ですから言われたように、研修とか、いろいろ勉強していただいてやっていくのは当然なんです。人事ローテーションの話も出されましたけれども、県民の中からそういう声がな

くなるように、しっかり研修するなり勉強するなりやっていただいて、専門性が失われているよというような声がないように、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

次に、子供の貧困対策についてお伺いいたします。貧困には、相対的貧困と絶対的貧困があります。前者の、国・地域の中で平均的な生活レベルよりも著しく低い層や個人の貧困と、後者の、国・地域の生活レベルとは無関係に、人間が生きるのに必要な最低限の衣食住を満たすことができない生活水準以下の層や個人の貧困とがあります。このような貧困へと、生まれ育った環境で子供の将来が左右されないように、また、貧困が世代を超えて連鎖しないようにと、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。また、さきの閣議におきましては大綱が決定をいたしました。

しかしながら、大綱の基本方針では、「子供の貧困の実態が明らかになっているとはいいい難い点が認められる。このため、実態把握のための調査研究に取り組み、その成果を対策に生かしていくよう努める。」とあります。子供の貧困対策に取り組む仕組みはできましたけれども、具体的な数値目標や予算措置が少なく、施策の不十分さを感じております。そこで、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されましたが、県は、子供の貧困対策にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県では、子供を含めた生活困窮者対策として、従来から家庭環境や経済状況に応じて、生活保護制度の適用や生活福祉資金貸付など、さまざまな支援に取り組んでまいりました。こうした中、先般、国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」に

おいては、当面の重点施策として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4つが示されております。議員御指摘のように、国の予算措置等の不十分さは感じますが、県としましては、この大綱の理念を踏まえまして、庁内関係部局を初め、市町村や関係機関等との連携をさらに強化しながら、子供の貧困の現状と課題を分析し、これまでの取り組みを評価した上で、総合的な子供の貧困対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 国に要望していただきたいのは、予算措置、それから大綱をずっと見ていきますと、いろんな数値が出されております。先ほど挙げられました4項目もあります。先ほど言った基本方針の中で、現状を今から把握して、それから対策を練りますという反面、子供の貧困率16.3%とあるんですよ、ここに。国が出しているんです。これは何を根拠にそうやってやってきたのかというのが全くわかりません。ですから、県においても、じゃ、生活保護世帯が貧困なのかということ、決してそうではないという定義ですよ。ですから、そういうあたりをやっぱりちゃんと把握して、今、部長が言われましたように、対策を講じていかなければ、なかなか改善されない。見えないところがたくさんあります。ですから、大綱が策定されたからといって安心しているんじゃないくて、今までやられたことも含めて、これからしっかり県として取り組んでいただきたいと。これも要望に終わらせておきますが、国に対して強く言っていただきたいなというふうに思います。

それから次に、合併処理浄化槽についてお問い合わせをいたします。この議論は、たびたび議場でもなされております。本県の浄化槽の設置状況

は、合併処理浄化槽が6万6,195基、46.4%、単独浄化槽が7万6,516基、53.6%、また生活排水処理率は全国が82.9%、本県が73.1%と、全国平均を下回っております。こういう本があります。2014年版の都道府県幸福度ランキング、その中で汚水処理人口普及率では、本県は全国で30位と低い位置にあります。そこで、生活排水処理率の向上のためには、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が必要と考えます。それには予算確保が重要であり、予算確保について県としてはどのように取り組まれるのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 御指摘のとおり、本県では、単独処理浄化槽の設置基数が全浄化槽の半数以上を占めており、本県の豊かな環境を保全する上で合併浄化槽への転換が重要であると考えております。このため、県では本年度から、単独処理浄化槽の撤去費につきましても補助を行うこととしたところであります。本県の生活排水処理率は、全国平均値より低い水準にあり、今後とも計画的に処理施設の整備を進めていく必要があると考えておりますので、厳しい財政状況ではありますが、引き続き、予算の拡充について国へ要望するとともに、市町村と十分協議を重ねながら、より効果的な支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に、公共団体の単独浄化槽について伺います。環境省の調査では、地方公共団体が所有する単独浄化槽の状況が、学校教育施設、庁舎等、保健所等、消防署、警察署など、11項目にわたりまして発表されました。本県での公共団体の単独浄化槽の設置基数が、いまだに1,330カ所で使用されている状況であります。そこで、県としては、先ほど答弁がありま

したように、合併処理浄化槽への転換を図っている中で、率先垂範して公共団体が所有する単独浄化槽の転換を図るべきだと考えますが、県はどのように進めていくのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽に比べまして河川等に与える影響が極めて大きいことから、御指摘のとおり、公共施設に設置されております単独処理浄化槽につきましても、転換を促進していく必要があると考えております。このため、それぞれの公共施設における汚水の処理状況を調査し、管理者に対しまして、計画的に転換に取り組んでいただくよう要請をしまいたいと考えております。

○十屋幸平議員 率先垂範という言葉がありますように、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、浄化槽台帳管理システムについて伺います。この件につきましては、昨年9月議会で横田議員が質問いたしました。熊本県の浄化槽台帳管理システムの導入についてお伺いをいたします。環境森林部長の答弁は、「適正な浄化槽の維持管理をさらに推進していく上で、市町村とデータを共有することも一つの方策であると考えております。しかしながら、個人情報の問題もありますので、他県のシステムを参考にしながら、本県の実情に合った効果的な浄化槽台帳管理システムのあり方について検討してまいりたい」と答弁されております。そこで、浄化槽の適正な管理を進めるためには、県だけではなく関係業者等が保管する情報を一元化した浄化槽台帳管理システムを構築すべきであると考えておりますが、県の取り組み状況について環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長(徳永三夫君) 現在、県が管理しております台帳は、保守点検や清掃等の実施状況が十分反映されていないことから、本年度、これらの情報を速やかに台帳に反映できるシステムの構築を、関係業界等の協力を得ながら進めているところでございます。浄化槽の適正管理を推進していく上では、情報を一元的に管理することがより効果的でありますので、今後とも、個人情報取り扱いや情報セキュリティー対策など、具体的な運営手法などについて検討を進めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に、バイオマス発電についてお伺いをいたします。県議会の森林・林業活性化議員連盟で、8月25日から27日の3日間で、木質バイオマス発電の取り組みについて県外調査を実施いたしました。

全国トップクラスの集成材事業を展開する岡山県真庭市「銘建工業株式会社」のプレナーくず活用の木質ペレット製造から、木質バイオマス発電、そして、将来の林業の活性化に貢献すると言われておりますクロス・ラミネーテッド・ティンバーの製造工程や、バイオマスタウン・真庭市役所では、地域資源の活用ということで、玄関の真庭回廊、各課のカウンター、議場、照明のかさなど、木材がふんだんに使用されておりました。

広島県庄原市の木質バイオマス活用プロジェクトでは、山元の利益創出のための「木の駅」原料収集システムと地域通貨の活用など、まさに今話題の里山資本主義を実践されておりました。

次に、呉市の中国木材株式会社、堀川社長より、日向工場の事業拡大の将来展望についてもお話を伺いました。そのほかにも、民間会社など調査をいたしましたが、いずれも、木質バイ

オマス発電に欠かせない木材の量をいかに確保して、コストを抑制し、効率的な発電をするかが重要と感じました。

そこで、日本一の杉素材生産量の本県では、木質バイオマス発電の燃料となる林地残材などは、資源的に十分な量はあると聞いておりますが、安定供給のための仕組みづくりと、量の確保に心配はないのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長(徳永三夫君) 木質バイオマス発電の燃料供給につきましては、それぞれの発電事業者が林業事業体と協定を締結しておりますので、この協定が円滑に実行されるよう、県では、地域の供給協議会を通じまして助言や情報提供を行うとともに、収集運搬に必要な施設整備への支援を行っているところであります。また、今年度から、森林バイオマス地域再生事業によりまして、それぞれの林家等が林地残材を中間土場に集め、それを森林組合等が発電施設に運搬する新たな仕組みづくりも県内各地で進めているところであります。木質バイオマス発電の成否は燃料の確保にあると認識しておりますので、今後とも、県内全域から安定的に供給できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 量的にかなり膨大な量でありますので、人的な問題もやはり心配するところでもありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと要望しておきたいと思っております。

次に、森林整備加速化・林業再生事業についてお伺いをいたします。本県では、平成21年度より、国において創設された森林整備加速化・林業再生事業を活用して、これまで川上から川下に至る関係者が一体となって、間伐の実施や路網の整備、高性能林業機械の導入、加工・流

通体制やバイオマス関連施設の整備、木造公共施設等の整備、県産材の利用拡大など、林業再生への実現に向け取り組みを進めてこられました。本事業が平成26年度で終了すると、本県の林業の成長産業化の取り組みが減速をして、本県の経済へも多大な影響が懸念されます。そこで、森林整備加速化・林業再生事業の継続要望の取り組みについてどのように取り組んでおられるのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 御指摘のとおり、森林整備加速化・林業再生事業が終了いたしますと、林業の成長産業化に向けた取り組みが減速し、山村地域はもとより、本県の経済活動にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。このため、知事みずから、農林水産大臣や本県選出の国会議員、関係省庁へ要望を行ったほか、私もあらゆる機会を通じて、事業の継続・拡充について強く働きかけてきたところでございます。また、県議会の皆様にも意見書の採択などお力添えをいただいているところであり、今後とも、皆様の御協力をいただきながら、事業の継続・拡充について、国に対し引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 何もかも地方創生に結びつけるわけではありませんけれども、やはり地方の実情ということを含めると、そういう意味で、この事業自体の名前は変わっても、そういう事業を国にぜひ強く要望していただきたいというふうに思います。

次に、観光振興条例（仮称）についてお伺いをしたいと思います。地域活性化の有効な手段の一つとして、観光振興に各自治体が行きとってきております。本県では、平成17年、宮崎県

観光リゾート振興計画を柱に、観光振興が推進されております。観光県を標榜する本県の今回の条例制定は、我々議会も含めて少し遅きに失した感が否めません。そして、条例の中で、県や市町村だけでなく、県民についてもその役割を規定する予定と聞いておりますが、県民の役割の条例の案文について次のような文言を追加すべきと考えます。「魅力ある観光地の形成や……」の後に、「県民は、地域に誇りと愛着を醸成して、旅行者を温かく迎えるために努めること」とすべきであると考えます。また、宮崎県の平成15年のイメージ調査では、首都圏生活者が「宮崎」と聞いて何を連想するかという問いに対し、「特になし」というのが1位で、印象が薄いことがわかりました。観光審議会の意見でも、宮崎らしさの基本的方向性をしっかり盛り込んでほしいという意見があったと聞いております。そこで、現在検討中の観光振興条例（仮称）の名称について、宮崎らしさを出す必要がありますが、どのように考えておられるのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（茂雄二君） 観光振興に関する条例につきましては、県を初め、観光に携わる方々が一体となって観光振興に取り組む指針となりますよう、本県観光の基本的理念や方針、関係機関それぞれの役割等を定めることとしております。条例制定の効果を上げるためには、内容の充実は当然のこととして、県民の皆様はその内容を十分理解していただき、その上で、県全体で魅力ある観光地づくりや、おもてなし環境の整備などに取り組むことが重要であります。したがって、条例の名称につきましても、宮崎らしいものとなりますよう、今後、観光審議会における議論や関係者との意

見交換などを踏まえ、しっかりと検討していきたいと考えております。

○十屋幸平議員 しっかりと議論していただきたいと思っております。

次に、県立青島亜熱帯植物園について伺います。宮崎で「青島」と言えば、大型ホテルが長年廃墟と化し、南国ムードのイメージを壊してきました。ようやくホテルが撤去されて、宮崎市を中心に、観光振興の計画が関係機関などと連携して協議がなされていると聞いております。先日、宮日新聞の報道では、JRのフリー切符「レールパス」を利用して、欧米人の旅行者は、東京、京都などの主要な観光地を回った後に青島にやってくるというものでありました。つまり、空港から近く、新鮮な海の幸、温泉も湧くなど、南国ムード青島の復活の芽が出ていると結んでおりました。

その一角に、南国的開放感のある空間を提供して、「亜熱帯の植物」「青島」のイメージが創出できる公園を目指す県立青島亜熱帯植物園も、平成28年度に大温室のリニューアルオープンが予定されております。そこで、植物園の大温室の整備状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 県立青島亜熱帯植物園につきましては、昭和40年の開園以来、50年近くが経過し、老朽化しておりますが、現在、年間約90万人の観光客が訪れる青島の中核をなす施設として重要な役割を果たしており、ゆったりとした休息や散策等を楽しめる明るく開放的な空間を提供してきているところであります。このため、今年度到大温室の改修を行いますとともに、管理棟や学習棟の整備を行いまして、観光地としてのさらなる魅力アップを図ることとしております。大温室等の整備

につきましては、現在、今年度中の完成を目指し入札手続を進めておりますが、大温室内の植栽につきましては、来年度に工事を行う予定としております。

○十屋幸平議員 この植物園の検討委員会のメンバーについて伺いたいと思っております。植物園内では、毎月第4日曜日に「青島サンデーマーケット」を、市内有志が実行委員となって昨年7月から開催されていると報道されておりました。実行委員長の福田さんのコメントでは、自然や食の大切さを実感してもらい、青島を元気にしたいと結成されたそうです。そして、植物園内の芝生広場では、環境に配慮した食べ物や雑貨などの店が並び、ステージではミュージシャンが出演して、来場者はリラックスした雰囲気を楽しんでいるということでありました。また、園内にはブーゲンビリアなどの花が美しく飾られていて、来園者の目を楽しませていると伺っております。

亜熱帯植物園が大きな役割を担っておりますが、今後、リニューアルオープンする大温室がどのようなものになるのかが重要なポイントになると考えます。当然、観光客や来場者は、植物園内を導線としまして青島まで足を伸ばすことも期待しております。そこで、新しい大温室内の植栽レイアウトに関する検討委員会のメンバーは、有識者や観光関係者など、そしてまた、地元の関係者なども入られると思うんですけども、もっと柔軟な発想をする方々を選定する必要があると考えます。検討委員会のメンバーはどのように考えているのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 県立青島亜熱帯植物園におきましては、春と冬のフラワーショーやブーゲンビリアのコレクション展示な

ど、花を活用したさまざまなイベントを開催し、毎年多くの観光客の方が楽しまれ、好評をいただいているところです。このため、新しい大温室内の植栽レイアウトにつきましては、花や亜熱帯植物に造詣の深い専門家を初め、地元や利用者の代表者などに検討委員会に入っただくこととしておりまして、幅広い県民の皆様からの声も参考にしながら、生き生きとした深い緑の亜熱帯植物と四季折々の華やかな花々にあふれた魅力ある植物園となるよう努めてまいりたいと存じます。

○十屋幸平議員 その植物園の計画では、管理棟、学習棟の整備も計画されるというふうに向っておりますので、当然、宮崎ですから、県産材の活用を考えられていると思いますが、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 今回整備を行います学習棟などにつきましては、植物園を訪れる多くの方々が木のぬくもりを感じながらくつろぐことができる施設となるよう、木造平屋建てで計画しておりまして、建物の柱やはり、内壁の仕上げ材に県産材の杉やヒノキの活用を予定しているところです。さらに、建物周りの広場につきましても、県産材を活用したウッドデッキを計画しており、今後とも、県産材の活用に積極的に取り組むことによりまして、PRに努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 私もこの質問をしていて舌をかみそうになり、県立亜熱帯植物園とかなかなか言いづらいところがありまして、短縮して言うのも何なんですけれども、リニューアルを契機に、条例上は「県立青島亜熱帯植物園」なんです。愛称を募集する考えはないか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 県立青島亜熱帯植物園を、県民の方々により一層親しみを感じていただける施設とするため、愛称をつけることは大変大事なことでと考えております。今後、愛称募集につきましても、市や関係部局とも十分連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ぜひ、なじみやすい、宮崎らしいというのもまたありますが、愛称を決めていただきたいと思います。

次に、ロコモティブシンドロームについてお伺いいたします。スポーツ振興対策特別委員会で、宮崎大学医学部・帖佐悦男教授から、ロコモティブシンドロームについて勉強させていただきました。ロコモティブシンドロームとは、加齢や生活習慣病で、筋肉や骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数の障がいによる運動能力が低下して介護が必要になったり、そうなる危険が高い状態を言うそうです。その予備軍が4,700万人、40歳以上の5人に4人はロコモだと言われております。

帖佐教授は、「ロコモティブシンドローム」をキーワードに、「スポーツメディカルランド宮崎」や「ロコモ・ザ・ワールド宮崎」構想の実現に向けて、産学官連携を通して宮崎を元気にする取り組みに頑張っておられます。宮崎市青島地区は、国土交通省と経済産業省の地域産業資源活用事業計画の認定を受けて、今年度から、滞在型ロコモ予防・改善プログラムの開発と販路開拓事業に取り組まれております。

そこで、帖佐教授が提唱する「スポーツメディカルランド宮崎」「ロコモ・ザ・ワールド宮崎」の構想は、健康づくり、競技力の向上、観光振興など、県勢発展に大きく寄与するものと考えますが、関係部局ではどのようにかか

わっているのか、福祉保健部長、商工観光労働部長、教育長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） お話の「スポーツメディカルランド宮崎」や「ロコモ・ザ・ワールド宮崎」の構想は、高齢化が一層進む中で懸念されるロコモの予防に大変有効な取り組みとして、今後の構想の進展に大いに注目しているところであり、福祉保健部といたしましては、ロコモの予防を図るため、医師、健康運動指導士、介護職員及び市町村職員など、健康づくりや介護予防の関係者を対象に、ロコモに関する研修会や講演会を実施し、普及啓発を図っているところであり、例えば、今年度も帖佐教授を講師として研修会を実施する予定としております。今後とも、宮崎大学など関係者との連携を一層深めてまいりたいと考えております。

○商工観光労働部長（茂雄二君） 商工観光労働部の取り組みについてであります。

まず、「スポーツメディカルランド宮崎」構想につきましては、現在、宮崎大学医学部附属病院と連携し、本県のスポーツキャンプ地としての優位性を高めることを目的に、本年度からスポーツメディカル支援事業を実施しております。具体的には、本県でキャンプ・合宿を実施する県外のスポーツ団体の選手が、宮崎大学医学部附属病院のスポーツメディカル機器を使ってメディカル検査を実施した場合、利用料の一部を助成することにより、県外からのスポーツキャンプ・合宿の誘致を図るものであります。

次に、「ロコモ・ザ・ワールド宮崎」構想につきましては、現在、宮崎大学と県ホテル旅館生活衛生同業組合等が協力しまして、健康づくりと食や温泉などの観光素材を組み合わせたヘルスツーリズムの観点からの旅行商品の造成を

行っていただいております。さらに、県が進める東九州メディカルバレー構想の一環としまして、県の支援制度を活用し、帖佐先生を中心に、地元企業が連携して、ロコモティブシンドローム診断・検診用計測機器の研究開発が進められております。県としましては、これらの新たな取り組みに大いに期待しており、積極的に連携・協力してまいりたいと考えております。

○教育長（飛田洋君） 県教育委員会といたしましても、「スポーツメディカルランド宮崎」構想にございますように、スポーツを医学的な観点から支える環境を整え、スポーツ選手をサポートしながら競技力向上につなげることは大変重要なことだと考えております。そこで、県体育協会の協力のもと、スポーツ医科学委員会を設置し、宮崎大学医学部を初め、関係機関に協力をいただきながら、競技団体の医学的サポートを推進しているところであり、具体的には、国体選手へのメディカルチェックのほか、スポーツドクターやアスレチックトレーナーを国体選手と一緒に国体に帯同して国体へ派遣するなど、トップアスリートが安心して競技に専念できるように支援をいたしております。

○十屋幸平議員 いろんな意味で「ロコモ」というキーワードでそれぞれ部局が取り組まれておりますが、このような取り組みは、本県のメディカルバレー構想での経済活動、それからスポーツランドみやざき、または高齢者の介護予防、生活習慣病の予防など、医療費の抑制にも役立つと考えております。今回の青島地区の取り組みが県内各地に波及するためには、県としての政策体系に盛り込む必要があると考えます。そこで、スポーツメディカルやロコモ予防などに関して、さまざまな分野での動きがあり

ますが、県として一体的に推進し、県勢発展につなげていくべきと考えます。知事の考えをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) スポーツランドみやざきということを掲げて、温暖な気候や恵まれた施設、さらには魅力的な食など、さまざまなアピールのもとに、キャンプ・合宿の誘致等に努めてきたところであります。おかげさまで、ある程度右肩上がり、実績がふえておるわけでありますが、これにさらに今、御議論のあったスポーツメディカルということが加わりますと、魅力というものが増す。他地域との差別化を図ることができる大変重要なポイントであろうかというふうに思います。

また、ロコモ予防につきましては、今後、高齢化が一層進む中で、健康長寿社会の実現、また、ヘルスツーリズムなどの新たな観光にもつながる視点であろうかというふうに、これも大変重要なものと受けとめております。これらの取り組みには、スポーツ、医療、観光などのさまざまな要素が含まれますことから、御指摘のように、庁内各部局、さらには宮崎大学を初めとします産学官の連携を進めることで、より一層の充実・発展を図ることができるというふうに考えております。

県としましては、先日、6年後の東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、有形無形の財産を築いていこうという、「みやざき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」を立ち上げたところでありまして、庁内本部会議、また官民連携会議の中で、スポーツランドみやざきの推進に係る取り組みとして、スポーツメディカル環境の充実等についても検討してまいりたいと考えております。また、ロコモ予防につきましては、現在進めてお

ります県の総合計画の見直しの中で、健康長寿社会を実現するための取り組みの一つとしてしっかりと議論し、受けとめて、また取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に移りたいと思います。

I R推進法についてお伺いします。この件につきましても、これまでの議会で何度も議論されてまいりました。6月議会で知事は、「国の区域認定を視野に入れて前向きに検討してまいりたい」「県及び宮崎市の関係部局による行政連絡会議を設置させ……認識共有化を図った」と答弁しておりますが、よく議会の中でも言われますように、答弁に対して、知事の熱意が我々になかなか伝わってこない。実感もしております。また、I R推進法は、レクリエーション施設、宿泊・会議施設、カジノ施設などを民間事業者が一体的に整備を行うものであります。I R推進法というと、どうしてもカジノというのが特筆をされておりますが、カジノは、観光及び地域経済の振興策や財政の改善策の一つの手法でありまして、本県では、先ほど質問しました医療との組み合わせの「ロコモ・ザ・ワールド宮崎」も、本県の特徴となるのではないかと考えます。ぜひI R構想に入れていただきたいと考えます。そこで、I R推進法が秋の臨時国会で審議が進むと考えますが——これは私の個人的な見解であります——県としてどのように対応していくのか、改めて知事のお考えをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 統合型リゾート、いわゆるI Rにつきましては、投資や雇用、観光誘客など、地域経済にもたらす効果・影響に大変興味・関心を持っているところであります。秋の臨時国会では、I R推進法案につきまして、いよいよ具体的な審議が始まるものと期待をし

ておるところでございます。今後、IR推進法案の成立後1年以内に制定される実施法案の検討過程において、重要かつ具体的な内容が明らかになってくる所でありますが、その中でも、現在想定されております大規模な投資を伴う都市型のIR以外に、既存施設を生かした地方でも実現可能なものとなるのか否かというようなポイント、さらには、さまざまな御指摘もされております健全性、安全性が確保されるような制度設計等がなされるのかということについて、注視していく必要があるかというふうに考えております。

私としましては、本県におけるIRの実現について、国の区域認定を視野に入れて前向きに検討してまいりたいというふうに考えておりますので、国の動向に対する情報収集、また、関係者との意見交換を重ねておるところでございます。これまで以上に、こうした情報収集に力を入れるとともに、民間の統合型リゾート研究会など関係者との連携を図りながら、議論を重ねてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 前向きに検討してまいりたいというお答えですので、ぜひ積極的に前向きに検討していただくことを要望しておきたいと思っております。

次に、中小企業振興条例についてお伺いたします。この条例も昨年4月に施行されて、6月議会でもいろいろと議論がございました。その答弁でも、県の中小企業振興に対する思いは理解ができました。しかしながら、私は、中小企業振興条例とあわせて、6月議会の議論でもありました小規模企業の振興計画を早目に策定して、本県経済の浮揚につなげていただきたいと考えております。議会での部長答弁は、中小企業者や商工団体等の意見交換では、県の施策

を事業者がわかりにくいなどの意見があり、情報提供に努めたとあります。また、条例の内容では、財政上の措置で、「必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする」とありますが、この条例に関しましては、県民所得に大きく反映するものと考えておりますので、施策推進の財源の確保、こういうものをしっかりと担保していただきたいというふうに思います。

また、県内企業者数の88.6%が小規模企業者であり、多くの県民は小規模企業で雇用されております。平成21年度——これは6月議会でも議論がありました——4万5,000社から、平成25年度には4万1,300社に減少している状況がありまして、雇用の確保にも影響をされていると考えております。小規模企業の振興に対する国の基本計画も策定されると伺っておりますが、そういう中であって、県内地場企業の振興は、先ほどから何度も申し上げますように、大変重要でありますので、宮崎県中小企業振興条例を今後どのように生かしていくのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 宮崎県中小企業振興条例は、県内事業者の大部分を占め、地域の経済と雇用を支える本県の中小企業の重要性を再認識し、県民総力戦で中小企業の振興を図るため、昨年3月に制定したものであります。この条例では、中小企業者による自主的努力と創意工夫を基本としつつ、それらの中小企業の取り組みを促進するための県の施策を含めた環境づくりに努めているところであります。御指摘のとおり、地場企業の振興は、地域経済の持続性を高めるためにも大変重要でありますので、昨年度は、従来の取り組みに加えまして、県内の中小企業者や商工団体等の皆様から要望のありました人材育成・確保、経営革新

・新規創業、販路開拓の各分野の事業に取り組んだところであります。また、本年度も、東九州自動車道の開通効果を見据えた「自動車産業北部九州フロンティアオフィス運営事業」などに取り組んでいるのを初め、よりグローバルな観点から、東九州メディカルバレー構想の推進やアジア市場の開拓のための積極的な取り組み等を行っているところであります。今後とも、中小企業者や商工団体等との意見交換などを通じまして、中小企業者の皆様の現場ニーズを把握しますとともに、関係機関と連携をしながら、実効性のある施策の展開に取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に、公共工事の品質確保の促進についてお伺いします。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の目的は、「良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与する」とあります。それでは、社会資本の整備の意義とは何かというところで、国土面積の約10%にすぎない洪水氾濫区域に、人口の約2分の1、資産の4分の3が集中して、一たび河川が氾濫すると甚大な被害が発生します。また、中山間地域の利便性を高める道路整備等は、救急医療への対応、災害時の救援物資輸送、日常生活の利便性など、国民の生命と財産を守ることがうたわれております。まさに品確法の目的が着実に実行されることを望んでおります。そこで、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる「品確法」の今回の主な改正点は何か、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 建設業は、防災や減災、インフラの老朽化対策や維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はま

ずますます増大してきておりますが、建設投資の急激な減少や行き過ぎた価格競争によりまして、建設企業の疲弊や下請へのしわ寄せ、就労環境の悪化が生じるなど、公共工事の品質確保が懸念されているところです。このため、国におきましては、本年6月に品確法が改正され、その主な改正点としましては、市町村を含む発注者の責務として、最新単価や実態を反映した適正な予定価格を定め、計画的な発注や適切な工期設定・設計変更を徹底すること、さらに、地元根差した建設企業の安定受注を図るため、多様な入札制度を導入・活用することなどがあり、将来にわたる公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保を促進するものとされているところです。

○十屋幸平議員 発注者の責務というところをしっかりと受けとめてやっていただきたいというふうに思います。

次に移ります。人材育成についてお伺いします。現在、建設業界では、これまでの公共工事の経営環境の悪化から、人材の育成・確保がままなりません。東日本大震災や東京オリンピック・パラリンピックなどの公共工事の発注が増加に転じた結果、県内の技術者の高齢化や企業の人材確保が厳しい状況であります。そこで、これまで、建設業における人材の育成や確保のため、どのように取り組みを行ってきたのか。今回の品確法改正の趣旨を踏まえて、県はどのように進めていくのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 県では、産業開発青年隊や産業技術専門校による若手技術者などの育成を初め、県内の各土木事務所を中心に、小学生から高校生までの若い世代に建設産業の魅力を伝えるため、道路や河川などをテ

ーマとした出前講座や職場体験などに取り組んでいるところでもあります。また、労務単価の引き上げや社会保険等の未加入対策を強化するなど、雇用環境の整備に努め、若者に魅力のある職場づくりに取り組むとともに、総合評価落札方式で加点評価を行うなど、若手技術者の育成に取り組む建設業者への支援を行っているところです。特に、今回の品確法の改正は、公共工事の品質確保にあわせ、その担い手の中長期的な育成・確保を目指したものでありますことから、その趣旨を踏まえながら、建設産業が将来にわたり持続可能な産業となるよう、発注者としての取り組みを進めていく必要があると考えております。具体的には、地域に精通した建設業者が、道路や河川の巡視業務などを共同で受注することが可能な地域維持型契約の導入に向けて取り組みを進めているところでもあります。

○十屋幸平議員 これからまた運用指針等も検討されるようでありますので、さらにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、都市計画法についてお伺いいたします。昭和30年代から40年代にかけて、日本は高度経済の情勢を迎えました。急激な都市人口の増加や、さまざまな機能の集中が進み、都市周辺では、無秩序に都市が拡大するスプロール化が大きな課題となりまして、昭和43年に新しく都市計画法を制定しました。都市計画区域は、「積極的に市街化を図る区域」と「強力的に市街化を抑制する区域」の市街化調整区域を線引きしました。そして、人口が流出した地方都市では線引きによるさまざまな問題が起こり、昭和62年に、一定の要件を満たした都道府県は区域区分の全面変更が可能となりました。また、平成になって人口減少局面へと転じ、都市が拡

大する時代から安定成熟を迎えることになり、平成12年に都市計画法が大幅に改正され、三大都市圏及び指定都市を除き、線引きを実施するかは都道府県が選択することとなりました。

現在頻発する大規模災害や人口減少、少子高齢化、過疎化、産業の空洞化等々、さまざまな問題を抱える地方自治体は、線引きを検討しなければならないと考えます。そこで、南海トラフ巨大地震に備えて、住宅や、災害時に活躍していただけます建設会社などを、市街化調整区域への高台移転ができるようにしておくべきだと考えております。県土整備部長に考えをお伺いいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 昨年10月に県が公表しました「南海トラフ巨大地震に伴う被害想定」では、沿岸部の市町におきましては、市街化区域内で浸水想定区域に含まれる地域も多く、大きな被害が予想されておりますことから、津波災害に強いまちづくりを推進していくことは大変重要であると考えております。市街化調整区域の高台等への移転につきましては、都市計画法において、市街化調整区域は市街化を抑制する区域でありますことから、原則として、宅地開発などは許可できないこととなっておりますが、一定の区域における土地利用等の計画を、市町村が地区計画として都市計画決定することにより可能となる場合もあります。このため、県としましては、関係市町と一緒に、地域防災計画や、津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画などとの整合を図りながら、安全で安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 私が住んでおります日向市も特にそうなんですけれども、建てられないでは命が守れないということもありますので、特に

市町に意向調査をしていただいて、どのように市町が考えておられるのか、南海トラフ巨大地震に対して。そういうところで地区計画をつくれるなら、そういうふうな方向で頑張ってもらっていただきたいというふうに、これも要望しておきたいと思います。

次に、人口減のまちづくりについて伺います。先ほども総合計画の中でもお聞きしましたが、今後の人口減少を見据えたまちづくりについて、県としてどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお願いいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 人口減少・超高齢社会におきましては、医療、福祉、公共交通などの都市機能サービスをいかに維持していくかが大変重要であると考えております。国におきましては、本年5月に「都市再生特別措置法」等が改正され、居住や都市機能の誘導及び公共交通の充実による「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の推進が示されたところでございます。県としましては、法改正の趣旨も踏まえながら、都市機能を中心市街地に集約するだけではなく、市街化調整区域の既存集落におきましても、生活環境の維持を図り、市街地と田園地帯等が共存した宮崎らしいまちづくりを目指していく必要があると考えております。したがって、ことし8月から開催しております市町村との「まちづくり勉強会」での意見も踏まえ、高齢者やさまざまな世代の住民が安心して暮らせるよう、市町村と一緒にまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 先ほど都市計画法の中でも言いましたように、多極ネットワーク型コンパクトシティ、いわゆる、少し田舎のほうに住んでいただくようなことも必要だと思っておりますの

で、「まちづくり勉強会」の中で、先ほど意向調査のお話もしましたので、十分に議論していただきたいというふうに思います。

次に、土砂災害対策について伺います。我々自民会派の総務政策部会は、広島市の災害が発生する直前の8月18日に、昨年、甚大な土砂災害で死者36名、行方不明者3名と、大規模な被害を受けた伊豆大島を調査いたしました。町長が災害時に町内にいなくて非難を浴び、町長は批判を真摯に受けとめて反省をいたしておりました。町長や担当者のお話では、昨年の状況では、通常の災害対策の砂防堰堤などのハード整備は万全だと認識していたようでしたが、想定外の大規模災害への対策についての認識はなかったようであります。行政として、住民の生命と財産を最優先に対応することはもちろんであります。今回の大島町の教訓では、どのような災害でも自分の命は自分で守る意識が重要であり、やはり避難勧告や避難指示が出されたらすぐに従う、自助が基本であるということでありました。しかしながら、広島の大規模災害で73名が亡くなり、1名の行方不明者の捜索が続いております。今回も避難勧告、避難指示の発令が大きな課題として残りましたが、オオカミ少年を恐れずに、空振りでもいいから警報を発令して住民の命を守ることが大事であると考えます。

本県では、土砂災害危険箇所が1万1,826カ所あり、資産価値の低下などで住民が難色を示し指定に時間がかかることによりまして、土砂災害警戒区域は2,824カ所で指定率が23.9%、特別警戒区域は1,623カ所となっております。そこで、県内の土砂災害危険箇所のハード対策についてどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 現在、県内には1万1,826カ所の土砂災害危険箇所がございます。このうち、被害想定区域内に人家が5戸以上ある箇所や、公共施設等のある箇所などの4,366カ所につきまして、優先的に整備に取り組んでいるところです。しかしながら、施設の整備には膨大な費用と時間を要しますことから、平成26年3月末時点の整備率は28.7%と低い水準にあります。このため、県としましては、必要な予算の確保を国にさらに強く要望しますとともに、災害履歴のある箇所や災害時要援護者施設、避難場所がある箇所などについて、土砂災害警戒区域等の指定の状況なども総合的に判断して、積極的に整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 命は大事ですので、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、県民の土砂災害防止に関する意識を初め、あらゆる災害で、自分の命は自分で守る自助の意識の醸成を図ることが重要であります。それで、ソフト対策についてはどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお願いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 土砂災害から県民の生命を守るためには、砂防施設などの整備のハード対策だけでなく、土砂災害警戒区域の指定などのソフト対策との組み合わせによる多重防御を進めていくことが重要であります。平成26年7月末現在の本県の土砂災害警戒区域の指定率は、23.9%と低い水準にありますが、区域の指定を推進するためには、住民の皆さんの十分な理解が必要であります。現在、国におきましても、土砂災害警戒区域などの指定を促進しようとする動きがありますので、県と

しましては、このような動きを注視するとともに、広く県民に区域指定の重要性を周知することで、地域住民の理解を得ながら、市町村、国とも連携を図り、積極的に土砂災害警戒区域等の指定の推進に取り組んでまいりたいと存じます。また、適切な避難行動がとれるよう、従来から実施しております、小中学生を対象とした土砂災害防止教室や、地域住民を対象とした土砂災害防止講座などの啓発活動をさらに充実し、住民の理解を促進してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に、警察本部長にお伺いをしたいと思います。警察本部として、今回の大規模土砂災害等の発生が予想される場合と土砂災害が発生した場合への対応について、どのような対応をしているのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（坂口拓也君） 気象台から警報が発せられるなど、土砂災害の発生が予想される場合、まず、警察本部と警察署に災害警備本部を立ち上げるとともに、県や市町村に警察官を派遣して、関係機関と連携しながら情報収集を行います。さらに、避難準備情報や避難勧告等が発令された場合には、住民に対して災害情報の広報を行いつつ、適切な場所へ避難誘導を行います。また、不幸にも土砂災害が発生した場合は、人命救助を最優先に、機動隊等の救助部隊を派遣し、自衛隊や消防と連携して被災者の救出・救助に全力を尽くします。そのほか、被災地における行方不明者の捜索や防犯活動、交通規制等の警察活動を速やかに実施してまいります。

○十屋幸平議員 次に、東九州自動車道及び九州中央自動車道についてお伺いをいたします。改めて東九州自動車道を考えると、北九州市を

起点に鹿児島市までの全長約436キロメートルで、本年3月8日に北浦一須美江間、16日に日向一都農間が開通して、延岡市から宮崎市までようやく高速道路がつながりました。しかしながら、日南一串間一志布志間は、計画段階評価が終了したものの、今後一層、事業化に向けて積極的に取り組まなければならないと考えます。一方、九州中央自動車道の整備が進めば、産業や経済、文化などの活性化に大きく役立つ循環型高速交通ネットワークが形成され、東九州地域の発展に役立つと考えます。そこで、九州中央自動車道蘇陽一五ヶ瀬一高千穂間、及び東九州自動車道日南一串間一志布志間の進捗状況を、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） まず、九州中央自動車道蘇陽一五ヶ瀬一高千穂間につきましては、昨年10月に1回目の九州地方小委員会が行われ、11月には、沿線の3町6会場で多くの地元住民参加のもと意見聴取を行う、いわゆるオープンハウスが実施されたところです。今後は、地域の課題に応じた複数の概略ルート案が示され、再度、地域への意見聴取が行われる予定と伺っております。

次に、東九州自動車道日南一串間一志布志間につきましては、計画段階評価が終了し、ことし7月には全線バイパスとして整備する対応方針が決定され、現在、国土交通省におきまして、新規事業化に向けた事業化が進められていると伺っております。

県としましては、高速道路は全部つながってこそ、初めてその真価が最大限に発揮できるものでございますので、今後とも知事を先頭に、両区間の早期事業化を議会の皆様を初め、県民の皆様と一体となって、国に対してこれまで以上に強く要望してまいります。

○十屋幸平議員 次に、東九州自動車道日向一都農間に「寺迫ちょうちよ大橋」というのがあります。これは非常に眺めがよくて、県民の皆様からいろんな御意見を伺って、フォトスポット、またトイレなどの休憩施設の整備ができないか、そういう要望をいただいております。私も毎日通勤するときに、よそ見しないようには行くんですけども、どうしても景色がいいとついつい見てしまいますので、県土整備部長に見解をお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 議員のお話のとおり、寺迫ちょうちよ大橋付近は、日向灘が一望できる大変眺望のよいところでありまして、以前より休憩所の要望があることは伺っております。御質問のありましたことにつきまして、NEXCO西日本宮崎高速道路事務所にお伺いしましたところ、休憩施設の設置は、さまざまな周辺状況をもとに総合的に考慮して行っており、日向一都農間に休憩施設を設置するのは非常に難しいとのことでした。しかしながら、本県の魅力向上にとって大変貴重な御提案でもありますので、今回、議会でこのような議論があったことにつきまして、改めてNEXCO西日本にお伝えしたいと考えております。

○十屋幸平議員 きょう、タイムリーに、川南から大分松岡パーキングエリアまで150キロトイレがないという新聞記事が出ました。北川であれば「はゆま」でトイレができますから、100キロ前後ないんだなというふうに理解をいたしましたが、そういうことも含めると、どうしても途中途中やらないと、一回一回インターをおりてまた乗るということも大変ですので、ぜひこのことはNEXCOさんのほうにお伝えいただきたいというふうに思います。

次に、消費者教育の推進について伺います。

9月3日付の産経新聞で、「「目に見えないお金」に気をつけて」というタイトルで、「今は現金を引き出すのもカード、子供たちは「魔法のカード」でさまざまなものが買えて好きなだけお金がもらえらると思ってしまう。利便性が進む社会に教育が追いついていないのが現状です」と報道されました。一方では、高齢者が特殊詐欺や悪質商法に遭う事件が頻発している状況で、幼児期から高齢者までの各ライフステージに応じた体系的な消費者教育が必要だということで、国では、平成24年12月、「消費者教育の推進に関する法律」を施行しました。それを受けて県では、宮崎県消費者教育推進計画を策定中であり、現在、学校において消費者教育にどのように取り組んでいるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 学校での消費者教育につきましては、教科では家庭科や社会科などにおいて取り組んでおり、例えば、小学校で身近な商品の選び方や金銭の使い方、中学校で消費者の基本的な権利と責任、高等学校では生涯を見通した家計の管理など、発達の段階に応じて実施いたしております。また、消費者トラブルを、子供たちが自分にも起こる問題だ、そう考え、実生活において適切な対応ができるように、実際に起こった事例について、専門機関から招いた外部講師から直接話を聞く機会を設けたり、販売者と消費者のそれぞれの役割を子供たちに演じさせるロールプレイングを取り入れた授業を行うなど、実践的な消費者教育に取り組んでおります。

○十屋幸平議員 消費者教育推進法を受けて、小学生は、消費者としての素地の形成が望まれる時期、中学生は、権利と責任を理解しトラブル解決方法の理解が望まれる時期など、先ほど

言いましたそれぞれのステージによって、特徴的な方向が示されております。今後、学校において消費者教育にどのようにこの法律のもとで取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 近年、カードだとかインターネットでの買い物など、子供たちを含め、今まで考えられなかったようなトラブルに巻き込まれるリスクが高まっておりますことから、消費生活に関する知識を習得するだけでなく、適切に行動する力を育成することが必要であると考えております。そこで、引き続き、教職員の指導力を高める研修や効果的な指導を行うための教材の開発を進めるとともに、習得した知識が総合的な力として一層生きるような指導、例えば、社会科でクーリングオフの知識を得た後に、家庭科で解約手続の模擬体験をさせるなど、各教科の学びを体系的に結びつける授業づくりに取り組んでいく必要があると考えております。さらに、産業教育審議会におきましても、消費者教育をさらに充実すべきであるという意見をいただいているところでありますので、今後とも、消費生活センターを初めとする関係機関との連携を一層強化しながら、消費者教育のこれまで以上の充実を図っていきたいと考えております。

○十屋幸平議員 消費者教育というと、お金を使う考え方の予防的な考えだと思うんですが、一方では、お父さん、お母さんたちが働いてお金を家庭に持って帰ってくる、そういう大事さがわかることで、お金に対するありがたさだったり大切さだったり、そういうものが出てくると思うんです。ですから、先ほどカードの話をしましたように、目に見えない感覚的な問題と、それから、実質的にお金という紙幣だった

り硬貨だったりするものが、お年玉をもらって、幾らもらったとかいうところもあるでしょうけれども、働いてその対価としてお金をいただく、そういうものをきちんと子供に教育していかないと、アルバイトする子もいるかもしれませんが、小学生とか中学生に、お金の大切さということをあわせて教育していただかないと、出る方ばかりではいけないと思いますので、そのこともあわせてお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、学力向上について伺います。平成26年度全国学力・学習状況調査と児童生徒へのアンケートも同時に結果が発表されました。平日に携帯電話やスマートフォンで、メールや通話、インターネットをする児童生徒ほど、学力テストの成績が低い傾向であることが浮き彫りとなりました。また、よく新聞を読む子供は平均正答率が高いとの結果もあわせて発表されました。

本県の課題としては、知識の活用を見る小学校のB問題で全国平均値を下回る傾向が続いていると報道されております。そして、県内の教育事務所ごとにも平均正答率が報道されました。特に、北部教育事務所は小学校の国語A以外、また南部教育事務所では、小学校の国語A、中学校国語Bと数学A以外は、全て全国平均を下回る結果となり、学力の向上が望まれます。その中で、沖縄県は今回の学力テストで、秋田方式を上手にアレンジして成績が大幅に改善されて、全国でも上位になっております。本県でもよいものは学び、取り入れるところは積極的に取り組む姿勢が必要だと考えます。

そして、児童生徒の評価は、知育・徳育・体育と言われるように、総合的に育まなければならないと考えますが、子供たちの夢や希望をか

なえるためには、全国平均の学力も必要だと考えます。そこで、全国学力・学習状況調査の結果をどのように分析して、今後どう取り組むのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 今回の結果につきましては、小中学校ともに、ほぼ全国の平均的な水準にあると考えておりますが、活用する力を見る問題につきましては、全国平均と、ごくわずかですが差があると捉えております。そこで、望ましい学習習慣を確実に身につけさせるために、「みやざき学びのすすめ」という名前のパンフレットを小中学校や家庭に配付し、学校や家庭において、1つ、子供たちが自分の考えをしっかりと言えること、2つ、読書を奨励すること、3つ、復習を徹底すること、その3つのポイントを示し、学習習慣の定着を目指しているところでございます。また、課題である活用する力の向上につきましては、指定校での研究を行っており、具体的には、児童生徒が自分の考えをしっかりと説明したり、お互いの考えを述べ合ったりする場面を充実するなど、より効果的な指導方法について研究を進めており、研究によって得られた指導法に関する成果を他の学校に普及し、活用する力を高める指導を徹底してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に、長期休業中の補習授業について伺います。全国には、土曜授業に取り組む学校も出てきておりますが、今回の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、県教育委員会においては、夏休み等は先生方も学校に出勤されておりますので習熟度の低い児童生徒に対して補習授業を行い、底上げを図る必要があると考えております。県では、希望者に対して夏休み等の長期休業中の補習授業を行っているようですが、その成果について教育長にお伺い

いたします。

○**教育長(飛田 洋君)** 小中学校におきましては、夏休み等の長期休業期間中に、学力の向上を目的とした補充学習が多くの学校で実施されております。また、自然体験活動や勤労体験なども行われております。補充学習につきましては、平成24年度、本県において、希望者に対して、基礎学力向上や補充・発展的学習等のために学習の機会を提供している公立学校の割合は、小学校が57.7%、中学校が92.5%でありました。夏休みの補充学習では、理解に時間がかかる児童生徒に対する個別指導を行ったり、意欲的な児童生徒には発展的な問題に挑戦させたりしておりますが、例えば、「ゆっくり指導してもらって、よくわかった」という声も聞かれており、基礎的事項の定着や学習内容の理解を深めるなど、児童生徒のさまざまな状況に応じて学力の向上が図られていると考えております。

○**十屋幸平議員** 先ほど質問の中でお話ししました、いわゆる自分で手を挙げた子供たちが来るということですが、教育現場でよく言うアウトリーチ、手を差し伸べる。子供たちは自分の成績を悪くは思いたくないし、悪いから自分から手を挙げて「行きます」と言うのは、なかなか言いづらいと思います。そういう面で、やっぱり先生たちが、習熟度が低いという子は手を差し伸べて引っ張り上げると、そういう方向性をぜひ示していただきたいというふうに思います。教育委員会、いろいろ質問させていただきましたが、やはり学力についても大事でありますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

今回、いろいろと質問させていただきましたが、最初に質問しました知事の資金提供につき

ましては、先ほど述べましたように、宮崎県のリーダーとしてしっかりとした行動をとっていただきますことをお願い申し上げまして、私の代表質問を終わります。(拍手)

○**福田作弥議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

正午休憩

午後1時0分開議

○**福田作弥議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、自由民主党、中野一則議員。

○**中野一則議員**〔登壇〕(拍手) 皆さん、お疲れさまでございます。午前中に引き続きまして、自民党の代表質問であります。

それで、前口上は省略して、早速入りたいと思いますが、知事選挙、12月4日に告示をされます。既に、河野知事、出馬を表明されて、本人自身の申請で、自民党は推薦をいたしました。聞くところによりますと、他の政党にも推薦依頼をされていると、こういうことですが、なぜかほかの政党は、ここで推薦をちゅうちょされているようであります。ですから、自民党の推薦を一旦ここは取り下げてもらって、1党でするので、改めて公認申請をされたらどうかと、こう思っているところであります。これは質問ではありませんので、何か発言することがあれば、その発言を拒むものでもありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

私も、知事選挙前に質問する機会は今回しかありませんので、政治課題とか時事問題について、まずは質問していきたいと思っております。

沖縄基地負担軽減の問題であります。このこ

とについて質問していきたいと思うんですが、
今月3日、第2次安倍改造内閣がスタートしま
した。この内閣のいろいろな課題があるわけ
ですけれども、その一つに沖縄基地負担軽減の問
題もあるわけでありまして。それで、内閣府の中
に大臣が直接担当することになっております。
それは菅官房長官が兼務して担当する、こうい
うことで進められておるわけでありまして。それ
で、宮崎県知事としてこのことをどのように受
けとめられているか、その御認識をまずはお伺
いして、後の質問は質問者席から行います。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたし
ます。

沖縄県の基地負担のあり方について、軽減に
ついてであります。私は、沖縄県の基地負担の
軽減の必要性につきましては十分認識してい
るところでありまして、本県におきましては平
成19年から、沖縄県嘉手納基地などで実施をし
ておりました訓練の一部を新田原基地で受け入
れているところでありまして。防衛・安全保障に
係る問題は、国が責任を持って対応すべき事項
でありまして、基地負担の軽減につきましては、
まず国から対応案が示される必要があるもの
と考えております。現在のところ本県に対し
ては、オスプレイを含め基地問題の解決に向け
た新たな訓練受け入れの要請はないところであ
りますが、私としましては、こうした訓練の受
け入れについては、県民の安全・安心を確保す
ることを最優先に、関係市町村等の意向を十分
踏まえていくことが重要であると考えていると
ころであります。以上であります。[降壇]

○中野一則議員 負担軽減、宮崎県で協力する
ことがあれば日米共同訓練である、そういうふ
うな答弁であったらうと、このように思ってお

ります。なぜ負担軽減かということは、国土
の0.6%の面積しかない沖縄県、ここに全国の米
軍の軍事施設、専有施設というのが75%もあ
る。これをいろんな形で軽減しようということ
で、今、辺野古の問題も進められているところ
であります。それで、宮崎県としては今できる
ものは訓練だと、こういうことでありました。
そのほかいろいろ考えられるのかどうかわかり
ませんが、例えば今、あちこちでオスプレイの
基地を——これは日本のオスプレイをというこ
とだろうと思うんですけれども、佐賀空港で、
そしてまた千葉のほうでは米軍のオスプレイの
修理をする基地をつくらうと、こういう動きも
あるようですが、例えば日米共同訓練にオスブ
レイも含めた共同訓練の申し出があった場合に
は、それを受け入れられていかれるかどうか、
これについてもお尋ねしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 仮定の話でございます
が、いずれにいたしましても、国からそのよう
な申し出を受けた場合は、地元もしくは関係市
町村の意向というのを十分踏まえた上で、繰り
返しになります。県民の安全・安心というも
のが十分図られるか、そういうところを中心に
考えていくということで対応することになろう
かと思っております。

○中野一則議員 県民の安心・安全を十分に
ということですが、県民の安全・安心を図られ
ない訓練は考えられない。その上に立って新田
原基地を利用するとか、あるいは霧島演習場を
利用するとか、そういう申し出であろうと思
うんです。そういう場合に、住民、県民のことは
もちろん重々注意してかからなければならぬわけ
ですけれども、オスプレイのみでなく、いろ
んなケースが今後出てくるだろうと思ってお
ります。私はなぜこういう質問をするかという

総論賛成、各論反対というのが世の中の常ですよ。そのあたりは積極的に、総論も賛成だが、各論もちゃんと賛成してやっていく。こういう基地負担軽減の問題についても、宮崎県もぴしゃっとした態度で進めていく、そういう姿勢が一番だろうと、このように思っているところでもあります。

次に進めていきたいと思いますが、憲法改正のことについてであります。憲法の改正で、その必要性も含めて賛否あるところでもありますけれども、9条を含めた改正の必要性に、まず知事はどのような態度でおられるのかをお聞きしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 憲法というものが、国の根幹をなす最高法規であるわけでありまして。私のスタンスとしましては、一概に憲法改正に関する議論を否定するというのではなく、そのあり方についてしっかりと国民が議論する、認識をするということは重要であろうかと考えております。その議論に際しては、その改正なりをどういう理念や必要性に基づき行うのかということ、主権者たる国民の間で幅広い観点から十分に議論することが必要であろうと考えております。

○中野一則議員 知事、そういう議論の必要性はもちろんあると思うんです。人のことはいいから、知事はその必要性についてどういうスタンスで臨まれるのかということをお聞きしたいと思うんです。

○知事(河野俊嗣君) 憲法の問題についてもさまざまな論点がございます。それぞれについて必要な議論を尽くすということは非常に重要だというのが、私の基本的なスタンスでございます。

○中野一則議員 論点についていろいろ議論す

ることはもちろんと思うんですが、憲法改正の必要性があると思うのか、必要性はないと思うのか、そのあるなしをお聞きしたいと思うんです。

○知事(河野俊嗣君) 憲法改正、国の最高法規ということでございますので、非常に重い、いろんな論点があろうかというふうに考えております。それについて一つ一つ丁寧な議論というものが必要だというのが、私の認識であります。

○中野一則議員 自由民主党は、昭和30年に保守合同ということで結党しました。結党した最大の目標は、自主憲法の制定を党是とする、それが自由民主党であります。憲法の自民党案というものも既に出しております。この草案によりますと、9条は、自衛権を明記して、国防軍の設置をその中でうたっているわけでありまして。そのことは、さきに行われました参議院選挙の公約の中にもきちんとして入っております。具体的にはJ-ファイル2013という中に書かれているわけですが、そういうことで、自民党は結党の精神が自主憲法、そして具体的には憲法改正の草案をつくって、それを国民に示して、しかも去年の参議院選挙には公約の中にちゃんと位置づけてやっていると、こういうことであります。そういう自民党に知事選挙の推薦依頼をされて、既に自民党は知事を推薦しているわけです。ですから、自民党の一番基本になるこういうことは、きちんと知事として整理、理解されてされたものだと思いますので、憲法改正の必要有無については明確なことをされて、これから先の12月に始まる選挙には臨んでほしい、このことを要望しておきたいと思っております。

次に、川内原発の再稼働についてお尋ねして

いきたいと思いますが、本日は原子力規制委員会が午前中に開催されて、川内原発については新基準に適合しているという審査書が正式に決定したというのを、先ほどニュースで知りました。川内原発は1号、2号あるわけですがけれども、その1号、2号とも適合しているというお墨つきをもらったようであります。これには委員の方が5名いらっしゃって、全員がそういうことで了解されたというふうにお伺いしておるところであります。それで、今とまっている原子力発電所、川内の原発が最初に再稼働というものがいよいよ現実になるな、こう思っているわけですが、本日こういう動きになったということを知事はどのようなふう——これは感想でも結構ですが、御意見を承りたい、こう思っております。

○知事(河野俊嗣君) まず、原子力発電に関する私の考えとしましては、福島原発事故の現状を踏まえると、英知を結集して、将来的には可能な限り原発に頼らない社会を目指していくことが大変重要だというのが、一貫した考えでございます。一方で、CO₂の排出や安定的な電力供給を考えると、今すぐ国内の原発をゼロにすることは現実的でないと考えております。原子力発電所の再稼働につきましては、国や、今御指摘のありました原子力規制委員会の科学的・技術的な知見に基づく安全性の確保を大前提とした上で、地元の意向等も踏まえ、最終的に国が責任を持って判断していくべきものというふうにご考えておるところでございます。

今回、原子力規制委員会の会合におきまして、新基準を満たしているとした審査書が正式決定されたということでございます。残る2つの工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請について、これはさらに書類の作成中という、

まだ作業段階にある状況だというふうにご伺いしておるところでございます。県としては、今後とも、こうした原子力規制委員会の審査の状況を注視しますとともに、重要なのは、国や九州電力に対して、県民の生命や財産を守る観点から、必要な説明と防災対策の充実強化などの対応というものを求めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 この再稼働については、具体的には同意をする手続の定めはないというふうにご聞いております。それで、地元の薩摩川内市の市長も、ここに同意するとか云々は言わないというふうな報道もありました。ただ、理解、協力するという意味合いの発言をするということでもあります。もっとも、隣の県である宮崎県知事がこれに同意する必要もないわけですが、ただ、川内原発に一番近い宮崎県で、どちらかというところと一年中、風は西から東に吹いているわけですから、何がしかのこともあるだろうと。だから、九電と宮崎県がいろいろと覚書も結ばれたわけです。そういう緊急事態が発生するということがあつてはならぬわけですがけれども、それには備えられていると、こういうことでもあります。

それで、恐らく来年になってから具体的な稼働ということにはなるとは思いますが、さっきの答弁を聞いていけば、いまいち人ごとみたいに聞こえたんですが、宮崎県知事としては、再稼働になった場合には、そのことは理解をし、そしてまた協力もしていくというスタンスで臨まれるのかどうかを、再度お伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 原子力発電につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。将来的には、可能な限り原発に頼らない社会を

目指すということも重要視しつつも、現実問題として、今すぐにたちまちゼロにということとは現実的ではないのではないかと認識でございます。したがって、今後とも、国において科学的・技術的な知見で、その安全性の確保を大前提とした上でしっかりと判断をしていただきたい、そのように考えておるところでございます。

○中野一則議員 原子力発電所、この前の新聞報道では、九電も玄海原発1号機の廃炉を検討している、そういう記事がありました。玄海には4号機まであります。川内には1・2号あります。40年以上たったものを再稼働する、継続して稼働するには大変なお金もかかるというようにあります。また、川内の原発はできて約30年たっています。そうすると、40年になれば、あと10年しかないわけです。それがまた継続されて稼働していくものかどうかわかりませんが、日本全体でも、原子力発電所は、廃炉を含めてその方向にもあるようであります。また、もともと川内に150万キロワットの原子力発電所をつくるということでもずっと進められてきて、地元への説明やいろいろあった中で、3年半前の事故があって、今日、日本全体もとまっている、こういう状況であります。

それで、現実には電力の消費がどんどん上回っていくという中で、こういう発電所がなくなるとなれば、あるいは計画したものをつくらないということになれば、電力の需要に供給が追いつかない、こういうことになると思います。最初言えばよかったんですが、私は、今あるものの再稼働はいいよ、オーケーというスタンスであるんです。ただ、新規のもの、150万キロワットのようなものをつくる際には、いよいよ慎重にならざるを得ないということはあると思います。

れども、そういうスタンスであります。

それで、需要に供給が追いつかないようになれば、どこかでか——今、太陽光発電とか風力とかバイオマスとか、新エネルギーという循環型というか、クリーンエネルギーということになっておりますが、大きくはなかなか全体を賄うということは難しいだろうと。それで私は、石油、石炭あるいは天然ガス、日向灘にたくさんあるというメタンハイドレート、こういうものを利用した発電所というの、やがてもう一つつくるということになるだろうと思うんです。我々が小中学校のころは、宮崎県は最大の電力供給県だったのが、現在はその需要を賄うまでの供給はしていないんです。後でも関連して質問をしたいと思うんですが、宮崎県には潤沢に電気があることで、これから先の企業誘致とかそういうことにも取り組める。電気の配電線がくまなくずっと張りめぐらされることで、生活環境もよくなると思っております。それで、火力発電所、少なくとも50万キロワット——今、火力発電所の大きいのは100万キロワットぐらいのもあるようですから、そのぐらいのものを宮崎県に誘致できないものかなと。そうすることで、電力供給県宮崎県ということで、また新たなことが開かれていくんじゃないかなと思っております。ですから、そういうことは前向きに進められないものかどうか、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今、電力発電所の整備なり誘致という御指摘でございます。九州電力によりますと、新たな大規模火力発電所の立地条件としましては、広大な用地取得や環境アセスメント、さらには原料供給のための港湾整備や冷却水の確保などがありまして、本県への新たな大規模火力発電所の設置には高いハードル

があるというふうに聞いておるところであります。産業の育成・振興に電力の安定供給が必要である、これは大変重要なポイントであろうかと考えております。本県では、恵まれた自然環境等を活用しながら、太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーに取り組んでいるところですが、九州電力に対しましては、引き続き安定的な電力供給に努力をいただくよう、働きかけてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 新たな発電所の設置にはいろいろとハードルが高いみたいなことを言われましたが、串間には、原子力発電所をつくりたいということで、かなり以前ありましたよね。それで、つくるとするならば港湾の整備とか、いろいろなものを含めて取り組まれる予定だったと思うんです。だから、そういうところに火力発電所等も誘致していけば、新たなハードルじゃなくて、もともと想定できることがあるんじゃないか。だから、火力発電所のいい立地条件もあるんじゃないかなと、こう思っております。ほか港湾の整備とか、いろいろなことを考えていけば、宮崎県まだまだ用地はあると思いますから、できたらこういうことも、ほかをする前に、宮崎県が率先して九電とも交渉するような形を、ぜひお願いしておきたいと思いません。

次に、防災拠点庁舎について質問していきたいと思うんですが、これは庁舎をつくるための対策室もできて進められております。場所も、県庁の向かい側にある駐車場につくると、こういうことで進められておりますが、今になっても私は、なぜここにつくるんだろうかということが、いまだに疑問というか納得がいかんです。私は、前々から言っているとおり、高台もありますから、宮崎市の西のほうにつくるべき

じゃないかなと。つくることに反対はいたしておりません。つくるべきじゃないか、こういうことを申し上げてきたつもりであります。防災拠点施設ですから、何も9階建て、10階建ては必要じゃないし、防災拠点の施設が必要だということで始めたんだから、そのことは3～4階もあればできるし、そして万が一そういう状況になったときには、ヘリポートを初め、自衛隊とか応援に来る、そういう広い敷地も要ると思うんです。そういう意味から、そういう施設も備えた敷地を、どういうことがあっても安全だ、すぐ対応できる、交通アクセスも、ちゃんとインターチェンジもあっていい場所だ、こういうところにすべきだと思っているんです。

それで今、あそこの周辺にはJAが既に大きな集配センターもつくっているし、またJAの学校である講習所もその近くにつくるという話も聞いております。さきには宮交さんが、その近くの広いところに移転されて、事業展開されている。そしてまた、医師会病院もその周辺に移転してくるという話であります。ですから、官民あわせていろんなものが、そういうところに移転をしている。これも全て南海トラフの地震を想定されて、そっちのほうに移動していると、こういうことだろうと思います。今後は、いろんな形でそういうのがふえてくると思うんです。それで、できたら、県庁の将来の展望も含めて、防災拠点庁舎なるものは、今言われているこの駐車場じゃなくて、今言ったようなインターチェンジ周辺につくって、防災のためのいろいろなことを進めていくべきだ、こう思っているんです。せつかく100億を超えるお金でつくるわけですから、将来に禍根を残さないように、そういう形で進められたい、こう思っております。知事の所見をお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 防災拠点庁舎の整備の場所につきまして、これまで県議会を初め県民の皆様からのさまざまな御議論、御意見をいただきながら、幅広い観点から検討を進めてきたものであります。最も懸念をされました津波の浸水につきましては、昨年2月に発表しました県の新たな津波浸水想定におきまして、南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波の発生を想定した場合でも、今の県庁を中心とするエリアは浸水しないという結果が出たところであります。また、県庁のエリアというものが、国、市など主要な行政機関が近くにありまして、最も迅速に連携が図りやすいということ、さらに早期に整備ができるというようなことから、防災拠点庁舎の整備場所を、外来者第1駐車場が最適であると判断をしたところでございます。大規模災害時に県民の生命と財産を守る防災拠点庁舎は必要不可欠でありますので、今後とも早期整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 防災拠点施設、これが必要でないとは申し上げておりません。前向きに賛成の立場であるということは、先ほど言いました。今はまた、国、市の施設がこの近くにあるからと言われましたが、いつの間にか国の施設も市の庁舎も、そっちのほうに移転していくかもしれませんよ。見渡したら、ひとり宮崎県庁だけがここにあったということにならぬようにしていただきたい、こう思っております。

次に、行財政改革についてお尋ねしたいと思います。

この必要性云々については、既に十屋議員が質問しました。それで、1期、2期、3期がこととして終わりますよね。最初は財政改革でしたが、2回目からは行財政改革ということで取り

組んだ、そして、今回また4期目をスタートするというので取り組まれつつあるようであります。この改革というのは、午前中は、こういうことは繰り返し繰り返しずっとやることだと言われましたが、私は逆だろうと思っているんです。改革と銘打ってやるぐらいであれば、抜本的なものをやって、これでぱっとするようなものをせないかん。もちろん、通常の想定されるような改革は、毎日、毎年ずっと繰り返ししていく。どこかで終わるものじゃありませんから。せっかく行財政改革と銘打ってやるのであれば、抜本的なものをすべきだな、こう思っているんです。

それで、これからの行政需要に耐え得る宮崎県の財政というものをきちっとせないかんわけです。お金があれば何でもできる。宮崎県はお金がない上に借金があるわけです。他県もあるからということを書いていたら始まらないと思うんです。特に少子高齢化が進んでいって、あと10年すれば——私はこういう言葉は使われたくないと委員会で言いましたが、団塊の世代が、団塊の世代がということで、10年すれば後期高齢者になる、そのときが大変だということをおっしゃっております。だから、そういうところにも対応する。あるいはまた、少子化を何とかせないかんということにも対応する。ほか、いろんな需要があると思うんです。そこで、今はこれを抜本的に改革する、日本一を目指すぐらいの改革案があるべきだ、こう思っているんです。その改革の基本は、端的に言えば、実質、県債残高はゼロにする。そして、ゼロにするわけだから、基金というものは、民間でいう貯金になりますが、貯金は大幅にどんどん増額していって、単独でも、いつでも、どういふことでもやるよという体制に置くべきだと思うん

です。「宮崎県は、それはどだい無理ですよ」、そういうことではだめだと思えます。やればできると私は思います。それで、行財政改革の例を2～3挙げていきたいと思えます。

我々は7月に、同士と長野県の下條村を調査いたしました。ここは少子化対策を大変前向きにユニークにして、その成果も出ている。合計特殊出生率もずっと2%前後を維持しているということでありましたので、小さな村がどういふことをしているのか、どんなふうかなと見に行きました。調査する中身はそのとおりでしたから、そのことはよく勉強になりましたが、私が一番驚いたのは、ここの財政状況なんです。このことに驚きました。紹介しておきたいと思うんですが、下條村の経常収支比率、これは数値が高ければ硬直化という意味合いの指数です。宮崎県は92.9であります。それでも全国では11位ということで、いいんです。しかし、硬直の状態には変わりはないと思っております。下條村は65.3でありました。それから実質公債費比率、これは、18%以上であれば市町村の場合は知事の認可が要るとかそういう数字であります。宮崎県は17.1であります。この下條村はマイナス4.5でありました。こういう状況は、東京とか大都市の市とか区しかないんです。長野県の山合いの、田舎と言っては失礼ですが、そういうところが、全国ですべて4位をやっているということでありましたが、そういう数字なんです。マイナス4.5、いわゆる実質の借金はなく、逆に貯金がある、こういうところなんです。

具体的に言うと、25年の下條村の実質起債残高は1億1,600万円、そして基金残高、預金になる部分は60億3,300万円でした。いわゆる差し引き59億円という基金があるということです。そ

れで、ここは1年間の予算が例年20億前後だそうです。ですから、その3年分は基金がある。では、ここはずっと昔から裕福な村だったかという、そうではなくて、大変厳しい環境の中で人口もどんどん減っている、そういうところで財政状況も厳しかったと、こういうことであります。そこで、今の村長さん、伊藤喜平さんという方、もともと自動車の修理工場を営んだり、ガソリンスタンドを営まれた方が、村会議員を2期ばかりした後に、村長となって今日に至っている。そういう人が大改革を図って、職員も1人が何役もせないかん、3役も4役もせないかんということで、人件費を削減したいということから、51人おった職員を37人にした。14人減、27.5%削減した。人口1,000人当たりの職員数が、ここは7.9人、類似の市町村は17.3人という数字なんです。その2分の1の陣容、人件費でやっている、そういうことであります。「宮崎県はいろいろ削減した」、午前中にもこう言われておりましたが、確かに平成17年からの取り組みで、4,231人知事部局におられた方が、26年度は3,790人になった。441人削減されたわけです。それでも10.4%、全てで7.7%なんです。下條村は27.5%ですから、まだまだ努力すべきところだな、こう思っております。それもこれも、こういうことは、やはりリーダー次第だと。この村長になってから、下條村はこうなって、少子化対策ばかりじゃなくて、高齢者の対策も、地域のいろんな対策も含めて、非常に前向きに取り組まれております。宮崎県も、行政需要に耐え得る状況をつくるためには参考にすべきことだろうな、こう思っております。これは小さな村じゃないかと言えばそこまでですから、いい参考にさせていただきたい。

2例目が、この議会でもよく出てくる上杉鷹山公です。これは高鍋藩の人が米沢藩に養子に行かれた。そこで、こういう過去もありました。米沢藩、見るに見かねる状況だった。その窮地を立て直すということで、藩政の大改革をされたわけです。これは一口に言えば、倭約をすると同時に殖産ということにも取り組むということで、この大改革が成った。いわゆる宮崎県にゆかりのある人がそういう改革をしたということで、ケネディ大統領ほかいろんな人たちが、その業績をたたえ、また参考にしているというのが現実であります。それで、ここはそういう改革をしたばかりでなく、現代にも通用する、厚生福祉とか教育、農政、そういうことにも取り組んでいるのが、上杉鷹山公の改革なんです。

それから、もう一例紹介しておきますが、あと4年すれば、明治維新から150年なんです。あと4年で150年になります。この明治維新、薩長同盟とか薩長土肥とかいろいろ言われておりますが、やはり中心になったのは薩摩藩だと私は思っております。薩摩藩がその中核になってやったんだ。なぜそういう力があつたかということ、莫大なお金を持っておつたから改革ができたんです。77万石の薩摩藩が昔から裕福であつたかということ、そうではありません。幕末に近いころは大変な借金王国でありました。膨大な借金、500万両の借金を抱えて既に破綻状態であつたんです。そこを立て直したのが、大改革したのが調所笑左衛門広郷なんです。この人は今で言う経済官僚のエキスパートです。その人がやった。どういうことをやったかということ、大きくは4つの改革があるんです。まず、島津のあたりは黒砂糖がありますので、この黒砂糖を藩の専売品にしたんです。それが一つ。それ

から抜け荷がありました。抜け荷というのは、沖縄県を属国みたいにしておりましたから、ここを中心にして中国やらと貿易をした。抜け荷ですから、警察本部長もおられますが、これは密貿易なんです。今してはなりません、そういうことをやった。もう一つは移住政策、いわゆる薩摩の南端は人口過剰な地域があつたんです。それを大隅とか北薩とか——北薩というのは我々が住んでいる日向の国——そこは全部、島津藩の領地でしたから、そこに送って開墾をさせたりする。もう一つは何をしたかということ、借金が500万両あるわけですから、これを無利子で250年年賦に切りかえたんです。そのとき、あと80年かそこらまだ残っておりますから、これは明治維新で債務の履行は全部取り消しになりました。だから戻さんでよかったんですが、明治維新のころまでは真面目に、40年近く島津藩は戻しております。しかし、250年年賦で無利子ですから、これなんか、いろいろとやればできそうな政策だと思っております。

それで、500万両の借金があつたんですが、そうしたおかげで結果的に、幕末に250万両の貯金ができるんです。それをもとにして、それを原動力にして明治維新をなし遂げた。だから、薩長とか薩長土肥とか言いましたが、その中核は島津藩、薩摩藩だな、こう思っておるわけです。その500万両はどういうお金か。今の物価上昇で計算すれば何でもない数字であるんですが、お金というものは当時の状態で換算せないけませんからね。島津、薩摩藩は77万石ですが、これをお金に換算すると62万両だそうです。77万石が62万両。ですから、500万両というのは、8倍強というものの借金があつた。ここは、当初予算の約2倍の借金、自主財源からすれば、それこそ借金が7～8倍あるんじゃない

ですか。ここも8倍の借金があった。それを戻した。だから500万両というのは、徳川幕府は800万石とか、実際は400万石だとか言われますから、時の政府の予算に匹敵する借金を一薩摩藩が抱えておった。それを調所が大改革をして明治維新をなし遂げた。ですから、宮崎県もこういうことを参考にして、ほかの県はどうでもいいから、宮崎県は宮崎県として、このぐらいの大改革をせないかん。1期、2期、3期あって、4期はそういうことでぜひしていただきたい、こう思っております。ですから、県の行財政改革、知事の考え方もお聞きしたいと思いますし、そういう大胆なプランがどのようなものか、ぜひ日本一を目指していただきたいと思っておりますので、その辺のことを感想を含めてお尋ねしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 行財政改革につきまして、現在の長野県下條村、また上杉鷹山、また島津藩、さまざまな具体的な事例を挙げて御指摘をいただいたところであります。お話を伺いまして、いつの時代であっても、またどういう行政体であっても、限られた財源の中で必要な施策を打つためのさまざまな工夫がなされてきたということを受けとめたところでございます。村の財政と都道府県を一律に比較するというのはなかなか難しゅうございますが、ただ、今リーダーシップという御指摘もございました。いろいろな大胆な取り組みというものがあろうかと思っておりますので、しっかりと参考にはさせていただきながら、また、上杉鷹山公、さらには調所笑左衛門さんを初めとする島津藩の取り組みというものも、殖産興業の観点から、本県で今取り組んでおります新たな成長を目指したフードビジネスであり、あるいは市場であり、そういった取り組みというものをさらに強

力に進めていくことの重要性、さらには、それぞれの時代を担う人材育成という面でも、大変力を入れられた取り組みであったのではないかとこの受けとめをしておるところでございます。

行財政改革プランというものが、単に節約だけにとどめるということのみならず、これからの県政を推進していくための、人口減少対策であったり、防災・減災対策であったり、必要なインフラ整備であったり、必要な財源の確保のための取り組みであるわけでございまして、そういう新たな成長に向けた取り組みを推進する総合計画の策定というものもしっかり整理を図りながら、御指摘を踏まえて、しっかりと大胆な、また効率的・効果的な行財政改革というものを、これも不断に取り組むべき取り組みとして、これからも検討し、また取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひそういうことで、本当にやればできるんだから、そういう改革をしてください。さっきの島津藩のこれも、産業をいかにして育て興すかということと、さっきもちょっと言いましたが、250年年賦、これが難しくても100年年賦ぐらいに関係の銀行さんをお願いして——やっぱりそのぐらいはせんとなかなか難しいですよ——ぜひやっていただきたい。人材の話を言われました。そういうことをしたから、明治維新の中心人物の人たちが島津藩に出てきたんですからね。また、米沢藩も後に続く立派な藩主、藩というものが育ってきているし、下條村も若者がふえて、これからは担う人たちがたくさん育っております。そういう意味で、言われたとおりの人材も育つんです。ぜひそういうことでお願いします。

次に、農業政策について農政水産部長にお尋

ねしたいと思います。

余り時間もなくなってしまうのですが、まず、水田農業から行きたいと思うんですが、最近のニュース等を見ていけば、4年後から減反政策が廃止されますよね。それを見据えていろいろと取り組まれております。ところが、過剰ぎみで、価格が主食用米もかなり下がってきております。コシヒカリも昨年に比べて2,100円安くなっているし、宮崎県のスタートの段階から、これは12.7%です。かなり安くなっております。新潟産のコシヒカリも12~14%安くなっていると、こういうことであります。それから、加工用米にいろいろ力を入れられて、前年200ヘクタールあったのが、ことしは900ヘクタールになったということです。これもまた全国的にはかなりの過剰ということで、価格の低迷が予想されております。あと飼料用米とかWCS用の稲とか、いろいろ取り組まれて、宮崎県の作付面積は、例年にない面積のようであります。しかし、こういう中で、果たして宮崎県の水田農家はいかほど育つんだろうか、残れるんだろうか、こう思っております。米どころえびのという立場からも、ぜひこういう農家を育成する政策をしてほしいと思っておりますから、農政水産部長のお考えをお尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 温暖な気象条件に恵まれました本県におきまして、地域の特色を生かして、米と野菜や畜産などを組み合わせた生産性の高い水田農業を確立し、農業所得を向上させることは、大変重要だと考えております。中でも、本県の稲作農家の経営を持続的に発展させていくためには、需要に応じた売れる米づくりの徹底や、米をつくらぬ水田における地域振興作物の定着・拡大を図るなど、水

田をフルに活用することが大切であると考えております。このため県といたしましては、国の対策を最大限に活用しながら、主食用米としての商品価値の高い売れる米づくりに加え、加工用米、飼料用米などの推進、さらにはカンショ、里芋、キュウリなどの地域の特色を生かした作物の振興によりまして、効率的かつ安定的な水田農業の担い手を育成・確保いたしまして、水田農業の維持発展に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 わかりました。

次に、和牛対策であります。子牛価格がずっと高値が来ているのに、実際は、生産頭数も生産農家も減ってきているわけです。これが一番大きな課題。これから取り組む若い人も育ってはおりますが、このことも本当に減少の歯どめをする抜本的な対策をせな、せつかくの高値も何にもならぬと、こういうことになりまますから、和牛対策についてもお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 肉用牛につきましては、高齢化等により農家戸数が年々減少している中で、喫緊の課題となっている生産基盤の維持拡大を図っていくためには、担い手を育成し、経営の安定を図ることが非常に重要であると認識いたしております。このため県としましては、後継者や新規参入者、中核的な担い手に対しまして、県及び国の事業により、繁殖雌牛の導入や施設整備等の支援を行っているほか、畜産新生プランに基づきまして、分娩間隔の短縮による生産性の向上や生産コストの低減等の取り組みを推進し、肉用牛農家の所得向上につながる取り組みを進めております。

また、県内各地におきまして、行政・畜産関係団体が一体となって、地域における肉用牛生

産基盤の維持拡大に向けた「人・牛プラン」の策定が進められておまして、担い手の明確化や、地域の実情に応じた取り組みを推進することにいたしております。今後とも、関係機関としっかり連携しながら、肉用牛農家が将来にわたって安心して経営が継続できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 養豚農家の立場についてもお伺いしたいと思いますのですが、養豚につきましては、企業農業というか企業中心の経営になってきて、純然たる農家というのがかなり減ってきました。減ってきた中でも、今、一生懸命頑張っている養豚農家もおられます。先日は都城で競りが再開し、きょうはまた、昼のニュースでは西諸の畜連でも再開されたという、うれしいニュースがありました。純粋な養豚農家も、激減している中ではありますが、育成してほしいと思うんです。その対策をお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 養豚につきましては、農家数の減少や農家間で飼養管理技術に格差が見られるなどの課題がありまして、担い手の確保や経営の安定に向けた取り組み強化が非常に重要であると認識いたしております。このため県としましては、畜産新生プランに基づきまして、生産性の向上と生産コストの低減を図るために、モデル農家が行う疾病対策やエコフィードの利用による飼料費低減対策への支援を初め、研修会等を通じて、優良事例の普及についても積極的に取り組んでいるところであります。

また、今年度、宮崎大学が整備いたします養豚教育施設への支援を行いますとともに、関係機関と連携しながら、効果的な教育・研修プログラムの策定を進めているところであります。当施設を核とした担い手の育成・確保にも

取り組んでいくこととしております。今後とも、将来を担う養豚農家の育成に努めまして、安定した経営が継続できるよう、関係機関と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、小水力発電所のことについてお尋ねしたいと思うんですが、現在、小水力発電等農村地域導入支援事業というのが平成24年から28年まで展開されております。どうも29年以降はこれを中止するというお考えのようではありますが、ぜひこれは継続していただきたい。しかも今、55%の補助ですが、隣の熊本あたりは、モデル事業とはいえ100%の事業をやっているんです。この100%の事業で、29年からは新しい事業開始をしていただきたい、こう思っております。お考えを。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農業用水を活用した小水力発電につきましては、土地改良区等の維持管理費の軽減や地域活性化に寄与するものであると考えております。このため県では、平成24年度に「県単小水力発電等農村地域導入支援事業」を創設いたしまして、土地改良区等の小水力発電の導入を支援しているところでございます。平成29年度以降の本事業の継続につきましては、現時点においてなかなか申し上げられませんが、農業用水を活用した小水力発電は大事な取り組みであると考えておりますので、今後どのような対応ができるのか検討してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、学校事務職員の採用のあり方ということでお尋ねしたいと思うんですが、これは前回もお尋ねしました。この事務職員の方の採用のあり方というもので、大きくは3案が出ております。その3案とも、今までのものではどうかなという考え方で3案であり

ますが、今の宮崎県の採用の仕方は、全国47都道府県の中で7都県しかやっておりません。このことについては、6月議会で知事が、教育委員会と関係部局で連携して十分検討するということでありましたから、担当部長に、そのあたりがどのように検討されたのかをお尋ねしたいと思います。

○総務部長(成合 修君) 学校事務職員につきましては、教育委員会における「学校事務のあり方に関する庁内検討委員会」での検討結果に基づき、現在、学校事務職員の任用制度のあり方、あるいは人材育成の方策について、さまざまな検討や取り組みを行っていると同っております。またこのうち、議員の御指摘にありました任用制度のあり方につきましては、3つの案につきまして、教育委員会を中心に、関係部局と連携を図りながら具体的に検討を進めているところであると伺っております。総務部といたしましても、教育委員会と緊密な連携を図りながら協力していきたいと考えているところでございます。学校事務職員につきましては、学校教育に対する深い理解を有するとともに、行政職員としての専門性を発揮し、学校運営をしっかりと支えていくことのできる資質と能力が必要でありますので、職員の育成や人材の確保を図ることが大変重要であると考えております。現在検討されている3つの案のうち、課題が整理できたものについて取り組んでいけるものと考えております。

○中野一則議員 ぜひ前向きに取り組んでほしいと思います。

次に、全国学力テストのことですが、午前中、十屋議員からも質問がありました。重複は避けます。公表のあり方で、いろいろと全国ではトラブルというか、あるようでありま

す。宮崎県では、今の教育事務所単位で公表ということで進められておりますが、これをもっと小まめに公表できないものかどうか。前の教育事務所単位、あるいは市町村単位とか、もっといけば学校単位、そのあたりの考え方を教育長にお尋ねしたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 保護者の方々、それから地域住民の方々に説明責任を果たして、協力いただきながら取り組みを進めていくなどということから考えたら、公表というのは必要であると考えております。公表するとき、そのあり方によっては、序列化とか過度な競争が生じるおそれもありますので、国から、公表に当たっては、教育上の効果や影響等に十分に配慮するように求められております。県教育委員会では、これまでの調査におきまして、まず県全体、そして教育事務所ごとの課題を把握して、県全体としての取り組み、教育事務所ごとの取り組みということ、そういう教育指導の充実や学習状況の改善を図る取り組みを行ってまいりました。そのようなことから、県全体と教育事務所ごとの状況の公表を行ってきたところであります。調査は、その結果を生かすということが非常に大切でありますので、どのように結果を公表すれば、より本県教育の充実につながるかという視点で、今後とも丁寧な研究してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 研究の成果を期待しておきたいと思います。

次に、教科書採択と情報開示ということでお尋ねしたいと思います。

義務教育、特に中学校の教科書の採択、これがいよいよ来年度から始まって、28年には新しい教科書でと、こういうことになっていきます。それで、既に教科用図書採択地区協議会は

中身が情報開示されているのに、同じ内容でしている県立の中学校が3校あるわけですが、ここは情報開示をしておりません。前にも情報開示をしてほしいということをお願いしたところ、それは前向きに取り組むということでの答弁を、24年でしたが、当時の教育長からもらっております。これを情報開示するようになったのかどうかということ、教育長にお尋ねします。

○教育長(飛田 洋君) 教科書の採択に関する資料の開示につきましてですが、まず、資料のことで言いますと、県立中学校の教科書採択について、昨年度の宮崎県教科用図書選定審議会において、選定した教科書の希望理由を明確にすることや、記録等を整備することなどの答申をいただきましたので、次回の採択に向けて十分な準備を進めるよう、既に各学校に対して指導しているところであります。また、今回の国の「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の改正においても、採択結果やその理由の公表に努めることとされております。県教育委員会といたしましては、より一層開かれた教科書採択となるよう、より適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 これは不公平ですから、市町村は公開するけれども、県立は公開しないということでは、情報開示しないということはおかしな現象ですから、ぜひそういうことで進めていただきたいと思っております。

拉致問題について質問します。

いよいよ今月中に北朝鮮が、拉致を含めているいろいろ公開というか、日本政府に報告するということになっております。この拉致、さきに警察庁が発表しましたが、拉致の疑いを排除できない人が883名いると。宮崎県には17人いらっ

しゃいます。それで、宮崎県に該当する人が、今回公表される中に入って、それを受け入れないかんということになろうと思うんです。そのあたりの受け入れの体制は万全を期していただかなければならないと思うんですが、これについて、福祉保健部長にお聞きしたいと思えます。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 拉致被害者が帰国される場合には、いわゆる拉致被害者支援法に基づきまして、県は、国や市町村等の関係機関と連携し、日常生活支援や住宅の供給、雇用の確保など、幅広い支援を行うこととされております。このため県としましては、本県関係者の帰国に備える観点から、新潟県や福井県の取り組み事例等を参考にしながら、情報収集や帰国決定後の対応業務、役割分担等の確認を行うなど、事前の準備を進めているところであります。

○中野一則議員 本当に戸惑うことがないようにやっていただきたい。17名のうちの4名は名前はわかっておりますが、表向きには13名は名前すらわかっていないんですからね。ですから、戸惑うことがないように、受け入れには万全を期していただきたい、こう思っております。お願いしておきます。

それから、少子化対策であります。いわゆる宮崎県の少子化対策で、合計特殊出生率の目標は何人ですか。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 本県における合計特殊出生率の目標値は、出生数や女性人口といった人口動態等を勘案しながら、県総合計画審議会の審議等を踏まえた上で設定しております。具体的には、平成42年に1.85を目指すこととしております。

○中野一則議員 1.85人、これで宮崎県の人口

はプラスということになるんですか。実際は2.07人でないと人口はふえないんです。ですから、2.07は最低の数字ということで、それを目標にして、そのための政策はどうあるべきかということを進めるべきだと思うんです。最初から人口が減る方向での目標はいかなものかと思うんです。2.07に改める気はないか、お尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 少子化の問題は、経済規模の縮小あるいは社会保障負担の増大、さらには地域活力の低下を招くなど、国、地方に共通の大きな課題でありまして、ただいま議員が御指摘のように、人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率2.07という数値につきましては、究極の目標とすべき大変重要な視点であると認識しております。いずれにしましても、現在進めております総合計画の見直しの中で、合計特殊出生率の目標値について、県総合計画審議会の御意見等を踏まえながら、しっかりと議論をしつつ、子育て支援等に関する各種施策を全庁的に展開し、合計特殊出生率の向上に鋭意努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひ人口がふえる方向にやっていただきたい。宮崎県の大改革をしてくれというのも、そういうところにあるわけですから、また、未来のある、発展性のある宮崎をつくらないかん、こう思いますから、そういう具体的なことは、ちゃんと目標が達成できるようにやっていただきたいと思っております。

次に、障がい者雇用についてお尋ねしたいと思いますが、宮崎県の知的障がい者の雇用状況をお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 宮崎労働局の調査であります、平成25年6月1日現在、法

定雇用率2%が適用される県内企業700社に雇用されている重度の知的障がい者の人数は121人となっております。

○中野一則議員 これは工夫次第ではまだまだふえると思うんです。実は7月には、静岡県のような障がい者のところを見てきました。そしてまた、先月は、常任委員会の出張で川崎市の理化学工業というところも調査しました。行って驚いたのは、知的障がい者の中でも重度の方もたくさん採用されている。従業員の70%は知的障がい者なんです。どういうことをしているかということ、その障がい者に合った、機械器具とか施設を全部改良してやって、そこで健常者と変わらない仕事をして、そしてまた生産も全く落ちていないと。一方は農業、一方はチョークをつくる会社でありましたが、行ってきました。健常者目線でいろいろな施設があるのが普通です。それを工夫していくことで、重度の障がい者であっても雇用できる、そういうのを見てきて、本当に感心しました。また、そういうところで働いている障がい者の方も、働くことに生きがい求めて、生きがいがあるというんです。そういうことでやっているというわけですから、まだまだ宮崎県も工夫して、そういうことを取り組むところにはうんと助成でもする、そういうことで進められるべきだと思うんですが、福祉保健部長のお考えをお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ただいま議員が御紹介されました日本理化学工業でございますが、本県も企業向けセミナーを毎年やっているんですけれども、平成22年度に、この会長さんにおいでいただいて講演いただきました。その中で、例えば、製造するチョークの色とその材料を計量するおもりの色を同じくする、あ

るいは、時計が読めない社員が機械を動かす時間を確認できるように砂時計をつくる、いろいろな工夫をなさっております。多数の障がい者雇用を実現されております。県内企業にも大変参考になる取り組みだと考えております。

また、県内7カ所には障害者就業・生活支援センターがございますが、ハローワークなど関係機関と連携しながら、企業を直接訪問し、雇用に向けた職場改善の提案なども行っているところであります。今後とも、障がいのある方の雇用の場の拡大を図るため、一層の関係機関との連携を図りながら、積極的に企業に働きかけてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、県立病院の経営形態等についてお尋ねしたいと思います。県立病院、あれは平成18年からでしたか、それが1期5年、その後また2期目3年ということで、一生懸命になって経営の改善をされました。毎年多額の赤字だったのが、しかも県からの支出金を8億も抑える中で、25年度は完全に黒字化になったと、こういうことであります。当初の考え方では、これから先の経営形態をどうするかということで、全適の継続、地方独立行政法人化、公設民営化、民間移譲、その他ということで、これから先の経営形態をどうするかということを選択するようになっております。それで、一生懸命になって今、黒字になった県立病院ですけれども、今後の経営形態はいかなる方向で進められるかを、病院局長にお尋ねします。

○病院局長(渡邊亮一君) 県立病院の経営形態の見直しに当たりましては、急速な高齢化に伴う医療ニーズの変化や、国の医療制度改革など、病院事業を取り巻く環境の変化を十分に勘案した上で、県立病院が果たすべき役割を改め

て明確にしまして、持続的・安定的な医療の提供と、自立的・効率的な病院経営の両立が可能な経営形態について検討していく必要があると考えております。現在、局内に経営計画策定検討委員会を設置しまして、新しい経営計画の検討を進めておりますが、その中で、経営形態につきましても、現行の地方公営企業法の全部適用に対する評価を行うとともに、現形態の継続も含め、地方独立行政法人など他の形態との比較分析等を行っているところでございます。いずれにしましても、今後の県立病院の経営形態につきましても、県議会はもとより、外部の有識者等から成る病院事業評価委員会等の御意見もいただきながら、今年度中に結論を出してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 今年度中に結論ということですが、ふさわしい形態がいかなるものかはよくわかりませんが、私は、この中に市町村への譲渡ということも含めて、ぜひ検討していただきたい、こう思っております。

それから日本赤十字病院、いわゆる日赤病院、このことで質問していきますが、全国に92カ所あります。九州・沖縄には11カ所あります。全国でないのが、山形県と奈良県、そして宮崎県、この3県だけなんです。これについては、この前、質問もありましたが、日赤というのは、万が一はもちろんですが、南海トラフ巨大地震とかいろいろな自然災害、こういうときに、国外を含めて真っ先に行くのが日赤ですよ。そういう日赤病院が近くにあるというのがいいんじゃないか、こう思っております。それこそ、いろいろとハードルもあるかもしれませんが、九州でないのは宮崎県だけですから、ぜひ日赤病院の誘致に取り組んでいただきたい。これは知事にお尋ねしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 赤十字病院、御指摘のように、全国では44の都道府県に92の病院がありまして、各地域の中核病院として地域医療に貢献するとともに、災害時には国内外に医療チームを派遣するなど、大変重要な役割を果たされております。東日本大震災におきましても、石巻の赤十字病院が各地のDMATの集結場所になったり、大変重要な機能を果たしておるところであります。本県は、いろいろな経緯のもとに、現在、赤十字病院が置かれていない3つの県のうちの1つになっているわけですが、日本赤十字社におかれましては、新たな病院の設置は原則行わない方針と伺っております。また一方、本県では現在、県内全域において、医療計画で定める病床の上限を超えておりますことから、医療法上も、病院の新設というものが困難な状況でございます。

なお、日本赤十字社が、他の医療施設の移譲を受けたり、運営を受託するということは考えられるわけですが、いずれにしましても、安定的な経営や医師の確保などさまざまな課題があるものと考えております。

○中野一則議員 前向きに、これも取り組んでください。お願いしておきます。

次に、建設工事の入札問題についてですが、まず指名競争入札、昨年からことし、試行していますよね。ですから、これの本格化は実際いつになるのか、来年度からスタートできるのかどうか、できないとすれば、どこに障害になる問題があるのか、そのあたりを知事にお尋ねします。

○知事(河野俊嗣君) 建設工事におきます指名競争入札につきましては、災害対応力の強化という観点から、地域の建設業者の育成を図るために、昨年7月から一部の工事で試行してお

ります。本年度は、試行方法に改善を加えつつ、年度を通じて実施しているところであります。昨年度の試行におきましては、透明性・競争性に問題はなく、工事現場に近い企業の受注割合が高くなるなど、一定の効果が見られる一方、建設業者に対するアンケートにおきましては、一般競争入札の価格競争方式や総合評価落札方式との併用を望む声も多く聞かれたところでもあります。このため、指名競争入札の取り扱いにつきましては、建設業者へのアンケートや関係団体との意見交換も踏まえ、今年度行っております通年試行の結果というものも総合的に検証しながら、県議会や、第三者委員会である入札・契約監視委員会の意見も伺いながら判断をしてまいりたい、そのように考えております。

○中野一則議員 指名競争入札への移行というのは、業界を初め、そっちのほうの方が大方の声であるということで、この試行も始まった。そしてどうするかということですから、そういうことを念頭に置いて進めていただきたいと思えます。

それから担当部長にお尋ねしますが、現況の建設あるいは建築業者の経営状況、どういう状況かということをお答え願いたいと思えます。

○県土整備部長(大田原宣治君) 経営状況等につきましては、今までの建設投資の減少なり、いろんな厳しい社会経済情勢等で、今までは厳しい状況があったんですが、一昨年以来、公共事業いろいろ見直されてきまして、例えばインフラの老朽化とかそういうもので、現在、以前に比べますと立ち直ってきたといえますか、少しは明るい状況が見えているのではないかなというふうに考えております。

○中野一則議員 以前に比べると立ち直ってと

言われましたが、現況は、売上高や利益の減少で企業の体力が以前からするとかなり低下しているという状況だと思います。田舎に行けば行くほど建設業で働く若者等も多いわけですから、こういう若手の職場確保という面からも、あるいはそういう意味からも、ぜひ建設業の育成には力を入れていただきたい、こう思っております。

さっきは、入札制度のことで指名競争入札の取り組みを言いましたが、企業に体力をつけるためには、最低価格が今おおむね90%ですよね、これを95%に持っていくべきだと。他県が全部そうなんです。私は、これが一番重要だと思うんです。そのことの取り組みを知事にお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 建設産業の重要性というものの、地域雇用の受け皿、インフラ整備を担う、また災害対応力、大変重要な産業であるという認識のもとに、これまでさまざまな取り組みをしております。近年の厳しい経営状況や技術者の労働環境の改善を目的としまして、設計労務単価をこの1年間で約20%引き上げまして、適正な予定価格としたところであります。さらに、公共工事の最低制限価格につきましては、品質確保や健全かつ継続的な企業経営を支援するために、平成19年度から3回にわたりまして引き上げをしております。今年度も引き続き、経済・雇用対策の一環として、予定価格のおおむね90%としておるところでございます。この水準につきましては、九州各県と比較しても遜色ないものとなっているところございまして、今後とも、建設産業の経営環境というものを十分注視しながら、適切な入札・契約制度となるよう努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひ前向きに取り組んでください。

次に、観光について2～3お尋ねしたいと思います。担当部長よろしく申し上げます。

観光振興はいろんな取り組みをせないかんとおもいますが、データ的に見ていけば、国内の云々もありますが、確実にするのは外国人客数をふやすことだと思います。これから10年後は、1,000万人を2,000万人にするという国の政策ですから、宮崎県も24年度で12万8,587人が外国人客数という実績があるようでありまして、これをいかにふやすか。日本全体は倍だけでも、倍やそこらじゃない、高い目標をつくるべきだと思います。商工観光労働部長、いかがですか。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 国におきましては、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催という絶好の機会を捉え、さらなる観光立国の推進を図るために、2020年に向けて、訪日外国人旅行者数2,000万人の高みを目指すこととしております。本県におきましても、これを追い風として、官民連携による「みやざき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」を立ち上げ、外国人観光客の誘客促進や、おもてなし環境の充実強化などの施策を、強力に推進していきたいと考えております。

また、今回、新たに宮崎一香港線が開設されることになりましたことから、さらなる海外からの観光誘客にも大いに弾みがつくと考えております。県といたしましては、国を挙げたこのような動きを見据えながら、大幅な増加を目指したいと考えておりますが、観光振興条例の制定及び観光振興計画の改定を行っているところでありまして、その中でしっかりと検討を行

い、外国人宿泊者数の目標値について設定したいと考えております。

○中野一則議員 強力に進める、大幅に進める云々の言葉じゃだめです。やっぱり数字を示して、今の実績に対して最低5倍ぐらい、日本が倍であれば5倍ぐらいふやす目標を立ててください。よろしく願いしておきます。

次に、ジェットロについてですが、これは6月議会で二見議員も質問されました。九州でこの事務所、残るのは宮崎だけであります。県の負担等もあるようではありますが、これについてはいろいろ検討するという答弁もありましたが、その検討結果を、そしてまたどう進められるかを、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 本県におきましては現在、ジェットロ事務所は設置されておりませんが、毎年ジェットロ本部に負担金を拠出し、県内企業の貿易投資相談への対応や海外からのバイヤー招聘など、個別の事業ごとに支援を受けているところであります。一方、ジェットロ事務所を設置している県におきましては、これらの事業に加えまして、企業への定期的な訪問活動や、商談会展展後の成約に至るまでの個別のアフターフォローなど、ジェットロが有する貿易に関する専門人材や海外とのネットワークを活用しながら、海外展開を行う企業に対するきめ細やかな支援が実施されております。東アジア経済交流戦略のさらなる推進のためには、ジェットロとの連携をさらに強化し、そのメリットを生かしていくことが重要であると認識しておりますので、本県に事務所を設置できるよう検討してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 一日も早い事務所の設置をお願いしておきたいと思っております。

次に、世界遺産についてであります。この世

界遺産が、どんどん日本でも登録なされておりますが、これは一つには観光の資源になるということで、また多くの人々が来るということで取り組んでおられるんですね。実際、富岡製糸場が登録をされました。行ってみたら、平日でしたが、物すごい人でありました。また、富士山等もそういうことで登録をされました。それで、この登録に向かって、宮崎県も今、立ち上がったようではありますが、そこは事務局をぴしゃっとせないかんと思うんです。調べてみたら、九州で事務局が、専門の担当課がないのは宮崎県と大分県だけです。熊本、長崎、鹿児島、福岡、佐賀、どこにも専門の担当課か専属の対策室、推進室があります。これについても、そういう部署をつくって取り組みをしていただくようお願いしたいと思っておりますが、お考えをお聞きします。

○知事(河野俊嗣君) 世界遺産、御指摘にありますように、世界にとって傑出した文化的意義を持つなどの顕著な普遍的価値が求められている、そういったものに対して指定がされ、観光振興、また地域の活性化にも大いに寄与するということが期待されるわけでありまして、本県としても取り組んでまいりたいということで、県内唯一の国の特別史跡である西都原古墳群の世界遺産登録へ向けて、また、本県が誇る日本を代表する文化である神楽についても、世界無形文化遺産への登録に向けて取り組んでいるところでございます。

これまで調査研究、シンポジウム、さまざまな情報発信にも取り組んでいるところでございますが、今御指摘のありました専門組織の設置ということにつきまして、今後、登録基準に照らし、候補先の現状、登録に向けた課題、対策などを十分精査し、組織の方向性や業務内容を

しっかり固める必要があるというふうに考えておるところでございます。こうした遺産の登録に向けて、組織の設置につきましては、今後、作業を進める上での進展により検討させていただきたいと考えております。

○中野一則議員 宮崎県内には、自然、文化含めて、世界遺産に登録されるものがたくさんありますから、その掘り起こしと、登録に向かったの取り組みを強力に進めていただくように、よろしく願いしておきます。

企業誘致についてであります。知事が就任されてから117件企業が誘致されております。そのうち宮崎市・都城市周辺、延岡・日向周辺が72%を占めております。全く誘致されていないところが西臼杵、入郷地帯、串間市なんです。それから西諸、南那珂あたりも極端に少ない状況です。それで、電力網の容量の改善とか光ファイバー等の超高速ブロードバンドの整備、これを進めることで、山間地への企業誘致も、より以上にふえてくると思いますので、その取り組みを、担当部長お願いいたします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 電力や光ファイバーにつきましては、企業が円滑な操業を行う上で重要なインフラでありますので、これまでも、県や市町村、インフラ関係事業者等で構成します各地区の企業立地促進協議会などを通じて連携を図りながら、これらの基盤整備に向けた取り組みを進めてきたところであります。例えば、新たな工業団地造成のためにインフラ整備を行う市町村に対しましては、助成制度を設けますとともに、個別企業からの相談に対しては、地元市町村と連携して、電力事業者や通信事業者へ繰り返し要望を行うなど、課題解決に向けて努力を重ねてきたところであります。今後とも、県内各地域へ企業立地が一層進

展しますよう、県や市町村、関係事業者が一体となりまして、その受け皿となるインフラ整備の促進を図ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 電力とか、特に光ファイバー等を充実すれば、幾ら山の中であっても、それらの企業が出てくると思います。この前テレビで放送しておりましたが、徳島県の神山町は、そういうインフラ整備をしたおかげで、今、既にIT企業が11社来ているんだそうです。200人ぐらいの人が、ここに移住したいと言うけれども、受け入れがまだ整っていないということで、順番待ちをしている状況なんです。そういうところもありますので、入郷地帯であろうと椎葉であろうと、えびのであろうと、整備してもらえば企業は来ますので、ぜひその取り組みをお願いしたいと思います。

次に、宮崎空港の整備についてお尋ねしたいと思います。国際線の乗り入れが、今度、香港が決まりました。鹿児島はプラス上海等もありますから、そういうところをやっていけば、国際線のターミナル等の整備をすべきだと思っております。その整備する計画はないか、お尋ねします。

○総合政策部長(橋本憲次郎君) 宮崎空港の発着枠につきましては、滑走路には現時点では十分な余裕があり、また、宮崎空港ビル株式会社からは、ターミナルビルの乗客の収容能力には余裕があるというふうに伺っているところであります。今後の航空需要の拡大にも対応できるものであると考えているところでございます。しかしながら、御指摘がありましたように、外国人観光客の増加を目指していくためには、国際線ターミナルの設備等に、必ずしも十分とは言えないところもございますので、国際線の駐機スポットやCIQ施設の拡大など、国際線ター

ミナルの整備等につきまして、今後、宮崎空港ビルと意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひこれは取り組んでください。ほかの空港に負けてはなりません。よろしくお願いしておきます。

当初、行財政改革についてかなり時間を費やして、後ははしょってしまいました。そのぐらい行財政改革は大事なことだ、必要なことだ、真剣に取り組むべきだというあらわれでもありますので、そのことをよくよく御理解いただきたい。

以上で質問を終わります。(拍手)

○福田作弥議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時34分散会

9月11日（木）

平成 26 年 9 月 11 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	丸 山 裕次郎	(同)
23 番	中 野 一 則	(同)
24 番	中 野 廣 明	(同)
25 番	宮 原 義 久	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	横 田 照 夫	(同)
35 番	十 屋 幸 平	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	押 川 修一郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲次郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
選 挙 管 理 委 員 長	後 藤 仁 俊
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 代表質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員37名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合宮崎の田口雄二です。代表質問2日目です。昨日、自民党のお二人から広範囲にわたり質問がなされました。重複するものもありますが、代表質問ですので、あえて質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、お断りをしておきます。やじを飛ばしていただいても構いませんが、宮崎県議会の品格が問われるようなやじはくれぐれも発していただかないように。ある議会では危うく辞任に追い込まれそうになった議員もおりますので、御注意をよろしくお願ひします。

さて、世界中に恥をさらしてしまった東京都議会議員のセクハラやじ、日本中が仰天した政務活動費に関する号泣記者会見後に辞任した兵庫県議会議員、神奈川県議会議員の危険ドラッグ所持で逮捕、青森県平川市の市長選に関して市議20人中15人が逮捕される等々、地方議員の不祥事が連日報道されました。大方の地方議員は、地道にこつこつと県政や地域の課題解決に取り組んでいるんですが、一部の議員の不祥事で議員全体が同様に見られてしまうのは心外です。特に私どもは、来年4月に、県民の審判を受けなければならない統一地方選挙が控えており、県民の声をしっかりと受けとめ、残された

期間、真摯な活動を続けていかなければならないと、気持ちを新たにしているところです。

そのような中、私どもよりも早く年内に選挙を控えている河野知事の政治資金に関する記事が、このところ紙面をにぎわしています。これまでの知事の、スポーツマンで親しみやすく清潔感にあふれたイメージを持っていた県民から見ると、なぜ知事がと意外に思った方が多かったのではないのでしょうか。9月議会初日に、知事より一連の問題について御報告がなされました。今回は、全員協議会等で直接、知事とやりとりをすることができませんでしたので、確認も含めて、疑問点や納得いかないところを幾つかお聞きしたいことがございます。まず初めに、知事選挙を控えたデリケートな時期に、政治資金をめぐる問題が指摘されました。県民の政治不信を招く可能性があります。議会初日に知事より御説明がありましたが、今回の一連の政治資金の疑惑に関して、再度知事の御所見を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

私の政治団体等への資金提供に関する所見についてであります。まず、この件につきまして、県議会の皆様を初め県民の皆様にご多大御心配をおかけしましたことを、心よりおわび申し上げます。

初めに、私の政治団体に対する資金提供に係る経緯について御説明をいたします。まず、産廃会社元役員から、私を支援する政治団体の活動に対し支援したいとの申し出があり、平成23年7月に300万円の提供を受け、当時の会計担当者であった政務秘書の元職員が受領し、これを

2カ年にわたって会費及び寄附として会計処理したところであります。しかしながら、当時の会計処理の妥当性等について検討を行いました結果、300万円を受領した23年の単年で会計処理したほうが適切であると判断し、政治資金収支報告書について修正報告するよう事務局に指示したところであります。

また、当該会社が廃棄物処理法違反に問われるとともに、この元役員が新燃岳の降灰収集運搬業務に係る詐欺容疑で逮捕、起訴されたことから、道義的な面から判断し、ことし7月に元役員に返還を申し出たところであります。なお、今回、調査を行う中で、元役員から平成24年1月に1万4,000円の寄附が行われているのを確認したので、これもあわせて返還したいと考えております。

次に、元政務秘書に対する産廃会社からの資金提供についてであります。平成24年12月から平成26年3月まで、元政務秘書個人に対し、合計で160万円の資金提供がありました。これは、元政務秘書が個人として事務局を頼まれ、産廃会社の元役員が主なメンバーになっていた異業種交流会への参加に必要な経費でありましたが、この異業種交流会が解散となったことから、元職員は、平成26年3月下旬時点の残金約120万円を当該産廃会社に返還しておりました。後援会の職員として、特に政務秘書として重要な職務を担当している立場からすると、特定の異業種交流会の事務局を任せられ、それに関する資金の提供を受けることは適当ではなかったと考えており、事務局の職員に対し十分注意するよう指導したところであります。

私としましては、今回の2つの件を十分に反省し、議員の皆様を初め県民の皆様との信頼関係に基づいて、しっかりとした県政運営ができ

るよう、これまで以上に公平公正に留意し、気を引き締めて努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○田口雄二議員 引き続き、300万円の資金提供について何点かお伺いします。知事は、300万円の資金提供が行われたこと、いつその事実を知ったのか。また、この300万円という金額は、知事自身は高額と考えているのか、お伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 日付は覚えておりませんが、平成23年の夏に元政務秘書から聞いたというふうに記憶しております。また、平成23年当時に元役員等からこういう資金提供を受けたことに、法律上の問題があるというふうに考えておりませんが、この支援に対しては、大きな支援をいただいたものという受けとめをしたところでございます。

○田口雄二議員 新聞報道ではありますが、300万円というのが全体の中でも7割というふうに聞いております。そういう意味でも、これが持っている意味というのは非常に大きなものがあるんじゃないかと思っております。それだけ知事としての関係が深くあったのかというような思いもいたしますが。

では、次の質問をします。昨日の十屋議員の代表質問で、300万円を寄附としての処理に記載変更することを否定されましたが、産廃業者が会費とした目的を知事はどうお考えになるのか。また、知事の判断で、300万円の一部、12万円を寄附に切りかえたときに、残りの288万円を提供者の個人名が公にならない5万円以下の処理にしたのはどうしてなのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 産廃会社の元役員から、先ほど申しました私を支援する政治団体に

対し、会員として支援したいという申し出を受けて、300万円というものを受けたところでございます。この政治団体は、300万円を2名分の会費288万円と寄附12万円に分けて会計処理をしたところであります。元役員から2つの団体に寄附したいということでございましたので、結果的に、それぞれ5万円以下になったところでございます。

○田口雄二議員 今ちょっとお話がありましたが、この300万円以外には、会費収入を含め資金提供はなかったのか。また、300万円の返還を本年の7月に申し出たのはなぜか。また、その300万円はその後どう処理されたのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 先ほど御報告したところでありまして、今回、調査を行う過程で、元役員から平成24年1月に別途1万4,000円の寄附が行われているのを確認し、これもあわせて返還することといたしております。

返還の申し入れにつきましては、廃棄物処理法違反の事件が発生した時点で、この資金の取り扱いについても検討したところでございますが、その時点で返還すると、産廃会社に対する行政処分と関連して、さまざまな臆測を呼ぶおそれがあるのではないかと、事態もいろいろ動いておりましたので、その推移を見守ってまいろうというような判断をしたところでございます。その後、当該事案に関する行政訴訟等が確定し、また、詐欺事件につきましても公判が開始されたということから、改めて検討を行った上で返還の申し入れを行ったものでございます。

○田口雄二議員 今の質問で、その300万円はその後どう処理されたのかを教えてください。

○知事(河野俊嗣君) 大変失礼しました。こ

の300万円につきましては、別途返還するように、別の管理を今しておるところでございます。相手方に返還を申し入れて、今、保留ということにされておりますが、私どもとしては、今後とも、そのような申し入れというもので、いつでも返せるように別途管理をいたしております。

○田口雄二議員 なぜ受け取ってくれないのか、ちょっとそれは相手方がありますので、よくわかりませんが。

それでは次に、業者との関係についてお伺いします。知事は4～5回会ったとのことですが、業者と知事だけ、あるいは両サイドの関係者で会ったのか。また、業者の主催する会合、政策秘書が事務局を務めた異業種交流会には出席したことはないのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 当該元役員とは、飲食というものを含め、4～5回会ったことがあります。その中には、産廃会社が職員や家族と一緒に、一つの夏のイベントのような形で、大会といいますか、そのようなところで挨拶させていただいたところもございます。また、異業種交流会には、私は出席したことはございません。

○田口雄二議員 それでは、業者が、行政処分が重いと処分の取り消しを求めて県を訴えた後、業者との接触はあるのかなのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 全くございません。

○田口雄二議員 それでは、元政策秘書の件についてお伺いいたします。知事は、業者から、秘書に月に10万円、16カ月にわたり資金提供されていたのを知ったのはいつであったのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今回の一連の報道を受

けて、初めて承知したところでございます。また、これにつきましては、現在の後援会の事務局職員が元秘書から聴取して、その事実も確認したところでございます。

○田口雄二議員 この秘書への月ごとの10万円は、業者の水質検査記録改ざんが発覚した直後から提供されております。最初に報道された記事では、知事は業者の処分緩和を求める働きかけを秘書から受けたと認めています。また、同じ記事によると、元秘書は、不足給料の補充の意味合いがあったと述べていますし、元社長が「少なくて悪い」と言っていたと説明しています。再確認いたしますが、異業種交流会の事務局経費だけの資金提供だったのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この件につきまして、今申し上げましたように、後援会の事務局長が元職員に対して聞き取り調査を行っておるところでございます。具体的な振り込みの金額につきましては、先ほど御説明したところでございますが、この振り込みというものが、産廃会社の元役員が主なメンバーになっている異業種交流会への参加に必要な経費ということで、個人的に事務局を頼まれておったということで、毎月の会費、そして飲食代をその中から支払っていたということでございます。給料の補充というような、今、そういう報道があったところでございますが、これは職員に確認したところ、そのようなことはないということでございました。

○田口雄二議員 そういう事実はないということとは、朝日新聞が間違えて書いたということなのか、よくわかりませんが、それはちゃんと新聞社のほうにも抗議しないといかんとお思います。

3月に政策秘書が返還したのは、それは事務所の指示なのか、政策秘書の判断なのか。先ほどの話では、知事は、今回のことは報道されて初めて知ったということでしたね。そういう意味では、まさに事務所の指示なのか、政策秘書が自分で判断したことなのか、それを教えていただきたいことと、また、返還したという120万円が本当に返還されているか確認はされているのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） あくまで異業種交流会の事務局というのは、その職員個人として頼まれたものでございます。私ども事務所のほうとして、それを把握し、また、その返還を支持したということではございません。異業種交流会の解散に伴い、残金としてあった120万円を産廃会社に返還したということを確認しております。

○田口雄二議員 確認したというのは、それは確実に何か口座に入れたとか、そういうもので確認しているのでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 事務局長が確認したところによりますと、自分自身、本人が産廃会社にそれを持参し、返還したということでございます。

○田口雄二議員 持参したということですね。そういう意味では、ちょっと腑に落ちないのは、300万円はまだ保留されておるのに、120万円はしっかり受け取ったということですね。

○知事（河野俊嗣君） 異業種交流会へのいわゆる毎月10万の振り込みは、産廃会社から提供されたものということでございます。300万円というものは、元役員等の個人から会費として受け取ったものでありまして、その個人に対して、今、申し入れをしておるところでございますが、受け取りに関して、先ほど申しましたよ

うに、保留されている状況でございます。

○田口雄二議員 わかりました。このあたりで質問は終わりますが、300万円はまだ手元にあるということですので、受け取っていただいた時点では、またはっきりと公表していただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

先ほども申し上げましたが、これまでの知事の、親しみやすくスポーツマンで清潔感にあふれたイメージを持っている県民から見ると、なぜ知事がと意外に思った方も多し、はっきり言って、知事のイメージダウンになったのではないかと思っております。県民の信頼回復に、県政の課題解決に心血を注いで取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。まず、国体誘致の取り組みについてお伺いいたします。以前より、国体誘致について、この議場でも質問が出されており、また、各競技団体で話題となっていました。このたび、宮崎県体育協会が一体となって、2026年に2巡目の国体誘致を目指すことが確認されたようです。

第34回宮崎国体は、1979年、昭和54年に開催されており、47年ぶりとなります。第34回国体のテーマは「日本のふるさと宮崎国体」、スローガンは「伸びる心、伸びる力、伸びる郷土」、選手宣誓は、日本の女子短距離界のホープ、前年に高校生で100メートルの日本記録を出した宮崎工業高校陸上部の阿万垂里沙選手、県民の大きな期待が集まった大会でしたが、直前に県知事逮捕という県政を大きく揺るがした中の開催となりました。松形県政のスタートのときとなりましたが、そういう事件があったからではありませんが、宮崎国体は台風の襲来で

予定が大きく狂い、競技にも支障が続出し、閉会式が国体史上初の屋内で行われた、苦い思い出のある大会でもありました。誘致を目指すことがいよいよ決まりました。2度目の国体はすばらしい大会となることを期待したいものですが、知事に2巡目の国体誘致に向けての取り組みについてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 昭和54年に本県で開催された、第34回国民体育大会「日本のふるさと宮崎国体」であります。各県選手団と県民の間に温かい友情を深め、数々の思い出と感動を残し、そして本県のスポーツ振興の貴重な礎を築いていただいたものと考えております。県としましては、2巡目国体を開催する場合には、スポーツの振興はもとより、県民一人一人の健康増進も含めた、スポーツランドみやざきにふさわしい大会、それを国内に、県外に向けてもしっかりと発信してまいりたいと考えております。国体招致に向けましては、検討しておく必要のあるさまざまな課題があるところでございます。県体育協会と連携を図りながら、機運の醸成や競技団体等との調整、また並行して、さまざまな準備というものを進めているところでございます。

○田口雄二議員 宮崎国体は、本県のスポーツ施設が飛躍的に向上したのは事実ですが、宮崎市以外の地域から見ると、宮崎国体から、県総合運動公園を初めとする県央一極集中が始まった苦い思い出があります。しかし、当時県内に建設された県や各市町村のスポーツ施設は、多くが老朽化しており、新たな建設やリニューアルが必要な状態です。国体を契機に、施設整備を期待する声が大きくなっていくものと想像されますが、2巡目国体を見据えて、スポーツ施設の整備をどのように進めていくのか、知事に

お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県有スポーツ施設の多くが、昭和54年の宮崎国体前に、宮崎市の県総合運動公園に整備したものであります。多くの施設が30年以上を経過しているわけでありまして、厳しい財政状況であり、新たな施設の整備というものが困難な中で、定期的な改修などによりまして、維持管理に努めている状況であります。2巡目の国体も視野に入ってきておるところでありまして、市町村におけるスポーツ施設の整備、これも以前と比べると、かなり進んでいる状況がございます。国体の各種目を、県と市町村のどの施設で実施できるのか、また、既存施設の改修や隣県の施設の活用、さらには、一時的な特設会場の設置も含め、どのようにすれば実施が可能なのかというようなことなど、総合的に検討していく必要があるかと考えております。

○田口雄二議員 国体開催には多額の予算を必要としますが、この厳しい県財政の中で、多くの施設整備を行っていくことは、大変大きな負担となります。しかし、市町村や各スポーツ団体は、この大会の開催を契機に、スポーツ施設の新設やリニューアルを希望するところが多くあります。スポーツ施設整備を行う場合には、かかる経費に国からの財政的な支援、補助があるのか、この件は教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 国民体育大会の競技施設については、国体の基本方針を決めている日本体育協会が、国民体育大会開催基準要項細則の中で、既存施設の活用に努め、新設・改修等に当たっては、大会後の地域スポーツ振興への有効な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものと定めていることもありまして、国体のための施設整備に係る国の補助金等はございませ

ん。しかしながら、施設の多くが老朽化している本県の現状では、改修等の整備は必要だと考えておりますので、その際に利用できる制度がないか、例えば社会資本整備総合交付金やスポーツ振興くじ助成金などが活用できないか、研究してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 国が直接、財政的な支援もしないような大会を国体と言っていいのかなというような、ちょっとやりきれない思いもいたします。昨年開催の東京は別として、最近の国体開催県も、本県同様の厳しい財政状況のところが多いかと思えます。今回の2巡目までは受けざるを得ないのかもしれませんが、国体を今後も継続して3巡目もやるのか、検討が必要ではないかと私は思います。国体は、国全体の戦後のスポーツ施設やインフラ整備、そしてスポーツの振興を図り、国民の体力向上等々、大きな役割を担ってきたのかもしれませんが、しかし、国や地方の状況を見る中で、国体の1巡目のころと現在では、開催の意味も大きく変わってきたのではないのでしょうか。

常に各スポーツの全国大会や地方大会が頻繁に開催され、今さら国内のミニオリンピックみたいな国体を、多くの競技と競技者が一堂に会して開催する意味があるのか、ちょっと疑問に感じます。例えば、1県に大きな負担をかけて開催するというより、南九州大会とか北部九州大会として、地域で連携して開催等の工夫も、今後は必要ではないかと思えます。既に高校総体は、このような形式で開催されるようになったと聞いております。知事は、国体の3巡目以降の開催について、国体の意義、開催形式についてどうお考えか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国民体育大会であります。1巡目、2巡目という話がございませ

た。それぞれの時代状況に応じて、施設の整備状況なり、スポーツの振興、普及の度合い、さまざまな状況の違いがあろうかというふうに思います。これまで国体に向けては、一般的に施設の整備を図る、競技力の向上を図る、そのような取り組みが各県においてなされているところでありまして、広く国民の間にスポーツを普及し、アマチュアリズムとスポーツ精神を高揚して、国民の健康増進、体力の向上を図る、そういった大きな貢献、効果があったように考えておるところでございます。

ことしの長崎大会で、この国体は69回を迎えるわけでありまして、約20年後の平成45年には、全都道府県の2巡目開催が終了する見込みとなっております。46年以降の3巡目国体につきましては、今、議員からもいろんな御指摘がございました。そのようなことも議論がまたあろうかというふうに考えておりますが、その時代の情勢に応じて、そのあり方については議論されることになるものと考えております。

○田口雄二議員 九州知事会や全国知事会等でも、今後の国体の開催について、議論の場を設けていただきたいものです。また、他県はどのような工夫をしながら財源を捻出したのか、十分御検討いただき、また、過大な期待を寄せられないように、市町村や各スポーツ団体には実情を十分に御説明いただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。医療・福祉行政についてお伺いいたします。

まず初めに、認定こども園についてお伺いいたします。子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートし、子供にかかわる事業や仕組みが大きく変わる見込みです。この制度の目玉として、幼稚園と保育園の機能をあわせ持

つ認定こども園への支援を拡充し、普及させる方針です。来年度から実施予定の認定こども園の本県の現状と新制度に向けた見通しについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 本県における認定こども園は、平成26年4月1日現在で42園となっております。九州では、長崎県の56園に次いで、2番目に多くなっております。平成27年度からの子ども・子育て支援新制度への移行の見通しにつきましては、先般、国及び県で実施したアンケート調査によりますと、新たに70近くの幼稚園・保育所が、認定こども園への移行を希望しているとの結果が出ております。認定こども園は、親の就労状況にかかわらず、柔軟に子供を受け入れることができるなど、子育て支援の充実に資するものでありますので、今後とも、希望する施設がスムーズに移行できるように、認可手続の迅速化を図るなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 本県の認定こども園は九州で2番目、全国的に見ても8番目に多く、非常に移行に向けて積極的な県のようなようです。認定こども園は、幼稚園と保育園が併存する形で運営されます。これまで幼稚園は文科省、保育園は厚労省、新制度の導入で仕組みが変わることの影響が考えられますが、園児や保護者が安心して任せられる施設運営ができますように、御指導よろしくお伺いいたします。

自殺対策についてお伺いします。民主党政権時の取り組みとして、大きく評価されていた政策の一つが自殺対策です。平成24年に15年ぶりに全国の自殺者数が3万人を下回り、2万7,766人となりました。3万人と今まで簡単に口にしてきましたが、県内でいうと、押川副議長の地

元西都市、3万1,500人が毎年消滅するのと同じぐらいの規模です。ものすごい損失です。平成21年に創設された地域自殺対策緊急強化基金により、市町村単位で自殺を防ぐ活動に取り組みやすくなった効果が出ているなどと分析されているようですが、いまだに2万5,000人を超える自殺者です。引き続き対策は必要です。本県においても自殺率が高く、長年の課題でありましたが、同じ平成24年、ようやく16年ぶりに300人を下回り、277人となりました。昨年度はさらに減少しており、成果が出てきています。本県の自殺者数が減少している要因について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 自殺は、健康問題を初め経済問題などのさまざまな原因や動機が複雑に関係して起こると言われており、自殺者数が減少している要因を絞り込むことは難しいと考えておりますが、平成18年の自殺対策基本法の制定以降、国や各地方公共団体において、さまざまな取り組みが継続的に行われてきたところであり、本県におきましても、宮崎県自殺対策行動計画に基づき、県、市町村、関係団体等が一体となり、人材養成、相談体制の充実、普及啓発活動など、総合的な自殺対策を展開してきたところでありまして、このことが減少の要因の一つではないかと考えております。

○田口雄二議員 きょう9月10日は「世界自殺予防デー」で、10日からの1週間が自殺予防週間です。当該期間中に集中的な啓発事業等の実施を通じて、国民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法について、国民の理解の促進を図るこ

とを目的とするものです。平成19年に閣議決定された自殺総合対策大綱で、国、地方公共団体が連携し、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進することとされました。そこで、この自殺予防週間での取り組みについて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県では、9月10日、昨日からの自殺予防週間におきまして、一人でも多くの県民の方に、命の大切さ、自殺の危険を示すサインに気づいたときの対応等を知っていただくために、市町村や関係団体等と一体となって、相談対応や啓発活動を実施しております。具体的に、今年度は、市町村や関係団体が実施する相談窓口をまとめたリーフレットを県内に広く配布し、期間中一斉に相談対応を行うとともに、先日は、県弁護士会や臨床心理士会、自殺予防に取り組むNPO等に御協力をいただきながら、法律・健康・福祉等の幅広い悩みに応じるワンストップ相談会を開催したところであり、さらに、精神疾患や自殺予防等の正しい知識についてのパネル展や県政番組、橋通りアーケードへのバナー設置等により、啓発を行っているところであり、

○田口雄二議員 2年連続で300人を下回り、さらに減少していることは、大変喜ばしいことではありますが、全国的にはまだまだ自殺死亡率は上位であります。昨年末から、私の親しかった知人お二人が相次いで自殺しました。非常に明るく自殺など想像もつかない方だったので、なぜ人知れず悩んでいたことに気づいてやれなかったのか、なぜ一言相談してくれなかったのかと、無念な思いがしたものです。そこで、今後の自殺予防対策について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 本県における

自殺者数をさらに減らしていくためには、従来の取り組みに加え、地域のきずなづくりや孤立防止など、より地域に密着した対策を進めていく必要があると認識しております。このため、今年度は、新たに、商工会議所、JAなどの経営指導職員や理容師・美容師に対し、気づきや声かけに関する研修を実施するとともに、民間事業者にも日常業務の中で地域住民の異変を察知してもらう「みやざき地域見守り応援隊」の活動強化に取り組んでいるところであります。引き続き、庁内関係部局とも連携しながら、市町村や関係団体等と一体となって、住民一人一人に寄り添うきめ細やかな対策を進め、自殺のない地域社会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 昨日、厚生労働省の研究班の自殺抑止の取り組みが紹介されており、いい効果があったことが新聞に取り上げられていました。救命救急センターに搬送された自殺未遂者に、医療や生活支援などの個別の問題に応じた支援プログラムを提供したところ、6カ月間は再発を抑止する効果が認められたようです。再発率が高く自殺の危険性が一番高い未遂者への効果が高いと認められたことは、自殺者の減少に大きくつながる対策となります。女性や40歳未満の若者に大きな効果が認められたと報じられていました。支援プログラム等も参考にさせていただき、貴重な命を一人でも多く救っていただきたいと存じます。引き続き、自殺対策の取り組み、よろしく願いいたします。

次に、難病医療法の改正についてお伺いします。原因がわからず効果的な治療法がない難病と、小児がんなど子供の慢性疾患の医療費助成の対象が拡大する、難病医療法と改正児童福祉法が5月に可決・成立いたしました。難病につ

いては、制度が誕生してから42年ぶりとなる改正で、指定難病を選定し、平成27年1月1日より順次助成を始めるものです。医療費の自己負担を3割から2割に引き下げる一方、軽症患者を対象から外し、これまで自己負担がなかった重症患者にも一定の負担を求めるものです。負担額の上限は、症状や所得によって違いますが、最高でも3万円以下におさまるように変更されました。具体的な対象疾患は、第三者委員会となる厚生労働省の検討委員会が決めることとなりますが、現行の56疾患約78万人から約300疾患約150万人に拡大する見通しです。先月、助成を先行実施する第1次となる110の疾患を指定難病として選定されました。残りの約190疾患は、来年の夏までに指定される方針のようです。今回の法改正により、医療費助成対象疾患が拡大されますが、本県の受給者数はどの程度になるのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 難病に関する施策は、これまで国の要綱に基づき実施されておりましたが、難病の患者に対する医療等に関する法律、いわゆる難病医療法が、本年5月23日に成立いたしました。来年1月1日から施行されることとなっております。法施行後は、医療費助成の対象が56疾患から、来年1月には約110疾患に、来年夏ごろをめどに約300疾患に広がることになると聞いております。この約300疾患に拡大した場合について、国が推計したデータを本県に当てはめると、本県の受給者は、現在の約9,000人が約1万5,000人になると見込まれております。

○田口雄二議員 現在の患者数約9,000人から1万5,000人となりますと、約6,000人増加ということになりますが、この財源は、消費税増税分を充て、国と都道府県が半分ずつ負担すること

になります。県の負担も当然ふえることになるでしょうが、これまで治療法がなく、苦しみから解放されず、資金的に困難に陥っていた難病患者の皆さんが、少しでもよかったと思える法改正となれば幸いです。

さて、難病医療法施行後は、医療費助成申請に添付する診断書を難病指定医が作成することになります。県は、難病指定医の確保をどのようにしていくのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 難病指定医は、原則として、学会が認定する専門医資格を有すること、あるいは県が開催する資格研修を終了していることが要件になっておりますが、平成28年度末までの経過措置として、5年以上の臨床経験のある医師は、申請により指定医となることができるとされております。県といたしましては、県内各地域の医師に指定の申請に係る案内を行うとともに、指定に必要な資格研修を積極的に実施することにより、患者がより身近な医療機関で安心して適切な医療が受けられるよう、指定医の確保に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 難病指定医も都市部に集中するのではなく、難病を抱えた皆さんのことを考えて、地域的にむらがなく、各自治体単位で最低でも1人の難病指定医を設置できるよう、よろしく願いいたします。

昨年2月に、県北の難病患者で構成される県北難病患者交流会が発足し、今回の法改正により、名称を県北難病交流会と改め、16人の会員で新たにスタートしました。定期的で開催される交流会では、難病を抱える者同士が安心して思いを語れる共有の場所、触れ合いの場所として開催されています。病状の苦しさや悩みをみんなに聞いてもらい、また、参加者からいろいろ

なアドバイスをいただいたりするなど、さまざまな情報交換が行われています。

また、先日は、県北難病交流会が開催した「小児難病のお母さんたちとの懇談会」、これには太田議員、後藤議員とともに参加させていただき、日向市の3人のお母さんたちと意見交換をさせていただきました。お母さん方からは、高齢者の施設はふえているが、障がい者や難病の施設が少ない、その数少ない障がい者や難病施設も、障がいや症状が重くなると、施設側から「もう責任が持てないので出て行ってほしい」と言われる、障がいや難病を持つ子供がいると、その子から手が離せず、他の子供に構ってやれず、かわいそうでならない等々、本当に苦しい現実を聞かされました。

しかし、そのお母さん方も、同様の境遇の皆さんと意見交換する場で話をするることにより、気持ちがすごく楽になり、いい制度があるのに全く知らず、意見交換の場で初めて知ったことなど、交流会の大切さを訴えています。また、災害時の救助のことを考えると、自分一人ではとても子供を連れて逃げるできない、近所の方に手助けをしてもらわなければならない。我が家の実情を近所の皆さんにわかってもらうためにも、地域行事を初めさまざまなイベント等に、子供さんとともに積極的に参加するようになったとの御報告もありました。

ただ、このお母さん方は非常に前向きな方々でしたが、難病のお子さんを抱え、ひとりで相談相手もおらず、悩みながらいろいろな助成があることも知らず、ひっそりと暮らしているお母さんがいると思うと、気が重くなります。懇談会に参加したお母さん方も、人知れず悩んだり苦しいお母さんたちを交流会等に参加させたいが、個人情報保護法の関連で貴重な情報も

らえず、案内することができず、悔しい思いをしていることをお聞きしました。

そこで、日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会ハンドi nハンド部会主催の障がい児者のママ・パパのおしゃべり会「ほっとカフェ」の取り組みを御紹介します。いろいろな子育てがあるのだとお話する場をつくりたいと「ほっとカフェ」を企画。「子育てに悩みはつきものです。必要なのは、共感し合える仲間です。子育てが親にとっても楽しいものになるようお話ししましょう。先輩のママ・パパからのいろいろなアドバイスが聞けますよ。学校の先生や相談支援専門員なども参加します。何でも御相談ください」と、パンフレットには記載されています。2カ月に1度開催しているようです。福祉保健部においても、各地域ごとに、障がいや難病の皆さんや難病のお子さんを抱えたお母さんたちの意見交換の場となる交流会への御案内や開催等をぜひとも御一考いただきたいと、そのように思っております。

次に、林務行政についてお伺いいたします。

日本最大の製材会社「中国木材」が、日向市細島で6月より試運転を進めてきましたが、いよいよこの秋から本格稼働を始めます。設備投資額約100億円、バイオマス発電事業まで入れると、160億円と巨額です。従業員雇用計画は、全事業で250名です。日本有数の森林資源を有する宮崎県に、間もなくの高速道路の全線開通を見込み、また良質の港湾、そして広大な土地があることを認識して、みずから選択して来てくれたのは、実にありがたいことです。しかし、本県の既存の製材業者とは余りにも体力が違い過ぎ、本県製材工場は大丈夫なのかと心配する声も聞こえてきます。そこで、中国木材の日向工場が間もなく本稼働に入りますが、県内製材工

場の原木調達への影響はないのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(徳永三夫君) 中国木材につきましては、杉を中心に、年間30万立方メートルを消費する計画となっております。そのうち、小径木などの未利用材を含めまして、約20万立方メートルを県内から調達することとなっております。御指摘の地元製材工場への原木供給につきましては、本県の年間素材生産量が、この5年で30万立方メートル以上増加していることや、中国木材と3つの林業団体が安定的な供給について覚書を締結しておりますので、その影響は少ないものと考えております。県といたしましても、中国木材の進出は、本県の林業・木材産業にとりまして好機と捉えておりますので、原木の流通など、今後の動向を見きわめながら、地元製材工場と連携・共存できるよう、適切に対処してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 以前、中国木材の伊万里工場を会派で視察したことがあります。伊万里工場に運ばれる原木は、多くが宮崎を中心とする南九州からであると御説明をいただきました。つまり、伊万里や大分県の佐伯工場に流れていた本県の原木が日向工場にかかわると理解すればいいのか、高い物流費が抑えられると理解すればいいのか。ただ、余りに取扱量が大きいものですから、ぜひソフトランディングできるように十分注視しながら、対処していただきたいと思っております。

昨日も質問されましたが、森林整備加速化・林業再生事業が今年度で終了する予定です。林業県の本県にとっては、豊かな森林資源の有効活用によって、林業再生に大きく寄与しています。木造公共施設等の整備、県産材の利用拡大

などに大きな影響を与えます。この事業継続要望について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 森林整備加速化・林業再生事業は、平成21年度の事業創設以来、県内の39件の木造公共施設の整備に活用されるなど、県産材利活用の推進に大きく貢献しております。この事業が終了いたしますと、県産材の需要拡大はもとより、林業・木材産業の成長産業化に向けた取り組みが減速し、本県の経済活動にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。このため、事業の継続を求める意見書の採択など、県議会の皆様にもお力添えをいただきながら、県といたしましても、知事を先頭に、あらゆる機会を通じて、事業の継続・拡充を国に対して強く働きかけているところでございます。

○田口雄二議員 新大臣も何かそのようなことを言っているとはお聞きしましたが、継続していただくことがまず第一です。森林整備加速化・林業再生事業がもし仮に継続されなかった場合には、県としてどう対処していくのか、お伺いいたします

○環境森林部長（徳永三夫君） 加速化事業につきましても、今後とも、県議会の皆様の御理解と御協力を得ながら、継続・拡充に向けて、強く国に要望してまいる考えであります。また、事業継続の有無にかかわらず、公共建築物等の木造化・木質化の促進は、本県林政の重要な政策課題でありますので、国の補助事業等の活用も含めて、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 しっかりよろしくお伺いいたします。

次に、地域活性化について何点かお伺いいた

します。

東九州道が延長されたことで、県内の人や物の流れが大きく変わりつつあります。そのような中、今回、西日本高速道路から、本県にとって大変ありがたい企画が発表されました。九州で初めての地域連携周遊割引「東九州自動車道大分・宮崎ドライブパス」の実施です。この周遊割引はETC車限定で、大分県と本県内の高速道路が、連続最大3日間または4日間、定額で乗り放題となります。広島、山口、北九州、福岡、長崎、熊本、鹿児島各エリアから、また、飛行機やフェリーでお越しになる方への空港・フェリー限定も用意されているようです。東九州自動車道を活用した観光誘客キャンペーンとして、大分・宮崎ドライブパスが9月から始まりますが、具体的な内容と、県としてはこの企画をどのように活用していくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂雄二君） 大分・宮崎ドライブパスは、九州各県や広島県などからの観光客を対象に、本県及び大分県内の高速道路が一定期間、定額料金で乗り放題となる大変お得なキャンペーンとなっており、9月20日から12月21日までの約3カ月間、実施を予定しております。このキャンペーンでは、高速道路の料金割引とともに、県内の宿泊施設や観光施設に御協力いただき、商品価格の割引や県産品のプレゼントなど、利用者への特典も準備しております。また、キャンペーンの周知が重要でありますことから、大分県やNEXCO西日本、九州観光推進機構などと連携を図りながら、PRを展開していく予定にしております。

具体的には、ポスターやチラシの作成に加え、キャンペーンブックを作成し、両県の魅力

的なイベントや「食」などを紹介しますとともに、新聞や情報誌、ウェブサイトへの広告掲載など、メディアを活用して幅広くPRを行い、利用促進に取り組むこととしております。県といたしましては、これらの取り組みにより、県外から多くの観光客を呼び込み、県内のさまざまな観光地に足を運んでいただくきっかけになることを期待しているところであります。

○**田口雄二議員** ちょうど大分県と宮崎県をまたいで、今「東九州伊勢えび海道」も始まったところですが。季節もちょうどいいですし、観光、そしておいしいものをたくさん食べに来てほしいものだと思っております。また、同じく西日本高速道路から、約3カ月間の限定で、外国人に向けた、九州7県内の定額で乗り放題になるサービスも発表されました。西日本高速道路では初の企画で、割安料金にして、九州に外国人旅行者をふやす目的のようです。先ほどのドライブパスとともに、ありがたい企画であります。

今、私どもには、2車線の高速道路を早く4車線にしてほしいという声も大きく、要望しやすい環境づくりのためにも、少しでも通行量をふやさなければならない。そういう意味では、この2つのキャンペーンが大成功となりますよう、県当局の皆さんの御尽力をよろしく願いたします。

同じく高速道路の開通に関しての質問ですが、北部九州には、日本を代表する主要な自動車メーカーが集積しています。北部九州における県内自動車産業関連企業の取引拡大のため、営業、情報収集・発信拠点として、フロンティアオフィスが8月初めに開所されました。県内自動車産業関連企業に低料金で貸し出して、また、現地自動車メーカーの職員等を取引推進ア

ドバイザーとして配置し、販路開拓等の支援を行うものです。東九州自動車道の開通を契機として、県は自動車産業北部九州フロンティアオフィス運営事業に取り組んでいますが、その現状を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○**商工観光労働部長(茂 雄二君)** 自動車産業北部九州フロンティアオフィスにつきましては、東九州自動車道の開通を契機に、自動車産業の集積が進んでいる北部九州の福岡県豊前市に、本県自動車関連企業の活動拠点として設置したところであり、現在、3社が入居しております。去る8月4日には、知事、県議会議長や自動車メーカー各社、国、地元自治体等の関係者にも多数出席いただき、開所式をとり行ったところであり、あわせて、ダイハツ九州株式会社に、販路開拓に向けてのトップセールスも行ったところであり、

また、北部九州の自動車メーカーから、現役の社員の方を随時アドバイザーとして派遣いただくなど、入居企業へのソフト面での支援ができる体制も整えており、現在、入居企業は、これらの助言・指導等を受けながら、取引開拓に向けて積極的に活動を展開しているところであります。県といたしましては、オフィスを最大限に活用しながら、北部九州の自動車産業との取引拡大を推進し、本県の自動車産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

○**田口雄二議員** 大分の中津にありますダイハツ自動車の専務さんより、「宮崎と近くなったので、ぜひおつき合いたい」とのお言葉をいただいたことも伺いました。今回、執行部からいただいた資料をしてみると、県内にこんなにも自動車関連産業があったのかと驚きました。70近くの企業で、改めて自動車関連産業の裾野の広さを実感させられました。一日も早く

実績が上がることを期待いたします。

次に、I R、カジノ併設の総合型リゾートについて質問いたします。先日、世界最大のカジノ運営企業、ラスベガスのMGMリゾート・インターナショナルのミュレン最高経営者のインタビューが、朝日新聞に掲載されていました。日本でカジノが解禁されれば、50億ドル(5,100億円)投資する用意があると表明しました。日本は有望な市場で、複数都市にカジノができれば、400億ドル(約4兆1,000億円)、アメリカ、マカオに次ぐ市場規模になるとの見通しを示しました。治安の悪化やギャンブル依存症増加への懸念には、「カジノは施設の一部、ラスベガスでは売り上げの約8割がカジノ以外である」と強調しています。

しかし、反面、厚生労働省の研究所は、ギャンブル依存症の人が成人人口の4.8%、約536万人に上るとの推計を発表しています。この数値は、海外の調査と比較しても、非常に高い数値となっています。ラスベガスのMGMは、大阪を有力候補にはしていますが、I R導入について、知事のお考えを伺います。

○知事(河野俊嗣君) 統合型リゾート、いわゆるI Rにつきましては、投資や雇用、観光誘客など、地域経済にもたらす効果・影響に大変興味・関心を持っているところでありまして、私としましては、本県におけるI Rの実現に向けて、国の区域認定を視野に入れ、前向きに検討してまいりたい、これが基本的な考え方でございます。秋の臨時国会では、I R推進法案につきまして、具体的な審議が始まることとなっております。今後、I R推進法案の成立、施行後の実施法案の検討過程において、重要かつ具体的な内容が明らかになってくるものと考えております。その中で、議員御指摘のように、地

方でも実現可能であるのか、都市型の大規模な投資があるもの、それから地方型と、さまざまなパターンがあるようでございますが、それが可能なのか、また、依存症対策などI R導入の前提となる健全性・安全性が確保される制度設計等がなされるのか、そういった点に注視していく必要があると考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

次に、古事記と日本書紀の編さん1300年記念事業が3年目に入りましたので、このことについて伺います。2012年度から2020年度までの9年間で取り組む事業「神話のふるさとみやざき温故知新ものがたり」の進捗状況について伺います。スタート当初は、準備不足やPR不足から、順調な滑り出しとは言えなかったと思います。しかし、この間、私どもは、会派や常任委員会の視察調査で、奈良県や島根県の取り組みを見てまいりました。特に出雲大社を目玉とする島根県は、非常に盛り上がり、60年ごとの式年遷宮とも重なり、観光客も押しかけており、少し焦りを覚えたものでありました。

しかし、本県においても、いろんなイベント等が企画実行され、少しずつ県民の認識も上がり、観光客増にもつながってきたと思います。このまま順調に推移してくれればと思っておりましたが、最近、尻すぼみと言っては失礼ですが、活動がおとなしくなったのではないかと、余り発信されていないようにも見えますが、記紀編さん1300年記念事業の現在の取り組み状況を、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 記紀編さん記念事業の目標は、奈良、島根に並ぶ「神話のふるさと」として、本県のブランド確立を図るとともに、それを地域づくりや観光振興など

につなげていくことであると考えておりまして、そのためには、まず「神話の源流がここ宮崎にある」というイメージを県内外にいかに浸透させるかということが何よりも大切であります。そこで、ブランドイメージをアピールするためのポスター「神話の源流へ。」や、河瀬直美監督によるプロモーション映像「美しき日本宮崎」を制作しまして、県内外に発信しております。

また、県外におきましては、首都圏の大学や神話ゆかりの県と連携しました講座やシンポジウムなどのほか、先月、九州国立博物館において開催しました神楽イベントなど、さまざまな仕掛けで、本物を見せること、本質を感じてもらうことに重点を置いて取り組んでいるところであります。県内におきましては、県民向けのリレー講座や講演会、小中高生向けの出前授業であります「記紀みらい塾」、さらに西都原考古博物館での特別展の開催など、本県の神話や神話にまつわる遺跡・史跡などの意義や価値をしっかりと理解し、語り部となっただけのよう取り組んでいるところであります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。本県内では大きなイベントはありませんが、県内外ではいろいろな取り組みをしているということがわかりました。尻すぼみなどと言って大変失礼いたしました。私の地元延岡も古事記の舞台の一つで、私自身は地元の歴史や神話に非常に興味を持っています。ただ、延岡市民が余り関心がなく、延岡には自慢するものがないとよく言われるのが悔しいです。私ももっと地元で啓発してまいりたいと思っております。ただ、島根県は、皇室からお嫁さんが行かれて、またブームになるというのはちょっと悔しい思いがしておりますけれども、これはお祝い事ですか

ら。

次に、記紀編さん記念事業の今年度の新たな取り組みと、今後はどのような取り組みを行っていくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 本県に関心を持たれる方をふやしていくという視点では、首都圏の大学との連携講座について、昨年度は、明治大学と東海大学の2校でありましたが、今年度は、早稲田大学、東京藝術学舎を加えまして、4校で開催いたしますほか、奈良県で開催の「大古事記展」、あるいは首都圏での神楽の公演などを新たに行うこととしております。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開会式セレモニーでの「天岩戸開き」の採用について、関係機関へのアピールを行ったところであります。

このほか、県民向けのリレー講座につきましては、新たに、神社で宮司の話聞くことができるフィールドワークを追加するとともに、小中高生向けの出前講座につきましては、開催校を3校から5校にふやす予定であります。中でも、延岡高校におきましては、昨年、文化勲章を受章されました日本古典文学研究者の中西進氏が、全国で展開されております「万葉青春塾」とのコラボ事業として開催することとしております。今後も、県内外、そして国外へ向けましても、「神話の源流・宮崎」というブランドイメージを浸透させていくため、さらに工夫を加えながら取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 東京オリンピック・パラリンピックの開会式で天岩戸開きが行われましたら、それは大変大きなニュースになると思います。昭和39年の東京オリンピックの聖火リレー

のスタートが、宮崎の平和台公園が起点の一つでした。そういう意味では、今回、天岩戸開き、聖火リレーの起点をあわせて、同様の要望をしっかりとアピールしていただきたいと思います。

次に、県などが主催して始まった神話巡りバスツアーの現在の状況を、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 神話巡りバスツアーにつきましては、平成24年1月にワンコインバスツアーとしてスタートしておりますが、昨年度は、料金も含めまして、立ち寄り先の見直しや御当地グルメの採用など、全面的な見直しを行ったところであります。高千穂コース、宮崎・西都・西米良コース、県南コース、県西コースの4コースで運行し、1年間の運行回数は274回、参加者数は7,465人、1回当たりの平均参加者数は27.2人となっております。

さらに今年度は、東九州自動車道開通のメリットを生かしまして、新たに都農・日向・延岡コースを新設しまして、全部で5コースを設定いたしますとともに、各コースを運行期間を区切って運行するというリレー方式で、6月から実施しております。8月末時点の実績につきましては、運行回数は23回、参加者数は892人、1回当たりの平均参加者数は38.8人となっております。昨年度以上に好調に推移しているところであります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。非常に順調にいらっているようで安心いたしました。

記紀編さん1300年、宮崎県再置県130年等、13という数字がここ数年、本県のキーワードとなってまいりましたが、来年は若山牧水生誕130

年を迎えます。国民的歌人「牧水」は、北海道から沖縄までの全国に300近い歌碑が建立され、2番目に多い石川啄木が170基ほどですので、いかに国民に広く愛されているかわかります。牧水生誕の地「日向市」や、青春多感な時期を過ごした延岡市では、これまでもいろんな行事が進められてきました。

また、日向市では4年前から、高校生による31文字の真剣勝負、「牧水・短歌甲子園」九州沖縄大会を開催してまいりました。第4回となる今回からは全国大会へとグレードアップし、牧水の誕生日となる8月24日、全国の48チームから予選通過した12チームが参加し、熱戦が繰り広げられております。また、同じ8月24日に、牧水シンポジウム「繁が牧水になった町」が延岡で開催され、会場いっぱいの皆さんが駆けつけ、牧水に対する関心も大きくなってきております。

県でも、県教育委員会、延岡市、日向市から構成される若山牧水賞運営委員会が主催する「若山牧水賞」が平成8年に創設されました。以来、短歌文学の分野で大きな功績を残された歌人に贈られる賞として広く認められてきたところです。そこで、来年、若山牧水の生誕130年を迎えることとなりますが、県としては、何か記念となるイベント等を企画する予定はないのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 若山牧水は、旅と酒を愛し、短歌文学史に偉大な足跡を残した本県出身の国民的歌人でございます。県では、ただいま御紹介いただきましたように、若山牧水の生誕110年を機に、若山牧水賞を創設いたしまして、短歌文学の分野で傑出した功績を上げられた方に賞を贈ることで、我が国の短歌文学の発展に寄与するとともに、県民の心豊

かな文化意識の高揚と本県のイメージアップを図ってきたところでございます。若山牧水の生誕130年となります平成27年度は、若山牧水賞におきましても、第20回を迎える節目の年でありますことから、県といたしましても、日向市、延岡市など関係市、また関係団体と連携しながら、さまざまな記念事業を検討してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 ぜひよろしく願いいたします。

次に、香港エアラインの宮崎就航について伺います。このところ、宮崎県の観光推進にいい報告が重なっています。先ほどの高速道のドライブパス、プロ野球のオリックスの春季キャンプが宮崎市で実施されること、また、JR九州がこれまでの要望活動でも難しいと言っていたICカードの利用が宮崎市で始まること、そして、今回の香港航空の宮崎—香港線の就航のニュースです。知事を初め、御苦勞いただいた関係各位の皆さんに、心から敬意を表したいと思っております。

実は、宮崎、鹿児島、熊本の南九州3県議会観光議員連盟は、合同でお盆明けに香港・マカオに観光調査に伺いました。宮崎、鹿児島の両県議会は、この4月から就航した香港航空の鹿児島—香港線を往復ともに利用いたしております。往復とも機内の乗客は、9割方は香港の皆さん方でした。鹿児島空港では、大きなお土産をみんなが手にしており、特に果物や農産物の箱を積み重ねて持ち帰る状況は、日本人にはない光景で、特に印象的でした。

日本に香港人を一番旅行者として送り出してくれています香港のEJLツアーの袁社長と今回も意見交換をしてまいりました。香港—鹿児島線の170席ほどのうち、100席をEJLツアー

で確保しており、94%の搭乗率を誇っており、円安も後押ししているとのことでした。南九州を4泊5日で回るコースが大人気のように、袁社長に「南九州のどこがいいのでしょうか」と伺ったところ、「豊かな自然と食事、そして何といっても南九州の人々の人情です」と、うれしいことを言ってくれました。宮崎では最高のおもてなしをしてやらなければなりません。そこで、香港航空の宮崎—香港線の就航を踏まえ、今後、香港からの誘客対策をどのように取り組んでいくのか、これは知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 宮崎—香港線の就航があります。香港からの観光客の増加が大いに期待されるということでもありますし、農産物等の輸出拡大に向けた弾みにもなるということで、県が進めております東アジア経済交流戦略において、非常に大きな前進であると考えております。中でも、香港というのは、訪日旅行のニーズが非常に高い、リピーター率も高い市場である。また、来日された後の買い物、また飲食代、ほかの国の方と比べても、大変多額のお買い物等をされるということでありまして、経済効果も大いに期待されるところでございます。本県の豊かな自然環境や食文化など多彩な魅力を生かして、そして、おもてなしの精神ということで、いかに香港から宮崎に誘客するか、そして満足して帰っていただけるか、大変重要なポイントであろうかと考えております。

県としましては、香港事務所の機能を最大限に生かしながら、同じく香港航空が就航しております鹿児島県や、九州全体の観光推進機構などと連携した観光キャンペーンを効果的に実施することで、まずは香港での本県や南九州の認知度を高めてまいりたいというふうに考えてお

ります。さらなる誘客促進に取り組むとともに、おもてなしの体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 今、知事が言われましたように——E J Lツアーの社長も言われておりましたが——香港の人たちは、非常に日本、そして日本の食事や買い物が大変大好きだと。10回以上も来ているリピーターも珍しくなくて、人によっては20回も来ている方もいるというぐらい、すごく日本を愛してくれております。ぜひ宮崎にほれ込んでいただくように頑張って、宮崎にリピーターとして何度も来てもらうようにしていかなければならないと思っております。

また、香港の人たちには、沖縄や軽井沢で結婚式を挙げるのが大人気のようにして、沖縄は自治体が婚姻届も受け付けるようです。いつまでも思い出の地になりますので、リピーターになります。また、ロケーションでは宮崎も負けないと思いますので、このあたりのノウハウもうまく勉強していかなければなりません。以上で地域活性化の質問は終わります。

次に、農政水産行政について伺います。

悪夢のような口蹄疫の終息宣言から、原因がわからないまま4年が経過いたしました。幸い口蹄疫は日本においてどこにも感染していませんが、同じ家畜の豚にPEDが全国的に発生し、本県もまたしても大きな被害です。隣の熊本では鳥インフルエンザが発生し、これからはまさにウイルスとの闘いが続くこととなります。韓国では口蹄疫が再発しており、いつまた日本に上陸してくるかわかりません。韓国における口蹄疫の発生状況と、本県の防疫体制はどうなっているのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 韓国は、本年

5月、国際機関である国際獣疫事務局から、ワクチン接種による口蹄疫の清浄国に認定されておりましたが、本年7月23日に3年3カ月ぶりに口蹄疫が発生し、8月6日までに3カ所の養豚農場で確認されております。

県としましては、今回の韓国での発生を受けまして、直ちに家畜防疫情報メール等により、畜産農家等に発生情報の提供及び注意喚起を行いますとともに、空港や港湾などの水際防疫の一層の徹底を図ったところであります。また、緊急の家畜防疫対策会議を開催し、市町村、畜産関係者等に対し、農場及び畜産関係施設の防疫の徹底や、さらなる防疫意識の向上に努めるよう要請したところであります。

本県では、4年前の口蹄疫の発生以降、防疫対策の強化に取り組んでおりますが、近隣諸国を見ますと、口蹄疫ウイルスの侵入リスクが依然として高い状況にありますので、引き続き、市町村及び関係機関と連携し、二度と口蹄疫を発生させないように、地域一体となった防疫体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 今回の質問でわかったことなんですが、韓国がワクチン接種で口蹄疫の清浄国になっているということです。日本と違って、口蹄疫のウイルスがなくなっているのではなくて、牛・豚に、かからないようにワクチンを打っている。ですから、ウイルスが韓国本土からなくなったわけではないということですね。だから、逆に言えば、韓国にはウイルスがまだあるというわけで、今回かかったのは、どうも何かワクチンの接種漏れがあったのではないかとされているようです。そういう意味では、非常にまだ危険であるということですので、ぜひともお願いしたいんですが——最近温暖化のせい、東京では今、デング熱の発生

で戦々恐々としています。宮崎での3度目の発生は必ず阻止をお願いしたいと思っております。

次に、魚についてお伺いしますが、カワハギの完全養殖についてお伺いいたします。フグに似て美味のカワハギを卵から育てる完全養殖に、九州各地が取り組んでいます。カワハギの安定量産化を目指し、2000年代に人工種苗の研究が大分県を先頭に九州各県で広がり始めました。カンパチやブリは出荷までに約2年半かかりますが、カワハギは1年から1年半で出荷が見込めます。しかも、カンパチやブリ、マダイなどは、養殖が一気に広がり、値崩れが起きています。

そんな中、卵から稚魚にする種苗生産と量産化に取り組んできた宮崎県水産振興協会が、5年前から稚魚の養殖に取り組む始め、他県に先んじて、高い生存率と量産化にめどがついたとお聞きしました。また、宮崎の温暖さが、このカワハギ養殖の強みでもあるようです。水温が13度から14度以下になると餌を食べなくなり、12度以下になると死んでしまうようで、冬場でも水温が大きく下がらない宮崎に適しています。このままうまく量産体制を整えば、新たな宮崎ブランドにもと期待したくなります。カワハギの人工種苗の量産化技術開発について、その成果と今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 養殖カワハギは、大きな肝とフグに似た身の食感が好まれ、高値で取引されておりますが、天然種苗の確保が不安定であることから、人工種苗生産による安定供給が求められておりました。そこで、県では、平成21年度から25年度まで、人工種苗の量産化技術開発を一般財団法人宮崎県水産振興

協会に委託し、目標とする10万尾以上の安定供給が可能となりました。

また、水産試験場におきましては、養殖現場での課題を解決する研究に取り組みまして、養殖技術のマニュアル化や、安定生産の大きな課題である魚病対策のための市販ワクチンの有効性確認も行ったところでございます。カワハギは、飼育に手間がかかる魚種ではありますが、御指摘のとおり、水温の高い本県に適した一面もございますので、今後は、種苗の安定供給を行うとともに、得られた成果をもとに養殖指導を行い、多彩な魚種展開による本県養殖業の振興を図ってまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 流通、そして生産も考慮していただきまして、ぜひ宮崎ブランドとして育てていただきますように、よろしくお伺いいたします。

次に、チョウザメについてお伺いします。日本一のチョウザメ養殖の本県、しかも他県にないシロチョウザメで、昨年末に販売されましたキャビアは、全国的にもニュースとなりました。キャビアはまだ生産量も少なかったもので、あっという間に売れてしまい、県内でもキャビアを口にすることができた方は、ほんの一部でした。ただ、すぐにこの生産量をふやそうにも、卵がとれるまで長い期間が必要ですので、すぐには増産がかなわないというもどかしさがあります。チョウザメ養殖の課題と今後の対応について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 現在、本県のチョウザメ養殖は、21業者が年間約2万尾の稚魚を池入れする規模に拡大しまして、昨年11月には、キャビアの発売に至るなど、順調に推移しているところでございます。しかしながら、養殖経営におきましては、キャビアによる収入

が得られるまでに長い期間を要することから、養殖コストの削減や、今後、徐々に増加するキャビアの生産量に合わせた販路の拡大が、重要な課題となっております。このため、県におきましては、シベリアチョウザメなどの養殖期間の短い種類の種苗生産技術や、雌のみを生産する技術の開発に取り組むとともに、国内市場における販路を固めつつ、海外も視野に入れた、さらなる販路の拡大に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 新たな魚種も追加して2万尾体制までできているようですが、先日いただいた資料では、確かに稚魚の配付は増加しているのですが、業者数が昨年と同数です。2万尾の体制、多分これは100億円産業にしようと思ったら、この何倍かまた必要になるのではないかと思います。広範囲に業者の確保も必要です。業者の確保対策はどうなっているのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） チョウザメ養殖の新規参入につきましては、養殖施設や水源の確保はもとより、養殖期間が長く、運転資金の調達が必要なことから、参入希望者の相談に丁寧に対応しながら進めているところでございます。県といたしましては、今後の生産拡大に向けて、的確な情報提供や養殖期間の短縮など、参入しやすい環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 今までは転職等を進めておりました建設業者も、最近は忙しくなってきました。酸素不足に弱いチョウザメは、いつも豊富な水を必要としています。業者選定と水資源確保も考えながら取り組んでいただきたいと思います。

次に、加工用米について伺います。国の農業

政策の変化で、加工用米に注目が集まっています。本年の計画では、680ヘクタール3,200トンでしたが、各市町村の計画書では、1,200ヘクタール5,500トンの見込みです。大幅増ではありませんが、焼酎製造に使用される量は、県内でこの4～5倍必要なようであります。圧倒的に使用するのは、生産量日本一の霧島酒造ですが、焼酎製造に全て県内産が使用されているわけではありません。まだまだ需要はかなりあります。今後、加工用米をどのように推進していくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 県では、加工用米の推進に当たりまして、県内で確実な需要が見込まれる焼酎原料用を基本に、安定的に供給できる体制を確立するため、本年2月に、県、経済連、酒造メーカーとの間で「県内産焼酎原料用加工用米の生産と利用の拡大に関する協定」を結びますとともに、単価が低くても農業所得が確保できるよう、収量の多い品種の普及に向けて、種子の確保や現地実証を行ってきたところであります。

今後は、各地域に設置することとしております「加工用米等生産・利用拡大推進に係る地域会議」の中で、地域の酒造メーカー等との十分な意見交換を踏まえつつ、加工用米需要のさらなる開拓に取り組みますとともに、収量の多い品種の普及拡大や作付の集団化、さらには収穫乾燥の低コスト化など、効率的な生産・利用システムの確立に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 収量の多い新品種は、3～4割も増量になると伺っております。ただ、農家は、来年度は直接支払交付金反当たり2万円が下げられるのではないかと心配しています。生産意欲が落ちないように、交付金の要望活動もあ

わせてよろしくお願ひいたします。

次に、米の食味ランキングについて伺います。日本穀物協会が毎年各県でつくられている米の食味ランキングを公表しており、平成25年産米の結果が出されました。残念ながら、本県だけが九州内で、ここ3年間、一度も最高ランクの特Aを獲得したことがありません。熊本県が、ヒノヒカリ、森のくまさん、くまさんの力——何か米の名前とは思えないような品種を含んでおりますが——3つが特Aです。佐賀が2品種、福岡、大分、鹿児島も特Aが1つずつあります。東北地方に特Aが多いのはわかりますが、同じ九州で宮崎県だけないのは悔しい限りです。特A取得に向けた取り組みについて、農政水産部長にお伺ひします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 米の食味ランキングは、一般財団法人日本穀物検定協会が毎年実施する、官能評価によるランキングでありまして、その結果はマスコミ等でも大きく取り上げられるなど、全国的な注目が集まっているものでございます。この審査の中で、最高ランクの特Aを取得することは、米のブランド化につながることから、主産県においては、さまざまな取り組みがなされてきたところであります。

このような中で、本県では、平成25年度は、各地域に特A取得に向けた展示圃を設置し、高品質で味のよい米の生産技術の確立に努めまるとともに、今年度は、JAグループと連携しながら、食味ランキングに出品する水田を選定し、栽培から収穫、保管にわたる重点指導を行いますなど、特A取得に向けた取り組みを進めているところであります。県といたしましては、これらの取り組みを通じて、商品価値の高い売れる米づくりを進めるとともに、県産米の

食味・品質について広くPRし、有利販売とブランド化につなげてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 このランキングは官能評価と——官能というとな変なことを想像してしまいますけれども。抜き出した米で評価するのではなくて、特A獲得に向けて、厳選された水田で大切に育てたものを提出して評価を受けているようです。ですから、その地域全体の米の評価というわけではないようです。ただ、先ほども申されましたように、今、マスコミにも非常に大きく報道されます。イメージで購入する人も多いものですから、全体のイメージアップのためにも、特A取得に向けて、取り組みをよろしくお願ひいたします。

次に、県土整備行政について伺います。

東九州自動車道と九州中央自動車道、それぞれの全体の進捗状況と今後の取り組みについて、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（大田原宣治君） まず、東九州自動車道につきましては、北九州市から宮崎市間で事業中の4区間のうち、佐伯—蒲江間など3区間は本年度開通予定となっております。椎田南—豊前間1区間が平成28年春の開通予定であります。また、宮崎市以南で事業中の清武南—日南間のうち、北郷—日南間が平成29年度の開通予定となっております。唯一の未事業化区間であります日南—串間—志布志間は、計画段階評価が終了しまして、新規事業化に向けた準備が進められていると伺っております。

次に、九州中央自動車道につきましては、熊本県で事業中の小池高山—矢部間のうち、小池高山—北中島間が平成30年度に開通予定であります。また、県内では、北方延岡道路蔵田—北方間と高千穂日之影道路が事業中であります

が、そのうち蔵田―北方間が平成27年度の開通予定となっており、これ以外の区間の中で、蘇陽―五ヶ瀬―高千穂間については、現在、計画段階評価が行われているところであります。県としましては、高速道路のミッシングリンクの早期解消は最重要課題の一つであると認識しておりますので、今後とも、沿線自治体や関係団体等と連携を図りながら、早期完成を国に対してこれまで以上に強く要望してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 福岡県内の一部が来年春の開通に間に合わないのは残念ですが、距離が7キロほどですので、所要時間がそれほどかかるわけではありません。実質、北九州までつながったようなものです。県南地区の活性化と、重点港湾に指定された細島港を活性化させるため、今後の課題は、宮崎市以南の進捗と九州中央自動車道の進捗です。取り組みをよろしく願いいたします。

次に、入札制度改革についてお伺いします。知事の官製談合事件を受けて、東国原知事時代に一般競争入札に移行いたしました。劇的な改革は県民から歓迎されたものの、業者の皆さんの大きな疲弊につながった要因の一つでもありました。その後、総合評価落札方式等々の導入で徐々に見直しが図られてきました。そして昨年度より、一部指名競争入札が期間限定の試行という形で復活してまいりました。指名競争入札の試行状況と課題と評価について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 建設工事における指名競争入札につきましては、昨年7月から一部の工種で試行してまいりまして、昨年度は186件の指名通知を行い、今年度は250件程度を見込んでいるところであります。昨年度は、

年度途中からの試行となりましたことから、件数を十分に確保できない工種があるとか、同じ地域で同じ時期に企業を選定する場合、指名が偏る傾向が見られるといった課題が認められた一方で、透明性・競争性に問題はなく、工事現場に近い企業の受注割合が高くなるなど、一定の効果が見られたところであります。また、昨年度実施しました建設業者へのアンケートでは、一般競争入札との併用を望む意見を含めますと、何らかの形で指名競争入札の実施を希望する声が約73%あったところであります。

○田口雄二議員 課題と一定の効果が確認されたようですが、今後この試行の取り扱いはどうするのか。当然、間もなく行われる知事選においても争点になる可能性もあります。知事はこの指名競争入札を今後どうされるおつもりか、答弁を求めます。

○知事（河野俊嗣君） 建設工事における指名競争入札であります。昨年7月から行ったということで、本年度、年度を通じた試行が行われているということであります。災害対応力の強化の観点から一定の効果が見られる一方で、一般競争入札との併用を望む声も多く聞かれるなど、現在、さまざまな意見を丁寧に伺っているところでございます。このため、指名競争入札の今後の取り扱いにつきましては、建設業者へのアンケートや関係団体との意見交換を踏まえ、年間を通じて行った試行の結果というものを総合的に検証しまして、県議会や第三者委員会であります入札・契約監視委員会の意見も伺いながら判断する必要があるものと考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。十分吟味して検討していただきたいと思っております。

次に、土砂災害対策に関連して何点か伺います。広島市で70名を超える死者・行方不明者と多くのけが人、そして多くの財産が失われました。日本列島は自然災害大国で、特に最近は温暖化のせい、ゲリラ豪雨と称する局地的な大雨の被害が激増しています。この質問をしているきょう現在も、札幌や近畿・東北地方等に豪雨が襲いかかっています。大きな被害が出ないことを祈っております。まずは、本県の近年の豪雨の発生状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 本県は、年間降水量が全国2番目の約2,500ミリと、全国有数の豪雨地帯であり、近年では、平成17年9月の台風14号により、美郷町神門で1時間71ミリ、3日間で1,321ミリの記録的雨量となっております。また、平成22年7月の梅雨前線豪雨では、都城市夏尾で1時間115ミリの雨量を記録しており、さらに平成25年には、県内の気象庁雨量観測所23地点のうち、宮崎市赤江の96ミリなど、4地点で観測史上1位の1時間雨量を記録しております。このように、近年、気候変動の影響により、本県においても局地的大雨が増加する傾向がございます。

○田口雄二議員 さすがに全国有数の豪雨地帯、ものすごい降水量です。平成17年の台風では、私自身も被害者で、床上70センチの浸水をしました。また、平成22年の都城の豪雨は、被災後、視察調査に参りました。すごい被害に驚きましたが、関之尾の滝にある土産物屋の写真にも驚かされました。豪雨時、余りの水量で、あれだけの落差がある滝がどこにあるのかわからないほどの写真が展示されております。本県は、シラス台地など大雨には弱い地域や急傾斜地も多く存在しますが、本県の土砂災害危険箇

所数と土砂災害警戒区域の指定数を、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 本県には、土砂災害危険箇所が1万1,826カ所あり、その内訳は、土石流危険渓流が3,239カ所、地すべり危険箇所が273カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が8,314カ所です。このうち、土砂災害警戒区域については、平成26年7月末現在で2,824カ所が指定されており、その内訳は、土石流危険渓流が804カ所、地すべり危険箇所が7カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が2,013カ所です。

○田口雄二議員 今回の広島市の対応に関しまして、広島地方気象台から送られた「広島県内全域で1時間に最大70ミリの雨が降る」との気象予測を受け取りながら、見落としていたことが判明しました。ファクスを送ったものが届いたことはわかったんですけども、その中身までしっかり確認しなかった、それで対応しなかったということのようですが、河川の水位上昇への対応に追われており、気づけなかったようです。緊迫した状況であったことはわかりませんが、貴重な情報を見落とすことがあってはなりません。本県においては、土砂災害警戒情報発表時の情報伝達はどのように行われているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 土砂災害警戒情報は、降雨による土砂災害の危険が高まったときに、市町村長が避難勧告の発令を判断する際や、住民が自主避難する際の参考となるよう、都道府県と気象台が共同で発表している防災情報です。県は、この情報を該当する市町村へメールまたはファクスにより伝達し、情報が伝達されたことを電話で確認しております。また、気象台からも同様の情報が市町村長へ伝達されております。今後とも、気象台と連携しな

がら、的確な避難勧告等の発令につながるよう、確実な情報の伝達に努めてまいります。

○田口雄二議員 次に、土砂災害の防止をするためのハード対策の取り組みをお伺いいたします。

○県土整備部長(大田原宣治君) 本県はこれまで、土砂災害への対策としまして、砂防施設などの整備のハード対策により、被害軽減を行ってきたところでありますが、先月、広島市や、昨年、伊豆大島で発生しました土砂災害においても、砂防施設が一定の効果を発揮していることから、今後とも、ハード対策の推進により、県民の生命、財産を守ることを基本としてまいります。

しかしながら、施設の整備には膨大な費用と時間を要しますことから、県としましては、災害履歴や災害時要援護者施設がある箇所などについて、土砂災害警戒区域等の指定の状況も総合的に判断して、計画的に整備に取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、県民や市町村、国との連携を図りながら、「土砂災害からの犠牲者ゼロ」を目指して、ハード・ソフト両面から、総合的な土砂災害対策を推進してまいります。

○田口雄二議員 ことしは例年になく、既に宮崎には3つも台風が来ておりますが、直撃するような台風があったにもかかわらず、幸いなことに大きな被害は出ておりません。しかし、まだまだ台風やゲリラ豪雨がいつ来てもおかしくない季節です。ハード面の対策は財政上厳しいものがありますが、ソフトをしっかりと吟味し、対策を講じていただき、また、市町村や関係団体との連携などもしっかりとやっていただきたい、そのように思っております。よろしくお伺いいたします。

それでは次に、教育行政についてお伺いいたします。

まず初めに、今年度の全国学力テストの結果が公表されました。小学6年生と中学3年生を対象に、国語、算数、数学を基礎編、応用編に分けてのテストが行われました。全国的に成績の底上げが見られると文科省は評価しているようです。今回の全国学力・学習状況調査の結果をどのように受けとめているのか、教育長にお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 今回の全国調査の結果ですが、まず教科に関する結果では、全国平均をわずかに下回っている教科もありますが、小中学校ともに、ほぼ全国の平均的な水準にあると考えております。

次に、学習や生活に関するアンケート調査ですが、これまでの調査と同様、望ましい習慣を身につけている割合が高い状況にあります。この調査をもとに、民間の研究所が3年ごとに発表している「いい子どもが育つ都道府県ランキング」では、本県は過去3回、1位、1位、2位という状況であり、これは、学校、家庭や地域が一体となって取り組んでいただいている成果であると捉えております。

調査で一番大切なことは、何よりその結果をどう生かすかということですので、県教育委員会といたしましては、各学校が策定している学力向上の実践計画書による取り組みがより効果的なものとなるよう、学校を訪問して指導助言をするなど、学力や生活習慣の向上につながるさまざまな取り組みを、一層、積極的に進めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 今回の結果に関しましては、教育長はおおむね平均的な結果であると評価しているようですが、ただ、全体的に見れば平均

的でも、地域的にはばらつきがあります。小学生はそうでもありませんが、中学生はかなり格差があります。低いところの分を高いところが平均点を上げているというような状況です。地域間の格差是正にもう少し力を入れていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、今、御報告いただきました「いい子どもが育つ都道府県ランキング」とは、生活習慣や家庭生活、地域とのかかわりなど、「生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査」が学力試験とともに実施されており、それを共立総合研究所が「子どもの育ちの質」について総合的に評価し、都道府県ランキングとして公表されているものです。

先ほど話がありましたように、過去2回のランキングは本県が1位で、今回は少差で2位になっていますが、悔しいのは、成績でトップの秋田県が、このランキングでも1位になったということです。しかし、生活習慣、意志・人格、家庭、道徳・規範、地域、テレビ・ゲーム・メール等、社会への関心、学校生活、学習意欲・習慣、コミュニケーション能力、体験などの項目を総合評価したものです。

その中で、宮崎は、家庭、地域、学校生活、学習意欲・習慣の4項目でトップでした。宮崎県民としては、トップの内容が非常にうれしいというか、気恥ずかしいような結果です。これは宮崎県民の子育て環境がすばらしいということでもあると思っております。しかし、この結果は余り公表されていないのではないかと。県民の自信にもなりますので、声を大にして、もうちょっと県民に報告していてもいいのではないかと思っております。私どもも、今後、挨拶等の中で、これを披露してまいりたいと思っ

ております。

次に、小中一貫校が全国的に増加していますが、このことについてお伺いいたします。県内においても、平成18年の日向市の平岩小中学校が初めての開校でしたが、現在は15校存在します。県内の小中一貫校の成果と課題について、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 小中一貫教育では、通常、同じ敷地あるいは隣接する敷地において、一貫した教育を実施している施設が一体となった形の学校を小中一貫校と言っておりますが、そのほかにも、敷地は別々で、教育内容において連携した教育を実施している学校もございます。

成果ではありますが、小中一貫校においては、小学校から中学校への円滑な接続ができるようになり、中学校入学時の不安感の解消が図られますとともに、小中学校間での多様な交流活動が実施されております。また、教職員が日常的に授業やその他の活動で交流を図ることができますので、小学校のよさ、きめ細かな指導とか、中学校のよさ、より専門的な指導など、それぞれのよさに学びながら、系統性・一貫性を生かした学習指導・生徒指導が行われ、指導の充実が図られております。

一方、課題ではありますが、通常の小学校においては、リーダーシップを一番発揮できる6年生が、中学生がいることにより、リーダーシップを育みにくくなったり、あるいは小学校卒業、中学入学という節目で、自覚が深まりにくいとか、あるいは感動を味わいにくいというようなこともありますので、より一層の工夫が必要だと考えております。

○田口雄二議員 次に、夏休みを短縮する学校がふえています。8月中旬に始業式を迎えた小学

校の始業式風景が連日、テレビのニュースで流れていました。私どものころは、小中高の学校全てが夏休みは8月末まででしたが、最近は、2学期の始まりが前倒しされる市町村がどんどんふえる傾向のようです。学校関係者によると、「より丁寧に教えるため、授業時間を確保する狙いです」と言っています。ゆとり教育を推進しながら、学校教育の世界は大きく変わろうとしています。県内の夏休み等を短縮している市町村の状況と、なぜ短縮する学校がふえているのか、その理由について、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 夏休みや冬休みなどの長期休業の期間につきましては、各市町村がそれぞれの学校管理運営規則で決めているところであります。具体的な状況につきましては、この10年間で見ますと、ほとんどの市町村では、従前と比較して、年間の長期休業の期間を短縮している状況にあります。その理由ですが、先ほど御質問でもありましたとおり、学習指導要領の改訂に伴い、増加した指導内容に丁寧に対応するとか、あるいは台風等による臨時休業など不測の事態が起こった場合にも、授業時数が確実に確保できるようにするため、そういうことがなされていると考えております。

○田口雄二議員 今の答弁を聞いていますと、夏休みが短縮されているのは、学習指導要領の改訂に伴い、増加した指導内容に丁寧に対応するためや、台風等による臨時休業などの不測の事態が起こった場合にも、授業時数が確実に確保できるようにするため、なされているものというお答えでありましたが、わかりやすく言うと、授業時間の確保ではないかと思うんです。そこで、同様の取り組みと言ってもいいのではないかと考えております土曜授業の取り組みに

ついて、お伺いします。

本県では、延岡市の北方学園だけで実施している土曜授業が、全国的には急増しています。文部科学省の調査で7月25日に報道発表されたもので、2014年度に土曜授業実施する公立小学校は3,565校、中学校は1,794校に上り、全体の17～18%になることがわかりました。昨年の11月、土曜授業の実施要件を改正し、教育委員会の判断でできるように大幅に緩和されたことにより、2012年度の2倍近くにふえているということであります。

そのような中、延岡市は、北方学園だけの実施から、来年度は土曜授業を全ての小中学校で実施の意向です。この取り組みは、現場の教師から、月2回の土曜授業のころが一番、子供たちとゆっくり授業に取り組むことができた、また子供たちと密に接することができたとの声を聞いてからです。忙し過ぎる先生とよく言われるようになりましたが、平日の授業を土曜日に持っていくと、先生の平日の負担が軽減される。土日が完全休日になって以来、ひとり親や土曜日が仕事の保護者も多く、子供が土日1人で過ごすことが多くなっている実態もあります。

また、延岡市PTA連絡協議会からも、延岡市教育委員会に土曜授業実施の要望書が出されています。先生が子供たちと向き合う時間を拡大・確保してほしい、家庭・地域との連携協力による学校行事及び授業を実施してほしい、土曜授業に伴う先生の確実な休日確保してほしいが、要望書の内容です。現場の教師や子供たちの声、そして保護者の声も聞きながら検討していただきたいのですが、延岡市の全小中学校での土曜授業の取り組みについて、どう考えているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 文部科学省によれば、土曜授業を初めとした土曜日の教育活動の内容については、学校、家庭、地域が連携した、多様な学習や体験活動等を行うことが示されているところでありまして、これらは、これまで以上に豊かな教育活動を提供する観点から、意義があることだと考えております。市町村立学校の土曜授業の実施については、地域の実態等に応じて、市町村教育委員会が主体的に判断されるものであります。

土曜授業は、新しい取り組みでありますので、県教育委員会といたしましては、現在、学校教育改革推進協議会において、さまざまな観点から御意見をお伺いいたしているところであります。また、土曜授業を年間を通して、ずっと継続的に実施しようとする場合は、例えば、教職員が夏休みなどにまとめて週休日の振りかえができるよう、規定の変更など条件整備を行うことが必要となりますので、その準備も進めているところであります。

○田口雄二議員 福岡県の芦屋町教育委員会は、九州の市町村で一番早く土曜授業を2012年5月から取り組んでいます。ここの教育委員会が、土曜授業の成果を公表しています。土曜授業の導入で、週末の生活リズムが改善することで、月曜の欠席児童が減る傾向が見られるということです。これまでは、土日に塾や習い事が集中するか、ゲームばかりするか全く何もせず過ごすかの2極化の傾向が見られた。その結果、週末の疲れや生活リズムの崩れから、月曜が他の曜日より欠席や保健室来室が目立つことになったようです。

さて、延岡市の土曜授業の取り組みですが、既に文科省が実施要件を改正し、教育委員会の判断で実施できるように緩和しています。私は

基本的には、県の教育委員会は各市町村の考えを尊重し、その取り組みを支援すべきであると考えています。

先ほど教育長は、土曜授業を年間を通して実施する場合は、「規定の変更など条件整備を行うことができるよう、その準備を進めているところである」と答弁されました。この件は、昨年今ごろ、私が教育委員会の担当者の方とやりとりしたときも、2月議会の私どもの会派の高橋議員が代表質問した際も、「週休日の振りかえ規定の変更など、条件整備を行うことが必要であり、その準備に着手したところである」と答えています。既に相当な時間を要しているようですが、一体何をしているのかというのが実感です。

実際に、延岡市が来年度から土曜授業を実施する場合、市民への周知や各種競技団体等との行事調整も必要ですし、また、土曜授業の内容の検討に一定の時間が必要です。年度末に決められても対応できません。早い時期に条件整備をすることが必要であると考えますが、教育委員会はいつごろをめどに条件整備を整えようとしているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） いつまでに方向性を県として決めるかというお尋ねでございますが、土曜授業を実施する学校においても、それぞれの学校においても、来年度のいろんな教育計画を立てる時期が出てくることとなります。それで、新たな教育計画をつくることを考えて、土曜授業や来年度のいろんな行事が円滑に準備が進められますよう、平成27年度、次年度の教育計画を作成する時期までには、週休日の振りかえ期間の変更について方向性をお示しできるように、今、準備を進めているところでございます。

○田口雄二議員 この土曜授業の流れは全国的な傾向です。今後、延岡市以外の教育委員会でも同様の取り組みが当然考えられます。早急な対応をよろしく願いいたします。

次に、警察行政についてお伺いいたします。

坂口県警本部長、宮崎に縁あってお越しいただきまして、ありがとうございます。実は、初めてお顔を拝見したときは、大変物静かな紳士というイメージを持ったのですが——昨日、十屋議員もおっしゃっていたのですが——6日の宮日新聞の「ひと」のコーナーを見て驚きました。その細身に見える体は、相当鍛え上げられているんですね。内なる気概にあふれた方だと認識いたしました。悪や不正とは敢然と立ち向かい、安心・安全の宮崎にさせていただきますよう、よろしく願いいたします。

そんな中、社会的な弱者であるお年寄り等を中心に狙っている卑劣な特殊詐欺が、一向に減ることなく、さらに巧妙な手口で悪質化しています。先日、都城市では何と1億1,000万円、延岡市でも1,000万円を超える巨額の被害が報道されていました。手口も、警察や役所を名乗ったり、またグループでやる劇場型手口など、いろいろふえてきております。特殊詐欺の現状と近年の推移、最近の犯行手口の特徴についてお伺いいたします。

○警察本部長（坂口拓也君） 本県における特殊詐欺の現状につきましては、平成25年中、件数で50件、金額で約2億3,139万円の被害を認知しております。本年は、8月末までに、件数で41件、金額で約2億6,500万円の被害を認知しており、昨年同期と比較して、件数で13件、被害額で約1億3,300万円増加しております。近年の推移につきましては、平成21年以降、認知件数、被害額ともに減少傾向にありましたが、平

成24年からいずれも増加に転じており、本年は既に被害金額が過去最高となっております。

最近の犯行手口の特徴につきましては、利殖をうたって架空のもうけ話を語り、さらには、代理購入や名義貸しに応じた被害者に対して、その行為は犯罪であるとおどすなど、だましの手口が複雑・巧妙化しております。また、従来の金融機関における振り込み型の被害に加えて、現金を宅配便などで送付させたり、直接、現金を受け取りに来るといった手口も増加しております。

○田口雄二議員 手口も非常に悪質・巧妙化しておりますが、現在取り組んでいる特殊詐欺対策について、県警本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（坂口拓也君） 警察では、特殊詐欺の抑止のためには、検挙と予防の両面で取り組むことが重要と考えております。検挙対策としましては、例えば、被害者の協力を得て、首都圏から現金を受け取りに来た被疑者を逮捕し、そこから組織の中核に迫る捜査をしているほか、通帳詐欺や携帯電話詐欺等の助長犯罪の捜査を強化しており、それらを合わせて、本年は8月末までに、合計20件、9名を検挙しております。

他方、予防策としましては、各種広報媒体を活用した情報発信や、犯行グループから押収した名簿に登載されている方への防犯指導、さらには、犯人からの電話を撃退し被害を防止することが期待できる自動通話録音機の貸し出しを行っております。また、水際対策としまして、金融機関で高額の現金を払い戻そうとする方に対して、チェックシートを活用した声かけをしていただいたり、宅配便やレターパックなどによる送金を防止するため、警察で作成したポスターやリーフレットを活用した声かけをしてい

ただくなど、関係機関等との協働に努めているところでもあります。

○田口雄二議員 実はこの質問でやりとりをした県警の職員の方が、きのうテレビで金融機関との取り組みをするシーンに出ておられて、早速やっていただいております。心強く感じたところでもあります。

自動通話録音機をつけるということでございましたが、聞きますと、これは1社だけが今生産しているということで、今、全国からオーダーも来ているようです。なかなか間に合わないのかもしれませんが、今、貸し出しは、リクエストがあった人に貸し出しをするということになっております。もし、全てが貸し出しをされ、効果が高いのであるならば——値段も聞きましたら、そう高いものでもないです——お年寄りの方々等にもぜひ進めていただきたいと思っております。1万円かちょっとぐらいで何百万円もとられるのが防げると思えば、安いものだと思っております。

以上で、質問は、用意したものは全て終了いたしました。最後にちょっと御報告といえますか、話をしたいことがあります。

以前から、本県は、総理大臣、横綱、甲子園の優勝がないと言われてまいりました。しかし、和牛の共進会2連覇や鵬翔高校のサッカー全国制覇、そして昨年延岡学園の甲子園準優勝と続いてきました。全国的な活躍が続いております。ここにきて、横綱ではありませんが、久しぶりに本県から関取が誕生するかもしれません。

大相撲の関取、つまり十両以上の力士は、本県からは、高鍋町出身の元関脇、栃光が昭和62年5月場所で引退して以来、25年間不在です。ちなみに、栃光関は、宮崎日大高校を中退して

相撲界に入りましたが、私の柔道部の先輩でもあります。実は、その前の関取、延岡市出身の小結、羽黒岩——大鵬の45連勝をストップした関取であります。私の東海中学校の先輩でもあります。私は何か関取に妙に縁があります。もう少しで十両にという幕下上位まで来た力士もいましたが、残念ながら、関取になれた本県出身者はその後いません。

しかし、大相撲の9月場所で、結果によっては、久しぶりに関取が誕生するかもしれません。おじいさんが元十両力士で、延岡市出身の琴恵光関です。今回、幕下3枚目にまで来ており、十両への挑戦をします。それほど大柄ではありませんが、身体能力も非常に高く、知事と違って脇もしっかり締まっているようです。今後の活躍が楽しみです。ぜひとも県民を挙げて応援していただき、久しぶりの関取誕生につながればと思います。あえて紹介させていただきました。知事もいつも千秋楽に、表彰で土俵に上がっております。25年ぶりの関取の誕生を祈念して頑張ってください。ぜひとも応援をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございます。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時0分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、愛みやざき、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手) 愛みやざきの有岡です。代表質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢であります。

9月5日の議会初日に、今回の知事の政治団体と産廃業者に関連して、説明とおわびの言葉がありました。県政に対する不信感は払拭されていません。そこで、県民の代表として、愛みやざきとして、一つ一つ整理しながら質問をしてみたいと思います。

まず、新聞報道によると、新燃岳の降灰処理をめぐる詐欺事件で逮捕、起訴された産廃業の元役員から2011年7月に300万円の資金提供を受けたとあります。御承知のとおり、2011年1月から新燃岳の噴火により、多くの県民の皆さんが被害を受けました。それに対し、火山灰収集料を総額6,500万円分水増しした、いわゆる詐欺で得たお金が知事のもとに届けられたこととなり得ます。県民の立場から言えば、詐欺事件の業者から資金提供を受けた知事の政治姿勢に対し不信感を抱くわけであります。このような県民の心情に対し、知事の見解をお尋ねいたします。

次に、職員の表情がどこか暗く、元気がないと感じるのは私だけでしょうか。6月の一般質問で私は、知事の給与の減額の目的と成果について質問しました。知事は、「行財政改革を進めるためには、まずは牽引する立場にある者がみずからの取り組む姿勢を示す必要があると考え、給与の減額を行っている」と答弁されました。しかし、職員の立場から今回の案件を見ますと、産廃業者から知事のもとへ資金提供300万円の話を開きますと、知事の場合、給与の減額をしても他方から不足分が入ってくるわけで、職員の模範となる牽引役にはほど遠いと思われまます。行財政改革に取り組む全ての職員に対しどのような思いでいらっしゃるのか、知事の見解をお尋ねいたします。

また、新聞報道で指摘されている政治団体「河野しゅんじ後援会」と「みやざき新生の会」の政治資金収支報告書、2011年、2012年を閲覧してみました。「みやざき新生の会」では、2011年、会員10名、収入51万5,000円、2012年、会員31名、331万5,000円がわかるだけで、新聞報道の2011年、会費名目で元役員と同社関係者2人から会費8口ずつ6カ月分48万円や、2012年、20口ずつ12カ月分240万円は確認できませんでした。今回の新聞報道の分散記載の内容は間違いがないのか、確認の意味でお尋ねいたします。

次に、選挙管理委員長にお尋ねいたします。新聞報道やこれまでの知事の説明、答弁から、2011年7月に受領したものが、収支報告書では2011年と2012年の2年に分散記載されているようです。政治団体の収支報告書には毎年12月31日時点での収入を記載するよう定めていて、年をまたいだ記載はできないと政治資金規正法ではなっています。今回のように分散記載をし、実態と違う報告をしたのであれば、明らかに虚偽記載と思われまますが、選挙管理委員会の見解をお伺いいたします。

次に、我々選挙に携わる者として知っておかなければならないこととして、1口月5,000円の会費で年間6万円となり、政治資金規正法の寄附の場合は名前を公表しなければならない額であります。今回の問題では、2012年、40口の会費であり、普通に考えれば40人分に当たりますが、このような会計処理は適当であると考えられるのか、選挙管理委員会としての見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わらして、質問者席から再質問をさせていただきます。(拍手) [降壇]

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、私の政治団体等への資金提供についてであります。当時、私を支援する政治団体の活動に対し支援の申し出を受けましたこと自体に、違法性はないものと考えております。また、その後に発生しました廃棄物処理法違反事案におきましても、法令等に基づいた厳正な対応をしており、公正性、公平性を逸したことは決してございません。

しかしながら、このように県議会を初め、県民の皆様には御心配をおかけしたことにしましては、不徳のいたすところであり、知事として、また政治家として道義的な責任を強く感じているところでございます。また、県民の皆様にもおわびを申し上げたところであり、あわせて心配をかけたことに関し、職員に対しても大変申しわけない思いであるところでございます。今後は、このような臆測を呼ぶような事態を二度と引き起こすことがないように、みずからを律し、これまで以上に公正公平に留意し、一層気を引き締めて県政を推し進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

また、資金提供の処理の仕方につきましては、これまでも御説明しておるとおりでございます。産廃会社元役員から私を支援する政治団体の活動に対し会員として支援をしたいという申し出がございまして、300万円につきまして、2名分の会費288万円と寄附12万円に分けて会計処理をしたということでございます。以上でございます。〔降壇〕

○選挙管理委員長（後藤仁俊君）〔登壇〕 お答えいたします。

政治資金規正法は、本来自由であるべき政治

活動に対する行政庁の関与を必要最小限度にとどめるべきであるという考えに基づいております。このため、選挙管理委員会は、政治資金の収支報告に関しまして、形式審査を行うことができるのみでありまして、事実関係を把握するための調査を行う権限を有しておりません。また、政治団体における会費の取り扱いにつきましては、政治団体の自律性に委ねられており、党費または会費の金額や設定方法につきましては、政治資金規正法上、特段の規制はないところであります。以上です。〔降壇〕

○有岡浩一議員 今、答弁をいただきましたが、知事に再度、御質問します。職員に対する思いについての答弁をいただければと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど申しましたとおり、このような御心配をおかけしている県民の皆様に対しても深く反省しておるところでございますし、職員に対しても、いろんな面で頑張ってもらっている中で、このような心配をかけることに対して大変申しわけない思いがいたしております。

○有岡浩一議員 それでは、再度、質問をしてみますが、資金提供についてでございます。知事御自身が産業廃棄物業者元役員に直接会ったときに資金提供の話をされたのかどうか、その点を再度、確認させてください。

○知事（河野俊嗣君） 私は直接そのような話は受けておりません。

○有岡浩一議員 いろいろな臆測が飛び交う中で、2010年12月の知事選挙や2011年度以前の活動資金の提供はなかったのか、お尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） そのようなことはございません。

○有岡浩一議員 2011年、2012年の会費、少額寄附に分散処理したことについて、知事は関与していないのか、再度、確認いたします。

○知事(河野俊嗣君) 会計担当の職員に対しましては、しっかりとしたルールのもとに整理をするように指示したところでございます。また、このような分散、そして会費として処理したということは、政治資金収支報告書を取りまとめる段階において報告を受けたところでございます。

○有岡浩一議員 今のお話の中で気になるのが、例えば政治団体の規約改正が行われていますが、2011年の会費の改正が知事の後援会のほうで行われています。そのことについては、どの時点で御存じだったのでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 正確な日時等は覚えておりませんが、改正がなされた後に報告を受けているところでございます。

○有岡浩一議員 2011年8月12日に、会費を月額1,000円の固定制から月額1口5,000円に変更されていますが、このことは知事は御存じだったのでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 今申しましたように、規約の改正については、その後に報告をいただいております。

○有岡浩一議員 規約の変更はどなたが指示されたのか、お尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 後援会の中でさまざまな議論がございました。これまで後援会、さらに新生の会という形であったわけですが、会費に余り差がなく、もっとしっかりした形で支援をしたいというような申し出、いろんな声があったというようなことで、さまざまな他の事例とといいますか、いろんなことを参考にさせていただきながら、そのような新生の会と

後援会の性格分けとといいますか、整理をさせていただいたということでございます。

○有岡浩一議員 政務秘書が未熟であったというふうなお話もされているようですけれども、2011年7月に元役員から寄附をいただいて、それに伴う規約の改正をせざるを得なかったのではないかとというふうに感じるんですが、その点いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 今申し上げましたような、当時、後援会、新生の会ということで、いろんな体制、ふなれな中でスタートしたわけがありますが、もっとしっかりした支援をしたいという声もあり、その見直しというものは以前より議論はしておったところでございます。

○有岡浩一議員 私たちで話をすると、県の総務部長経験の知事が政治資金規正法を知らなかったということではなくて、熟知した上で、今回の月額1口5,000円というような形で規約を改正するといった準備をされたんじゃないか、いわば巧みに意図的な収支報告を複数年に分けて提出するよう指示されたんじゃないかというふうに思ってきたわけです。そういった経緯はないということによろしいでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) この規約改正の経緯については、今申しましたように、後援会の中、またさまざまな声があったことを受けながら、整理をさせていただいたということでございます。

○有岡浩一議員 その中で、後援会の会費、月の会費を1口5,000円として何口でも受けられるという仕組み、これは事実上、寄附ではないかというふうな声があります。政治資金に詳しい大学教授の話でも、寄附に当たると批判を受けておりますが、今回の何口でも受けられるという仕組みを履行された関係で、寄附に当たると

いう解釈はございませんでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど選管の委員長からも答弁がありました、寄附と会費等ということで金額に明確な基準が、一般的な基準があるわけではないということでございます。また、複数口ということでの会費を納めていただいているのは、ほかの例でもあるわけでございます。ただ、今回のこのようなさまざまな議論を経る中で、今後、専門家とも御相談させていただきながら、会費のあり方について一定の基準というものが必要なのではないか、そのように今、考えておるところでございます。

○有岡浩一議員 2012年12月に水質検査記録改ざんが発覚した際に、業者から便宜を図るよう知事の後援会政務秘書に依頼があり、弁明書にしんしゃくしてほしいと元秘書から相談を受けているという話でしたが、そのときに資金提供された300万円の返金は考えなかったのか、知事の見解をお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） これにつきましては、先ほど答弁したとおりでございますが、行政処分との関係で臆測を招きかねないということ、また事態が動いておりましたので、一定の事態の推移を見守るという判断をそのときはしたところでございます。

○有岡浩一議員 2013年3月30日の事業停止処分について、環境森林部の関係課に対し、直接的な働きかけ、問い合わせ等は知事がされたと聞いておりますが、関係課に知事のほうから連絡をした経緯がございましたでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） これに関しまして、どのような基準があるのか、他県でどのような処分の事例があるのかということはしっかり踏まえた上で、それに基づいて厳密に処理をしているというようなことで意見交換をしたところ

でございます。

○有岡浩一議員 私どもが政治献金について解釈をいろいろしてみますと、政治資金の贈与が、政治家が有する職務権限の行使に関する行為と対価関係に立つ場合のみ、賄賂としての性質を帯びることになるということがございまして、監督的立場にある知事から今回何らかの働きかけがあったとするならば、その資金は政治献金から賄賂となるというふうな解釈の仕方がございます。そういった意味で、知事の後援会の政務秘書から弁明書のしんしゃくについて相談を受けて、そして担当課のほうに何らかの形で確認するという行為、これは場合によっては賄賂性があるのではないか、政治献金じゃなくて賄賂に近づいているんじゃないかという解釈をしておりますが、知事はいかがでしょう。

○知事（河野俊嗣君） 政務秘書のみならず、県政が行いますさまざまなことに関して支援者もしくは知事にいろんな声を届けられる、そのうちのひとつとしてあったというふうに記憶しております。ただ、大事なことは、これまでも繰り返し申ししておりますように、法や国の基準、そういったものに基づいて厳正に処分することが知事として求められる対応であるというふうに考えておりますし、私は今回そのように対応したということでございます。

○有岡浩一議員 今後、大変気をつけなければいけない部分だと思いますが、職務と密接な関係を有する行為であれば賄賂の対価と確定するに足りると解釈する場合もございますので、私どもはそういった方向に進まないよう気を引き締めて取り組まなければならないと思っております。

次に、政務秘書への資金提供についてお尋ねいたします。異業種交流の事務局でありなが

ら、なぜ個人の口座に毎月10万円、計160万円が振り込まれたのか、知事はそのことについて了解していたのか、お尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） この事実につきまして、一連の報道があるまで承知しておらなかったところでございます。改めて本人に確認をする中で把握したところでございます。

○有岡浩一議員 160万円の資金提供に対し120万円を返還したとされますが、ことし3月、その返金と職員の退職との関係性はないのか、知事にお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 返金というのは、これまでも答弁しておりますように、異業種交流会が解散したその残金ということで、その職員が当該産廃会社に返金をしたということでございます。退職に関しましては、その職員より申し出があり、後援会としてそれを受けとめて退職ということに至ったところでございます。

○有岡浩一議員 元政策秘書が、午前中もございましたが、朝日新聞の取材に対して「資金提供の意図はよくわからない。秘書の給与の補充のような感じではないか」と、新聞社のほうに答えております。しかし、知事の説明では給与の補充ではないと、大きく変わっておりますが、給与の補充でないということは誰からの説明なのか、お尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） そのような報道があったことを受けて、本人に後援会事務局長が確認をし、聴取をしたところ、そのようなことは自分は考えていないということでございまして、これまでも御説明しておりますように、その振り込まれた金額については、異業種交流会の会費でありますとか飲食代等のために使ったというようなことでございます。

○有岡浩一議員 新聞記者のほうにも確認しま

したが、間違いなく秘書は、秘書の給与の補充のような感じではないかと言ったということを確認しました。この議論を幾らしても見えてこない背景としましては、やはり秘書の方または会計責任者から説明を受けないと見えてこないのかなという感じがしますが、県民の中の声として、秘書任せで逃げるなという声もございません。そして、曖昧なまま幕引きでは政治不信を招くんだ、これが我々県議会に課せられた県民の声でございます。これまでの経緯、中身がわからぬまま、このまま終わってしまうべきなのか、大変悩ましいところではありますが、やはり事実をしっかりと認識し、クリーンな知事の姿勢を貫かなければ県民はついてこないというふうに思っております。

最後にもう一度お尋ねしますが、議会冒頭の初日の説明では責任のとり方が示されていませんが、どのような形で責任をとるつもりなのか、再度お尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） これまでこの問題に関しましては、可能な限り事実を整理し、県民の皆様へ説明をするという姿勢で取り組んできたところでございます。この問題に関しましては、さまざまな多々反省するところがあるわけでございます。今、秘書任せにという話がございましたが、政治資金規正法等のふなれな形での処理がされたということではございますが、秘書だけの問題ではなしに、それをしっかりとチェックすべき政治団体の責任者として、私もチェック機能という意味でしっかりと重くその責任というものを受けとめておるところでございます。今後は、このような臆測を招くような、また御心配をおかけすることがないように、公正公平をより徹底し、また身を引き締めて県政に努めてまいりたい、そのように考えておる

ところでございます。

○有岡浩一議員 これからの知事の姿勢が問われる案件ですので、しっかりとやっていただきたいと思っております。

それでは、2番目の次の質問に入ります。川内原発に対する安全対策についてお尋ねいたします。

世界の原発大国は、原発事故に備えた計画を立てております。その計画が発動された例がチェルノブイリ原発事故であります。当時のソ連は、核戦争時のマニュアルを実行し、30キロ圏内を閉鎖し、数日で10数万人の住民を周辺地域に避難させています。このような大規模な脱出劇はマニュアルがあつて初めて可能であり、日本政府の事故を想定していなかった福島原発では、対応のおくれがいまだに混乱を招いています。そこで、東京電力福島原発事故から多くの教訓を受けましたが、川内原発に関して被害を危惧する声が大きく聞かれる中で、知事はこの県民の声をどう受けとめているのか、御所見をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 原子力発電所の安全性に関して国民、県民から不安の声があることは十分承知をしておるところでございます。県としましては、国に対しまして、原子力規制委員会における慎重かつ厳格な審査と説明責任の重要性、さらには防災対策につきまして国が前面に立って継続的に充実強化を図ることなど、全国知事会などを通じてさまざまな提言を行ってきたところであります。国や原子力規制委員会におきましては、科学的、技術的な知見に基づく安全性の確保を大前提とした上で、原発の安全性に係る審査過程等について、しっかりとした説明責任を果たしていただきたいと考えております。県としましては、今後とも、原子力規

制委員会の審査の状況を注視するとともに、国や九州電力に対しまして、県民の生命や財産を守る観点から、必要な説明と対応というものを求めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 これは通告しておりませんが、総合政策部長にお尋ねいたします。国や九州電力に対し必要な説明と対応を求めていくとありましたが、鹿児島県では10月9日から住民説明会を計画しております。本県では、県民に対していつどのような形で情報提供する考えであるのか、お尋ねいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 川内原発の再稼働に際しまして、住民向けの説明会を県として何らかの形で行う、そういう立場には現時点ではないというふうに考えております。ただ一方で、県といたしましては、九州電力ないしは国に対して、どのような状況かという情報提供を求めてまいりたいと思っておりますし、必要に応じて、このような議会の場もありますし、いろいろな場面で、得られた知見はお知らせしたいというふうに考えております。

○有岡浩一議員 知り得た情報は県民に伝える、そういう努力はすべきだと思っておりますので、今後、計画をつくっていただきたいと思っております。

次に、県民の安全を確保するための対策についてお尋ねいたしますが、福島第一原発事故で最も危惧されていたのは、実は、4号機の使用済み核燃料プールが冷却機能を喪失し、大量の放射性物質が放出されることでした。川内原子力発電所に貯蔵されている使用済み核燃料は既に890トンあります。常在危機として、原発の稼働にかかわらず、既に大きな課題を抱えているわけです。原子力災害に対し県民の安全を守るための対策について、危機管理統括監にお伺い

いたします。

○危機管理統括監（金丸政保君） 原子力災害に関する国民の安全確保につきましては、原子力規制委員会が、科学的、技術的知見に基づきまして原子力災害対策指針を定めております。この指針は、地方公共団体等が対策を円滑に実施することを目的としており、原子力発電所からおおむね30キロメートル以内の区域につきまして、具体的な対策が示されております。

本県は、原子力発電所の立地場所に最も近いところが、えびの市の約54キロメートルでございまして、この30キロメートル以内に位置しておりませんが、再稼働の有無にかかわらず、万一の場合に備えておくことが必要であるとの考え方から、本年3月に、宮崎県地域防災計画の中に原子力災害対策編を新設いたしまして、緊急時の情報の収集あるいは伝達体制などにつきまして、基本的な考え方を盛り込んだところでございます。

なお、原子力規制委員会におきましては、現在、30キロメートルを超える区域につきまして検討が行われておりますので、この状況を見きわめながら、今後、地域防災計画のさらなる改正について検討してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 昨日もこの話題が出ましたけれども、川内原発からの放射性物質拡散をシミュレーション、試算してみますと、風向きによっては、ここ宮崎市内にも拡散します。わかりやすく言いますと、新燃岳噴火のときに多くの地域で降灰があったときのような広がりがあると考えerべきであります。避難計画を含め、整備が必要であることは間違いありませんので、ぜひ検討し、計画を進められるよう要望しておきます。

続いて、県庁5号館の取り扱いについて総務部長にお伺いいたします。

7月23日の総務政策常任委員会では、県庁5号館のあり方について意見を求められたと受けとめていましたが、翌日には地元新聞で、解体後に外装材を再利用する形で整備すると報じられています。そこでまず、5号館取り壊しとなると、現在使用している県文書センター移転の問題があります。県文書センターが保有している歴史的価値のある公文書が、空調設備等の整った安全な場所に移転する計画はどこまで進んでいるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（成合 修君） 文書センターとなっております5号館のあり方等につきましては、ことし11月策定予定の防災拠点庁舎整備基本構想の中で、そのあり方、方針を決定することとしております。その前提で、5号館から文書センターが移転する場合の取り扱いについて答弁させていただきます。

文書センターが保有しております歴史資料として価値のある公文書は、明治初期からの貴重なものが系統的にそろっておりまして、御指摘のとおり、欠落が少ない等の理由で、全国的にも高い評価を受けているところでございます。このため、かけがえのない公文書等を保存する文書センターのあり方などを検討するプロジェクトチームを庁内に先月立ち上げまして、現在、移転先の選定、移転方法等について検討を重ねているところでございます。文書センターが、これまでどおりその役割を十分果たせるように、移転先での公文書等の適切な保存、管理体制の構築などに努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 今のお話でいきますと、県庁5号館の解体、外観の一部を保存するというこ

とは、11月の基本構想の中で決めていくということで、そういう説明だったかと思います。総務部長にお伺いしますが、9月3日の新聞では、「5号館を解体し、防災庁舎の一部に」とあり、コスト考慮、よい景観をつくるということで県がコメントしております。外観保存でよりよい景観をつくれる、このことは誰がどのような権限でコメントしているのか、総務部長、お尋ねいたします。

○総務部長（成合 修君） 常任委員会の翌日に一部報道されたことは承知しております。今回の保存方法につきましては、基本構想の中で11月下旬に最終的に決定しますが、5号館のあり方につきましては、現在のところ基本的な方針ということで、7月23日の常任委員会の中で——今回の防災拠点庁舎の整備が非常に重要なプロジェクトということでございまして、防災拠点庁舎の整備の問題が始まって以降——県議会のほうにまず御説明をし、幅広く御意見をいただきながら、各種の検討をしてきたところでございます。今回の件につきましても、まず常任委員会に御報告し、幅広い御意見をいただき、さらに検討を現在進めているところでございます。

○有岡浩一議員 余り納得できる形ではないんですけれども、我々、総務政策常任委員会の中で説明をいただきました。しかし、他の議員に対しての説明もなければ、県民に対する5号館取り扱いについての意見を聞く場面もないということではありますが、5号館を取り壊す、解体するということに対して、知事は了解しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘の5号館であります。今の県庁本館より古い昭和元年の建物でありまして、特に外観は特徴的で、本館やク

ス並木と一体となった非常に美しい景観を創出しているものというふうに考えております。歴史的、景観的価値のある建物というふうに受けとめておるところでございます。

今回の保存方法につきましては、現在の建物の材料をできるだけ再利用して復元するというものでありまして、貴重な建物を生かし、その価値を現代的な状況の中で高めるための手法ということで、これは全国的にも導入されて具体的な事例があるものでございます。5号館を今後も保存し、有効に活用していきたいという強い思いから総合的に検討した結果であり、私としても適切な保存方法であると考えておるところでございます。

○有岡浩一議員 取り壊すということは、もう復元できないということを理解していらっしゃるのかどうかわかりませんが、一部使うとかいう考え方で今回対応されるようです。そこで、一つ考えなきゃいけないのが、宮崎市の景観重要建造物であるということで、県庁本館、県庁5号館については、先月の宮崎市の景観審議会の中でも話が出ましたし、その意向としましては、残せるものは残してほしい、しかし宮崎県の所有だということで宮崎県のほうにお願いするしかないということでした。

景観に対する取り組みとして、平成16年に景観法ができて、本県も景観行政団体になっています。平成19年4月には基本方針として、歴史的な建築物や建造物の景観として県庁本館、県庁5号館を明示しています。忘れていらっしゃる方がいらっしゃるかもしれませんが、県民の財産としての旧宮崎農工銀行、県庁本館の保存というものを真剣に考えた上での結論なのか、大変危惧しております。どこの場面で5号館を解体するという結論が出せたのか。私

は、本来は審議会等で審議するというスタンスがなければいけないと思っております。そういう形式をとっていない本県の取り組みについて大変疑問を持つんですが、総務部長、こういう審議をする場面はなくてよかったのか、お尋ねいたします。

○総務部長（成合 修君） 5号館の歴史的、景観的な価値につきましては、議員から御指摘のありますように、本県に現存する数少ない近代建造物であるということで、当時のれんが調やルネサンス様式の装飾外観が特徴的でございまして、本館と一体となって楠並木通りと調和した景観を形成しているというふうに十分認識しているところでございます。

しかしながら、防災拠点庁舎の整備に当たりますと、外来駐車場敷地を有効に使うためにさまざまな検討を行いました結果、5号館の調査をいたしました。そして、構造体、部材に著しい劣化があること、今後、多額の改修費用が必要になること、また外観的には当時の面影を残しておりますが、内装の半数以上を撤去していること等々ございまして、歴史的、景観的価値を踏まえて、できる限り保存活用するというところで検討してきたところでございます。防災機能の十分な確保、コストの抑制、さらには日本庭園やクス並木との一体感、保存後の利活用を考えたものでございまして、仮に11階建ての防災拠点庁舎が北側に建ちますと、楠並木通り側から見ると全て建物が隠れてしまう、そういったこともありまして、5号館の解体後、内装・外装材の再利用を図り、防災拠点庁舎と一体的に整備、復元することにより、クス並木と日本庭園が一体となった景観を形成できるのではないかということで、現在の県の基本方針としております。

また、この基本構想につきましては、今議会の常任委員会で素案を御報告後、パブリックコメント等を実施するとともに、建築あるいは造園、そういった専門家等々の方々の御意見も幅広くお伺いしながら、最終的な決定をしたいと考えております。

○有岡浩一議員 私は総務政策常任委員会で、どれぐらいの費用が今後かかってくるのですかと申し上げましたが、5号館を取り壊すことによって、文書センターの移転費用、そういったものを概算で出していらっしゃればお尋ねいたします。

○総務部長（成合 修君） 文書センターの移転につきましては、現在、先ほど申し上げましたように、プロジェクトチームで検討しておりますが、移転先によってその費用は変わってまいりますし、改修工事にどの程度かかるかということは、さまざまな案を今後考えながら、検討してまいるということになっております。

○有岡浩一議員 費用的な問題が説明できない状態ではなかなか議論が進まないということを常任委員会では申し上げましたし、例えば日本庭園のこちら側が駐車場として利用できないのか検討してほしいということを申し上げましたが、検討されたか、お尋ねいたします。

○総務部長（成合 修君） 日本庭園でございまして、昭和45年に整備されておまして、樹齢300年を超えるヤマモモの木など貴重な樹木も植栽されているところでございます。防災拠点庁舎の基本方針におきましては、将来的な県庁舎のあり方等をイメージする中で、日本庭園については現在のままでできる限り保存することとしたところでございまして、5号館移転を想定した場合にも、日本庭園の活用については検討を行っていないところでございます。

○有岡浩一議員 私も日本庭園のほうに入ってみました。必要ないとは言いません。しかし、どれほどの活用がされているのか。5号館については、取り壊すことによって価値が半減する、そういう現状がある中で、日本庭園の見直しを常任委員会ではお願いしたわけです。それが検討していただけないということであれば、再度要望しますが、まず日本庭園があの状況で子供が入っても危ない、高齢者、車椅子も入らない。その日本庭園をどれほど活用する計画があるのか、そういったことも踏まえて、再度検討していただくことを強く要望して、この質問を終わりたいと思います。

幾つかのお話をさせていただきますが、広島県の文書館に行っていました。宮崎県の文書センターの2倍ほどの敷地を持った文書館でしたけれども、それでも手狭になっているという現状でありました。戦時中に公文書の貴重なものは疎開をしていた。しかし、戦後それを集めて管理することができなかったために、結果的にはその貴重な資料が紛失したり、残っていなかったというのを、反省としておっしゃいました。

今回の文書センターの移転におきましても、慌ただしく引っ越しをしなきゃいけない現状で、そういった貴重なものが紛失したり傷んでしまうことがあってはいけないということの一つ申し上げますし、そうならないための準備をどれほどできるのか、プロジェクトチームにこういったメンバーが入っているかわかりませんが、やはり慎重にやらないと取り返しがつかないものです。防災拠点庁舎は100億、予算が組めました。できます。しかし、それ以外のものは、なくなった時点でもう戻ってこない。そういう貴重なものを管理するという意識がなけれ

ば、こういった資料は残していけないというふうに思っています。

先日、昭和天皇の話がありましたが、資料を残していくための努力をしなきゃいけないということで、昭和天皇実録の中でも拝聴録がなくなっていたということで、この中で、公文書が国民の財産だという意識が未成熟だというコメントが書いてあります。公文書というものが宮崎県の財産であるという価値観を持って取り組んでいかなければ——安易に取り組んで後々の貴重な資料が紛失する、なくなるということは避けなきゃいけない。そういうリスクを負わないためにも、日本庭園も含めて検討することが必要ではないか、今、慌てて引っ越しすることのないようにすべきではないかというのが私の見解です。

また、こういった貴重な資料、貴重な建造物を残すためにはどういう手法があるのかということで、紹介させていただきたいと思います。大阪市の中央公会堂は国の指定を受けております。また、持続的な資金を集めるということで、熊本城では1997年から新一口城主制度で20億円の寄附を集めている。全国から小口の資金を集めるアイデアを出して、このような資金を集めるような取り組みをやっています。

やはり宮崎県においても、今後、県庁本館をどうするのか、これも議論しなきゃいけない。今から取り組んで、10年、20年先に耐震ができる、そういった知恵を絞っていかないと、こういったものは残せない。傷んで補修が大変だ、莫大な費用が要る、だから壊さなきゃいけない、そういう議論があってはならない。どうやって残すかを今から準備していかなきゃいけない、そういう知恵を絞っていただくことを強く要望しておきます。

それでは、4番目の移住促進とワンストップ支援についてお尋ねいたします。

高知県では、平成22年12月から人口問題対策プロジェクトチームを立ち上げ、提案を行っています。その中でも、「高知県は、ひとつの大家族やき。」「高知家」としてインパクトのある移住促進をし、昨年が270組で、年々増加しております。県外からの移住者500組以上を目指して現在も取り組んでおります。本県の移住促進への取り組みと現状について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 本格的な人口減少社会を迎え、本県においても、高齢化や人口減少による地域活力の低下が懸念される中、移住の促進により県外からも人を呼び込むということは、コミュニティーや産業の担い手となる人材を確保し、地域活力の維持増進を図る上でも大変重要であると考えているところでございます。

こうした観点から、県では、移住情報ガイドブック等による情報発信、都市部での移住セミナー、相談会の開催など、本県の魅力をPRするとともに、市町村が実施する移住促進に向けた取り組みへ支援を行うなど、各種の移住施策に取り組んでいるところでございます。

これらの取り組みの結果でございますけれども、「未来みやざき創造プラン」における目標といたしましては、平成23年度から4年間で200世帯を掲げておりますが、平成23年4月からことし7月までの間で197世帯の移住が実現しているという状況でございます。

○有岡浩一議員 高知県の場合は昨年が270と申し上げましたが、その前が100台、今後500を目指すということで、やはり県の姿勢が問われて、そういう県の姿勢がそのまま数字にあらわ

れてきていると思うんです。そういった意味で、高知県の取り組みについてもう少し紹介したいと思いますが、第2期高知県産業振興計画をつくっております。移住政策も結果的には産業振興なんですね。そういう意味で、農業の分野もありますし、産業にはそれぞれの分野がございます。そして、ワンストップ支援という表現で市町村と県とのパイプ役をとったり、そういう取り組みをしております。積極的に移住施策について取り組んでいるわけですが、本県においても、例えば市町村が持っている空き家バンク、これは一つ一つの市町村では大変少ない数ですけれども、県内全域で情報を共有することで、安心して相談できるワンストップ支援窓口が検討できるのではないかと思います。そのことについて見解をお伺いいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 御紹介いただきました高知県を初めといたしまして、各県が今、移住の促進に向けた取り組みを強化しております。地域間の競争が大変激化しているという認識でいるところでございます。

このような中で、本県といたしましても、県、市町村、関係機関が一体となった組織づくり、都市部住民へのより直接的な働きかけ、また移住された方のその後のフォローアップの充実など、移住者の視点に立った各種施策の強化を検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。今後とも、地域間競争の激化などの現状や課題をしっかりと見据え、人口減少対策の柱の一つとして、移住の促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 福島原発の関係で宮崎に住まわれている方々から、宮崎県から大変いろんな支援をいただいてありがたいという声を聞いて

おります。要は、来られた方が満足する、またフォローアップしてしっかりと助ける、そういった形をつくるのが、宮崎県は安心して住めるところだという宣伝になりますし、そういう取り組みができるように、ぜひワンストップ支援サービスといったものを検討していただくことを要望して、次の質問に参ります。

橋梁工事について県土整備部長にお伺いいたします。

アセットマネジメント導入により橋梁の長寿命化が求められていますが、今後100年間のコスト削減が試算されております。要は、点検、診断、補修工事の一連の作業が必要となり、地元業者育成の観点からも積極的な研修の導入が必要と考えますが、現在どのような取り組みを行っているのか、お尋ねいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県管理の橋梁につきましては、議員のお話にありましており、アセットマネジメントを導入し、平成22年度に策定しました長寿命化修繕計画に基づき、点検、診断、補修工事を実施しており、そのうち点検業務や補修工事につきましては、原則、県内業者に発注しているところです。

診断業務につきましては、橋梁の健全性や劣化状態を正確に判断する高度な技術力が求められますことから、経験が豊富な県外業者に委託してきたところでありますが、県内企業の技術水準の向上を目的としまして、今年度から、県外業者と県内業者から成る共同企業体による診断業務にも取り組むこととしております。さらに平成24年度からは、診断の専門的な知識を習得することを目的に、県、市町村の職員や民間コンサルタントなどの県内技術者を対象とします診断講習会を実施しているところであり、これまで年間100名程度の方が受講されておま

す。県といたしましては、県内業者のさらなる技術力向上は重要な課題と認識しておりますので、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ぜひ、県内業者の育成という観点から取り組んでいただきたいと思っておりますし、知事が掲げる人財づくり基金も持っておりますので、人材づくりにはどんどん手を挙げて提案していただきたいと思っております。

次に、総務事務センターの契約の現状についてであります。このことについて26年度の契約において業者の機器の保有状況を確認したことによって、現状が見えてまいりました。何度もこの件を取り上げまして、下請に出すだけの技術ではなく、これからは技術で勝負できる業者を育成することが必要であります。ほかの分野ではございますが、県外の安い事業所に発注したほうが利益が出るというようなことがあってはなりません。地元業者育成を課題として取り組んでいただくことを申し上げ、この質問はこれで終わりにさせていただきます。何度も何度もこの質問をしたことで、一つの改善策がとられたというふうに理解しておりますので、この質問はこれで終わらせていただきます。

次に、7番目の農地中間管理事業についてお尋ねいたします。

本年度からスタートした農地中間管理事業について、本事業の目指す本県農業の姿について県の基本的な考えを、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農地中間管理事業は、担い手の高齢化が進む中で、離農や経営規模縮小のために農地を貸したい方が、安心して農地を預けられる制度となっております。また、農地が分散しているために農地を交換し

てまとめたい担い手や、新規就農のために農地を借りたい方などを対象に、まとまった農地を機構が貸し付けることができることから、さらなる規模拡大や作業の効率化を図る上で大変有効な制度であると考えております。

県といたしましては、まとまって農地を流動化させるには地域の話し合い活動が不可欠であることから、地域の担い手と農地利用の将来ビジョンである「人・農地プラン」を基本といたしまして、地域集積協力金等を活用しながら、農地を借り受ける担い手の生産対策や、出し手と受け手の双方にメリットがある、宮崎の実情に応じた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 大きな農地政策の転換に当たりまして、出し手と受け手の双方にメリットがあるということをなかなか理解できない現状があります。さらに、いろいろな制度が変わる中で農家の方たちがその変化についていけない、それほど次から次に改革が進められる現状であります。そこで、この制度が理解されない中で、中には農地をとられるんじゃないかというイメージになってしまう方もいらっしゃるようです。そういった意味で、本制度の内容をどのように関係者に周知して、この制度を実のあるものにしていこうとされているのか、再度、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 現在、農地中間管理機構であります宮崎県農業振興公社のホームページや、市町村の広報紙等で情報発信を行いますとともに、集落リーダー研修会などのさまざまな機会を捉えて、制度内容等の周知活動を展開しているところであります。さらに、本制度を実際に活用した取り組み事例を早期に取りまとめ、具体的に紹介していくことが、本

事業の推進を図る上で極めて重要であると考えております。このため県では、旧市町村ごとに、本制度を先行して実施するモデル地区を選定いたしまして、「人・農地プラン」の見直しに向けた話し合いとあわせて、モデル地区での課題の抽出や事業の検証を十分に行いながら、各地域の実情に応じた取り組みを進めているところでございます。

○有岡浩一議員 ぜひ、こういった新しい取り組みですので、農業委員の方たちにも理解をしていただきまして、農家の方同士でそういう情報を共有できる形、そして今、部長がおっしゃるように、モデル地区を参考にしながら、しっかりと理解していただきまして、5年、10年のスパンで取り組む事業ですので、しっかりと地に根をおろした活動をしていただくよう要望して、次の質問に参ります。

木材の有効活用についてでございます。

私は、先月、オーストリアのウィーンに行つてまいりまして、CLT建築でつくられたショッピングセンター等を見てまいりました。木材の活用が盛んで、高速道路の防護壁や住宅などに生かされています。木材の利活用の大変すぐれた国でありまして、そういった意味では、杉の生産量日本一の本県においても、B材の活用策としてCLT（直交集成板）を検討すべきと思われますが、環境森林部長に見解をお伺いいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 丸太には、A材、B材、C材という区分がございますが、この区分は、丸太の曲がりぐあいで区分しております。わかりやすく申しますと、丸太を転がしたときに、ころころと転ぶのがA材、ごろごろと転ぶのがB材でございます。ごろんと転ぶのがC材というふうに覚えておい

ていただければと思います。

質問にありましたB材でございますが、本県では家の柱としてなかなか使えないということで、集成材、板材として加工されておりまして、今後増加が見込まれます大径化したB材の需要先として直交集成板、いわゆるCLTへの活用が期待をされているところでございます。CLTにつきましては、現在、国におきまして、建築基準法に基づく基準の策定に向け動き出しておりますが、その施工方法など解決すべき課題が幾らかありますので、県では、都城の木材利用技術センターにおきまして、県産杉を活用したCLTによる建築構法の研究開発などに現在取り組んでいるところでございます。

○有岡浩一議員 たびたび高知が出てまいりますが、高知県ではCLTのパネル工場の整備も計画に上がっております。そういった意味では、B材の活用策として、また県外に流出するものをとどめるという視点からも、早急にこういった計画をとりながら、民間と連携しながら、CLTの研究にしっかりと取り組んでいただくことを強く要望しておきます。

次に、木質バイオマス発電の燃料となる林地残材についてお尋ねいたします。木の宿場、林地残材収集運搬システムというのがありまして、今、中国地方等でよく聞かれる名前ですが、四国でも早くから取り組んできた方法です。木質バイオマス発電の燃料となる林地残材などの確保に向けて、他県で行われている林地残材収集運搬システムを県内に広く取り組む考えはないか、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 現在、県内では、5カ所の木質バイオマス発電施設の建設が進められておりまして、林地残材の利用に向けた動きが本格化しております。このため県で

は、事業者等の関係者への助言や情報提供を行うとともに、施設整備への支援を行っているところであります。また、今年度から、御質問にありましたように、山元、いわゆる森林所有者に直接、所得を還元するために、森林バイオマス地域再生事業により、それぞれの林家が林地残材を中間土場まで収集運搬し、それを森林組合等が発電施設まで運搬する新たな仕組みづくりも、全県下で進めているところであります。今後とも、林地残材を含めて木材の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 A材、B材、C材全てが活用されることによって、木材価格の安定化、そして有効利用になると思います。木に親しんだ宮崎県でございますので、木を有効に活用することのできる宮崎県として取り組んでいただくことを強くお願いしておきます。

9番目の平和教育と観光についてでございます。

まず、観光という点で紹介させていただきますが、ウィーンの市庁舎前に広場がございますので、そこで行われている映画祭、フィルムフェスティバルというのが先日ございました。これは、2カ月の間、毎日、大型スクリーンにオペラやコンサート、バレエなど、それぞれのフィルムを放映するのですが、無料で見れるということで、多くの方が来られていました。来られた方は、地元の方もいらっしゃいましたが、やはり観光客が自由に来られるという場所で、みんながそこに集まって、フィルムフェスティバルの映像を見るだけではなくて、そこにB級グルメがたくさん並ぶことによって、みんながそこに集まって祭りを楽しむ、そういう雰囲気が出ていました。私は1日しか行きませんでしたけれども、それを毎日2カ月間取り組む、そう

いう姿を、ぜひ宮崎県でもできないだろうかというふうな気持ちで見えてまいりました。周辺がうるさくて困るとか、そういう発想じゃなくて、みんなが集まって、そこでひとときを楽しむ、外国の方が来られて、そこで楽しんでもらうような、旅行者を楽しませる、そういう土壤がありました。

そういった意味では、宮崎県に来られた方が市内に出るときに、宮崎に行ったらフィルムフェスティバルというのがあるよ、その時期だったらあれを見に行ったらいいよと、そういうものを企画していくような場所として、この県庁周辺を活用できるんじゃないかなというふうに期待しております。そういった意味で、以前も申し上げましたが、若い職員はどんどん国内だけでなく海外にも行って、いろんな活用できるようなものを見て吸収してきてほしいなと思っていますし、若い職員を育てて、自分が在職中に何とかこういうことをやってみたいという夢を持って職務に専念できるような、そういう環境をつくっていただきまして、宮崎の基礎をつくっていただきたいと思っています。

それでは、観光についての質問をさせていただきますが、これは商工観光労働部長にお尋ねいたします。教育旅行の新たな展開策として一つの例で紹介しますと、定期路線のない、地域でいいますと宮崎県と宮城県、こういったところをチャーター便などを活用して「宮宮交流」として相互に交流し、体験型教育旅行の磨き上げや、社会人になってからもずっと交流し合えるような、そういう旅行を促進する取り組みは考えられないのか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 本県におきましては、平成2年以降、減少傾向にありま

した教育旅行の受け入れを、まずは着実に回復軌道に乗せるべく、各地からのアクセスや予算等の基準を考慮しまして、関西・中国地方や北部九州などを主なターゲットに、ニーズが高まっております体験・交流型の素材を柱にした誘致活動に取り組んできております。このような中、近年、宮崎市や北霧島地域を中心に受け入れが増加してきているなど、これまでの取り組みが実を結び始めたところであります。県といたしましては、受け入れの定着・拡大に向けまして、引き続き、農家民泊やマリンスポーツ体験などに重点を置いた素材開発、磨き上げに取り組みますとともに、新たな市場の開拓、掘り起こしに向けた調査研究にも努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 次は、関連質問を西村議員にお願いいたします。

○福田作弥議長 通告がありますので、関連質問を許します。

なお、発言時間は、主質問者の質問時間の範囲となります。西村議員。

○西村 賢議員 教育委員会に質問いたします。教育旅行として最も多いテーマの一つに、戦争遺産や平和を学べる施設を訪問するものがあると思いますが、まず本県から他県への教育旅行の行き先として、鹿児島県の知覧特攻平和会館もしくは長崎や広島原爆資料館等があると思います。私は文教警察企業常任委員会に属しておりますが、先月は沖縄県営の平和祈念資料館を訪問いたしました。非常に日程が詰まっておりましたので、ゆっくりと見学はできなかったんですが、沖縄戦の非常に悲惨な状況がわかりまして、その恐ろしさが伝わってくる施設でもありました。先日、南九州市の知覧も訪問してまいりましたが、知覧という地域は、御

存じかと思いますが、特攻基地があった地域でもございます。

現在、我が国は周辺諸国との緊張関係が続きまして、また国内でも集団的自衛権の議論等によって、国民の中にも、いざ戦争へ近づいているんじゃないかという危機感を持たれている方もいらっしゃると思います。また、テレビ番組等々では非常に過激な発言をされる方もおりますし、ヘイトスピーチのような、また別の民族間の問題もございます。

私は、このような状況下では、しっかりと子供たちに戦争への歴史や悲しさといったものを引き継いでいくことが重要ではないかと思いますが、来年はちょうど戦後70年に当たります。20歳で戦争を終えた方々がもう90歳になる年になりました。戦地に赴いた方々、また戦争を体験した方々も徐々に少なくなってきました。平和学習、平和教育がますます重要になっていると思いますが、まず教育委員長に平和学習についての考え方を伺いたいと思います。

○教育委員長（齊藤和子君） 日本は、現在は平和な国ですが、それは、過去の戦争体験を踏まえ、平和な国づくりに取り組んでこられた方々の真摯な御努力によるものであり、これからの社会を担う子供たちには、平和の大切さやありがたさについてしっかりと学んでほしいと考えております。

先日、五ヶ瀬中等教育学校の生徒が、平和についてのスピーチコンテストにおいて最優秀賞に輝いたニュースが報道されました。その生徒は、実際に戦争を体験された方にお話を伺ったり、自分で文献調査を重ねたりしながら、平和の大切さについての学びを深め続けてきたそうです。このように、今の時代に生きる子供たち

にも、過去の戦争から学び、みずから考えることで平和のとうとさを強く実感してもらい、ぜひ、世界の平和や人類の幸福に貢献していこうという気概を持つ人材に育ててほしいと願っております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

先日、会派で勉強会を行いまして、竹田恒泰先生をお呼びいたしまして、宮崎市で約300人の県民の方々と話を聞く機会がありました。その中でも竹田先生から、過去の戦争で多くの日本人が犠牲になられたが、日本人は犬死にしたわけではなくて、多くの日本人の命を守り、また日本を守り、そして日本人の誇りを守ってくれたという話がありました。こういう話を聞くと、右系の話だとか、そういうふう聞きがちになるんですけれども、やはり一つは、平和教育、平和学習とばかり言ってしまうと、時には自虐史観のように昔の日本人は悪かったと言いがちになってしまいます。それも教育の一環として必要な場合もあるかもしれませんが、やはり平和教育は、戦争の悲惨さというものを伝えながら、また自虐史観にならないように、近代史で日本がどのような立場に置かれていたのかということをしつかりと教えていかなければならないと思います。今、県内の小中学校における平和学習としてどのような取り組みがなされているのかを、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 平和のとうとさについて小中学生のうちから学んでいくことは、平和で民主的な国家や社会を築いていこうとする心を育てる上で、非常に大切なことだと考えております。小中学校では、例えば小学校の社会科において、空襲の悲劇や原爆の悲惨さなどについて具体的に調べたり、中学校の社会科において、近現代の歴史もしっかりと学びながら、

我が国が掲げる平和主義の意義について理解を深めたりするなどの学習を行っております。また、道徳教育を通して世界平和に貢献する心を育むとともに、修学旅行などの学校行事、さらには総合的な学習の時間などにおいて、実際に戦争を体験された方から直接、講話をいただいたり、戦争の悲惨さを伝える映像資料などを活用したりしながら学びを深めるなどして、さまざまな機会を生かし、平和学習に取り組んでいるところであります。

○西村 賢議員 今、教育長の答弁の中にはございませんでしたが、我々が子供のころに受けた歴史の授業よりも、今の子供たちのほうが40時間ぐらい、近代史を学ぶ時間がふえたと聞いております。そういうことを踏まえながら、近代史というのは非常に重要だと思いますし、平和学習にもつながるものでありますから、ぜひとも教育委員会としての取り組みを今後ともお願いしたいと思います。

続けて、教育長に再度質問いたしますが、今の答弁でも、各学校もしくは市町村の教育委員会、それぞれの取り組みに任せているところもあると思います。私も先日、宮崎空港隣の特攻基地慰霊碑などを見に行きました。赤江地区の子供たちは、そこを訪問して平和のとうとさを学んだりするということが聞きましたが、逆に、その地域以外の学校に通っている方は、あそこを訪問する機会も非常に少ないということも聞いております。そのようなことも踏まえまして、県の教育委員会から各市町村に、こういう施設があるから見に行つてはどうですかとか、もしくは来年は70年目の節目に当たりますから、こういう教育にもっと力を入れましょうといったような、県教育委員会からの平和学習の方針というものは打ち出せないものか、お伺

いをいたします。

○教育長（飛田 洋君） 今お話がありましたように、来年は戦後70周年の節目の年でもありまして、平和的な国家社会の実現に向け、戦争や原爆を体験したことのある我が国の歴史や現代の世界情勢など、さまざまな視点から学びを深める必要があると考えます。

我が国の教育の一番のよりどころとなっている教育基本法の冒頭に、教育の目的が示されておりますが、教育の目的として、平和で民主的な国家や社会の形成者として必要な資質の育成を目指すということが、まず掲げてあります。学習指導要領にも、そのことを受けて具体化するための平和学習に関する資料が示されているところであります。県教育委員会といたしましては、先ほど申し上げました教育基本法などの趣旨を十分に尊重し、県立学校、市町村立学校それぞれの学校で平和学習がさらに充実するよう、積極的に指導してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。ますます教育における平和学習は重要になると思いますので、ぜひともその充実をお願いしたいと思います。特に来年の70年という節目を重く受けとめていただきたいと思います。

次に、福祉保健部長にお伺いをいたします。本県出身の戦死者も、満州事変以降、約3万6,000人とも言われております。宮崎市内には遺族会館内に県平和祈念資料展示室や護国神社の遺品館といった、遺品などを展示しているところがございます。県平和祈念資料展示室では約2,000点を収集し、その一部、300点を展示しております。そのことも踏まえ、私も訪問して話を聞いてみましたが、その遺品は非常に年月がたち、管理が難しくなっている。もしく

は親の世代までだったら必死に形見としてとっておいたものが、祖父の時代とか、2代、3代と離れてくると、もう持ち切れなくなって、持ち込まれる方が非常に多いということを知りました。今になって、祖父祖母が亡くなって持ってこられる方が多いということもあります。これらの戦争遺品というものは非常に価値があるものでありますし、今後ともそれを保存していかなければならないものであると思います。

先ほどお話も出したような、知覧であったり沖縄の平和祈念資料館にも、多くの遺品が展示されておりました。また、別の視点にもなりますが、遺族会館は今、非常に小さい施設ですが、年間訪れる方が昨年で952人、約1,000人弱であります。知覧は、いろんな映画の影響もあってか、ことしの1月から4月の4カ月間で18万4,000人と聞いております。比べるにも余りにも次元が違いますが、決して交通アクセスもいいところに建っているとは思いませんでした。申し上げたような大型の平和祈念施設というものをつくるのは難しいかもしれませんが、本県の戦争遺品や平和の拠点となるような施設を県は整備することができないのかを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 戦没者の遺品等の展示につきましては、戦争の悲惨さや平和のとうとさを考える上で大変重要でありますので、お話にもございましたが、県では平成13年度に、遺族会館内に平和祈念資料展示室を整備いたしております。この整備に当たりましては、平成10年度から3カ年かけまして、県内の戦没者の遺品を約2,000点収集し、この中から専門家の意見も踏まえ、千人針、軍隊手帳、遺書など展示価値の比較的高い300点を選定し、常設展示しているところでございます。こうした経

緯や現状等もあり、お尋ねの、新たに施設の整備をすることは難しいと考えますが、管理等の問題などさまざまな課題があることも承知しております。いずれにしましても、戦争体験を適切に継承するという観点に立ちまして、今後、より多くの県民の皆様に御利用いただけるような方策について、関係者等と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 最後に、知事にも感想を伺いたしたいと思います。いろんな平和祈念施設——もちろん広島のお出身でありますから、広島原爆資料館等々もお詳しいかと思いますが、やはり宮崎県内にも太平洋戦争のときには多くの特攻基地がありましたし、確かに宮崎からも多くの特攻兵の方が出られた過去もあります。当然、県内にも空襲に遭われた地域もあったと思いますし、そういうものをしっかりと次の世代に残していくというのは非常に重要じゃないかなと思いますが、知事の御感想を伺えればと思います。

○知事（河野俊嗣君） 一連の御質問、大変重要な御指摘をいただいております。ことしの8月15日、県内の戦没者の追悼式に参りまして、ことしは終戦69年、来年が70年ということに思いをいたすとき、31年後は100年という時を迎える。そのとき私自身もいるかどうか分からない。ましてや戦争を直接体験された方というのは本当に少なくなっている状況の中で、それをどういうふうに次世代に伝えていくのか。私自身は直接、祖父母、また両親から、呉の空襲の体験の話を聞いたところでありますが、では自分の子供にその話をするかというと、なかなかしない部分があるわけでございます。ただ、そのように直接体験、また二次体験

といますか、それがなくなっても、今御指摘がありましたような遺品でありますとか、いろんな体験談をいろんな形で伝えることは大変重要ではないかという思いがしております。

今、平和祈念資料展示室のお話もございました。それ以外に、そこにあります遺品を例えば図書館のロビーで、ことしも従軍カメラマンの写真とあわせて遺品の展示なども終戦の日の前後に行ったところがございますし、インターネットでのそういう情報提供なども行っております。今後、いろんなそういう工夫を重ねることにより、いかに伝えていくかということ、これからも工夫してまいりたい、そのように考えております。

○西村 賢議員 重ねて申しますが、70年という来年、その節目をやはり一つの節目として大きく生かしていくことが重要であると思っておりますし、先ほど言ったように、遺品というものがあふれているのであれば、例えば各小学校の空き教室であったりとか、児童が減って教室の使われないところがあれば、そのスペースを利用したりすることでも非常にいい使い方があるのではないかなと思います。これは各部各課にまたがることですから、ぜひとも全体で検討していただければと思います。修学旅行の誘致にも非常に効果があるんじゃないかなと。宮崎から出ていくばかりではなくて、宮崎にも来てくれるのではないかなという期待も込めておったんですが、また今後とも検討していただければと思います。

以上で関連質問を終わります。

○有岡浩一議員 代表質問を終わらせていただきます。(拍手)

○福田作弥議長 ここで休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時39分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団、重松幸次郎でございます。

公明党は、本年11月17日に結党50年を迎えます。これまでの温かい御支援に心から感謝申し上げます。これからも地域に根を張り、県勢発展のために一丸となって働いてまいります。

そして、平和の党・公明党として申し上げます。本年7月1日に、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の閣議決定がなされ、今後の基本方針が示されました。我が党の山口那津男代表はこれを受け、国会内で記者会見し、大要次のように述べました。

「我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応して、国民の命と平和な暮らしを守るために、切れ目のない安全保障に関する立法措置の方向性が明確になり、この閣議決定は非常に大きな意義があります。この中で最も大事なことは、平和主義という憲法の柱を堅持し、憲法9条のもとで許容される自衛の措置の限界を示しました。すなわち、専守防衛はこれまでと全く変わらず、今後も貫かれるということであり、与党協議での公明党の役割は、従来の政府の憲法解釈との論理的整合性、法的安定性を維持し、憲法の規範性を確保する役割を果たすことができました。憲法9条に関する政府の基本的な見解のベースとなる1972年見解の基本的論理を維持したことが、論理的整合性を保つ上でポイントだと思います。つまり、外国の防衛

それ自体を目的とする、いわゆる集団的自衛権は今後とも認めない。憲法上許される自衛の措置は、自国防衛、つまり国民を守る目的のみに限られる。いわば個別的自衛権に匹敵するような事態にのみ発動されるとの憲法上の歯どめをかけ、憲法の規範性を確保したと考えます。

これまでの政府の憲法解釈の基本的論理は維持されたことから、憲法9条に関し、この基本的論理を変える解釈変更はできないとして、その限界を示したということ。つまり、その場合は憲法改正が必要だということを明確にしたということであります。

今後の取り組みとしては、国会審議などを通じて、国民の皆様にご理解いただけるよう、さらに説明責任を果たしていく。抑止力の強化と並んで、外交力の強化が重要な柱であり、党を挙げてこの点に力を尽くしていきたい」と、このように述べました。

この点について、憲法・防衛法が御専門である三重中京大学・浜谷英博名誉教授は、「日本を戦争のできる国にするものだ」という批判があるが、憲法の掲げる平和主義の理念は全く変わっていない。むしろ、その理念を今この時の国際安全保障環境に合わせて具現化し、自衛の措置がどこまで認められるのかという限界を示したのが今回の閣議決定だ」と、高く評価されており、このほかにも多くの識者から賛同のメッセージが届いております。

再度、山口代表は、「日本の置かれた現状を直視して、国民の心配も真正面から受けとめながら、どう憲法の柱を守り、歯どめをかけるか、これを現実に行う公明党の平和の党としての役割は重要だ」と強調しております。

憲法の平和主義を堅持し、これからも公明党は「大衆とともに」の立党精神を胸に、次の50

年を目指して、大衆福祉と平和のために全力で戦ってまいります。

それでは、質問に入らせていただきます。知事を初め、執行部の皆様の明快な御答弁をお願い申し上げます。

9月3日、第2次安倍改造内閣が発足しました。経済最優先でデフレからの脱却に向けて、ベテランと中堅、そして歴代最多に並ぶ女性5名の入閣で、バランスを重視した体制ですが、単刀直入、知事に、今回の安倍改造内閣に対する率直な感想と期待するところをお伺いいたします。

以上で壇上の質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

新内閣に対する感想と期待についてであります。このたび発足された安倍改造内閣におかれましては、私ども地方の暮らしに密接にかかわる「地方創生」というものを非常に重要な課題として掲げられ、地方創生担当大臣が新設をされましたことや、女性が積極的に登用されたことなど、総理が目指される「元気で豊かな地方の創生」や、「女性が輝く社会の実現」に向けた姿勢や意気込みというものが明確に示されたものと考えておるところでございます。また、太田大臣を初め、重立った閣僚が残留をされたところでございますが、実はここ1年の間に宮崎を訪問され、私も直接、御挨拶をし、また宮崎の実情を話をさせていただくことができた大臣が何人も残っておられるということは、大変心強く思っておるところでございます。また、先日、たまたまではございますが、組閣後、羽田空港で太田大臣にお会いする機会があり、今後ともぜひよろしくお願ひしたいという

ことを申し上げたところでございますが、これまでの経緯というものを十分踏まえていただいた上で、それぞれの分野において御活躍いたください、期待をしておるところでございます。

地方におきましては、経済・雇用対策はもちろんのこと、人口減少問題や少子高齢化対策など、重要課題が山積をしております。新内閣におかれましては、引き続き、本格的な景気回復に向けた取り組みというものを力強く進めていただきますとともに、地方が抱えております人口減少や過疎化、社会資本の整備など、構造的な課題の解決に向けて、地方と十分に連携をしながら、全力で取り組んでいただきたいと思いますところであります。以上であります。

〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。我が党も、「魅力ある地域・支え合う地域・安心な地域・そして活力ある地域づくり」を掲げて取り組んでおります。また、今月1日、第9回九州・沖縄未来創造会議に会派を代表して参加させていただきました。意見交換の中で、「国土のグランドデザイン2050」と題して、将来目指すべき国土の方向性を国交省の方から御説明いただきました。知事は、中長期的な観点から、どのような宮崎を構築されようとしているのか、そのビジョンをお伺いしたいと思いません。

○知事（河野俊嗣君） 本県を取り巻く環境でございますが、少子高齢・人口減少社会の進行による地域活力や生産力の低下でありますとか、地域間競争や国際競争の激化、さらには国・地方を通じた厳しい財政状況など、時代状況が大きく変化をし、また、中長期的に対応すべき課題というものが数多く存在しているというのが認識でございます。

このような課題を見据え、2030年を目標年度とします「未来みやざき創造プラン」の長期ビジョンにおきまして、本県の目指す将来像や、それを実現するための8つの長期戦略を掲げて取り組んできたところであります。その結果、フードビジネスなどの成長産業の育成や、東アジア市場の開拓、さらには、県民の悲願でありました東九州自動車道の宮崎―延岡間の開通など、一定の成果というものを着実に残していただくことができたのではないかと考えておるところでございます。

今後は、こうした新たな成長に向けた動きというものを一層加速化させるとともに、経済・雇用対策や人口減少問題を初めとする構造的な課題に対しまして、宮崎のポテンシャルというものを十分に生かしながら、中長期的かつ戦略的に取り組む必要があると考えております。

私としましては、一つには、急速な人口減少にしっかり歯どめをかけるということ、そして一つには、そのために地域に根差した産業・雇用を育てていくということ、そして、さらには、人のきずなや暮らしやすさといった宮崎のよさを生かして、人々や自然が調和し、ともに生きていく社会をつくるのが非常に重要であろうというふうに考えておりました。これらの施策に全力で取り組み、活力にあふれた宮崎の新時代を築いてまいりたい、そのように考えておるところであります。

○重松幸次郎議員 アジア市場の開拓、または広域連携、活力あふれる宮崎づくりをぜひ進めていただきたいと思います。

さて、今般の知事の政治資金受領の件について、昨日から先ほどまで質問がございましたが、重複は避け、1問だけ。知事は、今回の政治資金受領に関して、県民が納得できる説明が

できたと考えていらっしゃるか、それをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） まず、私の政治団体等への資金提供に関しまして、県議会を初め、県民の皆様にご心配をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。

この件につきましては、定例県議会の冒頭で説明の機会をいただくとともに、これまでの代表質問への答弁や記者会見など、説明責任を果たすべく、真摯に説明をさせていただいたところでございます。今後とも、そのような姿勢というものを貫いてまいりたいと考えております。

政治家である知事として、県議会を初め、県民の皆様との信頼関係というのを大切にしながら、しっかりとした県政運営ができるよう、一層気を引き締めて取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 どうか最後まで説明責任を果たしていただきたいというふうに思います。

それでは次に、投票率のアップの取り組みについてお尋ねいたします。

いよいよ本年12月には県知事選挙、そして来年は統一地方選挙が行われます。これまでも、投票率の低下現象を危惧して、多くの議員から質問がございましたが、政党や政治家が発信力を高める努力をするとともに、有権者が投票しやすい環境整備へ対策強化が求められています。まず、昨年実施された参議院選挙の宮崎県選挙区における全体の投票率と20代、30代の投票率について、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 昨年実施されました参議院議員選挙の宮崎県選挙区における全体の投票率は、49.82%となっております。

そのうち、年代別の投票率につきましては、各市町村の一部投票所から抽出した結果に基づき推計したものでありますが、20代が29.09%、30代が41.79%となっております。

○重松幸次郎議員 このように、年代別、20代は29.09%、20代は3人に1人しか投票に行っていないということでございます。全国平均でも宮崎は下回っているということでございます。全世代の投票率が下がっておりますが、早稲田大学の森川友義教授は、「政策的にも高齢者重視の傾向が強まるなど、国政への影響が著しく低下している。選挙を棄権する若者がふえると、若者にとってさらに不利益をこうむることになる」と警鐘を鳴らしております。青年と女性の活躍、これを成長戦略にもうたっているのは国も地方も一緒でございますが、まずは若者の政治参加意識、ここから取り組まなければなりません。いろんな若者アンケートを見ても、投票に行かない理由はさまざま、投票に行く暇がない、投票所が遠い、政党や議員がよくわからない、住民票を移していない、政治に関心がないなどでございます。さまざまな対策を講じていくことが重要だと考えます。若者の投票率アップに向けて、どのような取り組みを行っているのか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 選挙管理委員会では、若者の投票率向上を図るためにさまざまな取り組みを行っておりまして、昨年の参議院議員選挙におきましては、フェイスブックやツイッター、ユーチューブといった、若者に親しみのある媒体を活用した選挙の情報提供や、県内の大学生で構成する学生選挙サポーターと連携した、大型ショッピングセンターや県内各大学における投票呼びかけなども実施した

ところであります。

また、選挙時以外にも、日ごろから常時啓発に取り組んでおるところでありまして、政治と生活とのかかわりについて若者が意見交換を行う「しゃべり場せんきょ」や、政治や選挙に関し、若者の視点で発表する「わけもんの主張」などを実施しているところであります。

さらに、長期的な観点からは、将来、有権者となる子供たちに、早い段階から政治や選挙に対する関心を持ってもらうことが重要となりますことから、児童生徒を対象とした選挙啓発ポスター・書道作品展の実施や、市町村が行う小学校等への出前授業の促進にも取り組んでいるところであります。

選挙管理委員会といたしましては、今後とも、教育委員会を初め、関係機関等と連携を図りながら、若者の投票率向上に向けた効果的な選挙啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 御答弁にありましたように、今年の参議院選挙から解禁されましたインターネットの活用でございます。ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用で、政党・候補者の訴えや、動画投稿サイトをホームページにアップロードすることが可能になりました。ここでまたもう一つ提案したいのが、期日前投票で、秋田県などは、大型ショッピングセンターなどでも投票が行えるようになったようであります。今後は、本県でも、ショッピングセンターやデパート、また中心商店街でのイベント会場、駅やバスターミナルの広場でも投票ができると便利だと思いますが、期日前投票を他県では大型ショッピングセンターなどで行っているが、本県でも考えられないか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 期日前投票所を大型ショッピングセンター等に設置しようとする場合、施設の協力を得ることはもとより、投票の秘密を守るため、周囲から独立し、必要な設備が設置できるスペースを確保することや、二重投票防止のための選挙人の投票状況を随時確認できるネットワーク環境の整備など、技術的に解決しなければならないさまざまな課題がございます。しかしながら、選挙人が投票しやすい環境を整備していくことは大変重要でありますことから、投票事務を担当する市町村に対しまして、他県における先進的な事例の情報を提供するとともに、課題解決に向け、適切な助言を行ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。既に複数の県でも行われているということでございます。インターネットからの記事には、国政選挙の秋田県での期日前利用率は、2005年衆議院選挙から全国トップを維持、2009年衆議院選挙では倍近くにはね上がり、2位の愛媛県を大きく引き離れたと。県選管は、「他県からもなぜこれほど高いのかと聞かれる。駅やショッピングセンターなど、利便性が高くて人の集まる場所に設置した自治体にその効果があらわれている。制度が広く有権者に定着したようだ」というふうに話しているそうであります。ぜひ御検討いただきたいと思っております。

また、本年6月に憲法改正国民投票法が施行になり、4年後の平成30年6月21日以降に国民投票があれば、18歳から参加ができ、あわせて選挙権年齢や成人年齢の18歳への引き下げも検討されることになりました。若者への政治参加を高めるために、教育機関や行政、民間への情報発信をお願いしたいと思います。

次に、防災対応についてであります。

東日本大震災から本日9月11日でちょうど3年6カ月になりますが、ことしの5月に、我が会派の河野議員と2人で、宮城県気仙沼市に水産振興の調査と、震災後の状況を見に宮城県南三陸町、そして災害ボランティアに入らせていただいた雄勝町へも3年ぶりに行ってまいりました。更地になったままの海岸線、その集落を見ても、また、本日の新聞記事の、24万人以上の方が避難生活を余儀なくされているという記事を見ても、復興支援をさらに加速するとの我が党の方針を改めて痛感した次第であります。

先月、広島県北部で局地的に降った猛烈な雨により、広島市では30カ所以上で土砂崩れが発生、多くの住宅が巻き込まれ、多くの死者・行方不明者を出す惨事となりました。亡くなられた方、被害に遭われた皆様に、心から、お悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

本県でも過去10年間で555件の土砂災害が発生し、ことしも既に33カ所の崖崩れがあつているようです。これまでも議論がございましたが、抜本的な土砂災害対策には多くの時間と費用がかかります。ハード整備も重要ですが、ソフト対策をさらに進めていかななくてはと考えます。

9月1日の防災の日を記念して、太田国土交通大臣は記念フォーラムで、「災害が残した教訓は大きい、何よりも肝に銘じたいのは、日ごろからの準備の大切さだ。今、自分が住んでいる地域はどういう地質・地勢で、どのような弱点があるのか、そうしたことを日ごろから十分に知り、わきまえ、準備しておくことが大事である。と同時に、市民一人一人の自主的・積極的・能動的な参加が欠かせないのも事実だ。となると、やはり求められるのは、日ごろからの近所のつながりだ。自助・共助・公助と言う

が、もう一つ、近所ならぬ「近助」（近くで助ける）があつてもいい。日ごろから近所づき合いの中に危機管理を意識した近所づき合いという項目を入れて、官民挙げての防災・減災対策を強烈に進めていきたい」と、このように語っておられました。

このように、地域の特性を知らながら日ごろから備えるために、近所間での危機管理意識を共有することが大切だと思いますが、県では地域防災にどのような取り組みをしているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（金丸政保君） 防災対策の推進に当たりましては、自分の命は自分で守る「自助」、住民同士が助け合う「共助」、また、国や地方公共団体が行う「公助」の3つが柱となっております。このうち、県が現在行っております自助・共助の取り組みを申し上げますと、例えば、1点目には、防災活動の地域のリーダーを育てるため、防災に関する基本的知識と技能を持つ防災士を養成しております。また、2点目には、防災に関する出前講座におきまして、自治会等の要望に応じて、危険な箇所や避難ルートはどこにあるのか、あるいは高齢者や障がい者はどこにおられるのか、そういった確認を行う図上演習を実施するなど、地域の方々に防災に関する認識を共有していただくよう努めております。

御質問にありました、近所間での危機管理意識の共有につきましては、特に災害が発生した直後の、命を守る、命を救う、そういった緊迫した局面におきまして、大きな役割を果たすものと考えておりますので、引き続き、このような取り組みの充実に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 日ごろから訓練しておかな

いと、いざというときには体は動かない。シェークアウト（一斉防災行動訓練）などを取り入れて、自助（我が家で）、共助（御近所で）、この備えを万全にと呼びかけていただきたいと思います。また、早急に取り組んでいただきたいと思います。災害時においては、避難誘導や避難所での対応など、障がい者に対して適切な支援や配慮が必要と考えますが、県の取り組みを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 障がいのある方に対する情報の伝達方法や避難誘導のあり方などにつきましては、災害時において特に特別な配慮が必要でございます。このため、県におきましては、視覚障がい者団体、聴覚障がい者団体など、多くの障がい者団体等の御協力をいただきながら、障がいの特性に応じた日ごろからの災害への備えや、避難誘導、避難所での対応等をまとめた「防災マニュアル」を作成し、市町村や福祉施設、関係団体等に配付して、障がいのある方や避難誘導等を支援される方々に御活用いただいているところでございます。

○重松幸次郎議員 その上で、緊急時や災害時、ちょっとした手助けが欲しいときなど困った際に提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする「ヘルプカード」を作成し、配付する動きが全国の自治体で広がりつつあります。東京都が先駆的にこのヘルプカードの普及を進めていますが、一部の自治体では、これまでもそれぞれの独自カードを作成してまいりましたが、一般的には認知度が低く、今回、統一した様式を設けたカードです。具体的には、表は、名刺サイズのカードに、大きく「ヘルプカード」と「プラスとハートマーク」のロゴが入っております。それに1行、「あなたの支援が必要です」と赤字で書かれています。裏面

には、氏名、住所、連絡先（呼んでほしい人の名前）、また、病名、特徴、血液型、服用薬などが記載できるようになっております。これをカードホルダーに入れて携帯し、お手伝いいただきたいとき、また緊急時に提示して使っていただくようになっています。そこで、東京都が取り組んでいるヘルプカードは、障がい者が周囲に支援を求める手段として一つ有効と思いますが、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 障がいのある方やその家族が、緊急時の連絡先や必要な支援等についてあらかじめ記入しておき、困ったことが起きた場合に周囲の方に提示し、手助けを求めるための携帯用のカードは、大変有効な取り組みであると考えております。現在、県におきましては、先ほど申し上げました防災マニュアルの中で、災害時に活用するため、障がいの種類やかかりつけ医など、必要とする支援等を記入しておく防災カードの作成・普及に取り組んでおりますが、災害時に限らず、日常生活において支援を求めているというメッセージが周囲の方に伝わりやすいカードのあり方につきましても、市町村や関係団体と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 本人にとっての安心、家族・支援者にとっての安心、情報とコミュニケーション支援、障がいに対する理解の促進に期待できますので、各市町村への導入も進めていただきたいと思います。

続けて、医療費抑制の取り組みについて福祉保健部長にお尋ねいたします。

福岡県では、飲み忘れなどで余った薬を有効活用し、新たに処方する薬の量を減らすことで、薬代を2割ほど節約できる「節薬」の取り

組みが先駆的に実施されており、国や全国の薬剤師会から注目されているようです。患者が残薬を「節薬バッグ」に入れて薬局に持ち込み、薬剤師が使用期限などをチェックし、医師と調整して使える残薬を再利用して、新たな処方薬の量を控える。これは、昨年春の診療報酬改定で薬剤師の残薬の有無の確認が求められるようになったことが組みのきっかけになり、北九州市でスタートいたしました。九州大学の調査では、有効活用率は83.7%で、全国に当てはめると年間3,200億円が削減できると試算しております。医療費抑制の一つとして、薬局による節薬という組みが有効であると考えますが、本県の状況はどうか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 薬剤師は、本来の業務として、患者に薬の効果や副作用の説明をするほか、薬を正しく飲んでいるか、飲み残した薬がないかといった確認を行うこととなっております。本県のいわゆる節薬の状況につきましては、県薬剤師会が昨年9月に実施いたしました飲み残しの実態把握の調査結果では、薬剤師が担当医師に確認の上、飲み残されていた薬の約7割を再利用できたとのことでございます。

○重松幸次郎議員 そのように大変有効であるようです。ですから、県内の各薬局による節薬の組みを県としてPRしてはどうか、再度、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 病気の治療のためには、薬を医師の指示どおりに服用してこそ、その効果が発揮できるものでございますので、まずは、患者がそのことを正しく理解することが重要と考えております。しかしながら、飲み忘れにより薬が残ってしまう場合もあろう

かと思しますので、そのような場合に飲み残しの薬を再利用することは、医療費抑制にもつながると考えます。県としましては、議員のお話も含め、薬剤師会と連携しながら、今後も薬の適正使用に関する啓発に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 生活習慣病などの薬は、薬価が高い分、節約効果が高いということであり、本来は、きちんと薬を飲まなくてはなりません。余った薬がふえると飲み間違いの危険性も高まる。早い段階で薬剤師に相談することが大事。在宅訪問による残薬の掘り起こしも必要だ」と、福岡市薬剤師会からのお話です。ぜひ本県でもさらに推進していただきたいです。

あわせて、ジェネリック医薬品の活用について、厚生労働省のホームページから、「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及は、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものと考えられますが、欧米諸国と比較して普及が進んでいません」とありました。そこで、ジェネリック医薬品の使用も医療費抑制に有効と思えますが、本県の状況はどうか、再度、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ジェネリック医薬品の普及は、議員お話のように、患者の経済的負担の軽減や医療費抑制に資するものでありますので、県では、医療関係者や消費者団体等をメンバーとする「宮崎県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会」を設置し、啓発パンフレットの作成・配布等の各種事業に取り組んでおります。

本県の状況であります。調剤薬局におけるジェネリック医薬品の使用割合は、平成25年度末で55.1%となっており、全国平均の51.2%

を3.9ポイント上回っている状況にあります。今後も、関係機関と連携を図り、ジェネリック医薬品の使用促進に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 国は、数量シェアの目標値を60%以上（平成30年3月まで）にすることを掲げています。年々ふえ続ける社会保障費ですけれども、先ほどの節薬とあわせて、医療費抑制のために取り組みをお願いいたします。

次に、公会計制度についてお尋ねいたします。

公明党の提言の一つである公会計制度の導入、財政の見える化を推進してまいりました。本年2月にも河野議員が導入の取り組みについて質問されておりますが、その後、本年5月に総務省からの通達が各都道府県・市町村に届けられて、原則として、平成27年から29年の3年間で、複式簿記と固定資産台帳の整備の導入が要請されました。改めまして、公会計制度導入の目的、理念について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（成合 修君） 公会計制度の目的でございますが、現行の予算・決算制度を補完するものとして、現金主義会計では見えにくい行政コストや公共施設などの資産の状況等を明らかにするために、地方自治体においても導入が進められているところであります。さらに、財務書類を資産・負債の管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することで、財政のマネジメントが強化されるとともに、財政状況がよりわかりやすく開示されますことから、財政の透明性の一層の向上が期待されるところであります。このため、本県におきましても、これまで総務省方式改訂モデルによりまして、決算数値をもとに、発生主義の考え方を取り入れた貸借

対照表や行政コスト計算書等を作成の上、ホームページ等で公開してきたところであります。

○重松幸次郎議員 今、御答弁いただいたように、実際の保有資産であるストック情報や、コスト情報であれば、個々の種別や構造に応じて設定される耐用年数により算定された減価償却費も計上され、信頼性が高く、民間企業との比較が可能になります。これまでは、決算数値を当てはめて貸借対照表などの財務計算書を作成されていたとお聞きしましたが、これからは、発生の都度、または期末一括の複式仕訳が始まります。統一的な基準による地方公会計制度導入に当たっての課題、今後の取り組みについて、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（成合 修君） ただいま議員の御質問にありましたように、今後、国より、原則として平成29年度までに、全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類等の作成が要請される予定でございます。このことは、6月24日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2014」、いわゆる骨太の方針にも明示されているところであります。

導入に当たっての課題といたしましては、より本格的な発生主義、複式簿記の導入により、発生の都度もしくは期末一括による仕訳や、財務書類作成の前提となります全ての公共施設に関する固定資産台帳の整備等が必要となりますことから、システム整備等に相当程度の経費負担が必要となることに加え、職員の育成あるいは事務負担等が大きな課題となるものと考えております。

なお、これらの課題については国も十分に認識しており、財務書類等の具体的なマニュアル作成やシステムの構築、ソフトウェアの開発などが検討されておりますので、国の検討状況を

注視しつつ、公会計制度の導入の趣旨・目的を踏まえ、円滑な導入に向けて、まずは庁内の体制整備や固定資産台帳の整備などの検討を進めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 当面は、経費負担があらうかと思えます。通達には、「ICTを活用した標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度のできる限り早い時期に地方公共団体に無償で提供したいと考えております」とうたってありました。このソフトを各自治体がカスタマイズすることで、当初危惧されていた開発経費、開発費用が抑えられると考えられます。が、しかし、完全運用までは、御答弁のように、労力と経費が必要だと担当者からもお聞きしました。各市町村への適切な助言、また財政運営活用のために、よろしく願いをいたします。

次に、観光振興、特に外国人インバウンドの取り組みについてであります。初めにお伝えしました九州・沖縄未来創造会議の意見交換の中で、観光は、我が国の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野である。非常に裾野の広い経済波及効果があり、旅行業のみならず、運輸業、宿泊サービス、観光お土産品、飲食サービス、テーマパーク観光施設、そしてイベント・コンベンション業など、地域経済、雇用機会の増大に加えて、外国との相互理解も期待できます。「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」の実施に官民一体となって取り組んだ結果、昨年の訪日外国人旅行者数は約1,036万人と、目標であった訪日外国人旅行者数年間1,000万人を突破いたしました。史上初めて達成いたしました。そして、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催という大きなチャンスに向けて、訪日外国人旅行者2,000万人を目標に掲げ、それに向けての全国

各地の取り組み事例を話されておりました。外国人旅行者受け入れ数、2013年では、日本は世界で27位、アジアでは8位であり、まだまだ伸び代があるというふうに言われております。そこで、インバウンド対策は、東京オリンピックを見据え、非常に重要になっていると思えます。県として今後どのように強化していくのか、知事にお考えをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 我が国は、人口減少、少子高齢化が進展しているわけでありまして、そういう中で、急速な成長を遂げる東アジア等から外国人観光客を誘致していこうと。これは、交流人口の拡大によりまして地域の活力を維持し、本県経済の活性化につながるものでありまして、極めて重要であろうと考えております。このため本県では、官民連携により「みやぎ東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」を立ち上げたところでありまして、直前合宿の誘致や選手の強化などと加えて、本県の美しい自然景観や歴史・文化、豊かな食などを生かした、世界に通用する魅力ある観光地づくりを進めますとともに、Wi-Fiや道路標示など、外国人旅行者が移動・滞在しやすい環境の整備に向けた取り組みというものを強化したいと考えております。また、今議会で補正予算をお願いしております、国際定期便の就航が決定しました香港からの誘客対策とともに、大型クルーズ船の誘致促進にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、近々予定しております駐日各国大使の視察の受け入れ、これも長い目で見てそれに資するものでございますし、本県が観光・経済活性化の柱として取り組んでおりますMICEの誘致につきましても、2016年のG8サミット関係閣僚会合の開催地に立候補するな

ど、東京オリンピックを見据えた外国人観光客の誘致対策につきまして、さまざまな観点から強力に推進してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ちなみに、外国人受け入れの世界第1位はフランスで約8,300万人、第2位はアメリカで約7,000万人、3位はスペイン、そして中国、イタリアと続いております。今後の対策として、外国人受け入れには、まず、成熟した欧米から、中国・インドなどアジアにシフトし、施設表示や道路案内板の多言語化やフリーWi-Fiの整備、また観光アプリの情報活用など、改良点を積極的に調べて観光行政に生かしていくべきと、ポイントを話されておりました。そして、国内外の旅行者に共通して、ニューツーリズムやリアルな体験、地域の特性を生かした結びつきの旅ニーズが高まっております。そして、これは宮崎県とか何々県の単独での取り組みではなく、それではまだ知名度が低いと。東京、京都はともかくとして、北海道、九州といったくくりで展開するのが大事だというふうに言われていました。インバウンド対策は、九州一体となって広域的に取り組む必要があると思いますが、具体的にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(茂雄二君) 外国人観光客の誘致促進を図る上で、九州全体や隣県と連携した広域的な対策に取り組むことは大変重要であると考えております。このため、九州各県と経済団体が共同して組織しました九州観光推進機構を中心として、「九州はひとつ」の理念のもと、海外での観光説明会や合同商談会を開催するとともに、海外の旅行会社やメディア関係者の招聘事業などに、九州が一体となって取り組んでいるところであります。また、熊本

県及び鹿児島県と設立しました南九州広域観光ルート連絡協議会では、これまで、南九州チャーターツアーの販売促進事業などに取り組むとともに、例年、鹿児島県と共同して台湾で商談会を開催しております。さらに、大分・宮崎ドライブパスとは別に、外国人観光客を対象として、国と九州各県、NEXCO西日本が連携しまして、一定期間、九州内の高速道路を定額で何回でも利用できるキャンペーンを、この10月から新たに実施することにしております。今後とも、九州や南九州というスケールメリットを生かした、効果的な誘致宣伝等による認知度向上、誘客対策に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○重松幸次郎議員 地域間の連携が多様性を生むと、講演でもありました。さまざまな素材、人材、また情報の交流で取り組んでいただきたいと思います。

旅行に関連して、私たちも東京、大阪の大都市圏での移動では、Suica(スイカ)やPASMO(パスモ)といった交通系ICカードで自動改札を通ることが常になりました。一々切符を買わなくても、モノレール、JR、地下鉄、そしてバスなど、とにかくすいすい改札を通過できるのは、ストレスを感じず大変便利なツールであります。先月末の新聞に、いよいよ宮崎地区内に交通ICカード、SUGOCA(スゴカ)が導入されると発表がありました。具体的な内容を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(橋本憲次郎君) JR九州の発表によりますと、平成27年秋以降、日豊本線佐土原一田野間や宮崎空港線など、宮崎駅を中心とした12駅にSUGOCAシステムを導入し、ICカード乗車券として利用可能になると

ということでございました。これまで本県は、全国相互利用型ICカードを利用できる交通機関がない、ICカード空白県でございましたが、来年度中に、宮崎交通におかれましても、同様の全国相互利用型ICカードnimoca（ニモカ）を県内全域に導入予定でありますことから、1枚のカードでバスも鉄道も利用可能な環境が整う予定となっております。なお、今回発表されました鉄道乗車券としてのICカード利用につきましては、鹿児島県や長崎県なども同様なんですけど、県内全域が利用可能エリアとはなっていないところでございます。また、県外にまたがっての利用はできないというふうに向っているところでございます。

○重松幸次郎議員 SUGOCAとかnimocaが使えると、先ほどSuicaとか言いましたけれども、全国共通のICカード10種類が全て使えるとのこと。電子マネー機能も搭載されていますので、コンビニやショップなどでの決済も便利になります。これを待ち望んでおりまして、これから第一歩が始まるということでございます。ちなみに、SUGOCAというネーミングは、「Smart Urban GOing CArd」のS、U、GO、CAをとった、九州弁で「すごい」を「スゴカ」というふうになづけて名前がつけられたということであるそうです。ただ、今御答弁いただいたように、宮崎空港駅でIC乗車をして、佐土原駅から上りの高鍋、日向、延岡、そして大分駅、また、田野駅から下りの都城、鹿児島中央駅へは、その区間の駅が未整備のため、残念ながら使えないということになります。これは、県外からの旅行者にとっては大変わかりづらい、また不便なことだと思います。そこで、国土交通省御出身の内田副知事へ、SUGOCAの利用可能エリアを一

気に拡大するために、県としてJR九州への働きかけや予算措置を行うべきではないか、御答弁をお願いいたします。

○副知事（内田欽也君） JR九州が宮崎地区に導入予定のSUGOCAですとか、あるいは宮崎交通が県内全域に導入予定のnimocaにつきましては、これまで空白地域だった本県への初の導入という大きな前進であり、県民の利便性向上はもとより、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、県を挙げて取り組んでおりますおもてなしプロジェクト、この推進などによる国内外からの誘客に向けて弾みになるのではないかと考えております。

利用可能エリアの拡大につきましては、先日、知事からもJR九州の青柳社長に直接お願いしたところでございますが、県といたしましては、さらなる県民の利便性向上のため、今後とも市町村と連携をしながら、JR九州に対して強く要望しますとともに、予算の確保につきましても、国に対して情報収集を行うなど、必要な働きかけを行ってまいりたいと考えております。また、利用可能エリアの拡大のためには、JR九州の投資意欲の喚起、これも重要でありますことから、沿線自治体などと連携いたしまして、県内鉄道の一層の利用促進にも取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 新幹線導入とか日豊本線の複線化も大事でありますけれども、しかし、観光誘客、ビジネス、通勤・通学、これはもっと現実的で必須的な取り組みだと考えますので、次の一手、早期の取り組みをぜひお願いしたいと思います。

外国人インバウンドに戻りますが、今後は、旅行の形が団体旅行型から個人参加型に変わります。将来、ますます外国語でのコミュニケー

ションが重要になってきますが、まず、英語力、会話力のアップです。そこで、教育長に、県の目指す英語教育についてお伺いをいたします。

○教育長（飛田 洋君） 今後ますます加速すると予測されるグローバル化への対応など、実際に英語を使って積極的にコミュニケーションを図ることができる児童生徒を育成することは、非常に大切なことであると考えております。そのため本県では、教員の英語の指導力向上を図るために、各種研修を行うことはもとより、学校での指導が実際の使える英語につながるように、例えば、生徒が実際に英語で自己紹介ができるとか、英語で道案内ができる、そういう具体的な目標を示したリストを活用して授業をやりなさいという指導をしているところであります。それから、小学校においては、英語を専門とする教職員が少ないため、本県としてしっかりとした対応ができるように、本年度より、小学校教員の採用試験において、初めて定員の一部を英語枠として設定いたしまして、人材の確保にも努めているところであります。今後、東京オリンピック・パラリンピックなども見据えて、小中学校の発達段階に十分配慮しながら、英語教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 議長、ここで、河野議員より関連質問がございます。

○福田作弥議長 通告がありますので、関連質問を許します。

なお、発言時間は、主質問者の質問時間の範囲となります。河野哲也議員。

○河野哲也議員 国は、昨年末より、平成32年、2020年オリンピック・パラリンピックを見据え、グローバル化に対応した英語教育の改革

に乗り出しました。グローバル教育研究所理事長・渥美育子氏は、グローバル化とは、地球単位で世界全体を見る発想、視点、動きのことだと言われております。グローバル視点を保つために必要なことの一つに、実際に多国間で交流するときのグローバルリテラシーであり、具体的には、異なる文化・文明の性質を理解すること、自国の伝統的なよさを具体的に知ること、ITと英語を活用して情報を入手し、理解し、発信し、対話する能力を保つこととしております。グローバルリテラシーとしての英語教育はどうあればよいか、考えるべきだと思います。

今回の関連質問は、実は、お盆で帰省した私の友人の娘さんの話を聞いたことがきっかけです。今、その娘さんは、将来、国連職員等の職につき、世界の人々に貢献をしたいと、ただいま大学の法学部で勉学に励んでおります。その娘さんから、中学時代に自治体のプログラムで海外に行ったこと、高校時代はマレーシアの貧困層の訪問をしたこと、大学3年時で国連本部での研修をみずから企画し、国連職員との意見交換を実現したこと、そして、世界の貧困に課題を持ち、フィリピンの大学に留学したこと等お聞きしました。これらのきっかけは、実は小学校時の担任の先生の流暢な英語に触れたことからだと話をしていました。また、日本の当たり前は海外では通じないことがあるということ、ルールやメンタリティーなど驚きの連続だったということ、そして、同じ人間なんだと実感したそうです。まさにグローバルリテラシーの必要性を実体験していました。

新たな英語教育のあり方として、小学校の英語教育は、小学校中学年が活動型として週1こまから2こま、小学校5年、6年は教科化され週3こま程度、専科教員の積極的活用をうたっ

ております。中学校においては、話題の理解、情報交換、表現能力を養うとともに、授業を英語で行うとし、高等学校においては、ある程度英語話者と流暢にやりとりができるとともに、発表、討論、交渉など言語活動の高度化を目指しています。つまり、小・中・高を通じて一貫した学習到達目標を設定して、英語によるコミュニケーション能力を確実に養うとしています。教育長、先ほどの答弁で、東京オリンピック・パラリンピックなどを見据えてと答弁されておりましたが、宮崎、間に合うでしょうか。今回の改革は、人的な教育環境に非常に力を入れることになっています。

そこで、まず外部人材の活用促進についてお尋ねいたします。これまで本会議でも何度となく議論を繰り返しています。どうも本県では、外国語指導助手（ALT）について効果が検証されていない気がいたします。特に、23年本会議で、JETプログラムによるALTの質が問題視され、民間会社のALTに移行している教育委員会もあるとの議論がありました。県内の民間から雇用している市町村教育委員会は、JETプログラムは当たり外れが大き過ぎるので、あえて大きな支出を伴うにもかかわらず、質が高く安定している民間雇用にしているとの指摘があり、県も、よりよい雇用形態のあり方について、今後、調査・研究するとの答弁でありました。そこで、現在の県と市町村のALTの雇用状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） ALTの雇用ですが、県教育委員会では、英語教育の充実と国際理解教育推進のため、関係する政府機関と協力しながら実施しております外国青年招致事業、いわゆるJETプログラムを利用して、外国語

指導助手（ALT）36名を雇用いたしております。市町村教育委員会におきましては、JETプログラムにより28名、また、直接雇用や民間企業を介して63名の計91名がALTとして任用されております。

○河野哲也議員 実は23年度の議会で、教育委員会の答弁では、JETプログラムでのALTは37名、そして、市町村教育委員会は、JETプログラムによる採用が27名で、直接雇用または民間企業を介してのいわゆるnonJETが64名。ほとんど変わっていない。1名の増減ということですが、雇用についての現状はほとんど変わっていないということになります。確かに今回、私は、ある自治体で、JETプログラムにより雇用しているALTの実態という課題を調査いたしました。私は課題について見つけることはできませんでした。ただ、美郷町でnonJETのALTの方が大麻所持した事件が発生しましたが、雇用形態ということよりも、それぞれのALTへのアプローチ、これが問題なのかなという考えがあります。再度確認しますが、さきの改革実施計画では、ALT配置拡大等のガイドラインの策定が今後計画されています。また、高度な指導力を有するALTが単独で授業を可能にするとの施策もあります。指導力向上研修が必須となると考えますが、ALTの雇用・研修に関して、今後のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○教育長（飛田 洋君） ALTの今後の雇用・研修についてですが、JETプログラムにより任用されております県及び市町村のALTの研修につきましては、来日した直後、まず東京で個人個人と面接をいたしております。それから、オリエンテーションにおいて、果たすべき役割や服務規律などの基本的事項について指導

の徹底、それから、どういう期待をするか。私、こんな話をしたんですが、「My expectation is rather high. It is my hope that you will help Miyazaki students learn to have meaningful conversations in English.」というのを最初、着任式のときに言いました。ただ挨拶ができるぐらいじゃなくて、ちゃんと会話のできるような、ちゃんと中身のある話をしてくれという話をしたんですが。また、そういうこともしながら、果たすべき役割とか服務規律などの基本的事項についての指導の徹底を図っております。また、年に3回の学習指導方法や服務に関する全体研修、年に1回の個別指導を行っております。さらに、県立学校に配置したALTにつきましては、各学校において、勤務実績の評価を含む管理職による個別面接指導を年に4回実施するとともに、指導担当者による日常的な指導も行っております。

各市町村のALTにつきましては、JETプログラムによらない方もいらっしゃるんですが、そういう方につきましては、市町村や委託している民間企業が、それぞれ必要な研修等を行っているとお伺っております。県教育委員会といたしましては、今後、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」など、国の動向も踏まえながら、研修及び指導のさらなる充実に努めてまいりますとともに、ALTのよりよい雇用形態のあり方について調査・研究を継続しながら、英語教育等の充実に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 丁寧な御答弁、ありがとうございます。ALTの方に聞くと、やっぱり孤立化している状況が見られるということで、今の教育長の研修内容、また期待していきたいと思っております。

もう一つ、中・高等学校における指導体制強化の中で、国は、外部検定試験を活用し、県ごとの教員の英語力の達成状況を定期的に検証するとあります。具体的には、全ての英語科教員について英検準1級、TOEFL80点以上を確保していますと。確保していくということで計画に載っていますが、まずは、本県の現在の中・高等学校教師の英語力の状況をお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 英語教師の英語力の状況ですが、先ほどお話にありました英検準1級、これはTOEICでいえば730点に相当するわけですが、このことについて、それに達している教員の割合を国が公表しております。25年度のデータであります。それによりますと、中学校で、全国平均が27.9%であるのに対して、本県は28.2%で0.3ポイント高い。それから高等学校は、全国平均の52.7%に対し、本県は66.5%で13.8ポイント高く、中高いずれも全国平均を上回っております。

○河野哲也議員 6年後に全ての英語教員がこの基準までということでは目指しているわけですが、少なからず全国に比べ目標に近いところにありますので、緊張感を持って人材育成、どうかよろしくお願ひしたいと思います。教育長も、子供の最大の教育環境は教師自身だというふうに語っていただいたことがありますが、まさに教育環境の教師自身の質の向上ということで、どうかよろしくお願ひしたいと思います。本県にとって、先ほどの目標、高いハードルでございますが、今後の取り組みについて、最後にお伺ひしたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 全ての英語教員の英語力を高めていくことは、今お話しいただきましたように大切であると考えております。現行

の学習指導要領では、英語で高校の授業は行うと。それを原則とするということになっていますが、さっきお話がありましたように、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」においては、将来、中学校においても英語の授業は英語で行うということが示されております。これまで以上に一層高い英語力、そういうレベルを指導者に求めたいと考えているところですが、県教育委員会では、かなりいろんな研修にそのために取り組んでおりますことと、もう一つは、採用試験において、さっきは準1級でしたが、その準1級より1つ上が1級ですが、1級を取得している人は優先的に採用しますと。採用試験を別なやり方でやりますというようなことを示しまして、英語力の高い教員を採用したいというアピールを、大学とか受験者に向けてもやっているところでありまして、今後ともそういうアピールをしながら、一方では検定試験を受けましょうということを奨励したりしながら、教師の英語力の強化を図っていきたいと考えております。

○河野哲也議員 先進県北海道では、中学校において、英語でのモノログ、対話によるディベートが実践されているとお聞きします。英語力の高い教師集団が英語指導の確立を目指しています。IRも非常に大事な議論であります。例えばシンガポールの最先端小学校は、小学生全員がタブレットを持っています。授業は小学校1年から全て英語で行われています。小学校高学年では流暢な英語で対話ができるというふうにお聞きしました。10年後、20年後、この子供たちと宮崎の子供たち、対等に向き合うことができるのかということをお聞きして、関連質問といたします。

○重松幸次郎議員 それでは、林業振興について

でお伺いいたします。

公共工事の発注がふえつつある中、木材など建設資材の需要も伸びることが予想されます。エネルギー循環シフトをさらに加速せねばなりません。そこで、本県の木質バイオマスや木材の活用を含め、林業再生に向けた知事の意気込みをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県におきましては、戦後の拡大造林など先人のたゆまぬ努力の成果として、豊富な森林資源を有しているところであります。このポテンシャルを生かすために、これまで、生産基盤の整備などさまざまな施策を積極的に進めてまいりました。その結果、杉の素材生産量が23年連続して日本一であるということ、また、製材品の出荷量が全国第3位であるということでありまして、全国有数の林業県として確固たる地位を築いているところであります。これに加えて、木材利用技術センターなどの木材の利活用技術、これも大変高いものがあり、全国的にも評価をされているところであります。

木材価格の低迷、担い手の減少・高齢化、さらには森林の再整備など、さまざまな課題に直面している状況ではございますが、中国木材日向工場の稼働でありますとか、木質バイオマス発電施設の建設が進むなど、本県の林業というものが、まさに新たな時代を迎えようとしているのではないかと受けとめておるところであります。

また、東京オリンピック・パラリンピックで活用される施設に、本県の有する杉の利活用技術を提案することとしておりまして、これが実現すれば、日本のおもてなしにも貢献しつつ、ひいては県産材の需要拡大にもつながる、さらには、森林資源の循環利用というものを国外に

もアピールできることになるのではないかと、またとない機会になるものと期待して取り組んでいるところでもあります。

これらを林業再生に向けた絶好のチャンスと捉えまして、本県の豊かな森林というものを次世代にしっかりと託していく、引き継いでいくこと、これが重要であろうかというふうに考えております。森林資源を最大限有効活用すること、人材育成をすること、そして再造林等にも取り組むことということで、山村地域の振興はもとより、日本林業の推進役、宮崎が日本林業を引っ張っていくんだと、そのような気概のもとに、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 先月5日に、会派3名で美郷町にある宮崎県林業技術センターにおじゃまいたしました。短時間でありましたけれども、河野所長を初め職員の皆さんより、技術センターでの事業や研究・研修の概要を御説明いただきました。同センターでは、植栽作業の効率性を高める手段として有効であるとして、Mスターコンテナ苗を用いた研究が特徴だと伺いました。本県の再造林を効率よく進めていく上で、Mスターコンテナ苗が有効であると考えられておりますが、その特徴や今後の可能性について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 県林業技術センターが独自に開発いたしましたMスターコンテナ苗は、ポリエチレン製シートを筒状にした容器にバーク堆肥などを入れて育成された苗木でございまして、その特徴といたしましては、取り扱いが容易で、一年を通して出荷・植栽が可能であること、植えつけの作業効率がよいこと、それから、苗木の根の活着がよいこと等がございまして、林業採算性の悪化や担い手の減少

・高齢化が進んでいる中にありまして、Mスターコンテナ苗は、低コスト化と省力化に大変有効であると考えておりますので、県といたしましては、今後とも、その生産拡大と普及に努め、「切って、使って、すぐ植える」という、宮崎ならではの循環型林業の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 すばらしい育苗システムの開発・実用化と研究成果であります。このほかにも、育林環境や特用林産の先進的な研究、鳥獣被害対策など、林業全般に取り組んでおられました。また、先日、県森林組合連合会主催の上映会「ウッジョブ」を鑑賞しました。都会育ちの少年がふと踏み込んだ林業の世界で、ひ弱青年から次第に男らしく成長していく、人間愛・自然愛にあふれた痛快エンターテインメント映画でございました。林業は、次の世代へ引き継がれる壮大な未来事業なのだという内容でありました。どの業種も青年の人材育成が大事です。この映画の中でも、林業にかかわる人を育成する研修所が紹介されておりました。県で実施する「みやざき林業青年アカデミー」と「基幹林業作業士養成研修」の取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 「みやざき林業青年アカデミー」は、林業就業を希望する者を対象といたしまして、森林・林業や林業経営に関する基礎的な知識に加え、苗木づくりから造林・伐採まで実践的な技術を習得させるもので、将来の本県の林業を背負って立つ若手林業後継者の確保・育成を目指して、ことし4月に県林業技術センター内に開設し、現在、5名の研修生が受講をしております。

一方、「基幹林業作業士養成研修」は、既に林業に就業している者を対象に、高性能林業機

械の運転技術の習得や小型移動式クレーンの運転資格などを取得させるもので、昭和56年度からこれまで約520名を養成したところであり、ことしは26名が受講しております。

いずれの研修も、次世代を担う技術者を養成する上で大変重要でありますので、今後とも、研修内容の充実・強化を図りながら、人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 さらなる人材の拡大を願っております。このセンターには、森林植物園などのふれあい施設があり、園内には110種類、約600本の桜が植樹されていて、2月から5月まで楽しめるということでありました。来年春、遅咲きの桜を見に、またゆっくりとセンターを訪れてみたいです。

続きまして、土木行政について、先ほども、「みやざき林業青年アカデミー」について伺いましたが、若い人が集う人材育成の県有施設の中には、県立産業技術専門校（本校と高鍋校）、県立農業大学校、県立高等水産研修所、そして県産業開発青年隊がございます。このほかにも、県では、「将来の発展と地域を支える人財づくり」を掲げて、教職も含め、各業界団体への人づくりに取り組んでおられますが、今回は、土木・建設・造園の一流の技術者を育成する県産業開発青年隊についてお尋ねいたします。定員割れが続いている現状についての認識と今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 産業開発青年隊は、建設技術者を養成するための機関としまして、昭和26年の発足以来、約4,700名の修了生を送り出し、県内の建設業を支えてきたところですが、少子高齢化の進行や建設投資額の減少等に伴い、議員御指摘のとおり、入隊者が少

ない状況が続いております。このため、青年隊の募集につきましては、学校訪問やオープンキャンパスの開催、県政テレビ番組での紹介などにより、指定管理者と連携しながら取り組みを進めているところであります。その結果としまして、10数名から20名程度まで落ち込んでいた入隊者が、平成22年度に指定管理者制度を導入して以降、30名前後で推移しており、また、今年度のオープンキャンパスは多くの高校生に参加いただくなど、一定の効果が出てきていると考えております。若手建設技術者の育成・確保が喫緊の課題である中、産業開発青年隊の役割はますます重要となってきておりますことから、今後とも、教育訓練内容の充実や入隊者確保の取り組みの強化を図りながら、より若者に魅力のある養成機関となるよう努めてまいります。

○重松幸次郎議員 長い歴史と伝統を築き、多くの人材を輩出しておられます。一年間訓練に耐えた規律正しい、たくましい姿を、私も卒業式で拝見し、感動を覚えています。すばらしい取り組みですので、宮崎に青年を呼び寄せ、人脈拡大の上でも、もう少し県外からも多く募集していいのではないかなと考えていたところでございます。

さて、東日本大震災や豪雨災害からの教訓で、道路などのインフラ整備の事例を確認します。震度5を超えますと、下水管周辺で埋め戻し砂が沈下したり、港湾・埋立地が液状化し、通常時の10倍以上の空洞化が多発する実態が明らかになったり、また、豪雨で冠水した水が一気に引いたために、地中で空洞化が進んでいるおそれがあります。また、経年劣化して老朽化した道路も同じく、空洞化が進んでいる可能性が高いとのこと。万一の災害で、緊急輸送

や避難道路が陥没して通れなくなる事態は、できるだけ防がなくてはなりません。目視では気づかない路面下での空洞化を探知して、陥没などの事故発生を未然に防ぐ予防保全の観点から、危険な空洞を見つけ出す調査を行っている自治体がふえています。そこで、県が管理する道路の路面下の空洞化調査について、どのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県管理道路の路面下の空洞調査につきましては、平成25年度に道路ストック総点検を契機としまして、宮崎市街地の交通量や地下埋設物が多い路線において、レーダー探査車による調査を試験的に実施したところです。調査の結果、空洞化の可能性が高いと判断された箇所につきましては、対策を実施したところでありますが、レーダー探査による調査につきましては、現在のところ、技術開発が進められている状況でありますので、今後、幅広く情報収集を行いながら、調査の進め方について検討してまいりたいと考えております。道路管理につきましては、日常的な道路パトロールによる路面変状の早期発見や落石の除去など、通行の安全確保に努めているところであり、今後、空洞調査も活用するなど、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 今後、さらに同様の調査が始まると予想されます。実際の調査は、空洞探査機を搭載した車両を走らせながら、マイクロ波を使って路面下の空洞や橋の内部の劣化箇所を発見するわけですが、調査会社によって、その危険箇所を見つけ出す精度、技術力が問われることが出てくると思います。発注する際には、競争入札（コンペ）ではなく、事前のプレ

ゼンかプロポーザルで、例えば、同じ道路の調査キロ内でどれだけ検索ができ、試掘か、カメラを入れて検査実証が確認されるかを評価する方式を採用すべきだと考えます。道路のみならず、全ての防災・減災点検調査の最優先は、管理者ではなく、利用者目線で決めてほしいと考えますので、このことを要望いたしておきます。

続きまして、農業振興について、地元新聞に「ハウス栽培にペレット」という見出しで記事があり、高騰が続く重油価格に左右されない農業経営を目指して、県内でハウス栽培に木質ペレットを活用する動きが進んでいるという内容でした。施設園芸は農産品の中核になっておりますので、この木質ペレット暖房機の導入の状況と推進上の課題について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 木質ペレット暖房機につきましては、平成24年度末で、県内で12台が導入されておりましたが、25年度から国等の事業にあわせて、県と農業団体が連携した「施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業」を実施し、重油暖房機並みの価格で導入ができるよう支援を行ったところ、25年度末で累計116台の導入が図られたところであります。現在、29年度までの5年間で、累計500台の導入を目指して取り組みを進めているところでありますが、導入を推進する上では、木質ペレット暖房機は、重油暖房機に比べて導入価格が3倍程度高いこと、ペレットの原料となる林地残材の安定的な確保や、ペレット価格の上昇への懸念などの課題があると認識いたしております。

○重松幸次郎議員 暖房機そのものが高いうこと、そして、木質ペレットの価格と原材料

の安定化が課題ということですが、木質ペレット暖房機の今後の導入推進に向けてどのように対応していくのかを、再度、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 木質ペレット暖房機の導入を推進する上での課題に対しまして、まず、木質ペレット暖房機の低コスト化を図るため、平成25年度から、県内の木質ペレット暖房機メーカー3社に対して、低価格で効率の高い暖房機の開発を支援してありまして、今後は、現地における実証試験を行い、本格的な普及を図っていきたいと考えております。

次に、ペレット原料の安定確保やペレットの低価格化については、地域の実情に応じて、効率的な原料調達の仕組みづくりに取り組んでいくとともに、例えば、山林全体を原料生産地として持続的に循環活用する仕組みづくりも検討していく必要があると考えております。

県としましては、引き続き、農林業の関係団体や企業等で構成いたします「宮崎県施設園芸木質バイオマス利用促進協議会」を中心に、化石燃料依存から脱却した産地の確立に向けまして、木質バイオマス暖房機の導入促進に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 再び、記事によりますと、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度（FIT）の開始などで、木質ペレットの需要は年々高まっていくと予想され、暖房機に補助事業が始まった昨年度は1,000トンを使っていたのに対し、仮に500台がフル稼働すると1万トン以上が必要ということでもあります。またさらには、公共施設や福祉施設でのボイラー空調関係にも需要が伸びると言われております。よって、農産も林産も、ともに宮崎県の木質ペレットを活用した繁栄が築かれて、全国に名をはせ

ることができるよう、取り組みのほど、よろしく願いいたします。

次に、農地中間管理機構についてであります。地域の担い手にまとめて貸し出す「農地集積バンク」とも言われる活動が始まっております。先ほど、有岡議員からも御質問がございましたが、農地中間管理事業の活用の考え方と事業の取り組みの状況について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農地中間管理事業では、離農や経営規模の縮小を考えている方の農地のほか、農地が分散している担い手の方についても、農地中間管理機構に預けていただき、担い手に再配分することで、より使いやすい形に集積・集約化する仕組みとなっております。また、地域でまとまって農地を預ける場合に、地域集積協力金が交付されますことから、基盤整備や担い手対策など、地域農業の発展に役立てていただきたいと考えております。

本県では、現在、旧市町村ごとにモデル地区を設定し、市町村等を中心とした推進チームが、事業活用について集落役員等と協議を進めているところであります。具体的には、「人・農地プラン」の見直しに関する地域の話し合いの中で、主要品目ごとの効率的な農地利用や集落営農の推進等について、しっかりと議論していただきながら、地域の実情に応じた推進を図っているところでございます。

○重松幸次郎議員 一つの大きな農業政策のあらわれでございます。農地の集約・大型化が進み、効率のよい農業経営が確立されることを期待しております。

国の農政改革を受けて、県としてどう取り組んでいくのか、知事に、これからの意気込みをお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 本県の農業であります
が、これまでさまざまな厳しい環境条件の中
で、防災営農の推進やブランド産地づくりなど
の改革に取り組んできたところでありま
す。長年にわたる先人の取り組み、また、農家の皆
さん、農業団体のこうしたたゆまぬ努力の結果、
農業産出額、以前は全国30位台でありま
したが、第7位という地位を築いてまい
ったところでもあります。本県の農業を
取り巻く環境というもの、T P P協
定交渉の進展や燃油・飼料価格など、
極めて不透明な状況にあります
が、今こそ先人の努力に学び、宮崎の
農業というものをしっかり守り、そ
して発展をさせて次の世代へつない
でいく。それが我々にとっての重要
な責務であるというふうにとめてお
るところであります。

農業・農村が人口減少という大きな
変革の中で、国においても農政改革
に取り組んでおられるわけでありま
して、これを地域の実情に合わせて
有効に活用するという、また、これ
とあわせて、本県独自の新たな改革
にも取り組む必要があると考
えております。このため県では、
担い手が将来展望を持って営農で
きる力強い産地づくりに向けま
して、生産力の向上、販売力の強
化、さらには人材の育成という3
つの施策を柱としました産地構
造改革に、積極的に取り組んでい
るところであります。また、農業
を核とした多様なフードビジネス
の創出を推進し、本県農業の成
長産業化というものに取り組ん
でまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ことしの4月、
会派3名で県総合農業試験場を
訪問し、「みやざきフードリサー
チコンソーシアム」の取り組みを
伺いました。残留農薬の成分分析
で全国トップレベルの技術を、
産学官の7機関で研究されてお

した。この技術を応用して、担い
手づくりから農産品加工、そ
して販路拡大まで、フードビ
ジネスの力強い大前進を、これ
からもよろしくお願
いいたします。

最後に、消費者教育について2
点お伺いいたします。

初めに、若者の消費トラブル
対策です。10代、20代を中心
にスマートフォンが爆発的に普
及する中、投稿写真や文章が
取り返しのつかない事態にな
る一方で、消費者を惑わす誇
大表示など、ネットによる消
費トラブルが社会問題にな
っております。小・中・高の
生徒さんの対策につきましては、
昨日、十屋議員から教育長に
質問がございましたので、私
からは、高校を卒業した青年
を対象に、県消費生活センター
における若者からの消費生活
相談の件数と特徴についてお
伺いします。また、どのよう
な対策をとっているのか、総
合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君）
平成25年度に県消費生活セン
ターに寄せられた苦情相談は
7,422件でございますが、この
うち、高校卒業後ということ
に限ったデータでございませ
んが、18歳から29歳までの
若年世代ということで、その
年代の相談件数は717件とな
っております。

特徴といたしましては、ワン
クリック請求を初めとするイ
ンターネット利用料の不当請
求などに関する相談が172
件と、ほかの案件に比べると
突出して多くなっている状
況でございます。また、この
ほかに、表面に出てこない被
害数はさらに多いことも想
定されますことから、若年
者の被害防止対策は大変重
要であると考えていると
ころでございます。

県といたしましては、若年
者に対し、消費生

活センターにおいて、大学等における出前講座やパネル展の実施、また、就職や進学を控えた高校3年生全員へのパンフレットの配布など、ターゲットを定めた啓発も行っているところでございます。さらに、現在、消費者教育推進法に基づき策定を進めております消費者教育推進計画におきまして、幼児期から高齢期までの各年代や、家庭、学校、職場、地域などのそれぞれの場に応じた消費者教育を体系的に実施することとしておりまして、その中でも若年者の被害防止にも取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 小・中・高校生、そして青年、また高齢者に向けて、ネット犯罪、詐欺に巻き込まれないように、切れ目なく注意喚起、また、各地、各事業所窓口でのタイムリーな啓発を行っていただきたいと思っております。

最後に、全国的に、高齢者に対する特殊詐欺の件数、金額が減らない現状でございます。午前中も田口議員から質問があり、被害額が増加しているとの答弁でございましたが、再度、特殊詐欺抑止のための最近の取り組みについて、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（坂口拓也君） 特殊詐欺の抑止対策としましては、検挙と予防の両面で取り組んでいるところであります。特に最近の予防策としましては、自動通話録音機の貸し出しや、高額現金払い戻し時チェックシートを活用した金融機関の職員の方による声かけの強化をお願いしているところであります。

自動通話録音機につきましては、電話の着信前に警告メッセージを発信する機能や、会話内容を録音する機能を有するもので、犯人からの電話を撃退し、被害を防止することが期待できます。今月1日に50台を配備し、おおむね65歳

以上の高齢者が居住する世帯に貸し出しを始めております。

高額現金払い戻し時チェックシートにつきましては、金融機関の窓口で、高額現金を払い戻そうとする方に対して、最近の犯行に使われているだましの言葉をキーワードとして列挙しましたシートを提示して、被害防止のための声かけを行うものであり、今月3日から、県内の全金融機関において取り組んでいただいているところであります。県警察では、今後も、これらの対策を推進し、特殊詐欺の抑止に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 警察本部長、ようこそ宮崎にお越しいただきました。これからも、安心・安全の宮崎にするためにしっかりお願いいたします。

以上で質問の全てを終了いたします。大変ありがとうございました。（拍手）

○福田作弥議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時6分散会

9月12日（金）

平成 26 年 9 月 12 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	丸 山 裕次郎	(同)
23 番	中 野 一 則	(同)
24 番	中 野 廣 明	(同)
25 番	宮 原 義 久	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	横 田 照 夫	(同)
35 番	十 屋 幸 平	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	押 川 修一郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。平成26年9月12日、一般質問先陣を賜りました後藤哲朗でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、知事に、地方創生についてお尋ねします。

昭和44年に閣議決定された新全国総合開発計画の背景に、人口、産業の大都市集中がありました。また、昭和62年の第4次全国総合開発計画の背景には、人口、諸機能の東京一極集中と産業構造の急速な変化等により、地方圏での雇用問題の深刻化がありました。平成10年決定、目標年次が来年までの21世紀の国土のグランドデザインでは、人口減少・高齢化時代を背景とし、多様な主体の参加と地域連携による国土づくりをコンセプトとしていました。しかしながら、一定の効果を出しつつも、地方の人口問題、少子化、東京一極集中等が顕在化し、財政面を含め地域間格差が顕著となってきたのが現状であります。地方自治体や都市間、地域間の競争が言われて久しくなっていますが、国と地方の連携・協力なくして地方の再生は実現できません。また、新聞報道等によりますと、政府

が年末を目途に地方創生のビジョンを策定するようではありますが、地方が主体的に地方創生にどう関与していくのか、参画していく枠組みがしっかりと構築されるかが重要になっていくと思います。人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、先週の3日、まち・ひと・しごと創生本部が設置されましたが、創生本部に対しましての期待について、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、定住自立圏構想についてお尋ねします。

地方が責任を持って地域経済を支えるためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要であります。自主財源に乏しく極めて脆弱な財政基盤にある本県及び県内市町村は、増大する社会保障経費はもちろんのこと、公共施設等の老朽化対策を初めとするさまざまな行政課題に対応するため、多額の経費が必要であることから、厳しい財政運営を強いられています。財政難と人口減少時代における地方の拠点をどう考え、整理していくのかも大きな課題となりつつあります。総務省は今年度より、人口20万人以上の高度な自治体機能を持つ地方中枢拠点都市構想の実現に向けたモデル事業に着手しました。私は、今話題の、日本創成会議座長の増田寛也氏が総務大臣で、里山資本主義の藻谷浩介氏が審議会のメンバーで構想をつくり上げた定住自立圏構想のほうが、中山間地域を多く抱える本県には、拠点づくりとしてはマッチングするのではと考えます。定住自立圏構想は、市町村間で広域連携を図り、都市部への人口流出を防ぐ有効な施策と考えます。そこで、総務省におられました総合政策部長に、県としてどのよ

うに取り組んでいかれるのか、御所見をお伺いいたします。

次に、フードビジネスの関連として、狩猟肉の利活用についてお尋ねします。

先月の8月22日、会派の先輩方と、狩猟肉の利活用促進を目指し、もって農山村の鳥獣害問題の継続的な改善と地域振興を図りたいという目的で、日本ジビエ振興協議会の事務局長さんと、東京で研修及び意見交換会の機会を持ちました。捕獲された有害鳥獣を狩猟肉（ジビエ）として有効活用しようという取り組みは、各県各地で始まっていますが、うまくいっているとは言いがたい状況であることや、流通の基礎となる地域の食肉処理施設は徐々に完備されているが、個々の施設の生産能力、生産精度は低く、大きなばらつきがあること。消費が本格化する前に、関係者が協力して製造、流通、規格等についての法令・ガイドライン整備と、それを遵守できる体制固めが必要である等々、感想や意見をいただきました。

さて、県内の狩猟肉活用の取り組みに先進的な事業者では、昨年度、宮崎大学との共同研究で、「有害鳥獣捕獲の鹿成分検査」、また本年度から2カ年事業として、みやざき地域志向教育研究「食と健康に関する技術開発と実用化を現実にするための研究」に取り組んでおります。狩猟肉の利活用で中山間地域の活性化を図ろうという民間の活動も活発化しております。そこで、県としては狩猟肉の利活用についてどのように取り組まれようとしているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

次に、「みやざき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」についてお尋ねします。

このプロジェクトの理念は、2020年以降を見

据えた、次世代に受け継ぐ有形無形の財産づくり、大会に向けた取り組みを一過性のものにならないということです。目標が崇高であり、決意、目的、実践行動にやる気が出そうで、感動、共鳴、大いに期待をしているところであります。さて、おもてなしプロジェクトの基本的な考え方の中に、好機を逃がさず全県を挙げておもてなし環境を磨き上げ、世界に発信するとうたわれております。また、県、市町村、民間の協働により、世界に誇れる日本一のおもてなしを構築し発信するとも公表されています。そこで、この各市町村、各民間団体との協働についてどのように取り組もうとしているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

次に、医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度についてお尋ねします。

今や大きな社会問題となっている、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築といった、医療・介護サービスの提供体制の改革が急務の課題となっています。このような中、国では、医療法等の改正による制度面での対応にあわせ、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度が創設され、本年度、904億円の予算が措置されました。事業実施に当たっては、各都道府県に消費税増収分を財源とした基金——国が3分の2、県が3分の1——を設置し、各都道府県が作成した計画に基づいて行われるものです。また、地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、医療法、介護保険法で定める基本方針にのっとり、都道府県

計画、医療計画、介護保険事業支援計画等で整合性の確保が図られなければならないとされています。スケジュールは、4月から8月にかけて2回の都道府県個別ヒアリングが開催され、7月に国に医療介護総合確保促進会議が設置され、総合確保方針の提示があったばかりの経緯ですので、当局におかれましては、今月中の都道府県計画の策定・提出に向けて多忙をきわめていることと思います。医療機関、介護サービス事業所にとりましては、医師確保事業、介護従事者の確保のための事業等の改善に大いに期待をしているところですので、地域医療再生のため、崇高な使命感とやりがい感で取り組んでいただきたいと思います。そこで、新たな財政支援制度に対するこれまでの取り組みと今後のスケジュール等について、福祉保健部長にお伺いいたします。

次に、地域福祉の推進についてお尋ねいたします。

それぞれの地域において住民が安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進するためには、行政関係者だけでなく、社会福祉法人や民生委員・児童委員を初めとした地域に根差した福祉関係者が、お互いに協力して福祉課題の解決に取り組んでいくことが大切だと考えます。特にこれからは、地域の住民が率先して高齢者や障がい者、子供等に対する見守り活動などに取り組んでいくことが重要だと考えますが、なかなか活動の拠点が無いという声も聞こえているところがございます。そこで、このような中、社会福祉法人が地域福祉の拠点として地域に開かれることは、大変意味のあることだと思いますが、福祉保健部長に御所見をお伺いいたします。

次に、海岸保全基本計画の改定についてお尋

ねします。

政府の中央防災会議などは、2011年、数十年から100数十年に一度と発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波を「レベル1」と定義しました。そこで県は、これを受け、昨年12月に県沿岸部のレベル1津波の水位を設定し、必要な堤防の高さがおおむね4～6メートルになることを公表したところであります。このような中、本県海岸の津波対策を推進するため、海岸保全基本計画の見直しが行われていますが、その内容について、県土整備部長にお伺いいたします。

次に、神楽の由来等の調査についてお尋ねします。

まず、高千穂神楽のブラジル公演は、報道等で御案内のとおり、大役を果たしていただきました。関係者の皆様に、心から敬意と感謝の意を表したいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございました。

さて、「めざそう世界無形文化遺産！みやぎの神楽魅力発信事業」では、県内に207あると言われる神楽の調査に汗をかいていただいているところであります。地域間競争ではなく、オンリーワン事業として、生き生きとして楽しんで取り組んでもらいたいと思います。さて、神楽の分類については、宮中の神楽を御神楽というのに対して、民間の神楽を里神楽と言われております。里神楽の分類については諸説ありまして、定説となるものはないと言われておりますが、本田安次氏、元早稲田大学名誉教授の説によりますと、巫女神楽、出雲流神楽、伊勢流神楽、獅子神楽の4種に分類されています。宮崎県の神楽の特徴として、平野部を中心とした稲作地帯で舞われる春神楽のほとんどが昼神楽であり、中山間部の九州山地帯で舞われる冬神楽

のほとんどが夜神楽であると言われています。また、神話が伝承される地域では神話に関する演目、山地では狩猟儀礼、平野部では稲作に関して、沿岸では魚の漁に関する演目が見られるようです。さて、県内神楽の書面による悉皆調査は昨年度に実施済みであり、現在は、国の重要無形民俗文化財に指定されている神楽から、神楽面や衣装、文書の記録撮影、保存会への聞き取り等の現地調査を行い、神楽概要書を作成する運びと伺っております。そこで、県内外への情報発信の必要性から、神楽の調査内容の中に神楽の由来や分類を入れるべきと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

最後に、交通安全対策、「ゾーン30」対策についてお尋ねします。

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策であります。本県では、小学校を中心に抜け道対策など、地域住民の要望や生活道路における事故多発場所などを検討の上、関係者との協議を経て、対策が必要と認められる地区を選定しております。そこで、地区住民の整備要望が高い「ゾーン30」の効果と今後の取り組みについて、警察本部長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。それぞれの御答弁後、質問席から再質問をさせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

まち・ひと・しごと創生本部についてであります。このまち・ひと・しごと創生本部は、人

口急減・超高齢化という我が国が直面する課題に対して政府一体で取り組み、各地域が特徴を生かした自律的で持続的な社会の創生を目指して設置されたものであります。私としましては、国が、地方の元気なくして我が国の将来はないとの認識に立ち、創生本部を中心に地方の実情に応じた多様な取り組みを予算面や制度面から積極的に支援することを通じて、人口減少問題の克服や景気回復の地方への波及などにしっかりと取り組むことで、本県を初めとする全国津々浦々の地方が再生する契機となることを期待しているところであります。

一方、創生本部がその目的を達成するためには、当事者である地方の意見が最大限に活かされることが何より大切であるというふうに考えておりますし、また、地方の側からも、国の取り組みを座して待つのではなく積極的な提案・提言をしていく、そのような姿勢も大事であろうかと考えております。特に本県は、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、合計特殊出生率が全国トップクラスであるなど、すぐれた子育て環境や生活環境を誇っておりますことから、全てが大都市に集中する現状からの脱却を目指す、いわば脱大都市時代における地方のあるべき姿の一つとなり得る、またそのモデルを示し得るのではないかと考えております。こうした本県の優位性と実情を、国に対してしっかりと説明するとともに、特色ある政策を提案していくことで、今回の国の取り組みというものを本県にとっての追い風として捉え、本県の発展に結びつけていくよう取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（橋本憲次郎君）〔登壇〕 お答えします。

定住自立圏構想についてであります。定住自

立圏構想は、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能を確保するとともに、圏域の活性化を図ることを目的としております。県内においては、延岡市、日向市、都城市、小林市を中心市とする4圏域で形成され、圏域ごとの具体的な事業をまとめた定住自立圏共生ビジョンに基づく各種の取り組みが実施されております。本格的な人口減少社会を迎える中、定住自立圏構想は地方における定住の受け皿の形成を目指すもので、都市部への人口流出抑制の観点からも大きな意義を有するものであると考えております。県といたしましても、各圏域の個性を生かした定住自立圏共生ビジョンによる取り組みが円滑に行われるよう、引き続きしっかりと支援してまいりたいと考えております。

次に、狩猟肉の利活用についてであります。狩猟肉の利活用を図ることは、地域活性化の観点からも、地域資源の一つとして大変重要であると考えております。県といたしましても、諸塚村や西米良村にあります狩猟肉処理施設の整備や、鹿肉のレトルトカレー等の販売に取り組まれている延岡市の企業等について、県の補助事業等により支援を行っているところでございます。レトルトカレーについては、私も食べさせていただきましたが、癖もなく、ほぐれやすく、食感がよいという印象を持ったところでございます。狩猟肉の利活用につきましても、処理に係る衛生管理体制や販売先の確保などの課題がありますが、現在、国において衛生管理のガイドラインの作成が進められており、また、民間企業による流通体制の構築に関する動きもございますので、他県における先進事例等の関連情報の収集に努めるとともに、市町村等に情報提供を行いながら、引き続き有効な利活用に

ついて検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、「みやざき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」についてであります。このプロジェクトは、オリンピック・パラリンピック東京大会を契機に、全県を挙げて宮崎の魅力を磨き上げ、発信し、国内外の活力の取り込みを通じて地域の活性化を図るとともに、これを一過性のイベントとせず、2020年以降も見据えた「次世代に受け継ぐ有形無形の財産づくり」、いわゆるオリンピック・レガシーの創造を目指すものであります。そのためには、県だけではなく、市町村、民間団体が、このプロジェクトの趣旨を十分に理解し、それぞれが主体的な役割を果たしていただくことが重要であるとの認識のもと、協働を掲げさせていただいたところです。このため8月に、県、市町村、経済団体等の民間団体による、おもてなしプロジェクト推進のための官民連携組織を立ち上げたところでございます。今後、会議の中に、各団体の実務者レベルによる幾つかの専門部会を設け、それぞれのノウハウや情報の共有・連携をさらに強固なものとし、目指すべき方向性を一つにしながら、県民全体でおもてなし機運の醸成を図ることにより、県民の力を結集した県づくり、地域づくりに取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（佐藤健司君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、新たな財政支援制度に対するこれまでの取り組みと今後のスケジュール等についてであります。新たな財政支援制度は、後期高齢者の増加が見込まれる2025年に向けて、医療・介護サービスの提供体制の改革が急務の課題であるとの認識のもと、本年になって国から示され

た財政支援措置であります。県のこれまでの取り組みとしましては、本年度の政府予算が成立した3月から、医師会、看護協会、大学、市町村等の関係団体に必要とされる事業を募集するとともに、事業内容や事業計画等に関するヒアリングや庁内関係課との協議を実施しており、また、4月と8月には国との協議を行っているところであります。今後のスケジュールにつきましては、県の事業計画策定に向けまして、9月末に医療審議会での審議を経た後、国に計画を提出し、国からの内示・交付決定を踏まえた上で、事業実施に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、地域福祉の推進についてであります。社会福祉法人が、地域の実情や当該法人の特性に応じて施設等を活用し、地域福祉の拠点としての役割を果たしていくことは、大変意義深いことだと考えます。現在、社会福祉法人は、それぞれの地域において、交流促進の場の提供はもとより、高齢者、障がい者及び子育て世代からの相談対応や、地域住民が参加する生涯学習会への支援など、さまざまな取り組みを行っていただいております。これらの取り組みについては、一定の評価をするものであります。国においては、現在、社会福祉法人の社会貢献のあり方について議論が行われておりますので、県といたしましては、その議論等も踏まえながら、社会福祉法人が地域福祉の拠点として、より一層その存在意義を高めていただくよう、必要な助言・指導を行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○**県土整備部長（大田原宣治君）**〔登壇〕 お答えいたします。

海岸保全基本計画についてであります。本県における海岸保全基本計画につきましては、平

成15年に策定したもので、台風などの自然災害に対する防護に加えまして、日向灘沿岸のすぐれた景観やアカウミガメなどの生息環境の保全、さらには海水浴やサーフィンを初めとします海洋性レクリエーション機能の増進など、海岸の防護、環境、利用の調和が図られるよう、総合的な海岸保全の方向性を示した上で、海岸保全施設の整備が必要な県内38海岸につきまして整備概要を定めているものであります。今回の見直し内容についてであります。東日本大震災による甚大な津波被害を踏まえ、政府の中央防災会議により津波対策の基本的な考え方が新たに示されたことを受けまして、日向灘沿岸の津波対策を推進するために、ことしの3月に公表しましたレベル1津波に対する要対策箇所につきまして、海岸保全施設の必要堤防高や整備延長等を計画に位置づけるものであります。以上であります。〔降壇〕

○**教育長（飛田 洋君）**〔登壇〕 お答えいたします。

宮崎の神楽の由来や分類についてであります。昨年度より実施いたしております、みやぎの神楽魅力発信事業におきましては、有識者による委員会を設置し、一流の研究者の御助言をいただきながら、それぞれの神楽の概要及び特徴などの調査や、神楽の音声映像の記録、さらにインターネット上での公開等を行っているところであります。お尋ねの神楽の由来につきましては、本事業において書面による調査や現地での聞き取り調査などを行う中で、把握に努めているところであります。また、分類につきましては、研究者によっていろんな説がありますこと、それから、神楽は幾つかの分類はされているのですが、1つの神楽でも幾つかの分類群の特徴をあわせて持っていることなどで、明

確な分類は難しい面もありますが、それぞれの
神楽の大まかな特徴を、本事業における調査に
おいて把握することができると考えておりま
す。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（坂口拓也君）〔登壇〕 お答え
します。

「ゾーン30」につきましては、市街地等の生
活道路における歩行者等の安全確保を目的に、
道路管理者等と連携して、これまでに、平成24
年度に4カ所、平成25年度に5カ所の計9カ所
を整備しております。なお、この9カ所には全
て通学路が含まれておりますので、通学路の安
全対策にもつながっております。

「ゾーン30」の効果であります。交通事故
の発生件数で見ますと、平成24年度の4カ所
では、一部の地域でわずかに増加したところ
が見られますが、全体では、整備後の1年間
で、20件から4割減少の12件となりました。
平成25年度に整備しました5カ所につきま
しても、整備後5カ月間の検証ではありますが、
前年に比べ5件から3件に減少するなど、
一定の効果が見られるところであります。
また、地域住民等からは、「カラー舗装で
安心して歩きやすくなった」「車の速度が
落ちた」などの声が寄せられております。
今後の取り組みであります。今年度は18
カ所で整備を進めており、来年度以降も、
地域住民の要望等を踏まえ、道路管理者
と連携して計画的に整備してまいりたいと
考えております。以上であります。〔降壇〕

○後藤哲朗議員 理解を深めるために、提言・
提案、要望を交え再度質問を行ってまいり
ますので、よろしくお願いいたします。

全国知事会が7月にまとめた少子化に関し
ての提言は、出生率向上、地方での若者の
定住促進、子育てにシフトした税制改革の
3本の柱で

構成されておりました。不妊治療の充実、
教育費用の低減などを求めています。また、
その中で、高校卒業と同時に地方の若者が
大都市圏の大学に吸収されてしまう実態
から、地方の大学の強化を訴える声
が相次いだと仄聞しております。圏域
の高校をしっかりと守り、県内、圏域
の公立、私立を問わず大学の強化を
図っていくことは重要なことだと考
えます。

さて、議会を初め県民の皆様からの
要望で、県営スポーツ施設の県央集
中でなく分散配置というのがござ
います。昨日も田口議員の代表質
問の中で取り上げておられました。
定住自立圏構想での圏域も重視し
てほしいものであります。例えば、
陸上競技場なら都城、プールなら
延岡等々でございます。さて、そ
の定住自立圏構想と地方中枢拠点
都市構想との相違点について、
総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 地方
中枢拠点都市圏構想におきま
しては、政令指定都市や、人口
20万人以上の新中核市である
地方中枢拠点都市が、圏域全
体の経済成長の牽引、また高
次の都市機能の集積、圏域全
体の生活関連機能サービスの
向上について中心的役割を担
うことが期待されるものでござ
います。一方、これに対しま
して定住自立圏構想につきま
しては、人口5万人程度以上の
要件を満たす中心市が、人口
定住のために必要な生活機
能の確保に対しまして中心的
な役割を担い、近隣市町村と
協力しながら圏域全体の活
性化を図ることを目的とする
ものでございます。いずれも、
集約とネットワーク化という
考えに基づき、中心となる都
市と近隣市町村が連携して、
地方からの人口流出を食い
とめることを目的としている
点では、共通点もあるところ
でございます。その中で、各
圏域の中心市を核として連
携を促進するとい

う定住自立圏構想は、県内各地域の活性化という観点から大きな意義を有するものと認識しておりまして、県といたしましては、引き続きしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 この地方中枢拠点都市構想、当初は大体30万人以上というお話が20万人になり、今年度からモデル事業着手ということで、非常に県内における拠点づくりに関係してきますので、我々も注視していきたいと、そのように思っております。

続きまして、狩猟肉の利活用について、3点お尋ねします。

まず、食品成分データベース等では、鹿肉は高たんぱくで低カロリー、鉄分が豊富な食品とあります。いろいろな加工品として流通し始めているところでもあります。また、グリーンツーリズム、農家民泊等で、自然の森の美しい恵みの食べ物、特産品として好評を得ていると伺っております。まず、県において許可されている狩猟肉の解体処理施設数を教えていただきたい。また、狩猟肉を食する際のリスクにはどのようなものがあるか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 食品衛生法上の食肉処理業の許可を受けている野生鳥獣の解体処理施設数は、平成26年8月31日現在、延岡保健所管内の7施設を初め、県内全体で19施設となっております。また、人へのリスクでございますが、イノシシや鹿などの野生鳥獣が持つ肝炎ウイルス、腸管出血性大腸菌、寄生虫などにより、下痢、発熱、肝炎等を発症するおそれがあります。なお、これらの病原体は肉の中心部まで火を通すことで死滅しますので、県としましては、食肉を提供する飲食店等に対し十分

な加熱を指導しているところであります。

○後藤哲朗議員 続きまして、県は今月の4日に狩猟肉の利活用に係る説明会を開催されています。対象者は、県内の狩猟肉処理業者等、各市町村、中山間地域産業振興センターを初め、県の関係各課の担当者も出席をされています。講師は大分狩猟肉文化振興協議会の事務局であり、説明会の内容は、九州における狩猟肉の利活用の状況等々であったと聞いております。そこで、この説明会にはどれくらいの市町村、事業者が出席されたか。また、出席者からの主な質問等があれば、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） ただいま御紹介いただきました狩猟肉の利活用に係る説明会は、市町村等への情報提供を行うことを目的に、県外で流通体制の構築を図っている事業者をお招きしまして、市町村や加工処理事業者等を対象に開催したところでございます。12市町村、3事業者が出席いただいたところでございます。また、意見交換の際、出席者からは、取引を行う上での具体的な買い取り方法、またその価格、1年間に取り扱う数量、求められる衛生基準などについて質問があったところでございます。

○後藤哲朗議員 また総合政策部長にお聞きしますけれども、大分県の狩猟肉文化振興協議会ではありませんが、県内でも狩猟肉の利活用を推進するための全県的な協議会等を立ち上げるなどの動きはないのか。お聞かせ願いたいと思います。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 大分県のほうでは、民間主導でそのような協議会があるということでございます。現在、宮崎県内では、地域の協議会や猟友会支部、民間企業などで狩

猟肉の利活用が進められているところでございますが、全県的な協議会等はなく、また、現時点では発足の動きも把握していないという状況でございます。県といたしましては、今回開催した説明会のように、狩猟肉の利活用に関する情報提供や意見交換の場を設けることにより、こういう取り組みを通じまして、そのような協議会ができる機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 実は、きのう鹿児島県で行われているんです。食べ方と、どう活用するかということで、鹿児島県も動きが出てきているということを御案内させていただきます。

狩猟肉を食する文化の構築、どうもここが一番のもとだと考えております。有害鳥獣問題を自然の恵みとして継続的な改善に結びつけ、地域の活性につながって行ってほしいなと、そういう気がしてなりません。それにはやはり、今、部長がおっしゃったように協議会の立ち上げ、民間主導で立ち上げていただきまして、情報の共有化、研修等を通じて利活用の促進を図るわけですが、県としましての側面的な支援——民間が立ち上げてもらわないとなかなか長続きしないということで、どうか今後とも側面的な支援のほうをよろしく願いしておきます。

続きまして、「みやぎき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」についてお尋ねします。先ほど知事のほうから、地方の元気なくして我が国の将来はない、それと脱大都市時代、そして特色ある政策を提案していくという御答弁をいただきました。まさに特色ある政策を提案していくというのは、「みやぎき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」。「協働」という言葉が出

ていますけど、全県的にみんながベクトルを同じくして進んでもらいたいというのがこのプロジェクトでありまして、宮崎の魅力向上、戦略4に、おもてなしの環境の充実が掲げられております。ハード・ソフト事業を初めこれから取りかかれることと思いますが、有形無形の財産づくりに御尽力いただきたい。県、市町村、民間の協働により、何回も言いますが、日本一のおもてなしを構築して行ってほしいものです。

それで、具体的なおもてなしの取り組みの事例を紹介したいと思っております。きのうも数回、高知県の話が出ましたけれども、高知県、今有名な「おもてなし課」が取り組んでいるところですが、独自の認定制度を設置してトイレの美化を図っています。店舗や民間施設などのトイレを清潔にして地域の印象をよくすることで、観光客の満足度向上につなげています。音楽を流す、花を飾るなどの工夫や、清潔さ、明るさなどの基準で「おもてなしトイレ」に認定されたトイレは、何と県内で620カ所に上がっているそうです。トイレを美しく保ち、おもてなしの心を育んでいこうという試み、企画です。なお、実は本県、県土整備部が進めております青島亜熱帯植物園の建てかえに伴いますトイレの改修では、常任委員会での提言を参考に、おもてなしトイレに取り組んでいただいていることを感謝申し上げます。ありがとうございます。

そこで、戦略4「おもてなし環境の充実」については、既定の取り組みに加えて、おもてなしの心の醸成という視点も大切と考えますが、どのように取り組む考えなのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 「みやぎき東京オリンピック・パラリンピックおもてな

しプロジェクト」の戦略4では、本県の美しい自然景観や歴史・文化、豊かな食などを生かした、世界に通用する魅力ある観光地づくりを進めるとともに、外国からのお客様も移動、滞在しやすい環境の整備を図ることといたしております。議員より御指摘のありましたおもてなしの心は、本県の特徴でもあります温かな県民性の発露と言えるものでありまして、その醸成は、これらの環境整備を生かす上でも極めて重要なものであると認識しております。県ではこれまでも、観光ボランティアの育成・支援に努めるとともに、「神話のふるさと県民大学」の開催などによりまして、本県の歴史・風土などへの理解や、郷土への誇りを育む取り組みを通して、県民一人一人が観光客を迎えるおもてなしの心の醸成を図っております。今後さらに、市町村や観光協会とも連携しながら、全県挙げて、おもてなし環境の磨き上げに取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 実は、愛媛県松山市がまさしく、自称「日本一のおもてなし宣言」をしているところがございますが、本県も知事が、自称といいますか、日本一のおもてなし宣言というか目標を立てられております。いわば一国一城のあるじが言ったことに、職員の皆さんが一斉に同じ方向を向いていくというのが大事。私どもが、おもてなしの濃淡というか、そういうのをチェックする役目を担っているかなと思いますので、どうか今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度についてお尋ねします。地域にとって必要な事業に適切かつ公平に配分される仕組みとして、国・県・市町村が基本的な方針・計画策定に当たって公正性

及び透明性を確保するために、関係者による協議の仕組みを設けることとあります。そこで、計画策定に当たって公平性及び透明性を確保するため、関係者による協議の仕組みを設けることについて、どのように考えておられるのか、福祉保健部長に御所見をお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 計画策定に当たりましては、これまで医師会、看護協会などの関係団体や市町村等から広く事業を募集するとともに、提案のあった事業につきましては、実現可能性や継続性、事業効果、費用負担の考え方など、関係者との協議を丁寧に重ねてきたところであります。その上で、9月末には、医師・歯科医師・薬剤師の代表者、医療を受ける立場にある者、そして大学等の学識経験者の3者で構成されます県医療審議会で計画を審議していただくこととしております。こうした取り組みによりまして、公正性及び透明性の確保は図られるものと考えております。

○後藤哲朗議員 今回の支援制度は、チェック機能というか、県民の皆さんと一緒に注視しないといけない大きな事業というか制度。と申しますのは、消費税増収分が充てられるということが一番大事になる。それと医師不足を初めとした医療・介護等、県民の要望、ニーズが非常に高い事業であります。11月か12月かわかりませぬけれども、年度内に交付額決定ということでございますので、担当職員の方々は忙しいと思いますが、御奮闘のほどよろしく願いいたします。

次に、地域福祉の推進についてお尋ねいたします。都市部においては、人間関係の希薄化による地域コミュニティーを支える人材不足が問題。中山間地においては、少子高齢化の急速な進行による若い世代の減少が、地域コミュニ

ティーを支える人材不足につながっているような気がいたします。そこで、少子高齢化による人口減少が進む中、地域コミュニティーを支える人材として、社会福祉法人の職員さんたちが地域福祉推進に貢献していくことについて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 社会福祉法人が運営する福祉施設は、県内全ての市町村に設置され、そこで働く職員の皆さんは、介護や子育てなどに精通されるとともに、日ごろの業務を通じて住民や関係機関・団体とかかわりを持っていることなどから、地域コミュニティーを支える人材として御活躍いただけることを大いに期待いたしております。このため県では、社会福祉法人の職員などを対象として、多様なニーズに対応し、地域固有の福祉課題を解決する地域福祉コーディネーターの養成講座を実施するとともに、施設長などを対象とした管理職研修や法人監査など、さまざまな機会を通じて地域福祉へのかかわりの強化を求めているところであります。今後、社会福祉法人の社会貢献のあり方を検討する中で、施設職員が地域を支える人材として、より一層活躍できる方策についても検討してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 実は、昨日の田口議員の、一議員の不祥事が一緒くたに見られる風潮。まさしく一社会福祉法人の不祥事、犯罪が同様な視点で見られることと同じだな、そういう気がしてなりません。実は、一生懸命に地域福祉のために社会貢献活動に頑張っている社会福祉法人がほとんどだというのを、まずは認識しないといけないんじゃないか。報道等で社会福祉のあり方を言われていますけど、我々地域にいても、非常に地域に貢献している実態というのを伝えていかないといけない、そのように思っ

ている次第です。特に人口の少ない中山間地域では、まさに社会福祉法人施設が地域の核となりつつあります。触れ合い、助け合い、支え合いの福祉の精神に戻っていかないといけないんじゃないかな、そういう気がします。国が社会福祉法人施設含めていろいろと考えますが、地方としてはそういうのをしっかりと伝えていかないといけないんじゃないかな、そういう気がしてなりません。

続きまして、海岸保全基本計画についてお尋ねします。

本県海岸の、先ほどありましたように見直しが行われますが、今後のスケジュール、計画改定後の施設整備の進め方について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 海岸保全基本計画の見直しにつきましては、今年度から改定作業に着手しておりまして、今月2日に第1回目の学識者懇談会を開催し、本県海岸の現状や計画の基本的な考え方について意見を伺ったところであります。今後、広く県民の意見を取り入れるためのパブリックコメントや、沿岸の市や町の意見を聞いた上で、学識者懇談会におきまして内容の検討を加え、年度内を目標に改定を行う予定としております。

また、計画改定後の施設整備の進め方につきましては、沿岸の市や町との連携を密に図るとともに、住民説明会などを開催し、合意形成を十分に図りながら、景観の調和を初め、環境保全、海岸の利用などに配慮した施設整備を進めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 計画策定後の住民説明会というのが大変重要だと、そのように思っております。見る、聞く、動くの現場主義ではありませんが、そういった徹底が今回の海岸保全計画の

策定方法であります。市町村との連携は、当然、一番大事です。市町村との連携を図っていくということですが、やはり県がイニシアチブをとっているんだという姿勢を明確にしていきたい。責任の所在をはっきりするではありませんが、そういう姿勢をはっきりすることで、県民の信頼を得ていくのではないかと思いますので、そのところをよろしくお願いいたします。

続きまして、みやぎきの神楽魅力発信事業についてお尋ねします。国指定神楽の現地調査が終了した後、県や市町村指定の神楽の調査はどのような計画になっているのかお聞きしたいと思います。教育長にお願いします。

○教育長（飛田 洋君） 神楽の調査の計画についてです。現在、みやぎきの神楽魅力発信事業において、国指定の重要無形民俗文化財となっている神楽につきまして現地調査を行っておりまして、平成27年度までに調査を終了する予定であります。県や市町村が指定しております神楽につきましては、国指定の神楽の現地調査が終了後、引き続き調査していく計画を考えております。

○後藤哲朗議員 実は、先月の8月19日に九州国立博物館で開催されました「東九州神楽人の祭典」に行ってきました。西米良村の村所神楽にスポットを当てた企画であり、福岡県の京築地域の京築神楽とのコラボにより、神楽の地域性・多様性を感じる内容でありました。その会場でいただいた、県内外への情報発信用として活用している京築神楽のガイド版がすばらしいものでした。ただ、この京築神楽というのは歴史が余りないんです。ですから、由来等々については非常に調査しやすい。ということは、本県が持つ神楽については、先ほど

の答弁でもありましたように、文献がないということ、神楽保存会の皆さんですら調べてほしいという要望が出されているということです。起源、伝承年次、由来、分類を調査することは大変困難だと理解しておりますが、県内にあたる207、これは全国的にもナンバーワン、突出した——伝承密度という言葉が使われるそうですが、地域内の伝承密度というのはナンバーワン、誇っていい神楽だそうです。そこでお願いしたいのは、207全てとは言いませんけれども、オリンピックイヤー、観光振興も含めて、この概要ガイドブックをつくるべきじゃないか。これは要望にかえさせていただきますが、教育長、それと商工観光労働部長も関係してきますので、どうかよろしく願いをいたしたいと思います。

最後に、交通安全対策の「ゾーン30」について要望させていただきます。坂口県警本部長は就任会見で、「強くて、正しくて、優しい」を理想の警察官像に挙げておられました。地域に優しい、人に優しい、そしてドライバーにも優しいんです。生活道に対する「ゾーン30」の明確な表示というのは、非常に我々も助かります。ですから、地域に優しい、人に優しい、ドライバーにも優しい。一番は通学路、子供たちに優しい。非常に交通安全対策として「ゾーン30」は効果が高いもの、そのように思っておりますので、さらに拡大の方向で御検討いただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○福田作弥議長 次は、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。それでは、一般質問をしてまいります。

質問に入ります前に、8月19日から20日までの大雨によりまして、広島県で発生しました大規模土砂災害でお亡くなりになられました方々とその御遺族に対し、県民の一人として謹んで哀悼の意を表したいと思っております。また、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一刻も早い被災者の方々の生活再建と被災地域の復興をお祈り申し上げたいと存じます。

それでは、通告に従いまして順次質問をしてまいります。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

2月定例県議会の一般質問でも取り上げましたが、厚生労働省が発表しました平成25年賃金構造基本統計調査の結果において、時間外勤務手当などを除いた現金給与額である所定内給与額が、全国都道府県中、本県が最下位となったところであり、大変残念な思いがしております。本県は、太陽の国と言われるように、春先には多くのスポーツキャンプでにぎわうとともに、食を中心とした豊富な地域資源に恵まれており、これらを生かした産業の振興など、他の地域と比較して優位な部分はあると思っておりますが、なかなか給与水準の向上につながっていないような状況に感じております。都道府県によって物価の違いはありますが、一定の給与額で生活が可能であるということは、ある意味では生活しやすい環境が整っているということかもしれません。しかしながら、給与額という経済的な豊かさは、生活における大きなポイントであろうと考えております。そこで質問でございますが、河野知事は平成25年までに、副知事として4年、知事として3年の計7年間、本県をリードしてこられたわけでありまして、給与額の向上のためにどのように取り組まれてき

たのかをお伺いしておきたいと思っております。

以上を壇上での質問といたしまして、後は質問者席からの質問といたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

県民所得や給与水準は、地域経済の状況を示す重要な指標であると認識しておりまして、県民生活の安定や豊かさのために、まず何よりも、本県産業の振興を通じて地域経済・雇用の底上げを図り、所得や給与の向上や安定を支えていくことが大変重要であると考えております。本県におきましては、リーマンショック後の世界的な景気低迷の影響に加え、私が副知事的时候には口蹄疫、さらには知事になりましてから鳥インフルエンザの発生や新燃岳の噴火など、かつて経験したことがないような災害に相次いで見舞われ、農畜産業はもとより、本県の経済が深刻な影響をこうむったところであります。このため、疲弊した本県経済・雇用の復興・再生に向けまして、これまで、経済の核となる産業の育成や雇用対策、公共事業等の実施など、本県の活力の源泉となる経済・雇用の基盤固めに全力を注いできたところであります。

有効求人倍率は、ことし4月以降は0.9倍台となるなど、本県の景気は回復基調にあるものと考えております。この回復の兆しを給与額の向上に結びつけていくためにも、昨年度からは、「復興から新たな成長へ」と県政の軸足を移し、フードビジネスなど成長産業の育成加速化等による本県産業や経済の底上げに重点的に取り組んでいるところであります。以上であります。〔降壇〕

○徳重忠夫議員 ただいま御答弁をいただきましたが、状況がいろいろあったということでご

ございます。このことについて、知事はこの事実をどのように受けとめられて、今後どのような対応をしていこうとされているのか、お伺いしておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 給与額の向上は、県民の皆様にとりまして、景気回復や経済成長を実感することのできる重要な指標であるというふうに受けとめております。平成25年6月時点の所定内給与額が全国最下位となりましたこと——サンプル調査で数字の振れも大きいわけでございますが——を真摯に受けとめているところでございます。

なお、調査対象企業は異なりますが、賃金構造基本統計調査と同様、所定内給与額を分析可能な毎月勤労統計調査によりますと、全国順位はまだ出ていないところでありますが、平成26年6月時点の所定内給与額は、ここ1年で全国を大きく上回る給与額の上昇を示しております、足元に明るい兆しが見られるものと分析をしておるところでございます。

私としましては、引き続き、本県が有する豊富な資源を生かしたフードビジネスを初めとする本県の経済や雇用を牽引する成長産業の育成加速化や、産業・雇用の核となる「人財」の育成などによる産業の振興を通じて、給与額の向上を図ってまいりたいと考えております。さらには、現在、国におきまして、雇用改善や賃金アップといった経済の好循環を全国津々浦々まで届けるべく、地方創生に向けた総合的な対策が検討されているところでありますので、本県といたしましても、こうした国の施策と連動しながら、新たな成長というものを給与額の向上に結びつける努力を払ってまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

ただいま御答弁をいただいたところでありますが、給与は毎日の生活費そのものであります。給与額や県民所得の向上による豊かな生活は、県民の願いであります。まずは最下位からの脱出をしていただき、さらなる向上のために最善の努力をしていただきますように、強く要望を申し上げておきたいと思っております。

それでは、次の質問をさせていただきます。都城志布志道路についてお伺いをいたします。

皆様御承知のとおりでありまして、都城志布志道路は、宮崎自動車道の都城インターチェンジと志布志港を直結し、南九州を縦断し地域経済を支える重要な路線であり、南海トラフの大規模災害などに対応するためにも欠かせない道路であります。ことし5月には、宮崎、鹿児島両県の沿線自治体、民間団体、住民など約1,700人が集結をいたしまして、「都城志布志道路整備・活用促進大会」が開催されました。知事もおいでをいただきました。早期整備の実現には、国や鹿児島県と連携した取り組みが大変重要であると考えております。

そこで、当路線の整備状況を見ますと、整備延長44キロメートルのうち、宮崎県側が22キロメートル、鹿児島県側が22キロメートルであります。そのうち現時点での整備状況は、延長で、宮崎県側が23%の5キロメートル、鹿児島県側が38%の8キロメートルとなっております。鹿児島県側との進捗の状況に差があるところでもございます。また、今年度の投資額は、宮崎県側において、国の直轄部分が10億円、宮崎県直轄が12億円、それに対し鹿児島県側は33億円となっており、宮崎県側の投資額が鹿児島県に比べ11億円も少ない状況であります。平成26年度末時点の全ての残事業を調べてみました。国の直轄部分が約300億円、宮崎県側が約50

億円、鹿児島県側は全部で約150億円となっております。今年度の国の投資額10億円相当で単純計算をしますと、国の直轄部分だけでも30年かかるというようなこととなります。都城志布志道路は、全線が開通してこそ本来の効果を発揮できる道路でありますので、鹿児島県におくられることなく宮崎県側を完成させなければなりません。これまでも何度となく質問させていただきましたが、改めて、この状況を踏まえ、都城志布志道路の早期整備に向けた予算確保について、知事の意気込みをお聞かせいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 都城志布志道路、大変重要な道路でございます。5月に開催されました整備・活用促進大会に、私も参加させていただきましたが、会場は立ち見の出るほど大変熱気にあふれた大会でございました。参加者の熱い思いというものを肌身で感じたところでございます。こうした道路の整備に関しましては、ことし3月、待望の東九州道延岡―宮崎間が開通し、まさに人、物の流れが大きく変わり、地域に与える刺激というものを私ども実感をしておるところでございます。残された高速道路、また幹線となる道路の整備を急がなければならないということを、このような形で実感しておるところでございます。これまでも機会あるごとに、この道路の必要性・重要性を強く訴えるなど、国への要望活動を繰り返してまいりました。道路整備を取り巻く環境は、国全体を考えてみますと、インフラの老朽化対策が本格化することに伴い、関連する予算の増大が避けられない状況にあります。このような中でも都城志布志道路の整備を一層加速させなければならない、そのように考えておるところでございます。

地域における盛り上がり、今、内村議員がバッジをつけておられますが、「はよしっくいやん」というようなことで、また強くアピールをされているところでございます。そういった思いというものをしっかりと、あらゆる機会を捉えて国に対して訴えていく。そして、予算確保というものを強く求めていくとともに、県議会を初め沿線自治体、商工関係団体などの御支援もいただきながら、鹿児島県とも十分連携し――伊藤知事とも九州知事会などでたびたび顔を合わせるわけでございますが、そのたびに、都城志布志道路、さらには東九州道の日南―串間―志布志道路の整備に当たっての連携を深めていこうということを確認しておるところでございます。全線の早期整備に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 努力をしていただくことはありがたいことでございますが、何といたっても予算を持ってくるということが最も大事なことで思っています。

先ほど述べましたが、道路は全線開通してこそ真の効果を発揮するということになると思います。早くつなぐということで考えますと、宮崎県側の現時点での残事業、国、県合わせて350億円であります。一方、鹿児島県は残事業が150億円であります。200億円の差が現在生じております。鹿児島県ではここ数年、30億円を毎年平均して投資しております。残り区間を単純計算しますと、全線開通までに5年で完成するという数字になるわけです。鹿児島県側の完成に合わせて宮崎県を5年で完成させるためには、単純計算をしますと、鹿児島県の倍以上、要するに60億円以上の予算を毎年投資しなければならない計算になります。先ほど宮崎県側の今年度の投資額が12億円でありまし

た。このままでいきますと、鹿児島県側の完成に合わせるどころか、差は開くばかりであります。来年度、27年度は少なくとも30億円以上の予算の確保が絶対必要だと考えておりますので、知事におかれましても最善の努力をしていただきたいということ、強くお願い申し上げておきたいと思っております。

関連しまして、高速道路のコンクリート舗装について、県土整備部長にお尋ねをしておきたいと思っております。平成25年2月議会でも質問したところでございますが、道路のコンクリート舗装につきましては、アスファルト舗装に比べて耐久性が高く、寿命が長いことから、国が管理する東九州自動車道の北浦インターチェンジから北川インターチェンジの間の12キロメートルのうち、トンネル部分で約5.6キロメートル、それ以外の道路部分で0.8キロメートルのコンクリート舗装が採用されていると聞いております。そこで、以前、「都城志布志道路の一部区間での施工を予定している」との答弁をいただいたところでありますが、その後の都城志布志道路のコンクリート舗装採用に向けた検討状況について、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（大田原宣治君） コンクリート舗装の採用につきましては、これまで都城志布志道路で検討を進めてまいりましたが、騒音などの沿道環境を考慮しまして、金御岳インターチェンジから県境までの区間の一部で採用することとしたところであります。今後、現地の施工条件や周辺状況等を勘案しながら、具体的な施工区間について選定してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 どうぞよろしくお伺いをしておきたいと思っております。

続きまして、海外戦略についてお伺いをしておきたいと思っております。

県においては、東アジア経済交流の拡大を目指し、平成24年3月に「みやぎ東アジア経済交流戦略」を策定し、関係部局の連携のもと、農畜産物を初めとする県産品の輸出促進や観光客の誘致に鋭意取り組まれているところであります。また、先日発表がありましたとおり、新たな定期航空路線であります香港線が、早ければ12月にも就航するとのことで、今後さらに東アジアとの経済交流の推進に弾みがつくものと、大いに期待しているところであります。私はことしの5月に、香港、シンガポールの市場調査を行ってまいりました。成長著しい東アジアの活気と活力を肌で感じ、改めて、東アジアとの交流拡大は本県経済の活性化にとって大変重要であると認識しているところであります。しかしながら、その一方で、現地を訪問して幾つかの課題も見えてきたところであります。

まずは、県の海外事務所についてお尋ねをいたします。県では現在、海外における活動拠点として上海と香港に事務所を設置しており、県産品の販路拡大や観光セールスなど、現地において積極的な活動を展開されており、その成果も上がっているものと考えております。しかしながら、海外事務所の運営に当たりましては、職員の確保はもちろん、事務所の家賃や活動費など多額の経費を要している状況にあります。そのような中で、上海と香港には九州の多くの県が単独で事務所を設置しておりまして、私は、この九州各県が連携して事務所の共同運営を行えば、経費の削減が可能となり、県では、その財源を有効に活用することで、さらに経済交流の拡大を図ることができるのではないかと考えているところであります。そこで、海外事

務所について、九州各県での共同運営ができないか、商工観光労働部長にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 御指摘のありました海外事務所を共同で運営することにつきましては、各県がそれぞれの海外戦略に沿って事務所の展開を図っている中で、県産品の販路獲得や新規国際航空路線の誘致といった、各県間で競合する事業があるなど、その実現に向けてはさまざまな課題があると考えますが、一方で、事務所運営費の分担によるコスト削減や、各県が連携して事業を実施することによる相乗効果などが期待できるものと考えております。このため県では、本年6月に開催されました九州地方知事会議において、共同運営に向けた研究の場の設置を提案したところであり、現在、九州各県で構成する研究会の中で、本県が事務局となり、共同化に向けた課題やその手法等について議論を行っているところであります。今後とも引き続き、九州各県との連携を図りながら、海外事務所の共同運営について議論を深めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、宮崎牛の販売戦略についてお尋ねをいたします。シンガポールの市場調査の折、高島屋の牛肉売り場を調査したところであります。日本産の牛肉としては、神戸牛、松阪牛と並び宮崎牛、さらには佐賀牛や鹿児島県の曾於牛など、九州産のさまざまなブランドも販売されておりました。しかし、私は、海外の消費者で、日本の地域ブランドについて違いを認識できる人というのは少ないのではないかと考えております。今後の牛肉の海外輸出については、個々のブランドで売っていくのではなく、他の産地

と連携した統一ブランドで売り込んでいくことも必要だと思っておりますが、県の考え方について、農政水産部長にお伺いしておきたいと思ひます。

○農政水産部長（緒方文彦君） 我が国における牛肉の海外輸出につきましては、平成25年度には輸出量が915トンと順調に伸びている一方で、外国産「WAGYU」との競合に加え、輸出先における産地間の競争が発生しております。このため国では、牛肉の輸出戦略において、外国産「WAGYU」との差別化を図るため、日本産和牛の統一マークの普及・徹底等、オールジャパンでの取り組みにより海外での日本産和牛の認知度向上を図り、ジャパンプランドを確立することにしております。県といたしましては、今後、国が進める輸出戦略と協調しながら、全国和牛能力共進会2連覇により得られたチャンピオンブランドの称号を活用しまして、宮崎牛の認知度向上を図り、販路の拡大や有利販売につなげてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 海外輸出では多大な輸送コストがかかると思いますが、国内での販売よりも農家の利益が少なくなるとは、輸出する意味がなくなってしまうと考えておるところであります。せっかく輸出するわけですから、一層農家の所得向上につなげる必要があると思ひますが、県の取り組み状況について、農政水産部長に再度お尋ねをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 人口減少時代を迎え、今後、国内での牛肉消費の伸びが大きく期待できない中で、県産牛肉の販路拡大を図っていく上で、海外輸出は大変重要な取り組みであると考えております。このため県におきましては、多くの富裕層を抱える東アジア地域

や米国等を中心に、官民一体となって、宮崎牛の認知度向上や販路開拓に取り組んでいるところであり、昨年度は122トンと過去最高の輸出量となっているところであります。今後とも、これらの取り組みを進め、海外での県産牛肉の商品価値を高めるとともに、EUなど新たな輸出先を開拓しながら輸出量の拡大を図り、農家の所得向上につなげてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。農家の所得が少しでもふえるように御努力いただきたいと思っております。

農業問題について、もう一問お尋ねをしてみたいと思っております。肉用牛の生産基盤につきましては、全国的な課題であります。鹿児島県では肉用牛農家戸数が1万戸を割ったということで、新聞に大きく取り上げられました。本県でも、高齢化による離農が加速し、肉用牛農家戸数や繁殖雌牛頭数の減少にあわせて、子牛競り市への上場頭数も減少しております。このようなことから、昨年度から子牛競り市での平均価格は50万円を超える状況が続いておりまして、肥育農家の経営は大変厳しいものがあるようであります。さらに、依然として配合飼料価格の高どまりも続いておりまして、肥育農家が安定した経営を行っていくためには、さらなる対策をとる必要があります。このためには、県内各地における肉用牛生産基盤を維持拡大することにより、安定した子牛の供給体制を構築していくことが極めて重要と考えております。そこで、繁殖センター等の施設の整備が必要だと私は考えております。県の考え方について、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 御指摘のとおりでありまして、全国的な子牛競り市上場頭数

の減少に伴い、子牛取引価格が高騰しており、今後、肥育農家の経営が逼迫することを懸念しているところであり、その対策としても肉用牛生産基盤の維持拡大が喫緊の課題であると考えております。このため県としましては、飼養規模の維持拡大を図る上で、農家への妊娠牛供給など重要な役割を担う繁殖センター等の施設整備を推進するとともに、今年度から地域肉用牛繁殖基盤強化対策事業によりましてセンター機能の強化等を図ることとしております。今後とも、国庫事業などを十分活用しながら、地域における繁殖雌牛頭数及び肥育素牛頭数を確保することにより、肥育農家の経営安定を図ってまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 そういう方向で、ぜひ努力をいただきますようお願いしておきます。

私は、畜産農家の生産基盤の維持を図るためには、畜産も分業化が必要な時代に入ってきたと、こう考えております。規模拡大を目指したいが飼料づくりまで手が回らない農家や、技術を持っているものの体力がない高齢農家が、安定した畜産経営を続けていくためには、農家のかわりに飼料づくりを行うコントラクターは必要不可欠なものになると、このように信じております。また、先ほど御答弁をいただきました、繁殖センターなどの大規模繁殖施設は、飼料をいかに確保するかが課題になってくると思われます。私の地元でも、肉用牛農家や酪農家が中心となってコントラクター組織を立ち上げまして、トウモロコシや稲わら等の収穫作業を行うなど、畜産農家の飼料づくりに貢献している事例もあります。そこで、生産基盤を維持拡大し、本県畜産を発展させるためには、農家にかわって飼料生産を行うコントラクターの育成が必要と思われませんが、県はその推進をどのよ

うに考えているのか、お尋ねをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 飼料生産を担うコントラクターの果たす役割が、今後ますます重要になってくると考えております。現在、本県には45の組織があり、県におきましては、機械導入支援などを行い、その育成に努めておりますが、今後とも畜産農家が安心して経営が継続できるよう、さらにコントラクターの利用促進と育成強化を図っていく必要があると考えております。このため、今後、コントラクターの有用性をより一層PRしますとともに、農地の集約化を推進するなど、コントラクターの作業効率化やコスト削減が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 よろしくお願いを申し上げます。

次に、放課後児童クラブについてお尋ねをしてまいります。

放課後児童クラブにつきましては、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に通う子供たちに、その健全な育成を図るため、適切な遊びや家庭にかわる毎日の生活の場として、市町村が設置している施設であります。近年、子供を取り巻く犯罪や事件の増加に加えまして、共働きやひとり親家庭が増加する中で、放課後児童クラブは、保育所と同じようになくはならない施設となっており、そのニーズが高くなってきております。このような中で、小学校低学年を中心とする児童が、放課後に安全で安心して過ごすことができる場の確保が望まれておりますが、本県においても待機児童が増加していると聞いております。そこでまず、放課後児童クラブの本県の待機児童の状況について、福祉保健部長にお尋ねをしておきたいと思っております。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 本県の放課後児童クラブを利用している児童数でございますけれども、年々ふえております。平成22年度は6,538人でありましたが、平成26年度は8,152人とふえております。こういう利用児童の増加に、県内市町村は鋭意取り組まれているんですけれども、本年5月1日現在の待機児童の数は327人という状況となっております。

○徳重忠夫議員 放課後児童クラブへの県の補助金についてお尋ねをしてみたいと思います。平成25年2月の本会議で質問を行ったところですが、その後、国の基準より下回っております。しかしながら、県の基準額は、国の基準額より現在2割程度下回っております。子育て支援の観点からも、もっと必要ではないかと感じておるところでありまして、九州各県におきましては、国の基準と同じ額が補助されていると聞いております。また、中核市の宮崎市におきましても、ほぼ国の基準並みと聞いております。そこで、九州各県や宮崎市と比較して、本県の補助基準額はどのようになっているのか、福祉保健部長にお尋ねしておきたいと思っております。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 放課後児童クラブへの補助につきましては、平成25年度に4,100万円余の増額を行いまして、平成26年度の当初予算額は2億6,700万円余となっておりますが、本県の補助基準額は、九州各県や宮崎市と比較して低い状況にあります。

なお、この9月定例県議会に、放課後児童クラブの開所時間延長に対する支援事業として、新たに1,200万円余の補正予算を提案しております。放課後児童クラブの充実を図ることとしております。

○徳重忠夫議員 今御報告のとおり、九州各県より、あるいは宮崎市より2割程度低いという事実でございます。平成24年8月には、子ども・子育て支援法が新しく制定されるとともに、児童福祉法も改正されまして、放課後児童クラブの国の制度も大きく変わろうとしております。このような中で、9月の定例県議会において、放課後児童クラブの開所時間延長支援事業が提案されておりまして、改善が少し進むものと考えております。必要とする全ての子供たちが放課後児童クラブを利用でき、子供たちが安全で安心して生き生きと毎日の生活ができるようすべきと考えております。そこで、県の補助基準額につきまして、国の基準まで引き上げる考えはないか、知事にお尋ねしておきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 放課後児童クラブであります。私も何カ所か現場を視察させていただきましたが、児童の健全育成とともに、仕事と子育ての両立支援の観点からも大変重要な取り組みであると考えております。このような中で、国におきましては、平成27年度から運用が予定されております子ども・子育て支援新制度におきまして、地域子ども・子育て支援事業の一つとして、放課後児童クラブに対する支援が位置づけられたところであります。このため県としましては、新たな制度に向けた準備を進める中で、事業の実施主体であります市町村と十分に協議を行いますとともに、国の基準額に近づけるようにという議員御指摘の点を含めて、総合的な観点から検討してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 前向きな御答弁、ありがとうございます。ぜひ実現をしていただきますようお願いしておきたいと思っております。

実は、平成26年度の当初予算で考えてみますと、補助額を国の基準並みに引き上げるために必要な予算額というのは5,000万円であります。県費ベースでいきますと、3,000万円程度増額すれば宮崎市や他県と並ぶわけでありまして、新年度に向けて、ぜひとも積極的な御検討をいただくよう、強く要望を申し上げておきたいと思っております。

次に、老老介護についてお尋ねをいたします。

少子高齢化が進み、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、国民の3人に1人が高齢者という、これまで経験したことのない社会の到来が見込まれております。それに伴いまして介護を必要とする方々も増加していくことが予想されているところであります。厚生労働省が平成25年度に実施した国民生活基礎調査によりますと、在宅で介護サービスを受けておられる方の主な介護者は、「同居する家族」が61.6%を占めており、うち高齢者が高齢者を介護する、いわゆる「老老介護」につきましては、今回初めて50%を超え、今後も増加傾向にあるということであります。このような状況を考えますと、家庭で介護を担う負担が重くなっているのではないかと心配されるところであります。まず、本県の介護サービスの受給者と、そのうち居宅介護サービスの受給者数の状況について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 本県の介護サービス受給者数は、平成26年4月時点の速報値であります。4万9,426人となっております。そのうち、訪問介護や通所介護などの居宅介護サービス受給者数は3万6,499人となりまして、介護サービス受給者数全体の約74%を占めております。

○徳重忠夫議員 自宅で居宅介護サービスを受けておられる方が、先ほどの部長の答弁によりますと、7割を超えているということでありませう。それを支える介護力の確保・充実が極めて重要となってくるのではないかと考えます。先ほど申しあげました厚生労働省の調査によりますと、主に介護を行う方として配偶者が最も多いとの調査結果が出ております。特に、世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯の状況は、今後の老老介護に大きく影響してくるのではないかと考えられます。そこで、本県の世帯数、及び世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯数の状況、及び今後の見込みについてお尋ねをしてみたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 本県の一般世帯数につきましては、平成22年の国勢調査によると約45万9,000世帯となっております。そのうち世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯は約6万世帯となっております。

次に、今後の見込みであります。国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年には、一般世帯は約44万2,000世帯と3.7%減少する一方、世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯は約6万8,000世帯と13.3%増加する見込みであります。

○徳重忠夫議員 本県では、「世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯」が増加していくということになります。そうしたことや、介護を必要とする割合が比較的高い後期高齢者がふえていくということを考えますときに、本県においても、介護を担う家族の負担が特に大きい老老介護世帯が増加していくことが予想されるところであります。さらに、平成37年には団塊の世代が75歳以上となるなど、今後一層、高齢化が進

展していくことを考えますときに、在宅の高齢者などを支える介護人材の確保や養成に対する取り組みが重要ではないかと、このように考えております。そこで、今後、在宅介護を初めとする介護に必要な人材の確保・育成をどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 本県の高齢者数がピークを迎える平成37年を見据えまして、サービスの基盤となる介護人材を確保することは、大変重要な課題であります。このため県では、これまで、介護福祉士等の養成施設の学生に対する修学資金の貸し付け、介護職員等を対象とした専門研修の実施や処遇改善など、さまざまな取り組みを行っているところであります。こうした中、今年度は、新たな介護保険事業支援計画の策定において、平成37年までに必要とされる介護サービスの見込み量を踏まえた中長期的な介護人材の需給推計を行うこととしております。今後、この需給推計に基づき、介護事業者、養成機関、学校、一般企業など幅広い関係者と連携の場を設け、介護人材の確保状況や課題等について意見交換や協議を行うことによりまして、具体的かつ実効性のある介護人材の確保対策を検討してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。太陽光発電事業についてお伺いをしておきたいと思っております。

県では、平成25年3月に宮崎県新エネルギービジョンを策定されました。本県の地域特性を生かせる太陽光、バイオマス、小水力の3つを中心に、新エネルギー導入促進を図っているところであります。最近、県内のいろんな場所

で太陽光パネルが見受けられるようになりますなど、順調に推移しているものと考えております。一方で、導入が進んだことによります問題点も顕在化しております。8月30日付の宮崎日日新聞に、小林市が計画しております太陽光発電事業で、送電線への接続——これを系統連系というそうではありますが——そのための工事負担が当初見込みの約5倍、2億3,000万円に膨らんだため、事業の中止を検討しているという記事が掲載されました。これは、国の固定価格買い取り制度の開始に伴いまして、県内では太陽光発電の導入が急速に進んだため、一部の地域においては九州電力の受け入れ能力を大幅に上回る見通しとなり、送電線の改修に多額の工事費と工期を要することが原因とのことであります。実は私の周りにも、銀行から借金して用地を準備し、太陽光パネルを買って、いざ発電事業を始めようとする段階になって、九州電力から莫大な負担金が提示され、送電線に接続できず、発電しても売電できないことから、一体どうしたらいいのか途方に暮れている方がいらっしやいます。

そもそも固定価格買い取り制度は、太陽光を初めとする新エネルギーの導入促進を図るために国がつくった制度でありまして、その制度に乗って事業を計画した県民が、いよいよ発電を始めようとする段階になって、想定外の負担が必要となり、事業を断念せざるを得ない状況に追い込まれるというのは、いかがなものかと考えるものであります。九州電力によりますと、「25年度末に予想を大幅に上回る申し込みがあったため、大規模な対策工事が必要となる」との対象者への説明は、ことしの4月ごろから行い始めたということであります。いち早く発電事業を始めた者は、工事負担金が安く済んで

収益を上げているのに、これから事業をやろうとする者や、あるいは一部の地域の者だけが過大な負担を求められるというのは、大変不公平なことだと考えております。これは県が悪いということではありません。国、電力会社、そして制度自体に大きな問題があると思いますが、まずは、本県の太陽光発電に係る九州電力への系統連系の申し込み状況と、そのうち大規模な対策工事が必要な申し込み状況について、環境森林部長にお尋ねをしておきたいと思っております。

○環境森林部長（徳永三夫君） 九州電力によりますと、本年7月末現在、系統連系申し込みの累計は、件数で約3万6,000件、出力で約200万キロワットとなっております。このうち送電線等の大規模な対策工事が必要なものは、件数で約750件、出力で約60万キロワットと聞いております。なお、10キロワット未満の住宅用の太陽光発電等につきましては、こうした対策工事の必要はなく、系統連系、いわゆる接続は可能とのことでございます。

○徳重忠夫議員 ただいま環境森林部長の答弁にありましたように、大規模な対策工事が必要なケースが多くあることから、先ほど申し上げたような送電線に接続できない不公平なケースが今後ますますふえてくるものと、このように思っております。そこで、系統連系に係る事業者負担の大幅な増加により発電事業が行えない事業者が出ておりますが、この問題に対する所感と今後の取り組みについて、知事の考え方も聞いておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 太陽光発電などの系統連系につきましては、特に西都・児湯以南の地域を中心に非常に厳しい状況にあると伺っております。新エネルギーの導入促進を図る上での大きな課題となっているものと考えておりま

す。このため県としましては、全国知事会などを通じまして、系統連系対策の強化につきまして国への要望などを行いますとともに、九州電力に対しましても、事業者に対するきめ細かな相談対応などをお願いしているところであります。庁内においても、情報共有等のための連絡会を設置しておりまして、今後、より一層の連携に努めながら、事業者等への情報提供など、引き続き適切に取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 知事のおっしゃるとおり、ぜひひとつ全国知事会等を通してよろしく願いを申し上げておきたいと思えます。

最後の質問に入ります。自治会への加入促進についてお伺いをいたします。

私は、過去に地元の自治公民館の館長も務めておりました。現在も組長として自治公民館活動に携わっておるところであります。自治公民館や自治会など、いわゆる自治組織の活動は、防犯・防災のほか、子供の見守りや地域活動の中心であり、市町村などの行政と住民の重要な橋渡し役であると言えましょう。このような役割を担う自治会組織の加入率が低調で、人間関係が希薄になり、回覧板が回せない、地域の清掃活動ができないといった事態に陥りかねず、自治会への加入促進は重要な課題だと思っております。そこで、県内における自治会組織への加入状況はどのようになっているのか、総務部長にお伺いをしておきたいと思えます。

○総務部長（成合 修君） 県内の自治会などの自治組織の呼称は、各市町村によって、自治会、自治公民館、区などとさまざまですが、これら自治組織への加入率は、平成26年4月現在、県全体で68.2%となっております。

○徳重忠夫議員 70%を割っていると、非常に

残念であります。私の経験から、集合住宅の増加や若年層の自治組織離れなど、今後、加入率が低下するのではないかと心配をしておるところでありまして、社会が高度化し、価値観が多様化する中、自治組織の存在を認識させ、加入率を高めることは、大変難しい問題であると考えますが、県民が明るく暮らすためには、自治組織の活動の充実が不可欠であります。そこで、県や自治組織に最も身近な自治体である市町村においては、自治組織への加入促進に向けてどのような取り組みが行われているか、総務部長にお伺いしておきたいと思えます。

○総務部長（成合 修君） 自治組織は、議員の御質問にもありましたように、地域の活性化や防犯・防災対策、子育て支援などの機能を維持していく上で重要な役割を担っておりますことから、その加入率向上が課題となっております。このため、住民に身近な市町村では、自治組織への未加入者への対策といたしまして、例えば、市町村の転入受付窓口での自治組織の説明や、住民の転入時に、不動産会社等と連携した加入促進のためのパンフレットの配布などを行っております。県といたしましては、このような取り組み事例を各市町村に情報提供するとともに、担当者の意見交換の場を設けるなど、県と市町村、また市町村同士が連携した加入率向上の取り組みを推進しているところであります。

○徳重忠夫議員 自治組織への加入は任意であります。私は、県民はもとより、全体の奉仕者である自治体職員こそが、自治組織に加入し地域の活動に積極的に参加する必要があると、このように考えております。新聞報道によりますと、私の地元都城市の職員の自治公民館加入率は87.3%のようであります。一方、県の知事

部局職員の自治組織加入率は、平成23年7月の県議会防災対策特別委員会における執行部からの報告によりますと70%と、30%は入っていないということであります。県職員も率先して自治組織へ加入することは、県民の加入意識の向上につながり、ひいては県全体の加入率向上に資するものではないかと考えます。そこで、県のトップである知事が、県職員を含め広く県民に対して自治組織への加入を呼びかけるべきだと思いますが、知事の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○知事（河野俊嗣君） 自治組織の重要性、今、部長が答弁したとおりであります。加入者の減少というものが、地域コミュニティーや住民自治に深刻な影響を与えかねないと危惧しておるところであります。県職員に対しましては、平成20年に定めました「職員力」地域貢献推進指針」というものがあるわけでありまして、地域社会の一員として、自治会、さらには各種ボランティア、PTA活動など、自主的に地域活動へ参加するよう促しているところあります。私自身も自治会に加入しておりますし、回覧板を持って回ることもありますし、地域の一斉活動や児童の見守り活動に参加をしたり、神楽の鑑賞、それから今週末に予定されております敬老会などにも参加をしておるところでございます。また家族では、地区の運動会や夏祭り、防災訓練などにも参加をしておるところであります。今後とも、県職員の率先参加はもちろんのこと、機会を捉え、広く県民の皆様にも自治組織への加入というものを呼びかけてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。積極的な御答弁をいただきました。自治組織への加入は、地域活性化を維持発展させる礎でありま

す。県のトップである知事に広く呼びかけていただくと、また加入率向上につながるのではないかと、私はこのように考えております。前の東国原知事にもそのような質問をした経緯がございます。

また、知事からの呼びかけに当たっては、県政テレビ番組を活用して、県民が目や耳にする形で行うことが最も効果的だと、これが確実な方法だと考えております。そこで知事にお尋ねしますが、県政テレビ番組を活用して、知事みずからの声で自治組織への加入を呼びかける考えがあるかどうか、知事にお伺いをしておきたいと思ひます。

○知事（河野俊嗣君） 自治組織の重要性——昔ながらの組織というだけではなしに、今の時代における防災・防犯、子育て、そのような観点から、改めてその重要性というのを見詰め直す必要があるかというふうに考えます。議員御指摘のように、県政番組を含めて幅広い機会を捉えて、さまざまな形で住民の皆様へ呼びかけてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひひとつ実現をしていただきますようお願いをしておきたいと思ひます。

ところで、県職員は現在1万7,000人いらっしゃいます。先ほど申し上げました、30%未加入ということになりますと、5,000人、5,000世帯が未加入という捉え方ができると、私はこう思ひます。共助において県職員が率先垂範すれば、公助がうまくいく。公助を進める立場にある県の職員の皆さん方であります。公助がうまくいかなくなるというのは、共助、皆さんが協力しなきゃいけないということを実際に考えていただきますように、特に知事初め関係の皆さん方には積極的にこのことについてお考えいた

できますよう、強くお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分開議

○押川修一郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕(拍手) 眠い時間になりましたが、おつき合いをいただきたいと思えます。代表質問、それから、これまでの一般質問と、かなり重なるところもありますが、そのまま聞いてまいりますので、よろしく願いをいたします。

まずは、新総合計画についてであります。

新総合計画をつくられると聞き、九州8県と高知県の総合計画書を取り寄せ、比較しながら一通り読んでみました。2日間缶詰で、実際のところ大変でございましたが、読んでみますと、地勢的、歴史的・文化的、社会的に違いはあるものの、構成や表現が違うだけで、おおむね内容に大きな差はないと感じました。というのも、基礎的な部分では、地方が抱える問題、課題は同じだからだろうと思えます。目標年次は、10年、5年、4年、毎年バージョンアップと、それぞれであります。印象に残る言葉は、熊本県の「フードバレー構想」であったり、州都を目指すという「州都」であったり、イメージカラーを赤にしていること、あるいは高知県の「地産外商」などあります。また、佐賀県の「佐賀家」という一つのくくり、また、高知

県の「高知家」などあります。アジア戦略ということは、九州全県が多少の濃淡はありますがうたっております。構成面で印象に残るのは、佐賀県の「県民のみなさまへ」という非常にわかりやすいカタログ版と高知県のPR版がありました。以下、4点ほど伺います。

現行の計画は2010年に策定されておりますが、その後、大震災などさまざまな社会変化が起きております。総合計画を改定するに当たり、どれぐらいの規模での改定を考えておられるのか、知事のお考えをお聞かせください。

後は自席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

現行の総合計画は、2030年を見据え、県政の長期的な重要課題に対応するための「長期ビジョン」と、私の知事としての4年の任期中に優先的に取り組むべき施策を示しました「アクションプラン」とで構成をされております。

まず、長期ビジョンであります。この中で示した目標年次や基本目標につきましては、20年先を見通した本県の将来を考える上での長期的な課題をしっかりと見定めて、本県の目指すべき姿を明らかにしたものであります。これについては変更しないものと考えております。一方、基本目標を実現するための戦略的な方策を示す長期戦略につきましては、全国的課題となった人口減少問題や、東日本大震災の経験を踏まえた大規模災害の対応など、社会情勢が大きく変化しておりますことから、必要な見直しを行ってまいります。

次に、アクションプランにつきましては、今年度で終期を迎えることから、改定した長期戦略を踏まえて、新たな4年間のアクションプランを策定してまいりたいと考えております。以

上であります。〔降壇〕

○蓬原正三議員 長期ビジョンは基礎的なものなので変更をしない。長期戦略は必要な見直しを行う。今回行うのがこの長期戦略だろうということでございますが、アクションプランは、知事の任期に合わせて、公約等に合わせて新しく策定する、そういうふうに理解をしました。そこで、その長期戦略についてでございますが、改定する総合計画についてどのような宮崎県像を目指そうとしておられるのか、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 長期戦略でございますが、さまざまな社会・経済情勢、人口減少や経済・雇用といった構造的な問題などに対応しまして、基本目標であります「新しいゆたかさ」を実現するために、重点的かつ集中的に取り組む政策を明らかにするものであります。そのため、その見直しに当たりましては、一つには、出産・子育てしやすい環境づくりや若年層の流出抑制、移住の促進などを通じて人口減少に歯どめをかけること、そして、本県で生まれ育った子供たちを産業や地域の中核を担う人財へとしっかり育成していくということ、そして、一つには、本県に根差した成長産業づくりを通じて県内での雇用を拡充すること、さらには、地域の資源・経済を地域内でしっかりと循環させ、地域の活力としていくということ、そしてさらには、人のきずなや暮らしやすさなど、宮崎のよさを生かし、共生社会づくりや文化・スポーツの発信・振興に取り組みまして、物心両面の豊かさをつくり出すこと、また、災害や感染症といった危機事象にも強い安心・安全な環境を構築することなどを目指して、中長期的な視点に立った施策を構築してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 県民総力戦とよく言われます。そのためには、総合計画の県民への周知、PRを行い、向かうべき目標を明確に示すとともに、目標の共有を図ることが必要だと考えます。先ほど佐賀県のPR版のお話もいたしました。どのように周知を図るおつもりなのかお聞かせください。知事、お願いします。

○知事（河野俊嗣君） この総合計画、本県がこれから進むべき道筋というものを示す県民共有の指針であるものと考えております。県民の皆様には、この総合計画の内容を御理解いただき、積極的に県政にかかわっていただくこと、参加をしていただくことが大変重要であるとと考えております。また、厳しい財政状況の中で、本県が地域の活力を維持し、豊かさを実感できる社会を築いていくためには、市町村や民間などの関係機関・団体、さらには大学やNPOなど、多様な主体との緊密な連携が必要であろうと考えております。このため、今回の総合計画の改定に当たりましては、総合計画審議会での議論に加えまして、県内8つの地域におきまして県民会議、市町村会議を開催して、県民の皆様や市町村に、改定の作業段階から参画をしていただいているところであります。改定後の総合計画につきましても、総合計画の概要版パンフレットの作成、今、御指摘がありました、他県のもの参考にしなごらわかりやすいものをつくっていくということ、さらには、ホームページや広報紙などのさまざまな媒体を活用した広報でありますとか、県内各地域で説明会を開催するほか、県民の皆様、わかりやすく届きやすい方法を検討し、県民共有の指針となるように努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 そうということですのでよろしくお願いをいたします。

それから、総合計画と他の部門別計画との整合性をどのように図るのかということでもあります。議会で議決すべき部門別計画というのもございますが、この際、整合性を持たせるためにも、総合計画と部門別計画を同時期に見直すべきではないかと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。と申しますのは、策定期間がそれぞれ異なるがために大変読みづらく、全体像がつかみにくい計画群となっております。よろしくお願ひします。

○知事(河野俊嗣君) 部門別計画、さまざまございます。子育てでありますとか、教育、また、環境、障がい、農業、森林、観光、さまざまな分野の計画があるわけでございますが、総合計画の改定に合わせてこれらの計画を見直すために、その改定期間を調整してきたところがあります。しかしながら、こういった部門別計画の中には、法律によって計画期間が定められているものもありますし、上位計画となる国の計画に合わせて改定しなければならないものもありますので、その全てを一律に総合計画の改定と時期を合わせていくことは難しいものと考えております。いずれにしましても、各部門別計画というものが、総合計画を分野別に具現化するものでありますので、その改定に当たりましては、総合計画との整合性を可能な限り図るように努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 最小公倍数というのもありますから、どこかで一列に並ぶときがあるはずですから、そのときに合わせて、そういうことを目標としていただければありがたいと思っております。

重松議員からも質問がございました、九州ブランドということなんですが、九州各県議員との交流の場でもよく海外戦略の話の中で出る話

であります。部門や物によっては、各県ばらばらでなく九州全県協力して、いわゆる対北海道的な発想になると思いますが、九州ブランドの名前で売ることが大きな成果を生むのではないかと考えております。九州ブランドというものについて、知事の御見解をお願いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 私自身、これまで香港、台湾、シンガポールなどにおいてトップセールスを行ってきたところではありますが、海外における反応というのを肌で感じますのは、我々が頭で思っている47分の1であり、その中でさまざまな魅力があるんだと、そういう宮崎をアピールしたいんだということですが、海外の方からしてみますと、本当に日本の中の小さい小さいローカルエリアの宮崎という受けとめであろうかというふうに思っておるところでございます。ポイントは、競争と強調ということであろうかというふうに思いますが、各県それぞれが創意工夫によりまして、海外での誘客や販路開拓などに取り組む一方で、やはり認知度や訴求力という面では、九州一体となった取り組みを行うことも非常に効果的、また重要ではないかと考えておるところであります。

現在、観光分野におきまして、九州各県と経済団体が共同して組織しました九州観光推進機構を中心としまして、九州全体を一つのコンセプトとして整理しまして、「温泉を入りに、自然や食など様々な楽しみがコンパクトに味わえる九州」ということで打ち出しをしておるところであります。こうして九州ブランドイメージ戦略を推進するとともに、輸出の分野においては、共同で物産の商談会を開催するなど、一体となった取り組みをさまざまな面で進めてお

るところであります。

今後とも、「競争と強調」という考え方のもとに、本県のブランドに一方で磨きをかけるとともに、九州ブランドの打ち出しなど一体となった取り組みによりまして、相乗効果、さらに効率性が期待できる分野において、九州各県との連携を深めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 外国の人から日本を見たときに、九州の中の何県かというと非常にわかりづらいと思うわけです。そういうことで、一つの「九州」という名前での売り込みをやっていただきたいなと思います。また、これは道州制とは全く違う話でございますので、誤解のないように申し上げておきたいと思っております。

再生可能エネルギーについてであります。

エネルギービジョンに基づき、再生可能エネルギーの導入が図られているところでありますが、以下、太陽光発電について何点か、環境森林部長に伺います。

まず、太陽光発電の設置についてはいろいろ話があっておりますが、景観や災害時の危険防止対策など、さまざまな問題が発生していると聞いております。本県で生じたこれまでの事例について、県当局で把握しておられる事例についてお聞かせください。

○環境森林部長（徳永三夫君） 主な事例といたしまして、西都市において、西都原自然公園隣接地への設置計画に対しまして、公園周辺の環境や景観を保護するという観点から、市が事業者に対して計画の見直しを求める要望書を交付いたしましたが、事業者側の同意は得られなかったという事例がございます。また、川南町におきまして、6月の豪雨にて建設途中のパネルが川に流出し、被災したパネルの処分または

発火等の問題が心配されましたが、保健所等の指導によりまして、工事請負業者によって適正に処理がされたところでございます。さらに、綾町において、景観保護の観点から条例を整備し、事前届け出を提出させることにより、事業者への指導・助言を行うこととしている事例がございます。

○蓬原正三議員 川南の場合ですが、これは、珍しがつてもし人が入った場合、感電の恐れがあるわけですね。直流の場合は微弱な電流で死に至るケースが多いようですから、一般の人はわかりませんので、そのあたりが大きな問題だと捉えております。

後に続きます。以前も質問をしたことがございますが、太陽光発電に係る個別情報について、県はリアルタイムに設置情報等を把握できているのか、お聞かせください。

○環境森林部長（徳永三夫君） 固定価格買い取り制度につきましては、その申請や認定が、事業者と国の間で直接行われる仕組みとなっていることから、県では、認定後に件数と出力数について、国や九州電力に対しまして随時確認をしているところであります。しかしながら、設置場所、事業者名、規模等の詳細な情報につきましては、個人情報保護を理由といたしまして、現段階では国等から提供いただけない状況にあります。

○蓬原正三議員 これは以前も議論しましたが、電気料を払うのは我々ですから、それを個人情報保護を理由に教えないというのは本当におかしいと思うんですが、以前も国に要望いただくようお願いしたところでございましたけど、これからも引き続き、経済産業省に対しては、ちゃんと情報を開示するように申し入れをしていただきたいと思います。

次に移りますが、太陽光発電は、平成25年度から26年度に買い取り価格が36円から32円に下がる際の駆け込み需要により、設備認定が大幅に増加いたしました。徳重議員の意見にもございましたが、平成26年4月現在、本県においては、10キロワット以上の設備が3,160件、21万2,044キロワットが発電を開始、一方、設備認定を受けている設備は3万4,865件、304万2,699キロワットであります。すなわち、設備認定を受けた設備のうち、設置できている設備は件数にして約9%、出力でたったの約7%でしかありません。9割以上が、認定は受けたが設置できていないという状況であります。電力システムの容量が足りず接続できないことが設置の進まない大きな原因の一つと聞いておりますが、先ほどの質問とダブりますけれども、県内の太陽光発電が系統連系できない実情についてお聞かせください。

○環境森林部長（徳永三夫君） 九州電力によりますと、ことし7月末現在で、系統連系申し込みの計は、件数で約3万6,000件、出力で約200万キロワットとなっております。そのうち、送電線等の大規模な対策工事の必要性から系統連系が困難な状況にあるものが、件数で約750件、出力数で約60万キロワットと聞いております。

○蓬原正三議員 60万キロワットというと6億ワット、メガにして600メガワットになるかと思いますが、メガソーラー、メガソーラーと言いますが、メガソーラー600基分ですよね。まだ相当な数の太陽光発電がつけられていないわけで、我が県としては太陽光を推進しているわけですから、これは本当に大きな問題だと思っています。

それで、一通り前に進みます。以上3点、現

状の問題点等についての質問をいたしました。さまざまな問題があるようでありまして。そこで、かかる問題の解決のために、以下2点ほど質問をさせていただきます。

まずは、条例の制定についてです。条例の内容は、設備の届け出を義務化し、設置場所における設備容量と緊急連絡先の表示を義務づけ、川の近くや水のたまりやすい低地、低い海岸線や崖下など、設置してはいけない場所を規定し、設置においては、台風等で吹き飛ばないようにするための設置基準の住民説明会を開くことや、景観への配慮を設置者に求めるものであります。

目的とするところは、先ほど申し上げましたように、経済産業省から教えていただけない設備認定の状況を県がリアルタイムに把握できるようになること。2番目に、川南町の例のように、被災した場合、緊急の連絡先が直ちに特定でき、感電や火災など2次災害を未然に防止できること。3番目が、コストを優先した簡単な置き基礎工法の施設などをなくし、台風時に吹き飛ばすなどの災害が防げること。4番目に、史跡や記紀1300年にまつわる神社等の景観を損なわないようにできること、などであります。長野県の小諸市ほか7市町村が条例や規則を制定し、あるいは今9月議会で環境条例を改正の予定と聞いております。私は、県のほうで設置したほうが良いと考えておりますが、条例制定に対する環境森林部長の御見解をお聞かせください。

○環境森林部長（徳永三夫君） 御質問の内容につきましては、新エネルギーを、太陽光発電を進める上で非常に重要な課題だというふうに、我々も今、認識をしておるところです。しかしながら、現段階で太陽光発電施設の設置に

つきまして、森林法など個別法による許可や届け出が必要なものは、関係法令等を所管する部局において、それぞれの法令等に基づき、適切に対処していくことが必要であろうというふうを考えております。このため、関係法令を所管する部局との庁内連絡会議を5月に設置いたしまして、発電事業者に関する情報等を各部局が共有し、緊密に連携しながら取り組むこととしたところでございます。

また、国におきましては、固定価格買い取り制度や事業者の認定のあり方について見直しを検討されており、市町村においても、既に条例を策定した綾町のほか、西都市や小林市などにおいて独自の条例を制定する動きもありますので、県といたしましては、まずは国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 国の動向を注視しながら、本当は県でつくるのが私はベストだろうと思います。それがかなわなければ全市町村に、一部ではなくて、でないとは後追い型の行政ということになりますので、全市町村に、この景観条例なりをつくるように御指導いただきたいものだなと。委員会での所管でもございますので、後は詳しく委員会でまた部長とやりたいと思います。

次に移ります。もう一つは、先ほど経済産業省の話がありましたが、国へ要望すべき事項について、環境森林部長の御見解を賜ります。

これは徳重議員も先ほど申しておられました。これも電力の固定価格買い取り制度は、国が導入して推進している政策であります。送電線や変電所、配電線などのインフラ整備は国の責任において行い、つなげない状況の解消には国が努めるべきだと考えます。国にこのことを強く要望すべきだと考えますが、御見解をお

聞かせください。

あわせて、構造計算などの設置基準を策定するよう要望すべきと考えます。このこともあわせて御見解をお聞かせください。

○環境森林部長（徳永三夫君） 系統連系につきましては、新エネルギーを導入する上で大きな課題となっております。県といたしましても、全国知事会等を通じて、対策の強化について国への要望等を行っているところでございます。

また、太陽光発電設備の設置基準につきましては、その普及促進の観点から、平成23年10月以降、高さ4メートルを超えるものについても、建築基準法の手続が不要となったところでございます。しかしながら、台風被害の多い本県におきましては、風雨による太陽光パネルの損壊等も懸念されておりますので、設置事業者等関係者の意見や設置上の問題点等について、機会を捉え、国に情報提供をしてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 設置の基準、構造計算なんですが、県内のいろんな太陽光の中で、コストを優先する余り、簡単な置き基礎でつくっているのがあるんです。この前の大きな台風は幸いそれでしたが、あの台風が来たら、もしかしたら吹っ飛んで、二次災害を起こしたであろうという懸念をしております。やはり構造計算については、国のほうにしっかり基準をつくるように、これは安全のためでありますから、よろしくお願いをしておきたいと思っております。

次に移ります。バイオマス発電についてお尋ねいたします。代表質問等とダブりますが、大事なことでありますので、重ねてまいりたいと思っております。県発行の「林業みやざき7・8月号」によれば、県内のバイオマス発電は、既設

が日南市など3市5カ所に12万6,234キロワット、新設が川南町など3市2町5カ所に5万7,400キロワットの、合計18万3,634キロワットが来年度初めに稼働の予定とあります。燃料となる林地残材の総必要量は約41万生トン、毎年の発生林地残材が平成21年度で約77万生トンでありますので、資源的には十分余裕があり、問題ないとのことでありますが、懸念するのは、山から発電所までの林地残材供給システムが設計どおりに機能し、安定的に燃料供給できるのかということであります。広島県庄原市では、木の駅プロジェクトと銘打って、集荷システムの構築に取り組んでおられましたが、やはり懸念するところは同じだと感じたところでありました。山の位置や形状などによって、林地残材の集荷に要する労力や時間、経費は大きく異なります。したがって、その経費に見合う対価がその材料に得られなければ、林地残材はまず集まるはずもありませんし、一方、燃料不足によって林地残材価格が高騰した場合、製材すべき木材まで発電用に流れてしまうという本末転倒の事態が発生しないとも限りません。もっと恐れるべきは、発電所が燃料不足によって停止せざるを得ない状況に追い込まれることであり、その場合、県の責任が問われないという保証はないんじゃないかというふうに懸念をしております。そこで、木の駅プロジェクトのような取り組みだけで木質バイオマス発電施設への林地残材などの供給は大丈夫なのか、代表質問と重なり繰り返しになりますが、大事なことでありますので、環境森林部長の御見解を再度お聞かせください。

○環境森林部長（徳永三夫君） 今後、稼働が予定されております5つの木質バイオマス発電施設の燃料調達につきましては、発電事業者と

森林組合、素材生産業者との間で、必要となる燃料以上の燃料の供給協定が締結をされております。ですから、本県においては、燃料供給の主体は、主にこれら林業事業者が担うということになると考えております。このため県では、協定による供給が確実に実行されるよう関係林業団体と連携しながら、今、その体制づくりを進めているところでございます。

また一方で、御質問にありました木の駅プロジェクトのように、山元に直接利益を還元することも大変重要でありますので、それぞれの林家等が林地残材を中間土場まで収集運搬し、森林組合等がそれをまとめて発電施設まで運搬する新たな仕組みづくりについても、市町村と一体となり取り組んでいるところであります。今後とも、本県の林業事業者や林家等が有する国内屈指の木材供給力をフル稼働できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 そういうことで期待をいたしておきたいと思えます。

次に、含水率についてお尋ねいたします。林地残材の含水率は、重量と発熱量に大きく影響をいたします。すなわち、含水率を下げることは、山から発電所までの輸送コストを低減し、発電効率を上昇させ、結果として森林所有者の所得向上につながることとなります。含水率を低下させることが大きなポイントになると考えられますが、どのような対応となるのか、環境森林部長の御見解をお聞かせください。

○環境森林部長（徳永三夫君） 御指摘のとおり、木材は、含水率が低いほど熱量が高いことから、木質バイオマス発電施設を効率的に稼働させるためには、できるだけ乾燥させる必要がございます。しかしながら、現在のところ、発電事業者等におきましては、含水率が低いもの

ほど高く買い取るようなことはせず、同じ重さであれば同じ価格で買い取る仕組みとしておるところでございます。このため、発電事業者みずからが、発電プラントの能力に応じて、土場における原木の天然乾燥やチップ化した上での人工乾燥などにより、含水率を40%程度に低下させて対応する計画となっております。

○蓬原正三議員 乾燥においては、発電事業者側の責任でやってほしいということだろうと思いますが、雨の日、ぬれた日に持っていくと、山元は少し重くなるのでもうかるのかなと、そんな気もしないでもないんですが、そこは良識の中で行われることでしょうか。

再生可能エネルギーの活用を進めることは3つの意味があると考えます。1つ目は、CO₂の削減、2つ目は、林地残材活用による山元への還元、3つ目は、エネルギーの地産地消による循環マネーの創出であります。里山資本主義の話が大分出ております。その観点から質問いたしますが、循環マネーの創出が幾らになるのかということでありまして。県内のバイオマス発電設備が全て発電を開始した場合、その発電量は何世帯分に当たり、電気料換算で幾らになるのか。また、林地残材の活用により県内にどれぐらいの金額が、いわゆる山元ということになるんでしょうが、還元されることになるのか、お聞かせください。環境森林部長、お願いをいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 県内の木質バイオマス発電施設は、稼働中のものも含めると、今後10施設が稼働することとなりますが、その木質燃料分の発電出力合計は約7万キロワットと推計されます。この発電出力は、一般家庭の約15万世帯分の使用量となり、電気料に換算いたしますと、年間約130億円に相当する規

模となります。また、県内から調達されます41万トンの林地残材について、現在公表されております調達価格で——1トン当たり4,000円から7,000円と公表されておりますが——計算いたしますと、年間約25億円が地域に還元されるものと考えております。

○蓬原正三議員 結構いい数字だと思います。これは、平成22年度、県内で支払われる電力料金——茂商工観光労働部長が総合政策課長のときでしょうか、私、お願いして出していただいた資料を大事にしまして——宮崎県全体で使う電気料が1,253億円（平成22年）、そのうち県外から移入、いわゆる県外に支払う電気料分が817.6億円なんです。820億円。今のお話でいくと、130億円のエネルギーを新しく地産するというわけですから、対外的に支払っている817.6億円の中の16%余りをバイオマス発電で稼げるという話でありまして、林地残材の価格を支払う対価25億円としますと、155億円が循環マネーとして宮崎県にふえると。県債収支5,500億円の赤字の宮崎県でありますから、5,500分の155が県債収支分助かるんじゃないかということになりますので、そのためにもこのバイオマス発電は、さらに、決して供給が絶えることなくしつかり、発電がとまることなく、トラブルが発生することなく、スムーズに安定運営になりますようお願いを申し上げます。

次は、農業問題についてであります。

今、我が国において一番変革を余儀なくされているのが農業であります。その農業問題について農政水産部長にお尋ねいたします。

まず、来年度予算についてであります。農政改革の継続をスローガンに、国においては来年度予算の要求をされているとの報道がございます。農政改革を推進するための国の予算要求状

況と、それを受けた本県の農政関係予算について、どのように今この時点で考えておられるのか、お聞かせください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 国におきましては、農業・農村の所得倍増を目指す「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現を図るため、農地中間管理機構の関連事業や農業農村整備事業等の公共事業、さらには畜産・酪農の競争力強化対策など、平成27年度予算として、対前年比14%増となる総額2兆6,541億円の概算要求が行われております。本県農業の成長産業化を図るためには、国の新たな政策を地域の実情に合わせて活用するとともに、県独自の施策の立案を行うことにより、産地の持つポテンシャルを最大限に発揮させていくことが重要であると考えております。このため県としましては、規模拡大や革新的な技術の導入等による生産力の向上、多様化するマーケットに対応した販売力の強化、そして、高い経営力や技術力を有する人材の育成、この3つの施策を柱とした産地構造改革に取り組むこととしておりまして、国の新たな事業も十分活用しながら、効果的な施策の構築に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 次に、T P Pについてお聞きします。最近、T P Pに関する記事がかなり小さくなりました。我々に入る情報は、他の手段をもってしても皆無であります。今月初旬、ベトナム・ハノイで首席交渉官会合があるとは聞きましたが、これまでの交渉に関する情報をどのように入手されているのか、お聞かせください。総合政策部長、お願いします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） T P P交渉に関してでございますが、県では、平成25年3月、庁内にT P P対策本部を設置し、本部長で

ある知事から各部局長に対しまして、全庁挙げて交渉に関する情報の収集に努めるよう指示がなされたところでございます。この指示を受けまして、全国知事会主催の説明会への出席のほか、本県では本年6月に、交渉に直接携わっておられますT P P政府対策本部の澁谷審議官をお招きした説明会を開催し、T P P協定の交渉状況について直接、御説明いただいたというような取り組みをしているところでございます。

現下のT P P協定交渉についてでございますけれども、御指摘ありましたように、なかなか動きは見えないところでございますが、本年4月の日米首脳会談、また5月のシンガポールにおける閣僚会議以降、首席交渉官会合や実務者協議等の事務レベルの協議が重ねられているという状況でございます。これまでのところ、表に出てくるような形での大きな動きというのは見られていない状況でございます。今後とも、あらゆる機会を通じまして情報収集に努めるとともに、国に対しましては、十分な情報提供を求めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 十分なアンテナを張って、ひとつ情報収集に努めていただくようお願いいたします。

報道では、T P Pで大きな影響を受けられると思われる畜産分野に手厚く予算的に配慮することとあります。畜産分野に関する国の来年度予算要求額はどの程度で、県としてそれにどう対応されていくのか、農政水産部長のお考えをお聞かせください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農家戸数、飼養頭数の減少といった生産基盤の弱体化が懸念される中、平成27年度の国の畜産分野の概算要求におきましては、1つ目に畜産・酪農の競争力向上、2つ目に自給飼料の生産拡大、3つ目

に経営安定対策、この3つの柱を重点的に実施するものとなっております。具体的には、新たな対策として、地域の中心的経営体を対象とした畜舎等の施設整備や、繁殖性向上のための機器の導入、あるいは収益性向上に必要な搾乳ロボットなどの機械リース、さらに飼料用米の利用拡大に向けた機械のリースなどが組み込まれ、総額で前年比536億円増の2,359億円が要求されております。県といたしましては、今後、国との意見交換や情報収集等を積極的に行いまして、これらの国庫補助事業を有利に活用することにより、畜産生産基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 具体的な新たな対策としてという、この新たな部分を御期待申し上げておきたいと思っております。

次に、農業用ため池の防災強化について伺います。東日本大震災時、福島県須賀川市では藤沼ダムが決壊、7人が死亡、1人が行方不明になりました。意外に知られていない災害であります。農林水産省の一斉点検によれば、全国には21万カ所のため池があり、特に西日本に多いのだそうであります。7割が江戸時代以前のもので、堤体の材質や構造が不明、警戒が必要な防災拠点ため池、つまり、下流に人家や公共施設があり、被害発生のおそれのあるため池というのは、全国で2,056カ所存在し、さらに詳細な調査が必要なため池は8,978カ所あるそうであります。本県にも調査が必要なため池が存在すると聞きましたが、一斉点検の実施状況と今後の対応について、農政水産部長の御見解をお聞かせください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県におきましては、昨年度、県内699カ所のため池のうち、受益面積0.5ヘクタール以上の613カ所につい

て、目視点検や下流域の状況調査などの一斉点検を実施いたしました。その結果、決壊した場合に、下流の人家や公共施設に大きな被害を与えるおそれがあるとして、より詳細な調査が必要と判断されたため池が94カ所ございました。このうち88カ所のため池については、市や町で耐震性調査やハザードマップの作成を行ったところであり、66カ所で耐震性に問題があるとの報告がございました。県といたしましては、今後、残った6カ所の耐震性調査等の速やかな実施を関係市町に促すとともに、土地改良区等の施設管理者や関係市町と協議し、ため池の改修や周辺住民へのハザードマップの周知など、防災・減災対策を講じてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 残り6カ所ですか、このことについても早急に調査をしていただいて、ため池の決壊等によって人命が失われることのないように、ひとつよろしくお願いをいたします。

次に、農地中間管理機構についてであります。これがいわゆる農政改革の目玉であるというふうに思いますが、この機構はことしが1年目、来年から本格始動することになります。農地の所有者に制度を周知し、かつ、制度が軌道に乗るまでには紆余曲折、解決すべき課題もかなり多いものと考えられます。今年度の取り組み状況と課題、来年度の取り組み方針について、これまでも質問はございましたが、大事なことでございますので、農政水産部長のお考えを再度お聞かせください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農地中間管理機構の取り組み状況につきましては、本年度、旧市町村ごとにモデル地区を設定し、課題の抽出や事業の検証を行っており、7月には第1回目の借り受け希望者を募集したところでござい

ます。そのような中、地域からは、「品目ごとに賃借料が異なり調整が難しい」という声や、「山間地域では、農地の条件も悪く、担い手も少ない」といった声上がる一方で、農業法人からは、平地や山間地域との気温差を生かしたりレー出荷を行いたいとの前向きな提案も出ております。県といたしましては、これらの地域の声をしっかりと受けとめ、地域の話し合い活動を基本に、機構による基盤整備事業の活用や、担い手対策としての集落営農の推進等もあわせて実施しながら、課題解決を図ってまいりたいと考えております。さらに、本格稼働となる来年度は、モデル地区でのさまざまな取り組み事例を提示しながら、本県の実情に応じて機構の仕組みが最大限に活用されるよう、積極的に推進してまいります。

○蓬原正三議員 条件不利地といいますか、山間地域の土地が一番問題じゃないのかなというふうに思いますし、また一方では、借りたはいいが借り手のいない塩漬け土地がいっぱいふえるんじゃないかと。条件のよいところだけを機構は扱おうとするのではないのかと。今度は、結果的には機構の存続そのものが危うくなるんじゃないかなと、そういういろんな心配があるわけございまして、何とか軌道に乗せて集約を図ってやっていかないといけないわけございしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、関連しますが、遊休農地の課税強化ということについて伺ひます。農林水産省は、農地の貸し出しを促し、農地の集約を進める狙いで、農地中間管理機構に農地を貸し出せば無税とする制度とセットで、遊休農地の課税強化策を検討しているとの報道を目にいたしました。あめとむちの使い分けによる政策のよう

ですが、何かしら少しばかり釈然としないものを感じます。現在どのような状況で、それにどう対応されるおつもりなのか、農政水産部長の御見解をお聞かせください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 先月公表されました、農林水産省による2015年度税制改正要望では、農地中間管理機構に貸し出す農地や遊休農地に対する課税の見直しが盛り込まれたところでございます。要望理由といたしましては、優良農地の確保と有効利用の促進とされておりますが、詳細な内容は明らかにされておられません。今後とも情報収集に努めながら、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 今、空き家が問題になっていますよね。空き家が壊れない原因の一つに、宅地に家を建てていると固定資産税が減免になっているからだということが言われております。一方では、こうやって、お上の意向に従わない農地については税金を高くするぞと、そういう話のようで、税のあり方そのものの根本、税の課税のあり方とはどうなんだという、そこのところまで踏み込まないと、安易に議論すべきことじゃないのかもしれませんが、少し釈然としないものを感じましたので、お尋ねいたしました。また今後、情報が入りましたら、その都度、委員会等への御報告をお願いしておきたいと思ひます。

農業については最後の質問となります。農業を成長産業とするためには、農業は変わらなければなりません。国においては、農政改革の一環として、ハイテク農機具の購入補助政策を進めるやに聞いております。本県農業の技術革新を加速させるため、ロボットなどハイテク技術を活用した農業をモデル的に導入し、実証する

仕組みづくりが必要ではないかと考えますが、農政水産部長の御見解をお聞かせください。ちなみに、数年先の実用化を目指して、GPSを利用した農業機械の、いわゆる無人型になると思います。そういう開発も着実に進んでいるというふうに聞いているところでもあります。部長、よろしく願いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県農業の成長産業化を図る上で、企業や大学が有するさまざまな先端技術を活用した技術革新の加速化は、非常に重要であると認識いたしております。このため、IT企業と連携いたしまして、牛の分娩間隔短縮に有効な発情発見装置の開発や、現在整備を進めております次世代施設園芸団地等において、ハウス内の環境を高い精度で制御する技術の開発・実証などに取り組んでいるところでございます。県としましては、今後とも、民間企業や大学等に積極的に共同研究を提案し、国の競争的資金等を確保することで、ICTやロボット、新素材等の先端技術を活用した技術革新を加速させるとともに、試験場や農業大学校でこれらの技術を学べる場を整備していくこととしているところでございます。

○蓬原正三議員 労働生産性という言葉がありますが、早い話が、生産性をどう上げるかということが所得の向上につながるわけでありまして、こういう機械化、システムを含めたイノベーションということをさらに進めていく必要があると思います。よろしく願いいたします。

最後になりますが、ウイルス感染症対策についてであります。

デング熱の感染者が増加しております。昨日は15都道府県、105名と私は聞きましたが、もっとふえているのかもしれませんが、105名の感染者

が確認されたとの報道がございました。ヒトスジシマカが媒介。発症しない人がいる反面、重症化して入院を余儀なくされる例も多いと聞きます。生命の危険はなしとはいえ、侮れません。一方、西アフリカではエボラ出血熱が感染拡大しておりますが、ウイルス感染症はほかにも過去に多く発生しているようでもあります。

例えば、リフトバレー熱、初めて聞いた名前ばかりでございますが、2000年にアフリカ全土で発生し、死者1,000人以上。マールブルグ熱、2005年、アンゴラ、死者329人。中東呼吸器症候群、MER Sと言うそうですが、2012年、サウジアラビア、死者209人。ニバウイルス感染症、1998年、マレーシア、死者105人。ウエストナイル熱、1999年、アメリカ・カナダ、死者1,668人以上。ハンタウイルス肺症候群、1993年、アメリカ・カナダ・アルゼンチン、死者600人以上。ベネズエラ出血熱、1991年、ベネズエラ、死者30人。あとは、おなじみ、鳥インフルエンザ（H5N1）、1997年、アジア・アフリカ、死者393人。重症急性呼吸器症候群、SARSです。大騒ぎしました。2003年、中国・香港など、死者774人。国内では、2013年、昨年であります。マダニによる重症熱性血小板減少症候群、SFTSと言うそうですが、死者30人などあります。

その土地特有のウイルス感染症が拡大する原因として、専門家は、開発とグローバル化、それと温暖化を大きな原因と指摘しております。エボラ出血熱以外のデング熱など、これら感染症が——マダニは既に日本で発生しておりますが——今後、県内に発生、侵入してくるのではないかと懸念する声が多く聞かれます。そこで、福祉保健部長にお尋ねをいたします。県は、こういうウイルス感染症対策にどのように

取り組んでおられるのか、お聞かせください。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 議員のお話のように、世界中ではいろんな感染症が発生をいたしております。県では、さまざまな感染症対策に万全を期するために、平常時から、県庁ホームページや報道機関等を通じて、県民への情報提供や注意喚起を行うとともに、県内で発生した際は、保健所、医療機関、衛生環境研究所等と、医療の確保、感染拡大防止などについて十分な連携をとり、迅速かつ適切に対応する備えをしております。

例えば、現在、西アフリカで感染拡大しておりますエボラ出血熱に対しましては、流行国からの入国者に対して、検疫所が聞き取り、診察及び健康監視を行い、必要に応じて県は、検体搬送、健康観察など、関係機関と連携して対応することとしております。また、首都圏を中心に患者が発生しておりますデング熱につきましても、御承知のとおり、蚊が媒介する感染症のため、蚊に刺されないための注意喚起を行っておりまして、疑わしい患者が発生した場合は、県内で検査・治療ができる体制を整えております。今後とも、常在危機の意識をしっかりと持ち、感染症対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 いわゆる対症療法というのは当然だと思いますが、宮崎で絶対発生させない、侵入させないと、そういう気概で取り組んでいただきたいということと、一通り蚊もいなくなりそうですから、終息していくのではないかと思います。また来年暖かい時期が来るわけですので、どういう気象状況になるかわかりませんが、できましたら、水際作戦といいますか、新年度の中でこういう対策についての何か事業なり、何かの予算化をしてやってい

ただくことのほうが、危機管理といいますか、そういう意味からも非常にいいことじゃないかなど。県民の命を守るという意味でも大事なことだと思いますので、要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○押川修一郎副議長 次は、宮原義久議員。

○宮原義久議員〔登壇〕（拍手） それでは、一般質問をさせていただきます。

河野知事が前回の知事選挙において、前知事の全面的な支援のもと、後継候補として県知事選挙に臨まれ、圧倒的得票で第53代宮崎県知事に就任してから、3年9カ月の月日が経過をしました。前回の選挙において、知事は、私ども県議会自民党に対し、「特別な支援はしてもらわなくてもいい。関係市町村での遊説の際に出席していただく程度でお願いをします」というスタンスでありました。しかし、今回の知事選挙においては、1期交代でなく安定した県政の推進という点から、自民党県連・党本部ともに推薦を決定し、支援することとなっております。

振り返ってみますと、本県は、河野知事の任期を含めた12年の間に知事の1期交代が続いております。3代前の知事までは、2人の知事で約50年間務められたことを考えますと、異常事態ではないかと思えます。「継続は力なり」という言葉がありますが、近隣の知事を見ても、当選回数を重ねられ、全国的に顔が知られることで発言にも重みが増してくるよう感じられます。当選回数を重ねられることで信頼が生まれ、そのことが宮崎県の発展にもつながると確信をしておりますので、河野知事には脇をしっかり締めて県勢の発展に当たっていただくようお願いをしておきたいと思えます。

それでは、知事の政治姿勢についてお伺いを

いたします。

知事にとりまして、今任期中の議会は、残すところ、この9月議会と11月議会の2回となりました。3年9カ月という時間はあっという間ではなかったかと思えます。この間に、ドクターヘリや香港国際線定期便の就航など、さまざまな施策に取り組んでこられたわけですが、その中で、知事として最も力を入れ、成功された施策は何であったと考えておられるのか。さらに、もっと力を注ぐべきだったなと考えておられる施策は何であったのか、お伺いをいたします。

次に、県政の課題は多岐に及び、解決の糸口さえ見つからない課題も山積をしております。県内多くの自治体が、人口減少により消滅の可能性が高いと言われている現状もあります。次期県知事選挙を戦われるに当たり、今後4年間の宮崎県の発展のためのキーワードは何と考えておられますか。

以上で壇上よりの質問を終わり、以下、自席にて質問をさせていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

まず、知事として、最も注力した施策、もっと注力すべきであった施策についてであります。これまでの4年間、知事就任直後から任期の前半におきまして最も力を入れておりましたのは、副知事時代に発生をしました口蹄疫、そして、知事就任まさに当日に発生をした鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火という、未曾有の大災害からの再生・復興であります。また、その背景には、我が国がこうむった未曾有の大災害、東日本大震災もあったわけでございます。特に口蹄疫の発生は、畜産業への直接的な影響

にとどまらず、商工業や観光業など、本県の経済全体に深刻な影響を及ぼしたところでありまして、二度とこのような事態を引き起こさないよう、日本一の防疫体制づくりや耕畜バランスのとれた産業構造への転換など、さまざまな課題というものを真正面から受けとめ、復興へのシナリオを明示しながら、疲弊した本県経済・雇用の立て直しに全力を傾けてまいったところでもあります。こうした取り組みによりまして、まだまだ課題はありますものの、宮崎牛の日本一2連覇を経て、口蹄疫からの再生・復興に一定の道筋をつけることができたものと考えております。

また、任期後半となる昨年度からは、「復興から新たな成長へ」と軸足を移し、フードビジネスや東アジア市場開拓などの成長産業の育成・加速化に取り組んできたところであり、今後の発展に向けた礎を築くことができたものと考えております。

一方で、私としましては、本県の将来を担い、地域を支える人財の育成でありますとか、郷土への理解を深め、その魅力を再発見することで、誇りや愛着といった県民共有の価値観を醸成し、発信していくような取り組み——例えば、地産地消の県民運動でありますとか、記紀編さん1300年記念事業、また、未来みやざき子育て県民運動など、県全体として目標を設定し、県、市町村、経済団体と連携をしながら取り組みを進めるさまざまなプロジェクト、また県民運動を進めておるところでございますが、そういった取り組みにもっと力を注ぐとともに、また、県全体として大きなうねりとして進めていく、そのような流れというものをつくりたかったという思いがあるところがございます。

これらにつきましても、今後、全力で取り組みまして、本格的な人口減少社会の到来の中にあっても、将来に向けて発展をし、県民の皆様が豊かさを実感できる宮崎を実現してまいりたいと考えております。

次に、今後4年間の本県の発展のためのキーワードについてであります。本県は、先ほど申し上げましたとおり、フードビジネスや東アジア市場開拓などの成長産業の育成・加速化など、新たな発展のための芽吹きが確実に感じられるようになってきておるものと考えております。今まさに宮崎は、それらの芽吹きを確実に本県の発展に結びつけるということ、さらには、東九州道の整備が進むことによる東九州の新時代を迎えておるところでございます。まさに宮崎新時代を築く新たな飛躍のときを迎えようとしております。この「今」というときを逃すことなく、本県がさらなる前進をしていくためには、将来を見通した明確なビジョンを示す構想力とそれを力強く推進する実行力が求められると考えておりますが、これまで、口蹄疫からの再生・復興やフードビジネス等の振興につきまして理念や工程を示し、先頭に立って推進してきた、また県政を前進させてきた私だからこそできるものと考えているところでございます。県民の皆様が次期県政への御負託をいただきましたならば、県民の皆様が「豊かさを実感できる宮崎」の実現に向けて、引き続き全身全霊を傾けて取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。以上であります。〔降壇〕

○宮原義久議員 ありがとうございます。それぞれ御答弁をいただきましたが、芽吹きが出てきつつあるということと、私だからこそ頑張りたいということでもありますので、いろいろ施

策、今、知事4年間という任期の中でいろんな種をまかれてきて、そして、これからが育つ時期に来ているのかなというふうに思いますが、やはりキーワードとしては、いろんな施策を考えたときには、和牛能力共進会も2連覇でありました。3連覇に向けて事業も進んでおりますし、香港線の就航、そして、観光推進もどんどん今から期待ができるのかなと思っておりますので、キーワードとしては、「継続」ということを私としては言ってほしかったなと思うんですが、知事だからこそということでもありますので、そういうつもりで宮崎県政のために当たっていただきますよう要望しておきたいというふうに思っております。

次の質問に移りますが、知事は最近、県内で大きな買い物をしたというふうにお聞きしておりますが、何を購入されたのでしょうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) お墓を買ったところがあります。

○宮原義久議員 お墓を買われたそうですが、各種会合で「骨を埋める」という話をされますので、先に骨を埋める場所を買われたんだなというふうに思いますが、知事は県内出身者ではありませんので、いずれ県外に出ていくのではないかという声を県民の中によく聞くことがあります。選挙を前に住宅の購入というのは考えられないというふうに思うんですが、やはり県内に知事の住宅を、個人の住宅を、仮の宿の知事公舎ではなくて、持たれたほうが、県民にとっては、より知事に対する安心感、信頼感が増すのではないかというふうにも考えますが、今後購入の考えはありますか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 今、お墓ということに

関しまして言いますと、国家公務員としてのキャリアを投げ打って宮崎県知事に立候補し、その段階において、それまでは宮崎に骨を埋めるつもりで仕事をするという姿勢の問題であったのが、確実に宮崎に骨を埋める覚悟へと変わってきた、そういうあらわれとして購入したものでございます。知事としての公務を考えますと、今、御指摘のありました家の問題につきましては、現職の間は公舎に住みたいというふうに考えておるところでございますが、公職を離れて一県民の立場になったときは、やはり県産材の爽やかな香りに包まれた家に住みたい、そういう夢は持っておるところでございます。

○宮原義久議員 ありがとうございます。県産材を使いたいということですので、ここを皆さん、ちゃんと聞いておられますので、知事が終わられたときには、県産材がふんだんに使っている家をぜひ見せていただきますよう、よろしく願いをしたいと思っております。

次に移りますが、本県の鉄道網の整備についてお伺いをいたします。

今後の宮崎県発展のキーワードについては、先ほど知事からも答弁をいただいたんですが、私は、大事なキーワードの一つに、東九州新幹線の整備があると考えております。鉄道ではありませんが、九州自動車道が小林市において——私の地元ですが——開通したのが約40年前。東九州道が大分県境まで開通したのが本年。日南・串間地域については今後の整備となります。夢を実現させるには大変な力と時間を要することとなるわけですが、新幹線整備に向けては、昭和46年に、福岡・大分・宮崎県及び北九州市の行政、議会、経済団体の代表で構成する東九州新幹線鉄道建設促進期成会が設立をされており、会長には宮崎県知事が選任

されております。この期成会の平成23年度、平成24年度の事業内容を見てみますと、期成会独自の活動として、整備計画線への格上げや所要の財源確保を内容とする国への要望活動を年度末に1回、そのほか調査活動を年に1回実施しているような様子であります。期成会設立から43年の時間が経過をした今、県の新幹線整備についての意気込みを知事にお伺いしておきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 先ほども申しましたように、さまざまな困難やいろんな課題があろうとも、例えば口蹄疫からの再生・復興、また新たな成長、そういったものにあっても、やはり高い目標を掲げて力をまとめ、前進をさせていくことが大変重要だということを、この数年、我々は実感をしてきたところでございます。

東九州新幹線に関しまして、昭和48年に基本計画路線になったものの、現在、計画は凍結されたままであり、進捗がないところでございます。しかし、新幹線というものが、速達性にすぐれ、特に大量輸送性、定時性において大きな効果が発揮されることから、本県の発展のためにも必要なものと考えておるところでございます。このような思いから、私が会長を務めます東九州新幹線鉄道建設促進期成会によります京都大学大学院の藤井聡教授の特別講演会を開催するなど、新幹線整備に向けた新たなスタートというものを切ったところであります。整備に向けましては、地元の財政負担や並行在来線への対応など、多くの困難な課題もあるわけですが、今後とも、実現に向けた取り組みというものを一歩ずつ進めてまいりたい、そのように考えております。

○宮原義久議員 今、知事からもありました、京都大学の藤井聡教授による特別講演を聞かせ

ていただきましたが、新幹線整備がまさに地域発展の鍵を握っているという内容で、大変興味深いものであったというふうに思っております。九州新幹線の開業で活気を増した西九州を見てみましても、新幹線の効果というのは非常に大きいというふうに考えております。平成23年・24年の事業計画とかいろいろ見せていただきましたが、何となく消化すればいいなというような感じの期成会になっていないのかなという心配をしているところであります。どうか今後は、県民全体も巻き込み、これまでの取り組みからさらに一步踏み込んだ取り組みにしてほしいと考えておりますので、よろしく願いをしておきたいというふうに思っております。

それでは次に、日豊本線についてお伺いをします。この路線の1日の平均乗客は、2万人前後という状況がここ20年間以上続いております。複線化や高速化、駅舎のバリアフリー化の問題など、多くの問題がこれまで挙げられてまいりましたが、日豊本線の利用の促進と複線化を含めた整備はどのような状況となっているのか、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 日豊本線は東九州を縦貫する唯一の幹線鉄道として、本県の産業振興はもとより、県民の地域交通手段としても大変重要な交通基盤でございます。県では、県議会の皆様にも御参加いただいております宮崎県鉄道整備促進期成同盟会によりまして、国などに対しまして、日豊本線の高速化・複線化、鉄道の利便性・快適性の向上などの要望を行うとともに、JR九州の施設整備への投資意欲を喚起するためにも、沿線自治体等と協力して一層の利用促進に取り組んでいるところでございます。

このような取り組みを通じまして、延岡一宮

崎間につきましては、所要時間が1時間を切るという高速化が実現しているところでございますが、複線化につきましては、残念ながら整備が進んでいないという状況でございます。

また、最近の取り組みの成果といたしましては、昨年度、南宮崎駅と都城駅のバリアフリー化が完了しました。また、平成27年秋には、ICカード乗車券「SUGOCA」が宮崎駅を中心とした12駅で導入されることとなり、着実に日豊本線における利便性の向上が実現しているところでございます。県といたしましては、今後とも、日豊本線の活性化と利便性の向上に向けて、引き続き、市町村や関係団体とも連携を図りながら、粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。日豊本線については、私どももいろんな折に利用させていただいていますが、何とか利用者の現状維持はできていて、整備も何とか動いているという状況の話を今、答弁いただいたんですが、深刻な状況について次に移らせていただきます。

次に、吉都線、日南線についてお伺いをします。どちらも地域公共交通を支えてきた重要な路線であります。営業距離が、日南線81.7キロメートル、吉都線が58.5キロメートル、現在、1日の平均乗客は、平成元年当時の半数前後となっております。両路線とも消滅可能性地域を走り抜けている路線であり、沿線の高等学校の再編や少子化の影響等から、利用実績が大きく減少をしているものと考えておりますが、JR九州の上場の話も出ている現在、路線の利用促進が存続につながることとなります。吉都線沿線においては、ここ数年、吉都線開業100周年のイベント等により利用促進が図られてきま

したが、さらに、小林市においては小林駅舎の改築、えびの市の京町温泉駅も道路改良に伴い移転改築の計画となっているようでありま。そこで、県として、吉都線、日南線をどのように考えておられるのか、今後の利用促進を含めてお聞かせをいただきたいと思。いませ。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） JR吉都線・日南線は、通学・通勤、通院など、地域住民の生活交通手段として、また、観光客の移動手段としましても重要な役割を果たしてありますが、御指摘ありましたように、近年の利用者は減少傾向にあるという状況でござ。いまして、この路線維持を図る上でも大変大きな課題であると認識しているところでござ。います。このため、県におきましては、沿線自治体で組織するJR吉都線利用促進協議会やJR日南線利用促進連絡協議会などが行う取り組み、また、JR九州が行う観光列車「海幸山幸」の平日臨時運行を支援するほか、鉄道の利便性・快適性の向上などを、機会あるごとにJR九州に要望してきているところでござ。います。今後とも、沿線自治体と一緒に知恵を絞りながら、利用促進に取り組ま。すとともに、利便性・快適性の向上などにつきましても、引き続き、JR九州に対し粘り強く要望してまいりたいと考えてお。りませ。

○宮原義久議員 JR九州に対して強く要望していきたいという答弁であります。利用促進については、これまでもいろいろと取り組んでこられたかというふうには思。いますが、もっとインパクトのある施策を講じなければ、利用者の増加というのは見込めないものというふうに考えているところであります。そこで、SLの運行であったり、霧島連山を周遊するよう。な観光列車の推進など考えておられないのか、お聞か

せをいただきたいというふうに思。っております。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 現在、九州では、JR九州が運行しております、日南線。を走る「海幸山幸」を初め、「SL人吉」、「いさぶろう・しんぺい」など、多くの観光列車が運行され、吉都線におきましても、定期的ではござ。いませんが、イベント列車として「環霧島周遊列車」が運行されたというような実績もござ。います。観光列車の導入は、在来線活性化の取り組みとして有効であると考えてお。りまして、県ではこれまでも、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会を通じて、JR九州に対し、観光列車導入等の要望を行ってきたところでござ。います。今後とも、沿線市町村等と連携を図りながら、吉都線の活性化に向けた取り組みの一つとして、観光列車の導入を働きかけてまいりたいと考えてお。りませ。

○宮原義久議員 ありがとうございます。イベント列車という話を今されたんですが、車両としては通常の車両と変わらないという。ような話もありましたので、やはり魅力ある、乗ってみたいなという。ような状況をつくらないと、なかなか厳しいのかなというふうに思。っております。一周したら霧島連山をいろんな角度から見られるよ。という。ような状況、乗り継がなくてもそれで一周回れるよ。という。ようなものがあるとすれば、やっぱり観光にもつながっていくでしょうし、その時期時期の単発的なものでない。ような、何か観光振興にも、これは鹿児島県とも連携が図られるのではないかと。いうふうに思。いますので、ぜひお力添えをいただきますよう。にお願いしておきたいというふうに思。っております。

沿線をずっと見ますと、余り手を入れていな

いんですよ、状況的に。はっきり言って。そして、妻線、高千穂線というのがなくなりましたが、妻線がなくなった当時の1日の乗客なんかを調べてみますと、存続には非常に厳しい状況があるなというふうに考えております。一方では、駅舎を立派にして地域振興を図ろうという自治体等の状況を考えると、非常に深刻な状況かなというふうに思いますので、ぜひ連携を深めていただいて利用の促進を図っていただきますように要望しておきたいというふうに思います。

次に、農業問題に移らせていただきます。

西諸農業水利事業についてお伺いをします。この事業は、1,000億の巨費を投じ、小林市、えびの市、高原町の4,150ヘクタールの農地に水を供給するという事業であります。本地域では水田の用水路の老朽化が進み、畑作地帯についてもかんがい施設のない状況であるため、上流部の豊かな水資源を浜ノ瀬ダムにため、パイプライン等により供給し、農業の振興を図るものがあります。

浜ノ瀬ダムについては、平成26年度完成を目指し、本年5月1日からダムに試験湛水が開始され、通水が待ち望まれておりましたが、6月7日から9日にかけて、ダム上流部の崩落と地すべりの兆候が確認をされ、6月14日より貯水位の降下が始動をされております。また、8月19日には、地すべり箇所においてボーリング調査を開始されております。当初は、7月下旬までに貯水位降下を予定しておりましたが、通年より雨の量が多く、時間を要したようであります。そこで、現段階において、今後の対策工事の予定はどうなっているのか、さらには、県としてこれまで国に対してどのような取り組みをされたのか、農政水産部長にお伺いをいたし

ます。

○農政水産部長（緒方文彦君） 今後の対策工事につきましては、実施主体であります国において、本年度、まずは、さらなる崩落の拡大を防止するための応急工事を行うとともに、ボーリング調査結果に基づく工法の検討・設計を行い、来年度から本格的な対策工事に着手する予定と伺っております。また、国に対しては、地すべりの兆候が確認された6月以降、機会あるごとに、調査及び対策工事の速やかな実施による早期の供用開始と、土地改良区に対する支援について要望活動を行ってきたところであります。なお、県が中心となりまして、国、関係市町、土地改良区から成る「浜ノ瀬ダム地すべりの兆候に関する対策会議」を6月に設置いたしまして、情報の共有に努めながら、今後の対応について協議を行っているところでございます。

○宮原義久議員 次に、今回の崩落、地すべり箇所以外でさらに再度の延長工事があるようでは、関係者の営農計画に大きく影響することとなります。今回、徹底した調査が必要と考えますが、調査についてどのように進められるのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 今回、崩落が発生した箇所につきましては、現在、調査が進められておりますが、これ以外の箇所につきましても、さらなる崩落が発生しないよう対策を講じることが重要でありますので、改めて貯水池ののり面全体の現地踏査を行うとともに、必要に応じてボーリング調査を実施すると伺っております。

○宮原義久議員 先ほど言いましたように、さらに延長、また、試験湛水したらまたということがないように、しっかりと調査をしてい

ただくよう、国のほうに強く要望しておいてほしいなというふうに思っております。

次に、本事業が平成26年度の完成予定ということを受けまして、小林市の二原地区182ヘクタール（水田）、牟田原地区44ヘクタール（水田）、小林北部第1地区12ヘクタール（畑地）について、平成27年4月からの通水希望となっているようで、こうした状況から、7月18日には、地元首長を初め、関係機関により、農林水産大臣や関係部局、県選出国會議員へ要望活動をさせていただきました。早期の復旧と営農への影響の緩和という点で要望させていただきましたが、その際、農林水産省関係者より、前向きに検討するとの発言もありました。そこで、通水希望箇所に対しての今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 御質問にありました二原地区及び牟田原地区につきましても、当面、既存施設からの取水で対応していただき、小林北部第1地区につきましても、導水トンネルからの湧水を引き続き利用していただくことで調整中と伺っております。なお、既存施設からの取水量が特に不足する場合は、導水トンネルからの湧水の活用と、必要に応じてポンプを利用したダムからの取水も検討されると伺っております。県といたしましては、地元の要望を踏まえ、早期の供用開始ができるよう、国、関係市町、土地改良区と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ちょうどこの要望活動には私も参加をさせていただいたんですが、農林水産省のほうからは、営農計画に支障のないように、ポンプも利用しながらやるということでありましたので、経費的なものその他相当かかるんだろうというふうに思いますが、営農が

ちゃんとできるように、国に対して、そういう事態になったときにはポンプの活用も十分図っていただきますように、お願いをしておきたいというふうに思います。

それでは次に、農業面における雇用労働力の確保についてお伺いをいたします。昨年、人口4,163人の長野県川上村に訪問をさせていただきました。レタス生産日本一で、農家の昨年の平均売り上げは3,100万円の村であります。担い手が育ち、花嫁対策がしっかりできている村でもあります。この村が、労働力確保の点で、日本人の実習生を雇用したが続かないということから、外国人研修生を受け入れています。外国人研修生の本来の趣旨にのっとり、レタスづくりの技術・技能・知識の取得を支援しておられ、その受け入れ人数は、平成15年の4人から、平成22年には744人となっております。これまで中国人中心であったものを、今後は、ベトナム、フィリピンからも研修生を受け入れられるとお聞きしたところであります。私の地域でも多くの外国人の研修生を見かけるわけですが、本県の現状はどのような推移になっているのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 外国人技能実習制度を運営する公益財団法人国際研修協力機構によりますと、県内の農業法人等が農業分野で受け入れた新規の技能実習生は、平成19年度は151人でありましたが、5年後の平成24年度は205人となっております。なお、外国人技能実習制度は最長で3年間の実習が可能となっておりますので、実際には、この約3倍となる600人程度を現在受け入れているものと見込んでおります。

○宮原義久議員 600人程度を受け入れていると

いうことでありますが、川上村、4,100人のところに700数十人という数でありますから、決して労働力として入れているということではないんだけど、先ほど話をしたように、一方では技術取得と言いながら労働力というふうにもなっております。今後、県内でも、畑作園芸の振興であったり、先ほど言いました畜産の分野含めて、大規模になっていますので、やっぱりそういった部分を念頭に置きながら、労働力の確保には努力をしておいてほしいなというふうに思っております。

次に、関連しまして、本県においても、外国人研修生の受け入れは、先ほど言いましたように増加しているということでありましたが、今後、私どもも十分そこは注視していきたいというふうに思っております。一方で、農業分野におきまして、県内に新たな雇用創出が期待される動きがあります。先ほど言いましたが、口蹄疫からの復興ということで、露地園芸の振興が図られ、特に西都において、JAフーズみやざきが冷凍野菜工場を新設するなど、県内各地に冷凍野菜工場が建設されている現状があります。これらに対応する生産現場において、農業生産法人等を中心に、経営規模がどんどん大型化しているようであります。また、施設園芸、畜産においても、作付面積、飼育頭数など、どんどん大型化しておりますが、やはり適期収穫、適正飼育ということが、どうしても必要になるのかなというふうに考えます。そうしたときに労働力が必要ということになります。畜産分野においては、比較的通年雇用しやすいわけですが、園芸分野については、通年雇用が大変厳しいといった課題も見受けられるところでもあります。そこで、本県の農業分野における労働力確保についてはどのようなことを考

えているのか、農政水産部長にお伺いをお願いします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 御質問にありましたように、経営の規模拡大や法人化が進む中で、雇用労働力の確保は大変重要な課題であると認識いたしております。しかしながら、本県の主要品目である野菜産地では、栽培、収穫等の作業が一時期に集中したり、通年栽培ではないため、御指摘のとおり、個別経営体での常時雇用が困難な状況も見受けられます。

このような中、本県では、加工部門等を取り入れた6次産業化による通年雇用を創出するとともに、本年度新たに、国の事業を活用して、大規模露地園芸農家の繁忙期の農作業を、周年を通じて受託する専門受託組織の育成について、モデル的にJAで取り組んでいるところであります。県といたしましては、国の事業等も活用しながら、農業における労働力確保に努めますとともに、地域で雇用が安定的に確保できる仕組みづくりについて研究してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 努力をしていただきますようお願いしておきたいと思っております。

次に、公務員獣医師の確保についてお伺いをさせていただきます。本県は日本有数の畜産県であり、和牛能力共進会においても輝かしい2連覇という実績を持ち、農業産出額においても畜産の比率が非常に高い状況であります。口蹄疫、豚のPED、鳥インフルエンザなどが発生し、近隣諸国においては慢性的に発生が報告をされております。県としても、家畜衛生面や公衆衛生面において水際での防疫対策は何よりも重要と考えておられ、獣医師確保にかなりの努力をしておられるようではあります。現状は、産業動物分野に従事する獣医より、小動

物、いわゆるペット関係獣医師の比率が非常に高くなっております。県職員獣医師の確保についての課題と取り組み状況について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 家畜伝染病の防疫対策や食品の安全性確保の観点から、近年、県獣医師の果たす役割はますます重要になっております。しかしながら、獣医系大学の卒業生は、御指摘のとおり、約45%がペット等の小動物診療分野に就職しており、さらには、獣医系大学は九州に2校しかなく、その定員が各30名という少数であることもあり、獣医師の安定確保は厳しい状況が続いております。このため県では、関係部局が一体となった獣医師確保対策チームを設置し、全国の獣医系大学の就職説明会への参加を初め、修学資金の給付や積極的なインターンシップの受け入れ、さらには、職員による出身大学での勧誘や、高校生を対象とした獣医師の職業紹介など、さまざまな取り組みを実施しております。また、国に対しましては、大学の定員の増加や産業動物分野のカリキュラムの充実について、毎年要望を行っているところであります。今後とも、本県畜産の健全な発展のため、引き続き県獣医師の安定確保に向け、努力してまいります。

○宮原義久議員 ありがとうございます。県職員の獣医師の数というのが、ここ10年ぐらい160名前後で推移をしているようであります。特に、農政水産部の年齢構成を見てみますと、71人の獣医師がいらっしゃるようですが、50歳から59歳の方が24名、40歳から49歳が12名、30歳から39歳が19名となっているようであります。若手職員の確保が課題と見てとれるかなというふうに思っております。また、家畜の飼養戸数に対する家畜保健衛生所の獣医師職員数につい

て、他の都道府県と比較をしてみますと、家保獣医1人当たりの全国平均が35戸に対しまして、本県は167戸と、2位の岩手県の126戸を大きく引き離し、断トツの1位となっております。下位の富山県では1人当たり3戸、石川県、福井県などでは4戸という状況を見てみましても、本県の県職員獣医師数の不足は明らかであるというふうに思っております。先ほど農政水産部長から、厳しい状況が続いているとの発言がありましたが、十分な獣医師の確保ができないということになりますと、本県の畜産に与える影響ははかり知れないものがあるかなというふうに思っております。今後の宮崎県の畜産を守るためにも、厳しい現状は十分理解はしておりますが、最大限の努力をしていただきますようお願いしておきたいというふうに思っております。

次に、第68回全国茶品評会が本県で開催され、大変すばらしい成績であったようですが、その成果をどのように考えておられるのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 第68回全国茶品評会には、8部門について全国から827点の出品がありましたが、本県からは、煎茶10キログラム、同じく煎茶の4キログラム、蒸し製玉緑茶、釜いり茶の4部門に、合計92点を出品したところでございます。審査の結果、釜いり茶の部では1等に6点が選ばれましたが、これを独占、産地賞は五ヶ瀬町が獲得。蒸し製玉緑茶の部では、1等6点中5点が本県から入賞、産地賞は新富町が獲得。さらには、煎茶10キロの部で1点が2位に入賞するなど、みやざき茶の品質の高さが評価されたところでございます。

このような成果を上げることができましたのは、生産者のたゆまぬ努力はもとよりござい

ますが、茶園の管理から茶摘みや加工など、産地と関係機関・団体が一体となりまして取り組んできた結果であると考えております。県といたしましては、茶業情勢が大変厳しい中で、複数部門で同時に農林水産大臣賞を授与されることになったことから、名実ともに日本一の生産地であると考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。すばらしい成績ということで、名実ともに日本一ということではありますが、やはり経営状態が日本一にならないといかんとしますので、そのあたりも含めてこの成果を生かしていただけるとありがたいというふうに思っております。

本県の平成25年度の茶の栽培面積は全国で7位、荒茶生産量は全国で4位となっておりますが、一番茶の価格については、平成22年の1キロ当たり2,116円が、平成26年には1,525円と下落をしております。お茶生産農家の話を伺いますと、飲料メーカーによるペットボトル販売の影響等から需要が望めず、大変厳しい状況と伺っております。また、機械化による栽培面積の拡大に伴い、供給量がふえ、各飲料メーカーとも4～5年分の原料の在庫を抱えているとも聞きます。このような厳しい現状の中、今回の大会の成果を、産地として銘柄確立にどのように生かしていかれる考えか、農政水産部長にお伺いをいたしておきます。

○農政水産部長（緒方文彦君） 今回の品評会での成果は、県内の茶生産地にとって良質茶生産の励みになりますとともに、みやざき茶の銘柄確立に向けて大きな追い風になるものと期待しております。このため、県といたしましても、今回の成果を、県民はもとより全国の消費者の皆様に発信するとともに、生産者や茶業関係者で構成する宮崎県茶業協会やみやざき茶推

進会議などを中心に、県産茶の銘柄確立に向けて、品質向上対策や効果的な消費拡大対策に係者一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

なお、10月31日から11月2日にかけて本県において開催いたします、全国お茶まつり宮崎大会におきましても、リーフ茶の消費拡大を広くPRするとともに、お茶を使った料理やスイーツなど、新たなお茶の飲み方、食べ方を提案したいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。品質としては日本一ということになりますので、後は販売をいかにうまく持っていくかということだというふうに思います。そういうことを考えたときに、最近、県が開催する会議などがいろいろテレビに映るのを見ても、お茶が全てペットボトルではないかなというふうに思っておりますが、やっぱり振興を図りたいということであれば、今後はペットボトルではなくて、宮崎県は急須と湯飲みを、ちゃんとそこに置いておけばいいわけです、回せばいいわけですから。そういうことをやらなければ、茶の振興は図れないというふうに思っておりますので、どうか知事、そのあたりはしっかりと、よろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、施設園芸における燃油高騰対策についてお伺いいたします。施設園芸におけるコストの中で、重油の高騰問題がありますが、国際情勢等から考えたときに、今後、重油価格が安くなる可能性は低いのではないかと考えております。県では、木質バイオマス暖房機やヒートポンプの導入などの支援等も図られておりますが、施設園芸農家の重油高騰による経営への影響と各種支援の成果について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 県内の農業用A重油価格は、平成21年に1リットル当たり65円程度であったものが、本年8月には約105円と、40円程度上昇しており、農家経営への影響を試算してみますと、例えば、促成ピーマンでは1,000平方メートル当たり54万円程度、マンゴーでは88万円程度の経費増となっているものと考えております。このような中で、県では、関係機関・団体と連携いたしまして、ヒートポンプなどの省エネ設備や、木質バイオマス暖房機の導入促進に取り組んでいるところでございます。その結果、ヒートポンプにつきましましては、マンゴーを中心に累計1,902台が導入されており、品質向上や生産安定の効果が見られております。また、木質バイオマス暖房機につきましましては、25年度末でピーマンを中心に累計116台の導入が図られており、導入した生産者においては、重油暖房機と比較して、燃料費が2割程度削減できたと伺っているところでございます。

○宮原義久議員 ありがとうございます。木質バイオマス暖房機も大分数が入ってきたというお話を聞いたところでありますが、この暖房機を普及する上で心配されることとしては、燃料となる木質ペレットの安定供給ということが問題になります。この点についてはどのように取り組まれているのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 木質ペレットにつきましましては、現在、県内では2社が供給を行っており、その製造能力は合わせて年間1万7,000トン程度となっております。さらに1社が今年度中の稼働に向け整備を進めており、来年度には、製造能力は合計で年間2万2,000トン程度となり、安定供給体制の強化が図られるも

のと考えております。一方で、ペレットの安定供給に向けては、原料となる林地残材等の安定的な確保や低コスト化が重要であります。このため、県といたしましても、農林業の関係団体や企業等で構成いたします宮崎県施設園芸木質バイオマス利用促進協議会を中心に、地域の実情に応じた効率的な原料調達の仕事づくりや、山林全体を原料生産地として持続的に循環活用する仕事づくりなどに取り組み、化石燃料から脱却した園芸産地の確立に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 最終的には500台入るわけですから、それにしっかりとした対応ができますようによろしく願いしておきたいと思っております。

次に、林業問題についてお伺いをいたします。

何回か質問が出ていますが、本県では、これまで5カ所のバイオマス発電所において、2万6,600生トンの未利用材が発電用として活用されております。また、平成26年から27年初めまでに、新たに5カ所で木質バイオマス発電所の建設が進められることとなっているため、さらに32万2,500生トンの未利用材が必要となります。加えて、先ほど質問しましたとおり、農業分野での木質ペレットの活用が期待をされる中、県内には3カ所の木質ペレット製造施設もあります。5万7,500生トンの未利用材を必要としている現状があります。杉生産日本一の本県の林業の振興という観点からも、成功させなければならぬ事業と考えておりますが、安定供給には、価格面や集積箇所を含めた輸送問題等さまざまな問題が考えられます。業者が利益追求の姿勢をとれば、原料となる木材の集積について、さらには価格面における競争が激化することも予測されますが、県として、価格面、

そして集積については——もう何回か出ておりますが——どのような考えをお持ちか、お聞かせいただきたいと思っております。環境森林部長。

○環境森林部長（徳永三夫君） 木質バイオマス発電の燃料調達価格は、民間のそれぞれの取引契約等によりますが、固定価格買い取り制度において、売電価格がキロワット32円と24円と決められておりますので、採算面から、おのずと一定の価格水準に落ちつくものと考えております。一方、林地残材などの燃料の集荷につきましては、それぞれの発電事業者と素材生産業との間の協定に基づいて安定的に供給されることとなります。これらのことから、過度の競争が生じることはないものと考えておりますが、県といたしましては、それぞれの施設に補助金等により支援を行っておりますので、供給協定の内容を含め、事業計画に沿って確実に実施されるよう指導してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 過度の競争が生じることはないものと考えておりますということでもあります。また、それをしっかりと指導していくという姿勢はありますので、しっかりとした対応ができるよう——これがいい材が入っていくような状況ではおかしくなりますので、先ほど蓬原議員からありましたが、ぜひその点はそういうことがないように、しっかりとした対応をしておいてほしいというふうに思っております。

次に、木材価格が低迷する状況から、長伐期へと移行している現状がございます。木材価格は、大径材になることで価格が下落する傾向となっております。伐採を延ばすことで木材の蓄積量は増加するわけではありますが、搬出経費がかさみ、林業経営はより厳しいものとなっております。今後、大量に増加する大径材の活用に

ついて、しっかりとした方向性を出さなければ、森林・林業の崩壊につながる緊急の課題であります。そこで、県として大径材をどのように活用しようと考えておられるのか、見通しも含めて環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（徳永三夫君） 大径材は、現在、住宅のはりや桁などに利用されておりますが、その需要は限られているところでございます。このような中、整備が進められております中国木材日向工場におきましては、大径材を集成材の材料として大量に消費されるなど、その活用が図られる見込みであります。さらに、県では、大径材を活用した新たなはり・桁の開発はもとより、大規模な建築物への利用に向けた構法開発や、CLTによる建築構法の研究などにも取り組んでいるところでございます。今後とも、用途に応じた効率的な製材ラインの整備や新たな用途開発などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。一番の問題点だというふうに思いますので、しっかりとした検討をされ、そして、技術を新しくつくらにやいかんのであれば、そういうものも取り組んでいただいて、木が大きくなって、役に立たんかったとならぬように、よろしく願いをしておきたいというふうに思っております。

次に、県職員の健康管理についてお伺いをいたします。

これまでの議会で、職員のメンタル面における休職問題が質問として取り上げられてきました。県において、財政健全化の面から、職員の定数を削減する方向で改革を進められております。みやざき財政改革プランにおいて、最終年度の目標値である知事部局職員数約3,800名に対し、平成26年4月1日の職員数が3,790名となっ

ており、10年前の平成17年当初4,231名に比べて441名の減少となっております。知事部局以外でも、企業局がマイナス21名、病院局がマイナス50名、教育委員会がマイナス956名、警察本部のみプラス39名と、警察本部を除いて全ての部署が減少となっております。また、国においては、人口減少や過疎といった地方が抱える構造的な課題に取り組むとして、「地方創生」が安倍新内閣の基本方針に盛り込まれております。これまでも地方分権等により多くの権限が移譲され、県職員の業務量は増加しているはずであります。職員の健康についてここ数年の状況をお聞きしますと、30日以上90日未満の傷病休暇、そして、90日以上傷病休暇後の休職が大変多くの数となっているようであります。その多くの理由がメンタル面とのことであります。そこで、職員の減少により職員に負担が来ているのか、現状をどのように考えているのか、また、メンタル面における休職者を出さないためにどのようなことに取り組んでいるのか、総務部長にお伺いをしておきます。

○総務部長（成合 修君） 地方公務員の精神疾患につきましては、全国的に見て近年増加傾向にあり、本県職員につきましても、精神疾患による傷病休暇の取得者数や休職者数が同様の状況にあります。その要因の一つとして、議員から今、御指摘がございました、県民ニーズが多様化する中、業務の量が増加したり、質が高まるなどの仕事上のストレスのほか、職員を取り巻く社会環境、家庭生活など、さまざまなストレスが考えられます。

このような状況を踏まえ、職員のメンタル面での予防対策として、新規採用職員や35歳、40歳の特定年齢職員、管理職に対しまして、精神疾患についての理解を深めるための研修を実施

しているところであります。また、復職コーディネーター、保健師、精神科医師、臨床心理士による面接相談等に加えまして、今年度から、宮崎、都城、延岡地区に計4名の保健師を配置いたしまして、相談体制の充実を図ることとしたところであります。このほか、職員や職場でのストレス度合いを評価するストレスチェックを新たに導入するなど、職員の精神疾患の予防と早期発見に努めているところでございます。

○宮原義久議員 特に知事部局の取り組みについてお伺いしたところであるんですが、職員の健康管理は、全部局に共通することです。県職員が心身ともに健康で、そして、県民や家族のためにしっかりと仕事を進めていくためにも、職員のメンタル面の健康管理についてどのように今後取り組んでいかれるつもりか、知事の認識をお聞かせいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、社会情勢が複雑・多様化する中で、先ほど部長も答弁しましたように、メンタル面の不調を訴える職員が増加傾向にあるということで、対策の必要性は強くなっているというふうに受けとめております。県勢発展に向けてさまざまな課題があるわけでありまして、その中で、職員一人一人の能力を最大限に発揮して一体となって取り組んでいく、そのようなことが必要であろうというふうに考えておりますし、健康管理に努めること、心身の健康管理が大変重要であろうかというふうに思っております。私も事あるごとに庁議の場などで、しっかり休みをとるなど、健康管理というものに注意を払うよう呼びかけておるところでございますが、今、総務部長が答弁しましたようなさまざまなメンタルヘルス

対策、各部局において取り組みが進められておるところでございます。今後とも、職員の心身両面にわたる健康管理に積極的に取り組みますとともに、私を中心となりまして、それぞれの任命権者とも連携をしながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。資料をもらおうと、知事部局だけでも相当な数になっています。別の部局、県全体の職員の数からすると、相当な数だろうなというふうに思いますので、そのあたりについては、知事が中心になってということでもありますから、よろしくお願いをしておきたいというふうに思っております。

次に、人口減少対策についてお伺いします。

人口減少にはさまざまな問題があるわけですが、まずは、子供はどこから生まれるのか。高齢者の世代では生まれません。若い世代、つまり、経済的に弱いところで子供は産み育てられております。経済的な面からの幼児の虐待等も報道されております。若い世代から、保育料が高いとの意見を多く聞きますが、県内全体の保育所運営費を見てみますと、その総額は282億円で、うち国の負担が102億円、県の負担が33億円、中核市の宮崎市の負担が36億円、その他市町村で33億円であります。利用者負担の基準は78億円となっておりますが、この78億円のうちの19億円を、さらに県内市町村が追加負担をしている現状であります。実質利用者負担は59億円となっております。県内市町村の利用者負担の徴収割合では、最低が美郷町の39.3%、つまり基準の4割の保育料となっており、次が綾町の42.4%、木城町56.2%、高いのは延岡市86.2%、高鍋町83.8%、都城82.9%となっております。この状況から、消滅可能性地域

は、自治体が、財政が厳しい中であっても、財政負担して人口増加の努力をされていることが見てとれるのかなというふうにも思います。このように、県内各市町村の保育料負担には大きな差があるようではありますが、この現状を県はどのように分析しておられますか、お聞かせいただきたいと思います。福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 保育料につきましては、国において、子供の年齢や保護者の課税状況等に応じて負担額が細やかに設定されておりますが、これに加え、同一世帯の子供が同時に保育所に入所している場合の保育料につきましては、少子化対策の一環として軽減されており、具体的には、第2子は半額、第3子以降は無料となっております。このような国の対策に加えまして、今、御紹介ございましたように、県内では、厳しい財政状況にありながらも、全ての市町村で、内容はさまざまでございますが、独自に保育料の負担軽減を行うなど、危機感を持って少子化対策に取り組まれていると認識いたしております。

○宮原義久議員 以上で質問の全てを終わりますが、最後にあった部分は、知事、できればこういった負担というのが、小学校に上がったほうが親の負担が軽いというのはやっぱりおかしいというふうに思いますので、しっかりとした議論を知事会等でやっていただきますように要望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○押川修一郎副議長 ここで休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後3時9分開議

○押川修一郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕（拍手） 通告に従い順次一般質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長、警察本部長に答弁をお願いいたします。

まずは、知事の政治姿勢についてであります。

自民・公明両党の連立による第2次安倍改造内閣が発足をいたしました。新設の女性活躍担当大臣を含む歴代内閣最多に並ぶ5人の女性大臣が誕生し、女性の活躍の場を大きく広げているという首相の意気込みが感じられるところでもあります。2020年までに指導的地位での女性の割合を30%に引き上げるという政府目標もありますが、全国で900人を超える女性議員を擁する我が党も、女性が輝き、生き生きと活躍できる社会の実現に向けて政府に対し提言を行うなど、全力で取り組んでいるところであります。

ところで、本県においては、一昨年に策定した男女共同参画プランで「社会における女性の活躍の場の拡大」を重点分野と定めて取り組んでおられますが、国の動きにも呼応し、施策のさらなる推進へスピードアップを図らなければなりません。そのためにも、県内企業などに対して働きかけをすべきではないかと考えますが、見解を伺いたいと思います。

また、行政サービスの受け手である県民の半分は女性であります。女性の満足度アップのためにも、さまざまな政策決定の場面で女性の視点、意見を反映させるのが重要であると考えますが、どのように取り組んでいかれるのか、あわせて伺います。

もう1点伺います。今月1日、若者支援の一環として、みやざきJOBパークプラスが開設されました。ここでは、その位置づけと何を期

待するか、伺っておきます。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、女性の活躍の場についてであります。御指摘がありましたように、今回行われた内閣改造では5名の女性大臣が任命され、特に、全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、活躍できる社会をつくるため、新たに女性活躍担当大臣が設けられたところであります。

私としましても、女性が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現というものは、豊かで活力ある県づくりを進める上で大変重要であると考えております。このため、県におきましては、男女共同参画プランを策定するとともに、宮崎県男女共同参画推進条例を制定し、県はもとより、県民や市町村、民間企業、各種団体等がそれぞれの立場からの取り組みを進めることとしているところであります。

特に、企業における女性の活躍を促進するためには、企業経営者の理解と自主的な取り組みが重要でありますことから、今年度、国の交付金を活用しまして、女性が出産・育児をしながら就労継続できる環境整備を進めるための企業向けのフォーラムや、女性自身の意識の醸成を図るための女性向けセミナーを開催することとしております。今後、女性が活躍できる社会の実現に向けまして、このような取り組みを持続的なものとしてまいりたいと考えているところであります。

次に、政策決定への女性の意見の反映についてであります。多様化する県民ニーズや県民目線に立った施策を推進し、県政の諸課題に的確に対応していくためには、女性の視点と能力を

生かしていくことが極めて重要であると考えております。このため県では、働きやすい環境の整備などに取り組むことにより、意欲と能力のある女性職員の育成や配置に努めているところであります。

また、平成26年度までに審議会等における女性委員の割合を50%とするという目標数値を掲げまして取り組みを進めた結果、25年度末には47.3%となったところであります。これは全国でもトップクラスの数字となっております。現在、今後の県政運営の指針となる宮崎県総合計画の改定を進めておりますが、これを審議する総合計画審議会におきましても、15名の委員のうち7名が女性でありまして、積極的に御意見をいただいているところであります。今後とも、国の成長戦略の中核と位置づけられた女性の活躍促進を追い風として、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるなど、一層の男女共同参画社会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、みやざきJOBパークプラスについてであります。若者の雇用情勢につきましては、経済情勢の回復などによりまして、全体的には改善傾向が続いているところであります。一方、非正規雇用の正規雇用化、新規学卒者の早期離職防止といった課題があると考えております。このような中、県と宮崎労働局が連携をしまして、宮崎駅前K I T E Nビルの3階に、若者の就職相談、U I ターン相談、そして職業紹介までをワンストップで提供します「みやざきJOBパークプラス」を9月1日に開所したところであります。国と県とが一体となりまして、就職相談から職業紹介までのサービスをワンストップで提供できる拠点が整備されたことによりまして、利用者の利便性が向上

することはもとより、きめ細やかな就職支援によりまして、就職率の向上や職場への定着促進など、若者の雇用に係るさまざまな課題解決に資するものと期待をしているところであります。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございます。若者の支援については、後ほど部長のほうに伺いたいと思いません。

次に、防災対策について2点伺いたいと思えます。

まず、1点目ですが、我が党の機関誌に先般取り上げられていたものを紹介したいと思えます。兵庫県が本年4月、災害時の避難所などで衛生的なトイレを確保するための手引を作成したというものであります。同県には、阪神・淡路大震災を契機に策定していた「避難所運営のガイドライン」があったようですが、昨年6月に東日本大震災の教訓を加味して改訂したそうであります。約90ページに及ぶガイドラインの中にはトイレ対策も盛り込まれていたようですがけれども、その記述はわずか数ページしかなかったということでありました。それを見て知事が、トイレ関連部分の深掘りを指示したというふうにありました。その背景には、東日本大震災の被災者支援から帰ってきた県の保健師や看護師から、避難所の劣悪なトイレ環境についての報告を受けており、混雑する、不衛生、狭い、暗い、和式で使いづらい、段差があって使いづらい、結果、使用するのが苦痛となって水分や食事を控え、体調が悪化したケースなどがあったということを確認しておられたということでありました。ネットで見ても、トイレだけで87ページ、本当に微に入り細にわたった内容はお見事と言うしかありません。

ん。既に目を通されたことと思いますが、この手引に対する率直な感想を危機管理統括監に伺いたいと思います。

○危機管理統括監（金丸政保君） 災害時におけるトイレの対策につきましては、食料の確保、あるいは電気、水道などのライフラインと並んで重要なものであると認識いたしておりますが、御質問のありましたトイレ対策の手引を今回拝見して、これまで以上にその重要性を具体的に実感したところでございます。

特に印象に残ったことを申し上げますと、第1点目に、これは今、新見議員もおっしゃいましたけれども、トイレを我慢したり水分や食事を控えることによりまして健康状態が悪化して、場合によっては死亡に至る事例もあったということでございます。

2点目は、災害用のトイレには携帯のトイレ、組み立てトイレ、マンホールトイレなどさまざまな種類がありまして、災害のときのいろんな状況に応じまして、どのトイレを選択するのかの判断が出てくるということ。

また、3点目は、障がい者、高齢者、女性、幼児などに応じて、安全面や衛生面など配慮すべききめ細かな内容がそれぞれ記述されていることでございます。

この手引は兵庫県が作成したものでありますけれども、災害時のトイレ対策といたしまして、そのままどこにでも通用するものでありますので、市町村や関係機関など多くの方に活用していただきたいと考えております。

○新見昌安議員 食事あるいは暑さ寒さ、こういったものは何とか耐えられるとしても、事、排せつという生理現象だけはいかんともしい。老若男女関係なくその現象は訪れてきますので、避難所の中でも格段の配慮をすべき場所

じゃないかと思えます。これについては大いに参考にしてもらおうよう、働きかけをよろしくお願いいたします。

もう1点伺いたいと思います。昨年成立し、本年4月1日に施行された改正災害対策基本法に、新しい共助の一環として地区防災計画制度が盛り込まれております。東日本大震災では、行政機能が麻痺する事態も発生する中で、住民による自助、地域コミュニティーなどによる共助が、津波からの避難行動や避難所運営において重要な役割を果たしたと言われております。その経験から、今後発生が危惧されている大規模広域災害に備え、自助・共助の役割の重要性が高まってきておりますが、その一方で、地域の防災力を担っている消防団などの自主防災組織が、少子高齢化といった社会の変化に伴い、活動が伸び悩むという状況も見られます。そういった中で、地域コミュニティーでの防災力強化の必要性が高まっており、この地区防災計画制度を活用することで、地域防災に大きな力になることが期待できます。各地での同計画策定の推進に向け、県としても積極的にかかわるべきではないかと考えますが、同じく危機管理統括監に見解を伺います。

○危機管理統括監（金丸政保君） 今回、災害対策基本法に新たに規定されました地区防災計画につきましては、地区内の居住者や事業者が防災訓練あるいは物資・資材の備蓄等の防災活動を行うための計画でありまして、その内容を市町村の地域防災計画に盛り込むことができることとされております。県内では、現時点において地区防災計画の策定された市町村はございませんけれども、計画のひな形を作成して自治会に検討を促すなど、積極的な動きの見られる市町村もあるようでございます。計画の策定や

防災活動の実践に当たりましては、地域住民みずからが主体的にかかわることになり、さらなる地域防災力の底上げに資するものと考えられますので、策定に向けた具体的な取り組みが進められますよう、市町村に対しまして助言や情報提供等を行ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 地区防災計画は、国民みずからが防災行政にかかわる国民参加型行政のきっかけになると期待もされているものであります。よろしく願いをしておきます。

次は、難病対策について伺います。

難病医療法、改正児童福祉法の難病関連2法が本年5月23日に成立し、来年1月から施行されることとなっております。スモン病やベアチェット病、重症筋無力症などに苦しんでいた患者やその家族の訴えで昭和47年10月に当時の厚生省がつくったのが、いわゆる難病対策要綱であります。難病対策はそれ以降40年以上にわたって、法的な根拠を持たない政策的研究事業としての支援にとどまっていた。

今回の難病関連2法は、社会保障と税の一体改革の一環として、消費税の増収分を活用し、法的根拠を持った公平で安定的な医療費の助成制度を確立することを目指しております。これにより、厚生労働省によれば、難病の医療費助成の対象、現行56疾患、患者数約78万人が、来年1月以降、一部は夏以降ですけれども、約300疾患、患者数約150万人に、また子供の難病、すなわち小児慢性特定疾患治療研究事業の対象、現行514疾患、患者数約11万人が、来年の1月以降は小児慢性特定疾患医療費負担金の対象、約700疾患、患者数約15万人まで拡大をいたします。今回の法制化は、難病患者支援拡大への大きな第一歩になると思います。

本日は、難病に絞って福祉保健部長に3点伺いたいと思います。まず1点目は、施行に当たっては都道府県で取り組まなければならない幾つかの項目がございますが、これらに対し県はどのように取り組んでいかれるのか、項目ごとにお示しをいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ただいま議員の御紹介がありましたように、いわゆる難病医療法が、ようやく来年の1月に施行されます。施行に向けまして、県におきましては、難病指定医、難病医療拠点病院及び指定医療機関の指定に取り組むこととされております。

まず、難病指定医は、原則として学会が認定する専門医資格を有すること、あるいは県が開催する資格研修を修了していることが要件になっておりますので、県では、県内各地域の医師に指定の申請に係る案内を早急に行うとともに、資格研修を積極的に実施することにより、指定医の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、難病医療拠点病院につきましては、中核的な役割を担う総合型病院、及び特定の領域で専門的な診断を行う領域型病院、並びに地域において中心となる基幹病院の3種類を指定することになりますので、国の方針に基づき、それぞれの目的に応じた病院を指定してまいります。また、指定医療機関は、患者が日常的に受診される医療機関であります。今後、指定の申請に係る案内を対象医療機関に早急に行い、手続を進めてまいりたいと考えます。

○新見昌安議員 2点目に、難病相談支援センターの体制強化についてはどのように取り組んでいかれるのか伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 難病相談支援センターは、平成17年の設置以来、宮崎県難病

団体連絡協議会に運営委託を行っているところですが、難病患者の生活や療養上の相談に対応すると同時に、医療や就労上の相談を専門機関につなぐなど、患者の療養生活の質を維持向上させるために重要な機関であると認識しております。センターにおける相談件数は年々増加しておりますが、法施行に伴う医療費助成対象疾患の拡大により、今後はさらに増加するものと考えております。このため、県といたしましては、センターの相談体制の強化とともに、センターが行う研修会や患者への情報提供等の各種事業の充実を図るために、関係者の意見を聞きながら、保健所及び関係機関との連携の強化を図るなど効果的な運営に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 3点目ですが、難病医療法においては、難病対策地域協議会の設置は都道府県や保健所設置市の努力規定というふうになっています。しかしながら、患者や医療・福祉関係者等による情報の共有あるいは連携の緊密化を進める上で、この存在は重要じゃないかと思えます。努力規定という位置づけではありますが、これについては設置すべきと考えます。見解を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 難病患者への支援につきましては、現在、保健所を中心として、関係機関や患者及びその家族により構成される連絡会議やケース検討会などにおいて取り組んでいるところであります。患者を支援する立場にある関係者が、患者の抱える多岐にわたる問題点について共通認識を持って取り組んでいくことは、患者の療養生活の質を維持向上させるために重要でありますので、今後、法の趣旨を踏まえながら、現在の支援体制の活用を含め、難病対策地域協議会の設置について検討し

てまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 難病に苦しむ患者、またその家族が安心して医療を受けられるよう、受けさせられるよう、支援の輪の拡大に、県としてもしっかり取り組んでいただきたいと思えます。これは要望しておきます。

次に、ひきこもり対策について、引き続き福祉保健部長に伺いたいと思えます。

まずは、ひきこもり地域支援センターが設置されて2カ月が経過したばかりではありますが、この間のセンターにおける相談等の対応状況はどうなっているのか伺いたいと思えます。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県では7月より、ひきこもりに関する第一次相談窓口として宮崎県子ども・若者総合相談センター「わかば」内にひきこもり相談センターを設置いたしました。これまで電話による相談を49件、メールによる相談を11件受けたところです。また、同じく7月から、面接相談や訪問支援を行う総合的な支援機関として精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センターを設置し、相談センターから引き継いだ相談者などからの電話相談に51件、来所による面接相談に23件対応しております。なお、現段階では訪問による支援には至っておりませんが、必要に応じて適切に対応してまいります。

○新見昌安議員 来所による面接相談が23件ということでありました。電話だけでなく、つらさや苦しさを直接会ってぶつけないという思いの方が多いことの証左であるというふうに思えます。これからも、ひきこもり相談センターと緊密に連携をとりながら、寄り添う支援をしっかりと推し進めていただきたいというふうに思えます。

ところで、厚生労働省が進めるひきこもりサ

ポーター養成研修事業、ひきこもりサポーター派遣事業というものがあります。これは、ひきこもる本人や家族などが支援を希望した場合、家庭を訪問し情報提供などの支援を継続的に行うひきこもりサポーターの養成、派遣を行うためのものであります。そこで伺いますが、県内における両事業の取り組み状況はどうなっているのか、お示してください。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ひきこもりサポーター養成研修事業等につきましては、平成25年度から国の補助事業として行われているものであります。現在のところ本県では取り組んでおりません。ひきこもりの状態にある御本人や御家族に対しましては、保健師や臨床心理士などの専門家だけではなく、地域における支援者など、さまざまな立場から支援していくことが重要であると考えております。このため、ひきこもり地域支援センターが実施している家族向け研修に、身近なサポーター的な存在となることが期待される民生委員児童委員等にも参加いただき、ひきこもりについて理解を深めていただいているところであります。今後とも、市町村や学校、家族会等の関係機関とも連携しながら、より効果的な支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ひきこもりサポーター養成研修事業の実施主体は都道府県と指定都市となっており、国と都道府県及び指定都市が2分の1ずつ費用を出すということになっております。一方、ひきこもりサポーター派遣事業の実施主体は特別区を含む市町村で、国と市町村が2分の1ずつ費用を出すということになっております。スタートしたばかりであり、当面は家族向け研修で対応するとしても、将来的にはひきこもりサポーターの養成に着手し、ひきこもりで

苦しんでいる本人の背中を押してあげられるような支援ができるよう、要望をしておきたいと思っております。

ところで、誰にも相談しないで、あるいは相談できないまま苦しんでいるひきこもり当事者、また家族は少なくありません。私も先日、相談を受けたことがあります。県が実施しているこのようなひきこもり対策についてまだまだ知らない当事者、家族も多いというふうに思います。県としてどのように周知しておられるのか、伺いたいと思っております。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ひきこもりに悩んでおられる御本人や御家族には、まずは相談センターに御相談いただくことが次の一歩を踏み出すきっかけになるものと考えております。このため、相談センターを紹介するリーフレットを市町村や学校、関係団体に配布するとともに、新聞やラジオ、ホームページ等を活用した周知に積極的に取り組んでいるところであります。今後とも、テレビの県政番組や新聞等を活用した広報とともに、家族会の方々との連携による周知や、地域の商店など身近なところでリーフレットを手にとりいただけるような工夫をするなど、さまざまな機会を通じて粘り強く繰り返し相談センターの周知を図ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 長年にわたってひきこもっている本人を抱えて、将来を悲観し、家族ごと地域の中で埋もれてしまっている家庭もあるんじゃないかと思っております。より細やかな対応をよろしく願いしておきたいと思っております。

次は、AED設置とその利活用について伺っていききたいと思います。

我が党が全国で普及を推進してきた自動体外式除細動器（AED）が一般市民も使えるよう

になってから、ことしの7月で10年を経過しました。現在の普及台数は全国で45万台を超えているとも言われており、NPO法人AED普及協会によれば、日本の人口1人当たりの普及率は世界一だそうです。従来は医療従事者しか使用が認められていなかったものが、平成15年に救急救命士に使用が拡大され、翌年平成16年7月に一般市民にも解禁をされております。

しかしながら、先般、心肺停止状態で救急搬送された人に対する一般市民の使用率は、平成24年度で3.7%と低調だったという報道がありました。総務省消防庁はこの7月、全国の消防本部に対して、さらなる有効活用に向け、市民が設置場所を知ることができるよう情報提供することや、設置施設の従業員や周辺住民に対する応急手当の普及促進などに取り組むよう求めています。まずは、設置場所を知ってもらうことが肝要ということでもあります。AEDの設置場所検索システムへの県内の登録状況はどのようなぐあいか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 検索システムの登録状況ということですが、具体的には、一般財団法人日本救急医療財団が運営しておりますAEDの設置場所検索システムでございます。本年9月1日現在の本県の登録件数は2,068件となっております。平成23年の同時期の846件と比較しますと、この3年間で約2.4倍の増加となっております。

○新見昌安議員 確かに登録件数はふえているようですけれども、普及台数からすれば、まだまだ少ないようであります。設置者へ検索システムへの登録を働きかけることが重要だと考えますが、県としてどのように取り組んでおられるのか、同じく福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） AEDの設置

場所検索システムへの登録につきましては、AEDの販売を行う医療機器販売業者が、設置者から依頼を受け、登録申請を行うこととなっております。したがって、県といたしましては、今後とも、販売業者の団体である宮崎県医療機器協会等を通じまして設置者に働きかけることにより、登録件数の拡大に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 平成23年9月議会において、コンビニなど地域で誰でも知っている場所へのAED設置を推進するという観点から、民間への働きかけを知事をお願いしたところではありますが、現在どのような状況か伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 先ほどより議論がありますが、AEDは、心肺停止の際に、救急隊が到着する前の救命措置を行うための医療機器として有効でありまして、この普及は大変重要であると考えております。

先ほど部長が答えましたように、AEDの登録件数がこの3年間で2.4倍にふえているところでありますが、その背景には、日本赤十字社宮崎県支部や市町村などによります講習会、研修会を初め、AEDにより実際に救命された事案の報道などがされることによりまして、AEDに対する社会全体の理解が深まってきたことなどがあると考えております。実際、昨年末の青島太平洋マラソンにおきましても、AEDの活用により事なきを得たという事例もあるところでございます。

県としましては、一層のAEDの普及拡大を図る観点から、昨年9月に国から示されました「AEDの適正配置に関するガイドライン」を踏まえまして、しっかりと情報提供するなどして、多数の人が集まる商業施設や高齢者が利用

する介護・福祉施設、さらには24時間利用できるコンビニエンスストアなどへの効果的かつ効率的な設置を進めますとともに、日ごろの適切な維持管理の周知にも努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 前回も言いましたけれども、コンビニは24時間営業、場所も目立ってよくわかります。全国的にもコンビニでの設置が進みつつあります。AED設置場所としては理想的であります。設置への働きかけをぜひともさらに推進していただきたいと、強く要望いたします。

もう1点、地域で誰でも知っている場所としての交番・駐在所へのAED設置状況はどうなっているか、しつこいぐらいに聞いておりますが、警察本部長、よろしく願いをいたします。

○警察本部長（坂口拓也君） 自動体外式除細動器、いわゆるAEDの設置状況についてですが、本県警察では、警察本部庁舎、運転免許センター、各警察署など、多くの方が来庁される庁舎に22台のAEDを設置しております。また、交番・駐在所の管内でAEDの設置が全くない西都警察署の上三財駐在所に1台設置しております。交番・駐在所へのAEDの設置につきましては、近隣の設置状況等を勘案しながら、大変厳しい限られた警察予算の中でございますが、関係機関とも協議しながら、その必要性等を検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 交番にAEDを設置している他県警察もでございます。ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

一般市民が心肺停止状態の人を発見し、その場でAEDを使用した場合の1カ月後の生存率

は、未使用の場合より約4.4倍も高いという分析結果もございます。私たちも、いつ使用する側になったり、使用してもらう側になったりするかわかりません。救えるのに救えなかった。これをなくすために、AEDにはこれからもしっかりかかわっていこうというふうに私は思っております。

次は、再生可能エネルギーについてですが、その一つ、地熱発電に絞って伺いたいと思います。

昨年の6月定例県議会において、本県の地熱発電の可能性について伺ったところでありますが、そのときの環境森林部長の答弁の中に、国が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に委託して、霧島地域と九重地域において空中からの電磁探査などによる地熱資源ポテンシャル調査を行うというふうにありました。まずは、石油天然ガス・金属鉱物資源機構が行った霧島地区の地熱発電調査の状況について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（徳永三夫君） 霧島地区につきましては、地熱発電の可能性調査といたしまして、昨年度は地質構造把握のための空中探査が行われ、今年度は8月に、地中の岩石の電気抵抗や磁気的な性質を測定するための調査が行われたと伺っております。これらの調査結果につきましては、今後、機構において解析が行われ、今年度末までには報告書が取りまとめられると聞いているところでございます。

○新見昌安議員 結果がわかるまではもうちょっとということではありますが、地熱発電普及へ弾みがつくような結果が出ることを期待したいと思います。

地球の内部には膨大な熱エネルギーが蓄えられているというふうに言われております。地球

の体積の99%は1000度以上で、100度以下の部分はわずか0.1%だそうです。地球は、いわば巨大な熱の塊ということであり、地熱発電は、そのエネルギーの一部を活用するもので、深さ1キロから3キロの地熱貯留層にたまった熱水をくみ上げ、蒸気を取り出して発電機を動かす、熱水を再び地下に戻すことで持続的な利用を図る仕組みだそうです。太陽光や風力と比べ、極めて安定した再生可能エネルギーが地熱を使った発電であります。日本の利用可能な地熱資源量は2,350万キロワットで、米国、インドネシアに次ぐ世界第3位の規模だそうです。また、海外で導入されている地熱発電所のタービンの7割程度が日本製だそうです。

従来、導入のネックとも言われていた発電コスト、国立公園、温泉、こういったものをめぐるとの問題も、現在は徐々にクリアされつつあります。井戸を掘るのに巨額な費用を要するというとも言われておりますが、40年で寿命を迎える原発よりも総合的なコストは安いという見方が政府内にあるということも聞いたことがあります。可能性を秘めた地熱発電は、本県としても普及に向けての取り組みに着手すべきではないかと考えますが、同じく環境森林部長に見解を伺います。

○環境森林部長（徳永三夫君） 地熱発電につきましては、県の新エネルギービジョンの中で、平成34年度までに1,000キロワットの導入を目標としているところでございます。具体的な取り組みといたしましては、昨年度、えびの市が実施いたしました地熱発電の可能性調査に対しまして支援を行ったところであり、今後、民間企業との連携により事業化に向けた取り組みが期待されているところでございます。また、九州各県や大学、民間企業とともに地熱エネ

ギーの関連産業の拠点化を目指すワーキンググループに本県も参加し、情報収集等に努めているところでございます。今後とも、地熱発電を含め、本県の地域特性を生かした新エネルギーの導入促進に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 期待しております。よろしく申し上げます。

次は、若者支援について伺います。

先ほど壇上から、みやざきJOBパークプラスについて知事に伺ったところであります。県と宮崎労働局が連携し、若者の就職相談、UIターン相談、職業紹介までをワンストップで提供することによって、有効に機能することが期待できますが、みやざきJOBパークプラスを統括するのはどこなのか。また、いろんな相談を受けることになる相談員の体制はどうなっているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（茂雄二君） みやざきJOBパークプラスは、県が設置するヤングJOBサポートみやざき及びふるさと雇用情報センター、また国が新たに設置しました宮崎わかもの応援ハローワーク宮崎駅前コーナーの3つの機関の総称でありまして、それぞれは独立して運営されますが、相互に緊密に連携することにより一体的に若者の就職支援をすることとしております。相談体制としましては、ヤングJOBサポートみやざきに4人、ふるさと雇用情報センターに4人を配置しているのに加え、新たにハローワーク宮崎駅前コーナーに5人が配置され、みやざきJOBパークプラス全体では13人の体制で就職支援に取り組むこととしております。

○新見昌安議員 次に、3つの機関の1つ、ヤングJOBサポートみやざきでは、従来から就

職活動中の若者向けのさまざまなセミナーを開催されていますが、その開催案内などの情報発信はどのように行っておられるのか。SNSを含めた情報発信にも取り組むべきと考えますが、同じく商工観光労働部長の見解を伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） ヤングJOBサポートみやぎきで実施しますセミナー等につきましては、開催のたびにチラシを作成しまして、ハローワークや大学のキャリアセンター等に配布しておりますほか、ホームページにセミナー告知専用コーナーを設け、その周知に取り組んでいるところです。特にホームページにつきましては、近年、若者の携帯端末の利用がふえておりますことから、昨年度、スマートフォン対応のページを設置しましたところ、導入前と比べてアクセス数が約80%増加するなど、その効果があらわれたところです。今後とも、就職支援を求める若者に必要な情報を提供できますよう、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、いわゆるSNSの活用等も含め、情報発信の手法について研究してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 スマホ対応のホームページを設置してアクセス数が80%も増加するということは、パソコンは持たずにスマホのみで生活している若者も多いということの証左ではないかと思えます。若者が得意とするLINEからの情報発信等も有効に機能するのではないか、一考の余地ありだと思えます。よろしく願いをしておきます。

次に、廃校の利活用について教育長に伺っていきます。

私が現在住んでいるのはJR南宮崎駅東側の地域であります。私が小さいころ、近所には鬱

蒼とした木々に覆われた赤江古墳、また墓場があって、怖くて寂しいところでしたが、今は住宅地になっております。我が家の隣には恒久小学校があります。私の母校でもあります。我が地域も御多分に漏れず、急速な高齢化とともに少子化も進行しておりますが、小学校から今も子供たちの元気な声が聞こえてきます。きのうもけさも運動会の歌が聞こえてきました。もしこの学校がなくなったらなどは想像もしたくありません。自分自身も、また私の子供たちもお世話になった学校であります。私たちにとって学校は地域のシンボリックな存在でもあるし、そこから活力、元気をもらっているのではないかというふうに思います。

しかしながら、県内には過疎化、少子化の波にのみ込まれて、学校の統廃合、廃校を余儀なくされる地域も存在しております。近くの学校から子供たちの声が聞こえなくなる。本当に寂しいことじゃないかと思えますが、手をこまねいているわけにはいきません。地域のシンボル、地域コミュニティの拠点として、その後の有効活用をしっかりと考えていかなければなりません。この問題は都市部に住む者もしっかり考えるべき問題であると思えます。そこでまず、本県における廃校となった市町村立小中学校の現在の利活用状況を伺いたいと思えます。

○教育長（飛田 洋君） 廃校となった学校施設の利活用の状況については平成14年度からデータをとっているんですが、その14年度から廃校となった市町村立小中学校は26年5月1日現在で62校ありまして、そのうち建物が残っておりますのが56校でございます。建物の残っている56校の約8割に当たる44校につきましては、地域の集会施設、食品加工施設、老人福祉施設などとして利活用されております。

○新見昌安議員 昨年5月1日現在では廃校数55校でしたので、やはり少しふえているような感じですか。

ところで、県教育委員会としては市町村教育委員会に対して情報提供などの支援を行っているというふうに聞いておりますが、文部科学省の「～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト」への掲載、本県は利用が少ないようであります。このプロジェクトは、未活用の廃校施設等の情報について「活用用途募集廃校施設等一覧」に集約して公表するものであります。より多くの民間企業、NPO法人、社会福祉法人、医療法人などに情報を提供し、廃校施設などの情報と活用ニーズのマッチングの一助になることが期待されております。これも積極的に活用すべきだと考えますが、具体的な現在の支援はどのように行われているのか伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会といたしましては、廃校施設の利活用に当たって、市町村への支援は大変重要であると考えております。このため、年2回、市町村の担当者会議等を行っているんですが、先ほど御紹介いただいた、文部科学省が実施している「～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト」を周知するとともに、校舎の活用事例の紹介や、校舎を転用して違う施設、例を申し上げますと保育所とか福祉施設など別の用途で活用する場合にはどんな補助金が使えますよというような御案内をいたしているところです。

文部科学省の「～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト」について紹介例が少ないということですが、これは、用途が決まっていなくて、もう使わないというものを民間に利用していただいたり、あるいは団体に利用してい

ただくために掲載するというものでありまして、調べてみますと、実は現在、県内で未利用の小中学校の残っている施設というのは12ありますが、どういう方向でいくかということはまだ結論が出ていない、そういう学校が多いみたいですので、利用されていないという状況でございます。

○新見昌安議員 利活用については、今、答弁にもありましたが、地域住民の声等もやはり大事になってくるんじゃないかと思えます。各市町村では、廃校施設の利活用について地域住民から意見聴取を行っているのかどうか、伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 廃校施設の利活用について市町村が中心となって、地域住民の方々からの意見聴取や、協議等を行う委員会等を設置し、検討が行われていると伺っております。県教育委員会といたしましては、廃校施設が有効に利活用されますよう、今後とも、情報提供を初め、市町村に対する必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 全国的には、住民が主体となって廃校を有効活用することで過疎集落が再生し、地域に活力がよみがえった例もたくさんございます。そのような情報提供もよろしくお願いをしておきたいと思えます。

最後に、警察行政について警察本部長に何点か伺います。

まず、特殊詐欺防止についてであります。この問題については、代表質問でも取り上げられておりましたが、予防策としての自動通話録音機の貸し出し、水際対策として金融機関の窓口チェックシートを配布するなど、被害防止に全力で取り組まれているようであります。

特に、今月3日から運用を開始された、金融

機関窓口での高額現金払い戻し時チェックシートは、この2日後にはチェックシートによって特殊詐欺の被害を防止したという報道もありました。早速、威力を発揮したようですが、私も元銀行員という立場からも、このチェックシートは評価したいと思います。昔から高額現金を払い戻す預金者に対しては、その理由を聞いておりました。ただ、正直言って、それを嫌がるお客さんも結構いらっしゃるんです。聞くことが心理的に負担になっている窓口の担当者にとって、警察から要請されているものだからという感じでこのチェックシートを示しながら確認できれば、行員の心理的な負担はかなり軽減されるのではないかと思います。今後も、このチェックシートが有効に機能することを期待するものであります。

このように、金融機関窓口での払い戻しや、同じく金融機関窓口での振り込みでは、行員や職員による有効なチェックがありますけれども、一方で、払い戻した現金をレターパックあるいは宅配便で送金させることも防止しなければなりません。この点についてはどのように取り組まれているのか、伺いたいと思います。

○警察本部長（坂口拓也君） 現金をレターパックや宅配便で送金させる手口は全国的に増加しておりまして、本県におきましても、平成25年中は19件の約1億3,300万円の被害でありましたが、本年は8月末で既に17件の約1億9,900万円の被害に達しております。本来、現金をレターパックや宅配便などで送ることはできませんが、このような実態を踏まえまして、警察庁から日本郵便や大手宅配業者に対しまして、過去の特殊詐欺事件における現金送付先について情報を提供し、配達先の差し止めや警察への通報を依頼するとともに、エクス線検査な

どで内容物の確認をしていただいております。

本県におきましては、本年5月に警察と宅配物取扱機関との連絡会議を開催しまして、レターパックや宅配便などによる送金防止対策について協議を行っております。その結果、受付担当者が声かけをしやすいように、警察で作成したポスターやリーフレットを県内の郵便局や宅配業者、コンビニエンスストアに配布して、高齢者の方を中心に声かけの強化に努めていただいているところであります。今後も、関係機関等との連携を強化し、特殊詐欺対策を強力に推進してまいります。

○新見昌安議員 こちらのほうも万全な対策をよろしく願いしておきたいと思います。

次に、環状交差点（ラウンドアバウト）について伺いたいと思います。この件については昨年11月定例会の一般質問でも取り上げたところでありますが、円形の交差点（ラウンドアバウト）を環状交差点と名づけ、通行ルールを定めた改正道路交通法が今年1日に施行されたとの新聞報道が、先般なされておりました。それによると、1日に誕生した環状交差点は8都府県の34カ所、そして今年度中に、何と宮崎県を含む7県の15カ所が追加になる予定というふうにあります。そこで、本県での導入時期、導入場所、導入に至った経緯、県民への周知等々についてお聞きしたいなと思ったところであります。環状交差点の導入効果も含めて、警察本部の考え方について伺いたいと思います。

○警察本部長（坂口拓也君） 環状交差点とはロータリー式の形状であって、道路標識等により右回りに通行すべきことが指定されている交差点であります。全国では、今年1日から本県を除く7都府県15カ所で導入されております。

この効果といたしましては、既に導入済みの

イギリスを初めとする諸外国では、必然的に速度が低下して交通事故が大幅に減少したという検証結果があり、交通事故の抑止が期待されます。また、信号機がありませんので、電気代等の維持費がかからないほか、停電等の影響を受けませんので、災害に強いという利点があります。しかしながら、交通量が著しく多い場所に導入しますと渋滞が起きやすくなると言われており、交通状況を慎重に見きわめた上で判断する必要があります。

警察としましては、環状交差点の導入に関し、交通の安全と円滑を最優先に、現場の交通量、交差点の形状、住民の要望の有無及び導入した他府県の状況等を踏まえまして、1カ所について道路管理者と検討をしているところでございます。

○新見昌安議員 今の答弁によれば、1日からの導入状況に関する報道内容はちょっと違っているようでありまして、環状交差点は、デメリット以上にメリットが多いのではないかとこのように感じました。1カ所について検討しているということですが、ぜひとも導入していただきたいというふうに思います。

最後に、交番・駐在所と地域住民との関係について伺いたいと思います。これも新聞報道がありますが、日本に交番が置かれてから140年を迎えるのを機に、警視庁はことしから明治政府が設置を決めた8月25日を「交番の日」と定めたというふうにあります。また、警視庁によると、明治7年1月の警視庁発足当時、3差路などに警察官を配置する場所が設けられ、交代で番をしたことから交番所と呼ばれ、後に建物となったのが交番の起源ともありました。

ところで、ネットで「交番の日」を検索すると、神奈川県警でも「交番の日」を設けている

ようであります。神奈川県では、11月27日が「交番の日」制定記念日、毎月27日を「交番の日」というふうにしているようであります。神奈川のそれは、明治4年11月27日に制定された県治条例により邏卒課が設置され、その後制定された邏卒職務規則の中で交番という用語が使われたことから、県治条例制定の27日にちなんで、毎月27日を「交番の日」と定めたというふうにあります。

東京と神奈川、隣同士ですが、けんかせずにやってもらいたいと思いますけれども、いずれにしても、地域住民との対話をふやし、安心して暮らせる地域づくりのために貢献するという思いが込められているのではないかと思います。そこで伺います。本県では「交番の日」は定められておりませんが、交番・駐在所と地域住民との関係を密にするため、どのような取り組みをされているのか、伺いたいと思います。

○警察本部長（坂口拓也君） 交番・駐在所と地域住民との連携を図るための取り組みについてであります。現在、県下には交番・駐在所が169施設ありますが、全ての施設を対象に交番等連絡協議会が設置されております。この交番等連絡協議会は地元自治会の役員等の方々で構成されており、おおむね四半期に1回、会議を開催し、交番・駐在所の勤務員がさまざまな意見、要望等を広くお聞きするとともに、協議会の会員の方々と一緒に地域の問題を解決するための活動を行っております。また、交番・駐在所を新築する際には、施設内にコミュニティスペースを設けるなど、地元住民の方々がいっしょでも気軽に交番・駐在所の勤務員と情報交換等ができるような環境づくりにも配慮しております。このほか、巡回連絡やミニ広報紙の発行、

公民館ごとの防犯講話など、さまざまな活動において地域の方々との連携を図っているところであり、今後とも、地域住民の方々との連携を深めながら、安全・安心な地域づくりに努めてまいります。

○**新見昌安議員** 交番は、地域住民に安心感を与え犯罪も抑止できる、日本に根づいた独自のシステムであります。これからも、AEDもしっかり配備して地域住民の安心・安全の灯台としての存在であり続けていただけるようお願いを申し上げ、全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○**押川修一郎副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、16日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時5分散会

9月16日（火）

平成 26 年 9 月 16 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (36 名)

- 2 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 3 番 有 岡 浩 一 (愛みやざき)
- 4 番 凶 師 博 規 (同)
- 5 番 西 村 賢 (同)
- 6 番 松 村 悟 郎 (自由民主党)
- 7 番 内 村 仁 子 (同)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 14 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 15 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 16 番 渡 辺 創 (県民連合宮崎)
- 17 番 田 口 雄 二 (同)
- 18 番 高 橋 透 (同)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 丸 山 裕次郎 (同)
- 23 番 中 野 一 則 (同)
- 24 番 中 野 廣 明 (同)
- 25 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 徳 重 忠 夫 (無所属クラブ)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 太 田 清 海 (県民連合宮崎)
- 30 番 井 上 紀代子 (同)
- 31 番 鳥 飼 謙 二 (同)
- 33 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 十 屋 幸 平 (同)
- 36 番 外 山 三 博 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 押 川 修一郎 (同)

欠席議員 (2 名)

- 公務出張 13 番 福 田 作 弥 (自由民主党)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------------|-----------|----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 野 博 美 |
| 副 知 事 | 稲 田 欽 也 | 用 博 也 |
| 副 知 事 | 内 田 憲 次郎 | 橋 本 憲 次郎 |
| 総 合 政 策 部 長 | 成 合 修 | 橋 本 憲 次郎 |
| 総 務 部 長 | 金 丸 政 保 | 成 合 修 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 佐 藤 健 司 | 成 合 修 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 徳 永 三 夫 | 成 合 修 |
| 環 境 森 林 部 長 | 茂 雄 二 | 成 合 修 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 緒 方 文 彦 | 成 合 修 |
| 農 政 水 産 部 長 | 大 田 原 宣 治 | 成 合 修 |
| 県 土 整 備 部 長 | 舟 田 美 揮 子 | 成 合 修 |
| 会 計 管 理 者 長 | 四 本 孝 一 | 成 合 修 |
| 企 業 局 長 | 渡 邊 亮 一 | 成 合 修 |
| 病 院 局 長 | 阪 本 典 弘 | 成 合 修 |
| 財 政 課 長 | 齊 藤 和 子 | 成 合 修 |
| 教 育 委 員 長 | 飛 田 洋 | 成 合 修 |
| 教 育 長 | 坂 口 拓 也 | 成 合 修 |
| 警 察 本 部 長 | 後 藤 仁 俊 | 成 合 修 |
| 選 挙 管 理 委 員 長 | 宮 本 尊 | 成 合 修 |
| 代 表 監 査 委 員 | 村 社 秀 繼 | 成 合 修 |
| 人 事 委 員 長 | | 成 合 修 |

事務局職員出席者

- | | | |
|---------------|----------|---------|
| 事 務 局 長 | 大 坪 篤 史 | 山 内 武 則 |
| 事務局次長兼総務課長 | 山 内 保 彦 | 山 内 武 則 |
| 議 事 課 長 | 高 林 宏 一 | 山 内 武 則 |
| 政 策 調 査 課 長 | 内 野 浩 一朗 | 山 内 武 則 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 松 吉 浩 | 山 内 武 則 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 松 本 英 治 | 山 内 武 則 |
| 議 事 課 主 査 | 川 崎 一 臣 | 山 内 武 則 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | | 山 内 武 則 |

◎ 一般質問

○押川修一郎副議長 ただいまの出席議員36名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合宮崎の渡辺創です。新しい週のトップバッターを務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

昨日までの3連休は、各地で敬老会が開催されました。私がお邪魔をした敬老会も、高齢化社会を反映して、ほとんどが75歳以上の方々が対象という敬老会でした。来年は太平洋戦争終戦から70年を迎えます。対象者の方々は、いずれも戦火をくぐり抜け、戦後の混乱期、そして今の礎をつくった高度成長期、さらに失われた20年と、さまざまな時代を過ごしてこられたわけです。いろいろな体験談を伺いましたが、改めて不戦の誓いを新たに、立憲主義のもと民主主義を守り、平和な社会の構築に取り組むことの重要性を実感したところでありました。

さて、今回の一般質問では、県政課題のポイントをできるだけわかりやすく整理することに重きを置いて、幾つかの分野について質問をしてみたいと思います。特に河野知事は、既に出馬表明をしていらっしゃる県知事選挙を12月に控えていらっしゃると思います。ぜひ明快な御答弁をいただき、県民の選択に資するやりとりをしていただきたいというふうに考えております。

いよいよ知事選のスタートまで、本日を含め残すところ79日となりました。知事におかれましては、県政トップとしての公務をこなしながら、

選挙に向けた体制づくりに奔走され、さらに、先日発覚した政治資金問題の対応と、なかなか落ち着いた時間を過ごされているのではないかと想像いたします。地元紙、宮崎日日新聞では、「政治と県民をつなぐ」と銘打った知事選企画もスタートいたしました。県民の間になかなか浸透しない地方自治の実像、存在感の薄い政治リーダーのあり方などを問う大型企画ではないかと、今後の紙面展開にも期待をするところです。

さて、この企画の中で、県知事選への関心が低い層の意見として、「誰が知事になっても変わらない」「知事がどんな人で、宮崎にどんな影響を与えているのかわからない」との意見が披露されています。また、若い世代へのアンケートからは、知事に人柄とリーダーシップという資質を強く求めていることが浮き彫りになっています。この企画等を読まれて、知事もさまざまな御感想を持たれたのではないかと思いますけれども、ぜひこの機会に、1期4年を振り返り、県政運営に関してみずから果たされた役割と、そして今の宮崎に必要なリーダーのあり方についての御所見をお伺いいたします。

また、両副知事にも、それぞれ御就任以降、宮崎県としては初めての副知事2人制の中で、河野知事を支えてこられた取り組みについて、それぞれのお立場からの総括をお伺いいたします。

本来であれば、壇上の質問はここまでとする予定でしたが、先週末以降、どうしても理解に苦しむ事態を県内の街角で見かけます。細かい通告はしておりませんが、知事に確認をさせていただきたいと思っております。

先週の県議会代表質問終了直後から、宮崎市

内では、知事の名前と顔写真が現職の衆議院議員と並んだ自民党演説会の告知ポスターを見かけるようになりました。この手の告知ポスターは、政治活動にかかわる者の間では、2連ポスターと呼ばれるものです。通常、選挙に出馬表明している場合、選挙予定日から6カ月を切ると、外向きのポスター掲示はできません。ただし、政党活動に限って、演説会の告知等であれば、厳密なルールの範囲で外向きのポスター掲示ができるというものです。通常は、国政選挙や地方選において、政党所属の議員や候補予定者が行う活動というのが一般的であると私は認識しています。

今回、私は、このポスターに強い違和感を覚えました。政治活動の自由は担保されるべき重要な原則ですので、知事選に当たって推薦を決めた自民党の皆さんが、知事と街頭演説を行おうという自由民主党の政治活動については、何も申すことはございません。しかし、知事は、昨年出馬表明以降、一党一派に偏ることなく、広く知事の政治手法、そして政策的方向性の理解を広げるとの姿勢で、さまざまな経済団体や労働団体、また、前は求めなかった各政党への推薦要請なども行って来たのではなかったでしょうか。まさか現職の衆議院議員が、知事サイドの許可も得ずに、勝手に演説会の告知ポスターを展開するという事はないと考えます。

先日の代表質問では、自民党県議団の登壇者から、「自民党の推薦を得たのだから、自民党の重要理念には十分な理解を」という趣旨の発言がありました。また、自民党公認での知事選出馬を促される場面もありました。政権与党の自民党としっかりとした関係を築くことは、客観的に考えて、現職知事の判断として決して間

違ってはいないと思います。しかし、知事がこれまで繰り返してきた幅広い理解と支援というのは、言葉遊びでしかなかったのでしょうか。

この際、はっきりとお伺いいたします。まさかとは思いますが、河野知事は自民党からの推薦を得るに当たり、自民党籍を取得されたことがないのか。また、12月の選挙に向けて、各党への推薦願を提出された意味は、目的は何だったのか。さらに、今回指摘したポスターに掲示があるとおりに、知事選終了後の12月27日午後3時から、宮崎市の山形屋前交差点において、自民党第1区総支部が主催する演説会に弁士として登壇されるのか、明快な御答弁をいただきたいと思っております。

以上で壇上からの質問を終え、残余の質問は自席から行います。御答弁のほどよろしくお願ひいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えいたします。

まず、1期目4年間の県政運営に係る自己分析と、今の宮崎に必要なリーダーについてであります。この4年間を振り返りますと、任期前半は、口蹄疫からの再生・復興に全力を傾け、宮崎牛の日本一2連覇など、復興に一定の道筋をつけたところであります。任期後半となる昨年度からは、復興から新たな成長へと軸足を移し、フードビジネスの推進や東アジア市場開拓などの成長産業の育成加速化に加えまして、ドクターヘリやドクターカーの導入、また、日南病院における地域総合医育成サテライトセンターの開設など地域医療体制の充実、さらには、悲願の東九州自動車道延岡一宮崎間の開通など、今後の発展の芽を育てることができたのではないかと自負しております。

こうした新たな飛躍のときを迎えようとして

いる今の宮崎であります。一方で、本格的な人口減少社会の到来による地域活力や生産力の低下、また、地域間競争や国際競争の激化など、本県を取り巻く環境は厳しさを増しているものと考えております。このような中で、本県をさらなる前進へと導くリーダーには、将来を見通した明確なビジョンを示す構想力と、そのための道筋を示し、確実に実行していく実行力が求められているものと考えております。今後とも、これまでの実績を踏まえ、将来の確かな見通しを持って果敢に決断し、強いリーダーシップを持って県政運営に当たってまいりたいと考えております。

次に、政党への推薦願などについてであります。まず、私は、自民党籍は取得しておりません。また、私は、基本的な政治姿勢として、対話と協働を掲げております。県民の皆様、また市町村、経済団体などと、いろいろな形で連携を図ることとしております。このため現在、各政党に推薦をお願いしております。また、12月の演説会につきましては、自由民主党から弁士として登壇の依頼を受けているところであります。以上であります。〔降壇〕

○副知事(稲用博美君)〔登壇〕 お答えいたします。

副知事を拝命して1年半がたちましたけれども、私に課せられた役割の一つは、知事が県民との対話、そして国等への要望活動、さらには国内外でのトップセールスなど、存分に行動できるように、内務をしっかりと取りまとめることだというふうに思っています。この点に関しましては、先ほど知事が述べられましたように、一定の成果につながっているということ、それなりに役割は果たしたのではないかと、いうふうに思っているところです。しかしなが

ら、もう一つの役割であります、県議会、市町村、関係団体との意思疎通、意見交換など、調整力を図っていくということに関しましては、まだまだ十分ではないというふうに思っているところです。残りの期間、知事が脇を固め、県議会を初め、市町村、関係団体、そして県職員と一枚岩となって宮崎の新時代を築いていく、その補佐役としての務めをしっかりと果たしてまいりたいというふうに考えています。以上でございます。〔降壇〕

○副知事(内田欽也君)〔登壇〕 お答えいたします。

国とのパイプ役やインフラ整備の推進などの役割を果たすため、これまで自分の経験や人脈などを生かしながら、全力で取り組んでまいりました。その中で、延岡一宮崎間が1本の高速道路でつながるなど、高速道路網の整備促進や入札契約制度の改善、また、知事からの指示を受け、東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた宮崎ならではのおもてなしのあり方をテーマとして、庁内で政策論議を行い、新たなプロジェクトが始まるなど、一定の成果を出すことができたものと考えております。さらに、対話と協働という知事の方針のもと、できるだけ現場に足を運び、農業や商工業、建設業など、さまざまな分野の方々との意見交換にも努めてきたところであり、その場でお聞きした意見なども踏まえ、産業の振興にもさらに力を注いでまいります。今後とも、県職員とともに、宮崎のポテンシャルを生かした政策立案や地方の声を反映させた国への政策提言を行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○渡辺 創議員 御答弁ありがとうございます。この件については、今、知事、副知事に御

答弁いただいた内容で、これ以上の質問はいたしません。

次に移りますが、知事選に向けましては、今、出馬表明されているお二人のほかに、東国原前知事の名前も取り沙汰されております。果たして、それがちまたのうわさ話なのか、本当に立候補されるお考えがあるのか、現時点ではわかりません。しかし、ある種の待望論やその動静が新聞でも報道されるような状況にあります。今回の政治資金の提供問題でも、河野知事が前回選挙の際に、東国原氏サイドから支援者を紹介されていたということが明らかになったわけですが、もし仮に東国原氏が出馬されたとすれば、一般的には東国原氏の後継と理解されてきた河野知事と争うということになります。素直に考えれば、託したはずの河野県政に何らかの不満があるからということになるのでしょうか。いずれにせよ、県民にとっては、県民の選択は戸惑いを伴ったものになるかもしれません。このような状況だからこそ、改めて東国原前県政の総括が必要ではないかというふうに考えます。河野知事も、副知事という重要な役割を果たしてこられたお立場ではありますけれども、ぜひ、この件につきまして、改めて知事の御認識をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 前県政におきましては、官製談合事件で生じた県政への信頼回復が課題となる状況の中で、本県や県産品のPRという意味で、成果を上げたものというふうに考えておるところでございます。一方で、県政運営や施策の実施に当たりましては、国や市町村、また関係団体の皆様との関係において、多少なりとも距離感があり、宮崎全体としてしっかりまとまって進んでいく、そのような体制というものに乏しかったのではないかと、そのよう

な点に課題があったのではないかというふうを受けとめておるところであります。

○渡辺 創議員 以前に質問したときよりも明快なお答えが今いただけたのかなと思っておりますが、3年前の6月議会一般質問で、私は、県庁内に設置されておりました東国原前知事の人形やパネルを「精神的依存の象徴ではないか」というふうに指摘させていただいて、撤去を提案いたしました。その際に、やりとりの中で、知事はみずからの県政の位置づけを「東国原県政の発展的継承」と位置づけられたというふうに私は記憶しております。今、総括の御答弁もありましたけれども、3年半がたった今の時点でも、東国原県政の発展的継承という位置づけは変わらないというふうにお考えになっているのか、それとも新しい考え方の軸をお持ちになっているのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 就任直後のさまざまな表現はあったかというふうに思っておりますが、基本的な私の政治信条、考え方といいますのは、前県政を含め、これまでの脈々とつながれてきた県政というものを受けとめるということでもあります。その長年にわたる県政の取り組みをしっかりと引き継ぎ、一方で見直すべきところは見直し、そして県民の力を結集して真に豊かな宮崎を築いてまいりたい、そのような考えでございます。昨年、置県130年を迎えたときにおきましても、長きにわたる先人の努力に感謝の思いを持ち、しっかりと受けとめ、そして、それをさらによいものにして将来に託していくんだ、その役割を果たしていくというのが私の基本的な考えでございます。

○渡辺 創議員 御答弁ありがとうございます。東国原前知事の動向を含め、はっきりとし

ない状況のもとで、お答えづらいこととお伺いしたということは、私もしっかりと自覚しているところです。しかし、県知事選を控えて、宮崎県のこれからを問うという非常に大事な時期を迎えていると思います。ぜひ河野知事には、河野俊嗣、河野県政という軸を、旗をしっかりとこの宮崎に立てる、そういう意識で、みずからの姿勢を県民の皆様にはわかりやすくお示しいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、テーマを観光振興に移します。

県は、アジア戦略の鍵となる香港との定期路線開設やMICEの積極的誘致など、観光宮崎の再建に向けた取り組みを進めていますが、観光宮崎の復活にける知事の思いをお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 観光というものは、宿泊や飲食業を初め、交通運輸、農林水産業など、多岐にわたる裾野の広い産業であるというふうに認識しております。本格的な人口減少・高齢化社会を迎えまして、とりわけ成長が著しい東アジアなどの活力を取り込むことは、本県経済の活性化を図る上で、極めて重要だと考えております。このため、新たに観光振興条例の制定に取り組みますとともに、アジアのハブ空港と結ぶ国際定期便の充実・強化や、大型クルーズ船の受け入れ環境の整備などに取り組んでいるところであります。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催は、国の訪日外国人旅行者の倍増に向けた取り組みとともに、本県の「食」、また歴史・文化などの魅力を世界に発信する絶好の機会になるのではないかと受けとめております。

本県でも、「みやざき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」をスタ

ートさせまして、スポーツランドみやざきの推進やMICEの誘致強化、観光資源のより一層の磨き上げに取り組み、世界に誇れる「日本一のおもてなし」を構築したいと考えております。また、こうした取り組みを、官民が緊密に連携し、「オールみやざき」の体制で推進していくことが最も重要であるというふうに考えておりました。観光振興を、本県の未来、また発展を築く上での重要な施策の一つの柱として推進してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 観光宮崎の復活の一つの鍵が、国際会議や企業等のインセンティブ旅行、展示会など大規模な集客が見込めるイベントの誘致、つまりMICEの誘致ということになるかと思っております。国も観光立国実現の柱の一つというふうに位置づけておりますけれども、一方で、MICEに積極的な姿勢を示している自治体というのは非常に多いわけで、まさに地域間競争も厳しさを増すはずで、そこで、MICEをめぐる環境をいかに認識しているのか。また、県としての今後の取り組みを商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） MICEは、一般的な観光に比べ経済効果が大きく、ビジネス機会の創出や都市ブランド力の向上にもつながることから、国においては、観光立国実現に向けた主要な柱の一つとして位置づけているところであります。また、国際会議の開催件数も、今後、拡大を続けると見込まれておりますことから、各地で次々に受け入れ施設の整備が進められるなど、誘致競争が激しくなっております。このため、県といたしましては、今年度、MICE誘致を重点施策に位置づけ、誘致の主体となるみやざき観光コンベンション協会に専任の職員を配置しますとともに、事務所を

9月1日に関係団体が入居しているKITENビルへ移転することにより、これまで以上に、官民協働での誘致促進や受け入れ環境の充実・強化を図ったところであります。

また、昨年度は、延べ約2万人が参加した日本消化器外科学会が開催されるなど、これまでの豊富な受け入れ実績や会議場及びホテルが一体的に整備された受け入れ施設、ゴルフや風光明媚な観光地など、充実したアフターコンベンションメニュー等の優位性を十分に生かし、MICEの誘致促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 先日、県は、2016年の先進国首脳会談（サミット）の閣僚会合の誘致に取り組むことを表明されました。東京オリンピックを前に、宮崎の全体的な知名度を上げるとともに、MICE推進の立場で見ても、国際会議都市としての都市価値を高めるという狙いがあるのではないかとこのように想像しますが、基本的な考え方を総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 2016年日本開催予定の主要国首脳会議でございますけれども、最も注目度の高い国際会議でございます。それに合わせて開催される閣僚会合も、本県の魅力を国内外に発信していく絶好の機会として、また、今後のMICE誘致に向けての大きなステップになるものと考えております。また、今回の誘致活動は、今後の本県の海外戦略上、極めて重要となる外国人へのおもてなし環境の充実へとつながっていくものとも期待しているところでございます。

なお、報道によりますと、これまで正式に誘致表明を行った自治体は、かなりの数に上るようございまして、厳しい競争になるものと思

われますが、2000年宮崎外相会合の成功という大きな実績、また宮崎ならではの歴史・文化・自然など、魅力と強みを生かし、本県での開催の実現に向けて、関係団体とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 そのMICE推進の観点とも密接にかかわるのが、統合型リゾート（IR）の問題だと思います。報道等によれば、現在、国会では推進法案が審議されておまして、秋の臨時国会で可決する可能性もあるというふうに伝えられております。仮に成立し、最短のスケジュールで進めば、2016年度にも区域選定がスタートする可能性もあるということのようですが、県でもこれまでに、知事、副知事を含め職員の方々が、シンガポールや韓国、マカオなどに視察に行かれております。これまで県議会の中でもさまざまな議論があったところですが、この機会に改めて、特にカジノの問題について、そのメリット・デメリットについて、知事の認識をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今の御質問のカジノについてでございますが、ことし6月の国会審議などでも、さまざまなメリット・デメリット、議論がなされておるところでございます。メリットにつきましては、施設整備に伴う建設需要、雇用創出、国内外の観光客の増加による経済効果、カジノ収益による財政改善が期待されているということでございます。また、デメリットにつきましては、ギャンブル依存症、治安維持、青少年の健全育成、マネーロンダリングのおそれなどとされているところであります。

○渡辺 創議員 知事に確認をさせていただきたいと思いますが、これまでの議会答弁の中で、知事は「前向きに検討する」という答

弁を繰り返していらっしゃるかと思いますが、では、今御指摘にもあったようなリスクが仮になくれば、もしくは想定できる一定程度の範囲におさまるという判断ができる状況になれば、河野知事はカジノが今後の宮崎に必要と判断しているというふうに受けとめてもよろしいのでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） IRにつきましては、今答弁しましたように、治安、依存症対策など、さまざまな課題があるものと認識しており、今後、健全性・安全性の確保や地方財政に配慮した制度設計等がなされるのかということについて、引き続き、関心を持って情報収集に努めてまいりたいと考えておるところでございます。まずは、これらの諸課題に対する十分な解決策が講じられることが、本県におけるIR実現に向けて必要な条件であるというふうと考えておるところでございますが、それだけをもって十分であるということにはならないと考えております。まずは、そこが必要な前提であろうかと考えております。

○渡辺 創議員 なかなか質問の趣旨としては、はっきりとしたお答えということにはならないかと思いますが、いろいろと御検討いただいて、知事のお考えについては、一定程度理解ができたところかというふうに思います。

私は、個人的には全くギャンブルに興味がありませんが、この間、IRについて、多少なり勉強させていただいてきました。その中で、どうしてもカジノだけに耳目が集まりますけれども、IRの本来の狙いというのは、さまざまな観光資源、むしろ集客資源と言ってもいいかもしれませんが、それを多分野にわたって用意することによって、いかに集客の効果を上げ、経済効果を高めようとするかというところにある

んだらうと思います。カジノは、その中のさまざまな集客資源の一つだということではないかと整理をしているところです。

そのことも踏まえた上で、仮に宮崎で実現可能なイメージを具体化させると、私は、そのイメージというのは、かなり限られたものになるのではないかとというふうに思うところです。具体的に言えば、ラスベガスやマカオのような街ごとがカジノ都市というような都市の構成というのは考えることができないというのが宮崎の現状です。本県で考えられるのは、大規模投資を伴う都市型のカジノではなくて、既存施設を活用した、いわゆる地方型のカジノではないかと思えます。そうなれば施設規模も当然限られますし、そのカジノ一つで宮崎の経済構造を根本から変える規模にはならないというふうに私は思いますが、今述べました考え方について、知事の所見をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） IRにつきましては、まさに御指摘のとおりでございます。統合型リゾートと言われるように、どうしてもカジノだけに注目が集まるわけでございますが、それも含めたさまざまな魅力というものを提供する統合的なリゾートであるということでございます。ラスベガス、マカオ、さまざまあるわけですが、各地における統合型リゾートのあり方として、カジノの収益とそれ以外の収益がそれぞれの地域によってかなり違う、また、都市型、地方型、さまざまなパターンがあるということであろうかというふうに思います。現在、秋の臨時国会での審議が始まるという状況の中で、想定されております大規模な投資を伴う都市型以外に、既存施設を生かした、地方でも実現可能なものがあるのかということについて、注視しておるところでございます。

○渡辺 創議員 私は、カジノ問題は、とても難しい判断を伴うことになるというふうに思います。効果云々の議論の前に、絶対に推進すべきだというお考えの方もいらっしゃると思いますし、絶対に反対という、両極のお考えの方が必ずいらっしゃる問題だと思えます。そして、多数の県民は、その具体像が抱けずにいるというのが実際の姿ではないかというふうに私は感じています。

仮に既存施設の活用となれば、唯一想定されるリゾート施設は、私の地元であります宮崎市の東大宮地区の近くにあります。東大宮地区では、その施設へのアクセス道路が縦に横に伸びているという環境に私は暮らしています。そんな地元で私はよく、「カジノができれば、ニシタチがにぎやかになるのか」とか「カジノができれば、その周辺にも客が流れるのか」ということを聞かれます。もちろん結果、宮崎の経済が膨らめば、回り回ってニシタチがにぎやかになることはあるかもしれませんが、カジノを目的にした観光客の方が、ニシタチに飲み出たり食事に出かけるということは余りないのかなというのが、少し勉強させていただいた中での実感です。

こういう現状もあるところです。だからこそ、この問題は、知事が今述べられてきたようなお考えがあるのであれば、できるだけ具体的な知事のイメージや県のイメージを県民に早く丁寧に伝えて、選択の材料をきちんと提供していくということが必要だと思います。そうでなければ、カジノをめぐる、県民の意識分断であったり意識対立を生むことになるのではないかというふうに危惧しているところです。

もちろん法案の行方や事業者の経営判断の問題など、自治体としての対応が非常に難しい、

長崎との違いもその辺にあるようではありますけれども、難しさがあるのはよくわかります。しかし、知事は2期目への挑戦を明言されているわけで、先ほど述べられたように、早ければ2016年度に区域認定が始まるかもしれないというスケジュールがあるわけですから、行政という立場では限界があったとしても、県のリーダーたる政治家としての姿勢の示し方には、少し質の違うものがあるのではないかというふうに思っております。推進したいのか、したくないのか、また必要だと考えているなら、そのイメージを、抽象論でなく、できるだけ具体的に県民に示す努力をしていただきたいと思えます。私は、今回の知事選においても、この問題が大きなテーマの一つになるのではないかと考えておりますので、再度知事のお考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) カジノの議論、これまでもさまざまございました。議論していて非常に難しいのは、具体的な制度設計がこれからだということでございます。先ほど申し上げましたように、メリット・デメリット、それぞれいろいろ挙げられている中で、どちらをどう重視するかによって、今の段階で賛成だ、反対だというような議論になってしまうわけですが、私が注目するのは、海外におきまして、さまざまな工夫を凝らしながら運営されているという実例があるわけでありまして、日本におきましても、そういうさまざまな懸念材料に対して、しっかりと制度設計がなされれば、一つの可能性があるのではないかという受けとめのもとに、しっかりと国会審議の状況、さらに今後の制度設計の行方というものに関心を持っているところであります。私としましては、引き続き、民間における統合型リゾート研究会な

ど関係者との連携を図りながら、しっかりとした情報収集、また、本県における可能性等について、しっかりとした議論を積み重ね、そして、必要な段階に応じて、県民の皆様にもしっかりと説明等をしてまいりたいと、そのように考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

テーマを変えます。続いて、道交法の変更によりまして、9月1日から導入が始まりました環状交差点、いわゆるラウンドアバウトについてお伺いいたします。

先日、公明党の新見議員からも質問がありました。県内でも1カ所、導入に向けた検討が行われているということでしたけれども、改めて、導入する上でのメリットと、いかなる交通環境であれば導入が可能か、県警本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（坂口拓也君） 環状交差点は、その形状から、右折車と直進車の事故がなくなるとともに、必然的に車の速度も低下しますことから、交通事故の抑止が期待されます。また、信号機がありませんので、停電の影響も受けず、災害に強いという利点もあります。一方、導入に適した交通環境につきましては、国土交通省によりますと、通行部分が1車線であること、1日当たりの交通量が1万台以下であることなどが望ましいと示されておりますことから、警察としましても、これらの基準を踏まえ、道路管理者と連携を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 9月3日に上京した際に、空き時間を利用して、国内では最初に導入された一つであります東京都多摩市桜ヶ丘の環状交差点を見てまいりました。京王線の聖蹟桜ヶ丘駅から路線バスで10分、多摩ニュータウンの一角

として開かれた丘陵地の住宅街の中心にあって、交番や郵便局、幾つかの商店や老人施設などが面した、地域の中心的な場所という印象でした。そこのロータリーなんですけど、各方面から5本の路地が交差点につながってきていて、今回の環状交差点化に合わせて、以前は優先道路だった通行帯も全て一時停止がかかるようになっていまして、交差点に侵入する速度は明らかに低下する。歩行者にとっても非常に安全だという印象を受けました。

また、新たな標識やゼブラゾーンを設けたことによって、誤って右折する車も大幅に減少しているというふうに、そこに面したところにあった交番のお巡りさんが丁寧に御説明していただいたところでした。大きなトラブルもないということであれば、ぜひ、県内でも適地がある場合には、十分な検討を行っていただきたいというふうに思っております。

続けて、県土整備部長に、今度は道路管理者の立場で、県管理道路での検討状況、また県内市町村での動きについてお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 環状交差点、いわゆるラウンドアバウトにつきまして、県が管理する道路においては、現段階では導入を計画している交差点はありませんが、市町村の動きとして、宮崎市におきまして、先月、学識経験者と、国や県など行政機関による研究会を設置し、ラウンドアバウトに関する研究を始めたところでありまして、県といたしましては、今後の国の動向や導入した他県の状況等を注視しながら、警察など関係機関と十分連携を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今度は、まちづくりという観点で考えた場合に、ラウンドアバウトの効果や活用法についてどのようにお考えか、県土整備

部長にお伺いします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 国が設置したラウンドアバウト検討委員会の報告によりますと、想定される効果としまして、車両や歩行者の交通の安全性向上のほか、CO₂排出量の削減や地域の交通の静穏化など、さまざまな効果が示されているところでございます。特に、駅前広場や大規模住宅地の入り口部に設置することによりまして、地域のシンボルやランドマークとして景観形成に寄与することから、まちづくりにもつながるものと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

テーマを都市間協力のあり方に移したいというふうに思います。

これまで、さまざまな機会に、県としての広報戦略、PRのあり方、課題についての質問をしてまいりました。今回も少し、頭の体操も含めて、新しいPRのあり方について議論させていただきたいと思います。今回お話しするPRのあり方については、県のイメージのPRだけにとどまらず、観光、物産、木材の消費拡大や修学旅行誘致、企業誘致、移住など、総合的なPRの話と御理解いただければと思います。まずは、県も、首都圏や関西圏など国内の人口集中地、大消費地に向けてのPRに熱心に取り組んでいると理解をしますが、その現状と課題について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 首都圏、関西圏におきましては、平成20年度より、さまざまな民間企業との協働により、宮崎の魅力を総合的かつ多面的に長期間プロモーションする「みやざきweeeeek!!」を実施しているところであります。昨年度は、首都圏では、東京駅周辺エリアのレストラン街で、本県の食材を使ったレストランフェアを約1カ月間、大規模に実施

したのを初め、計100社との協働で県産品や観光のPRを行いました。また、関西圏では、大阪駅前に新たにオープンした商業施設「グランフロント大阪」との協働により、約1カ月間、完熟キンカンや神楽の魅力を伝えるフェアを開催するなど、計58社との協働で宮崎の魅力を発信しました。

これまでの取り組みを通じまして、協働する企業数が年々増加するとともに、県産品の継続的な取引につながるなど、目に見える成果も上がっておりますが、一方で、各県がさまざまなプロモーション活動を行う中で、マスメディアへの露出が十分でなく、さらなる本県の認知度向上が必要であるなどの課題も認識しているところであります。

○渡辺 創議員 各自治体が首都圏や関西圏で、そういう大きな市場でみずからのPRに取り組んでいるわけですから、その中でひととき光って効果を上げるというのは、大変難しい作業だというふうに思います。そんな中、奮闘されている職員の皆様には、心から敬意を表するところです。PRの浸透には、やはりきっかけづくりというのが一番大事だというふうに思います。その意味で、前知事の時代は、タレントとしての知名度が功を奏したというのは間違いありません。しかし、その手法は使えない今、大事なものは、いかにほかの都市と違うきっかけづくりをするかということだろうと思います。

そこで、私は、特定都市との関係を強化することによって、その糸口を得ることができないだろうかというふうに考えます。ここで提案しているのは、姉妹都市とか、そういう制度的な裏打ちがきちんとあるものではなくて、もっとやわらかいものでいいというふうに思っています。要は、宮崎県と〇〇市は仲のいい友達なん

だという印象を持たせるための関係性をつくれ
ばいいというふうに考えているんです。

例えば、日本で一番大きな基礎自治体であり
ます横浜市と宮崎県がきずなを持つことができ
れば、首都圏の入り口として、360万人の市民を
ターゲットにすることができます。もちろんそ
の縁故を見つけるのが一番難しい作業であるわ
けですが、例えば、宮崎県の第13代知事とし
て、県内の鉄道整備に尽力し、西都原古墳群で
日本初の学究的発掘調査を行った有吉忠一さん
は、その後、横浜市長に就任されて、関東大震
災で大きな被害を受けた横浜の再建に力を注い
だ方です。有吉さんのなされたことですが、山
下公園は、関東大震災のときの瓦れきを持って
いく場所がなくて、それを埋めることでつくっ
た。こういう縁故もあるところですよ。

話を本題に戻しますが、県のPRは、広く薄
くも大事ですけれども、突破口の確保という意
味では、同時に深く濃くという対応も必要と思
います。こういう特定都市との協力関係を強化
していく手法について、商工観光労働部長のお
考えをお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 特定の都
市との関係性を築いてPRを集中的に行う手法
につきましては、双方の強みを生かし、相乗効
果が期待されるのであれば、プロモーション手
法の一つとして考えられると思います。例え
ば、10月から関西とのカーフェリー航路の就航
地が神戸港に変更されることになっており、神
戸市との間では、既に双方向で観光プロモー
ションを行うなどしております。今後、「みや
ぎweeeek!!」を初め、さまざまなプロモー
ションを展開する中で、さらに、どのような連
携ができるのか模索してまいりたいと考えてお
ります。

○渡辺 創議員 今、部長の御答弁にも、「双
方の強みを生かし、相乗効果が期待されるので
あれば」というふうにありました。もちろん、
こういう関係というのは、ウイン・ウインが一
番望ましいというのは事実です。しかし、宮崎
県は、厳しい競争環境に置かれていて、売り込
みを一生懸命かけたいというほうなわけです
から、仮に相手にメリットが明確になかったと
しても、「私たちはあなたの街に魅力を感じてい
ます。ぜひ親しいお友達になってください」と
いうぐらいの熱意を持って、押しかけ続けるぐ
らいの図太さも必要なのではないかとこの
うに感じるところです。

県のPRとして大きな注目を集めた、AK
B48の「恋するフォーチュンクッキー」神奈川
県バージョンという動画がありました。これに
たくましく食らいついた県があります。北陸新
幹線の開業を控えて、一生懸命、首都圏への攻
勢をかけている富山県です。京浜工業地帯の父
と呼ばれる浅野総一郎さんが富山県の出身だ
ったということだけの縁故で、富山県がつく
った同じPRビデオの富山県バージョンには、神
奈川県黒岩知事が出演されて、一緒にアピ
ールをされています。結果、富山県バージョン
のPRビデオは、閲覧数67万という大きな
効果を上げていると思います。間違いなく、
成功者としての神奈川県に富山県が抱き着
いた成果だと思います。こういうたくまし
さを我々も持ちたいというふうに思うところ
です。

先ほども述べましたように、きっかけづくり
が一番難しいことですし、それを切り開いて
いくには、トップ同士の関係でドアを開いて
いくということもあるかと思っています。知事
も、総務省出身者同士の関係でも、東京大
学同窓生の関係でも、子育て知事同盟の関
係でも、何の縁故

でも結構ですので、ぜひそういうきっかけづくりにも臨んでいただきたいというふうに思いますし、それがあつた意味では本場のトップセールスではないかというふうにも思います。るる申し述べてまいりましたけれども、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 興味深い御指摘を伺っておつたところでございます。これまで本県のプロモーションは、先ほど説明しましたような企業との連携とか、また本県ゆかりの著名人に着目したプロモーション、いろいろしてきたわけではありますが、そういう特定の都市との連携を深めることによる相乗効果を図る、大変有益な取り組みであろうかというふうに思っております。これまでは、名前が似ている、またカツオの水揚げ等を通じての縁で、宮城県と宮宮コンビというような取り組みをしてきたところでございますが、さまざまなきっかけをつくってウイン・ウインの関係を築くことは、御指摘のとおり大変重要なことであろうかというふうに考えております。今後とも、さまざまなトップセールスをする中で、さまざまなキーパーソンとの人間関係をつくっていく、さらには、知事同士の子育て同盟ですとかふるさと知事ネットワーク、いろんなつながりがありますので、それを最大限活用していくという発想の中で、またプロモーションにも工夫を凝らしてまいりたい、そのように考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。まさに、こういうさまざまな縁故を見つけてのきっかけづくりというのは、実はそれぞれの分野で、職員の皆さん、幹部の皆さんも、既に一生懸命取り組んでいることだろうというふうに思います。ただ、今回の提案は、その関係性をぜひ、形にして見せるということで、新しい効果

を生むことができないかという意味での提案ですので、ひとつ御検討いただければというふうに思うところです。

それでは、次のテーマに移ります。県立図書館の資料購入費の問題についてお伺いいたします。

8月後半に、県立図書館の資料購入費が昨年の3分の2程度、1,430万円削減されて約2,870万円になった、それで、有識者の皆さんから県立図書館のあり方が問われているというような趣旨の報道がありました。減額に至つた経緯について、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 県立図書館の資料整備費についてのお尋ねであります。県民の皆様へのサービスのため、図書など必要な資料を収集し、その充実を図ることは、県立図書館の役割の根幹でありますので、資料整備費について、これまでずっと必要な予算の確保に努めてきたところであります。しかしながら、本年度は、サービスのかなめであるシステム改修に費用を要するなど、図書館運営上の課題により優先的に対応することが必要であったために、図書館全体の予算を見直す必要があり、図書館の資料整備費も減額せざるを得なかつたという状況によるものであります。

○渡辺 創議員 今、十分な水準ではないという趣旨の発言もあつたかと思つたけれども、今回、担当者の方ともいろいろお話をさせていただきましたが、決して担当課が図書館への興味がないとか、そういうことではないというふうに思っております。苦渋の判断の中で、今年度のような状況に至つたということだと理解をしておりますけれども、今の水準が十分であるのかどうかということ、まず教育長にお伺いしたいというふうに思つた。

○教育長（飛田 洋君） 県立図書館は、必要な資料や情報を収集し、県民の皆様へそれらを提供する機能に加え、県民の皆様の課題解決のためのお手伝いをさせていただき役割も担っており、常日ごろから、その機能やサービスの充実を図っていく必要があると考えております。十分だったのかというお話でございますが、今年度の図書館の予算につきましては、全体予算の調整の中で措置をしたものであり、その予算、資料整備費につきましても、どれぐらいが適切かというのは、いろんな議論があることは十分踏まえております。知っておりますが、全体の中でやむを得ない措置であったと考えております。今後、予算の見直し等を十分丁寧に行いながら、県立図書館が担う役割をしっかりと果たし、情報提供機能やサービスの充実を図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 このテーマでは最後にしますが、本当に苦しい状況の中で、今回のような選択に至ったということだと思います。これからの鍵は、一旦、今年度下がった資料整備費をいかにして回復していくのかというところにあるのかというふうに思いますが、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 県立図書館は、県民の皆様様の課題解決の支援をする「知の拠点」となる中核施設であるとともに、県内市町村の図書館のフロントランナーとしての役割や使命も持っておりまして、その役割等も大変大きいものがあると考えております。そのため、資料の充実は極めて大切でありますし、県民の皆様が必要とされる資料を探す手助けをする図書館職員の資質向上にも一層取り組んでいく必要があると考えております。また、さまざまな資料を県民の皆様全体が共有し利用できるよう、県内

外の図書館と連携しながら、サービスの充実を図っていくことも重要であると考えております。これらのことについて、図書館の職員は精いっぱい努めてくれてはおりますが、その活動の最も基盤となるものが資料整備費であり、その確保に努めながら、今後とも、県立図書館が「人づくりと地域づくり」に貢献できますよう取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。ぜひ、そのような取り組みを心からお願い申し上げたいと思います。

続いて、獣医師確保についてお伺いいたします。

先日、自民党の宮原議員からも同趣旨の質問がございました。口蹄疫の経験なども含めて、畜産県である宮崎県としては、産業動物を取り扱う獣医師の確保は、非常に重要な問題だというふうに思っております。しかし、いろいろ伺うところによりますと、最近は小動物の獣医師さんを目指す傾向が非常に強いというふうに聞いております。県職員獣医師や民間獣医師も含めた産業動物獣医師の確保に向けた県の考え方を、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県は全国有数の畜産県でありまして、産業動物獣医師の果たす役割は非常に重要でございます。しかしながら、全国の獣医系大学の定員が930名と少ない中で、卒業生の約2割しか県や農業団体等に就職しないなど、産業動物獣医師の確保は厳しい状況でございます。このため県では、修学資金の給付や積極的なインターンシップの受け入れ等を行いますとともに、全国の獣医系大学での出前講座や、高校生を対象とした獣医師の職業紹介など、学生に産業動物分野への関心を持たせる取り組みも実施しているところでありま

す。今後とも、国に対しまして、獣医系大学の定員増を要望してまいりますとともに、本県畜産の健全な発展のために、獣医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 続けて、総務部長にお伺いしますが、現在、獣医師の養成機関は、医師と同じ6年制というふうになっています。県職員獣医師の処遇について、医師や行政職職員との比較の上で、どのような形になっているか、御説明いただきたいと思っております。

○総務部長（成合 修君） 県職員には、それぞれの職種によって異なる給料表が適用されます。具体的には、獣医師の場合、薬剤師や栄養士など医療技術者に適用される「医療職給料表（二）」が、医師は「医療職給料表（一）」が、一般の事務職員は「行政職給料表」が適用されます。この給料表に基づきまして、初任給の月額につきましては、獣医師の場合、20万800円、医師の場合、27万8,500円、大卒の事務職員の場合、17万2,200円となります。なお、県で採用している全ての職種のうち、獣医師と医師に限り、採用困難な職種として初任給調整手当が支給されておりますが、その額は、獣医師の場合、月額で最高3万円、医師の場合、月額で最高約37万円となります。

○渡辺 創議員 引き続き、総務部長にお伺いします。県職員獣医師の年齢構成を確認すると、50代への偏在があるようですが、今後の見通しと確保についての考え方をお伺いいたします。

○総務部長（成合 修君） 県職員の獣医師につきましては、平成26年4月1日現在で165名となっております。また、今後10年間の定年退職者数は52名と見込まれ、加えて、家畜防疫体制の強化を図るために、平成23年度から20名程度

の増員を計画しておりますことから、獣医師の確保は大きな課題であると認識しております。このような中、現在、関係部局と連携を図りながら、その確保に向けて、さまざまな取り組みを進めているところでございますが、特に、採用試験につきましては、宮崎市と東京都に加え、新たに平成25年度から北海道での試験を実施し、また、獣医師免許の取得者を対象に、随時、試験を実施するなど、受験者に配慮して柔軟に対応しているところであります。今後とも、関係部局と十分連携しながら、業務に必要な獣医師が確保できるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今、御答弁いただきましたが、まずは獣医師の確保ということが一番難しい課題となっているようです。県の取り組みも、現時点では順調に進んでいるようですが、今後、まだ残されている課題も数多くあるという状況のようですので、引き続きの取り組みをお願いいたします。

この項目に関しては最後の質問といたしますが、今後の処遇見直しのあり方について、現時点でのお考えを総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（成合 修君） 県職員獣医師の処遇につきましては、平成23年度から、先ほど申し上げましたように、獣医師に対して、新規採用の日から最高3万円、最長15年間支給する初任給調整手当を新たに導入したほか、平成24年度には、初任給の引き上げを行ったところであります。獣医師の確保が全国的な課題となっている中、必要な人材を確保するためには、給与面はもとより、さまざまな面からの取り組みが必要であると考えておまして、今後とも、国や各県の状況も踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。引き続きの取り組みをよろしくお願いいたします。

項目としては最後のテーマといたします。今月1日の防災の日に、宮崎市内の若手歯科医——歯医者さんたちですね——の有志のグループが、宮崎県にゆかりのある覆面プロレスラー「スーパータイガー」とともに、災害時の高齢者の口腔ケアの必要性をアピールしたいということで、知事を表敬訪問しました。その際に、義歯用——入れ歯ですね——のブラシなど3,000セットを寄贈したところです。テレビニュースや新聞でも扱われましたので、御記憶にある方もいらっしゃるかもしれません。当日は知事にも御対応いただきまして、ありがとうございます。心から感謝いたします。私も会の趣旨に賛同して、少しお手伝いしておりますけれども、今までにも2月議会で、県としての高齢者の災害時の口腔ケアの必要性を質問いたしました。そして、さらに、備蓄を行うことの必要性も質問したところですが、その後の検討状況についてどのようになっているか、危機管理統括監にお伺いしたいと思います。

○危機管理統括監（金丸政保君） 災害に備えまして、県では現在、食料や水、衣類、衛生用品などを備蓄しておりますが、その種類や数量などにつきましては、他県における災害の経験や専門の方々の御意見を踏まえながら、今後も引き続き研究をして、充実していく必要があると考えております。御提言のありました、災害時における高齢者の口腔ケアにつきましては、誤嚥性肺炎等の感染症から命を守る対策の一つでありますので、現在、口腔ケア用品の備蓄につきまして、具体的に検討しているところでございます。

○渡辺 創議員 予定していた質問は全て終わりました。今回の質問、冒頭で申し上げましたように、12月に控えた県知事選を前に、今の県政の課題となっていることのポイントを、できるだけわかりやすく県民の皆さんに理解していただいて、これからの宮崎の将来を選択していくわけですので、今できる限りの情報提供であったり、県の今後の具体的イメージを丁寧に伝えていくという機会にならなければならないというふうに思っています。12月に知事選を迎えるわけですので、今後も河野知事には、ぜひそういう姿勢で県民への御説明をお願いしたいというふうに思います。12月の知事選に向けまして、ぜひその姿勢を明確にさせていただきたいということをご心からお願い申し上げまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○押川修一郎副議長 次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕（拍手） 昨日、広島カープがエース前田で勝ちました。相手チームはもう忘れましたが、首位と4ゲーム差であります。このまま勝ち進んで、ぜひ優勝してほしいものであります。というのも、8月に広島県で、大災害、土砂災害がありまして、多くの方が亡くなり、多くの方が被害を受けました。今なお苦しんでいらっしゃる方のために、広島に勝っていただいて、あしたに生きる元気、そして勇気を与えていただきたいものであります。我が会派、県民連合宮崎も、広島頑張れ、カープ一色でございます。どうか皆様方の広島カープへの応援をよろしくお願いいたします。

それでは、早速、知事の政治姿勢から質問してまいります。

アベノミクス、成長戦略は、大都市東京、一部の大企業、富裕層がもうかる仕組みをつくっ

ただけではないかと思えます。一方で、地方はどうなっているのでしょうか。本県の基幹産業である農林水産業や中小企業においては、飼料や原材料、燃油等を海外に依存しており、急激な円安で価格が高騰し、コスト高が続いています。その円安がさらに続いていることは御承知のとおりであります。景気の鍵を握る消費においても、勤労者の実質賃金は下がっており、県民所得もいまだ全国平均の8割にとどまるなど、県内経済の浮揚は先行き不透明な状況にあります。

このような中、安倍改造内閣は、人口減対策や地方経済の活性化を進める地方創生を改造内閣の最大の課題としました。元気で豊かな地方再生をどうやり遂げていくのか。地方創生を担当する石破大臣は、「まず地方に働き場所をどうつくるのか。農林水産業、観光、6次産業化の事業でネタはいっぱいある」と語られました。この地方創生が具体的にどんな手法で実行されるのかを期待するところではありますが、まず、おこなっている本県インフラ整備を加速させることがあると思えます。そして、雇用を生む施策を実行するための財源を地方へしっかり担保することが重要と思われれます。地方創生、本県にとってどんな手だてが必要なのか、何を求めるのか、知事に見解を求めます。

以下は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まち・ひと・しごと創生本部の具体的な業務の枠組みや詳細などはまだ明らかになっておりませんが、設立の目的におきまして、各地域がその特徴を生かして、自律的で持続的な社会の創生を目指すとされておりますことから、地方

からは、人口減少問題の克服や地域経済の活性化につながる具体的な取り組みを提案していくことが求められているものと考えております。本県の実情を踏まえた提案・要望につきましては、今後取りまとめてまいります。御指摘のありました雇用の場の確保、また交通ネットワークの充実は、人口減少社会にありまして大変重要な観点であると考えております。

一方で、すぐれた子育て環境や生活環境といった本県の優位性や人口減少・地域活性化に対するこれまでの取り組み、また成功事例など、積極的に発信していくことも非常に重要であると考えております。できれば、私自身、直接石破大臣を初め創生本部の担当者に要望なり提案をしてまいりたいというふうに考えておりますが、現場の声をまち・ひと・しごと創生本部にしっかりと届け、財源の確保も含め、地方がそれぞれの特徴を生かした政策に取り組める仕組みの構築を求めていくことによりまして、創生本部の設置を本県の課題克服の追い風に結びつけてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○高橋 透議員 国は地方の意見をしっかりと聞いて、地方はしっかり地方の提案をしていく、そのことが大事だというふうに思っております。

成長戦略は失敗だったと言う識者もいます。成長戦略が行き詰まったら地方創生、ごまかしがうまいと元閣僚の寸評を新聞で昨日見ましたが、いずれにしても、これまでのひもつき、省庁縦割り、こういったお金を地方に回す手法は雇用を生まないということでもあります。先週の12日に第1回の会合があったようですが、そのときに安倍首相も表明されています。市町村の創意工夫に直接お金が回る仕組みに改

めていく、このことを私たちはしっかり押さえておく必要があると思います。

そこで、2050年には人口が9,700万人まで落ち込むわけですが、三大都市圏以外では、人口30万人以上の都市圏、現在の61カ所が、3分の2の43カ所に縮小すると予測されています。そこで、国土交通省は、2050年を見据えた国づくりの指針となる「国土のグランドデザイン2050」を発表しました。国交省は、都市圏の目安を30万人としております。都市間を結ぶ交通機関を充実させて、都市同士のネットワークを強化する必要があると提言しています。また、出生率の大変低い東京への人口流出が全体の人口減少を加速させていることから、観光の振興などで地方の雇用をふやして、東京一極集中に歯どめをかけるべきとしております。私も総論賛成であります。そこで、「国土のグランドデザイン2050」についての知事の所感を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 「国土のグランドデザイン2050」であります。人口減少、少子化、高齢化の進展や、巨大災害の切迫、インフラの老朽化などの課題を背景としまして、今後の国土づくりの理念や考え方を示すために、国土交通省が本年7月に策定したものであることとさせていただきます。その基本理念としましては、「多様性と連携」が掲げられまして、小さな拠点となる中心的な集落、地方都市圏、大都市圏をネットワークで結びまして、人・モノ・情報が活発に交流することで、国土全体が活性化する「対流促進型国土」の形成を目指しておるところであります。また、その基本戦略の中身を見ますと、「国土の細胞としての「小さな拠点」の構築」というものを初め、「国の光を観せる観光立国の実現」、また「田舎ぐらしの促進による地方への人の流れの創出」「子供から高齢

者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築」といった、東京一極集中からの脱却や地方圏の活性化に配慮したものも見受けられるところであります。

私は、グランドデザインの理念であります「多様性」というものが、地方の豊かな自然や文化に根差したものであると考えております。これからの国土づくりに当たっては、そういう地方の実態を踏まえること、また地方を大切に守り育てていくこと、そのような観点が大変重要であろうと考えております。人口減少対策と地方創生につきましては、国を挙げて取り組まなければならない非常に重要な構造的な課題でありまして、日本の衰退にもつながりかねない待ったなしの課題であるという受けとめでございます。国においては、危機感を持って取り組んでいただきたいというふうに考えておりますし、県としましても、創生本部への提案を初め、さまざまな機会を捉えて、積極的に国へ働きかけてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 地方の実態をしっかりと踏まえるということが大事、そのとおりでと思います。ただ、国土交通省が作成されたデザインをそっくり47都道府県に当てはめることは、ちょっと私はいかがかなと思っているんですね。宮崎みたいなもともと小さな県、こういったところは、例えば10万都市を基準としたコンパクトシティを目指すものでもあってほしいかなと思うんですね。そういったところの考え方は、知事、どうでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 選択と集中なり、メリ張りなり、そのような考え方というものも、一つの重要な視点になろうかというふうに考えております。「スーパー・メガリージョン」、そのような構想もあるわけでありまして。リニア中

央新幹線で東京、名古屋、大阪の三大都市圏を結んでいくということで、大変大きな構想であるなという受けとめをしておるところでございますが、国際的な競争力を高める、三大都市圏以外にもその効果を発揮させよう、拡大しよう、そういう考えというふうに受けとめておるところでございます。いずれにしても、都市圏と地方圏がその特性を生かしながら交流し、新たな価値を生み出していくこと、それが今後の地方の活性化にも非常に重要な視点になるかというふうに考えております。

○高橋 透議員 ちょっと私、次の質問のところまで何か入り込んでされたような気がしたんですが、9月1日に佐賀市で開催されました九州・沖縄未来創造会議というのがありまして、そこで、今、知事がおっしゃった「スーパー・メガリージョン」、こういった説明がなされまして、三大都市、東京、名古屋、大阪を1時間で結ぶ構想なんですよ。私これを聞いて、びっくりしたといいますか、ある意味で落胆した面もあったんですよ。一極集中はだめだけど三極集中はいいのか、そういう皮肉った考えを持ったんです。出生率の低い東京への人口流出が、先ほど言いましたが、人口減少を加速させているんですよということは、これは共有していますよね。そういう中で、「グランドデザイン2050」にある「スーパー・メガリージョン」、どうも私たちは、この構想はちょっと受けとめにくいと思うんですね。先ほど言いました、「グランドデザイン2050」がそっくり47都道府県に当てはまりませんよと、鳥取、島根みたいなのところもあるんですよ。そうじゃなくて、もっとちっちゃなコンパクトシティーもあるじゃないですかというところを知事にお伺いしたいんですが。

○知事(河野俊嗣君) 先ほど選択と集中というお話を申し上げましたが、国全体を見渡してみますと、国際競争力を持ち、国全体の発展を牽引する、そういう地域づくりということも大変重要であろうかというふうに思いますし、都市圏と地方圏の交流促進をすることにより、地方圏も活力を生み出すこと、そういう国土づくりというのも大変重要であろうかというふうに考えております。「国土のグランドデザイン2050」は、先ほど答弁しましたように、そういう形での地方に対する目配りもなされているのではないかと受けとめをしておるところでございます。日本全体の活性化のためには、私どもの地方に対する必要な基盤整備というのものもしっかりと力を入れていただきたい、そのように考えております。

○高橋 透議員 今、最後におっしゃいました地方のさらなる基盤整備、ここを忘れてはいけないということを押さえていただきたいと思います。JRは6社ありますけれども、JR東海、ドル箱の東海道新幹線がありますね。だから、北海道とか四国とか九州と違って、黒字をかなり出しているんですよ。だから、国の支援も受けなくて、9兆円もの事業をやるわけですよ。私たちは、民営化は一步下がったにしても、分割はどうだったんですかねと。今さら無理かもしれませんけれども、公共交通機関、JR1社にさせていただくと、九州にもいろんな設備投資がやれるんじゃないかというふうに、非常に今悔しい思いがあります。一方で、JR東日本、大阪大学と協力して、新幹線時速400キロの研究開発を今していますよね。何か2020年代には商業化したいという記事を新聞で見ました。いろいろと矛盾したところがいっぱいありますが、地方にしっかりと基盤整備がなされ

る、そのことを強く求めていただきたいと思います。

次に移ります。記紀編さん事業について質問に入ります。宮崎空港ロビーに大きな懸垂幕が掲げられて、アピールされております。ただ、多くの議員もおっしゃっていますが、いま一つ盛り上がり欠けているなというふうに思います。2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。状況の変化もあります。戦略の練り直しが必要ではないのか、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 記紀編さん記念事業であります。2020年までの9年間にわたる、長きにわたる取り組みであります。これまでは、その第1段階として「ふるさと宮崎の再認識」ということをテーマとしまして、地域資源の掘り起こし、そして改めて県民の知る機会・触れる機会を創出していくということ、さらには、観光誘客につなげるためのプロモーションなどに取り組んできたところであります。その結果、県民向けの講座には多くの参加者をいただいておりますし、市町村や地域における取り組みというものも徐々に活性化し、新たなイベントなども取り組まれているところであります。神話ゆかりの地を訪れる観光客がふえているという声もいただくようになってまいったところであります。一方で、議員御指摘のとおり、東京オリンピック・パラリンピックや東九州自動車道の一部開通など、状況も変化しております。こうした新たな状況を追い風というふうに捉えまして、県内外への情報発信や観光誘客にも生かしながら、「神話の源流・宮崎」としてのブランドをさまざまな工夫を凝らして築いてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 国においては国民文化祭の見

直しが行われているということ、さきの6月議会で答弁があったわけですが、仮に廃止となったときに、事業の最終年である2020年が非常にしぼんでしまうわけですよ。東京五輪の年でもありますから、なおさらだと思います。国民文化祭にかわるイベントを県主催で行うとか、2020年は宮崎県内が神楽一色に染まる、そんなイベントなんかを今から考えないといけないのかなということを思ったりするんですが、知事の考えを伺いたしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 国民文化祭のあり方、開催地が決まらない年もあるというような状況の中で、非常に今後を不安視されてきたところではありますが、国の有識者会議の検討結果がことし9月になりまして明らかにされたところでありまして、「国民文化祭をこれからも継続的に開催する必要がある」とし、また「従来の国民文化祭とは異なる新たな形態による事業を企画・実施することが適当である」とされたところでもあります。文化庁としては、これを踏まえて、改めて開催希望調査を行っているところであります。

本県は、引き続きといいますか、既に2020年に向けて手を挙げているところであります。県といたしましては、今後、国民文化祭がどのような形態になるのか、情報収集に努めますとともに、2020年、まさに記紀編さん記念事業の集大成の年でもあり、東京オリンピック・パラリンピックの開催年でもある。オリンピックにおいては、スポーツ競技のみならず、文化プログラムも大変重視されているということで、また全世界の注目も集まる、非常に時宜を得たタイミングのよいものというふうに、まさに追い風として受けとめることができるのではないかと考えておるところでございます。神楽を初め

とする本県のすぐれた伝統芸能などを国内外にアピールできる絶好の機会ではないか。開会式のセレモニーで天岩戸開きというようなモチーフを活用してもらいたい、そのような要望もしておるところでございますが、本県ならではの文化イベントの開催ということも考えながら、しっかりとそれに向けた盛り上がり、また準備というものをしてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 わかりました。国民文化祭とはまた異なる事業を検討、国もやるということですから、ぜひその誘致にしっかり取り組んでいただくことをお願いしておきます。

さきの6月議会で、我が会派の井上議員がフレーム切手について質問いたしました。その後の検討状況について答弁をいただきたいと思っております。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） フレーム切手は、日本郵便株式会社の販売するオリジナル切手商品で、企業の創立記念品や販売促進グッズとして、また、地方自治体の記念事業や観光PRのためのアイテムとしても活用されていると伺っております。特に、地方自治体の場合には、市制何十周年の節目やイベント開催に合わせた記念アイテムなどとして活用されている例が多いようであります。今後、東京オリンピック・パラリンピックや国民文化祭の動きなど、状況の変化を見きわめながら、節目となる年の話題づくりの記念アイテムの一つとして、引き続き、その活用を検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 何かの事業とタイアップしてというか、そういうお考えでしようけれども、市町村も含め県内外に出す公文書、記紀1300年の記念切手を張る行為、確かに張る行為にコス

トはかなりかかると思いますが、県民の方々の協力を得ながら、こういった切手を張ることで、大変なPRになると私は思うんですね。あと5年半あります。これはできるだけ早いほうがその効果を生むと私は思います。奈良、島根におくれをとった分——スタートが肝心だったというふうに言いますけれども——いいアイデアがあれば、ぜひ予算をつぎ込むべきだと思っています。油切れになるとキーキー1300年になりますよ。わかりますよね。記紀1300年です。よろしく願いいたします。

ちょっと順番を変えて、教育問題から質問をさせていただきます。

私が中学1年だったときの担任は、毎日ホームルームの最後にクラスで歌を歌わせました。いわゆる合唱をさせました。教科としての音楽というのは、少し軽く見られがちなんだろうけれども、教育的効果は大変大きいと私は思っています。先生個人とか学校単位では、既にそういった取り組みをされているところもあると思います。音楽が児童生徒に一体感を持たせる手段として、音楽をどう活用されているのか、県内の状況を教育長に伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 学校における四季折々の営みというのは、思わず心が和むような場面があります。私も学校におったとき一番感じたのが、一つの例が、小学校もありますが、中学校、高校では、文化祭のとき合唱コンクールというのがほとんどの学校であります。音を重ねるといふよりか心を重ねていって、子供たちがつくるハーモニー、あの響きを聞くと鳥肌が立つような感動をしたものであります。小学校においても、そんな活動というのは大切にされておりまして、朝の会、夕の会で、季節に応じた歌を歌ったり、音楽の授業の成果を生かし

て、クラスの学級歌を子供たちがつくる活動などがなされておりまして、心を合わせ、子供たちが本当にそういうよさに浸っていると私は考えております。

このような音楽を生かした取り組みは、心を和ませ、生活に潤いを与えてくれるだけでなく、子供たちがお互いのよさに気づいたり、達成感を共有したりすることができ、望ましい人間関係を形成する力を養う上で、大変有意義だと感じております。今後とも、心に届く音楽の響きを一層学校に浸透させるように、指導に努めてまいりたいと思います。少子化で教員採用数が減っているんですが、ぜひ音楽の教師を採りたいということで、今いろんな市町村教育委員会と協力しながら、去年、ことしと採らせていただいている、来年も採っていききたい、あるいは特別支援学校にも芸術枠を設けてやっていきたいと考えているところです。

○高橋 透議員 教育長は、現場にいらっしゃるときに、吹奏楽部の顧問をされたような話も聞いたことがあります。答弁の中で、音を合わせる、心を重ねる、いい答弁ですね。ありがとうございます。谷村新司さん、御存じだと思いますが、この方は、小さいころ、音楽の時間が嫌いだったそうです。なぜかといいますと、例えば、先生に「ドは何でドと言うのですか」と聞いたところ、先生は「ドはドだったから」としか答えてくれなくて、そこにちゃんと理由があるでしょうと疑問を持たれていたようです。谷村さんは、2004年から上海音楽学院で教壇に立たれていて、音楽の本質的なことを伝えていらっしゃいます。例えば、ラの音は実は特別な音、世界中の赤ん坊が生まれたときにオギャーと泣く声が必ずラの音だそうです。そんな授業をしていると、生徒の目がきらきらして

くるそうです。教育はなぜを解き明かす、本質的なことを伝えることが大事だということです。それが子供たちの想像の翼を広げることになると思います。

運動会のシーズンですが、午後の競技が始まる前に、鼓笛隊の行進があったという話を議会前に話したら、「宮崎じゃそんなことはせんよ」ということで渡辺幹事長が言っていましたけれども、私の母校である酒谷小学校では、この10年ぐらい見ていないんですよ。小規模校がゆえに鼓笛隊を編成する児童数が少ないということもあると思いますが、教育の機会均等、こういった観点から見たときに、鼓笛隊が編成できない小規模校ではどのような対応をしているのか、教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 今お話を伺いながら、いろんな場面を思い出したんですが、小規模校で吹奏楽の顧問をしていました。そうすると、なかなかそろわない。1人の生徒がサクソホンを吹き出すと、その後にはトロンボーンの子が重ねていく。そういうので、小さいながらもアンサンブルの響きというのは、喜んで子供たちがやっていたのを思い出しました。お尋ねの小さい学校、生徒数が少ない学校での音楽活動ですが、少人数での合奏、いわゆるアンサンブルをしたり、全校集会等において全員で合唱したり、あるいは複数の学校と一緒に学習する集合学習で合同演奏を行ったりするなど、さまざまな、多様な形態で表現する工夫がなされているところでもあります。

○高橋 透議員 複数の学校というのは、なかなか物理的に厳しい面があると思います。例えば、音楽の時間に、地域の高齢者の方々も授業を受けてもらって、一緒に歌を歌ってもらう、楽器も演奏してもらう、そういうことをするこ

とによって、高齢者の健康寿命も延びるんじゃないかと私は思っていますので、こういったことも方法論として検討されてはどうかと思います。

ところで、卒業式に出席する機会もあるんですが、私どものころは、「仰げば尊し」とか「蛍の光」とか「今日の日はさようなら」をよく歌った記憶があります。今は、中学、高校は「旅立ちの日に」という歌を多く歌われているようです。「旅立ちの日に」をちょっと調べてみたら、1991年に埼玉県秩父市立影森中学校の校長先生が作詞をして、音楽の先生が曲をつけられたという歌であります。この校長先生、いろいろ思いがあって——当時校長だった小嶋先生という方ですが——荒れていた学校を矯正するために、「歌声の響く学校」にすることを目指し、合唱の機会をふやしました。最初こそ生徒は抵抗しましたが、音楽科教諭の坂本先生という方——作曲した人ですね——とともに粘り強く努力を続けた結果、歌う楽しさによって学校は明るくなったということがあります。その3年目に「旅立ちの日に」という歌をつくられたようであります。

詞がいいですから、1番だけ読ませていただきます。「白い光の中に 山なみは萌えて 遙かな空の果てまでも 君は飛び立つ 限りなく 青い空に 心ふるわせ 自由を駆ける鳥よ 振り返ることもせず 勇気を翼にこめて 希望の風にのり このひろい大空に 夢をたくして」という詞であります。非常に感動を覚える、涙をいっぱいもらう卒業式を経験しております。音楽のことは次の質問で最後にしますが、母校を誇りに思う気持ち、生徒に一体感を持たせるものとして、それぞれの学校に校歌があります。母校の校歌についてどのような思いがある

のか、私の高校の後輩と聞いております齊藤教育委員長に伺います。

○教育委員長（齊藤和子君） 「黒潮遙かに響み」で始まる私の母校、日南高等学校の校歌は、最後に「日南 日南 日南エクセルショー」と皆で高らかに声を合わせます。この「エクセルショー」という言葉は、アメリカの詩人ロングフェローの詩の中で使われているものです。「より高く！向上しよう」という意味のラテン語ですが、校歌を歌うと、全員の思いが一つになり、連帯感を強く感じていたことを思い出します。現在、日南高等学校の校門には、この「エクセルショー」の文字が刻まれた石碑が建てられており、今、母校で勉学にいそんでいる後輩の皆さんが、この思いを引き継いでいただいていることを、大変うれしく頼もしく感じております。また、同窓生に会ったときなども、この校歌の中の「エクセルショー」が、互いに心に刻まれている言葉として口々に出てきます。このように、校歌は全ての人にとって、懐かしき青春を思い出させ、ふるさとへの愛着を強く感じさせてくれる心の原点だと感じております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。ローカルな話をして申しわけなかったんですが、私の母校の校歌は日本一だと私は自慢しております。いつかまた同窓会で歌いたいところです。校歌というと、甲子園をイメージしますが、甲子園以外の県内のさまざまなスポーツ大会、あるいは高校の文化祭、近々ございますが、こういったところで頂点を勝ち取った学校には、その学校の校歌を流してあげて、栄冠をたたえてあげるのもいいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。セクシャルハラスメントにつ

いては、6月議会で、我が会派の井上議員から切実な質問がなされたところであります。今回は、公立学校におけるパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントについて伺います。まず、相談窓口と相談実績について伺います。

○教育長（飛田 洋君） 公立学校におけるセクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの相談体制につきましては、学校においては、管理職をハラスメント相談員とするほか、その他の教職員から男女各1名、保護者の中から2名を相談員に任命し、その氏名を教職員、保護者、全ての児童生徒に周知いたしております。また、県教育委員会におきましても、教職員課、人事委員会事務局に加え、弁護士を外部の相談窓口としてお願いするとともに、県立図書館や県教育研修センター内に、退職教員等にお願いして日常的に相談できる窓口を設けるなど、学校の内外において相談できる体制を整えているところであります。実績ですが、昨年度から現在までの相談件数につきましては、セクシャルハラスメントに関するものが、小中学校で2件、県立学校で4件、パワーハラスメントに関するものが、小中学校で3件、県立学校で5件となっております。

○高橋 透議員 人事委員会にも相談窓口があるというふうな今御答弁でしたが、人事委員会にお尋ねしますけれども、相談実績はあるのでしょうか。

○人事委員長（村社秀継君） 昨年度から現在までの相談件数は6件でありますけれども、セクハラ、パワハラに関する相談はございませんでした。

○高橋 透議員 人事委員会が悪いという意味じゃないんですけれども、人事委員会と聞くと、どうしても行きにくいというイメージをお

持ちださると思うんですね。要は、相談者がその窓口に行きやすい、間口を広げているか、ちゃんと知らせているか、そのことが大事なわけで、教師がより相談しやすい体制となるような工夫をすべきだと思いますが、教育長へ再度お尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） どの職場等でもハラスメントというのは許されないものですが、特に学校は子供たちの学びの場というようなことから、ハラスメント防止に向け、いつでも誰でも相談できる体制をつくることは、何より大切であると考えております。そのため、従前のセクシャルハラスメント防止に加え、一昨年度には、パワーハラスメントの防止等に関する要綱を定め、さきにも述べましたような学校内部の体制の充実に努めるとともに、外部にも一つじゃなくて複数の窓口を設けるなど、誰もがより相談しやすい多様な体制づくりを進めております。今後も、これらの相談体制の周知や充実、適切な運用に努め、学校におけるハラスメントについて、より相談しやすい体制がとれるよう努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 療養休暇者がふえていますよね。休職者の半数以上は精神疾患というふうに伺っております。特に県立学校は、17人中12人が精神疾患のようですから、その理由の根底にセクハラとかパワハラが潜んでいるんじゃないかなというふうに私は思っているんですよ。だから、相談できていない方々がそのまま追い詰められて病気になってしまう、そういうことも考えられますので、早目の相談が問題解決につながります。健康で働きやすい職場をつくるのが大事ですから、苦情相談体制、職員団体の代表とか、あるいは教職員OBとか、そういった方々も入れていながら、窓口を工夫してい

ただきたいと思います。

次に、福祉・医療対策について質問してまいります。

厚生労働省は、健康寿命を延ばす目的で、栄養バランスなど一定基準を満たせば、コンビニとかスーパーあるいは宅配サービスなどの弁当や惣菜を対象に、「健康な食事」の認証マークを来年4月から導入することとしております。マークにつきましては、基準に合致していれば任意で表示できる仕組みであります。第三者のチェックはないと思われませんが、果たして効果があるのか、非常に疑問があるところであります。コンビニ弁当の販売促進だというふうな疑問も持つわけですが、「健康な食事」を表す認証マーク、どのようにお考えなのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ただいまお話にありましたように、国において、健康寿命の延伸を実現する一つの方法として、コンビニなどで販売されております一定の基準を満たした調理済みの食品、いわゆるコンビニ弁当に、健康に役立ちますというふうなマークをつけることで、健康や食事に関心のない人々にとっても「健康な食事」を簡単に選べる、そういう仕組みを考えておられるようでございます。しかしながら、この仕組みは、詳細が現在明らかになっておりませんし、「健康な食事」の基準の客観性をどう確保するかなど、課題もあるようでございますので、引き続き、国の動向を注視していく必要があると考えております。

○高橋 透議員 今おっしゃいましたように、客観性が欠けているわけですね。言いましたように、第三のチェックが今のところないということですから、非常に中身が疑わしいというわけで、推移を見守らなくてはならないのでしょ

うけれども、例えば、県産品を物すごく取り入れている弁当については、県独自の認証マークを与えてあげるとか、いろいろとあると思うんです。そういったことをいろいろと対策をとっていただくといいかなと思います。

健康寿命を延ばすためには、食事、運動が大事なんですけれども、そのチェックですよ。そのために特定健診を勧めているわけですが、なかなか受診率が上がりません。本県ではどのような取り組みを行っていらっしゃるのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 特定健診の受診率向上を図るために、市町村では、住民への広報はもちろんですが、未受診者への電話案内、あるいは個別に自宅を訪問する、あるいは集団検診とか休日に健診を行うなど、いろんな工夫をされておまして、県としては、これらの取り組みを支援しているところでございます。また、25年度から、市町村国保、協会けんぽ及び県等が連携して組織しております宮崎県保険者協議会において、ポスター、テレビCM、新聞広告などにより、広く県民に対して、特定健診の重要性を訴えるなど、広報啓発の強化に取り組んでいるところであります。今後とも、市町村、関係機関と連携を一層深めながら、特定健診の受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 よろしくお願いいいたします。

次に、「子どもの貧困対策大綱」についてお尋ねしてまいります。大綱を策定したこと自体は大変いいことなんですけど、要は中身でありまして、ひとり親への手当て増額とか給付型の奨学金は見送られました。給付型の奨学金というのは世界の常識なんですけれども、残念であります。国の策定しました「子どもの貧困対策大

綱」は内容が不十分だと思いますが、大綱についての所感を伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 先般、国が策定した「子どもの貧困対策に関する大綱」において、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会、また、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会を目指すという崇高な理念、あるいは当面の重点施策として、生活の支援、保護者に対する就労の支援など、4つが示され、貧困対策を総合的に取り組むとされたことは、大変意義があると考えております。一方で、大綱を具体的に見ますと、新たな国の予算措置や数値目標が示されていないなど、不十分さを強く感じております。

○高橋 透議員 県で何ができるのかということだと思っておりますよ。家庭環境等の要因で、学習面で非常に問題を抱える児童生徒も多くいると聞きます。そういったところの支援は取り組むというふうに私は思うんですね。現在、取り組んでいらっしゃる学校とか地域とか多くあると思いますが、学習支援に対する県の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 公教育の使命は何かということ考えたときに、家庭環境等の状況にかかわらず、全ての児童生徒に対して教育の機会を保障し、必要な学力を身につけさせることは、非常に重要なことであると認識いたしております。そのような課題意識を持って、県教育委員会としてまずやっていることは、特に支援が必要な学校に対して、学習指導等支援教員を教職員定数に加えて配置いたしまして、児童生徒に対する個別指導等の充実を図っております。また、ことしから始めたことなんです、基礎的・基本的な内容の確実な定着や学習習慣の形成を図る指導のあり方について研究を進め

る指定校を設け、学習面で課題のある児童生徒も含め、学力の底上げを図る取り組みを実践しております。

さらに、地域の子供を地域が協力して育てているという制度であります学校支援地域本部事業などにおいて、学校を支援するボランティアが教育活動の支援を行っております。今後も、このような取り組みを推進するために、必要な予算を確保しながら、どの子供にも確かな学力を身につけさせることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 先週、十屋議員が質問されましたけれども、長期休業期間中における希望者に対する学習等の機会の提供、小学校で57.7%、中学校で92.5%実施されているということで、中学校は高いなと思ったんですが、要は、そこに本来学習が必要な子が参加しているかどうかなんですよね。そのチェックが大事だと私は思うんです。先ほど教育長がおっしゃいました、現在、地域でボランティアでやっているというシステムとか、そこも本来必要な子供たちが来ているのか、その調査もやっていただきたい。福祉と教育がしっかり連携して、動いて効果が生まれると思います。

次に、無縁社会のことで質問してまいりますが、20代に限らず、50代でも親の年金に依存して暮らしている人がいると報道されておりますが、いずれ社会的コストを高める要因になるというふうに私は心配します。そしてまた、社会の縁がなければ、今問題になっている孤独死、ここの予備軍にもなるんじゃないかというふうに非常に心配します。そこで、ニートの実態はどのように把握されているのか。20代から50代の無職者の人数についてお尋ねいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 無職者と定

義した統計データはないところがございますけれども、参考となるデータといたしましては、国勢調査の労働力に関するものがございます。国勢調査では、労働力人口と非労働力人口とに区分して集計しておりますけれども、平成22年調査における非労働力人口のうち、家事をしている人及び学生を除いた20代から50代の人数は、1万151人となっております。ちなみに、厚生労働省では、15歳から34歳までの同じ範囲の方々を若年無業者、いわゆるニートと位置づけているところがございます。なお、このほかに、労働力人口に含まれますけれども、求職活動中である完全失業者の方が、20代から50代で3万408人となっているところがございます。

○高橋 透議員 今おっしゃいましたように、職を求めている方が1万人いるということですから、大変な数だと思うんですね。こういう方々の実態をどのように把握して、どういった支援をするのが大事なわけであります。そこで、こういった若年無業者、いわゆるニートへの就労支援について、どう対応されているのか伺います。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 若年無業者、いわゆるニート対策につきましては、国が設置した地域若者サポートステーションにおいて、働きたいけど、どうしたらよいのかわからないといった悩みに対する個別相談や、コミュニケーション訓練、企業での就業体験など、就労に向けた支援を行っております。また、県の助成により、本人の心のケアを行う専門家の派遣や、支援者である保護者や関係者に向けた自立促進セミナーも開催しているところであります。地域若者サポートステーションは、平成20年度に宮崎市に設置されたところですが、昨年度には延岡市、今年度には都城市と、県内3カ

所に拡充し、きめ細やかな支援体制となったことや周知が進んだこと等により、相談件数、進路決定数も年々伸びてきているところであります。今後とも、教育機関、保健・福祉機関はもとより、民間支援団体等とも、なお一層連携を深め、若者の職業的自立の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ひきこもり対策、なかなか難しい問題であります。ここでまた私は音楽を出すわけですが、何か解決できるヒントがないものかということ、例えば、私はこういった話を聞きました。中学時代にひきこもりだった子がいて、ただ、高校に進学したときに合唱部に出合って、そこでのめり込んで、あるとき地区の敬老会に行きましたら、その子が出ているんですよ。お母さんが駆け寄ってこられて、涙目で私に語られたことを今でも思い出します。

また、先日、たまたまNHKを見ていましたら、自閉症の森翔平君19歳、通称GOMESS(ゴメス)というふうに呼んでいるらしいですけども、ラップ——ラップはわかりますか。レンジでチンのラップじゃありませんね。このGOMESSさん、ラップで自身を表現して自立されています。このように、音楽というのは、非常に不思議な魅力を持っていると思います。また、自閉症の方で、ダンスが物すごく得意でうまい方もいるんですよ。才能はどこに隠れているかわからない、そういったところだと思うんですよ。人間は皆、個性があって当然なんですけど、自閉症も個性の一つと考えてほしいというふうに言われております。隠れている能力を伸ばしてあげる、このことの対策については、教育とか社会とか、我々大人がそういう環境をつくる努力をしなくちゃならないと思

ますので、再度言いますが、福祉と教育の連携をよろしくお願い申し上げます。

次に、水産業振興対策に移ります。

冒頭、登壇して申し上げましたけれども、円安で燃油高がとまりません。大変な高騰であります。漁業者は厳しい経営が続いております。そこで、26年度限りとされています国の漁業用燃油緊急特別対策の延長がぜひ必要だと思うんですが、国に強く要望していくべきです。農政水産部長の見解を求めます。

○農政水産部長（緒方文彦君） 燃油価格につきましては、上昇傾向にあり、高い水準で推移している状況でございます。漁業につきましては、コストに占める燃油経費の割合が高く、中でも、漁船規模の大きいカツオ・マグロ漁業では、燃油消費量が多いことから、極めて厳しい経営状況となっております。このような状況の中、昨年7月に創設されました、御質問の国の漁業用燃油緊急特別対策事業は、漁業者負担を軽減する対策として重要であると認識いたしております。このため、県といたしましては、さまざまな機会を捉え、特別対策の継続を国に対して要望しているところでございます。

○高橋 透議員 ぜひ要望をかなえていただきたいと思っております。平成19年から20年にかけて、燃油というのは急激にぼんと上がったんですよね。そこで、緊急対策として、今のセーフティネットの事業がまず22年度から始まって、今、特別対策になっていきますよね。この仕組みというのは、四半期ごとに平均価格を出して、それと過去7年間の上と下を引いた5年分の平均との差ですよ。ところが、今、燃油高、ずっと高どまりじゃないですか。意味がなくなるんですよ。補填する差額が出てこないんですよ。そういう意味では、中身を拡充する、そういつ

たことを国もやってもらわないと、漁業者はますます大変になってくるんですよ。例えば、A重油価格が100円を超えた分は真水をあげるとか、そんな大胆な補填も今後は考えなくちゃいけないと思いますが、県の考えを伺いたいと思います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 漁業経営セーフティネット構築事業につきましては、補填基準が高く、発動されにくい状況がありましたことから、平成24年度に補填基準が緩和され、一定の効果があらわれております。しかしながら、議員御指摘のとおり、今後とも、燃油価格が高どまりすることとなれば、一層漁業経営が厳しくなることが懸念されますことから、県といたしましては、引き続き、燃油価格の動向や本県漁業の経営状況を注視しながら、国に対して、燃油対策の拡充を初め、経営安定対策の充実を求めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ぜひ補填基準の見直しなどの支援充実の要望を強くお願いいたします。

魚食普及の関係で少し質問します。これまでの取り組み、いっぱいあったと思うんですが、その成果、今後の対策について、答弁を求めます。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県における魚食普及であります。食育を目的といたしました料理教室や各種フェア等により、本県水産物の認知度向上に努めているところでございます。また、消費者の購買機会の増大を図るため、料理店と連携した宮崎初かつおフェアや地元水産物を提供する場の創設などにも取り組んでいるところでございます。その結果、宮崎初かつおフェアへの参加料理店が約300店舗になるとともに、漁協レストランに加えまして、各地で新鮮な魚料理を提供する場が増加するなど、

一定の成果が得られているものと考えております。県といたしましては、水産物の消費拡大のために、魚食普及に一層取り組みますとともに、より消費者の視点を重視した商品づくりや、観光客も含め、消費者と生産者を結びつける的確な情報発信などに取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 和食ブームですよね。和食の基本は魚だと私は思っています。今後増加が見込まれる東南アジアからの誘客、ここも和食に物すごく興味があって人気だというふうに向っていますから、需要拡大のチャンスと捉えて工夫していただきたいと思っております。

最後に、観光振興についてお尋ねしてまいります。

今回の補正予算に、油津港に16万トン級に対応した環境整備を行うための補正予算を提案されておりますが、大型クルーズ船の誘致に向けて、どのような展望を持っていらっしゃるのか、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 大型クルーズ船の誘致につきましては、国におきましても、2020年に「クルーズ100万人時代」の実現を目指すことにしておるところでありまして、大型クルーズ船の受け入れは、観光やショッピングなど、経済効果が大変大きいことから、本県の地域経済の活性化を図る上でも、大きな柱になる重要な取り組みであると考えております。このため、大型クルーズ船の誘致につきましては、クルーズ需要が増大しております東アジアなどを中心に、地元自治体や関係機関と連携し、積極的に取り組んでおるところであります。また、私自身も、大手のクルーズ船運航会社のキーパーソンに直接油津港の改修などの受け入れ体制強化を説明し、本県への寄港を強く働きかけて

いるところでございます。

これらの取り組みによりまして、来年9月には、アメリカのクルーズ船運航会社が、これまでで最大となります9万トン級の大型クルーズ船——定員が約2,000人になるわけではありますが——を油津港に寄港させる予定となったところでもあります。私としましては、今後とも、地元自治体等とも連携し、さらに大型のクルーズ船の誘致活動を積極的に推進すること、さらには、その受け入れ体制、おもてなしの体制を整えることも大変重要であろうかというふうに考えておりますので、細島港とあわせて、本県を南九州における大型クルーズの拠点として築いてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。9月に9万トン級、2,000人の方が油津港に入ることによって、大変ありがたいお話をお聞きしました。行く行くは13万トン級あるいは16万トン級のクルーズ船が必ず来るということになるはずですから、その受け入れ体制もおっしゃいましたけれども、13万トンクラスでバスが約100台近く必要だというふうにお聞きしております。また、大型クルーズ船に乗っていらっしゃるお客さんの食事メニュー、ここも統一しないと、なかなか受け入れが難しいような話もお聞きします。例えば、串間とか都城をメインにバス20台は行きますということになったら、その20台分は和食に統一しないといけないらしいですね。そういったいろんなこともあって、そういういろんな連携が関係市町村と出てくると思うんですよ。広域観光ルートの設定が必要になってきますが、県はどのように対策をとるのか、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 16万トン級の大型クルーズ船では、約4,000人規模のお客

様を一度に受け入れることとなりますので、御指摘のとおり、貸し切りバスや昼食会場の確保、新たな広域観光ルートの設定など、受け入れ体制の整備を図ることが重要であると認識しております。また、大型クルーズ船の円滑な受け入れとともに、歓迎イベントなどのおもてなしによるお客様の満足度の向上が、その後の大型クルーズ船の誘致につながるものと考えております。このため、県といたしましては、県や地元自治体、関係事業者などで構成する地元受入協議会を活用しながら、積極的に九州内のバス会社や昼食会場となるホテル・飲食店等への働きかけを行ってまいりたいと考えております。また、関係市町村と連携し、例えば、宮崎自動車道や東九州自動車道を活用した新たな広域観光ルートの設定やW i — F i 環境の整備・充実など、オールみやざきでの受け入れ体制の整備に全力を期してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 クルーズ船観光、行く行くは県全体にその効果が広がることは間違いないと思うんです。ぜひ全力で取り組んでいただきたいと思います。

私も先月、南九州3県合同の観光振興議員連盟で、マカオと香港を視察しました。このときに伺った話で、観光列車における関心が高いんですよ。しかも、観光列車の中で食事をする、このことに物すごく興味を持っていらっしゃって、例えば、肥薩おれんじ鉄道のおれんじ食堂、大変人気らしいです。そこで、幸いにも私の地元、JR日南線に「海幸山幸」が走っていますが、この観光列車の車内で食事を提供するなどの新しい取り組みができないのかお尋ねいたします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 観光列車

「海幸山幸」は、本県特産の飫肥杉を車内外にふんだんに使用した特別仕様の車両を用いており、車両そのものに魅力がありますほか、日南海岸を初めとする美しい景色、また紙芝居などの車内イベントも楽しめますことから、昨年度の年間平均乗車率が約80%になるなど、今のところ、非常に好評であるというふうに伺っております。このような「海幸山幸」の魅力の一つに、飫肥や油津、南郷といった目的地での御当地ならではの食事や観光を楽しめるということがありまして、地域経済にも貢献しているところでございます。このようなことから、現在のところ、「海幸山幸」車内での食事の提供は考えていないというふうに伺っているところでございます。一方で、観光列車は、在来線の活性化にも大きな効果があると思われまますので、県といたしましては、多様化するニーズに対応したサービスの提供について、JR九州との意見交換等を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 「海幸山幸」が走り出して5年ですか、今答弁がありましたように、順調に推移しているということですが、東アジアからの観光誘客を考えたときに、今、休日のみの運行ですよ。それを平日もやる、そして中身も充実する。5年たちましたから、ぜひ「海幸山幸」の進化、ここをなし遂げていただきたいと思いますので、期待しております。

それと、この前、新聞でちらっと見ました。外国人観光客が自分の国へ持ち帰る土産品への消費税、免除措置が拡大されるようであります。食品などの消耗品、1日1店舗につき5,000円から50万円までは免除だそうです。香港の誘客、たくさんのお土産を買って帰ります。本県農産物とか土産品の磨き上げが必要であります

から、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後も音楽で締めくくりたいと思います。中島みゆきさんの曲に「糸」という歌がありますが、御存じでしょうか。「縦の糸はあなた 横の糸は私 織りなす布はいつか誰かを暖めうるかもしれない」という歌詞であります。つまり、縦の糸が、知事を初めとする執行部であります。横の糸が、我々県議会じゃないかと思えます。そして、織りなす布は、県民を温める、安らぎを与えるものになると思います。知事におかれましては、情熱と真心を持って県政に取り組んでいただきたいと思います。県民の信頼を得て道は拓けます。ちなみに、「情熱 真心 あすを拓く」は私の来年のキャッチフレーズであります。今後とも、我々県議会と真正面から向き合って、縦の糸、横の糸を織りなして、幸せな布、日本一のふるさと宮崎をつくっていきましょう。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○押川修一郎副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時0分開議

○押川修一郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、岩下斌彦議員。

○岩下斌彦議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の岩下斌彦でございます。

今回も傍聴席には、大変お忙しい中、串間の道を考える女性の会の方々においでいただきました。遠路ありがとうございます。女性の会の

皆さんはもとよりでございますが、その子供さん、そしてお孫さんたちが地元でも安心して暮らせることを願い、そして地域活性化のために一生懸命活動されている方々でございます。

串間市は、同じ宮崎県でありながら、社会資本の整備、とりわけ高速道路がなく、雇用の場が少ないため、少子高齢化、過疎化は容赦なく進んでおります。知事はおわかりのことと思いますが、全国に790の市があります。全国の市の人口ランキングを見てみますと、串間市はその790ある中で全国の773位でございます。人口は8月1日現在で1万9,265人、下位から18位であります。地域間競争の時代と言われておりますが、ほかの市と同じ土俵に立つことができるよう、社会資本の整備などで県の後押しをお願いしたいと思っております。

ここでお断りをしておきますけれども、こういった悪条件ではございますが、串間市におきましては、商工会議所青年部の皆さん、そして青年団、あるいはまちづくりを考える団体の皆さんたちが、吉松邸というのがありますけれども、その整備などに対しましてアイデアを出し合って、そして持ち寄って、いろいろ地域活性化に一生懸命取り組んでおきまして、そういった素直な一生懸命な姿を見るときに、大変心を打たれるものでございます。

知事の政治姿勢については、後ほど質問をさせていただきます。

それでは、質問に入ります。国土交通省九州地方整備局が5月28日、串間一日南一志布志間の道路は全線バイパスとする決定が公表されました。小委員会では、日南一串間一志布志間に5カ所のインターチェンジをつくる計画も認められております。整備局によりますと、宮崎県側は日南市と串間市、鹿児島県側は志布志市の

計3市に設置する予定であります。ことしの7月18日には東九州道路建設促進地方大会が志布志市で開催され、宮崎県からは河野知事、鹿児島県側からは伊藤知事、大分県の広瀬知事が出席をされました。こういった決起大会で3県の知事が一緒になれるというのは、随分珍しいことではないかなというぐあいに思っております。また、国会議員で構成される高速道路建設推進議員連盟の会長でございます衛藤征士郎先生も出席をされまして、大きな盛り上がりを見せ、大変心強く思うことでした。現在、ルート案は公表されておりますが、早期実現化に向けた取り組みを願っているところでございます。東九州自動車道日南一串間一志布志間の早期事業化に向けた知事の決意を伺います。

後の質問に関しましては、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

東九州自動車道の日南一串間一志布志間についてであります。この区間につきましては、計画段階評価が終了いたしまして、地元の声も踏まえながら、ことし7月には全線バイパスとして整備する対応方針が決定されたところであります。現在、国土交通省におきまして新規事業化に向けた準備が進められております。今後、場合によりましては都市計画手続が必要となりますが、その際には、県としましても総力を挙げてスピードを持って対応する所存であります。この道路の必要性については、もちろんこれまでも地域経済、観光、防災、命の道ということでは言われておるところでございます。午前中、油津港湾に大型クルーズ船という話がございましたが、海外からのお客様が高速道路を利用して、例えば都井岬であったり幸島であった

り、串間のさまざまな魅力を楽しんでいただくということも、今後大きな楽しみとなるわけでございます。

このような中、7月には志布志市において、今御指摘がありましたように、大分、鹿児島県の知事も含めて3人の知事本人が出席をして、建設促進協議会地方大会が開催されたところでありまして、沿線住民の皆さんの大変熱い思いというものが感じられたところであり、私も早期完成に向け強くアピールをさせていただきました。東九州道の延岡一宮崎間の開通ということで決して一段落ということではない、まだまだミッシングリンクの整備の必要性というものを強く感じ、またそれをアピールしていきたい、そのように考えておるところでございます。さらに11月には、東京でこの協議会が実施します中央大会や中央提言におきまして、国や関係機関などへ直接強く訴えてまいることとしております。これまでもあらゆる機会を通じまして国土交通省や本県選出の国会議員などへ働きかけを行っているところでありますが、今後とも私が先頭に立って、鹿児島県とも十分な連携を図り、県議会の皆様や沿線自治体、そしてさまざまな要望活動、また大会においてお力添えをいただいております道づくりを考える女性の会など、県民の皆様と一丸となって、国に対し早期事業化を一層強く要望してまいります。以上であります。[降壇]

○岩下斌彦議員 きょうおいいただきました道を考える女性の会の皆さん方でございますが、本当に心待ちにいたしております。いろいろなイベントがある際、AKB48の衣装をつけて一生懸命盛り上げたり、地域の活性化につなげて努力をしていただいております。来月の10月21日にも串間市文化会館で建設促進決起大会

が予定されております。ぜひルート案が一日も早く発表されますよう、どうぞよろしく願い申し上げます。

続きまして、高速道路清武南一北郷間ですが、商工建設常任委員会の県南視察の折でございました。芳ノ元トンネルの視察を行いました。ところが、地下水、ガス、地すべりなどの問題があつて、なかなか進んでいないようでございます。清武南一北郷間の工事の進捗状況と今後の見通しについて、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 東九州自動車道清武南一北郷間につきましては、現在、国におきまして整備が進められておりまして、トンネル12カ所、橋梁14橋と構造物の多い区間です。このうち、これまでにトンネル5カ所、橋梁5橋が完成しており、ことしから新たに、椿山トンネル、二之河内トンネル、寺山第一トンネルの3カ所の工事に着手されたところです。また、地すべり等の発生により工事が中断しておりました芳ノ元トンネルにおきましては、昨年1月から工事が再開され、トンネル本坑の掘進長は8月末時点で約22%に達したとのことでありまして。当該区間の進捗としましては、用地取得はほぼ完了しまして、昨年度末での事業進捗率は約57%となっておりますが、開通予定年度はまだ公表されていないところであります。県としましては、北郷一日南間を含む事業中区間の早期完成を、国に対して今後とも強く要望してまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 ありがとうございます。

次に、徳重議員からも質問が以前ありましたが、都城志布志道路についてお尋ねいたします。鹿児島県側を通ってみますと、橋梁が立ち並んでおりまして、順調に進んでいるよう

な感じがいたしますが、宮崎県側の国直轄区間がなかなか進んでいないようであります。都城志布志道路の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 都城志布志道路は、国、宮崎県、鹿児島県が連携しまして整備を進めている、延長約44キロメートルの地域高規格道路でありまして、施工区間の内訳としましては、国が13.4キロメートル、宮崎県が8.6キロメートル、鹿児島県が約22キロメートルとなっております。これまでに、宮崎県側で国、県合わせまして約5.1キロメートル、鹿児島県側では約8.3キロメートルを完成供用しているところであります。現在、宮崎県が施行しています区間のうち、梅北工区につきましては、平成29年度の供用を目標に道路改良工事などを実施しているところでありまして、さらに、昨年度事業着手しました金御岳工区につきましては、来月から用地取得に着手することとしております。また、国が施行しております区間のうち、南横市インターチェンジから平塚インターチェンジ間につきましては、平成30年度の供用を目標に橋梁工事などが実施されているところであります。県といたしましても、今後とも国や鹿児島県と連携し、全線の早期完成に向け全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

先月でございますが、8月の2日間において都井の火祭りが開催されております。初日が4,000人、そしてまたその2日目でございますが、7,000人のお客さんが都井岬に見えたということでございます。中には外国の方々も随分多かつたというふうに聞いておりますが、何しろ都井岬にはホテルがありません。民泊はありま

すけれども。そういった中で4,000人、7,000人、1万1,000人ものお客さんが見えるんですけども、そのままほとんどが帰ってしまう。経済効果がほとんどなく、大変残念に思うことでございます。そこで道路に関しての質問でございます。都井岬に通じる県道についてでございますが、豪雨災害により路肩が崩れ、現在片側通行しているようでございます。県道都井岬線の災害復旧事業について、現在の進捗状況を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県道都井岬線は国道448号と都井岬を結ぶ路線であります。6月4日の集中豪雨によりまして、国道との分岐点から約1.7キロメートル地点で道路の路側が約25メートルにわたって崩壊したところです。その後の降雨により被害が拡大するおそれが生じてきましたため、7月に土どめの応急工事を行い、8月には国の災害査定を受けたところです。現在、片側交互通行で御不便をかけておりますが、都井岬は県の重要な観光資源でありますことから、9月末には工事を発注し、早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 ちょうど新婚ブームのとき、昭和40年代でございますけれども、都井岬には随分たくさんのお客さんがおいでになっていました。我々独身で、その近辺を歩くと、かえってこっちのほうが恥ずかしいような状況でございました。それを懐かしんで、結婚して再度、以前のままのイメージで楽しみに都井岬に来られるところが、今、都井岬の現状を見ると、本当にがっかりして皆さん帰られるということでございます。いろいろ問題がありますけれども、どうぞ、知事を含め皆様方のいろんな取り組み、御尽力をいただきたいというぐあいに

思っておるところでございます。

次に、串間の名所にもなっておりますけれども、干潟がありまして、その場所ではシオマネキが手を上げて招いております。そのシオマネキがすんでいるところの近くの道路についてあります。県道都井西方線の港地区で行われている道路整備の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県道都井西方線の港地区につきましては、道路の幅員が狭く、通学路の要対策箇所となっておりますことから、歩行者等の安全を確保するため、城泉坊橋から西側の約1.3キロメートル区間につきまして、今年度、新規に事業着手したところであります。現在、測量、設計並びに地質調査を実施しているところでありまして、今後、用地測量などを順次進める予定としております。

○岩下斌彦議員 本当に、こうやって質問しながら、道路のこと、あの部分のことというぐあいに話をさせていただいておりますけれども、社会資本の整備ということで、地域の皆様方の声が聞こえてくるわけでございます。細かな現場のことも尋ねておりますが、どうぞお許しをいただきたいというぐあいに思っております。

次に、国道448号の名谷地区から石波地区間のバイパス計画の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 国道448号の名谷地区から石波地区間のバイパス計画につきましては、地質が脆弱でありますことや、想定されるトンネル延長が長く大規模な事業となりますことから、これまで安全性や経済性などに関して数々の調査・検討を行ってきたところであります。昨年度は測量やボーリング調査を実施し、複数のルート比較案を作成したところで

ありまして、今年度は、さらに詳細な地質調査や地質の解析業務などを実施し、最適なルートを選定することとしております。県としましては、今後の事業化に向けまして順次必要な調査を進めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 この448号線にいたしましても要望、陳情が幾度となく繰り返されておりますが、ぜひとも早期事業化に向けて御尽力をいただきたいと願っております。

また、先日、北方南郷線を車で通ってみました。大変幅員が狭くて、やっと私の車で通れるか通れないかというような状況でございます。大変危険ではないかというふう感じたところでございますが、県道の北方南郷線の秋山地区で行われている道路整備の状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県道北方南郷線の秋山地区の未改良区間約1.6キロメートルにつきましましては、秋山工区として整備を進めておりまして、これまでに約0.5キロメートルを部分供用しているところであります。残る区間のうち、串間側の約0.4キロメートルにつきましましては、用地取得が完了したことから、今年度、道路改良工事に着手することとしております。今後とも引き続き、地元の御協力をいただきながら、早期完成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 次に、県内各地の市町村が管理している道路のセンターライン、外側線の件でございます。特に山間部において濃霧あるいは夜間に走行する際、カーブのところほどセンターライン、外側線が消えており、方向を見失うことがございます。大変危険で、交通安全上からも早急に整備が必要であると思います。そこで県土整備部長にお尋ねをいたしますが、夜

間のカーブ地点の交通安全対策として、消えている道路の区画線、センターライン、外側線の整備は重要と思いますが、市町村への指導も含めてどのように取り組むのか伺います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県管理道路の区画線につきましましては、日ごろから道路パトロールなどで状況を把握し、カーブ区間の危険箇所やセンターラインなどを中心に、緊急性の高いところから順次整備を進めておりまして、昨年度は約500キロメートルの塗りかえを行っております。また、市町村に対しましても、これまで担当者会議などあらゆる機会を通じまして、区画線の塗りかえについて助言したところがございます。市町村におきましてもその必要性を認識していただき、徐々に整備が進んでいるところでございます。ただ、一部の市町村におきましましては、財政が厳しいことなどの理由から早急に整備が図られない状況にあるとも伺っております。道路の区画線は通行車両の安全を確保する上で重要な交通安全施設でありますので、県としましては、今後とも県管理道路の適正な管理に努めますとともに、市町村へもさらなる改善が図られるよう要請してまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 この議場に県警本部長もおいででございますが、今お話しいたしましたとおり、道路が整備されて、それから時間経過するごとに、特にカーブの地点というのは線が消えてしまいます。夜間、いつも通りなれている道でございますけれども、ガードレールはない、センターラインはない、そういった中で瞬間的に、「あ、この先の道路はどうなっているか」という非常に怖い状況であります。そういった場合に自損事故のほうで処理されているのではないかとと思いますが、そういった点で、私自身

も経験し、県内各地いろいろあろうかと思いません。各警察署の署長さん方とお会いされる機会も多いかと思えます。ぜひ話を聞いていただきながら、市町村長の皆様方と会われましたら、その危険性の排除について、ぜひ本部長からお話しいただくと、安全意識が随分高くなるのではないかなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、8月に、鹿児島・宮崎・熊本県議会による3県合同観光振興議連で香港、マカオの視察研修に行っていました。そこで、県の皆様方もよく御存じでございますが、香港のEGLの袁社長からいろいろ説明をお聞きいたしました。大変すばらしい方で、日本語も巧みでございます。いろいろ御指導いただきましたが、そのおもてなしの一つでございますけれども、地元の新聞を1ページ使いまして歓迎の広告みたいなものを出していらっしやいました。それがまた、各3県の県議会の議員の名前までずっと出しておられる。おもてなしというか歓迎という意味では大変すばらしいものを見せていただいたなというぐあいに思ったところでございます。そしてまた、香港航空を利用いたしました。鹿兒島空港から香港に帰国される大勢の皆さんでございますけれども、土産品として大量の農産物を段ボールごと持って飛行機に搭乗されておりました。それで、質問でございます。宮崎―香港線の空路開設を踏まえ、外国人観光客に県内でより多く消費していただくなど、経済効果を高めるための取り組みが必要ではないかと思えますが、県の対応を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 観光庁の平成25年の消費動向調査結果によりますと、香港からの観光客1人当たりの旅行支出は、台湾

や韓国からの観光客よりも多く、約14万円となっておりまして、うち買い物が3分の1を占めているところであります。特に菓子類や食料品、お酒を多く購入されていることから、県産品もたくさん購入いただけるのではないかと期待しております。また、このほど免税店制度が改正されまして、これまでは対象品目が家電製品や衣類などに限られていましたけれども、10月からは菓子類や食料品、お酒など全品目について消費税が免税されることとなります。このため県といたしましては、新たに許可を受ける免税店をふやすために、9月に県内の民間事業者等を対象にした研修会を実施することとしております。今後さらに、多言語での商品説明に対応していただくなど、外国人観光客の買い物環境の充実強化に取り組み、県内経済への波及効果を高めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 海外に行ってもよく思うことは、免税店で買い物をするお客さんというのが大変多いというぐあいに思っています。宮崎県でもそういった免税店に関する説明会をするということでございますが、これから台湾、韓国、香港いろんな方々が宮崎に来られると思いますので、ぜひ経済効果の上がる取り組みをお願いしたいというぐあいに思っています。

それで、次に移ります。宮崎県の観光といいますと、故岩切章太郎さん、そして佐藤棟良さんの恩恵によるものが大変大きいのではないかなというぐあいに思っております。そこで、新たな宮崎の観光資源の開発に取り組む必要があるというふうに思っています。道の駅なんごう、日南海岸南郷プリンスホテルの関係者によりますと、ことしの5月から6月にかけてはジャカルダツアーというのを企画したそうでございますが、多くの誘客につながったということ

を聞いております。世界3大花木はジャカラ
ンダ、ホウオウボク、カエンボクだそ
うでございます。例えば、世界3大
花木の一種ジャカラ
ンダが人気を集めているようござ
い
ますが、ほかの2種についても別
々に群生させて、本県の観光資
源になるよう取り組んでみては
どうかと思
いますが、知事の御所見を伺
います。

○知事(河野俊嗣君) 世界3大花木のうち、
まずジャカラ
ンダ、道の駅なんごう周
辺で国内最大規模の群生林が見
られるということであり
まして、県外からの旅行商品が
多数造成される
など、年々観光客が増加をして
おりまして、地域における取
り組みの成果があらわ
れているところであり
ます。東京事務所、また新宿
KON
NEでも、このジャカラ
ンダに関する問
い合わせ大変多いというふう
に伺っております。また、こ
とし5月には、総合農業試験
場の亜熱帯作物支場にあり
ます世界3大花木が、初めて
同時期に開花したというこ
とが話題にもなったところ
でありまして、私もブログで
書いたりしたんですけど、新
しい貴重な観光資源となり
得るのではないかという議
員の御指摘は、大変興味
深く感じたところであり
ます。

一方、これらの花木は、本来、
亜熱帯または熱帯地域の原
産であるということで、特
にジャカラ
ンダ以外の2種類につ
きましては、本県で本格的
な植栽に取り組むには、気
候風土への適応性という面
では大変難しい問題があ
ると伺っております。また、
花をつけるのがそもそも
数年に1度であるとか、こ
の3つの花が咲くのが微妙
に時期がずれるとかいろ
いろあるようござ
い
ますが、今後、観光資源と
しての活用の可能性等につ
いて、また、そういうもの
があるということのPRにつ
いて検討してまいりたい
というふうに考えており
ます。

ジャカラ
ンダを初めとする四季折々の
花というものは、本県観光
の大きな魅力の一つである
と考えております。引き続き、
花を生かした観光振興に積
極的に取り組むことにより、
誘客促進はもちろん、花に
あふれた宮崎、そういうお
もてなしの体制づくりに取
り組んでまいりたいと考
えております。

○岩下斌彦議員 どうぞよろしく
お願いを申し上げます。

都井岬沖から3キロメ
ートルほどのところでござ
い
ますが、マウンド魚礁の周
辺では、東漁協管内の漁師
の皆さんから話を聞
きましたところ、最近、イ
ワシやサバやタイが釣
れるようになったという
ふう
に聞いております。都井
岬沖で進められているマ
ウンド魚礁整備の進捗状
況について、農政水産部
長に伺
います。

○農政水産部長(緒方文彦君) 串間市
都井岬沖で整備を進めて
おります宮之浦沖合漁場の
マ
ウンド魚礁につきましては、
都井岬東方沖約3キロメ
ートル、水深80メ
ートルの位置に、自然石
を用
いまして、長さ135メ
ートル、幅75メ
ートル、高さ15メ
ートルという人工山脈を
造成するものでござ
い
ます。平成24年度から工
事に着手いたしまして、
当初の計画では平成29
年度までの事業期間を予
定しておりましたが、国
の大型補正予算を活用し
て事業を前倒しした結
果、今年度中に魚礁本
体が完成する予定であ
ります。

○岩下斌彦議員 次に、漁場の
造成についてありますが、
マ
ウンド魚礁の整備には、
地元漁業関係者から大
きな期待が寄せられて
お
ります。漁獲高が上が
れば漁業従事者もふ
えるのではないかと
思
われます。マウンド魚
礁の設置効果にはどの
よ
うなものがあるか、
農政水産部長に伺
います。

○農政水産部長(緒方文彦君) マ
ウンド魚礁

は、海底につくった人工の山を利用いたしまして、海底近くにある窒素やリンなどの栄養分が豊富な海水を海面付近まで上昇させることで、動植物プランクトンや魚の増殖を促し生産性の高い海域をつくる効果と、さらに魚礁に集まる魚を周辺にとどめる効果がございます。マウンド魚礁の実績がある長崎県での事例によりますと、魚礁周辺の海域におきまして、プランクトンの増加とアジやマハタ、キダイなど多くの魚の群れが確認され、漁業者の好漁場として利用されております。

○岩下斌彦議員 以前、トローリングでカジキマグロを釣ろうということで、九州全域から宮崎港にボートが集まりまして、朝の花火を合図に一斉に太平洋に向かうという、カジキマグロ大会に参加したことがあります。私も、宮崎港から都井沖あたりまでずっと走りながら、5～6人で参加したわけですが、ある漁場でトローリングを、ぐるぐる回りながらやっていましたら、本職の漁師の方がおいでになりました。ルールがあるようでございまして、本職の皆さんが来たらその場を離れるということがルールになっているのを、そのときに知ったわけでございます。立派な漁場ができる、そういった中でいろいろなトラブル関係も発生したら、かえっていけないような気もいたしますが、都井岬沖マウンド魚礁における漁場の利用のあり方についてどのように考えておられるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（緒方文彦君） 都井岬沖のマウンド魚礁につきましては、沿岸漁業者を対象として、周辺海域を利用する漁業の操業実態を踏まえ、魚礁の設置効果が高い場所を選定したところでございます。魚礁の完成後は、漁場の生産性が向上し、魚礁を利用する沿岸漁業者の

増加が想定されますことから、県といたしましては、マウンド魚礁の効果が最大限に発揮されるよう、漁場の適正な利用を推進してまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 東漁協管内にマウンド魚礁ができる、あといるか岬沖にも完成したそうでございますが、これから大変楽しみな場所がふえたと、漁場の造成という点では大変ありがたい取り組みをやっていただきました。本当にありがとうございます。

次に、串間市におきまして木質バイオマスのがス化発電が計画をされておりますが、その取り組み状況について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（徳永三夫君） 御質問にありました串間市に計画されております発電施設でございますが、株式会社サンシャインブルーターワが、木質バイオマス——これは主に杉材になると思います——を熱分解いたしまして、それで得られましたガスを燃焼させて出力3,000キロワットの発電を行うもので、総事業費が28億円の事業計画となっております。また、年間に使用する約4万6,000トンの木質バイオマスを確保するために、地元や近隣の森林組合等との間で安定供給のための協定が締結されているところでございます。県では、先月この計画を承認いたしまして、現在、事業主体において補助金交付申請の準備が進められているところでございます。

○岩下斌彦議員 地元では、この木質バイオマスのガス発電所、雇用の創出につながるというふうに変期待がなされておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

次に、8月に森林・林業活性化委員会視察で呉市の中国木材株式会社を訪問して、堀川社長

から直接話を伺い、工場内を視察してまいりましたが、自社内には大型原木船専用の岸壁があり、最大規模の原木専用船6隻が北米と日本を往復しており、1カ月5隻のペースで原木を運んでいるとのことでした。主に集成材、プレカットを生産されており、そのスケールには圧倒されました。83歳の堀川社長でございましたけれども、まだまだ現役で、本当に素晴らしい方でした。堀川社長の話によりますと、日向工場には350億円を投資するということがございました。そこで、中国木材が日向市に進出しましたが、その計画内容と進捗について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（徳永三夫君） 中国木材日向工場につきましては、第1期工事といたしまして、小径木、中径木、大径木に対応いたしました3つの製材工場と木材乾燥施設、さらには木質バイオマス発電施設などの整備が進められているところでございます。小径木製材工場は8月に既に試運転を開始し、中径木製材工場は10月中に試運転を行う予定であり、その他の施設を含めた全体の進捗率は、8月末現在で約70%であります。また、これらに加えまして、2期工事といたしまして、今後、集成材工場も整備することとなっております。日向工場は県内から約20万立方メートルの原木を調達する計画となっておりますので、林業の活性化はもとより、260名程度の雇用が予定されておりますので、本県の経済・雇用に大きく貢献するものと期待しているところでございます。

○岩下斌彦議員 堀川社長によりますと、中国木材本体——いろいろ工場がありますけれども、大体売り上げで1,000億円だというぐあいと言われております。宮崎県内の製材所は大丈夫かなという気にもなりましたがけれども、社長か

ら言われたのが、「宮崎県の林業関係の皆様とは共存共栄をやっていくつもりです。そしてまた、各製材所におきましてはそれぞれ特色を持って取り組んでいただきたい」というお話でございました。これから大きな企業ができ上がりますけれども、宮崎県の経済効果につきましても、林業につきましても大変大きな成果が上がるのではないかなというふうに思っています。どうぞよろしく願い申し上げます。

次に、高等学校整備計画についてであります。現在、宮崎県立高等学校教育整備計画の中期実施計画を策定する中、1学年3学級の県立高校のあり方について検討していると思いますが、それらの県立高校の現状について、教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 本県の全日制県立高等学校の中で、現在、1学年3学級の学校は、宮崎海洋高校、福島高校、高城高校、飯野高校、西都商業高校、都農高校、日向工業高校の7校でございます。少子化の中、どの県立高校においても魅力づくりに努めているところではありますが、特にこれらの7校につきましては、他校よりも一層取り組みを進めているところがあります。募集定員に対する充足の状況ですが、これら7校の平成26年度の入学生につきましては、約半数の学校で、定員をほぼ充足するか、それに近い状況にあります。例えば飯野高校や福島高校などにつきましては、1クラス程度の欠員が生じている状況にあります。

○岩下斌彦議員 1学年3学級の県立高校7校の中で、飯野高校と福島高校について、今後の方向性について教育長にお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 県立高等学校の再編整備につきましては、何より、生徒にとって魅力と活力のあるよりよい教育環境を提供できる

のかという視点に立って検討を進めてまいりました。飯野高校と福島高校につきましては、その魅力づくりのために、県教育委員会として、例えば、通常の職員定数に加えて複数の職員を配置することにより、生徒を少人数のクラスに分けたきめ細かな指導ができるようにするとともに、より多くの科目を授業で選択できるようにするなどの支援を行い、魅力ある学校づくりに努めてきたところであります。両校につきましては、県としても魅力づくりに努めるとともに、地域における小中高一貫教育の取り組みの成果や、地元自治体と連携した学校活性化の取り組みによる効果、さらには今後の定員の充足状況等を注視しながら、今後も子供たちに選ばれる魅力と活力ある学校であり続けることができるかという視点に立って、あり方を検討してまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 飯野高校もそうでしょうかけれども、福島高校の存続というのは、地域にとっても大変大事なことでございます。どうぞ継続できますよう御指導いただきながら、また串間市民一体となって取り組む方向でございまして、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、子ども・子育て支援制度についてであります。一人一人の子供が健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が可決・成立し公布されました。この3法に基づき、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度が来年4月からスタートする予定であります。このため宮崎県内の市町村では、子育ての状況やニーズを把握し、それに基づいた事業計画の策定の準備を進めるなど、新制度に向けた準備をし

ていると聞いております。27年4月から施行予定の子ども・子育て支援新制度の概要について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 子ども・子育て支援新制度は、認定こども園、幼稚園、保育所といった幼児期の教育・保育施設の充実、並びに一時預かり事業、放課後児童クラブなどの地域の子育て支援事業の充実を目的とする制度であります。具体的には、子供が保護者の就労状況に関係なく教育・保育の提供を一体的に受けることが可能な認定こども園について、特にその普及を図ることとされております。また、新制度は、全般にわたり住民に最も身近な市町村が実施主体となっておりますので、市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て家庭のさまざまなニーズに応じた教育・保育サービスを計画的に実施していくこととなります。県におきましては、国とともに市町村を支援することとされておりますので、市町村間の広域調整あるいは保育士等の人材確保、質の向上などを図ることとしております。

○岩下斌彦議員 続きまして、新制度においてはどんな施設が運営費の助成対象となるのか。また、認定こども園への移行の見通しを、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 現在、幼稚園、保育所、認定こども園は、それぞれ別々の仕組みで運営費の助成を受けておりますが、新制度においては、新たに施設型給付という制度に一本化され、幼稚園、保育所、認定こども園は共通の仕組みの中で運営費の助成を受けることとなります。また、県内には、現在42の認定こども園がありますが、先般実施したアンケート調査によりますと、新制度移行に伴い、新たに70近くの幼稚園、保育所が認定こども園への

移行を希望しており、100園を超える見通しとなっております。中でも認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う幼保連携型認定こども園は、現在の2園から50園に大きくふえる見込みであります。

○岩下斌彦議員 ありがとうございます。

また、新制度で施設を利用する場合、どのような手続が必要となるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 現在、保育所を利用する場合には市町村の窓口で、また幼稚園を利用する場合には、それぞれの幼稚園で直接入園に係る手続を行っております。新制度においてもその点の変更はありませんが、保育の必要性や年齢によって新たに3つの認定区分が設定されます。具体的には、3歳以上で保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望する子供の場合、2つ目には、3歳以上で保育の必要な子供、3つ目には、3歳未満で保育の必要な子供という認定区分になりますので、保護者の方は、このいずれかの認定を受けた上で、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設を利用されることとなります。

○岩下斌彦議員 利用者負担がまだ示されておりません。施設の選択に迷う保護者が多くなることも懸念されますが、負担額はどのようにするのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 新制度における利用者負担額につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園いずれの施設を利用する場合でも、世帯の所得状況等に応じて決定されることとなりますが、現時点で国が示しているイメージでは、現行の幼稚園や保育所の利用者負担の水準と同じ程度とされております。具体的には、所得状況等により、幼稚園は5階層に、保

育所は8階層に区分されます。例えば、年収360万円の世帯の3歳以上の幼児が幼保連携型認定こども園を利用した場合で申しますと、幼稚園部分を利用の場合は4時間利用の額が基本となりますが、月額で1万6,100円、保育所部分を利用の場合は8時間利用の額が基本となりますが、月額2万7,000円という負担額となります。なお、正式な国の基準額は平成27年度予算編成を経て示されることとなっております、実施主体である市町村は、その金額を上限とし負担額を決定することとなります。

○岩下斌彦議員 大きな変化があるのではないかとこのぐあいにも思っておりますけれども、子ども・子育て支援新制度の周知にどのように取り組んでいただくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 新制度につきましては、住民に最も身近な市町村が実施主体でありますことから、これまで市町村に対しまして、制度の概要や公定価格の仮単価等について、子育て世帯や施設に対する速やかな情報提供・周知をお願いしてまいりました。今後、保護者が施設を選択する際などの判断材料となる利用者負担額や施設の運営基準等が示されるなど、制度の円滑な施行に向けて大変重要な時期を迎えることとなります。新制度の施行に当たっては、何より子育て世帯や施設の理解と協力が必要でありますので、県といたしましては今後とも、国に対し速やかな情報の提供を強くお願いするとともに、引き続き市町村を支援しながら、制度に関する説明、情報提供に遺漏がないようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 ありがとうございます。子ども・子育て支援新制度には、その財源として

消費税10%が条件になっております。27年の予算もはっきりしていない中、11月から12月にかけて園児募集、入園申し込み手続も始まりま
す。市町村への支援並びに周知には特段の御配慮をお願いいたします。

次に、知事の政治姿勢についてお尋ねします。第2次安倍改造内閣が9月3日に成立、そして石破茂氏が地方創生担当大臣に任命され、また9月5日には、まち・ひと・しごと創生本部事務局が発足したとのこととございます。まち・ひと・しごと創生本部は、人口急減、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目指しており、国民の皆様が誇りを持ち、将来に夢や希望を持てる、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるため、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくって、経済の回復を全国津々浦々で実感できるようにしていくとのこととございます。基本的には、宮崎県が取り組んできている中山間地域振興施策と類似しているようにも思いますが、知事の4年間の中山間地域振興策としての成果及び今後の取り組みについて、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 中山間地域の振興についてであります。平成23年3月に制定しました宮崎県中山間地域振興条例に基づき中山間地域振興計画を策定いたしまして、産業の振興、また集落の活性化、日常生活の維持充実を柱としまして、全庁挙げてさまざまな施策に取り組んできたところであります。いろんな成果も出ておるところでございますが、例えば、串間市のごぼう茶でありますとか、五ヶ瀬町のパプリカゼリーのように、地域資源を活用した新商品

開発の事例もございます。串間で言えば、ぶりブリ井ぶりでありますとか、キンカン「たまたま」のアイスとか、また新しいいろんな取り組みもあるようであります。また、集落点検を行いました結果、みずから交流事業などに取り組みます日之影町追川上地区のような事例も出てきておるところであります。また、ドクターヘリの運航支援などの医療体制の整備などにも取り組んできたところであり、一定の成果というものは出てきたのかなと感じておるところでございます。

しかしながら、少子高齢化の進行によります全国的な人口減少、大都市圏への人口流出など、中山間地域を取り巻く環境というものが一層厳しくなっていると、集落機能の低下が懸念されているところであります。県としては、引き続き中山間地域対策を進めるということで、中山間地域振興計画の見直しを行っているところでありまして、さまざまな観点から中山間地域の振興にこれからも取り組んでまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 これで最後になりましたが、串間の夜明けは東九州自動車道の早期実現にかかっております。一般質問のたびに、知事に、あるいは県土整備部長にお話をさせていただいております。県南の地にある串間市でございますが、一生懸命地域でも頑張っております。しかし、東九州自動車道が大きな影響力を与えるというぐあいにも思いますので、今後ともどうぞ力強い御支援をお願いしたいと思います。

それでは、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○押川修一郎副議長 次は、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党宮崎市選出の右松隆央でございます。

先日、私は、ある映画を見に行きました。娘の通う学校から映画の割引券をいただいたことで、さきに家内と娘が見に行ったのですが、家内に感想を聞きますと、「感動して涙がぼろぼろとこぼれた。体験学習というのは子供たちに本当にいい影響を与えるんだね」、その感想を聞いて、数日後、私も見に行きました。その映画のタイトルは「夢は牛のお医者さん」であります。この映画はドキュメンタリーになっておりまして、主人公の当時小学3年生だった女の子を、27年間にわたって取材を続けた地元テレビ局の報道記者が監督になって制作をした記録映画であります。

舞台は、新潟県の山合いにある小さな小学校、昭和62年、新入生がいなかったこの年、校長先生が、子供たちが寂しがらないようにといろいろ考え、新しいクラスメートとして3頭の子牛を入学させました。ただし条件は、この子牛が成長し体重が400キロになれば出荷をするので、小学校でお世話をするのはそれまでの間だよというものでありました。子供たちは一生懸命牛をかわいがり、お世話をしました。そして1年後、いよいよその日がやってきました。3頭の牛が家畜市場で競りに出されるのです。子供たちは考えました。そして小学校で牛の卒業式を行うことにしたのです。卒業式では子供たちの牛への感謝の言葉が述べられ、子供たちの目にはとめどなく涙がこぼれていました。主人公の小学3年生の少女は、病気がちだった牛たちを前に思いを立てていました。「私がお医者さんになって牛たちの病気を治してあげる」。小学校の体験学習を通じて獣医師という夢を追い続けた彼女は、高校の3年間、親元を離れての下宿生活で苦学の末、岩手大学の農学部獣医学科に合格後、国家試験にも通り、夢をつかん

だのであります。今、彼女は、立派な獣医師として地域の誇りになっております。このドキュメンタリー映画は、文科省の選定で教育委員会も推薦をしております。学校現場の教材としても非常に有意義なものと感じた次第であります。

人格形成において幼少時の体験学習がいかに大事か。かつて多くの子供たちは、さまざまな自然体験や社会体験を日常的に積み重ねて成長する機会に恵まれていました。しかしながら、現在の子供たちをめぐる環境は、心と体を鍛えるための負荷がかからない、いわば無重力状態であり、青少年の健全育成にとって、今、深刻な事態に直面していると言わざるを得ないのであります。知能だけ発達し人間性に乏しかったり、平気で人を傷つけ、うそをつき、分別やデリカシーのない人を、今の教育によって生み出していないのか。誰にも愛されるプロの獣医師になった彼女のように、素朴で純粹でひたむきな人をいかに多く育てていくか。私は、今まさに教育において本物の体験活動が極めて重要視されていると考えるのであります。「体験活動は人づくりの原点である」との認識のもと、未来の社会を担う全ての青少年に、人間的な成長に不可欠な体験をさせるためには、教育活動の一環として体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められているのであります。まずは、県内の小学校、中学校、高等学校の教育課程において体験活動をどのように位置づけているのか、人づくりという観点で教育長にお伺いしたいと思います。

後は質問者席にて質問を行わせていただきます。ありがとうございます。(拍手)〔降壇〕

○教育長(飛田 洋君)〔登壇〕 お答えいたします。

体験活動についてであります。今質問をお聞きしながら、大きな示唆、応援をいただいたと思いながら、ここに立っております。

自然や実社会と直性触れ合う体験活動は、教室だけでは得られない感動や成就感を味わうことのできる意義深いものと考えております。御紹介の映画「夢は牛のお医者さん」、私も見せていただいたんですが、今、映画のシーンを回想しながら聞いておりました。隼より始めよということで、映画を見ましてすぐ、教育委員会の教育庁職員、各課室に、ぜひ見に行けと指示をしたところであります。

映画では、山里の小学校の3年生であった主人公が成長する姿と牛が成長する姿とダブって、非常に感慨深いものがありました。牛と触れ合いの中で決意した獣医という夢に向け懸命に努力し、その目標を達成した姿——N O S A Iの獣医さんとして大型動物と格闘される毎日も描かれておりましたが、その姿に感動いたしました。実は、その映画を見ながら私、思い出したことがあるんですが、20代のころに担任した生徒が、毎日牛の世話をして学校にやってきました。朝餌やって、帰ってから世話をします。その生徒があるとき全国の弁論大会で、「私は牛飼いになる」という夢を語りまして、実は全国チャンピオンになりました。その生徒は現在、大きな畜産農家として独立して頑張っております。

2人の姿に重なることというのは、実は子供のときの体験というのが、その子供の人生を決めるような物すごい決意をさせたということでもあります。そして子供たちを、夢実現をしたい、自己実現をしたい、そのために努力を惜しまないような存在に仕立て上げたということです。その努力を惜しまないというのも、我慢

型、人から強制される努力じゃなくて、したくてたまらんという強い意志を持った夢中型の努力をする存在にした、そういう教育というのは物すごいものがあると感じております。「年中無休」という言葉がありますが、「無休」を、夢を求めるで「年中夢求」というような姿じゃないかなと思うんです。そのような観点で見るとき、実体験には、子供たちに人生をこう生きようと強く決意させ、社会に貢献したいという志を高める上で、何にもかえがたい大きな意味を持つと考えております。「百聞は一見にしかず」、このお2人の姿から学ぶことは、「百聞は一体験にしかず」というような感じがしてなりません。本県においては、たくましい体、豊かな心、すぐれた知性を備えた人材を育成していく教育を目指しております。そのためには、学力向上の取り組みはもちろんですが、人間性や社会性、そして何よりも志を育む取り組みにも一層力を入れたいと考えております。その意味でも、体験活動の教育力は比較しようもないぐらい大きいものであると考えております。本県において一層子供たちの心に響くような体験活動が行われるよう、今後とも指導に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○右松隆央議員 ぜひ、子供たちの心に響くような体験活動をお願いしたいと思います。変化の激しい今の社会において、社会を生き抜く力の養成が強く求められております。それは、昨年6月に閣議決定された文科省の第2期教育振興基本計画において、基本的方向性の第一に掲げられているところからもわかるわけでありす。

続いて、本県における体験活動の具体的な取り組み状況について伺ってまいりたいと思います。ここで大事なことは、児童生徒の発達段階

別に体験活動を行っていくということではありません。学習指導要領では、主として、小学校では集団宿泊活動や自然体験活動、中学校では職場体験活動、そして高等学校では就業やボランティアにかかわる体験的な学習を行うこととなっております。教育長に、本県では発達の段階に応じてどのような体験活動が行われているのか伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 小学校では、低学年で野菜の栽培、小動物の飼育活動や地域の方々との触れ合い活動、中学年で農業体験や社会見学、高学年で集団宿泊学習や修学旅行などの宿泊体験、中学校では高齢者の方との交流体験や地域の実態調査、職場体験などを行うことで、命の大切さや人々の生き方に気づかせたり、社会性を高めさせたりいたしております。また、高等学校では3～4日程度のインターンシップやボランティア活動などを行っておりますが、それらの体験活動は職業観や勤労観、人生観を形成する上でよき影響を与えるとともに、社会における自分の役割や進路選択について具体的に考えさせる機会となっております。

本県の体験活動の中で少し特徴的な例を紹介させていただきますが、五ヶ瀬町では、修学旅行の旅先において、小学生が自分たちの地域のよさをアピールしたり、中学生が自分たちが栽培した特産品を販売したりするなどの活動を行っております。また、都農高校においては、毎週1日のインターンシップを一過性に終わらせるんじゃなくて、年間を通して継続していくといった特色ある取り組みも見られるところがあります。

○右松隆央議員 五ヶ瀬町の取り組みなどは、修学旅行を、娯楽的な内容だけにとどまらず、得がたい体験活動を通じて達成感とか郷土愛と

か育む大変よい取り組みではないかなと思ったところでございます。

学習指導要領では、「豊かな体験活動を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない」とされております。各学校において、発達の段階を踏まえて、より一層計画的・効果的に体験活動を充実させていく必要があると考える次第であります。そこで、今後、体験活動の推進の取り組みをどう図っていくか。県教育委員会としての推進策について、提言も含めまして伺ってまいりたいと思っております。

まず1点目は、県教育委員会としての主体的な学校へのサポート体制についてであります。学校教育の中に体験活動を取り入れる際には、指導内容の増加であったり、授業時数の増加という現実の中で、子供や教員、そして家庭の過重な負担とならないようにするなど、学校現場の状況を十分に把握して検討する必要があると考えています。そういった中で、県教育委員会がみずから主体的に体験活動を企画・調整することで、より効率的に体験活動の場を確保していく取り組みが期待されていると考えております。そこで、県教育委員会が積極的に学校での体験活動を連続性を持たせて企画・調整していくために、学校政策課の中に体験活動の推進を担う担当者を新たに設けることができないのか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 小学校から高等学校まで見通して系統性や一貫性のある体験学習を実施することは、教育効果を高める上で大変意義のあることだと考えております。現在、県教育委員会では、職場体験や宿泊体験などの体験活動については学校政策課で、学校支援地域本部など地域や企業と連携した学校の体験活動の

実施については生涯学習課で、学校における体育的行事などスポーツに関する体験活動についてはスポーツ振興課で、それぞれの専門性を生かしながら学校への指導・助言などを行っております。学校における体験活動をより充実させていくためには、指導・助言に当たる部署間のより緊密な連携を図り、現場へ強いリーダーシップを発揮することが必要でありますので、議員の御提言の趣旨を踏まえまして、なお一層効果的な指導ができるよう工夫をしまいたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

昨年1月の中央教育審議会の答申の中でも紹介されておりますけれども、全国の自治体では、体験活動の窓口が置かれて、県によってはセンターを設置しているところもあります。私は、体験活動が児童生徒に与える影響の重要性を鑑みれば、本県においても専門の担当者を設けて、企画・調整したものを学校現場での確実な実践につなげていくべきだと考える次第であります。そして学校現場での確実な実践においては、より現場に近い教育事務所に配置されている学校教育と社会教育の連携強化が大変大事になってまいります。体験活動の充実は、目標の共有や発達段階に応じた実践プログラムの整備、普及啓発が不可欠であります。そこで、今後、体験活動の機会の創出に向けて、教育事務所の社会教育担当と学校教育担当をどのように連携させていくのか伺いたしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会では、現在、教育事務所に、学校教育の担当職員、それからスポーツを含めた社会教育の担当職員を配置いたしております。子供たちの健全育成のためには、家庭教育はもとより、学校教育と社

会教育が一体となった取り組みが大切であります。学校における体験活動の推進についても同様でありまして、学校教育の担当者と社会教育の担当者が連携を図りながら、各学校に対して体験活動の意義や成果をしっかりと伝えていくことが重要であると考えております。今後とも社会教育と学校教育担当両者間の情報交換を密にし、体験活動の機会の拡充を図るためのさまざまな支援に努め、子供たちの心が震えるようなより質の高い体験活動を生かしながら、社会に貢献したいという高い志を持ち、宮崎の未来を力強く切り開いていく人材の輩出に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、各教育事務所の社会教育担当と学校教育担当とが一体となって、より質の高い体験活動を実践していただきたいと思ひます。そのためにも、プログラムの企画、実施においては、指導主事とともに社会教育主事のさらなる活用や、場合によっては、民間団体で既に指導者としての能力や実績を有する者、さらには地域の人材との連携も積極的に検討する必要があると考えている次第であります。冒頭申し上げました、「体験活動は人づくりの原点」という認識に立っていただいて、学力と人間性をあわせ持つ真に有為な人材を宮崎から輩出してもらうよう、心からお願い申し上げます。

続いて、2つ目の項目に入りたいと思ひます。教育現場の課題についてであります。

先日、ある学校の現職の校長先生から生の声をいただきました。教育現場における管理職として、今の学校現場をどのように感じておられるのか。そこに書かれてあった教育的課題は県の教育界全体に共通することと受けとめ、今回の一般質問で取り上げさせていただく次第であ

ります。現職の校長先生が実際に現場で感じる教育的課題に焦点を当てておりますので、少々厳しい内容も含まれておりますが、学校活性化の手だてを考えていくという観点で受けとめていただければなと思っております。そこには5つの教育的課題が書かれてありました。1つが教職員のライフステージに応じた資質向上の課題、2つ目に教員の指導力の課題、そして3つ目にモデルとなり得る教員の不足について、4つ目に自己研修への意欲について、そして最後に教職員の心的疲労の増大についてであります。

まずは、教職員のライフステージに応じた資質向上について伺っていきたくと思います。教員一人一人が、いかに求められる資質や能力を自分のものにしていけるかは、学校充実の大きなポイントであります。採用された青年教師がステップアップを踏む過程において——飛田教育長もそうであったと思いますが——がむしゃらに取り組む中で達成感を体験し、年を追うごとに、学級の充実から、それを学年に広げ、そして研究主任や生徒指導主任のポジションで学校全体に広げていき、さらに40代から50代においては学校経営に必要な資質を身につけていくことが、ひいては学校の活性化につながっていくと考える次第であります。教職員もやはり人づくりが大事であります。一人一人の教職員の資質を高めるため、ライフステージに応じて求められる資質や能力を教育長はどのように考えておられるのか。そして、それを学校活性化にどうつなげようとしているのか伺いたくと思います。

○教育長（飛田 洋君） 若いころ先輩が、1つ上の、例えば担任だったら学年主任、学年主任だったら教頭のことを考えていつも仕事をし

なさいと言われました。まさにそんなお話かなと思いました。

教職員が生涯を通じて学び続け、年齢やキャリアに応じて能力の向上を図ることは、大変重要なことでもあります。このような認識のもと、県教育委員会では「教職員の資質向上実行プラン」を作成しております、その中で求められる資質や能力として、若手教職員には、夢や高い志、さまざまな業務に取り組むチャレンジ精神や情熱、中堅・ベテラン教職員には、学校や地域社会の教育力のレベルアップを牽引できる力を、管理職には、明確なビジョンのもと、教職員の一人一人の能力を生かした学校経営力を示しております。このような資質、能力を育成するために、ライフステージに応じた研修やふだんの自己研修の充実に加え、本年3月に作成したものがあありますが、「OJTを推進するための手引」——OJTというのは、On the Job Trainingで、毎日の中で学ぶということですが、「学び続ける教師」を合い言葉に、日常の職務を通した学校での教職員の学び合いを強く推進し、学校の活性化を図っているところであります。

○右松隆央議員 ぜひOJTも活用しながら、ライフステージに応じた資質の向上に全力で取り組んでいただきたいというふうに思っております。

続いて、指導力の課題についてであります。この現職の校長先生からいただいた手紙には、特に規範意識の低い児童や特別支援教育の必要な児童への指導力が問われており、「その指導力が十分に身につけていないがために、学級が無法状態となり、学級崩壊に近い状況に陥るクラスがふえているのではないか」と指摘がされてありました。そこで、子供たちが教師の指示

に従わず授業が成立しないような状況に陥っている学級、いわゆる学級崩壊が県内にどれほどあるのか。また、対策をどう講じておられるのか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） いわゆる学級崩壊、すなわち学級がうまく機能していない状況について、文部科学省はその定義として、「集団教育という学校の機能が成立しない学級状態が一定期間継続し、学級担任や教科担任による通常的手法では問題解決できない状態になっている場合」と示しております。県立高等学校においては、近年、本県ではこのような報告は受けておりません。市町村立の小中学校では、毎年数校、数学級においてそのような状況があると報告を受けております。ただ、どの学校で起こるか、どの学級でそういうことになるかというのは全く予測がつかない、どこでも起こり得るものだと思っております。まず予防が大切だということを考えております。そのために県教育委員会といたしましては、それぞれの教師が日ごろから、どのような状況でも子供たちにしっかりと対応できるように、教育研修センター等で学級経営力、教科指導力、生徒指導力などの研修の充実に努めているところであります。

また、万が一学級がうまく機能しない状況が見られた場合には、市町村教育委員会と連携を図り、児童生徒の対応に苦慮している教職員への支援はもちろんのこと、各学校の現状等を十分に踏まえまして、学校の職員定数に加えて生徒指導のための教諭を配置するとともに、スクールアシスタントなどの外部人材の活用やPTAの協力も得ながら、その解決に向けて組織的な対応が行われるように努めております。

○右松隆央議員 今、授業が成立していない状況について、数校、数学級とありましたけれど

も、一定期間がどれぐらいか明確に定義されているわけではありませんので、実際には、教育現場で子供たちが指示に従わず悩んでおられる先生方はもっと多いのではないかなと感じております。指導力強化の面と組織的な対応の中で改善を図っていただきたいと願う次第であります。

3つ目の教育的課題に移りたいと思います。平成19年の学校教育法の改正により、管理職以外にも指導教諭、主幹教諭という新たな職が21年度から加わったわけですが、「そうしたミドルリーダーが果たして若手教員のモデルになっているのであろうか。また、先輩の指導法をぜひ学びたい、授業を見せてもらいたいという風土が学校現場で醸成されているのだろうか」とそこにはつづってありました。モデルとなり得る教員が不足しているという声があるわけですが、教育委員会としての現状認識と、ミドルリーダーの育成についてどのような取り組みをされているのか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 教員にとって、仕事上でも人生の上でも、モデル、目標となる憧れの存在が身近にいることは、みずからの資質向上を図る上で重要であり、そのようなモデルとなる教員をふやしていくことは極めて大切であると考えております。このため県教育委員会では、教員の授業力向上等に関する指導・助言を行うスーパーティーチャーを18名、そしてそのスーパーティーチャーを含む指導教諭を50名配置し、授業公開等を実施して質の高い授業を見ていただいております。また、主幹教諭を118名配置し、日常的な業務に対する指導・助言を行う体制を整えるなど、一人一人の教員の資質や能力を高めていく取り組みを進めております。

さらに、専門性が高く、リーダー性を発揮し、モデルとなり得る教員を育てるために、教育課題に応じた研修の充実を図るとともに、中核となる人材の大学等への派遣研修を実施いたしております。また、各学校においても、管理職が若手や中堅教員に校内の重要な役割を任せたり、意図的に後輩に指導する場面を経験させたりするなど、校内でミドルリーダーを育成する取り組みも推進いたしております。

○右松隆央議員 厳しい教育予算の関係もあって、別途手当がつく指導教諭や主幹教諭をふやし続けるのは厳しい側面もあると伺いました。ぜひ、限られた予算の中で、教員の資質向上の面からも、職階に関係なくモデルとなり得る教員の数をふやす努力をしていただきたいというふうに思っております。

続いて、自己研修への意欲についてであります。「児童が毎日楽しんで登校し、他者を大切にし、明るく過ごせる学級をつくりたい。そのために自分の指導法を振り返り研さんを積みたいという意欲が、以前と比べ低くなっているのではないか」、その学校長のお手紙には書いてありました。県教育委員会として、教職員の自己研修への意欲について現状をどのように捉えておられるのか。また、自己研修への意欲を高める環境づくりにどう取り組んでおられるか伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 教職員の自己研修の意欲につきましては、公的や私的に開催されるさまざまな研修会への参加希望状況や、研究授業などへの取り組みなどにあらわれると考えておりますが、例えば、土曜日、これは勤務外になるんですが、教育研修センターが実施する自主参加型の研修会への参加者数や、休日に自主的な研修を行うグループ数などにおいては、増

加傾向が見られるところであります。一方、日々の業務に負われ、自己研さんに向かう心の余裕のない教職員や、みずから研究授業等を行うことに積極的ではない教職員がいることも認識いたしております。その解消などを狙いとして、現在、教職員研修の見直しを行ってまいりまして、選択できる研修とか、勤務地の近くでできる研修を工夫したり、学校において先輩教職員などから学ぶ取り組みを支援したりするなどの改善を図り、いつでも、どこでも学び続ける教職員の支援に向けた環境づくりに一層努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 選択できる研修や勤務地の近くでできる研修などは、大変よい取り組みだというふうに思っております。ぜひ教職員の自己研修へのサポート体制を充実させていただきうお願いいたします。

現職の校長先生からの生の声の最後になりますが、教職員の心的疲労の増大について伺いたいと思います。そこには、「理不尽な要求をしてくる保護者、学級の秩序を乱す児童の増加などで、教職員の心労が重くなっていると感じている。現場を離れて休職している教職員の多くが、そのような精神疾患という現実がそれを物語っている。当たり前の教育活動が当たり前にできることの難しさを、現場の教員は日々感じているのではないか」とつぶられておりました。そこで教育長に、心的疲労で休職をしている教職員の現状並びに休職者に対するケア、そしてそうならないための事前対策としてどのようなことを講じておられるか伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 昨年度休職した教職員は111名ですが、これは全教職員の1.2%、そのうち74名、全教職員の0.8%が精神疾患による

ものであります。休職者のうち休職期間が1年以上にわたる者は40名で、そのうち28名が精神疾患によるものであります。精神疾患の主な要因としましては、児童生徒や保護者への対応、職場の人間関係、家庭の問題や本人の健康問題などが挙げられます。

休職した方には、ぜひ何とか再び円滑に職場に復帰していただきたいと考えておりまして、管理職を中心に、本人や家族、主治医と定期的に連絡をとり、状況を把握するように努めるとともに、復職前には職場復帰トレーニングを実施いたしております。昨年度は42名の方がこのトレーニングを行い、その42名全員が職場復帰を果たしております。また、予防や早期発見、早期対応のため、専門医等による相談窓口の設置や、教職員が相談しやすいよう、本年度から、より身近な場所である学校や保健所等を会場として、2名の臨床心理士による巡回相談を年24回程度実施するとともに、風通しのよい職場環境づくりに努めていくように、校長会等で繰り返し繰り返し指導を行っているところであります。

○右松隆央議員 職場復帰トレーニングで成果も出ておりますので、これからも巡回指導や校長会での指導など、ぜひ組織全体でしっかりとした対応・対策をお願いしたいと思っております。

それでは、3つ目の項目に移りたいと思えます。道徳の教科化であります。

先月、8月7日に中央教育審議会の道徳教育専門部会が開かれ、現在は正式な教科ではない小中学校の「道徳の時間」を「特別の教科」に格上げし、検定教科書を使用することなどを盛り込んだ骨子案を公表したところであります。この案をもとに、中教審は秋までに答申を出す

方針であります。文科省は、教科書の作成から使用までには数年かかることから、正式な教科化は平成30年以降になるとしつつも、学習指導要領が一部改正されれば、早ければ来年度にも先行実施をしております。平成20年に改定された小学校、中学校の学習指導要領では、「学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」と明記されて、各学校において道徳教育推進教師が新たに位置づけられるなど、その一層の充実を期することとされているわけであります。しかしながら、道徳教育の現状は多くの課題が存在しており、一部には「道徳教育は機能していない」との厳しい指摘がされるなど、「期待される姿にはほど遠い状況にある」と報告書には書かれてあります。

加えて、「心のノート」を全面改訂し、文科省がことし4月に全小中学校に配付した「私たちの道徳」が、ほとんど活用されていない実態があると伺った次第であります。現に私の子供からもそれは聞いております。下村文科大臣がそのことを憂慮し、「文科省として指導したい」との発言もあったところであります。そこで、今までの道徳教材であった「心のノート」が改訂され、今年度から「私たちの道徳」の名称で新たに使用されているわけですが、その活用状況、そして本県における道徳教育の現状と課題についてどのように認識しておられるか、教育長に伺いたいと思えます。

○教育長（飛田 洋君） 「私たちの道徳」の活用についてです。本教材は前年度末に配付されましたが、その時点で、学校では既に本年度の教育計画が立てられておりましたので、教育計画の修正が間に合わないとかの理由により、1学期にはほとんど活用できていない学級もあ

るなどの状況が見られたところでもあります。そのようなこともあって、文部科学省からは活用についての通知がなされており、本県教育委員会におきましても、各市町村教育委員会を通じて、各学校に計画的に活用するよう指導を行ったところでもあります。9月現在においてですが、学校においては、既に夏季休業中に教育計画の修正を行ったり、活用方法の共通理解を図ったりしており、活用に向けた体制が整ったところではありますが、今後とも市町村教育委員会と連携を図りながら、積極的な活用がなされるよう指導してまいりたいと考えております。

本県における道徳の授業の現状についてですが、本県では、全ての小中学校で学習指導要領に定められている標準時数がしっかりと確保されており、これは独自の資料ですが、「命や絆を大切にする」宮崎県道徳教育読み物資料集など、郷土愛を育むような魅力的な資料をあわせて活用した計画的な指導がなされております。県教育委員会といたしましては、教員の道徳の授業力をこれまで以上に向上させることや、校内指導体制のさらなる充実も必要だと考えておりますので、道徳の授業力向上研修会を充実させるとともに、校長を対象とした研修会を実施するなど、道徳教育の一層の充実に今後とも力を入れていきたいと考えております。

○右松隆央議員 今後、地域教材も含めて、「私たちの道徳」が学校現場で計画的にしっかりと活用され、先生方の授業力も向上されると受けとめた次第であります。

学習指導要領では、小中高並びに特別支援学校において道徳教育の全体計画を定めることとされております。その際に、学校全体としての道徳教育の重点目標の明確化や、目標達成に向

けた具体的な計画の作成が重要な意義を持ってまいります。各学校において、校長先生のリーダーシップのもと全教職員の参画によって実のある道徳教育の全体計画を作成し、道徳の時間の年間指導計画と関連づけていくことが求められているわけではありますが、本県の進捗状況はどうか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 道徳教育の全体計画及び道徳の時間の年間指導計画の作成状況についてであります。どちらの計画とも県内全ての小中学校において既に作成されております。これらの計画をより実効性のあるものにするためには、全体計画に示された内容を年間指導計画にしっかりと位置づけることが大切です。また、各学校が重点目標や指導の重点事項を明確にし、それらの達成状況について自己評価を行いながら、子供たちの実態を踏まえて、校長のリーダーシップのもと学校全体で計画について不断の見直しを図ることも重要であります。さらに、道徳教育の実効性を高めていくためには、道徳教育に関する情報を家庭や地域に積極的に発信し、学校、家庭、地域が一体となって子供を育む体制を整えることが大切になってくると考えます。県教育委員会といたしましては、今後とも学校訪問や研修会などの機会を通じて、計画の評価・見直しや家庭、地域との連携について適切な指導に努めてまいります。

○右松隆央議員 今答弁にありましたように、計画の作成・実施に当たっては家庭や地域との連携を深めることが重要とされております。各学校がPTAや地域も巻き込んだ道徳教育の充実化を図っていただくことをお願いしたいと思っております。

さらに、道徳教育推進の中心となる道徳教育

推進教師について伺ってまいりたいと思います。学校全体で効果的に道德教育を進めていくためには、校長先生のリーダーシップのもと、教職員一人一人が道德教育の重要性を自覚していくとともに、それをうまくコーディネートしていく道德教育推進教師の力量が非常に大事になってまいります。いわゆる道德主任との違いは、指導が教科やその領域の範囲でおさまるのか、それとも全ての教育活動を役割の範囲とし、学校全体を見渡して道德教育に関するそれぞれの組織を動かすなど、全体をコーディネートしていく役割を持つのか、大きな違いがあるわけであります。そこで、本県において現在どのように道德教育推進教師を配置しているのか。あわせて、今後加配措置をしていく計画はあるのか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 本県におきましては、既に全ての小中学校に道德教育推進教師を位置づけているところであります。この推進教師には、御質問にもありましたように、学校全体を見渡して、全教育活動における道德教育の推進や充実など、今までの道德主任とは大きく異なる重要な役割を求めています。そこで、その役割がきちんと果たせるよう、全ての道德教育推進教師を対象に、平成25年度から3年間の計画で校内の指導体制や指導方法の充実を図るための研修会を実施しているところであります。

なお、道德教育の充実のための今後の加配につきましては、現在、国において検討されている状況にありますので、県教育委員会といたしましては、高い関心を持って、国の動向をしつかりと見据えながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、加配も含めて、道德教

育において全教師が力を発揮できるような体制づくりをお願いしたいと思っております。

この項目最後に、道德教育の評価のあり方について考えてまいりたいというふうに思います。数値による評価は今後ともしないというのが、文科省の方針でも決まっているわけですが、道德教育の評価の方法をどう考えておられるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 現在、文部科学省におきましては道德の教科化が議論されていますが、その中でも、道德教育は一人一人の道德性を培うものであり、極めて多様な心情や価値等を前提としていることから、道德の時間における数値による評価は行わないものとの方向性が出されております。道德教育の最終目標は、人間性を高めながら、人としてよりよい生き方を求めて実践できる人間の育成であると思えます。

道德教育の評価方法についてですが、道德の時間におきましては、例えば、児童生徒の心情の変化を、意見交換や話し合い活動の様子などから感じ取り評価することもできます。また、日常生活における児童生徒の言動や態度を観察し、よりよい変容を評価することもできます。いずれの場面でも大切なことは、子供が道德的価値の高い行動がとれるようにすることでありまして、子供たちの成長を温かく見守り、温かい教師の言葉かけとか励ましにより、評価を血の通った温かいものにすることが大切であると考えております。

○右松隆央議員 道德教育の最終目標は、まさに教育長が言われたように、人間性を高め、人としてよりよい生き方を求めて、それが実践できる人間の育成であります。児童生徒の道德的

な心情や判断力など内面を育てることに加えて、それによって自発的・自律的に道徳的な行為ができるようになることが重要になってまいります。これから道徳の教科化が始まるわけですが、真に豊かな人間形成につながることを期待する次第であります。

それでは、最後の4つ目の項目に入りたいと思います。教育委員会制度改革と教科書採択についてであります。

来年の平成27年4月の1日に施行される教育委員会制度改革は、首長が主宰する総合教育会議と、教育長と教育委員長を一本化した新教育長の設置が眼目になっており、首長と教育委員会との連携強化並びに教育行政における責任の明確化が図られるものであります。私は、我が国の教育制度が今大きな転換点に入っていると強く認識をしております。安倍政権が経済再生とともに教育の再生を国の最重要課題に掲げていることは、周知のとおりであります。人づくりはまさに国づくりに直結するとし、これからの日本にふさわしい教育体制を構築し、それを実行していくという強い意志を示しております。昭和23年にできた教育委員会制度をこれほど大幅に見直したのは60年ぶりであります。自治体トップと教育委員会の双方が、新しい制度をしっかりと生かしていくことが求められております。

まずは、改正地方教育行政法に伴う、来年4月に施行される教育委員会制度改革の中身について伺いたいと思います。ポイントは大きく2つあると考えております。一つは、首長が主宰する総合教育会議では、首長が教育行政の目標や方針となる大綱を協議・策定していくわけですが、その際、教育委員会の政治的中立性と首長の意向とのバランスをどう図ってい

るかであります。そしてもう一つは、総合教育会議の構成メンバーであります。会議のメンバーは、新教育長を初めとする教育委員のほか、有識者も加えることができるとされております。今回の大幅見直しのきっかけと言われているのが、3年前に大津市で起きた中学生のいじめ自殺問題であります。学校現場でいじめや体罰問題が起きたとき、総合教育会議で迅速な対応を行うためには、日ごろからこうした問題に詳しい有識者を洗い出しておくなど、備えをしていくことが欠かせないわけであります。そこで教育長にお伺いしたいと思います。今回の教育委員会制度改革をどう評価されているのか。あわせて、首長が主宰する総合教育会議で首長との間に仮に調整がつかない事案が出てきた際には、教育事務の執行権限を持つ教育委員会と、予算を編成する首長のどちらの意見が最終的に優越すると考えておられるか伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 本県におきましては、知事に学校を訪問していただいたり、知事、副知事と教育委員会教育委員との意見交換を行うなど、連携して教育行政の推進に努めているところでありましたが、国においては、御指摘のとおり、これまでに発生した問題を踏まえて、大きな制度改革が行われたところであります。私といたしましては、原則公開の総合教育会議の設置など、この制度改革が行われた趣旨を尊重し、よりよき教育行政となるようこれまで以上に努めてまいりたいと考えております。

総合教育会議のことについて御質問ですが、政治的中立に留意しながら、知事と教育委員会が協議・調整をする場であるとされております。本制度では、教育行政の最終的な執行権限

については教育委員会にあるとされておりますが、この会議で調整すべき事項が生じましたら、私としましては、丁寧に背景等をしっかりと説明しながら、十分な協議・調整に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 文科省は、教育委員会を執行機関として残しつつ、教育行政における首長と教育委員会との職務権限を変更しないとのことでありますので、極論を申し上げれば、教育委員会が同意しなくても、首長は大綱に施策を反映することはできるけれども、執行するかは教育委員会が判断すると示しております。本県においてはそういう事態が起こらないと思っておりますけれども、制度設計のポイントでありますので、あえて質問させていただいたところであります。

続いて、知事に伺いたいと思います。新教育長の任期は、ほかの委員より1年短い3年とし、首長の任期中に必ず任命権を行使できるようにした上、教育問題が発生した際には、新設の総合教育会議で速やかな対応が求められることとなり、さらに教育行政の目標や方針に首長のカラーをあらわす大綱の策定権を与えられるなど、知事の教育への深い見識やリーダーシップが問われてくるのは間違いのないところであります。そこで、今回の教育委員会制度改革を知事はどう評価されているのか。あわせて、大綱の作成に当たっては、知事の教育論や教育へのどういった思いを盛り込んでいこうと考えておられるのか、現時点での考えを伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど教育長も答弁したところでありますが、本県におきましては、現行の制度の中におきましても、知事、教育委員会が連携・協力して教育行政の充実に取り組

んでいるところであります。御指摘の今回の制度改革につきましては、これまでに発生したさまざまな問題を踏まえて行われるものでありまして、しっかりとその改革の趣旨も含めてこの新しい制度を受けとめなければならないというふうに考えております。私としましては、新制度のもとにおきましても、常日ごろから教育委員会と十分意思疎通を図るとともに、万が一、子供たちに緊急の事態が発生した場合には、迅速・的確な対応を図ってまいりたいと考えております。

また、私はこれまで、基本政策の中に「人財」づくりを掲げまして、将来世代の育成を推進してきたところであります。大綱の策定などにおきましては、これからの宮崎の教育のあり方につきまして教育委員会と十分協議を行いながら、本県の家庭、学校、地域で長年にわたり培われてまいりました教育の強みやよさというものを生かして、宮崎や世界の未来を切り開く原動力となります、人間性豊かで心身ともにたくましい、生きる力を備えた宮崎の人づくり、「人財」づくりというものに、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 先日的一般質問で、宮原議員の質問の中で知事は、一生懸命取り組んでおられる中で、本県の将来を担い、地域を支える人材の育成にもっと取り組みたかったというふうに振り返っておられました。再選をされましたら、ぜひ総合教育会議の大綱に知事の思いや目標を入れていただければなどと思っております。

続いて、教科書採択について伺ってまいりたいと思います。中学校は、いよいよ4年に1度の教科書採択の時期を来年に控えることとなりました。新しい教育委員会制度に移行する中でも、教育の中立性を担保するという一方で、採

採権は教育委員会にとどめたところであり
ます。そこで私は、採択事務の流れにおいて専門
調査員と専門委員に注目させていただきました。
専門調査員は、県教育委員会に検定教科書
を調査研究する目的で設置された県教科用図書
選定審議会から委嘱された人たちであります。
そもそも5名の教育委員では何冊もの教科書を
チェックすることは難しいとして、この専門調
査員があらかじめ内容をチェックしていくわけ
であります。同じように、県内6つの教科用図
書採択地区協議会にも、採択がえの年度のみ委
嘱される専門委員が存在するわけでありませ
う。そこで、教科書採択において大きな影響を
与える、県における専門調査員と採択地区にお
ける専門委員がどのような形で選ばれているの
か、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 全ての教科書の特徴
等について調査研究する県の専門調査員は、校
長、教頭、教諭の中から——教諭というのは指
導教諭とか主幹教諭も含まれます——各教科にお
いて専門的な知識や教科研究等の実績があり、
公正公平な立場で調査研究が行える人物を、市
町村教育委員会や各教育事務所の意見等を参考
にして、県教育委員会が決定し委嘱してござい
ます。次年度の中学校につきましても同様の方
法で選考することになろうと考えております。

本年度の小学校の専門調査員につきましては、
9教科、70名にお願いしており、その内訳は、
中部教育事務所管内の職員が38名、南部教
育事務所管内が19名、北部教育事務所管内が13
名であり、うち校長9名、教頭10名、教諭51
名であります。次年度の中学校につきましては、
同じく9教科で、種目数は3つふえますが、小
学校と同じように各教科数名程度で研究するこ
とになろうと考えております。なお、専門調査

員につきましては、採択事務が終了した時点で
公表いたしております。

また、各採択地区協議会の専門委員について
も、各採択地区の規約に基づき、専門的な知識
や実績のある教員を選考していると伺っており
ます。

○右松隆央議員 当然、専門調査員、そして専
門委員は、政治的中立性に加え、教育への深い
見識も求められております。採択事務が終了す
れば公表されるとありますが、しっかりとした
人選をお願いしたいと思っております。

さらに、県内の中学校の教育現場で大変経験
豊富な方に情報をいただいた2点について、最
後に伺いたいと思います。

まずは、教科書出版社のロビー活動について
であります。教科書出版社が、各県に社員を駐
在員として置き、営業活動に相当な力を入れて
いるとの話を、その方から伺いました。中学校
教育研究会という、主に教員で構成される任意
の団体がありまして、この中に教科ごとに部会
を設けているわけでありましたが、社会科研究
会で特定の、これは、現在採択をされている教
科書出版社の社員と研究会の先生たちが一緒
に教材づくりをしているとのことでありました。
そうであれば、それに携わった先生方が所属
する研究会にとっては、当然その教材に思い入
れが出てくるのは自然なことであろうという
ふうに思います。また、研究大会等に特定の
教科書出版社から助成をいただくこともあつ
たと、その方から伺った次第であります。そ
こで、教科書出版社による強力な営業活動の
一環として、情報をいただいたような特定
の出版社の社員とともに教材づくりを行つた
り、教科の研究会等に助成が行われている
ということがあるのか。教科書出版社のア
プローチの実態について、教育

長に伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 教科書採択に関しての教科書出版社との関係についての御質問ですが、まず、教材作成については、学校現場において通常、ワークブックや演習用のプリントなどの補助教材を作成しておりますが、その過程で学校や教育研究会が地図やデータなどの図版を使用する場合には、既に採択が終了して採択が決まっている教科書出版社——使っている教科書と言ったらいいでしょうか——から協力を得ることがありますが、これは文科省の指導事項には当たらないと考えております。

次に、研修会等についてですが、教科書出版社に対しては、公正確保の観点から、採択期間中に教科書に関する研修会等を主催することなどは制限されております。

3番目に、研究大会等への助成ですが、教科書出版社からの研究大会等への助成につきましては、過去にさかのぼっては調べておりませんが、現在、助成金を受けているようなことはございません。

県教育委員会といたしましては、今後とも、学校現場や教育研究会に対して、教科書出版社からのアプローチに適切に厳正に対応するように指導してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 任意の団体については、教育委員会も把握できていないところもあろうかと思えます。今後とも適切な指導をしっかりとお願いしたいと思います。

最後に、情報をいただいたもう一点について伺いたいと思います。「中学校の歴史教科書における採択について、地区採択協議会は県の意向を重視する傾向が強い」、その方は話しておられました。「県教科用図書選定審議会が委嘱した専門調査員によって2冊程度に絞られて順

位づけなされたものが、電話のやりとりで、口頭で県教委幹部からおりてくる様子を隣で聞いたことがある」とのことでありました。前回の平成23年に行われた採択において、専門調査員による調査結果をまとめた資料を拝見させていただきましたけれども、もちろんだれがいいとは当然書かれていないのでありますが、地区採択協議会の議事録を拝見しますと、なぜか必ずと言っていいほど、特定の教科書をよしとする発言が、委員長や部長、または報告者から発せられ、わずかな協議で挙手によって決定されている実態に、私は違和感を禁じ得ませんでした。採択結果が長年にわたって一教科書によって独占されていることも周知のとおりであります。私は、教科書採択においては、採択地区に全面的に任せるとともに、採択理由については、地域住民への説明責任に十分にたえ得る、しっかりとした明確な理由づけをすべきと考えております。地区採択協議会が決して形骸化しないように、県としても留意しておくべきだと考えております。あえて教育長に伺いたいと思えますが、歴史教科書の選定について、県の審議会でも2冊程度に絞られたり、また、順位づけされたものが口頭で地区におりているようなことはないのか、答弁を求めたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 御質問の中に出てきた趣旨、私もそのとおりだと思いながら聞かせていただきました。事実、現在中学校で使われている教科書で申しますと、地理分野、歴史分野、公民分野、3分野あり、県立中学校3校、3校掛ける3で9教科書を採択しており、そのうちの2つだけが市町村立中学校と重なっている部分はありますが、違います。ということは、独立しているということがわかっていただけることになるのかなと思います。

お尋ねのことですが、それぞれの地区での教科書採択は、採択地区協議会が主体性を持って採択されるべきものだと考えておりますので、県教育委員会といたしましては、全ての教科書において、県で候補となる教科書を絞ることや、教科書の順位づけをして採択地区協議会にお示ししていることはありません。教科書はあくまで、地域の実態に応じて採択地区協議会で協議し、採択されるものであると考えております。県教育委員会といたしましては、採択地区協議会に対して、地域住民への説明責任を十分果たす観点から、学習指導要領の趣旨に基づき、採択の理由が明確となるよう指導・助言・援助を行ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 情報をいただいた方は、かなり経験豊富な方で職階も高い方です。教科書の採択において一片の誤解も受けることがないよう、しっかりと姿勢を正していただきたいと要望させていただきたいと思っております。

学習指導要領が、再来年の平成28年にも前倒しで全面改定するという方針が文科省から発表されたところであります。そこには、日本人としての主体性、すなわち「アイデンティティーにかかわる歴史教育を充実させる」という項目も入っております。それに先立ち、ことしの1月28日には下村博文文科大臣が、我が国の領土における記述について、学習指導要領解説の改定を公表したところであります。教育長の答弁にもありましたように、学習指導要領に基づいて、各地区の採択協議会が主体性を持って、かつ地域住民の説明責任にたえ得る明確な理由のもと採択されることを切に望む次第であります。

今年度は文教警察企業常任委員会に所属をさせていただいておりますので、1年を通じて教

育の分野にしっかりと取り組んでまいりたいと決意をいたしております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○押川修一郎副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時55分散会

9月17日（水）

平成 26 年 9 月 17 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有岡浩一	(愛みやざき)
4 番	凶師博規	(同)
5 番	西村賢	(同)
6 番	松村悟郎	(自由民主党)
7 番	内村仁子	(同)
8 番	岩下斌彦	(同)
9 番	後藤哲朗	(同)
10 番	右松隆央	(同)
11 番	二見康之	(同)
12 番	清山知憲	(同)
13 番	福田作弥	(同)
14 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡辺創	(県民連合宮崎)
17 番	田口雄二	(同)
18 番	高橋透	(同)
19 番	星原透	(自由民主党)
20 番	蓬原正三	(同)
21 番	井本英雄	(同)
22 番	丸山裕次郎	(同)
23 番	中野一則	(同)
24 番	中野廣明	(同)
25 番	宮原義久	(同)
26 番	山下博三	(同)
27 番	徳重忠夫	(無所属クラブ)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太田清海	(県民連合宮崎)
30 番	井上紀代子	(同)
31 番	鳥飼謙二	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	横田照夫	(同)
35 番	十屋幸平	(同)
36 番	外山三博	(同)
37 番	坂口博美	(同)
38 番	中村幸一	(同)
39 番	押川修一郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	稲用博美
副知事	内田欽也
総合政策部長	橋本憲次郎
総務部長	成合修
危機管理統括監	金丸政保
福祉保健部長	佐藤健司
環境森林部長	徳永三夫
商工観光労働部長	茂雄二
農政水産部長	緒方文彦
県土整備部長	大田原宣治
会計管理者	舟田美揮子
企業局長	四本孝一
病院局長	渡邊亮一
財政課長	阪本典弘
教育委員長	齊藤和子
教育長	飛田洋
警察本部長	坂口拓也
選挙管理委員長	後藤仁俊
代表監査委員	宮本尊
人事委員会事務局長	亀田博昭

事務局職員出席者

事務局局長	大坪篤史
事務局次長兼総務課長	山内武則
議事課長	亀澤保彦
政策調査課長	高林宏一
議事課長補佐	内野浩一朗
議事担当主幹	松吉浩
議事課主査	松本英治
議事課主任主事	川崎一臣

◎ 一般質問

○福田作弥議長 ただいまの出席議員37名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、星原透議員。

○星原 透議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。それでは、通告に従い一般質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

安倍首相は、就任した平成24年12月と昨年の12月を除く全ての月で諸外国を訪問され、首脳外交を通じて安全保障や経済面で諸外国との連携を強め、日本をアピールされております。今月初めのバングラデシュ、スリランカ訪問で49カ国となり、就任から1年9カ月で訪問国が歴代トップになったとのことで、驚くばかりであります。余談であります。これまでのトップは、5年5カ月で48カ国を訪問された小泉首相だそうであります。

安倍首相の外遊は、毎回経済団体の皆さんと連携して、官民挙げてのトップセールスを実施されております。首相は、「世界で存在感が薄くなっていた日本が、官民一体となった取り組みによって、今、世界の真ん中で輝く国になろうとしている」と語られております。このような官民挙げてのトップセールスが功を奏し、日本企業の海外での昨年度のインフラ受注額は、一昨年度に比べて、3倍の9兆円余になっているとのことであります。安倍首相のトップリーダーとしての人を動かす力と先見性、決断と実行力のたまものだと考えます。

ところで、知事は、間もなく任期4年が過ぎようとしておりますが、政治家として、またトップリーダーとして、県政に対し、どのような考えで取り組んでこられたのか伺います。

次に、前東国原知事は、職員との人間関係が希薄だったと伺っておりますが、県職員に対して、どのようなスタンスでかかわってこられたのか伺います。

また、県勢の発展は、市町村との関係や連携のあり方が重要だと考えますが、具体的にどのように取り組んでこられたのか、知事に伺います。

以上で、壇上からの質問を終わり、以下は質問者席からいたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

トップリーダーとしての考えについてであります。私はまず、現場の声にしっかり耳を傾け、十分なコミュニケーションを図ることが、何よりも大切であると考えております。また、戦略的な視点に基づきます将来に向けてのしっかりとしたビジョンを示す構想力、そして、みずから先頭に立ち、さまざまな力を結集しながら力強く推進していく実行力、この2つが求められるものと考えております。このような考えのもとに、口蹄疫からの再生・復興を初め、新たな成長に向けたフードビジネスの推進、アジア市場の開拓、さらには、みやぎ東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクトなど、さまざまな政策を提案し、県民の皆様や職員と一体となって、その推進を図ってきたところであります。

私自身、トップリーダーとしては、まだまだ未熟な点もございますが、次期県政におきましては、本県のさらなる前進に向け、熱い思いで

私がこれまでの4年間で築き上げた成果というものをしっかりと継承し、大きく飛躍させてまいりたいと考えております。

次に、職員との関係についてであります。今申し上げましたように、私は、政治信条の一つとして、現場主義というものを掲げておるところでございます。県政を進める上で、行政の現場を担い、まさに実務担当者である職員の役割というのは、極めて大きいものがあるというふうに考えております。県勢の発展の志を同じくする同志、いわば仲間でもあるわけでありまして、そのコミュニケーション、大変重要なものとして大切にしておるところであります。職員とのランチミーティングを行ったり、また職員に対してメールでメッセージを送ったりと、さまざまな取り組みをしておるところであります。職員一人一人がその能力を最大限に発揮できる環境をつくっていくこと、そして、みずから考え、みずから動くことができるような県庁全体の総合力を発揮できる職場づくり、環境づくりに努めているところであります。

このため、施策の企画・立案・実行に当たりましては、私の考えをしっかりと伝える一方で、職員の意見や考えを十分に酌み取るよう心がけますとともに、今年度からは、各部局が設定したテーマについて深く議論する政策論議というような場を設けるなど、職員とけんけんがくがく議論を行っているところであります。今後とも、職員としっかりコミュニケーションを図り、宮崎に対する思いというものをしっかりと共有しながら、全庁一丸となって県勢発展のためにも尽力してまいりたいと考えております。

次に、市町村との連携についてであります。我が国の行政システムが、国、都道府県、市町

村という体制をとっている以上、現場を預かる県と市町村が緊密な連携を図っていくことは、極めて重要であると考えております。そのためには、県政のリーダーである私と地域のリーダーである市町村長の皆さんとが、日ごろからコミュニケーションを図り、円滑な関係を構築していくことが必要不可欠であると考えております。

このため、就任直後、県と市町村の協議の場であります宮崎県・市町村連携推進会議というものを立ち上げたところでありますし、さらには、県内を5ブロックに分けて、地域が抱える課題につつまして膝詰めで意見交換を行う円卓トークなどを開催し、市町村長の皆様とさまざまな精力的な議論を行い、宮崎に対する思いを共有するよう努めてきたところであります。おかげさまで、県と市町村の連携体制は、これまで以上に強まっているものと手応えを感じているところであります。今後とも、市町村長との対話を密にし、さまざまな課題について、日ごろから政治家同士で相談できる関係をより一層深めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○星原 透議員 今、知事のほうからそれぞれ答弁いただいたんですが、現場第一主義ということだそうではありますが、やはり人をいかに動かしていくかだろうというふうに思います。県の職員にしても、あるいは市町村との連携にしても、知事の思いがしっかりと伝わるようなコミュニケーションをしっかりとって、その上で、トップリーダーとして、しっかりした決断で取り組むべきだと思いますし、取り組んでほしいと思います。

それでは、次に、アベノミクスについて伺います。安倍首相は、日本経済の再生を目指し、

最大の目標を経済回復であるとして、デフレからの脱却体制のために、3本の矢から成る経済政策アベノミクスに取り組んでおられます。我が国は、都市と地方では産業構造が大きく異なり、都市部には大手企業や輸出関連企業が集中し、円安や株価などの恩恵を直接受けております。これに対し、中小零細企業が大多数を占める地方では、恩恵を受ける企業は限られ、逆に材料費や原料代、油等が円安で高くなり、厳しい経営を強いられております。テレビや新聞等で報道される都市部の大手企業の業績回復とは大きな格差があります。今後は、経済成長につながる施策を実行し、企業収益が伸びて、設備投資や雇用が拡大し、また所得や給与がふえて消費が活発になり、景気回復が都市部だけでなく、地方まで確実に進むことが期待されております。そこで、アベノミクスが本県経済に与えた効果と評価について、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） いわゆるアベノミクスであります。これまで、我が国の経済再生や景気回復に大いに期待感を抱かせたということ、そして、株価の回復を初め、民間企業の設備投資の好転や労働市場の活性化など、一定の成果につながっているものと認識しております。国内経済全体をとってみますと、プラスの効果を生じさせていると考えております。本県におきましても、鉱工業生産指数や有効求人倍率などの雇用情勢に改善が見られるなど、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動はありましたが、その影響も徐々に和らぎつつあると考えておりまして、県内経済は、総じて持ち直しの動きが続いているものと認識しているところであります。

一方で、今、御指摘がありましたように、輸

入品価格の上昇に伴う関連産業の収益悪化の懸念や、個人消費等にも一部に弱さが見受けられるなど、中小企業の多い本県にとりましては、都市部と比較しますと、なかなか景気回復の実感が得られにくい状況もあるところであります。私としましては、現在、国が経済の好循環を全国津々浦々にまで届けようということで、地方創生の取り組みを始められたところであります。これをしっかりと進め、地方の実情を踏まえた各種施策の展開によりまして、本県を含む地方の経済が浮揚するということを大いに期待しているところであります。

○星原 透議員 ぜひしっかり取り組みをお願いしたいと思います。

次に、民間投資による成長戦略の重要な鍵の一つがTPPであると言われております。円安に続いて貿易品目の関税撤廃が加われば、輸出産業にとっては追い風になるのは確実であります。しかし、本県のような農業県にとっては、TPP交渉等の進展は、輸入農産物との競争が一段と厳しさを増すことになり、このままでは、本県農業・農村は疲弊し、農業者は将来に展望を持って農業に取り組むことができません。実際に、関税が引き下げられてからでは遅過ぎます。今でも間に合わないかもしれませんが、担い手が夢を持ち、国際競争力に勝てる産地づくりに、県はどのように取り組まれるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、先人のたゆまぬ努力によりまして、ここまで全国有数の農業県としての地位を確立しているところであります。御指摘のように、担い手の減少やTPP協定などによりますます急速な国際化の進展など、大きな転換点を迎えているところであります。TPP交渉に関しましては、重要5品目等の

しっかりとした対策というものを守る交渉を進めていただきたいというふうに思っておりますが、一方で、国際競争力を持った産地構造改革というものは、本県農業の振興を図る上で、重要な課題だと認識しております。

このため、本県農業が有します安全・安心・健康に着目した宮崎ブランドの取り組み、こういった強みを生かして、大胆な規模拡大や機械化などによります生産コストの低減、また新たな付加価値の創出、さらには大手量販店等との契約取引の拡大など、戦略的な産地づくりを加速させてまいりたいと考えております。また、こういった産地を核としたフードビジネスの推進により、厳しい競争を勝ち抜いていく必要があると考えております。県としましては、産地改革に意欲的に取り組むJAの品目別部会などを、本県農業の新たな発展を担う産地経営体と位置づけまして、生産、販売、人材という3つの視点から一体的に後押しすることによりまして、今後とも、農家の皆さんが希望を持って営農を展開できるよう、足腰の強い産地の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○星原 透議員 農家の厳しい状況は当然変わりますが、しかし、農業をする人たちが夢を持って、そして税金が納められる、そういう農家をいかにつくるかだと思いますので、その点も今後いろいろ工夫をいただければというふうに思います。

次に、民間投資による成長戦略の中にカジノも含まれているようでありますが、アベノミクスの第3の矢とされている、民間投資を「成長戦略」に結びつけて、本県経済を活性化させるために、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 国の成長戦略、本県が

取り組む新たな成長に向けた取り組みの、まさに追い風であろうというふうに受けとめておるところであります。就任以来、口蹄疫を初めとするたび重なる災害により疲弊した本県経済の復興に全力を尽くすとともに、任期後半となる昨年からは、「復興から新たな成長」へとかじを切りまして、国の成長戦略とも連動して、フードビジネス、また東九州メディカルバレー構想など、成長産業の育成に重点的に取り組んできたところでもあります。また、あわせて、東九州自動車道の整備の進展、また東京オリンピック・パラリンピックの開催などの追い風を最大限に生かしながら、本県経済の底上げにつなげていく取り組みを進めているところでもあります。

国において、第3の矢「成長戦略」を加速化させるため、地方の創生ということを最重要課題として位置づけて、首相を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」が設置されたところでありまして、従来の発想にとらわれない、経済再生に資する施策を実施し、景気回復の効果を全国に波及させることにより、地方の再生に取り組むこととされておりまして、この動きというものは、本県経済にとっても大きな追い風になるものと期待しておるところであります。今後は、このチャンスを生かしまして、本県が地方創生を牽引する一つのモデルとなることができるよう、国に対し、さまざまな提案・要望というものを積極的に行ってまいりたいというふうに考えておりますし、成長産業育成のさらなる加速化、また人口流出抑制のための効果的な施策の取り組みなどを通じまして、本県の本格的な景気回復と揺るぎない産業基盤の構築及び雇用の創出に努め、「宮崎の新時代」を築いてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 宮崎の新時代を築いていくということでもありますから、今後はそのことをしっかり見守っていききたい、そのように思っております。

次に、みやざき東アジア経済交流戦略について伺います。

我が国は、本格的な人口減少・高齢化社会を迎えて、国内市場は今後ますます縮小し、消費の伸びは期待できない状況にあります。そこで、富裕層や中間層が増大し、経済成長が大きく進展している東アジアの国々の活力を取り込んで、本県経済・産業の浮揚の足がかりにするための東アジア経済交流戦略は、大変重要な施策であります。この戦略推進のために、官民、関係団体が一体となって、東アジア市場の開拓や経済・人的交流の拡大に取り組むことは必然であります。しかし、国内の自治体が同じような発想で取り組んでいるのが実態であり、他県との差別化や競争に勝つためには、知恵を絞り、そしてまた、目的を定めて果敢に挑戦する、強力なリーダーシップを発揮することだと考えます。

そこで、みやざき東アジア経済交流戦略推進のためには、予算額とその使い方をうまく工夫することだと考えます。経済交流戦略推進のための予算の状況について伺います。また、多くの国との交流を目指すのではなく、可能性の高い国に集中的に予算を配分することが必要だと考えますが、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） みやざき東アジア経済交流戦略は、今後、本県の経済発展を考える上で、非常に重要なものという位置づけでございますが、県産品の輸出促進、観光交流の推進、経済交流の基盤整備を柱に掲げて、関係部局が連携して取り組んでいるところであります。

平成26年度当初予算では、総額で約5億円を計上しているところであります。また、今議会に、香港線の安定的な運航や大型クルーズ船を誘致するための環境整備に要する経費として、約5,200万円の補正予算を提案しているところでございます。御指摘のように、日本国内の地域間競争は、アジア戦略という意味でも激化しているところでございまして、戦略の推進に当たりましては、輸出や観光といった分野ごとに、各国の実情に応じた重点的な予算配分や取り組みを行うことが大変重要であろうと認識しております。

このため、まず、輸出につきましては、自由貿易であり、特に有望な市場である香港に、昨年度、県事務所を設置し、農産物の販路拡大、また観光交流の推進に積極的に取り組んでいるところであります。昨日、議会でも話題になりましたEGLツアーズの袁社長にも電話をいたしまして、観光交流のお力添えを引き続きお願いするというところで、またコミュニケーションを図ったところでございますが、こういうキーパーソンとの連携というのも大切にしていきたいというふうに考えております。

次に、観光につきましても、既に国際定期便のある韓国・台湾を中心とした観光誘客のほか、中国からの大型クルーズ船の誘致など、ターゲットを絞った取り組みを行っているところであります。今後とも、各国の情勢を十分踏まえながら、効果的・効率的な施策の展開に努め、「東アジアに開かれ、東アジアとともに成長するみやざき」の実現を図ってまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、先般、新たに香港との定期航空路線が決まったとのうれしいニュースもありましたが、みやざき東アジア経済交流戦

略の折り返し時期を迎え、グローバルな人材育成や人脈づくりなどを含め、これまでの成果と課題、今後の取り組みについて、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 成長著しい東アジアの活力を取り込んでいこうということで進めておるところでございますが、官民一体となったオールみやぎきの体制で取り組みますとともに、私自身も、香港、台湾、シンガポールなど、機会あるごとに現地に赴き、トップセールス、関係機関への訪問などを行ってきたところであります。これまでの取り組みの成果につきましては、農産物の輸出額や外国人宿泊客数の増加など、目に見える形であらわれているというふうに考えておりますし、現地の政府機関や経済界の要人との関係構築、今申し上げましたような、さまざまなコミュニケーションを図っておるところでありまして、このような人的つながりが、今回の香港線の開設にも結びついたものと考えております。

今後の課題としましては、本県の認知度を向上していく努力が引き続き重要であるということと、現地のニーズに合った県産品の開発・販売を行うということ、それから、海外との交流拡大のためには、国際ビジネスに精通した人材の育成や人的ネットワークの構築が特に重要であろうかと考えております。今後とも、引き続き、海外事務所を拠点としまして、情報収集、現地プロモーション活動の実施、さらには、キーパーソンの発掘などに精力的に取り組むとともに、私みずから訪問を重ねることによりまして、人的ネットワークをより拡大し、より密なものとして、一層東アジアとの経済交流を推進してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 外国とは、私も台湾とのつき

合いをさせていただいておりますが、やはり人的ネットワークをしっかりとつくっていくことだと、そのように思いますので、さらなる努力をお願いいたします。

次に、みやぎきフードビジネス振興構想について伺います。

本県は、国内有数の食料供給基地であるという強みを生かして、裾野の広い産業であるフードビジネスを基幹産業として再構築し、食を通じた産業競争力の強化と雇用創出等により、地域経済の再生や地域活性化のためには、最も重要な施策であります。これまでの素材供給型産業からの転換を図り、生産者は、マーケットが求める安全・安心な農林水産物を生産・供給し、製造加工業者は、県内素材をもとに、多様な加工と食品製造をして高付加価値化に取り組み、販売業者は、販路開拓や流通改革に取り組み、生産者等が利益を得られる価格で販売することです。これまで県は、国内外からの企業誘致や地場企業育成、販路開拓等に積極的に取り組んでいただいております。そこで、昨年度からフードビジネスの推進にいろいろと力を入れて取り組んでいただいておりますが、これまでの取り組みの成果と課題について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） フードビジネスであります。本県の強みである農業を核とした本県経済の拡大によります生産者所得の向上や雇用の創出を目指す、私の一丁目一番地の施策として、昨年度から取り組みを進めているところであります。具体的には、「拡大」「挑戦」「イノベーション」をテーマとしまして、10のプロジェクトに取り組んでいるところであります。宮崎牛の海外輸出の拡大、さらには、焼酎原料用加工米の生産に関する協定の締結、みや

ぎきキャビア1983の発売などの成果のほか、昨年11月に設置しました「フードビジネス相談ステーション」には、設置以来、600件もの相談が寄せられているところでありまして、本県フードビジネスの拡大に向けて、はっきりとした手応えを感じているところでもあります。大きな歯車というものが動き出したなど実感しております。

一方で、フードビジネスのさらなる飛躍のためには、生産者所得の向上や生産力の強化、高付加価値化による雇用の創出、あるいは消費者との接点の拡大といった、構造的な課題の解決に向けた努力が必要であるとともに、「食」にかかわる人材や企業の育成にも取り組んでいく必要があると考えております。このため、本年度から、各プロジェクトごとに数値目標を設けまして、成果を可視化する、見えることにすることにより、プロジェクトの着実な推進を図ってまいりたいと考えておりますし、県内の食関連企業などを対象としました人材育成プログラムも実施しております。今後とも、県内産学官金が密接に連携した総合的な取り組みを進めまして、フードビジネス、食関連産業というものが本県経済の成長を牽引する基幹産業として成長するよう育成し、また取り組んでまいりたいと考えております。

○星原 透議員 フードビジネスは、多岐にわたるわけでありまして、その中で生産者なり、あるいは関連した人たちが、利益が出る、もうかる、そういう産業にいかにかかると思っていますので、その努力もまたお願いしておきます。

次に、医療問題について伺います。

都城地域健康医療ゾーンの整備についてであります。この事業は、都城市及び三股町と都

城市郡医師会が総力を挙げて、地域の救急医療体制の維持や2次救急を超える救急医療体制を提供し、そして、位置の偏在解消と施設の老朽化等により移転整備するものであります。昨年9月に着工し、来年2月に建物を完成させ、4月からオープンする予定だそうであります。

この施設は、都城救急医療センター（初期夜間救急）と都城健康サービスセンター（検診検査）は都城市が設置し、都城市郡医師会病院（2次救急）は医師会が設置する施設であります。場所は、都城インターチェンジと都城志布志高規格道路の都北インターチェンジ（予定地）から数分のところに建設中で、地域住民にとっては、安全・安心の面で利便性が高くなり、これまで以上の効果が期待されております。施設整備全体に係る事業費は、68億円を予定しているようですが、最終的には、当初より約10億円前後の経費増となりそうであります。

ところで、県内にある県立3病院は、改築に際し、宮崎病院が162億円、延岡病院が252億円、日南病院が194億円の建設費等を要しており、そのうち、毎年の企業債の償還金の一部に対し、一般会計からの繰り出しが行われております。そこで伺いますが、県内には、3次救急病院として、県立延岡病院、県立宮崎病院、宮崎大学附属病院の3病院があります。しかし、県西部地域には、県立病院も3次救急病院もありません。県は、都城圏域の救急医療、地域医療の状況について、どのように考えておられるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 都城北諸県医療圏における救急医療につきましては、2次救急は、12の救急告示施設が入院治療を要する救急患者の受け入れを行っており、初期救急は、都城救急医療センターが深夜体制を構築するな

ど、休日・夜間の救急医療体制が整備されています。また、地域医療につきましては、都城市郡医師会病院と国立病院機構都城病院が、地域のかかりつけ医との連携や機能分担を図る役割を担うなど、都城圏域は医療計画に定める、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などの5疾病5事業及び在宅医療に関する各分野の必要な医療資源が、おおむね配置されているのではないかと考えております。

○星原 透議員 次に、県西部地域に県立病院を設置する考えはないのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 県西地域におきましては、都城市郡医師会病院や国立病院機構都城病院、藤元総合病院等が、救急医療や災害医療の拠点としての機能や高度医療を提供する地域の中核病院としての役割を、昼夜を分かたず献身的に果たしていただいております。また、必要な医療施設はおおむね配置されていると考えております。また、医療法上も、県内全域が医療計画で定める病床の上限を超えておりますことから、病院の新設は困難な状況でもございます。県といたしましては、今後とも、地域の中核病院と各医療機関の機能分担と連携を一層強化するとともに、全県的な課題でもあります医師確保に取り組むことにより、県西部の医療の充実につなげていくことが何よりも重要と考えております。

○星原 透議員 次に、都城市郡医師会病院は、県の医療計画で、脳卒中、急性心筋梗塞、小児救急、救急医療の各分野の「急性期を担う中核的な医療機関」等に位置づけられ、また、災害拠点病院と感染症指定医療機関にも指定しており、県西部の医療拠点として、県立病院と同等の役割が求められております。そこで、都

城市郡医師会病院に対する県の移転整備事業等の支援はどうなっているのか。また、それらの県費分の負担はどうなっているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 都城北諸県医療圏の中核病院であります都城市郡医師会病院の移転整備は、同圏域の地域医療の充実を図る上で、大変大きな効果のある取り組みと認識いたしております。このため、平成21年度に策定いたしました都城北諸県医療圏の地域医療再生計画、総額は25億円ではありますが、そのうち12億円を充てるとともに、その後も建設費用の高騰等にも配慮して追加支援も行い、同病院の整備に総額14億円余を支援することとしております。このほかにも、都城市郡医師会病院に対しましては、移転整備後も活用できるドクターカーの配備や、地域の医療機関の連携に必要なネットワークシステムの導入支援も行っております。また、小児救急医療拠点病院運営費や第二種感染症指定医療機関の設備・運営費など、災害医療や小児救急医療など拠点機能の役割に配慮しながら支援を行ってきたところです。このように、厳しい県の財政状況の中で、地域医療再生基金や既存の国庫補助事業を活用しながら、最大限の支援を行ってきたところであります。

○星原 透議員 次に、県西部地域に県立病院建設の計画がないのであれば、これまでいろいろと述べてきましたように、「急性期を担う中核的な医療機関」等に位置づけられ、県立病院と同等の役割が求められているのであれば、私は、県立病院を設置した場合の建築費の何分の1かを県費から補助してもいいのではないかと考えております。また、3県立病院には、一般会計からの繰出金として、企業債の償還に対す

る繰り出しを含め、毎年50億円前後が支出されております。そこで、都城市郡医師会病院に対して、県立病院と同じように毎年運営費補助として支援できないのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 都城市郡医師会病院がありますが、国立病院機構都城病院などとともに、救急医療や災害医療の拠点となるなど、圏域の中核病院として、地域医療の充実に多大な貢献をさせていただいているところでありまして、大変ありがたく思っているところでありまして、御質問の運営費補助についてであります。県立病院もほかの医療機関と同様、独立採算制が原則であります。しかしながら、県立病院には、救急医療や高度医療など、収入をもって充てることが困難な政策医療や不採算医療を担う使命がありますことから、それらの費用は、地方公営企業法により、一般会計等で負担する、一定のそういうルールが定められているわけでありまして、総務省の定める「地方公営企業繰出基準」に基づいて、一般会計が負担しているところでありまして。

本県の極めて厳しい財政状況を踏まえますと、個々の医療機関の運営について、支援を行うのは困難と思われまますが、県内の医療提供体制の整備を図っていくことは、大変重要であるというふうに考えておりますので、今後とも、必要な支援につきましては、補助制度等を最大限に活用して、地元市とも十分連携を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○星原 透議員 そこなんです、知事は、本県の極めて厳しい財政状況では、個々の医療機関の運営については、支援を行うのは困難と思われますとのことです。厳しい財政状況は、私も十分理解しております。先ほど述べて

きましたように、県立3病院の改築に対しては、宮崎病院に162億円、延岡病院に252億円、日南病院に194億円と、企業債の償還に対する繰り出しを含め、毎年50億円前後が支出されております。都城市郡医師会病院の整備については、総額14億円余を支援することにしておりまして、部長は言われましたが、県病院と医師会病院の支援額の格差が余りにも大き過ぎて、愕然としております。それは、延岡病院と比較して、改築費で延岡病院は252億円、市郡医師会病院は68億円で、3分の1にもなりません。そして、毎年50億円の支出ということなので、10年間で500億円、30年間では1,500億円という計算になり、単純に3で割れば500億円となります。

私は、医師会病院は、民間病院とはいえ、準公立病院として認知してもいいほど、圏域の中核病院として、救急医療、地域医療に貢献していると思います。医師会病院は民間病院なので、赤字経営にならないためには、医師や看護師を我慢したり、医療機器の導入も我慢することになります。ということは、医師会病院の問題ではなく、圏域で生活している我々の問題ではないかと考えております。仮に毎年運営費として支援していただければ、技術の高い医師や看護師の確保、また先端医療機器の導入等により、医療レベルが格段に上がると思いますし、圏域住民にとっては、命の安全・安心が保障されることになるからであります。今回調査して感じたのは、なぜこんなに格差があるのだろうか、あっていいのか、不公平・不平等感を抱くのは私だけでしょうか。いま一度、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど来、御議論があります県立病院の役割というものが、立地している市もしくは周辺のみ医療を担うことのみ

ならず、県下全域における政策医療であり不採算部門であり、そういう機能を果たしているところをまずは御理解いただきたいと考えております。それで、県立病院のみでそれを担うということではなしに、僻地・小児・救急医療など診療報酬だけでは賄えない不採算分野や、政策的に医療機能の充実等を図るべき分野を担う中核的な医療機関に対しまして、各種補助制度等を活用して支援を行うことにより、全体として県内の医療提供体制の確保を図ってきたところであります。

このような中、都城市郡医師会病院に対しましても、先ほどの部長答弁にありましたように、地域医療再生基金や国庫補助制度を活用して、移転整備はもとより、小児救急医療拠点病院運営費など、必要な支援を行ってきたところであります。御質問の医療機関の運営全般に対する支援を行うのは困難であるというふうに考えておりますが、県内の医療提供体制の整備を図っていくことは、大変重要な課題であると考えておりますので、今後とも、必要な医療機能の維持・充実のための支援につきましましては、補助制度等を最大限に活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○星原 透議員 今回、医師会のこのことは、調べれば調べるほど不公平感があるなど、そのように思った次第であります。我々の圏域は、えびのから小林方面、あるいはまた、隣の鹿児島県の曾於市、志布志市、エリアは大変広い中であります。ですから、そういう広域的な機関としても、活動といいますか、頑張っているのと、そのように思うわけでありますから、いい医者を確保するにも、また、いい医療機器を、高度の機器を入れるにも、やはりお金だというふうに思うんですね。だから、その面

はぜひ検討いただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。今後、またいろんな機会でお願ひしていきたく思ひております。

次に、土木行政について伺ひます。

本県のインフラ整備は、全国的にもおくれであり、その整備は喫緊の課題であります。一方で、建設事業費の減少や競争の激化により、建設業を取り巻く環境は悪化、また、現場の技能労働者の高齢化や若者の働き手が減少するなど、いろいろな問題が生じております。ただでさえ経営が厳しく技術者を雇えない状況の中で、ある特定の時期に工事発注が集中すると、人が足りず、受注ができない状況になります。業界の皆さんの意見としてよく聞かされる願ひの一つが、公共工事発注を平準化できないかということであります。そこで、公共工事発注の平準化について、何らかの工夫はできないのか、県土整備部長に伺ひます。

○県土整備部長(大田原宣治君) 公共工事発注の平準化を図ることは、企業の受注機会の確保につながりまして、ひいては、安定的な経営に資するもので、大変重要であると考えております。近年の発注状況につきましては、年度当初から件数が徐々に増加し、9月ごろにピークとなる傾向が見られますが、これは、新年度になりまして、国に対し補助制度に係る事務手続を行い、その後の工事発注となることや、用地ストックが減少していること、河川工事では出水期に施工が行えないことなど、さまざまな要因によるものでございます。県といたしましては、引き続き、調査や測量設計、用地買収の前倒しを行いますとともに、国、県、市町村で構成されます連絡協議会において、発注者間の情報共有を図り、さらに企業の皆さんが発注情報を容易に取得できるシステムの充実に努めるな

ど、公共工事発注の一層の平準化を推進してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、提出書類の簡素化についてであります。公共工事においては、提出書類が多く、業者の負担になっていると聞いております。また、提出書類が多いほうがよい点数をもらえるという話も聞きます。工事は現場の仕上がりを評価すべきであり、書類は最低限にして、写真などは電子データで提出すればよいのではないかと考えます。そこで、提出書類の簡素化が図れないのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 公共工事における提出書類の簡素化につきましては、日ごろから内容に検討を加え、継続的に取り組んできているところであります。その具体的な例としましては、安全関係書類などの提出を不要としたことや、小規模工事における作成書類の軽減等に取り組んだこと、さらに、昨年度から、工事写真等を電子データで提出する電子納品の試行も始めたことなど、受注者の一層の事務負担軽減を図ってきたところであります。しかしながら、このような取り組みにつきまして、周知が十分でない状況も見受けられますことから、工事検査時における周知、理解の徹底や、建設業者を対象とします研修における啓発に努めるとともに、関係団体とも意見交換を行いながら、今後とも、提出書類の簡素化に努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 よろしく願いいたしておきます。

次に、道路問題について伺います。国道221号の高崎新田地区における歩道整備について伺います。この道路は、都城市から小林市を結ぶ重要路線であり、大型車を含め交通量が多いた

め、交通事故が心配されており、また、子供たちの通学路でもあります。一日も早い整備が期待されておりますが、歩道整備の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 国道221号の高崎新田地区の交番前交差点から小林側の400メートル区間につきましては、昨年度から新田工区として歩道整備に着手しまして、これまで測量や設計などを行ってきたところであります。現在、建物調査などを行っているところであります。年内には用地交渉に着手することとしており、今後とも、地元の皆様の御協力をいただきながら、整備を進めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、道路改良工事ではありますが、地域住民の悲願であります県道都城野尻線の高崎町笛水地区で行われております道路整備の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 県道都城野尻線の高崎町笛水地区の未改良区間約1.7キロメートルにつきましては、平成22年度から椎屋工区としまして事業に着手し、これまでに測量や道路設計が完了したところであります。今年度は、集落のあります氏益橋から椎屋大橋までの約1キロメートル区間の用地取得に着手することとしておりまして、引き続き、地元の皆様の御協力をいただきながら、早期の工事着手に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○星原 透議員 一日も早い完成を目指して頑張ってくださいと思います。

次に、教育問題について伺います。

これまで、一貫校といえれば私立の学校がほとんどでありましたが、児童の発達に合わせた教育をするためには、小学校と中学校で全く別な

教育をするよりも、一貫性を持たせた教育をしたほうがよいということで、公立の小中一貫校が各地で徐々に開校してきております。一貫校には、併設型中小一貫校や連携型一貫校などがあります。

ところで、政府の教育再生実行会議（座長・鎌田薫早稲田大学総長）が検討してきた、学制改革に関する提言の素案が明らかになりましたが、その内容は、小中一貫教育学校（仮称）の制度化が柱であります。その中身は、自治体の判断で、小中6年・3年の義務教育9年間を、5年・4年や4年・3年・2年などに区切れるようにするという提言となっております。文部科学省は、提言を受けて、2016年度にも小中一貫教育学校を制度化したい考えで、具体的に制度を検討した上で、学校教育法の改正を目指すとしております。そこで、本県には公立の小中一貫校は何校あるのでしょうか。また、どのような目的で教育が行われているのか、教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 現在、県内には、15の公立小中一貫校があります。その設置の目的は、小中学校種間の円滑な連携と接続を図り、系統性・一貫性のある指導を行い、より質の高い教育を子供たちに提供することを目指すものであります。各一貫校におきましては、9年間を見通した系統的な指導のよさを生かし、学習指導や生徒指導を行うことができますので、児童生徒の個性やよさを一層伸ばすことができっております。また、比較的少人数だった学校では、一貫校にしたことで、小中の枠を越えた大きな集団の中で、より多様で活気のある学校行事等を行うことが可能となっております。

○星原 透議員 次に、この学制改革に関する素案の内容について、教育長の見解を伺いま

す。

○教育長（飛田 洋君） 御紹介いただきました学制改革に関する提言にありますように、仮称ではありますが、小中一貫教育学校が制度化され、学制の弾力化が図られるとすれば、その地域や子供たちの実態に応じて、より柔軟な学校運営ができますので、そのことを生かして、学力向上や不登校の減少など、学校教育における課題の解決に向けての効果が期待されると考えております。また、一貫教育学校では、小中学校の両方で教員が指導することもあり、両方の免許状の所有が必要になるとか、あるいは小中の枠を越えて指導することによる教員の負担がふえることなども指摘いただいているところであります。本県でも、それぞれの市町村で、さまざまな実態に応じて、より効果的な一貫教育が行われますよう研究がなされているところでありますので、県教育委員会といたしましては、高い関心を持って、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、小中一貫教育学校が制度化された場合、制度の判断は自治体、学校経営は校長先生、人事異動等は県教育委員会が配置しております。そこで、制度化された場合の県教育委員会のかかわりはどうなるのか、教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 本県では、既に15の学校が小中一貫教育に取り組んでおり、小中一貫教育は、本県の教育を推進していく上で、大切なことであると認識しております。そこで、今、県教育委員会といたしましては、小中一貫教育推進協議会において、これまでの小中一貫教育の取り組みの状況や成果と課題をまとめたものを、本年度から、事例集として県内の各学校に配付するなどの取り組みを始めたところで

あります。制度化された場合には、先ほどお話しになりましたように、教員の採用だとか、あるいは指導、あるいは人事異動とか、いろんなことで検討すべきことがあろうと思いますが、それは制度設計がはっきり見えてからしっかりと対応したいと思います。当面、今後とも、そのような県内のよい事例などを情報収集して紹介いたしますとともに、国からのさまざまな情報を的確に把握し伝達していくなど、積極的に市町村教育委員会の支援に努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、学校給食について伺います。学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達と国民の食生活の改善に寄与するために、学校教育活動の一環として、集団的に実施される給食のことです。この目的を実現するため、学校給食法は、学校給食の目標を、食事についての正しい理解と望ましい習慣を養う、学校生活を豊かにし明るい社交性を養う、生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度を養う、食料の生産・流通・消費について正しい理解に導くことなどとしております。そこで、公立学校の完全給食の実施率と献立に使われている県産食材活用率並びに調理方式と外部委託の状況について、教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 公立学校における完全給食の実施率につきましては、小学校で100%、中学校で98.5%となっております。また、本県の学校給食における県産食材活用率につきましては、文部科学省が全国を抽出で調べておるデータがありますが、その平成24年度の「学校給食栄養報告」によりますと、食材数ベースで31.7%となっており、全国より高い状況にあ

ります。

次に、調理場の形態につきましては、学校でつくる単独調理場方式が115校あります。また、給食センターでつくり、近隣の各学校へ配送する共同調理場方式は47施設あり、256校に配食されております。それらの調理場のうち、調理を外部の業者に委託している施設は、単独調理場方式では39校の施設、共同調理場方式では26施設であり、その共同調理場から147校に配食されております。

○星原 透議員 次に、食品の安全・安心の面からも、県産食材を学校給食に使うことが望ましいと考えております。学校における食育教育や地産地消を推進するためにも、多くの県産食材を給食に使うことは大事であると思っておりますが、教育長の見解を伺います。

○教育長（飛田 洋君） 本県において、学校での食育は非常に大切なことだと考えておりますが、積極的に取り組んでいるところでありますが、子供が自分でつくる「弁当の日」に取り組む学校数は、現在、日本一であります。また、これまで、給食の管理をする、そういう業務としていた学校栄養職員が、新たに免許状を取り直して、給食管理に加え、食育などの教育を校内で推進する立場である栄養教諭となる職員が、本県では年々ふえている状況でございます。学校では、この栄養教諭などが中心となって、給食の時間や学級活動の時間において、食に関する指導を行うなど、食育を具体的に推進しております。また、直接生産者の方を学校に招いて、給食を子供たちと一緒にとっていただきながら、作物を育てる苦労や喜びを語っていただくことなどを通して、地域の産業や食文化等に対する関心を高める取り組みも行っているところであります。

学校給食に県産食材を活用し、地産地消を推進することは、地域の食文化への理解を深めたり、生産者への感謝の気持ちが育まれるなど、食育の観点から教育効果が大きいことはもちろんですが、地場産業の振興という観点からも、非常に重要であると考えておりますので、今後とも一層推進してまいります。

○星原 透議員 次に、学校給食における県産食材活用率の全国平均との比較、また、その割合をふやすための課題と取り組みについて、教育長に伺います。

○教育長(飛田 洋君) 県産食材の活用率ですが、先ほど申しあげましたデータですが、食材数ベースで全国平均は25.1%であります。本県ではそれを上回る31.7%となっております。本県として活用率をもっと高めたいと考えておりますが、県産食材を活用することにつきましては、例えば、食材の価格が高いこと、それから、給食で使うために量と規格がそろわないことなどが課題であります。そのため、市町村によっては、安全な地元食材を安価で安定的に取り入れることができるように、学校と生産者が直接契約を交わしたり、生産者に対する講習会を開催したりするなど、県産食材の活用を促進する取り組みが行われており、活用率を高めております。

県教育委員会におきましても、食育に関する講習会等において、このようないい事例等を紹介することなどにより、市町村に対して、県産食材活用の一層の推進について奨励をしているところであります。今後とも、市町村や関係部局等と連携を図りながら、学校給食における県産食材の活用を努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 今、給食の件について、それ

ぞれいろいろ答弁いただきました。私は、今回のこれは、県産食材をいかに学校給食に使っているか、そういう思いで聞いたところでありますが、熊本県が独自に行っております平成25年度の公立学校給食調査によりますと、熊本県では、献立に使われた県産食材の割合は50.5%を占め、前年度の50%に続き、2年連続で5割を超えております。本県は、国の抽出5校による調査で31.7%となっており、熊本県と算出方法が異なり、単純な比較はできないところでありますが、本県が農業県として、今、地産地消の推進に積極的に取り組んでいるのであれば、教育委員会と農政サイドがお互いに協力して、どんな課題・問題があるのか協議し、県産食材の割合を引き上げるための努力をしていただきますように、これは要望しておきます。

終わりの質問になりますが、スポーツ少年団について伺います。日本スポーツ少年団は、昭和37年に、日本体育協会創立50周年の記念事業として、「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に創設されました。「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを」「スポーツを通じて青少年のこころとからだを育てる組織を地域社会の中に」というものでした。当時、近代化が急激に進み、消費が文化と言われ、物質的には豊かな生活が送れるようになっておりましたが、その反面、心と体に大きな問題が生まれ、特に、子供たちの体力の低下や、少年犯罪の増加や低年齢化といった社会問題が起り始めていました。

こうした中、発育発達期にある子供たちにとって、スポーツを継続的に行うことは非常に大切であり、スポーツは、精神的にも身体的にも望ましい効果が期待できます。将来に向かって伸びていこうとする子供たちに、自分を見失

わず、身近な地域社会の中で力強く生き抜く力を育てることが、スポーツ少年団の役割と使命であると考えます。そこで、ことしで50周年を迎えた本県スポーツ少年団がこれまで果たしてきた役割について、どのように考えておられるのか、教育長に伺います。

○教育長(飛田 洋君) スポーツ少年団につきましてですが、7月に行われました第50回県スポーツ少年団中央大会の総合開会式に、私も参加させていただきました。多くの県民の皆様が参加され、盛大に開会式が行われており、50年の歴史の重さを感じるとともに、整列している子供たちの輝く瞳を見て、本県の子供たちが心身ともに健やかに育っていることを実感いたしましたところであります。また、夜は祝賀会にも出席させていただきました。これまでスポーツ少年団にかかわってこられた指導者の方々の熱き思いを直接伺い、感激いたしましたところであります。

スポーツ少年団の団員綱領を見ますと、団員の務めが示されております。「私たちは、健康な体と心を養います。他人に迷惑をかけない、立派な人間になります。自分の力を伸ばす努力をします。世界中の友達と力を合わせ、平和な世界をつくります」、そんなことが示されておりますが、まさにスポーツ少年団は、長年にわたるスポーツ交流を通して、子供たちにこのような崇高な精神を涵養してこられたものと考えております。

○星原 透議員 まだ時間は残っておりますが、1時間を過ぎたところであります。本当はスポーツ少年団の加入をぜひ勧めていただきたい、そのような思いもありますので、このことも考えていただければと思います。

以上で私の全ての質問を終わります。ありが

とうございました。(拍手)

○福田作弥議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 自民党の横田照夫です。通告に沿って一般質問をさせていただきます。

先日、厚生常任委員会と自民党の厚生部会の県外調査で、静岡県の京丸園株式会社と神奈川県の本理化学工業株式会社を調査させていただきました。どちらも、以前から障がい者雇用に取り組んでこられた会社です。

京丸園は、水耕栽培で、ネギやチンゲンサイ、ミツバなどを1年を通して栽培しておられる農業生産法人です。スタッフは64名で、そのうちの54名が、知的、身体、精神、発達の障がいを持った人たちです。事業理念は、「企業活動はすべて、人の幸せのためにある」ということだそうです。京丸園では、毎日の働きの中で、「自分の存在が誰かの役に立っている」と実感できる場面をつくり出すことを目標にしております。たとえ障がいを持っていても、どんなに小さな力でも、働く一人一人に役割があること、努力の目標があることを大切にしております。正直に働き、品質のよい農産物をつくり、お客様からの仕事の評価をいただけること、そして、結果として、利益とやりがいを生み出せることが真の社会参加になるし、幸せを目標とした組織や人たちの関係の中に身を置くことは、かけがえのない安心となるはずだと言われます。

京丸園は、障がい者一人一人に合わせた対応の仕方を考えます。例えば、チンゲンサイの栽培システムです。これまで一般的には、1人で育苗から収穫まで完璧にこなすことが農業のプロと考えられてきましたが、京丸園では、技術的に難しい育苗はプロに生産委託し、その後の

定植から後の部分は、細分化してそれぞれ違う人に担わせることで、障がい者だけでもできるシステムをつくられました。このシステムのおかげで、通常、年間10作程度の収穫だったものが、今では年間17作も収穫できるようになったそうです。この部署の生産は障がい者のみで行い、現在日量1万5,000本のチンゲンサイを生産する部門へと成長し、スタートしてから5年で黒字部門をつくり上げることができたそうです。障がいのある人のひたむきに働く姿勢は、職場にいい影響を与えるそうです。障がい者は作業が遅いので、早目に会社に出てきます。社員はそれを見て、彼らが来る前に来て準備をしようとしています。彼らの作業能力は、健常者よりも低いかもしれませんが、彼らがいることで、会社全体が好循環になるということです。

日本理化学工業は、チョークを初めとする文房具や事務用品を製造する会社で、チョークでは国内トップのシェアを誇っておられます。ある団体の会合で紹介され、どうしても行ってみたいと思っていたものが、ようやく実現したものです。1960年に初めて知的障がい者を雇用して以来、一貫して障がい者雇用を進めてこられました。現在、74名の社員のうち53名が知的障がい者で、障がい者雇用割合は約7割になります。製造ラインをほぼ100%知的障がい者のみで稼働できるよう、工程にさまざまな工夫を凝らしておられます。工程を細分化し、わかりやすくしたおかげで、知的障がい者たちは、余計なことに気を回す必要がなくなり、目の前のことに集中できるようになりました。彼らは安心して集中できるとわかったら、自分の持てる能力を最大限に発揮し、決して健常者に劣らない仕事をすることができます。大切なことは、働く人に合わせた生産方法を考えることだそうで

す。

知的障がい者と健常者が一緒になって働いていると、それぞれが成長しようとし始めるそうです。健常者は、知的障がい者のために頑張ることが張り合いになるし、知的障がい者は、健常者の思いに応えることが張り合いになります。そして、お互いに助け合う職場をつくり上げるようになるということです。両企業は、このように考えておられるようですが、まさに京丸園と日本理化学工業の理念は同じところにあるのではないのでしょうか。

でも、日本理化学工業の当時の社長（現大山会長）も、最初のころは障がい者の気持ち理解できなかつたそうです。彼らは、毎日、満員電車に乗って通勤してくる。そして、一所懸命に仕事に励む。どうしても言うことを聞いてくれないときには、「施設に帰すよ」と言うと、泣いて嫌がる。どうして施設にいれば楽に過ごすことができるはずなのに、つらい思いをしてまで工場で働こうとするんだらうかと、不思議でならなかつたそうです。

そのころ、たまたま法事の席で隣に座られた住職に、そのことを尋ねられたそうです。そうしたら、その住職は、「人間の幸せは物やお金ではない。人間の究極の幸せは、人に愛されること、人に褒められること、人の役に立つこと、人から必要とされること、この4つだ。人間の幸せは働くことによって手に入れることができる。人は仕事をすることで、褒められ、人の役に立ち、必要とされるからこそ、生きていく喜びを感じることができる。家や施設で保護されているだけでは、人間としての幸せを得ることはできない。だからこそ、彼らは必死になって働こうとする」と言われたそうです。この言葉を聞いて、胸につかえていたものがすっ

ととれた気がした、自分はこのことを知的障がい者に教えてもらった、そのように言うておられます。この2つの会社の考え方、取り組みに対する率直な感想を知事にお聞きし、後の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

横田議員のお話を大変興味深く聞かせていただきました。京丸園の社長さんであります、「全工程を1人でこなすことが農業のプロ」という固定観念を柔軟に転換され、工程を細分化・分業化することで、障がいのある社員だけで完結するシステムを構築されたということでございまして、障がいのある方への思いの深さというものを感じたところであります。また、日本理化学工業の会長さんについて、障がいのある社員がなぜつらい思いをしてまで働こうとされているのか、不思議な思いをされていたところ、住職の言葉に出会われたと。障がいのある方にとっての働く意義に気づかされたということで、その思いに応えようということで、工程を単純化するなどの工夫を重ねられたことに対して、会長さんの熱い思いを感じたところでもあります。

2社ともに、障がいのある方に真摯に向き合い、さまざまな工夫を凝らすことで、働きやすい職場環境をつくり、一方、障がいのある社員も、その期待に応えて、ひたむきに働くことで、会社全体により影響を与え、お互いが支え合う職場になったということであり、本当に素晴らしい会社である、素晴らしい取り組みであると、深く感銘を受けたところでもあります。障がいのあるなしにかかわらず、ともに支え合い、ともに生きる地域社会づくりの大切さを改めて感じたところでもあります。こうした2社の

取り組みにも学びながら、その実現に向けて、しっかり取り組んでいかなければならないと、思いを新たにしたところであります。以上であります。〔降壇〕

○横田照夫議員 以下、日本理化学工業の大山会長の言葉を引用しながら質問させていただきます。障害者雇用促進法ができたのは昭和35年、当時は身体障がい者のみが対象でしたが、昭和62年に知的障がい者が、平成18年に精神障がい者が含まれるようになりました。制度そのものは徐々に発達してきましたが、肝心の障がい者雇用はなかなか広がっていないと言われます。先日の中野一則議員の質問で、県内企業の法定雇用率の達成割合は約6割と示されましたが、達成できていない約4割の企業は、どのような理由で達成できていないのかを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) ただいまお話しのように、法定雇用率の達成割合というのは正確には59.3%で、全国第2位なんですけど、おっしゃるように、約4割はまだ達成していないということでございます。この状況につきましては、宮崎労働局で把握されておりますが、その理由といたしましては3つありまして、障がい者に合った仕事がないこと、設備面など職場環境が整備されていないこと、雇用後に指導していく体制がないこと、などを挙げる企業が多いと伺っております。しかしながら、これらの課題は、先ほどの議員御紹介の会社の例を考えますと、企業側が障がいに対する理解を深め、発想の転換やさまざまな工夫で乗り越えることができるのではないかと思ったところでもあります。

○横田照夫議員 「「福祉」を広辞苑で引くと「幸福」とある。福祉の「福」は主にお金も含

めての物質的な豊かさをあらし、福祉の「祉」は主に心の豊かさをあらし。だから、福祉とは、物と心、両方の豊かさをあわせ持った幸せということになる。であればこそ、企業が障がい者の福祉（幸せ）を担い得るのではないか。企業は、福祉作業所よりも多くの給料を支払うことができる。いわゆる物質的な幸せだ。そして、人は一般社会で働くことによってこそ究極の幸せ、いわゆる心の豊かさを手にすることができる。特にこの「心の幸せ」は、企業でなければ提供できないと考える。私たちは、そろそろ障がい者の幸せは全て福祉行政が担うという発想から抜け出すべきではないか。むしろ企業も含めた社会全体で「障がい者の幸せ」を実現していくことを目指したほうが、福祉そのものが広がるし、公費の節約にもつながると思う」とも言われています。このことに関して、県としてどうお考えか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 障がいのあるなしにかかわらず、人は働くことで生きがいや幸せを感じるものであるという考えに、私も同感するところであります。また、企業も含めた社会全体で障がい者の幸せを実現するという考えは、ことし1月に我が国が締結いたしました障害者権利条約の趣旨に合致するものであると考えます。もっともっと障がい者の就労支援に力を入れなければならないと、思いを新たにしたところであります。

県といたしましては、これまで県内7カ所に設置している障害者就業・生活支援センターにおいて、障がいのある方からの相談に対し、就労や職場定着の支援に取り組むとともに、企業を直接訪問し、職場改善に向けた助言等を行っております。また、企業の理解促進を図る取り

組みとしまして、毎年企業向けセミナーを開催し、優良企業の取り組みや環境整備に活用できる助成金などを紹介しております。今後は、宮崎労働局など関係機関と一層の連携を図り、先進的な優良企業の取り組みを広く周知を図りながら、議員御提案の趣旨も受けとめ、障がいのある方の一般企業への就労促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 企業も含めた社会全体で障がい者福祉を担っていくという意識づけも大事だと思いますので、その意識醸成にも取り組んでいただきたいと思います。

「憲法では、全ての国民の「生命、自由及び幸福追求に対する権利」「勤労の権利」「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障している。ところが、多くの人が「働く場」から排除されている現実がある。「リストラ」は企業が生き残るためにやむを得なかった側面もあるが、首のつながった人々も「あすは我が身」とおびえつつ過ごさなければいけない。リストラの標的にされないために、せき立てられるように働かざるを得なく、長時間労働が常態化し、心の病にかかる人もふえている。これでは、「働く場」があったとしても、「働く幸せ」を感じることは難しいと思う。働き盛りの人が、なぜ幸せになるどころか苦しまなければいけないのか。もしかすると、「働く幸せ」を感じられる人がどんどん減っているのかもしれない。現在のような日本の労働環境は何か間違っているのかもしれない。もう一度、働くことの原点を見詰め直す必要があるのではないかとともに言っておられます。会社員だけでなく、県庁職員とか教師にもメンタルダウンになる人がふえているようです。このことに関しての知事と教育長の考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 「働くこと」についてのさまざまな御議論であります。対価として報酬を得ることはもとより、職業を通じて企業や地域社会の発展に尽くし、人として価値ある生活を営む上で、大切な活動であると考えております。自分自身のことを今つらつら考えておりましたが、国家公務員という道を最初選び、そして今、政治家としてということで仕事をしておるわけではありますが、稼ぐというよりも、公に対して何とか自分として貢献したい、やりがいを感じていたいという思いが、報酬を得ること、稼ぐことを否定するわけではありませんが、そちらに重きを得ながら、これまでの道を歩んできた思いがいたしております。我が国を考えると、景気は回復基調にあるわけですが、バブル崩壊以降の景気低迷やデフレ経済の中で、我が国の労働環境が長期にわたって厳しい状況が続いてきたということで、働くことの意義も含めて、社会の閉塞感をもたらされたのではないかなという思いがいたしております。

議員御紹介の大山会長のお言葉、まさにこういう閉塞感がある時代だからこそ、響いてくる言葉ではないかなという思いがいたしております。会長の言葉をお伺いしながら、アメリカの心理学者のマズローの欲求段階説という話を思い浮かべておりました。5つに分けて、生理的な欲求、安全の欲求、所属と愛の欲求、承認と尊重の欲求、それから自己実現というようなことで、学者が整理すると、そういうふうなことになるわけですが、褒められ、人の役に立ち、必要とされる、それで「働く幸せ」を感じるということ、働くことの原点を再認識する必要性を改めて感じたところでもあります。また、障がい者の雇用に難しさを指摘する経営者

の言葉がありましたが、こういう2社の事例を見ますと、強い思い、また熱い思いがあれば道は開けるんだと、そういうようなことも示していただいているのではないかなと受けとめたところでございます。県政を預かる立場といたしまして、民間の会社員、県職員など、県民一人一人が「働く幸せ」を実感できるような社会の実現にこれからも全力で取り組んでまいりたい、そのように考えたところであります。

○教育長（飛田 洋君） 人間の幸せ、「人に愛されること、人に褒められること、人の役に立つこと、人から必要とされること」という御紹介いただいた言葉と出合ったのは、10年ぐらい前のことでした。障がいのある息子が就職できないかなと諦めかけていたときに、私の背中を強く押してくれた言葉がこの言葉でありまして、ある強い思いを持って、機会あるごとに、若い世代にこの言葉を引用した話をこれまでさせていただきました。

小さいころ、小学校ぐらいだったと思います。家族から「働く」ということは、「はた」というのは周辺、周囲を「楽」にすることだと、周りを「楽」にすることが「働く」ことだと言って教えられたことがあります。まさに、働くということ、人の役に立つこと、人に必要とされることであり、これこそ人間の幸せであると思います。それぞれの個人が、社会の中で自分が落ち着ける場、居場所を見つけ、それぞれの持ち場で必要とされる役割をしっかりと果たして喜んでいただける、決して派手な称賛はされないかもしれませんが、言葉にならない、目には見えぬ、人々の感謝の気持ちを心で味わい、社会に貢献できる、このような個人というのは、小さな個人かもしれませんが、私は小さな英雄だと思います。私は、子供たちが自

分の居場所をきちんと見つけられる宮崎の社会、日本の社会であってほしいと強く願っております。これからも、人から必要とされる小さな英雄をしっかりと育てていけるような宮崎の教育を推進してまいりたいと考えております。

一方で、子供たちを取り巻く環境が変わって、子供たちを指導する教職員というのは、さまざまな難しい課題と向き合う毎日であり、時間的にも厳しい労働環境にあると考えております。教育長として、本県の教職員が誇りや働きがいを見失うことなく、「働く幸せ」を感じられるよう、これからも働きやすい職場づくりに積極的に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 教育長は今、「働く」とは「はた」、つまり周りの人を「楽」にすることだと言われました。実は、日本理化学工業の大山会長は、「働くという字はにんべんに動くと書く。つまり人のために動くということ」だと言っておられます。「はた」を楽にすることで、また、人のために動くことで、人のために役に立ち、必要とされるのだと思います。これが「お金のため」とか「自分のため」では、そうはいかないということです。さらに、大山会長は、「会社とは社員に働く幸せをもたらす場所だ。会社を存続させるためには利益を出すことも大事だが、利益第一主義で働く幸せを度外視すると、会社が永続的に発達する力が失われてしまう」とも言っておられます。知事も言われましたように、働くことの原点をもう一度考えてみる必要があるように思います。

次は、資金の地域内循環についてです。

まず、地元事業者の声を紹介します。「宮崎県でも、これまで経済対策として、大きな補助金や優遇税制などを準備して、県外資本の企業誘致などを進めてきた。しかし、このような企

業誘致は、本当に地域に富をもたらすのだろうか。確かに、一定規模の雇用は生まれるし、投資による一時的な経済効果はあると思う。しかし、誘致企業が稼いだお金は、給与や税金を除けば、その大半は本社に流れてしまう。逆に、県外資本の大規模店舗が進出すれば、確実に地元事業者は打撃を受ける。さらに、経済的メリットがなくなると、さっさと撤退し、その後には廃墟が残るだけだ」というものです。

では、どうすればいいのでしょうか。私は、資金の地域内循環を図るために、地元の業者にお金を落とすシステムをつくっていくことだと考えます。以前は、「たばこは地元で買しましょう」というような看板をよく目にしました。地元購入キャンペーンを行政みずから行うこととか、調達契約の入札で積極的に地元業者を優先することなど、資金が地元で循環するためのあらゆる政策メニューを動員することが大事だと思いますが、知事の考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、本県経済の活性化ということを考える上では、県外・海外からの需要を取り込んで、外貨を獲得するという活動も大変重要であります。まずは県内における生産と消費をつないで、域内の経済を循環させていくこと、これも大変重要な取り組みであります。そのためには、県民の皆様一人一人が、日常生活のさまざまな場面で地産地消の意識を持って実行していただくこと、その積み重ねが大変重要であろうと、地域のよさに気づくことにもつながるわけであります。そのような思いから、「みやざき元気！“地産地消”県民運動」を初めとします3つの県民運動を立ち上げて、県全体で推進を図るために、県内の経済団体や市町村など、官民挙げて循環型

の地域経済の構築に向けて取り組んでいるところであります。

ことし2月には、「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針」を県のほうで決定いたしまして、公共工事や物品調達以外の分野でも、発注に当たっては、原則として県内企業を優先することや、県産品の優先購入に努めること、また、県内企業の受注機会の確保に努めることなどを基本的な考え方とすることを、県庁の各部局に指示したところであります。市町村や各種経済団体などにも、同様の協力をお願いしておるところであります。今後とも、県内の中小企業、小規模事業者の育成や中山間地域の産業の活性化などにより一層力を入れながら、県内経済が効果的に循環する仕組みの構築に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 地元資本のスーパーなどが新たに店舗を出すときに、補助金や優遇税制は何もなく、あっても低利の融資制度があるくらいだという不満の声も聞いています。でも、地元企業であっても、雇用は同じようにふえ、稼いだお金は全て地元で回ります。地域内に富を蓄積し循環させるために、県が積極的に地元事業者の支援を行うべきであると思いますが、商工観光労働部長はどのようにお考えでしょうか。

○商工観光労働部長(茂 雄二君) 地域内で資金を循環させるためには、できる限り、最終消費が地元商店等で行われることが望ましく、この受け皿として、地元事業者が持続的に営業を続けていくことが重要であります。このため、県では、中心市街地、商店街振興を目的とした、にぎわい創出や空き店舗解消などに対する助成を行っておりますほか、商店街を中心とした若手リーダーの育成や、個々の商店の魅力を高め、売り上げ増加につなげるための支援に

取り組んでいるところであります。

また、口蹄疫復興対策運用型ファンドを活用した小規模事業者に対する支援、経営革新企業が行う新商品・新サービス開発等への助成や、商店・商店街に対する低利融資制度を実施し、地元事業者の前向きな取り組みに対し支援を行っております。さらに、国におきましても、商業・サービス事業者や商店街活性化のためのさまざまなメニューを用意されておりますので、その活用促進も図りながら、地域商業の魅力を高めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 事業者に対するさまざまな支援策が用意されているようですけれども、地元の事業者のリーダー的存在が出店・拡大し、地元の集客力を高めていくことは大変重要ですので、ぜひ地元事業者とか商工会の声に耳を傾けていただき、何を望んでいるかをしっかりと把握した上で、支援策を講じていただきたいというふうに思います。

本県でも、現在、フードビジネスの推進をうたっています。藻谷浩介さんの「里山資本主義」で、域際収支のことが紹介してあります。域際収支とは、商品やサービスを地域外に売って得た金額と、逆に地域外から購入した金額の差を示した数字のことです。農漁村を多く抱える県は、この域際収支が大きくマイナスになっています。こうした地域がなぜ貧しいのか。それは、働いても働いても、お金が地域の外に出て行ってしまうからです。農林漁業などの第1次産業は黒字となっていますけれども、意外なことに飲食料品がマイナスになっているんです。農林漁業は盛んなのに、それを加工した2次製品は外から買っているからです。つまり、資金が地域外に逃げていて、地域内で循環していないということです。これが県全体の赤字額

を押し上げているんだそうです。フードビジネスは、生産から加工、販売まで地域で行うことによって、赤字となる品目を減らそうとする取り組みで、域際収支のマイナス解消に大いに寄与する代表的なものだと考えます。本県の域際収支はどのような状況かを総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 宮崎県県民経済計算によりますと、本県の域際収支は、近年、6,000億円台の赤字で推移しておりましたが、直近のデータであります平成23年度は、移出額が約1兆3,607億円であった一方、移入額が約1兆9,484億円となり、差し引き約5,878億円の赤字でございます。

○横田照夫議員 本県の域際収支を改善する方策の一つであるフードビジネスにどのように取り組んでいくのかを、同じく総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 本県のような素材供給型の産業構造の地域におきましては、一般的に生産財や製品の移入に対して、高付加価値生産物の移出が少ないことから、域際収支がマイナスとなる傾向にあり、その改善には、域内生産物の高付加価値化と有利な販売による移出増、あるいは移入の縮減による方法が考えられるところでございます。御指摘のありましたように、本県の進めるフードビジネスは、まず移出増の面からは、マーケットインの視点に立ちまして、生産・加工の拡大や県産品の高付加価値化に向けた製造業の強化、また、海外輸出を初めとする販路の拡大や食による誘客など、生産、加工、販売に至る裾野の広いビジネスを創出・拡大することで、広い意味の外貨の獲得を図っているところでございます。

また、移入減の面からは、例えば、焼酎原料

用加工用米の生産拡大や施設園芸におけるバイオマスエネルギーの導入など、生産資材の域内調達を拡大する取り組みも進めているところでございます。今後とも、フードビジネスを推進する上では、こうした外貨の獲得はもちろん、地域内の経済循環の創出といった観点も踏まえながら、本県の強みである農業を核とした県内経済の拡大と、裾野の広い食関連産業の成長産業化を図ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 人口減少傾向が続く中、郡部から都市部へ、都市部から三大都市圏へ、人、資源、資金などの流出が続き、地域間格差は一層拡大しています。そういう状況下で、自立し、持続可能な地域経済をつくるためには、よそから資金を呼び込み、それを地域内で循環させる力をつけることが大事だと思います。そのためには、そういう仕組みをつくり、その仕組みを動かす人材を育てる必要があります。

国は、全国385万の中小企業の中でも、その9割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくためには、その活力を最大限に発揮させることが必要不可欠として、「小規模企業振興基本法（小規模基本法）」と「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）」をことしの6月27日に公布し、小規模基本法は即日施行されました。

本県でも、昨年4月1日に施行された宮崎県中小企業振興条例において、その第4条第3項で、本県の企業数の88.1%を占める小規模企業者については、特に経営資源の確保が困難であることが多いことから、中小企業振興に関する施策を講ずるに当たっては、小規模企業者に必要な考慮を払うことが重要であることを規定し

ています。この第4条第3項の具体的意味と、この条例に基づく施策に国が策定した小規模基本法はどのように反映されるのかを、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） まず、中小企業振興条例の小規模企業への配慮規定についてであります。小規模企業は、設備や技術等の確保が困難な場合が想定されますことから、施策を講ずるに当たっては、その状況に配慮した施策を行うべきことを規定しているものであります。

次に、本年6月に制定されました小規模企業振興基本法であります。この法律は、小規模企業が果たす地域経済や雇用を支える役割等の重要性に鑑みまして、これまでの中小企業基本法の基本理念であります「成長発展」に加え、「事業の持続的発展」を基本原則に制定されたものであります。本県におきましては、事業所数の約9割が小規模企業であり、地域経済の持続性を高めるためにも、その存在は大変重要であると認識しております。このため、県といたしましては、小規模企業にとって身近な存在であります商工会等の経営指導員や税理士などの支援機関、事業者の皆さんとの意見交換等を行いながら、経営革新や販路開拓、さらには事業承継など、小規模企業が抱える諸課題に対応できるよう、実効性のある施策を展開してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 小規模支援法は、商工会とか商工会議所が、地域の小規模事業者の課題をみずからの課題と捉え、小規模事業者による事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う伴走型の支援を行う体制を整備するとされており、小規模企業の支援を行う商工会等の役割は、さらに大きくなっていくと思われま

す。このため、県として、商工会等に対する支援にこれまで以上に力を入れていくべきだと考えますけれども、小規模支援法の改正により、商工会等への県のかかわりは今後どうなっていくのかを、商工観光労働部長、お聞かせください。

○商工観光労働部長（茂 雄二君） 小規模支援法の改正は、商工会等が行う小規模企業への支援につきまして、従来の記帳指導や税務指導から、適切な経営コンサルティングなど、経営戦略にまで踏み込んだ支援に軸足を移すものであります。これまでも県と商工会等とは、連携・協力して小規模企業の支援を行いますとともに、経営指導員に対する研修などにより、指導能力の向上等を図ってきたところであります。今回の小規模支援法の改正によりまして、商工会等の役割がこれまで以上に重要となり、一層のレベルアップが必要とされますことから、支援機関としての機能が効果的に発揮できますよう、商工会等に対して積極的に支援してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 本県企業のほとんどを占める小規模企業は、地元購入先としてや地元製品の加工場としてなど、資金の地域内循環を進める上で欠かすことのできない存在でありますので、経営向上に取り組む小規模企業が伸びていく環境づくりをしっかりと推進していただくよう要望いたします。

次に、水素の供給基地についてお尋ねします。

8月8日の宮崎日日新聞に「燃料電池車に300万円補助」という記事がありました。経済産業省が次世代エコカーの本命とされる燃料電池車の普及を促すため、購入者に1台当たり200万円から300万円の補助金を支給する方向で調整に

入ったそうです。2015年度予算の概算要求で、電気自動車など次世代自動車の補助金として数百億円を盛り込む方針で、燃料電池車も補助対象に加えるようです。

燃料電池車は、水素と空気中の酸素を反応させて発電した電気で走行し、CO₂を出さない究極のエコカーとして注目されています。トヨタが2014年度中に一般向けに販売を開始し、それに続き、ホンダも日産自動車も売り出す予定だそうです。補助金がつけば、一気に普及が進むと期待する声もあります。それを支える重要な社会基盤である水素ステーション、いわゆる「スタンド」にも、整備に対しての補助を手厚くして、普及を後押しするそうです。家庭用燃料電池も徐々に普及しようとしているようです。「エネファーム」という愛称で販売されているそうです。燃料電池に対するこういう社会の動きをどう考えておられるか、知事にお聞きします。

○知事（河野俊嗣君） 国におきましては、ことし4月に策定されましたエネルギー基本計画などにおきまして、水素を日常生活や産業活動で利活用する社会、すなわち「水素社会」の実現を掲げておるところでありまして、水素・燃料電池関連につきまして、産学官の強力な連携のもとに、2040年ごろまでに技術開発と実用化を目指すとされているところであります。九州におきましても、本県もメンバーとなっております、産学官のリーダーが集う九州地域戦略会議の夏季セミナーにおきまして、水素の利活用が分科会のテーマとして取り上げられるなど、関心が高まっているところであります。

今後、燃料電池車を含む次世代の自動車や水素ステーション整備費用などへの国の本格的な支援が進み、水素の製造、輸送、貯蔵、利用の

各段階における技術的課題が残されているわけではありますが、その課題の解決が図られることになれば、我が国の水素エネルギーに関する国際競争力の強化はもとより、省エネルギーや環境負荷低減に大きく貢献していく可能性があるものと考えているところであります。本県としましても、水素エネルギー関連産業をめぐる動向や水素エネルギー利活用に向けた国の政策につきまして、引き続き、大きな関心を持って注視していく必要があるものと考えております。

○横田照夫議員 宮崎大学は、昨年度から、宮崎大学、宮崎県、新潟大学、三鷹光器の4者による産学官連携プロジェクトとして設置された、ビームダウン式太陽集光装置を使った水素製造に関する大型実証試験を始めました。まだ試験の途中段階とは思いますが、現状と将来の見通しを総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） ビームダウン式太陽集光装置につきましては、県もその建設費用の一部を支援させていただきまして、平成24年8月に宮崎大学に設置されたものでございます。現在、国の研究プロジェクトの事業採択を受けまして、宮崎大学や御紹介いただきました共同研究者である新潟大学で、水素を発生させる反応装置等の開発のほか、集光装置用の効率的で低コストな熱計測装置の開発、シラスを原料とした太陽電池用シリコンの生成など、多分野にわたる研究が進められているところでございます。ビームダウン式太陽集光装置を実際に使った水素製造の実験につきましては、2030年以降の実用化に向けまして、ことしの冬にも開始されると聞いているところでございます。県といたしましても、引き続き、同装置を活用した水素製造の研究が円滑に進むよう、協力してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 私は、このことについて、平成23年6月定例会の一般質問で取り上げました。「せっかく燃料電池のもとになる水素の量産化の研究開発をするのだから、将来は全国の中での燃料電池の生産拠点を目指すべきではないか」という質問に対しまして、県民政策部長が「本県での研究が順調に進めば、産業界の関心は高まるものと考えるので、産学官連携して、その研究を推進していきたい」と答弁されました。宮崎大学のこの試験を中心でやっておられる西岡准教授は、「30年後には従来の車は売れなくなる」との見解を持っておられます。近い将来、間違いなく電気自動車と燃料電池車の時代になると、そのように思います。実験だけさせられて、実を県外にとられたリニアモーターカーのようになってはいけないというふうに思います。本県として、水素の生産拠点、燃料電池の生産拠点を目指すべきじゃないかと考えますが、知事の考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 水素社会の実現に当たりましては、さまざまな社会的メリットが挙げられる一方で、先ほど申しましたような、技術面、コスト面、制度面、インフラ面など、まだ多くの課題が存在している状況であります。国におきましては、これらの技術的課題の克服などに向けて、今、計画的に研究等が行われているところであります。

本県におきましても、今答弁申し上げましたような、宮崎大学における新潟大学との共同によるビームダウン式太陽集光装置による水素製造に関する大型実証実験でありますとか、日向市におけるマグネシウム燃料電池の開発と太陽炉によりマグネシウム精錬の実証実験など、本県の特徴であります太陽エネルギーを生かした水素や燃料電池に関する研究開発が行わ

れているという状況でございます。それぞれ成果が楽しみなわけでありますが、県としましては、こうした実績を踏まえつつ、水素利活用技術の適用可能性や将来的な再生可能エネルギーからの水素の製造などにつきまして、国や水素エネルギー関連産業と連携を図りながら、「水素エネルギーを有効活用する社会の実現」につきまして、研究を進めていく必要があるものと考えております。

○横田照夫議員 ビームダウン式の研究はまだ緒についたばかりということで、まだ商業ベースの大量生産を望む段階ではないようですが、太陽電池利用などのほかの製造方法も含めて、将来の拠点づくりを目標に頑張っていたきたいと思います。

次に、デマンド交通について質問します。

8月15日の読売新聞のトップ記事に、「人口減地域の足として予約型バスの普及支援を政府方針として決めた」とありました。自治体が主体となって予約で運行する仕組みは、デマンド交通と呼ばれ、全国では、現時点で314市町村が導入しているそうです。自動車を運転できない高齢者がふえているほか、人口減でバス路線の廃止が相次ぐなどして、ここ数年、注目が集まっています。ドア・ツー・ドアとあって、それぞれの家を回って目的地まで送ってくれるのが利点です。

私は、平成22年9月定例会で、オンデマンド交通システムの導入について質問をしました。そのとき、県民政策部長の答弁では、「県北地区では、総務省の地域ICT利活用広域連携事業を活用して、デマンド方式のバス運行支援システムの構築に今後取り組むこととしているので、県としても、関係行政機関等と連携を図ってまいりたい」との答弁でした。現状はどう

なっているのかを総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） デマンド交通は、主に路線バスが運行されていない地域において、乗降場所をきめ細かく設定できるなど、利用者のニーズに応じた柔軟な運行が可能でありまして、地域住民の移動手段の確保に有効な方法であると考えているところでございます。このため、県では、今御紹介いただきました、御質問のありました平成22年度以降、平成23年度、24年度の2年間で、「未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造事業」を実施いたしまして、デマンド交通の導入を含む、市町村の公共交通空白地帯解消の取り組みを支援させていただいたところでございます。現在、県内では、10市町村内の48コースでデマンド交通システムを導入しておりまして、そのうち、パソコンを用いて運行計画の作成等を行うIT活用型システムにつきましては、川南町で東京大学のオンデマンド交通システム「コンビニクル」を導入しているという事例がございます。

○横田照夫議員 国の方針が出た場合、今後どのように取り組むべきと考えるのかを、同じく総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 国におきましては、ことし8月5日に「交通政策基本計画中間とりまとめ」を公表しておりますが、その中において、御指摘ありましたように、デマンド型バス・タクシーなどのデマンド交通の効果的な導入を促進するとされているところでございます。デマンド交通につきましては、利用者のニーズに応じた柔軟な運行が可能であるというメリットがある反面で、利用するためには予約が必要で、急な利用には適さないといった面もございます。したがって、一般の乗り合

いバスや福祉バス、タクシーなど、さまざまな選択肢がある中で、デマンド交通が地域の実情に合った交通手段であるかを、地域ごとに十分見きわめることも肝要ではないかと考えております。

国では、今年度に「地域公共交通活性化再生法」を一部改正しまして、市町村が地域全体の公共交通のあり方を検討する際に、その取り組みを支援するとしているところでございます。県といたしましても、国とも連携しながら、デマンド交通も含めた最適な地域公共交通ネットワークの構築に向け、市町村の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 デマンドバスも経営的には厳しいとは思いますが、交通弱者、買い物弱者のために、積極的に取り組んでいただきたいというふうに考えます。

次は、バイパス等の利益についてです。

東九州道開通の課題として、ストロー現象があると言われております。人が通過してしまっ、町が寂れるというものです。これと同じように、バイパス等の開通によってもストロー現象が起り、町が寂れることが考えられます。例えば、私の佐土原町では、現在、広瀬バイパスの工事が進められておりまして、既存の春田バイパスとつながったら、一ツ葉有料道路を経由して、東九州道の西都インターと宮崎港、宮崎空港がほとんど信号なしで結ばれ、非常に利便性の高い道路となります。交通の便がよくなるということは、人口増につながる要素でもありますので、そのバイパスの周辺に宅地などではないものかと思っております。

また、県道宮崎高鍋線も工事が進められておりますが、完成したら周辺地域との時間的距離がすごく近くなり、沿線にあるスーパーに相当

なお客さんが集まることが予想されます。佐土原には昔から大いに栄えた本町商店街がありましたが、全国の例に漏れずシャッター通りになりまして、さらには、閉じられた店が取り壊されて住宅に変わり、シャッター通りさえなくなりつつあります。昔の繁栄を知る人たちは、何とかしてほしいと訴えられます。そこで、先ほどのスーパーを核として、その周りに新たな商店街がつかれないものかと考えます。

しかし、バイパス周辺も、県道宮崎高鍋沿線も、ほとんどが市街化調整区域になっておりまして、現状では開発は難しい状況です。ではありますが、地元住民の協力があってこそバイパス等ができるわけですので、その地元の利益になるように、バイパス周辺の土地利用規制の見直しを進めるべきと思うんですけれども、県土整備部長はどうお考えでしょうか。

○県土整備部長（大田原宣治君） バイパスなどの道路整備につきましては、市街地の渋滞緩和、騒音の軽減、走行時間の短縮による利便性の向上などを図るため、実施しているところでございますが、議員御指摘のとおり、バイパスの開通に伴い、旧道沿線の商店街の活力の低下も懸念されますことから、バイパスの開通効果を地域全体の活性化につなげることは、既存集落などの生活環境を維持していく上でも、大変重要な課題であると考えております。

市街化調整区域は市街化を抑制する区域であります。市街化調整区域の既存集落の良好な居住環境の整備やコミュニティーの維持・活性化を図るため、市町村におきまして、これまで、一定の区域で土地利用などの計画を定める「地区計画制度」などを活用しまして、周辺環境との調和を図っているところであります。県としましては、今後とも、市町村との「まちづ

くり勉強会」などの場で、バイパス周辺の市街化調整区域における土地利用のあり方につきまして丁寧に議論し、市町村と一緒にあって、魅力あるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 私も、宮崎市等と議論を重ねていきたいと思っておりますので、ひとつ後押しをよろしく願いいたします。

最後に、飼料用稲について質問します。

飼料用稲は、転作奨励品目として1反当たり8万円出ておりまして、随分作付がふえてきました。これは、耕種農家と畜産農家の契約によって作付され、耕種農家が1反当たり8万円もらい、畜産農家は刈り取り後ラッピングして、いわゆるWCSの状態にしたわらをもらいます。田植え作業は耕種農家がして、刈り取りやラッピングは機械を持っている畜産農家が行いますが、畜産農家はそれぞれ何十町歩も請け負っていて、ぎりぎりの作業をしているのが現実です。3反分の稲がおおよそ1頭分とされ、例えば、100頭規模の畜産農家は30町まで契約できますが、実際には、天候にもよりますが、20町ぐらいが能力の限界だと農家は言われます。

一方で、米の価格は、全国的にも安くなっていると聞いています。先日の代表質問の中にもありましたが、昨年より玄米60キロ当たり2,000円も下がっているようです。原因として、新聞等では、米の消費量の減退による在庫が過去最高水準の222万トンと、2年連続で200万トン台になっていることが大きな原因ではないかということ。このように、米価が安かったら、来年度以降はさらに飼料用稲の作付がふえることが予想され、畜産農家の限界を超えることが考えられます。そこで、飼料用稲の作付増加対

策として、コントラクターの拡充を図るべきと思いますが、農政水産部長はどのようにお考えでしょうか。

○農政水産部長（緒方文彦君） 畜産農家の負担を軽減し、飼料用稲などの作付増加に対応するためには、コントラクターの果たす役割は大変重要であると考えており、県では、機械導入支援を行うなど、その育成強化に努めているところでございます。現在、県内には、45のコントラクター組織がありますが、コントラクターが育っていない地域もございます。それらの地域では、収穫機械を所有する畜産農家が、他の農家の飼料も収穫しており、特に収穫作業が集中する時期には、負担が大きなものになっております。このため、県としましては、今後とも、市町村やJA等と連携しながら、コントラクターの組織化と育成強化を図るとともに、その利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 田んぼを荒らさないためにも、飼料用稲とか飼料用米、加工用米などを推進していかなければいけないというふうに考えます。飼料用稲の作付が地元の需要を上回るような状況になった場合、県内一円で広く流通させるシステムを早期に確立させる必要があると考えますが、その可能性について、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 御指摘のとおり、飼料用稲など県内で生産された飼料を、需要に応じて広く流通させ、利用することは、飼料自給率向上の観点からも、大事な取り組みであると考えております。このような中で、現在、国の事業を活用いたしまして、平場で収穫した稲わら等を飼料が不足している山間地域に供給するなど、地域を越えて流通している事例

が県内にもございますので、県としましては、このような事例を参考にしながら、地域の需給状況を踏まえた飼料の流通体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 コントラクターに関しては、先日、徳重議員も触れられましたけれども、私も機会あるごとに取り上げてきました。現在、子牛価格は非常に高値で推移しておりますが、にもかかわらず、頭数は減少しています。高齢化が主な原因と考えますが、そこで、作業の分業化が必要だと思います。キャトルステーションも労力軽減のための分業化だと思います。重労働の粗飼料関連の作業をコントラクターに委託することで、高齢農家もさらに頑張れると思いますし、若い農家もさらに規模拡大できるんじゃないでしょうか。コントラクターの拡充整備によって、肉用牛の生産維持と水田農業を守っていききたいものだと思います。

ちょっと早口でしゃべりましたら、時間が余ってしまいました。傍聴席の皆さんに心から感謝申し上げまして、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。（拍手）

○福田作弥議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時0分開議

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、中野廣明議員。

○中野廣明議員〔登壇〕（拍手） 今、安倍政権、頑張っております。安倍・自民党、議論する自民党であります。私も自民党の底辺議員として、ほどほどに質問をしていきたいと思って

おります。

まず、宮崎県総合計画についてであります。

総合計画の長期ビジョンであります。改定の理由はどのようなことか、総合政策部長にお尋ねいたします。それから、アクションプランの成果はどのようなことか、これも総合政策部長にお尋ねいたします。

次、知事にお尋ねいたします。知事の宮崎県庁在籍は、総務部長、副知事、知事、9年5カ月間になるわけであり。その間、安藤知事、東国原知事にも任せられたわけですが、その間で、知事としてこれは俺がやったんだというような、自負するようなことがあればお尋ねいたします。

以下、質問者席からいたします。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

私のこれまでの取り組みについてであります。平成17年4月に本県に参りましてから約9年5カ月の間、私は、総務部長、副知事、そして知事として、県政を一步でも前に進めたいという思いのもとに「一所懸命」の精神で職務に取り組んでまいりました。その中で最も心血を注いだものの一つが、口蹄疫からの再生・復興であります。二度とあのような事態を引き起こさないよう、日本一の防疫体制の構築や耕畜バランスのとれた産業構造への転換など、さまざまな課題を真正面から受けとめ、復興へのシナリオを明示しながら、疲弊した本県経済、雇用の立て直しに全力を傾けてまいったところであります。また、相次ぐ災害に見舞われた本県にありまして、常在危機という意識を徹底する中で、南海トラフ巨大地震などの大災害等を想定し、危機管理体制の充実強化にも取り組んでき

たところであり。ます。

さらに、もう一つの大きな取り組みとして、復興から新たな成長へと県政推進のいわばギアを入れかえ、フードビジネスの振興やアジアの市場開拓などの成長産業の育成加速化に向けて大きく踏み出したところであり。ます。まだまだ課題はありますものの、次期県政におきましても、引き続き、これらの取り組みを進めていくこと、そして県政を前進させていくことが私の責務だと考えているところであり。ます。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長(橋本憲次郎君)〔登壇〕 お答えします。

長期ビジョンの改定についてであります。長期ビジョンは、基本目標と長期戦略で構成されており、本県の目指すべき姿である「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」とした基本目標については変更しないものと考えております。

一方、基本目標の実現に向けた課題解決の方策を示す長期戦略につきましても、現行計画策定後の社会情勢の変化等を踏まえて見直す必要があり、今回の改定に当たりましても、深刻さを増す人口減少問題に対し、減少に歯どめをかける取り組みや、経済縮小が見込まれる中での循環型経済の構築など、なお一層の対策を講じていく必要があると考えたところであり。ます。加えて、現行計画策定後に発生した東日本大震災の経験を経て、大規模災害などの危機事象への対応強化についても、長期戦略に位置づけていく必要があると考えております。

次に、アクションプランの成果についてであります。アクションプランにつきましても、重点施策である10のプログラムに、31の重点的に取り組む項目を設定しており、その進捗や達成

度を把握するための政策評価の実施に当たっては、成果をはかるための目安として、各項目ごとに設定した指標を参考に、達成状況を分析しております。

平成25年度の状況としては、林業産出額や県外アンテナショップの売上額など、今後も努力が必要な指標もあるところですが、1.72と全国第2位の数値であった合計特殊出生率、同じく全国第2位であった住宅用太陽光発電システムの世帯普及率、3,000億円台を回復した農業産出額に加え、大きく実績を伸ばした輸出数量や県内外観光客数など、子育て支援や新エネルギー、フードビジネス、観光といった多くの指標で成果が見られたところであり、アクションプラン全体としては、個別の課題はあるものの、おおむね順調であるとの評価をしております。以上です。〔降壇〕

○中野廣明議員 知事、これまでの思いを聞きました。ギアを入れかえるということでありませう。ギアもいろいろあるんです。ローギアがあったり、トップギアがあったり、問題はどこのギアになるのかと思います。知事の言われることはわかるけれども、やはり我々が肌で感じるようなギアに入れかえてもらいたいと思うんです。ぜひトップギアに入れて頑張ってください。

それから、総合計画の長期ビジョンでありますけれども、総合計画は、国でいえば憲法みたいなものです。誰も見らん。この長期ビジョンをどれだけの人が見るのかなと思うんですけれども、20年のスパンの計画が、例えば安藤知事のとときに変わった。東国原さんのとときに変わった。知事が就任したら変わった。4年しかたっていないのに、長期ビジョン、20年先、どこが変わるのかという不思議でたまらんです。

よほど頭が違うのかなと思ったりするんですけども、これはそんなに変わるものじゃないと思っています。私の身の回りを見ても、産業だって、観光だって、いろんな分野がありますけれども、この5年間でそんなに変わっていません。例えば少子高齢化、人口減少、こんなのは30年前から予測を立てている。この20年間というのは長過ぎる。できたら10年間。20年間の話をされても、俺はそのときはぼけておるか死んでおるか、そんな話ですよ。もうちょっと興味を持つためには10年ぐらいじゃないと、20年先を考えても何も出てこん。ぜひしっかりそこら辺は議論して——それと4年、4年でつくりかえるのはおかしいですよ。その辺も含めてしっかり検討してもらいたいと思います。

それから、アクションプラン、成果、私はこれについては最初から異議を唱えているんです。例えばアクションプランの9「持続可能な地域づくり」とかあるんです。これはB。中身を見た人に対して、どういうふうに解釈すればいいのか説明してください。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 政策評価結果としまして、10の分野につきまして、内部の評価とそれを踏まえました外部評価を行ったところでございます。今御指摘いただきましたプログラム9で、「持続可能な地域づくり」というところを取り上げておりますけれども、重点項目としては、1の「地域の魅力を高める取組の推進」については内部評価をBとしております。また、もう一つ、「中山間地域の活性化」につきましては、内部評価をBとしており、それを踏まえて、総合計画審議会で外部評価を頂戴したところでございますが、この外部評価もBとなっているところでございます。

このA・B・C・Dについてでございますけ

れども、Aが「成果が出ており、取組の進捗を阻害する課題への対応を行っている」、Bが「一定の成果が出ており、課題への対応を行っている」、Cが「現段階で成果は見えにくい」、Dが「成果が見えず、課題への対応まで至っていない」というところで、大きくくりでの評価を頂戴しているところでございます。

○中野廣明議員 ただ、成果がBと出ておりますけれども、これは中山間地、過疎地域が主になっていると思うんです。今、Bだということですがけれども、では成果は何か。実態は、毎年毎年人口が減ってきているんです。毎年、B、B、Bをつけている間に、そのうち集落がなくなりますよ。それにどんな意味があるのかと思うんです。そんなことを考えますと、これは成果ですけれども、今まで各部各課でやっている事業の評価ですよ。これは課長とか部長がしっかり見ればいいんです。これをつくるのに各部各課、かなりの労力を使っていますよ。それと比較した場合には、それほど考えることがあるのかなと。そうでしょう、知事。B、B、Bをつけている間になくなっていく。何の意味があるのか。ぜひこちら辺もしっかり再度、見直しをしていただきたいと思えます。

続けていいですか。次に、献金問題であります。

これは暗い話ですから——明るい笑いの中に真実があると私は思うんです。臭いものにはふたをしるとよく言われます。私は、臭いものがあると何のにおいかなと嗅ぎたくなるんです。そんなことで、自分も見ることがないのに、收支報告書、知事のを見せていただきました。570円かかりました。原価が70円ぐらいかなと、ぼろもうけしているなと思ったわけですね。

れども。議会で使えば無料かと思ったら570円です。これは記念にとっておこうと思うんです。

そういうことで、收支報告書、結果からいきますと、一連の今回話題になっている数値、これはとれませんでした。全然成果がなかった。出てきたのは7月下旬に300万円受領したということですが、はっと思ったのは、7月15日、45万円、東国原知事に寄附、用途は事務所相当分となっているんです。もう一つ気づいたのは、寄附者の名簿がわかりました。その中に——これは何も違法じゃないんです。違法じゃないけれども、政治連盟、その下部組織を見ると、やはり県からかなり補助金が行っている団体かなと思いました。それだけです。

そういうことで質問に入りますけれども、知事、私は8年前の安藤事件を思い出します。中身は違いますけれども、そういう中で、知事はその当時総務部長で、選挙管理委員会の事務局局長としての市町村課長を統括する立場にあったわけです。しかも、旧自治省出身という経歴を考えると、何でこんなことになるのと不思議でたまらんです。知事の真意のほどをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) これまでも御説明させていただいておるところであります。私は常に法令に基づいた厳正な対応を行っておるところでありまして、行政処分も含めて、知事として行うべき業務について、公正性、公平性を逸したことは一切ございません。また、今回、私を支援する政治団体の活動に対し支援の申し出を受けましたこと自体に、違法性はないというふうに考えておるところでございます。

しかしながら、今回、私の政治団体に関する件でさまざまな臆測を呼ぶことになり、県議会を初め、県民の皆様にご心配をおかけしました

ことを、改めておわび申し上げるところであります。この件につきましては、私の認識不足など不徳のいたすところでごさいます、知事として、政治家として、道義的な責任を強く感じているところであり、今後、しっかりと脇を引き締めて、強く気持ちを引き締めの中で県政運営に当たってまいりたい、そのように考えておるところでございます。

○中野廣明議員 次にいきますけれども、事実確認させてもらいます。私の知る限りは、新聞報道しかないんです。新聞報道を見ますと、23年7月下旬、秘書が300万円受領、みやざき新生の会と河野しゅんじ後援会の収支報告書に23年に50万、24年に250万を記載、制度への理解不足のミスでぎりぎり法に抵触しない、こういう記事が載っているんですが、言い方は別として、おおむねこれは真実でいいんですか。

○知事(河野俊嗣君) これまでも、今議会の冒頭でも丁寧に御説明申し上げたとおりでございますが、300万受領したものについて、そのような処理を当時行ったものということでございます。

○中野廣明議員 私も自分の立場で考えてみると、元秘書からそういう紹介があって、300万円、俺だったらもらったかなと、やっぱりもらったと思うんです。私、不思議なのは、ここで行政処分が出ているわけですね。確かに私も確認しましたがけれども、これはしっかりやられておりました。この行政処分があったときに、何でここで300万円返さんかったのかなと、それで返しておれば何の問題もなかったと思ってるんですけども、その辺の気持ちを——何もなかったら、もらい得になって済んだのかなと思ったりするんですけども、何でそこで返さなかったかということ。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおり、廃棄物処理法違反があった時点で、本件、資金提供の取り扱いについても検討はしたところがございます。ただ、行政処分との関係でさまざまな臆測を呼ぶことになっていけません。また、いろんな事態は動いておりました。訴訟も起こされたということで、その事態の推移を見守るといことで、その後、当該事案に関する裁判というものが一つ確定したということ、その後起こった詐欺事件についても公判が開始されたというような状況を踏まえて、再度検討を行った上で、返還の申し入れを行ったものであります。

○中野廣明議員 先ほど言った東国原前知事への寄附、これは説明しておいたほうがいいと思うんですけども、どうですか。

○知事(河野俊嗣君) 私は、前知事の後援会の事務所が置かれていた場所に、引き続き私の後援会事務所を置いたところがございます。その際に事務所の備品をあわせて引き継いだということございまして、その備品相当額を東国原英夫後援会に寄附としてお支払いしたというのが、今の御指摘の金額であります。なお、事務所の鍵については、その後つけかえをしておるところでございます。

○中野廣明議員 ちょうど同じ時期にそういうのが出ますと、いろんな臆測が出るんです。何でこれが事務費として計上できなかったかなと私は思うんですけども、まあ、わかりました。

年度をまたがって分散記載、これは収支報告書では確認できなかったんです。私もちょっともらっていますけれども、そういうテクニックがあれば、名前を出したくないんですけども、これはどういう内容で、出てきていないけ

れども、分散処理されたのか。

○知事（河野俊嗣君） まず、300万円というものを平成23年7月に受領したものであるということですが、会計担当者がそれを預かり金として一時管理し、23年9月に50万、そして24年1月に250万円を受け入れ処理したということをございます。これについて、資金提供いただいた元役員の側から会費として支援をしたいという申し出があったということで、300万円というものを、2名分の会費280万円と寄附12万円に分けて会計処理したということをございます。

なお、これらの金額につきましては、今御指摘がありました23年、24年の私の政治団体収支報告書の中に記載されております会費及び寄附の中に含まれているということをございます。

○中野廣明議員 そこら辺が、ぎりぎり法に接触するかせんとか、300万円を一回もらって、そういうふうに分けて出したということが、やっぱり問題かなど。私は専門家ではないからわかりません。

今回ずっと聞いていて、異業種交流会の実態が何も出ていないんです。実態があれば、10万もらったという話がわかりますけれども、実態がなくて10万円もらったということになれば、これはやはり給料の一部立てかえとか、そんな感覚でとられても仕方がないと思うんですけれども、この異業種交流会の実態というのは、知事の知っている範囲でどういう実態ですか。

○知事（河野俊嗣君） 詳細は把握しておりませんが、さまざまな民間会社の関係者が、まさにそういう異業種の関係者が集まって情報交換、意見交換する場だというふうに伺っております。

○中野廣明議員 この段階で、今の答弁で異業種交流会の実態はわかりません。これ以上質問

できません。

それから、選挙管理委員長にお尋ねいたします。300万円受領してから250万円を記載するまでの間、知事は最初の答弁で預かり金という言葉が使われたんです。これだけ記憶があるんですけれども、この預かり金という概念、これは収支報告書の中ではあるんですか。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 収支報告書に、お尋ねのような預かり金という記入項目はございません。

○中野廣明議員 今聞きましたとおり、預かり金があるとすれば商業簿記ぐらいです。贈収賄だったら預かり金なんて言葉は絶対通用しません。ここら辺が、知事が言うぎりぎり法に抵触しないところ辺の話かなと思うんですけれども、いずれにしても、これ以上——私の聞きたいことはありますけれども、とにかくこれは迷惑な話です、それも議会前にね。しっかりガードを締めるという話なのか、よくわかりませんが、ちゃんとしっかり整理したほうがいいなと思います。政治家になるといろいろなわさがあります。特に知事は執行権があるわけですから、ぜひガードを締めるというか、しっかり整理してください。

それから、日豊本線の現在の改良等の取り組みはどのようなことか、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 日豊本線は、本県の産業振興はもとより、県民の地域交通手段として、また観光客の移動手段としても重要な役割を果たしている交通基盤だという認識でございます。このため県では、JR九州に対して、これまでも快適性の向上を初めとしまして、さまざまな要望を行ってきており、その結果、レールの交換ですとか、枕木のコンクリ

ート化などの対策を講じていただいたところ
でございます。鉄道利用者の快適性を向上させる
ことは、利用促進の重要な要素でありますこと
から、県といたしましては、県議会の皆様にも
御参加いただいております宮崎県鉄道整備促進
期成同盟会を通じるなどして、市町村や関係団
体とも連携を図りながら、JR九州に対して要
望を行っているところでございますけれども、
今後とも、粘り強く取り組みを進めてまいりた
いと考えております。

○中野廣明議員 私は、宮崎県のインフラ整備
は鹿児島に新幹線が通るまではまあまあかなと
思っていたんですが、新幹線が通ったらかなり
差を感じます。今後、観光とか、やっぱり快適
さだと思います。ただ具体的に、要望だけじゃ
進みませんよ。応分の負担をするぐらいの覚悟
で、知事、これも先頭に立ってやってくださ
い。少しは出し前を出さんと話は進みません
よ。そういうことで、ぜひ日豊本線改良をやっ
ていただきたいと思います。

次に、知事は、いろいろ選挙前で忙しいかな
と思うんですけども、「知事とのふれあい
フォーラム」「円卓トーク」「役場でくるまthe
談義」の概要と成果についてお尋ねいたしま
す。

○知事（河野俊嗣君） 対話と協働というもの
を一つの政治信条として掲げている中で、さま
ざまな形で県民の皆さんの意見を伺っているも
のでありますが、「ふれあいフォーラム」は、
地域の住民の皆さんとの対話集会でありまし
て、毎年10程度の市町村で開催し、地域の実情
や県民の皆様のお意見などを直接お伺いするも
のであります。

また、県内5ブロックで行っております「円
卓トーク」は、市町村長と県政や地域の抱える

課題、将来の展望などに関しまして、懇親の場
も持ちながら、ざっくばらんに意見交換をする
ものであります。

そして、ことしから始めた「役場でくるまthe
談義」であります。これは、私が全市町村を
訪問して、役場の幹部職員と、市町村の抱える
課題について意見交換をしているところであり
まして、これまで19市町村で開催しているとい
うことであります。

これらの取り組みは、地域の皆さんから、さ
まざまな地域における課題、また意見、県政に
対する要望などを伺うという場であるとともに、
私の考え、また県の取り組みについてその
場でお伝えをするという、双方向のコミュニケ
ーションの場になっているのかなというふうに
考えておるところであります。いただいた御意
見、御要望は真摯に受けとめまして、その思い
をできる限り県の施策に生かすよう、各所属に
指示しておるところでございます。今後とも、
対話と協働という中で、さまざまな形での意見
の吸い上げ、またコミュニケーションというも
のを図ってまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 市町村は、県からいろいろ話
がありますと、嫌とは言えんでしょう。私も円
卓トークを聞きました。そこに出席した課長な
んかは、町長が出ているのに余り意見は言えん
わなと、そういう感じです。いろいろ具体的な
成果はなかったですけども、やるからには本
当に必要なかどうか、目的、成果が出るか、やっ
てもらったほうがいいのかなと思っておりま
す。

次に、本県の畜産の現状についてお尋ねいた
します。

知事答弁等で畜産王国、食料基地という言葉
が使われますが、どのような意味合いで使われ

その辺を含めてまた質問しますが、まず県内の肉用牛の出荷頭数であります。宮崎県の出荷頭数が8万5,000頭、これは全国3位、県内出荷が4万1,000頭、56%、県外に3万7,000頭出ているんです。最終的には県内屠畜が5万9,000頭となっております。鹿児島を見ますと10万6,000頭、これは全国2位、10万6,000頭、出荷しているんです。そのうちの7万8,000頭、73%は県内で、また県外から来る。最終的に鹿児島の屠畜は10万4,000頭になっているんです。私が言いたいことは、出荷頭数では鹿児島と2万頭しか変わらない。最終的に屠畜数になりますと4万5,000頭の差がつくんです。このようなことをどういうふうにも部長は分析しているか。

○農政水産部長（緒方文彦君） まず、本県に比べ鹿児島県の屠畜頭数が多い状況につきましては、鹿児島県には屠畜場が12カ所ございまして、本県より6カ所多いことに加え、大手食肉メーカー系列の食肉加工場が数多く立地しておりますことから、本県を含む他県から集荷される頭数も多いことが要因であると考えております。以上でございます。

○中野廣明議員 これは数じゃないんです。宮崎県の屠畜場はまだ6割しか稼働していない。4割は余裕があるんです。これを屠畜場のせいにしてはだめです。全然分析していない。3万7,000頭というのは1日にすると102頭、これを稼働日200日当たりで見ますと、1日185頭ぐらいの宮崎牛が県外に出ているんです。この実態、どのように部長は考えていますか。

○農政水産部長（緒方文彦君） 出荷頭数の[※]約33%の3万7,000頭が県外出荷されるということについては、大きな課題と考えております。そのため、食肉事業者等、関係機関と十分に協

議しながら、県内の屠畜率の向上や地域の食肉関連産業の育成等、課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 目の前でこれだけの牛が出ているんですよ、知事。これは何とかせんと、宮崎県の畜産が宮崎県に及ぼす経済波及効果、よそにいいところが行っているんです。これはしっかり検証して対応すべきだと思います。

次、部長に聞きます。今、畜産後継者の育成は大変重要だと思っているんです。農用地区域での畜舎に併設した住居は原則禁止されているんです。畜産後継者もいないのに、畜産をやりたい、家も建てたいというのが原則ノーだという話になる。こんなのは特例を生かして、部長、積極的に対応すべきだと思っているんですけれども、部長の考えをお聞かせください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県の畜産の振興を図る上で、担い手の確保とその労働環境の整備は大変重要な課題であると認識いたしております。特に、畜産の管理作業は昼夜を問わず行われますことから、できるだけ畜舎に近接した農家住宅の確保が望ましいと考えております。御指摘の農振法の施行規則には、農用地区域内の農地であっても例外的に農家住宅の建設が可能となる規定があり、その適用に当たりましては、市町村が、案件ごとに「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」を策定し、その中で、農家住宅を農業振興に必要な施設として位置づける必要がございます。市町村がこの計画を策定するに当たりましては、住宅建設で農業振興を図るべき地域設定の方法、あるいは地域にもたらされる農業振興上のメリット、定期的な農業振興成果の検証方法などが判断の基準となりますことから、県といたしましては、市町村と意見交換を行う中で必要な助言等

※ 305ページに訂正発言あり

を行い、市町村と連携して円滑な計画策定を進めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 これは本当におかしな話で、畜舎を建てて家を建てる話は市町村の権限だということです。だけど、最終的に市町村は県に相談に来ているんです。要は、農政水産部としてどういうスタンスでおるか、前向きに対応するのか、あくまでも四角四面にいくのか。今言った検証する事項なんか、検証する必要はない。どんなメリット、デメリットか、わかっている。たくさん耕作放棄が出てきている。農業用の住居はできて、何で畜産用ができんかということ。ぜひ部長、積極的に、こういう案件が出たら、県議が口ききせんとできんようじゃダメですから、しっかり対応してください。最後、決意のほどを聞かせてください。

○農政水産部長（緒方文彦君） 先ほど答弁したとおりでございますけれども、今後、適切に対応してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 適切じゃなくて、部長の気持ち聞いています、気持ちを。

○農政水産部長（緒方文彦君） 畜産振興は非常に大事な本県の産業でありますので、私としましては、畜産振興が図られるように、いろんな施策がございますので、それを総合的に組み合わせながらしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 部長、農政水産部でも土地を守るほうは守ることしか考えていないんです。中身がしっかり統制がとれていない。これは部長がぼっと決断して、やれと言えればみんなやるんです。そういうことで、ぜひ頑張ってください。

次に、農業産出額と食料品製造出荷額を、いろいろ畜産県と言われるところと比較してみま

した。まず、宮崎の農業産出額は2,900億であります。これが食料品製造出荷額になりますと0.8倍、減っております。鹿児島は4,100億円が最終的には1.3倍になっています。佐賀県の産出額はわずかに1,200億なんです。これが最終的に食料品製造出荷額になりますと、宮崎と同じぐらいの2,700億、2.2倍になっています。熊本が3,100億円の産出額ですけども、最終的には0.8倍、熊本と宮崎は似ているような形態かなと思っています。山形、米沢牛ですが、農業産出額が2,200億円、何と食料品製造出荷額になると2,600億円、1.2倍、宮崎を超えています。岐阜県、飛騨牛ですが、農業産出額は1,100億円、食料品製造出荷額が2,800億円、2.5倍に膨れ上がっています。三重県、松阪牛ですが、1,100億円の産出額が3.4倍、3,700億円に膨れ上がっています。兵庫の神戸牛は——私、桁を間違ったかなと思って——兵庫県で生産される牛は1,500億円しかない。これが何と最終段階で1兆3,000億円になっているんです。私はぶったまげたですね。9倍。そこで、総合政策部長、フードビジネス担当ですけども、このような割合、他県と比較して非常に低いということについてどのように考えているか。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 食料品製造業が集積する要因といたしましては、水産加工品など地域の特産品の製造が従来から盛んに行われているといった歴史的な経緯、また大消費地や物流拠点に近接して食品製造業の立地が進むなど地理的な要因、このような要因があるのではないかと考えております。

本県におきましては、従来から、特徴ある青果の生産とブランド化を主眼に取り組んできた結果、全国有数の農業生産県としての地位を確立するに至っておりますが、その一方で、御指

摘がありましたとおり、水産加工が盛んな鹿児島県や、御紹介いただいた中では佐賀県がございましたが、こちらはパン、弁当などの生産が多いという特徴がございます。そういう県と比較して、食料品製造業の集積が十分とは言えないという状況と認識しております。

このため、こうしたすぐれた農産物の生産を基本としつつ、より高い付加価値をつけ、効果的に販売することで、生産者の所得の向上や雇用の創出を図ることを目的に、フードビジネス振興構想を策定したものでございます。これをもとに、現在進めておりますフードビジネスプロジェクトにおいては、宮崎牛の海外輸出の拡大や県産牛・豚の実践的な販売戦略の構築、市場ニーズに対応した生産加工の強化などに取り組んでいるところでありまして、今後とも、農産物の高付加価値化を初めとするフードビジネスの成長産業化を図ってまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 今のは、農業産出額と食料品製造出荷額を比較しました。今度は、畜産（肉用牛・豚）産出額と畜産製造品出荷額を比較してみました。宮崎は畜産産出額が820億あるんです。ただ、付加価値は20%ぐらいしかありません。畜産製造品出荷額を見ますと550億、0.7倍、生産額よりか製造品出荷額のほうが減っているんです。鹿児島は畜産産出額が1,500億、ここは1.3倍になっています。肉用牛産出額は鹿児島が1位。私は佐賀をざっと見ていたけれども、頑張っています。畜産産出額は190億ですけども、製造品出荷額になりますと410億円、宮崎に近づいてきている。2.2倍なんです。熊本は480億円、0.9倍、宮崎と一緒にです。山形は畜産産出額が220億しかないのが畜産製造品出荷額は630億になって、2.9倍になっています。東北

の山形です。それから、岐阜、飛騨牛、畜産産出額が160億円に対して畜産製造品出荷額が290億、1.8倍になっています。三重は畜産産出額120億円が畜産製造品出荷額を見ますと2.3倍。兵庫はすごいです。120億が8.5倍になっている。このような状況をどういうふうに考えるか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 答弁の前に訂正をさせていただきます。先ほど出荷頭数の約33%の3万7,000頭が県外出荷とお答えいたしましたけれども、43%の間違いでございましたので、訂正しておわびいたします。

御質問にお答えいたします。本県では、屠畜から販売までを系列的に行う大手食肉メーカーが少ないことから、県内で生産されました牛・豚の4割以上が県外の食肉センターで処理・加工されておりました、御指摘のとおり、本県畜産の産出額に対する製造品出荷額の割合が、他県と比較して低い状況でございます。畜産を基幹産業の一つとする本県にとりまして、県内で生産された畜産物を県内の食肉センターで処理・加工する体制を構築し、付加価値を高めていきますことは、本県経済の活性化や雇用創出を図る上でも重要な課題であると認識いたしております。

○中野廣明議員 部長、食肉センターの体制を構築すれば解決する、こんな簡単な問題じゃないんです。まだ県内はあきがいっぱいある。4割はまだあいているわけです。この件については、しっかりまた議論せんといかんと思いますが、いかに宮崎県の畜産のいいところが県外に行っているかということです。これは難しいけれども、困難だけれども、これに切り口ぐらいあけなきゃ、宮崎県は畜産県とは言えないと思います。

次、私、これはわからんのですけれども、ブランドという言葉はどういうふうに認識されているのかと思います。ブランドの認識についてお尋ねいたします。

○農政水産部長（緒方文彦君） 本県を代表するブランドであります宮崎牛につきましては、消費者に対して高品質で安全・安心な本県産牛肉の認知度向上を図り、商品価値を高めることで高値取引につなげることによって、農家の所得を向上させることを目指しているものでございます。このため、今後とも、全国和牛能力共進会2連覇で得られました「日本一」の称号を活用した販売プロモーションや、東京食肉市場への生体出荷など、関係団体一体となった取り組みによりまして、消費者や市場、卸売業者等の評価向上に努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 ブランドの指標は何を見ればいいのか、私もわからんのです。さっきも言った加工率とか出荷率とか、そういうのが影響しているのかなと思うんです。これは本当に皆さんに悪いけれども、全国和牛能力共進会2連覇、これはすごいことだと思います。だけど、こういう実態を考えると、もろ手を挙げてうれしいとは思わんのです。この品評会で優等賞になった、そんな同じ系統の牛がどんどん県外へ行っている。そういうことで、ここら辺については、ブランドということについてしっかり認識をせんといかんと思います。

次に、宮崎県の牛・豚産出額が818億円あるわけですが、仮にこれを鹿児島県と同様な製造品出荷額率に上げれば、約500億円浮いてくるんです。目の前に500億円眠っているんです。このお宝がフードビジネスの最たる目的だと思うんです。これは難しいけれども、やっぱり取り組ま

んといかんと思うんですが、部長の見解を。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 本県の農業産出額の3割を占めます牛・豚につきましても、御指摘がありましたとおり、飼料の生産から2次加工品の製造・流通など、生産・加工・販売を通じた関連産業の集積を図ることで、高付加価値化と地域の雇用を創出する大きな効果が見込まれるものだと認識しております。

このため、県内屠畜率の向上とそれに付随する産業の強化は、本県のフードビジネスにおける重要な課題の一つと認識しているところでございまして、県産牛・豚の実践的な販売戦略の策定と県内屠畜率の向上を、プロジェクトの重点項目として位置づけているところでございます。これを受けまして、県産牛・豚の販売戦略の策定に向けた、全国的な食肉消費動向や、御紹介いただいた県の米沢牛、佐賀牛といった著名ブランドの流通実態、また県産食肉の市場評価などの調査を実施するとともに、国の地域経済循環創造事業交付金を活用し、県内の肉用牛加工施設の整備に対する支援も行っているところでございます。

このような取り組みを進める一方で、県内屠畜率向上に向けた食肉処理施設のあり方につきましては、関係団体や企業との調整が必要であること、販路や販売先も含めた検討が必要であること、また多額の設備投資を要するものであることなどから、腰を据えた取り組みも必要と考えております。今後とも、関係企業などともしっかりと議論を行いながら、畜産業を中心とした関連産業の集積による高付加価値化に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 多額の金は要ります。だけど、これは先行投資ですよ。設備投資が高いと言うんだが、私は今、防災拠点庁舎、消極的賛

成なんです。これは金を稼がんです。対策であれば、やっぱり先行投資ですよ。一般公募債なんかとれば、10年間、利息だけ出しておけばいいわけです。これは部長、腰なんか据えている間はないですよ。ちゃんと立って頑張ってください。大事なことです。

最後に、表に余り出ないけれども、畜産を取り巻く環境は非常に厳しいと私は思っています。私は今回の質問で、製造品出荷額をいかに上げるかを議論しようと思ったんですけれども、時間も短い。執行部も資料がない。私も持っていません。例えば、以前から宮崎にも話題があった、自由にバイヤーが出入りするような枝肉市場、例えばJA飛騨ミートとかありますけれども、そういうのをつくったらどうかという話もあったんです。これは2月の継続質問です。いかに付加価値を上げるために何をすべきか、しっかり勉強してもらいたい。お互いに、どういう問題点があって、どうやればいいのかという議論をしたいと思うんです。農政水産部長、次、2月議会ぐらいまでしっかり勉強してもらいたい。

○農政水産部長（緒方文彦君） 県産農畜産物の高付加価値化に向けまして、他県の取り組み等を調査し、課題を整理する、あるいは生産者や食肉業者等とも十分に協議しながら、県内屠畜率の向上や地域の食肉関連産業の育成等に、関係部局一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 これをやらなくては宮崎の畜産は衰退しますよ。幹部の中でも気づいている人もおるんです。しっかりやってください。私も勉強会を立ち上げて、同じ考えの人がおるだろうと思いますから、やりたいと思います。

最後に、知事、これは部長たちがやると言っ

たって、やっぱり知事の決断、考え方が必要です。もう選挙前ですよ。こんな花火を打ち上げていいかなと思うんです。最終的な知事の本気度、今の件に対して知事の所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） フードビジネスを、一丁目一番地というような位置づけの中で取り組んできたところでございますが、本県の強みである農業を核として展開していく、その中でも畜産が占める割合も大きいということ、それから高付加価値化というものが非常にまた影響力も大きいわけでありまして。本県では新たな成長に向けて、畜産新生プラン、今御指摘があったようなことも踏まえて、さまざまな取り組みを計画し、また実施しておるところでございますが、より力強く進めていき、しっかりと高付加価値化を実現してまいりたい、そのように考えております。

○中野廣明議員 今回の議会で、私が先頭になってと何回か聞こえて、いいなと思ったんです。今回は出なかったですけども、とにかく頑張ってください。

こういう問題は、今の何とかに位置づけたとか、そんなことで解決する問題じゃないんです。計画なんかで解決する問題じゃありません。どこかで誰かが風穴をあけなきゃできない。ぜひ頑張ってください。

次に、スマートインターチェンジの進捗度について、部長にお尋ねします。

○県土整備部長（大田原宣治君） 昨年度から国富町で事業中でありましてスマートインターチェンジにつきましては、西日本高速道路株式会社と県が一体となりまして整備を進めているところでありまして、これまでに地形測量や地質調査が完了し、現在、詳細設計等を進めてい

るところであります。今後は、用地測量や用地取得等を順次進めていくこととしておりますが、当事業箇所におきましては、埋蔵文化財調査や軟弱地盤対策に時間を要することが想定されております。このため、県といたしましては、できる限り事業期間を短縮できますよう、庁内の関係部局と調整を図りますとともに、西日本高速道路株式会社や国富町などとも十分に連携しながら、早期完成に努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 一日でも早い完成を期待しておりますので、頑張ってください。

次に、事務合理化と経費節減についてお尋ねいたします。

管内の旅行命令のやり方をさらに合理的に改善すべきではないかと思っておりますけれども、総務部長にお尋ねします。

○総務部長(成合 修君) 職員の出張に当たりましては、用務、出張先、期間等について所属長の決裁を受けた旅行命令が必要となります。また、旅行命令につきましては、万が一、出張中に事故等が発生した場合に、当該職員が旅行命令どおりに業務を行ったことについて確認したり、旅費を支給する際の証拠書類となりますことから、原則として、書面として所属長の決裁を受けることとしております。議員の御指摘にありました改善につきましては、出張にもさまざまな形態がございますので、職員が機動的かつ効率的に業務を行うことは大事なことでありますので、出張する際の事務処理方法につきまして改善できないか、検討してまいりたいと思っております。

○中野廣明議員 何でこんな質問をするかという、いろいろ出先、土木事務所に行きますと、2キロ先の管内の現場に行くにも一回一回

出張命令を、1日5回行けば5回出さんといかんです。笑い話じゃないけれども、出先の所属長は、昼からは毎日印鑑押しですわと、そんな話です。職員服務規程18条で、出張するときには所属長の了解を受けなければならないということです。私が言いたいのは、東京に行くのも、県外に行くのも、土木事務所の職員が2キロ先の現場に行くのも、一緒じゃおかしいでしょうと言っているんです。これは部長、やる気の問題とか、人件費の問題もあります。効率的にまだまだ改善できると思っておりますから、ぜひやってください。

次に、庁舎の照明についてはLEDへの切りかえを計画的に進めるべきだと思うが、総務部長の考えをお聞きいたします。

○総務部長(成合 修君) 県庁舎のうち本庁舎の照明につきましては、平成22年度に執務室内の照明器具を、LEDではございませんが、省エネ型のインバーター式蛍光灯に、また廊下やエレベーターホール等のダウンライト式照明器具の大半をLED照明に切りかえたところでございます。出先機関につきましては、今年度、総合庁舎の照明のLED化に向けた調査を始めることとしておりまして、今後、LED照明器具の市場価格の動向も見ながら、LED照明への切りかえを検討してまいりたいと考えております

○中野廣明議員 何で私がこんな——くだらんとは言いませんけれども——質問をするかというと、仕事で出先に行きます、行ったとき真っ暗なんです。真っ暗じゃないが薄明かり、外から来たら見えんです。あるところに行ったらついている。何でか。お客さんから苦情が来たからつけていると。本庁へ行ったら昼は消えている。みんな寝ているか、うつ伏せしている

か、これは職員管理上どうかなのと思ったんです。LEDにかえますと30ワットの蛍光灯だったら3分の1で済むんです。80ワットだったら、昔のねじ込み、5アンペアぐらい、これは節約になります。かえれば、昼の時間、明々としたって、まだつりが来ます。部長、これは職員管理上もよくないと思うんです。昼休みは何もできん、本も読めん、これじゃどうかと思うので、LEDにかえる金はあるわけですから、2～3年すれば元を取りますよ。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

もうちょっとありましたけれども、時間が来ましたので、終わります。(拍手)

○福田作弥議長 次は、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) 県民連合の鳥飼謙二でございます。

私は、来期の県議会議員選挙には出馬しないことを表明いたしました。多くの方から慰留の言葉などをいただき、大変ありがたく思っております。しかし、7期24年となるため、けじめをつけることとしたところでございます。議員の任務は県民の暮らしの向上を図ることであり、そのために本会議で発言し、県政をチェックすることが極めて重要ではないかと思うのであります。残る任期中、積極的に発言してまいりますので、よろしく願いいたします。

本日、最後の質問となり、お疲れと思いますが、通告に従い質問をいたします。

まず、知事の政治資金についてであります。

知事は、2011年1月の選挙で民選18代目の宮崎県知事に就任され、口蹄疫からの復興や本県経済の再建などに取り組んでこられました。世論を一色に染めようとする動きがある今日、私は、リーダーシップにやや欠ける嫌いはあるものの、一党一派に属さず、リベラルで真面目に

県政に取り組むその政治姿勢を高く評価しておりました。改選の時期を間近に控え、今回の問題が浮上したことに政治的な思惑を感じるとともに、クリーンなイメージが損なわれたことを大変残念に思います。知事は、300万円の政治資金の処理を寄附として処理する考えはないかとの十屋議員の質問に対して、会費として処理すると答弁されました。私は、知事が産廃業者をかばっているような、まだ話せない何かがあるのではないかというような感じを受けたのであります。なぜ寄附としてではなく会費として処理されるのか、再度お尋ねいたします。

次に、人口減少問題についてであります。

元岩手県知事・元総務大臣の増田寛也氏は、2013年12月号「中央公論」で「壊死する地方都市」を、2014年5月、「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」座長として「ストップ少子化・地方元気戦略」を、「中央公論」6月号に「消滅する市町村523」を発表しました。増田氏はその中で、いわゆる限定正社員やホワイトカラーエグゼンプションの導入などで労働条件を引き下げて雇用を確保するなどして少子化をストップし、大都市への人口集中に歯どめをかけ、選択と集中により地方に若者に魅力のある地域拠点都市を整備し、地方を再生すべきだとしています。

小田切徳美明治大学農山村政策研究所代表は「世界」9月号で、青山彰久読売新聞特別編集委員は「ガバナンス」6月号で、「選択と集中は地方切り捨てにつながる。背景には経済界と霞が関の実質的な支援がある」などと述べ、その後も次々と批判が続いています。そこで、増田レポートを含む一連の動きについて知事の認識をお尋ねします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍

手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、会費としての会計処理についてであります。本件は、相手方から会費としての申し出を受け、それを処理したものであります。政治資金規正法上、会費とは、政治団体の規約等に基づく金銭上の債務の履行として政治団体の構成員が負担するものを意味しておりまして、金額等の多寡によって会費と寄附を区別する基準はないところであります。あくまでも本件は、資金提供者の、会員として政治団体の活動を支援したいとの意思に基づくものでありまして、規約に基づき会費として扱うことが妥当であると考えておりまして、今回のケースにつきましましては、さかのぼって寄附に修正することは考えていないところであります。

なお、今後、政治資金につきましましては、今回のような疑念を抱かせることが二度とないよう、その扱いにつきましましては、十分検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、人口減少に係る発表等についてであります。人口減少問題をめぐりましては、日本創成会議の報告などによりまして、東京一極集中や雇用・産業の大都市偏在といった我が国の構造的課題と少子・人口減少問題との関係、さらには地方の人口減少問題の背景にある社会動態などに対して光が当てられた側面がありまして、その解決に向けた国民的議論が喚起されたことについては評価をしているところであります。

このような提言を受け、国においては今般、安倍首相を本部長とします「まち・ひと・しごと創生本部」が発足し、地方創生担当大臣も設けられたところでありまして、今後、地域の特

徴を生かして自律的で持続的な社会の創生を目指す地方創生の具体化に向けた取り組みが本格化していくものと期待しているところであります。私としましては、今回の動きが、御質問にありましたような地方切り捨てということではなく、真の意味で地方の創生となるよう、国に地方の声をしっかりと届け、さらに特色ある政策の提案を行い、この動きを本県の浮揚につなげてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○鳥飼謙二議員 毎月の会費5,000円、1年間6万円、24口、合計144万円、2名分で288万円、残金12万円を分割し、1人年間3万円の2年で各6万円の寄附として名前が出ないように処理、県民から、なぜ寄附者の名前が出ない会費としての処理を続けるのだろう、まだ何かあるのではないかと思われることは、クリーンな知事がとるべき態度ではないと思われるのですが、いかがでしょうか、再度お尋ねします。

○知事(河野俊嗣君) 今、答弁申し上げたところでございます。当時の相手方の申し出が会員として支援をしたいというものであったところでございます。それを年度に分けたということに関しましては、事実とそごがあるのではないかというようなところで修正をさせていただくところでございますが、当時の申し出に沿った処理をするというような整理であります。

○鳥飼謙二議員 次に、人口減少問題でございます。

一般質問の最初に後藤議員の定住自立圏構想等の紹介がございましたけれども、その指摘は非常に的を射ているというようなことを感じました。いずれにしましても、人口減少、地域活性化は本県にとって大きな課題であります。本

県での地域おこし協力隊や集落支援員の活動状況と県の取り組みについてお尋ねします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 地域おこし協力隊は、地方自治体が都市住民を受け入れ、特産品の開発や農林業の支援などの各種活動に従事していただきながら、当該地域への定住・定着を図る国の制度でございまして、現時点では県内6市町村に20名が設置されているところでございます。また、同じく国の制度であります集落支援員は、市町村職員と連携しながら、集落の目配り役として集落を巡回し、状況把握や住民の話し合いの支援等を行うもので、現時点では県内6市町に62名が設置されております。

県といたしましては、地域おこし協力隊や集落支援員は、集落や地域の維持活性化に向けて大いに活用すべきと考えておりますので、市町村に対しこれらの制度を周知し、導入を働きかけるとともに、集落支援員が集落点検を実施する場合はその人件費等の一部を補助するなど、支援を行っているところでございます。

○鳥飼謙二議員 集落支援員とか地域おこし協力隊は偏っているような感じも受けますので、もうちょっと広げていただくようお願いしたいと思います。

人口減少・地域活性化特別委員会で調査をいたしました熊本県の事例では、ことし3月に移住定住促進戦略を策定し、全市町村の概要や生活・交通環境、買い物環境、医療環境、子育て・教育環境などを説明した「移住ガイドブック」を作成し、各市町村へつないだり、4億円の県単予算を確保して、住まい、仕事探しの支援等、移住・定住を本格的に取り組んでおられました。そこで、本県の取り組みについてお尋ねします。

○総合政策部長（橋本憲次郎君） 本県では、移住ガイドブック等による情報発信、都市部での移住セミナー・相談会の開催など、本県の魅力をPRするとともに、市町村が実施する移住者向けの空き家物件情報を提供する空き家バンク事業や実際に宮崎での生活を体験していただくお試し滞在事業等の移住促進に向けた取り組みへ支援を行うなど、市町村と連携し、各種の移住施策に取り組んでいるところでございます。これらの取り組みの結果、未来みやざき創造プランにおける目標「平成23年度から4年間で200世帯」に対しまして、平成23年4月からことし7月までの間で197世帯の移住が実現しているところでございます。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。いずれにしても、相談しやすいといえますか、そういう体制をつくっていただきたいというふうに思います。

次に、人口減少地域における学校の役割についてであります。学校は、地域にとっては地域統合の象徴であり、子育て世代が居住する最低の条件ではないかと思うのでありますが、学校の果たす役割について教育長の認識を伺います。

小中学校の廃校状況等については割愛をいたします。

また、串間市は、2017年度から6つの中学校を1校に統合すると発表されました。複式学級や適正規模等の悩ましい問題がありますが、地域の衰退に拍車をかけるのではないかと懸念しております。そこで、統廃合の現状と課題について教育長の認識をお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 地域の中で学校というのは、子供たちの願いや思いをかなえるための力を子供たちに育み、夢や希望を未来へつな

げていくための学びの場であり、将来、地域を支えていく人材を育成する役割が大きいと考えております。

串間市の中学校の再編の検討につきましてですが、公立小中学校の統廃合につきましては、設置者である市町村が地域の実情や保護者及び地域住民の方々の御意見を十分に踏まえた上で、学校の果たす役割もしっかり考慮し、子供たちにとって魅力ある環境はどうあるべきかを考え、判断していただくことが大切であると考えております。

○鳥飼謙二議員 串間市の統廃合問題は、高等学校の統廃合と同根ではないかと思えます。教育委員会は、平成15年度から宮崎県立高等学校再編整備計画を制定し、学校再編に取り組んでこられました。人口減少地域での高等学校の再編整備の方向性についてお尋ねします。

○教育長(飛田 洋君) 生徒数の減少等により高等学校の小規模化が進むと生徒同士の切磋琢磨や学び合いの機会が減ったり、活気ある学校行事や部活動が展開しにくくなったりするなどの課題が生じると考えられます。県立高等学校の再編整備につきましては、このような課題を踏まえながら、何よりも子供たちにとって魅力と活力のある教育環境を今後とも提供することができるかという視点を中心に、地域の実態にも配慮しながら、そのあり方や方向性について検討していくことになると考えております。

○鳥飼謙二議員 地域の活性化についても少しは思いをはせていただきたいなと思っております。

次に、高齢化と地域医療の充実についてであります。

高齢化に伴う医療と介護の連携については、数年後には団塊の世代が後期高齢者となるな

ど、対策は急務となっています。国においても医療と介護の連携強化を図る組織が設置されましたが、本県においても、例えば医療介護局など組織体制の整備が必要と思われるので、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 本県の高齢者数がピークを迎えていく中で、御質問のありました執行体制の充実は必要性が今後高まっていくものと考えますが、県としましては、まずは地域での在宅医療と介護の連携に係る協議会や研修会の開催など、医療と介護の連携を図る取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 わかりました。しかし、十分検討をお願いしたいと思います。

次に、医師、看護師等の医療スタッフの確保についてであります。2012年末の本県医師数は2,709名で10万人当たり240.6人と、全国平均をやや上回っていますが、県央部に約60%が集中し、一部を除いて地方は極端な医師不足の状態にあります。県医師会の機関誌「日州医事」9月号では、常勤医師263名、非常勤医師67名、合計330名の求人が出されて求職者はわずか4名、うち充足していると見られている宮崎市は40%の132名が募集されておりました。このように医師不足は深刻な状況となっています。また、看護師についても、2次、3次病院を中心に常勤看護師や新人看護師の離職が相次ぎ、慢性的に不足する状態が続いています。そこで、医師、看護師の確保についての取り組みについてお尋ねします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 県では、医師の確保と地域偏在の解消を図るため、医師修学資金の貸与や宮崎大学医学部地域医療学講座への支援等を行うとともに、県内外での病院説明

会等を通じた臨床研修医の確保、自治医科大学卒医師の適切な配置や県外からの医師の招聘などに取り組んでいるところであり、看護師確保につきましては、養成所の運営支援や看護学生に対する修学資金の貸与のほか、病院内保育所の整備とともに、ナースセンターによる無料職業紹介や潜在看護師の講習会を実施するなど、看護師の復職支援を行っているところであります。

○鳥飼謙二議員 厚生労働省では医療機関に対する総合的支援を行うとして医療勤務環境改善支援センターの設置を求めています、本県の検討状況についてお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 医療従事者の確保を図るためには、その勤務環境を改善することが大変重要でありますので、これまでも、労働局や県医師会、看護協会など関係団体との協議の場を持ってきたところであります。こうした中、本年6月に改正されました医療法におきまして、都道府県は医療勤務環境改善支援センター機能の確保に努めることとされたところでございます。このため、県といたしましては、ただいま申し上げました協議の場を活用して、同センターの設置につきまして、関係団体と具体的に協議を始めることとしているところであります。

○鳥飼謙二議員 しっかり準備をお願いしたいと思えます。

次に、救急搬送に当たる消防職員についてであります。これまでも再三、消防職員の不足が指摘され、救急隊が119番通報を受けて現場到着に要した時間や病院搬送までに要した時間が長くなるなど、一分一秒を争う救急医療では致命的であるとさえ言えます。要因は、救急隊、救急隊員の不足にあると思われまますので、消防力

の整備指針での充足率とあわせて危機管理統括監にお尋ねします。

○危機管理統括監（金丸政保君） 救急隊の救急現場への到着所要時間につきましては、平成24年の平均で本県が9.5分、全国は8.3分となっております。この要因につきましては、消防署やその出張所の配置状況、救急車や救急隊員の数が考えられるほか、救急出動件数が増加していることなど、複数の要因が関係しているものと考えております。

御質問のありました消防職員の充足率につきましては、消防車両の現有台数に対しまして消防職員が何人必要かということに基づいているところでございますが、平成24年4月現在で全国平均の76.5%に対しまして本県は72.4%と下回っており、順位では全国21位という状況にあります。救急車が現場に到着するまでの一分一秒は傷病者の生死を分ける時間帯でありまして、重く受けとめておりますので、消防職員の充足率を含めまして、今後、要因の分析や対策につきまして、各消防本部と検討を行ってまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 よろしくお願いを申し上げます。カーラーの救命曲線というのがあるそうですけれども、心臓停止で3分間、呼吸停止で10分間で死亡率が50%以上になるということがございますので、ぜひ充実を図っていただきたいと思えます。

次に、ドクターヘリの運航状況についてであります。救急医療体制が不十分な中山間地の住民にとっては、ドクターヘリは最後の命のとりでであります。2012年度に導入されたドクターヘリの運航状況についてお尋ねします。また、地域医療再生基金終了後のドクターヘリの運航について、その後の検討状況についてお尋ねし

ます。

○福祉保健部長（佐藤健司君） まず、ドクターヘリの運航状況であります。昨年度の出動件数が458件で、対前年度比91件の増となっております。消防非常備町村を含む県内全ての消防本部から出動要請がっております。

次に、ドクターヘリの運航につきましては、現在は国庫補助金と地域医療再生基金で負担をいたしておりますが、基金が終了する平成28年度以降も運航は当然続ける必要がありますので、その財源確保につきましては、これまでも市町村長が集まる場、具体的には市町村連携会議等の場におきまして負担のお願いをしておりますが、今後、具体的な負担額をお示ししながら、一部負担をお願いしてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 よろしくお願いたします。

次に、県立病院事業について病院局長にお尋ねをいたします。先日、病院局が発表しました昨年度の病院事業決算見込みによりますと、18年ぶりに黒字決算になったとのことであり、病院局長を初め、現場の医療スタッフの懸命の努力によるものと高く評価をしたいと思っております。そこで、黒字決算となった要因についてどのように分析しておられるのか、病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立病院事業の黒字化につきましては、平成18年度の地方公営企業法の全部適用以降、2期8年にわたる中期経営計画に基づきまして、医師や看護師など医療スタッフの確保を図りながら、収益の向上や費用の節減といった経営改善に職員が一丸となって取り組んだ結果と考えております。具体的には、収益の面では、重症度の高い患者に対応したより手厚い看護体制の構築など、新たな施設

基準の取得や高度な手術件数の増加等により、平成17年度と比べまして、約16億円の収益増が図られたところでございます。また、費用の面では、薬品・診療材料等の共同購入や業務委託の推進、後発医薬品の採用推進等によりまして、同様に約16億円の費用節減が図られ、これらによりまして病院事業全体での黒字化が達成できる見込みとなったものでございます。以上でございます。

○鳥飼謙二議員 次に、診療報酬改定についてであります。厚生労働省はことし4月、2年ぶりに診療報酬改定を行いました。それによりますと、病床機能の分化や在宅復帰率による新報酬システムの導入、消費税引き上げ等を考慮しますと診療報酬全体でマイナス1.26%という厳しいものとなったようであります。そこで、今回の診療報酬改定の評価と影響についてお尋ねします。

○病院局長（渡邊亮一君） 今年度の診療報酬改定は、国の医療制度改革を受けまして、医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等、地域完結型医療を促進する方向で行われたところでございます。その中身を見ますと、7対1入院基本料の算定要件が厳格化されるなど、急性期病床の削減に向けた内容も盛り込まれておりまして、急性期医療を担う病院にとっては厳しいものとなっております。また、改定率は、診療報酬本体と薬価部分を合わせた全体でプラス0.1%となっておりますが、消費税増税分の対応分1.36%を除きますと、実質マイナス1.26%となっております。本県の病院事業で収入ベースで約3億円のマイナスの影響が生じるものと見込んでおります。

なお、消費税増税により医薬品等の購入に係る税負担も増加いたしました。これにつきま

しては、先ほど申しました診療報酬の上乗せにより対応できるものと考えております。

○鳥飼謙二議員 次に、宮崎病院の救命救急センターについてであります。宮崎病院の平成24年の救急自動車搬送数は、救急科の整備もあり、2,462件と急増していますが、救急患者の受け入れ状況と救命救急センターの診療体制についてお尋ねします。また、救急医療体制の充実が最重要課題であります。宮崎病院の再整備の中でどのように位置づけられているのか、病院本体の再整備の検討状況とあわせてお尋ねします。

○病院局長（渡邊亮一君） まず、宮崎病院の救急患者受け入れ件数でございますが、平成23年度が5,099件、24年度が5,717件、25年度が6,492件と増加傾向でございます。

次に、救命救急センターの人員体制でございますが、ことし3月に救急医を1名増員するとともに、4月には看護師の夜勤体制を3名から4名にするなど充実を図っておりまして、9月1日現在で医師2名、看護師33名、救命救急士1名の計36名体制となっております。

宮崎病院の再整備につきましては、現在、基本構想の策定に向け作業を行っており、その中で救命救急センターの機能拡充も大きな課題となっております。このため、これから行います再整備を念頭に置きながら、センター運営のかなめとなる救急医のさらなる確保を図るとともに、診療報酬上の施設基準取得も踏まえた看護体制の強化、あるいは研修医の積極的な確保と活用などにも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○鳥飼謙二議員 救命救急センターの医師がことしから2名になったということで、ウオークインの方も入れて約6,400というようなことで

ございました。しかし、宮崎大学附属病院の救命救急センターは医師が20名、救急専門医が6名、看護師が47名というふうになっております。ぜひ、充実をお願い申し上げたいというふうに思います。

次に参ります。前回の病院の整備では現場職員の意見が余り反映されず、使い勝手が悪いと看護スタッフからは不評でありました。今回の再整備に当たっては現場スタッフの意見を十分反映させるべきと思いますので、対応についてお尋ねします。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立宮崎病院の再整備に当たりましては、県民の皆様に良質で高度な医療を提供するため、診療機能の強化や療養環境の充実とともに、病院スタッフが働きやすい環境づくりが不可欠であると考えているところでございます。このため、病院の問題点や改善策等につきまして、昨年来、各診療部門等へのヒアリングを行うなど、状況の把握に努めてきたところでございます。また、現在、病院長を委員長とし、看護部長など現場スタッフも委員にしました県立宮崎病院再整備基本構想策定検討委員会を設置し、院内の意見集約を図っているところでございます。今後とも、病院運営の特殊性等を考慮しまして、病院スタッフの意見も十分に踏まえ、基本構想の策定作業を行ってまいりたいというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 特に延岡病院では今でもこういう使い方は悪いということで、一昨年ですか、太田議員などと調査に行きましたけれども、ぜひ充実したものをつくっていただくようお願い申し上げたいと思います。

患者の高齢化、重度化の中で、仕事の悩みや心の病を抱えた職員がふえ、メンタルダウンす

る職員もふえているようであります。精神的な悩みや育児休業等からの職場復帰する上での悩みなどを気軽に相談できる窓口が必要だと思えますが、現状についてお尋ねします。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立病院は、昼夜を問わず患者に対応するストレスの多い職場です。職員の心の健康管理は大変重要な課題であります。このため、病院局主催のメンタルヘルス研修を毎年実施するとともに、各職場においては、仕事で悩みがある場合は各病棟の看護師長や副師長などが相談相手となりまして、特に心の病が心配される場合は院内の臨床心理士によるカウンセリングも行っているところでございます。また、深刻なケースにつきましては、病院の看護部や事務部の職員も連携しながら、対応を行っているところでございまして、今後とも、知事部局の専門相談員による窓口相談や指定専門医による相談事業なども活用しながら、職員の心の健康管理対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○鳥飼謙二議員 教育現場でのパワハラ・セクハラ議論もありまして、相談しやすい体制という議論がございました。ぜひ、そういう体制をつくっていただきたい。私の携帯には現場からのSOSがよくやってまいります。ぜひ、よろしく願い申し上げたいと思います。

最後になりますが、18年ぶりの病院黒字化について知事の所見を求めます。

○知事（河野俊嗣君） 県立病院事業が黒字を達成する——19年ぶりということでございますが——見込みとなりましたことは、平成18年の地方公営企業法の全部適用を契機としまして、各病院長を初めスタッフが一丸となって、より一層の医療機能の向上や経営改善に取り組み、それが実を結んだものと考えているところであ

ります。今回の黒字化は、県立病院が今後とも県民の皆様に高度で良質な医療を安定的に提供する上で大きな意義があるものと思っております。

急速な少子高齢化の進展や医師不足など、本県医療を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。そのような中であって、日南病院のさらなる収支改善でありますとか、延岡病院等の休診科の解消、あるいは宮崎病院の再整備など、さまざまな課題も残されておりますので、引き続き、医療機能の充実や経営改善に努めながら、本県の医療を担う中核病院として安定的な病院運営に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 19年ぶりでした。どうも失礼いたしました。

次に参ります。児童相談所の機能強化についてお尋ねします。

ことし7月、長崎県佐世保市で県立高校1年生の女子生徒が同級生の女子生徒から殺害され、遺体の一部が切断されるというショッキングな事件がありました。猫を解剖したり、父親をバットで殴り、けがをさせたり、継母に人を殺してみたいと言ったりするなどの行為があったため、犯人の女生徒を治療していた精神科医師から、このままでは人を殺しかねないと佐世保子ども・女性・障害者支援センターに電話があったものの、不十分な対応であったと報道されました。現在、関係機関による精神鑑定などが行われていると聞いていますが、事件の真相を解明するには数年の期間を要するものと思われます。本県でも同様の事件が発生しないとは限りません。福祉保健部長はこの事件をどのように受けとめ、児童相談行政に生かしていけるのか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 今回の事案は、とうとい子供の命が失われ、同級生が逮捕されるという極めて痛ましく深刻な事案であり、決して二度と起こしてはならないと考えます。家庭や子供が抱える問題が複雑化、深刻化する中で、子供の安全が守られ、健全に育成されるためには、児童相談所、市町村、学校、警察等の関係機関が意識や情報を共有し、それぞれの役割をしっかりと果たすことが今後ますます重要になってくると考えております。このため、県といたしましては、全市町村に設置されております要保護児童対策地域協議会等の場を通じて、関係機関とさらに緊密に連携を図ってまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 先日、厚生労働省は、全国の児童相談所での2013年度の虐待相談件数は7万3,765件で昨年度より10.6%増加していると発表しました。本県での児童虐待への対応と現状についてお尋ねします。

ところで、2012年度の3児童相談所の業務概要によりますと、相談全体の取り扱い件数は3,786件、内訳は知的障がいなどの障がい相談が41.4%の1,568件、虐待などの養護相談が21.8%の827件、家庭内暴力や不登校などの育成相談が20.8%の788件、虞犯、触法行為などの非行相談が6.7%の253件と、多種多様な相談、指導が行われています。今後、なお一層複雑で困難な相談が増加するものと思われ、児童相談所の専門性を高めていくことが極めて重要と思われまますので、お尋ねをいたします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 児童虐待相談対応件数は、平成23年度410件、24年度443件、25年度560件と、年々増加をしてきております。虐待相談につきましては、24時間365日対応できる体制を整えており、相談を受けた場合に

は市町村等の関係機関と連携して速やかに子供の安否を確認するなどし、的確な対応を行っております。

次に、児童相談所の専門性を高めるために県では、指導的職員として経験豊富な職員を配置し、経験の浅い職員の指導等に当たせるとともに、福祉職や心理職、保健師などの専門職を配置し、組織としての専門性の確保に努めております。また、個々の職員の資質を高めるため、専門機関での研修を計画的に受講させているところであります。

○鳥飼謙二議員 児童福祉司を倍増といいますか、それから3児童相談所で一時保護所をそのまま継続しているとか、評価するところはたくさんあるというふうに思っております。人もふえてきたというふうに思っておりますが、問題はキャリア不足にあるのではないかと考えております。県の職員は優秀で熱意がある。一生懸命頑張られるんですけれども、私の感じとしましては、やはり10年程度の経験が平均として必要なんじゃないかなというふうな気がいたしております。このことについてはまた別途やりたいというふうに思っておりますけれども、ケースワーカーはいつも精神的に追い込まれている。日曜日でも休みの日でも夜でも家庭にいるときもそういうのが現状でございます。さらにまた、教育委員会の出向については、25年の2月に申しあげましたけれども、単に3年間の経験だけで済ますというのはいかがなものか、児童相談所に専門性が蓄積していかないというふうに思っておりますので、検討をお願いしたいというふうに思っております。

次に、認知症対策についてお尋ねします。

ことし4月、徘徊していた愛知県内の認知症の男性が線路に立ち入って列車にはねられ死亡

した事件で、JR東海が遺族に対し振りかえ輸送費などの損害賠償を請求していた裁判の控訴審判決は、認知症患者を持つ家族や社会に大きな衝撃を与えました。当時、男性は91歳、介護度4、介護していた介護度1の85歳の同居の妻に対して監督不十分だとして360万円の支払いを求める判決であったからでございます。1審は別居の長男に対しても同額の損害賠償を求めたわけでございますけれども、介護の社会化に水を差す判決ではないか、裁判所は認知症患者をおりに入れて閉じ込めておけども言うのだろうかというふうに思いました。

県内でも、昨年9月にえびの市で認知症の高齢者が自動車を運転し、小学生3人をはねる人身事故を起こし、1人の子供は今でも意識不明という痛ましい事故が起き、ことし8月には3億6,000万円の損害賠償を求める訴訟が提起されています。また、昨年暮れ、延岡市で若年性認知症男性が公務執行妨害で逮捕され、処分保留で釈放されるという事件も起きています。今後、認知症患者はさらに増加すると見込まれており、その対策は喫緊の課題となっております。そこで、認知症患者の現状と対策について福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 日常生活において見守りを必要とします認知症の方は現在、県内に3万人程度と推計しておりまして、今後ますます増加する深刻な課題であると考えております。このため、県におきましては、医療相談や専門医療の提供を行う認知症疾患医療センターを県内3カ所設置したほか、地域で認知症の方やその家族を支える認知症サポーターの養成支援や、住みなれた地域で暮らすためのグループホームなどの整備に対する助成を行っているところであります。また、今年度からは、認

知症の早期発見・早期対応に重要な役割を果たすかかりつけ医や病院看護師を対象とした研修を実施することとしております。

○鳥飼謙二議員 認知症患者さんの運転は、認知機能の低下により飲酒運転と同じであるというふうに言われています。本人の理解はもちろん、家族、社会が認知症への理解を進めることが大変重要であると思っています。そこで、警察本部での高齢者等への運転免許自主返納の取り組みについてお尋ねします。

○警察本部長（坂口拓也君） 運転免許証の自主返納につきましては、運転の必要や自信がなくなったなどの理由によりまして、平成25年中に1,429件、前年比プラス79件、本年は8月末現在で1,048件、前年同期比プラス133件の運転免許全部の取り消し申請を受理しております。

認知機能の低下など安全な運転に支障のある運転者については、交通事故の当事者はもとより、運転免許更新者に対する病状等の質問、自動車学校における高齢者講習など、あらゆる機会を通じて把握に努めているところであります。また、把握した運転者については、警察官が本人や関係者と面接を行い、日常の運転状況などを聴取して運転免許証の自主返納を含めた安全指導を行っております。その他、運転免許センターと警察署では、認知症などに罹患した運転者を心配される御家族や関係者からの運転適性相談にも応じております。警察といたしましては、今後とも、認知症など病気等にかかわる悲惨な交通事故が発生しないように医療・福祉関係者と連携強化を図ってまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 よろしくお願いたします。

最近、マスコミ報道で何年も行方不明となっていた認知症患者さんの身元が判明するという

報道が相次ぎました。特に、群馬県で7年前に保護された女性がNHK報道で東京都の67歳女性と判明した事件、私はこれをテレビで見とおったんですが、保護された当初は笑顔が見られていた患者さんが判明した時点では全く無表情となっていて、愕然といたしました。もっと早く家族のもとへ帰してやれなかったのだろうか、個人情報保護で本人の顔写真などが出せないため、どうしても捜すことができないというのは、誰のための法律なのかと思うわけがあります。本県の認知症行方不明者の届け出と警察の対応についてお尋ねいたします。

○警察本部長（坂口拓也君） 本県の認知症または認知症の疑いのある行方不明者の届け出受理状況についてであります。統計をとり始めた平成22年から平成26年7月末までの総受理件数は166件の166名であります。

警察ではこのような行方不明者の届け出を受理した場合には、人定事項、身体特徴、服装等に加えて、氏名や住所が言えるか、あるいは徘徊が予想される場所があるかなど、手配に必要な事項を入念に届け出人から聴取いたします。その上で、部隊を編成して消防団等関係機関との連携による捜索、警察犬の投入や警察ヘリによる捜索、徘徊高齢者SOSネットワークによる県内市町村に対する手配、全国警察への行方不明者手配などの活動を行っております。また、御家族等から同意を得た場合には顔写真を含めた公開手配も行っております。今後とも、認知症または認知症の疑いがある行方不明者を初め、事件や事故に遭遇しているおそれのある行方不明者につきましては、早期の発見、保護に努めてまいります。

○鳥飼謙二議員 徘徊高齢者SOSネットワークや警察等関係機関の連携でかなりの確率で認

知症行方不明者は発見されているようであります。警察本部から事前にいただいた資料で、最近の4年間で140件の届け出があり、発見されたのは137人、そのうち16名の方は残念ながら亡くなられていて、宮崎県の方は3名とのことです。この中に、いわゆる新聞で報道された太郎さんのような事例が含まれているのではないかと心配されます。そこで、身元が判明しない認知症患者の行方不明者を発見した場合、警察ではどのように対応しておられるのか、お尋ねいたします。

○警察本部長（坂口拓也君） 身元の判明しない認知症または認知症の疑いのある行方不明者等の、いわゆる迷い人を発見、保護した場合の警察の対応についてであります。まず県内の全警察署及び市町村への行方不明者の有無の照会や、全国警察に対する迷い人照会を行います。その後、24時間以内に身元が判明しない場合には、当該迷い人を市町村へ引き継ぐとともに、身元確認のために保護施設等との継続的な情報交換や全国警察への再照会を行っております。警察といたしましては、今後とも、迷い人を発見、保護した場合には、関係機関と緊密な連携を図りながら、積極的に身元解明を行うなど、御家族のもとに早期に引き渡しができるように努めてまいります。

○鳥飼謙二議員 迷い人と言うんですね。初めて聞きましたが、ぜひ発見に努めていただきたいというふうに思います。

本格的高齢社会を迎えて、認知症患者さんを家族が自宅で介護するという事例が今後急速に増加することが見込まれており、本人、家族、社会が、認知症とは何か、認知症患者さんどう接すればいいのか、理解を深めることが急務となっています。患者さんを支援する団体など

は講座を開き、認知症サポーターの養成に取り組んでおられるようで、私も受講しまして、このオレンジのものなのですが、バンドをいただきましたけれども、そしてまたかかりつけ医やスタッフの研修を始められたとのことでもあります。県職員、警察官はもちろんのこと、認知症についての県民の理解を深めるための今後の取り組みについて福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（佐藤健司君） ただいま御指摘いただきましたように、広く県内に認知症への理解を進めていくことは大変重要でありますので、引き続き、市町村が行う認知症サポーターの養成を支援してまいりたいと考えておりました。特に養成数の少ない市町村に対し県内の先進事例を紹介いたしますとともに、養成講座の指導者育成のための研修を共同で実施するなど、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。なお、県職員につきましては、まずは今年度、業務のかかわりが深い福祉保健部本庁職員を対象に養成講座を実施いたしまして、64名が受講いたしたところでもあります。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。県職員、それから警察官の皆さんもぜひこのサポーター養成講座を受けていただいて、理解を深めていただきたいと思います。今月21日は、世界アルツハイマーデーでございます。認知症の人と家族を支える会では講演会の一——10月20日になりますけれども——聴講を呼びかけておられますので、御紹介をしておきたいと思っております。

次に、エネルギー問題について、最後になりますが、お尋ねをいたします。

世界自然エネルギー白書によりますと、国内の全発電量は1兆1,014億キロワットアワー、そのうち自然エネルギーは設備容量で1,700万キロ

ワット、発電量で446.7億キロワットアワーの4.06%と、世界の21.7%を大きく下回っています。また、2012年7月には固定価格買い取り制度（FIT）が導入され、9月には革新的エネルギー・環境戦略として2030年に全発電量の30%を再生可能エネルギーとすることが閣議決定され、原発ゼロが目標とされましたが、その後の政権交代で大幅な見直しを余儀なくされているのが現状でございます。しかし、FIT制度の導入は、雇用を生み出し、我が国のエネルギー事情を大きく変えようとしています。

まず、原発についてお尋ねいたします。原子力規制委員会は、日本を壊滅させたかもしれない3・11東京電力福島原発事故の原因も解明されない中で、また同委員会の火山活動専門家会で巨大噴火のリスクの指摘に何らの対応もしないまま、川内原発再稼働にゴーサインを出しました。事故が発生した場合、影響があるのではないかと県民にも不安が広がっています。知事はどのような影響があると思われませんか。また、県民の不安を解消し、安全を確保するため、知事は行動すべきと思いますので、知事の所見を求めます。後は知事に質問をいたします。

○知事（河野俊嗣君） 原子力発電所につきましては、国民、県民の間から、その安全性を不安視する声があることは承知しておるところであります。国や原子力規制委員におきましては、科学的、技術的な知見に基づく安全性の確保を大前提とした上で、原発の安全性に係る審査過程などについてしっかりとした説明責任を果たしていただきたいと思います。県としましては、国に対し、安全性に関する明確かつ丁寧な説明、さらに国が前面に立ち、防災対策の充実強化を図ることなど、全国知事会等を

通じてさまざまな提言を行ってきたところであり、今後とも、引き続き、県民の生命や財産を守る観点から、国や九州電力に対し必要な情報提供や対応というものを求めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 次、行きます。ことし3月、県は地域防災計画に原子力災害対策編を追加しました。それによると、安全神話にとらわれずに、被害の軽減及び拡大防止のため、予防・応急・復旧対策を定めるとしてはありますが、県の取り組み状況について伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 原子力災害に関する地域防災計画についてであります。現在、原子力発電所から30キロメートルを超える区域について策定は求められていないわけではありますが、本県におきましては、万一の場合に備えておくことが必要であるとの考え方から、本年3月に、宮崎県地域防災計画の中に原子力災害対策編を新設し、緊急時の情報収集や伝達体制、住民避難などの防護活動などについて基本的な考え方などを盛り込んだところであり、このうち情報収集や伝達体制につきましては、昨年度、県と市町村の連絡体制を整備しまして、訓練を2回実施したところであり、今後は、新設した原子力災害対策編に基づき、住民への情報伝達を想定した、より実践的なものにしていく必要があると考えておるところであります。現在、原子力規制委員会では、30キロメートルを超える区域について防護措置を実施する範囲及び判断基準などの検討が行われておりますので、この状況を見きわめながら、地域防災計画のさらなる改正についても検討してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 具体的な避難計画もなく、避難訓練も行われないうまま、原発を再稼働するこ

とに問題はないのでしょうか。田中俊一原子力規制委員長は参議院の予算委員会の質問に対して、「新規制基準と防災が車の両輪だと認識しています。防災・避難計画を策定するのは内閣防災が所掌ですし、それを実行するのは地方自治体で、住民の方が安心できなければ稼働に結びつかないだろうという意味で車の両輪ですと申し上げました」と答弁されています。しかし、政府、規制委員会、自治体の3者が責任を明確にしないまま、来春には川内原発が再稼働されようとしています。このような無責任状態のまま再稼働を行うべきではないと私は思っております。

7月にえびの市から県と県議会に要望書が提出されました。要望書では、万が一事故が発生したら、規模や風向きにより、はかり知れない影響を受けるおそれがあるとして、1、速やかな情報提供と伝達手段の構築、2、広域避難所設置等を求めています。また、市民団体からも再稼働について反対を表明してほしいなどの要請が知事に対して行われています。市町村や県民の不安にどのように知事は対応されるのか、お尋ねします。

○知事(河野俊嗣君) えびの市からは7月に、原子力災害発生時におきます防災情報の伝達及び避難所の指定などに関する県の支援について要望をいただいたところであり、このうち防災情報の伝達につきましては、昨年7月に県と九州電力で覚書を締結し、事故が発生した場合などの情報が入手できることになりましたので、得られた情報を直ちに市町村及び住民に伝達することとしておるところであります。また、避難所の指定などに関する県の支援につきましては、先ほど申し上げましたとおり、原子力規制委員会により30キロメートルを超える

区域について検討が行われておりますので、これを見きわめた上でしっかりと対応していきたいと考えております。原子力発電所の安全性に関して県民等から不安の声があることは承知をしておるところであります。今後とも、県民の安全・安心が確保できますよう市町村や関係機関と十分に連携を図ってまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 次に、小林市の太陽光発電事業の中止については徳重議員から既に質問がありましたので取りやめますけれども、当初は了解されていたものが中止となったことは極めて問題ではないかと思っております。電力会社は公営企業と同等であります。積極的に再生エネルギー推進を図るべきというふうに思っております。事業者としても問題解決に取り組むべきではないかということ指摘しておきたいと思っております。

昨年3月に策定されました新エネルギービジョンについてであります。九州電力等によりますと、本県の電力需給状況は39億7,242万1,000キロワットアワー、消費電力は94億7,581万キロワットアワーとなっております。そのうち県外送受電電力量は55億338万9,000キロワットアワーで、県内における発電は九電や企業局の水力発電、旭化成の自家発電等を含めまして、自給率は42%となっております。新エネルギービジョンでは、電力使用量に対する自給率は2010年度が2.8%、目標年の2022年度は約14.8%となっておりますが、導入状況について、ここは環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長(徳永三夫君) 新エネルギービジョンにおきまして、発電につきましては、ビジョンの最終年度であります平成34年度の目標を御質問にありましたように本県の電気使用

量総量の約14.8%に当たる83万4,000キロワットと設定しております。平成25年度の実績は約36万キロワットで、達成率は43%となっております。この結果、平成25年度の新エネルギーによる自給率は電力使用量の約6.7%となります。

○鳥飼謙二議員 環境エネルギー政策研究所と千葉大学の「永続地帯2013年版報告書」によりますと、民生部門(家庭・業務)と農林水産部門電力需要と比較した都道府県別の自然エネルギー供給の割合が10%を超えているのは、大分県など11県となっております。大分、鹿児島、熊本が10%以上ですが、宮崎県は佐賀県に次いで19位となっております。熊本県では、総合エネルギー計画で県内で消費する家庭部門の電力消費量を目標とするなど、県民や企業にもわかりやすい設定がされています。導入機運を高めるための取り組みについて知事にお尋ねします。

○知事(河野俊嗣君) 新エネルギーにつきましては、太陽光など3つの新エネルギーの導入とエネルギーの地産地消による地域・産業づくりに取り組んでいるところであります。この結果、現在、本県の住宅用太陽光発電の普及率や木質バイオマスの発電規模に関して言いますと、全国トップクラスとなっているところであります。新エネルギーの導入をさらに推進していくためには、県民、事業者等それぞれに理解を深めていただくことが重要であると考えております。「みやざき元気!地産地消県民運動」の一環としてこれを位置づけるとともに、昨年度、国から認定を受けました「次世代エネルギーパーク」を活用した見学会や研修などに取り組んで、その普及啓発に努めているところであります。新エネルギーは、地球環境への負荷が少なく、本県の豊富な地域資源を生かせるエネ

ルギーでありますことから、今後とも、県民等と一体となって宮崎らしい環境・新エネルギー先進地づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 一通り質問を終わりましたが、知事に申し上げておきたいと思えます。地域防災計画では原子力災害の場合は30キロ以上は求められていない、今、検討中だということでございます。だけでも、この地域防災計画の中につくったんだというふうに言われております。しかし、川内原発は恐らく動いていくだろう。事故が起きた場合はどうするのか。東北の福島原発では現実に100キロ以上超えて影響を受けて、今でも避難している人がおるわけですから、それは今から考えますよというのは理屈が通らない。知事は私を論破できないというふうに思います。ぜひ、県民の安全を第一に考えていただいて、行動、発言をお願いしたいと思いますし、冒頭申し上げました政治資金の問題につきましては、やはり知事に対するクリーンなイメージというのが県民の間にありますので、それを裏切らない形で明確にしていってほしいということを申し上げて、時間が若干残りましたけれども、終わりたいと思えます。ありがとうございました。(拍手)

○福田作弥議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案に対する質疑

○福田作弥議長 ここで、今回提案されております議案に対する質疑の通告がありますので、これを許します。

質疑についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 日本共産党の前屋敷恵美でございます。一般質問に続いてですが、今回提案されました議案についての質疑を行わせていただきます。よろしく願いいたします。今回は自席から行います。

まず、議案第1号「平成26年度一般会計補正予算(第2号)」で提案をされた中での事業について幾つか伺いたいと思えます。

1つは、「みやざきの空」航空ネットワーク活性化・利用促進事業2,312万円についてです。補正後は1億3,122万円になるということですが、航空会社に対する運航経費支援の増額となっていますが、どのようなときにこうした補正を行うのか、伺いたいと思えます。

○総合政策部長(橋本憲次郎君) 航空会社に対する支援の考え方でございますけれども、国際定期路線を運航する航空会社に対する補助につきましては、路線の状況等を踏まえまして、その都度検討を行っているところでございまして、従来、ソウル線、台北線につきましても、必要な支援を行ってきたところでございます。香港線につきましては、全くの新規路線開設であり、設備投資や路線の周知など就航にかかるコストが航空会社の負担となることから、安定的な運航を図るため、運航経費の補助を行うこととし、今議会にお願いしているところでございます。

○前屋敷恵美議員 今回のこの補助が安定運航につながるということであれば、その使途については会社の自由に使えるという中身になるんですか。

○総合政策部長(橋本憲次郎君) 理念といたしましては、先ほど答弁申し上げましたように、設備投資、路線の周知などコストがかかるというところでございますけれども、具体的に

は航空会社に対する支援という形で支出する予定でございます。

○前屋敷恵美議員 次に、砂防事業について伺います。今回、公共砂防事業費に4億2,185万2,000円、公共急傾斜地崩壊対策事業費に5億4,420万円が計上されております。今回のこの補正で事業箇所数などはどのようになるのか、その状況を伺いたいと思います。

○県土整備部長（大田原宣治君） 砂防関係事業の事業箇所数についてであります。砂防施設などの整備につきましては、今回の補正によりまして、当初の64カ所から86カ所の整備に取り組む予定としております。また、土砂災害警戒区域などの指定のための基礎調査につきましては、当初の約700カ所から約1,400カ所について調査を実施する予定であります。

○前屋敷恵美議員 広島県での土砂災害を目の当たりにしたばかりのときだったので、こういった急傾斜地対策などは積極的に取り組んでいただきたい、そのように思っているところです。

次に、新規事業の特別支援学校スクールバス整備事業4,400万円の事業内容と本県特別支援学校におけるスクールバスの現状についてお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会では、特別支援学校のスクールバスとして8台を所有いたしておりますが、そのうち3台が今年度に入り老朽化のため故障が相次いでおりまして、このままの状態が続いて安定した運行ができなくなりますと、利用している子供たちに安全面、さらには健康面で重大な支障が生じますことから、緊急に更新することについて御審議をお願いしたところでありまして、具体的な内訳ですが、明星視覚支援学校、延岡しろやま支援学

校の各1台の普通バスの更新、延岡しろやま支援学校の車椅子用のリフトつきバス1台の更新、計3台の更新をお願いするものであります。

特別支援学校のスクールバスの現状ですが、県内13校中8校で16台のスクールバスを運行いたしております。そのうち8台につきましては、スクールバスを県が所有し、運行は業者に委託しております。残りの8台は、車両と運行その両方を業者に委託しております。

○前屋敷恵美議員 バスの配置がないということも聞いているんですけども、保護者の皆さんからかなりの要望も出ているというふうなことも聞いていますので、ぜひ検討方もお願いしたいというふうに思っているところです。

次に、子ども・子育て支援新制度というのが来年4月から施行されることに伴って、議案第7号で「宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例」というのが出されております。このことについて少しお尋ねをしたいんですが、全体的に見まして、国の示した基準をもとにした条例となっているというふうに思っているんですけども、数点伺います。

まず1つに、職員の配置にかかわって、第8条の2項で、特別の事情があるときは保育教諭等について専任の副園長、教頭が兼ねたり、助保育教諭や講師をもってかえることができるというふうな規定になっているんですけども、かえることができる場合というのはどういう場合を言うのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の保育教諭等、これは具体的には幼稚園教諭の免許を持っておられて、なおかつ保育士の資格を

持たれている方ということでございますが、こういう方を1人以上置かなければならない。これが基本的な考え方でありますが、兼ねることができる場合というのは、例えば保育教諭等が病気、育児休業等のため、一時的に離職する場合などを想定いたしております。

○前屋敷恵美議員 わかりました。

次に、同じく第8条の4項で、調理員の園での配置を義務づけながら、調理の外部委託も認めるという内容になっていること、また同じく第8条の5項において、職員の配置を義務努力というふうにしています。副園長、教頭などの配置について、現状とあわせて伺いたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 給食につきましては、施設内での調理が原則となっているため、調理員の配置義務を規定しておりますが、満3歳以上の幼児に対する食事の提供につきましては、安全・衛生面及び栄養面等での質の確保が図られる場合には外部委託を認めていることから、そのような場合には調理員の配置についても規定を緩和いたしているところであります。また、副園長、教頭などの職員配置の現状といたしましては、十分な配置ができていない状況はありますが、主任の配置など組織的な対応により、いずれの園も支障なく運営されております。

なお、副園長、教頭等につきましては、法律上は配置が義務づけられてはおりませんが、教育・保育の質の向上等の観点から、県の条例では努力義務としているものであります。

○前屋敷恵美議員 調理の外部委託、いわゆる食事の外部搬入についてなんですけれども、今、部長がお答えいただきましたように、条例では、衛生面や栄養面を保障する契約であれば

外部搬入がよしということにされているところです。しかし、栄養面を保障するという点での基準をどこに置くのかという点での明確な規定もありませんし、特にアレルギーやアトピーなどの子供がふえるという状況の中で、やはり適切にそういった子供にも対処できる自園の調理が望ましいというふうに思うところなんです。そういう論議というのは、この条例をつくるに当たっては出なかったものなのでしょうか。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 議員が今おっしゃったように、子供に対する給食というのは非常に大事ですので、そのあたりにつきましては、これは条例でございますが、アトピーとかアレルギーとか、そういったものにもきちんと対応できるようにという考え方は規則の中で示して、後は具体的な監査等の中できちんと指導していきたいと思っております。

○前屋敷恵美議員 次に、設備の基準について、第11条で園舎は2階建て以下を原則とするとされているんですけれども、特別な事情があれば3階建て以上にするのを可能にしております。その特別な事情というのはどういう場合なのか、また園舎の面積などについては従来の基準と比較してどうなっているのかもお聞かせください。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 園舎の階数につきましては、2階建て以下が原則であります。ただ、地形の特殊性あるいは土地利用の現況等を考慮する必要がある場合は3階建て以上とすることも可能としているところでもあります。また、園舎の面積につきましては、従来の幼稚園、保育所の面積基準を踏まえた内容となっております。

○前屋敷恵美議員 3階建て以上にする特殊な

例なんですけれども、3階建て以上となりますと、ビルの中の一角を保育の場にするケースがあるとか、建物そのものを新設して3階以上にするという場合だとか、既存のビルを利用したりとか、そういうことも考えられるところなんではないでしょうか。であれば、一定こういうものを満たせば3階以上も可能だというふうな条例にはなっているんですけれども、子供たちの安全性などを担保するという意味では、よりベターな形で、本来、平屋が望ましいというふうに思うんです。そういう規定にしたという点では、国の政令が示してあるということもあるんですけれども、やはり地方での具体的なニーズに合ったような形での条例の中身が必要ではなかったかなというふうにも思うところです。

続けます。次に、園舎の設備についてですけれども、第12条で目的の設備を義務づけながら、保育室と遊戯室などの兼用はありだというふうなことで認めていますけれども、兼用することができるというのはどういう場合を想定するのかをお聞かせください。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 特別な事情があるときの兼用の例でございますが、例えばダンスとか演奏会など集団で行ったほうが教育効果が見込まれる場合に、保育室と遊戯室を一体的に利用することなどを想定して兼用を認めているものでございます。

○前屋敷恵美議員 では、この兼用を認める場合というのは、常に一体的に使うということ想定しているのではないというふうな考え方でいいのでしょうか。

次に、第14条で、園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができるといふようにしているんですけれども、どういふように解釈をすればいいのか、具体的にお

聞かせください。

○福祉保健部長（佐藤健司君） この場合は、同一の設置者が幼保連携型認定こども園も経営し、なおかつ、例えば高齢者施設も同一敷地内で一体的に運営されている場合ということで、そういう場合において、例えば職員室や保健室の併用により、効率的な運営を図る場合などを想定し、設備を兼ねることができるというふうにいたしております。

○前屋敷恵美議員 福祉の施設はそうですが、学校というのはどういう概念を考えればいいんですか。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 幼保連携型認定こども園は学校等も実際運営されるわけですので、それぞれ別の学校を運営されているケースも想定して、こういうことを規定させていただいております。

○前屋敷恵美議員 これは通告していないんですが、今後の課題にしたいというふうに思うんですけれども、15条に掲げてある教育及び保育を行う期間及び時間について、1号認定、2号認定、3号認定と、子供たちの保育が複雑多岐にわたっている、こういう子供たちが同時に入所するわけです。そういった中で、集団保育をする上でさまざまな矛盾や困難が予想される点もあるんじゃないか、そういう点もちょっとお聞きをしたかったんですが、1号認定は3歳以上の教育を希望する子供、2号認定は3歳以上の保育を希望する子供、いわゆる保育の時間は1号認定が4時間、2号認定は8時間から11時間、3号認定では3歳未満の保育で8時間から11時間というふうに、非常に形態が違っているんですね。そういう子供たちを一緒に入所させて保育するという点では、やはりさまざまな矛盾だとか問題が発生するのではないかという

ふうと思うところなんです。入所して保育を受ける子供たちがどうなのかという視点も、この条例の中にはその辺を気遣ったような条例にしていくことも必要ではないかというふうにも思っているところなので、来年4月からの施行になるということなんですけれども、もう少し中身についても検討させていただいたりしたいというふうに思います。きょうは質疑ですので、今回出されました条例について、中身について御説明をいただいたところでした。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○福田作弥議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終了いたしました。

◎ 議案第17号採決

○福田作弥議長 次に、さきに提案のありました、人事委員会委員の選任の同意についての議案第17号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第17号についてお諮りいたします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第16号まで及び請願 委員会付託

○福田作弥議長 次に、今回提案されました議案第1号から第16号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす18日から25日までは、常任委員会及び特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、26日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時17分散会

9月26日（金）

平成 26 年 9 月 26 日 (金 曜 日)

午前 10 時 1 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	丸 山 裕次郎	(同)
23 番	中 野 一 則	(同)
24 番	中 野 廣 明	(同)
25 番	宮 原 義 久	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	横 田 照 夫	(同)
35 番	十 屋 幸 平	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	押 川 修一郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋 夫
公 安 委 員 長	佐 藤 勇 拓
警 察 本 部 長	坂 口 尊
代 表 監 査 委 員	宮 本 秀 繼
人 事 委 員 長	村 社 秀

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 常任委員長審査結果報告

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び決算議案の上程であります。

まず、議案第1号から第16号までの各号議案、請願第50号から第56号まで、並びに継続審査中の請願第38号及び第41—1号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件及び新規請願6件の計8件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第50号、第51号及び第53号については賛成少数により、第38号は賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

また、全会一致で採択いたしました請願第54号及び第55号に基づき、「燃料価格高騰に伴う運送事業者への対策強化を求める意見書」及び「適正な法曹人口のための法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書」を発議することといたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成26年度宮崎県一般会計補正予算

(第2号) についてであります。

今回の補正は、公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、39億1,400万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、繰越金21億8,900万円余、国庫支出金8億5,300万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は、5,802億7,800万円余となります。

このうち、総合政策部所管の予算は、2億2,500万円余の増額補正であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は、147億1,900万円余となっております。

また、総務部所管の予算は、17億200万円余の増額補正であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は、2,522億7,900万円余となっております。

このうち、「みやざきの空」航空ネットワーク活性化・利用促進事業についてであります。

このことについて委員より、「12月に開設予定の香港線に対する運航支援は、どのくらいの期間を予定しているのか」との質疑があり、当局より、「現段階では3年間を目安と考えている。1年目は路線PR等のため初期投資が必要であるものの、路線の周知が図られ安定した運航につながっていけば、2年目以降の段階的な減額も考えられる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、香港からの観光客は県内への高い経済効果が期待できること、また、将来的な貨物の取り扱いによる輸出拡大の可能性は、フードビジネスの活発化に大きく寄与することが見込まれるので、路線の早期安定化に向けてしっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、公益財団法人宮崎県立芸術劇場について

てであります。

このことについて複数の委員より、「当劇場は、アウトリーチ事業や国際音楽祭における劇場外での演奏活動など、県内全域の芸術振興の拠点にもなっているが、より多くの県民に施設を利用していただけるよう、JRからのアクセスといった交通手段の確保など、宮崎市以外からの来場者をふやす方策も今後検討してほしい」との要望がありました。

次に、平成26年度政策評価の結果についてであります。

このことに関連して委員より、「重点項目の交通・物流ネットワークの高度化については、東九州自動車道の早期整備や重要港湾の整備促進など着実に進捗しており、大変評価しているところである。しかしながら、近年の燃油価格高騰は、三大都市圏から遠方にあり、第1次産業を基幹産業とする本県にとって大きな課題となっていることから、さまざまな機会を捉まえて、国に対し、総合的な対策等について提案・要望を引き続き行っていただきたい」との要望がありました。

次に、防災拠点庁舎整備基本構想(案)についてであります。

当局より、防災拠点庁舎に確保する機能や性能、諸室の配置や面積等のほか、庁舎の北側にある防災広場のスペースを確保するため、建物をできるだけ敷地の南側に配置すること、これに伴い建設予定地にある県庁5号館は、現在の外観に復元し、防災拠点庁舎の北側に一体的に整備すること、また設計・工事の発注に当たっては、県内企業の受注機会の確保を図る等の考え方を示した基本構想案の報告がありました。

このことについて委員より、「まずは県民の生命・財産を守ることが最重要課題であるの

で、防災拠点庁舎の整備スケジュールについては、遅延することのないよう努めてほしい」との要望がありました。

また、別の委員より、「県庁5号館にある文書センター内の公文書については、大変貴重であり県民の財産であることから、適切な移転が行われるよう、庁内のプロジェクトチームでの議論を重ねてほしい」との要望がありました。

また、別の委員より、「復元を行った5号館については、来庁者や観光客が利用しやすい飲食・物販施設等の利便施設に活用することを想定しているとのことであるが、その施設での障がい者の雇用も検討できるのではないか」との意見がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、厚生常任委員会、鳥飼謙二委員長。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件及び新規請願1件の計11件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第41-1号のうち請願事項②については賛成少数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で3億4,200万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の福祉保健部の予算額は、1,022億1,900万円余となります。

このうち、薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点化モデル事業についてであります。

これは、医薬品などの適正な使用に関する県民への助言や健康に関する相談、情報提供など、セルフメディケーションの推進のために、薬局・薬剤師を活用した健康情報の拠点づくりを行うものであります。

当委員会といたしましては、県薬剤師会との連携や県民への周知により、適切な健康支援が行われ、自己の健康管理が推進されることを期待するとともに、地方における薬剤師や公務員薬剤師の確保等の対策についても取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、放課後児童クラブ開所時間延長支援事業についてであります。

これは、保護者の意向を反映して、放課後児童クラブが平日18時30分を超えて開所するために必要な費用の一部に補助するものであります。

このことについて委員より、「放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象にしたものであるが、真に利用すべき児童が実際に利用しているかなど、その実態をより把握し、趣旨に沿った運用をすべきではないか」との意見があり、当局より、「事業拡大についての保護者ニーズもあるところではあるが、本来の趣旨を踏

まえ、今後の運用について検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、事業趣旨に即した運用がなされるよう、関係機関と連携を密にして取り組むとともに、障がい児については、特別支援学校生の受け入れ先等が不足しているという声を聞いていることから、その拡充についても積極的に取り組んでいただくよう強く要望いたします。

次に、平成18年度以降の病院改革の総括と新たな経営計画等についてであります。

県立病院事業においては、平成18年度に地方公営企業法の規定を全部適用するとともに、8年間にわたり経営健全化に取り組んできた結果、平成25年度決算において、約1億2,000万円の黒字を達成する見込みとなっています。

このことについて委員より、「医師や看護師等の増員に取り組みながら、また一般会計繰入金削減に努めながらも、約31億円あった赤字を黒字に転換したことは並大抵のことではなく、その努力を高く評価したい」との意見があり、当局より、「職員個々の意識改革によることも大きいと考えている。今後も一般会計繰入金削減等、不断の見直しを行いながら、一層の経営健全化に努めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県民が期待する高度で良質な医療の提供や、地域の医療事情を踏まえた地域の中核病院としての役割など、引き続き、本県医療の中心的役割を担っていただくよう強く要望いたします。

次に、「子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願」についてであります。

本県で実施している乳幼児医療費助成制度に

については、助成対象を未就学児とし、一定の自己負担額を差し引いた額の2分の1を市町村に対し補助しており、その補助額は約9億6,000万円となっています。

このことについて委員より、「助成対象を小学校卒業まで無料化とした場合、必要額はどの程度になるのか」との質疑があり、当局より、「詳しくは試算していないが、対象人数が倍になること、また、医療保険の自己負担割合がふえることなどにより、現在の2倍以上、20億円以上は必要になるのではないか」との答弁があり、また、「医療費助成の重要性を認識した上で補助しているが、助成対象の拡大は相当な財政負担となる。この制度は、全都道府県、全市町村で実施していることから、国に対し、標準的な制度の枠組みの設定や必要な財源の確保について、全国知事会等を通じて要望しているところである」との説明がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、商工建設常任委員会、岩下斌彦委員長。

○岩下斌彦議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で3,200万円余の増額補正となっており、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の商工観光労働部の予算額は、450億2,700万円余となります。

このうち、東アジア等観光誘客推進事業についてであります。

これは、国際定期便のある韓国等での本県の知名度向上の強化や、東南アジア地域での観光誘客の取り組みを推進するものであり、このたびの宮崎—香港線の就航を受け、本県へのさらなる誘客促進に向けた取り組みを行うものです。

このことに関連して委員より、「外国人観光客向けに、観光案内板の外国語表示を今後ふやす必要があるが、表示方法等を検討するべきではないか」との質疑があり、当局から、「外国人観光客に適切な情報を提供することは非常に重要と考えており、スマートフォン等を活用するなど、工夫しながら取り組んでいる。外国語表示は、国においても大きな課題として捉え、観光庁がガイドラインを策定しており、県でも、このガイドラインに沿って案内板を整備していきたい」との答弁がありました。

次に、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会についてであります。

当局より、経営状況等について説明があり、委員より、「協会は、主に県の補助金を財源として事業を実施しているが、本県観光を牽引する組織として、自主的な活動をより積極的に実施するよう努めてほしい」との意見がありました。

次に、県内経済の概況についてであります。

当局より、県内での個人消費の状況や有効求人倍率等について説明があり、委員より、「把握した数値をいかに活用していくかが重要である。現状をしっかりと踏まえて、各種施策に反映させてほしい」との意見がありました。

次に、県土整備部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で11億3,400万円余の増額補正となっており、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の県土整備部の予算額は、748億9,300万円余となります。

このうち、「観光みやぎの再勢 公園施設改修事業」であります。これは、県立青島亜熱帯植物園を青島観光の中核施設となるように再整備し、地域の活性化を図るものです。

このことについて委員より、「青島地域の活性化は、本県の観光振興にとって大きな力となる。商工観光労働部や宮崎市と連携を図りながら、例えば「日本一」と評価されるようなトイレを作るなど、観光客を引きつける魅力ある施設にしてほしい」との要望がありました。

次に、議案第13号及び第14号の「工事請負契約の変更について」であります。

これは、いずれも公共工事設計労務単価の著しい変動が生じたため、請負代金額を増額変更するものです。

このことについて委員より、「労務単価の増額は、下請企業にまで反映されているのか」との質疑があり、当局より、「元請企業に対し、下請負通知書の提出を求めており、通知書に記載された下請負代金額が妥当か確認している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、工事請負契約変更の趣旨が反映された、適切な金額での下請契

約締結に向けて、引き続き取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、地域維持型契約の取り組みについてあります。

これは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の一部改正の趣旨を踏まえ、中長期的な担い手の育成・確保や、地域における災害対応力の強化を図るために、道路や河川等の巡視・巡回等の業務について、包括して契約を行う制度を新たに導入するものです。

このことについて委員より、「当該制度については、建設業者からさまざまな不安の声が寄せられている。来年4月の導入に向けて、詳細な内容は今後検討するとのことであるが、その不安が解消されるよう、しっかりと対応していくべきではないか」との質疑があり、当局より、「当該制度は、建設業者が中長期的に担い手の確保が可能となるような、新たな入札・契約方式に向けて、労務単価や諸経費の中身の見直しも含めた検討を行っている。今後も、関係団体等と十分な意見交換を行いながら、県民に対してよりよいサービスが提供できる制度にしていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、関係団体等の意見を十分に聴取し、地域の実情を踏まえた制度となるよう取り組んでいただくことを要望いたします。

最後に、当委員会において、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査としたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、環境農林水産常任委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で100万円の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は、264億3,900万円余となります。

次に、一般社団法人宮崎県林業公社についてであります。

このことについて委員より、「平成24年度に比べて経常費用が増大しているが、今後の経営に与える影響をどう認識されているか」との質疑があり、当局より、「木材価格の低迷により、これまでの投資分が回収できず、単年度で約8億円の赤字となっている。平成23年度に行った試算では、このような状態が続けば、平成80年度に127億円までふえることとなる」との答弁がありました。

林業を取り巻く環境の変化により、厳しい経営状況が続く中、現在、平成24年3月に改訂した「第三期経営計画」に基づいた経営改善に取り組み、計画を上回る実績を上げられているところでありますが、当委員会といたしましては、引き続き県と公社が一体となって、さらなる経営改善に向けた取り組みを着実に実行していただくよう要望いたします。

次に、公益財団法人宮崎県環境整備公社につ

いてであります。

このことについて委員より、「当法人が運営する「エコクリーンプラザみやざき」内の灰溶融炉については、事故以来、現在も停止している状態だが、今後どう対応するのか」との質疑があり、当局より、「環境や安全性の問題、復旧費用や運転コストの問題等、あらゆる課題について検討し、また関係市町村とも協議を重ねた上で速やかに結論を出し、近隣住民の方々の理解が得られるよう努めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、関係市町村並びに近隣住民の方々の理解が得られるよう、丁寧に協議を進めていただくことを要望いたします。

次に、第七次宮崎県森林・林業長期計画についてであります。

このことについて委員より、「特に山間部における耕作放棄地の問題は深刻であり、農政水産部だけの対応には限界がある。他県では生態系を守り景観をよくするという観点から、センダンの木を植林し、自然に戻すという取り組みが行われている例がある。山を守り、国土を守るという観点から、経済林の需要拡大を図るだけでなく、防災や減災、または美しい景観づくり等の視点も取り入れた取り組みを、全庁を挙げて進めていただきたい」との要望がありました。

また、このことに関連して、別の委員より、「新エネルギーを初めとする再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、山間部における太陽光発電パネルの設置件数が増加している。自然環境や景観保全とのバランスを念頭に置きながら、関係機関と協議の上、森林づくりの取り組みを進めていただきたい」との要望がありました。

次に、鳥獣被害防止対策についてであります。

このことについて当局より、「野生鳥獣による農林作物等の平成25年度の被害額は、平成24年度に比べて約25%の減少となった」との報告がありました。

このことについて委員より、「防護柵の設置が進んだことで被害額は減少したが、捕獲を進めていかに適正頭数にするかが重要である。法改正により捕獲専門の組織をつくれるようになったと聞いたが把握しているか」との質疑があり、当局より、「来年度施行される改正鳥獣保護法において、捕獲に関する知識と能力を有する事業体を知事が認定し、捕獲等事業を委託することが可能となるので、今後の対応について、猟友会とも意見交換をしていきたい」との答弁がありました。これに対して委員より、「例えばモデル地区を選定し委託事業を実施する等、捕獲に向けた取り組みを進めていただきたい」との要望がありました。

次に、オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた木材利用についてであります。

このことについて委員より、「既に当該大会の準備が進められているところであるが、県産材の利用促進についての関係機関への働きかけは、どう取り組まれているか」との質疑があり、当局より、「国や関係自治体等からあらゆる情報を収集し、戦略を立てている。より具体的な企画提案が求められることから、関係部局が一体となり取り組む必要がある。当該大会で利用されることにより、県産材の需要拡大につながると考える」との答弁がありました。

次に、直交集成板（CLT）の利活用に向けた取り組みについてであります。

このことについて委員より、「木材利用の促

進を図る上で、直交集成板（CLT）の利活用が重要だと考えるが、どう取り組まれているか」との質疑があり、当局より、「国内で普及する可能性がわかってきたため、今年度、関係団体との連携を図るための体制を構築したところである」との答弁がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「利活用をちゅうちょしている間に、海外からの売り込みにより、市場を奪われるおそれがあるのではないか」との意見があり、当局より、「外材ではなく、県産材を利用したCLTをいかに作り上げていくかが重要であり、今後とも開発に向けた取り組みを進めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4億3,300万円余、特別会計で2,400万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は、426億3,700万円余となります。

このうち、産学官連携試験についてであります。

この中で、家畜飼料の完全自給を目指した給与システムの開発については、豚、牛について、飼料用米や食品残渣等を原料とした配合飼料等の給与試験及び生産現場での実証を行うものです。

このことについて委員より、「配合飼料価格は高どまりで推移しており、畜産農家の経営を圧迫している。また、このまま円安傾向が続けば価格高騰の懸念もある。当該試験に取り組まれている他の機関との情報交換を密に行い、本県独自のシステムをつくり上げていただきたい」との要望がありました。

次に、公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団に

ついてであります。

このことについて委員より、「口蹄疫復興対策運用型ファンド事業については27年度で終了するが、その後の対応についてはどう考えているか」との質疑があり、当局より、「当該事業は農政水産部に限らず他の部局でも幅広く活用されていることから、今後の対応については、関係部局と協議を進めているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、当該事業の検証を行うとともに、不十分な分野に対する必要な措置を検討していただくことを要望いたします。

次に、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画についてであります。

このことについて委員より、「米については、国内消費量や価格が落ち込む中、農家の生産意欲はますます低下するのではないかと懸念される。今後、米政策が見直されるが、どう対応されるのか」との質疑があり、当局より、「売れる米をつくることはもとより、飼料用米や加工用米、WCS用稲の生産などを組み合わせながら、水田をフル活用していくことが必要と考える」との答弁がありました。

これに対して委員より、「正確な情報や問題点を現場と共有し、農家が働きやすい体制をつくることが重要であるため、市町村や関係団体と連携を図りながら取り組みを進めていただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「儲かる農業の実現に向けたモデルケースをつくることで、他の農業者の指標となり、その波及効果が期待されると思われるが、どう考えるか」との質疑があり、当局より、「今年度、産地における経営体として県内14モデルを選定し、経営プラン策定から

実行までをトータルでサポートすることにより、その育成に関する推進課題等を検証している。集落営農組織や農業法人グループ等と課題を一緒に検証することで、次年度以降の施策に結びつけていきたい」との答弁がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「儲かる農業を実現するためには、よいものをつくと同時に、どのように売るかという経営者の感覚を持つことが大変重要であるため、そのような視点に立った担い手の育成を丁寧にやっていただきたい」との要望がありました。

農業者の多くは危機感を持っており、経営を維持するために努力されているものの、将来に不安を抱えているのが実情です。当委員会といたしましては、国や市町村、民間団体などの関係機関が一丸となり、地域の特性を生かしながら、後継者が育ち、安心して生活することができる、本県独自の「儲かる農業」のモデルを構築していただくことを強く要望いたします。

次に、第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画についてであります。

このことについて委員より、「これからの漁業は魚をとるだけでなく、より詳細なマーケティング分析を行うことで、売れる商品をつくることが重要である。漁業センサスなどの統計データを分析し、また関係団体と協議を重ねていただき、より具体的な方向性を示すことで、儲かる漁業の実現に向けた取り組みを推進していただきたい」との要望がありました。

また、ウナギの資源管理について、複数の委員より、「本県だけの取り組みでは限界がある。国内の資源を管理するという観点から、連絡調整を行う全国組織はないのか」との質疑があり、当局より、「2つの全国的な養鰻団体があるが、新たに養殖をきめ細かく管理する団体

法人を共同で設立することとなっている。今後はこういった組織を通じて、資源管理が進められていくことになる」との答弁がありました。

ウナギの採捕から流通に関する透明性の確保という点において、全国で唯一の条例を制定するなど、本県が先駆的に取り組んでまいりましたが、国際的な資源管理の枠組みが進められる今、全国的な体制づくりが求められております。当委員会といたしましては、公平公正な資源管理を進めるための全国的な枠組みの構築について、国や関係団体に働きかけることを要望いたします。

次に、農地中間管理事業についてであります。

このことについて委員より、「農地中間管理機構の指定を受けている農業振興公社が果たす役割は非常に重要であるため、より実効性を高めていくためにも、当局においてはしっかりとした道筋を示していただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「「人・農地プラン」の見直しが必要とのことだが、市町村のマンパワーには限界がある。県の積極的な関与が求められていると考えるが、どう進めていくのか」との質疑があり、当局より、「市町村や民間団体を含めた体制を構築し、一致団結して進めていくことが重要である。現在、旧44市町村単位で49カ所のモデル地区を選定し、その地域と一緒にあって、関係機関と連携しながら進めているところである。今後は、モデル地区の取り組みについて事例集を作成するなど、情報を共有することで、各地域が取り組みやすくなるための下地をつくっていききたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「例えば固定資産税や

水利費については、農地の提供者と利用者のどちらが負担するかなど、詳細な部分を詰めていただき、一定のモデル的な方法を関係機関へ示していただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、文教警察企業常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、少年非行等の現況と対策についてであります。

このことについて委員より、「少年非行防止のためさまざまな対策を行っているが、その効果についてどのように分析しているか」との質疑があり、当局より、「刑法犯少年については、認知件数、検挙件数ともに減少しているが、少年がかかわることが多い自転車盗難、万引き対策を中心に進めてきたことが、全体の抑止につながったと考えている。また、触法少年と不良行為少年の補導数が増加しているが、このことは犯罪の低年齢化の傾向を踏まえ、平成24年、25年と少年補導に力を入れてきた結果

と考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「補導等の強化に加え、再非行防止対策も重要であることから、現在実施している農業体験や奉仕作業等の立ち直り支援事業についても、関係者との連携を密にし、引き続き取り組みを推進していただきたい」との要望がありました。

次に、交通事故への対策についてであります。

このことについて委員より、ことしの交通事故の発生状況についての質疑があり、当局より、「ことしは人身及び物損事故の件数、また、負傷者数は減少傾向を示しているが、その中で、死亡者数については歯どめがかからず厳しい状況である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「事故防止には、取り締まりに加え、日ごろからの意識づけが非常に重要である。近年、法令講習を受ける機会が減少しているが、以前のように、地域での法令講習を行い、意識啓発を図ることはできないか」との質疑があり、当局より、「以前と比較して、地域からの法令講習開催の要望が少なくなっている。今後、県を含む自治体、関係機関と連携を図り、意識づけのための具体的な方策を見出していきたい」との答弁がありました。

次に、企業局所管の日南ダム発電所についてであります。

これは、利用されていない水資源を有効に活用するため、県内の治水ダムでは初となる水力発電所を建設するものであります。

このことについて委員より、発電開始後の売電収入についての質疑があり、当局より、「年間収入を7,000万円と見込んでおり、初期投資額については、約12年で回収できる予定である」

との答弁がありました。

これに関連して別の委員より、「送電網への接続に係る事業者の工事負担費が増加しているようであるが、発電所の新設等に影響はないか」との質疑があり、当局より、「日南ダム発電所については、系統連系の申し込みが少ない時期に契約したため負担は少ないが、現在は電力会社においては太陽光発電に係る系統連系の申し込みが増加しており、今後は高額な工事負担費が発生する懸念がある。発電所の新設に当たっては、工事負担費を含む初期費用や発電開始後の売電収入について緻密に計算を行い、的確に判断していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、電気事業を取り巻く環境は大きく変化してきていることから、今後も国や電力会社の動向等に留意するなど、幅広い視野で事業を進めていただくよう要望いたします。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で4,400万円の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の教育委員会の予算額は、1,096億6,800万円余となります。

次に、全国学力・学習状況調査の結果についてであります。

このことについて委員より、「今回の結果についてはどのように考えるか」との質疑があり、当局より、「平均正答率が全国平均を上回った科目は8科目のうち3科目であったものの、全体的にはその差は小学校で0.9%、中学校で0.2%とわずかであり、全国平均レベルにあると考えている。本県の課題は「活用」に関する部分であるため、その対策に今後も積極的に取

り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、正答率上位都道府県の調査等を積極的に行うなど、本調査結果の有効活用を図るとともに、教科指導力の向上に努め、引き続き市町村教育委員会との連携を密にし、子供たちの学力向上に向けた取り組みを推進していただくよう要望いたします。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

◎ 質 疑

○福田作弥議長 これより委員長の審査結果報告に対する質疑、討論に入りますが、質疑、討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 日本共産党の前屋敷恵美でございます。先ほど、常任委員長の報告がございましたが、総務政策常任委員会委員長に請願についての審査の状況など御報告をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

総務常任委員会に付託をされた新規請願第50号「川内原発に反対表明を求める請願」、同じく新規で第51号「集团的自衛権行使を容認した閣議決定の撤回を求める意見書の提出を求める請願」、第52号「消費税の増税を撤回し、10%への引き上げはやめることの意見書を国に提出

することを求める請願」、また、第53号「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書採択に関する請願」、これはいずれも新規請願で、県民の皆さんの思いの詰まった請願だと思っておりますが、委員会の結果はいずれも即不採択という報告でありました。委員会審査の状況、経過も含めて、それから、不採択とした主な理由などお聞かせいただきたいと思っております。

○松村悟郎議員 お答えいたします。請願第50号から第53号の審査についてであります。委員会の審査においては、委員の皆様それぞれ御意見をお伺いし、取り扱いについて諮ったところであります。継続審査または採決をするかどうか諮ったところ、採決との御意見があり、採決となりました。採決によって賛否をお諮りしたところ、不採択となったものであります。

また、内容につきましては、請願第50号及び第52号、第53号については、委員会の場で特段の御意見はありませんでした。

請願第51号「集团的自衛権行使を容認した閣議決定の撤回を求める意見書」については、賛成の御意見がありました。

また、先ほどと一緒にございますけれども、採決との御意見があり、採決したところ、いずれも不採択となったものであります。

○前屋敷恵美議員 いずれの請願も、私は紹介議員という立場上、どういう理由で不採択になったのかということが明確に示されないでは、責任の負いようがないわけなんですけれども、切実な思いで県議会に提出をされている請願ですので、そこのところをもう少し詳しく、どういう論議があったのか、いいという論議か悪いという論議か、いずれの立場でそれぞれ討議がなされるべき案件だと思います。そのところをもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思

います。

○松村悟郎議員 今回の請願が上がった時点で、それぞれの委員の皆様、あるいは委員が所属する会派、その中で十分な協議がなされたものと思います。各委員の皆様もそれぞれ理解した上で委員会の場に臨んでいただいたものと思います。その中で意見等を求めたところ、特段の御意見、先ほども述べさせていただきましたけれども、なかったわけでございますが、慎重に審査という形でございますので、賛否を問うたところ、不採択という結果が出たものだと思います。

○前屋敷恵美議員 では、結果的に委員会の中ではさしたる議論はなかったというふうに受けとめさせていただきたいと思います。であれば、やはり議会として、また議員として責任を負う立場から、それぞれの請願について、それぞれの立場でのこの後の本会議の討論がありますけれども、その場で明確な態度表明をすることが筋だと思っておりますので、それを期待したいと思います。以上で終わります。

○福田作弥議長 以上で常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提出されました議案及び請願について、議案第6号、第7号及び請願第50号から第53号の不採択に反対の立場から討論を行います。

まず、議案第7号「宮崎県幼保連携型認定こ

ども園の設備及び運営の基準に関する条例」についてです。

政府が進める「子ども・子育て支援新制度」の来年4月からの実施に向けて、内閣府が定める省令に基づいて、幼保連携型認定こども園の認可基準となる条例を定めるものですが、何より子供たちの安心・安全や子供の保育を受ける権利の保障が重要です。

しかし、幼保連携型認定こども園は、基本的な問題を抱えています。1つは、保育時間が異なる子供と一緒に保育を受けるために、長時間の子供は1日で最低3回も保育室を移動し、同時に保育者も変わるため、保育士と子供の信頼関係や子供同士の関係性が形成しにくくなること。2つは、3歳以上の保育では、短時間と長時間により保育内容が区別され、保育の一貫性が保障できなくなること。3つには、夏休みなど長期休暇にかかわって、短時間保育児は夏休みをとりませんが、長時間児は保育を受けます。そこで、保育の目標や内容などをどのように設定するのか、複雑な課題を抱えることとなります。

また、園舎の設置基準を2階建て以下を原則としながら、一定の基準を満たせば、4階建て以上にも保育室を認めるなどは、実際に火災など緊急事態での避難を考えても、果たして安全性が保障されるかなども危惧されるところです。子供たちに、よりよい保育を提供するという点から見て、総体的に保育の後退は否めず、本条例を認めることはできません。

また、議案第6号「宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例」についても、同様の立場から認められません。

次に、請願についてです。

まず、請願第50号「川内原発再稼働に反対表

明を求める請願」についてです。

政府は、原子力規制委員会が九州電力川内原発について、再稼働の前提となる規制基準に適合しているとする審査書を決定したことをもって、再稼働を進める方向を明確にしました。川内原発が、全国原発再稼働の突破口にされようとしています。

しかし、この規制基準自体、政府の言う「世界最高水準」と言えるようなものではなく、E Uで採用されている核燃料溶融時の対応設備や格納容器の二重化などすらなく、しかも、活断層問題や地震動、予知できない巨大カルデラ噴火問題など事故発生の可能性が危惧される条件が明らかに示されている中で、こうした問題を棚上げにしての「適合」です。川内原発で重大事故が起これば、風下になりやすい宮崎県に壊滅的な被害が及ぶことは明らかです。まさに宮崎は被害地元そのものです。

大飯原発3・4号機の運転差しとめを命じた福井地裁に続いて、原発事故で避難中にみずから命を絶った女性への損害賠償を命じた福島地裁の判決は、ともに「原発と人類は共存できない」ことを示しました。

今回、本請願とともに、再稼働に反対する3万5,000筆を超える県民の署名が届けられておりますが、多くの県民と国民世論の多数が再稼働反対の意思を表明しています。

県民のよりどころである県議会が、こうした県民の切実な思いをしっかりと受けとめて、川内原発再稼働反対を表明することは、県議会の務めであるというふうに思います。

次に、請願第51号「集団的自衛権行使を容認した「閣議決定」の撤回を求める意見書の提出を求める請願」についてです。

ことし7月1日、安倍内閣は、憲法9条のも

とでも「集団的自衛権の行使」が容認されると、憲法解釈を変更する閣議決定を行いました。まさに、立憲主義を否定し、大多数の国民の反対の声を無視して強行した暴挙です。何より、武力行使を禁じた9条に明確に反する憲法違反そのものであり、無効です。国のあり方を180度変えてしまう大転換を、立憲主義にも平和主義にも反し、時の一内閣が憲法解釈で閣議決定で行うことに何の道理もありません。

日本は、戦後69年間、他国の人々の命を奪うことも傷つけることもなく、平和国家として歩み続けてきました。この姿勢が国際社会の中で信頼関係を築いてきたのです。集団的自衛権の行使容認は、これまで憲法9条で守ってきた「海外での武力行使の歯どめ」を外し、日本が「戦争しない国」から「戦争する国」になるということにほかなりません。人の命を奪い、奪われる愚かな戦争への道を歩まないために、集団的自衛権行使を容認した閣議決定は直ちに撤回すべきです。

次に、請願第52号「消費税の増税を撤回し、10%への引き上げはやめること」の意見書を国に提出することを求める請願」についてです。

安倍自公政権は、ことし4月1日から消費税8%への引き上げを強行し、来年10月にはさらに10%に引き上げようとしています。8%で8兆円、10%で13.5兆円もの負担を国民に押しつける大増税計画です。増税後の4月～6月期の国内総生産(GDP)が年率換算でマイナス6.8%も落ち込み、家庭消費も年率換算でマイナス18.7%と空前の落ち込みです。それは、増税の一方で勤労者の実質賃金がマイナス3%以上も減っているからです。実質所得が減り、消費が落ち込み、GDPが落ち込むという典型的

な増税不況が始まるという事態に立ち至り、深刻な悪循環に落ち込んでいます。

宮崎県の影響調査でも、「企業の半数が売り上げ減少」という結果が出ていますが、さらなる消費税の増税は、日本経済の大打撃も直視できない「亡国政治」そのものです。

「社会保障と税の一体改革」と称して、増税分は社会保障にと言いながら、医療も介護も社会保障は改悪の一途をたどっています。

また、復興特別法人税の1年前倒し廃止にとどまらず、新たな5兆円規模の法人実効税率の引き下げや、戦争する国づくりに向けた5兆円を超える軍事費の増額など、国民の暮らしを見ないやり方を見過ごすことはできません。

消費税は低所得者ほど負担が重く、極めて逆進性の強い最悪の大衆課税です。しかも、国民の所得が減り、経済がデフレ不況から抜け出していない中で、さらなる増税を強行すれば、暮らしにも経済にも致命的な打撃を与えることは明白です。今こそ政府は国民の声を受けとめて増税中止の決断をすべきです。

宮崎県議会は、県民の暮らしや地域経済を守る立場に立って、政府に「消費税増税を撤回し、10%への引き上げをやめることを求める意見書」を上げるべきではないでしょうか。請願者、県民の切実な思いをしっかりと酌み取ることが求められていると思います。

最後に、請願第53号「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」採択に関する請願」についてです。

昨年12月、「特定秘密の保護に関する法律」の採決が強行されました。

この「秘密保護法」の問題点は、表現の自由や知る権利を含む国民の基本的な人権が極めて深刻な制約を受け、民主主義、国民主権が形骸化

する危険性が高いことです。

第1に、「特定秘密」の指定が政府に委ねられ、政府の恣意的判断で勝手に決められることです。例えば、普天間基地などに関する情報や原発の安全性や放射能被曝などの情報等、行政機関が国民に知られたいくない情報は「特定秘密」に指定して、国民の目から隠してしまえるということです。その上、刑事の適用範囲もあいまいで広範です。国民は、何が秘密かも秘密にされる社会の中で、自分が近づいた情報の中身もわからないまま処罰をされ得ることです。

第2に、「特定秘密」を取得し、漏えいする行為だけでなく、それを知ろうとする行為についても処罰の対象となり、犯罪者として扱われ、懲役10年の重罰など処罰の対象になります。こうした重罰法規は、マスコミの記者、フリーライター、研究者の自由な取材を著しく阻害するおそれがあり、言論・表現の自由を委縮させ、民主主義社会をその土台から掘り崩し、日本を暗黒社会とするものです。

第3に、国会や国会議員の特定秘密の提供を……（2回目ブザー）著しく制限し、国会議員も……

○福田作弥議長 前屋敷議員、時間が参りました。

○前屋敷恵美議員 （続）処罰の対象に含めるなど、国会の国政調査権、議員の質問権さえ侵すものとなっています。

このように、「特定秘密保護法」は……

○福田作弥議長 前屋敷議員、時間です。

○前屋敷恵美議員 （続）国民の目、耳、口を塞ぎ、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という日本国憲法の基本原理を根底から覆すものです。まさに戦前の治安維持法と……

○福田作弥議長 前屋敷さん、時間が来ており

ます。

○前屋敷恵美議員 (続) 根を同じくする弾圧法にほかなりません。

○福田作弥議長 終わってください。

○前屋敷恵美議員 (続) こうした「特定秘密保護法」は廃止をすべきです。こういう立場から、いずれの請願についても、県議会として採択を強く求めるものです。議員の皆さん方の明確な良識を期待し、反対の討論といたします。

[降壇]

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第6号及び第7号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議案第6号及び第7号について一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第5号まで及び第8号から第16号まで採決

○福田作弥議長 次に、議案第1号から第5号まで及び第8号から第16号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第41—1号中請願事項②採決

○福田作弥議長 次に、請願第41—1号中請願事項②についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第50号採決

○福田作弥議長 次に、請願第50号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第52号採決

○福田作弥議長 次に、請願第52号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第51号及び第53号採決

○福田作弥議長 次に、請願第51号及び第53号について一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、両請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第41—1号中請願事項①、
第54号及び第55号採決

○福田作弥議長 次に、請願第41—1号中請願事項①、第54号及び第55号について、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第38号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は

委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成26年9月26日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 議会運営委員長 中野 一則

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

議員発議案第2号

国会における憲法改正議論の推進を求める意見書

議員発議案第3号

労働者保護制度の見直しに関する意見書

議員発議案第4号

軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取組の推進を求める意見書

議員発議案第5号

産後ケア体制の支援強化を求める意見書

議員発議案第6号

「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な
対策の強化を求める意見書

平成26年9月26日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 総務政策常任委員長 松村 悟郎
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に
より提出します。

記

議員発議案第7号

燃料価格高騰に伴う運送事業者への対策強
化を求める意見書

議員発議案第8号

適正な法曹人口のための法曹養成制度の抜
本的見直しを求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第8号まで

追加上程

○福田作弥議長 ただいま朗読いたしました議
員発議案第1号から第8号までの各号議案を日
程に追加し、議題とすることに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項
及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員
会の付託を省略して直ちに審議することに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、その

ように決定いたしました。

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許しま
す。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第1号
及び第2号について、反対の立場から討論を行
います。

まず、議員発議案第1号「慎重な参議院選挙
制度改革を求める意見書（案）」についてで
す。

現在、国会内に設置された参議院選挙制度協
議会において、参院選の「1票の格差」を是正
するための協議が続けられています。

同協議会の中で、現行の都道府県議会の選挙
区割りの考え方を参院に当てはめると、最大2.6
倍の格差が生じることが示され、今後の検討課
題とされています。

最高裁判決が、「格差2倍以内としている衆
院に対し、参院選だから投票価値の平等の要請
が後退してよいと解すべき理由は見出しがた
い」と述べているように、「格差は2倍以内」
が求められており、それは国民的な常識にもか
なっていると思います。

しかし、投票価値の平等、法のもとの平等と
いう点からすれば、格差は限りなく1対1を目
指す努力をすべきです。

2010年、当時の西岡武夫参院議長が格差是正
について、「ブロックごとの比例代表制をたた
き台に議論すること」を提示しておられます
が、我が党は、投票価値の1票の格差是正と、
多様な民意を正確に反映させるという点にお
いて、比例代表制を軸に議論すべきだという立
場です。

本意見書案では、選挙区の見直しに当たっては、安易な合区による解決でなく、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件などを考慮すべきことと求めています。本来解決しなければならない一番肝心の「1票の格差」是正の観点がかく欠落しており、賛成できる内容ではありません。よって、本意見書案には反対するものです。

次に、議員発議案第2号「国会における憲法改正議論の推進を求める意見書(案)」についてです。

本意見書案では、外交・国際紛争問題が頻発しているが、国の危機管理が明確でないことなどを理由に、また、国民投票法が成立したことをもって改憲論議を推進することを求めています。憲法を変えなければ問題が解決しないという議論は成り立ちません。それどころか、現行憲法の果たしてきた役割を認識することが重要ではないでしょうか。

現憲法がうたっている「不戦の決意」「武力行使の歯どめ」によって、これまでただの一度も戦争をすることがなかったことがどれほど日本と世界の平和に貢献し、また未来の平和を守るものであるかは、まさに歴史が証明しているのです。

日本共産党は、日本国憲法の前文を含む全ての条項を守る立場です。

日本国憲法の原則は、世界の進歩的な流れを踏まえ、それを発展させた先駆的価値を持つもので、21世紀の新しい日本の民主的な国づくりの羅針盤になり得るものです。

こうした見地から、現憲法を改定しようとするいかなる行動にも反対します。

現在、政権与党である自民党は、「憲法改正草案」を示し、「現行憲法の全ての条項を見直

す」として、最大の狙いを、海外で武力行使ができるように、9条の改定とともに、国防軍の創設に置いていることは明らかです。

しかも、米軍とともに戦争をすることを可能にするための集団的自衛権の行使容認を閣議で決定した解釈改憲は憲法違反そのものであり、到底認められるものではありません。

日本国憲法は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」という一文から始まる崇高なものです。

本来、憲法は99条でうたつてあるように、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、憲法を尊重し、擁護する義務を負わなくてはならないものであり、国民が権力を縛るためのものです。

徹底した平和主義を掲げる9条、国民の生存権と文化的生活を明記した25条を初め、憲法の全条項を厳格に守り実践することこそ、豊かな国民生活を保障するものであり、真に国民本位の政治を実現する道です。世界に誇れる日本国憲法の改定など論外であり、認めることはできません。

よって、本意見書案に強く反対を表明し、討論といたします。以上です。〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第1号及び第2号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第1号及び第2号について、一括お諮りいたします。

両案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、両案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第3号から第8号まで採決

○福田作弥議長 次に、議員発議案第3号から第8号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号から第22号まで上程

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第18号から第22号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○福田作弥議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました特別議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、議案第18号「平成25年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは、平成25年度の一般会計と15の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入6,135億927万7,000円、歳出5,985億1,085万7,000円となっており、翌年度への繰越事業に充当する財源を差し引いた実質

収支は、21億8,993万8,000円となっております。

平成25年度の財政運営につきましては、復興から新たな成長へ向けた成長産業の育成・加速化や、南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえた防災・減災対策などに積極的に対応するため、必要な財源の確保に取り組む一方で、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、一般行政経費の徹底した見直し等を行い、財政調整のための基金の取り崩し額の縮減や、臨時財政対策債を除く県債の発行抑制と残高の圧縮を図ったところであります。

しかしながら、地域経済の活性化や人口減少対策など、取り組むべき課題が山積する中で、ふえ続ける社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策等に多額の経費が必要となる見込みであり、本県財政は今後とも厳しい状況が続く見通しとなっております。

このため、これまで以上に歳入歳出の両面から徹底した見直しを行い、将来にわたって持続可能な財政構造に転換できるよう、引き続き財政改革の取り組みを進めていく必要があるものと考えております。

議案第19号から第22号までは、平成25年度の電気事業会計、公共用水道事業会計、地域振興事業会計及び県立病院事業会計につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、決算について議会の認定に付するものなどであります。

このほか、報告が1件ございますが、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、議会に報告するものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要等について御説明いたしました。よろしく御審議の

平成26年 9 月 26 日 (金)

ほどお願いいたします。〔降壇〕

○**福田作弥議長** 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす27日から30日までは、議案調査等のため
本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月 1 日午前10時開会、決算
特別委員会の設置から決算議案の委員会付託ま
でであります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時23分散会

10月1日（水）

平成 26 年 10 月 1 日（水曜日）

午前 10 時 0 分開議

出席議員（38 名）

2 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有岡浩一	(愛みやざき)
4 番	凶師博規	(同)
5 番	西村賢	(同)
6 番	松村悟郎	(自由民主党)
7 番	内村仁子	(同)
8 番	岩下斌彦	(同)
9 番	後藤哲朗	(同)
10 番	右松隆央	(同)
11 番	二見康之	(同)
12 番	清山知憲	(同)
13 番	福田作弥	(同)
14 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡辺創	(県民連合宮崎)
17 番	田口雄二	(同)
18 番	高橋透	(同)
19 番	星原透	(自由民主党)
20 番	蓬原正三	(同)
21 番	井本英雄	(同)
22 番	丸山裕次郎	(同)
23 番	中野一則	(同)
24 番	中野廣明	(同)
25 番	宮原義久	(同)
26 番	山下博三	(同)
27 番	徳重忠夫	(無所属クラブ)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太田清海	(県民連合宮崎)
30 番	井上紀代子	(同)
31 番	鳥飼謙二	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	横田照夫	(同)
35 番	十屋幸平	(同)
36 番	外山三博	(同)
37 番	坂口博美	(同)
38 番	中村幸一	(同)
39 番	押川修一郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	稲用博美
副知事	内田欽也
総合政策部長	橋本憲次郎
総務部長	成合修
危機管理統括監	金丸政保
福祉保健部長	佐藤健司
環境森林部長	徳永三夫
商工観光労働部長	茂雄二
農政水産部長	緒方文彦
県土整備部長	大田原宣治
会計管理者	舟田美揮子
企業局長	四本孝一
病院局長	渡邊亮一
財政課長	阪本典弘
教育委員長	齊藤和子
教育長	飛田洋
警察本部長	坂口拓也
代表監査委員	宮本尊
人事委員会事務局長	亀田博昭

事務局職員出席者

事務局局長	大坪篤史
事務局次長兼総務課長	山内武則
議事課長	亀澤保彦
政策調査課長	高林宏一
議事課長補佐	内野浩一朗
議事担当主幹	松吉浩
議事課主査	松本英治
議事課主任主事	川崎一臣

◎ 決算議案に対する質疑

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算議案に対する質疑及び決算特別委員会の設置から決算議案の委員会付託までであります。

ここで、決算議案に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会に提案されました議案第18号から第22号の平成25年度における決算の認定についての中の、議案第18号の宮崎県歳入歳出決算の認定について、自席から質疑をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、財政運営についてです。

歳入において、平成25年度の地方交付税の額、そして前年度との比較、さらには減収の理由についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（成合 修君） 平成25年度の地方交付税額は約1,851億4,600万円であり、前年度と比べ、約41億円、2.2%の減となっております。減収の主な理由は、地方公務員の給与費について、国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として算定されたこと等が影響しているものと考えております。

○前屋敷恵美議員 では次に、平成25年度の臨時財政対策債の発行額について伺いたしたいと思います。

○総務部長（成合 修君） 平成25年度の臨時

財政対策債の発行額は、約413億2,500万円であります。

○前屋敷恵美議員 臨時財政対策債は、県が県債を発行して、地方交付税の肩がわりをするというものですけれども、臨時財政対策債の償還費が交付税上どのように算定されて、交付税措置をされているのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（成合 修君） 臨時財政対策債につきましては、元利償還金の全額が交付税措置されることとなっております。具体的には、過去発行いたしました臨時財政対策債について、おおむね30年で償還するものとして理論上算定した元金及び利子の合計額が、毎年度の基準財政需要額に算入されております。

○前屋敷恵美議員 では次に、歳出について伺いたしたいと思います。今回も不用額が総額で70億4,356万円余と、前年度をもかなり上回っております。不用額について、その主なものについて、民生費、衛生費は福祉保健部長に、また、農林水産業費、土木費、教育費、それぞれ部長、教育長にお答えいただきたいと思います。

○福祉保健部長（佐藤健司君） 民生費の不用額は9億3,700万円余で、その主なものは、障がい者に係る自立支援医療費や生活保護世帯に対する扶助費などであり、また、衛生費の不用額は2億4,000万円余で、その主なものは、ウイルス肝炎治療に対する医療費助成などです。不用となった要因は、医療費や扶助費等の実績が見込みを下回ったこと等によるものであります。

○農政水産部長（緒方文彦君） 農林水産業費についてであります。不用額は35億8,100万円余であります。この主なものは、公共土地改良事業等に関し、用地買収や地元調整に日時を要

し、年度内の契約締結に至らなかったこと、及び、次世代施設園芸導入加速化支援事業に関し、国の予算措置の関係から、一部予算が26年度分として分割されたことなどによる執行残でございます。

○**県土整備部長（大田原宣治君）** 土木費の不用額につきましては、7億700万円余となっております。主なものは、国の経済対策の実施に伴う補正のうち、道路事業や公園事業におきまして、国からの交付額が見込み額を下回ったことなどによるものであります。

○**教育長（飛田 洋君）** 教育費についてであります。教育費は3億8,900万円余の不用額であります。主なものは、職員の人件費において、給料や職員手当等の実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

○**前屋敷恵美議員** 続けて行います。監査意見書での指摘事項について伺いたいと思います。

随意契約については、例年改善を図ることが指摘されており、平成25年度で一回の物品購入額が10万円未満の随意契約で、定期購入により総額がふえるため検討が必要というふうにあります。具体的には、どのような品目で、金額はどれほどになっているのか伺いたいと思います。

○**代表監査委員（宮本 尊君）** お尋ねの購入契約の品目は、印刷用紙でありまして、1年間の総額で112万円余となっております。

なお、この件は、平成26年度は、三者見積もりによる単価契約に改善されております。

○**前屋敷恵美議員** あわせて、収入事務、支出事務、そして契約事務についての指摘事項が今回もあります。どのような事例か、また件数はどれほどになっているのか伺いたいと思います。

○**代表監査委員（宮本 尊君）** 指摘事項の事例としましては、収入事務につきましては、収納した現金を直ちに指定金融機関に払い込むべきところを、後日、一括して払い込んでいたもの、支出事務につきましては、担当者の認識不足によりまして、受給資格のない職員に手当を支給していたもの、契約事務につきましては、立竹木の補償契約書について、対象物件の所在地の表示が適切でないものなどが見受けられました。

なお、平成25年度事業を対象とした指摘及び注意件数は90件で、前年度の128件に比べ38件減少しております。

○**前屋敷恵美議員** 以上のような監査委員からの指摘を受けて、どのような対策を講じておられるのか、会計管理者にお願いします。

○**会計管理者（舟田美揮子君）** 会計管理局では、これまで、財務会計事務の研修や出先機関に出向いての個別指導検査を行うなど、職員の事務能力の向上に取り組んできております。今回の監査委員の指摘を踏まえまして、職員一人一人の能力を着実に高めていくことが必要なことから、きめ細かな相談対応や指導を行うとともに、さらなる研修の充実を図り、公正で適正な財務会計事務の確保に努めているところであります。

○**前屋敷恵美議員** では次に、各種施策、また事業について伺いたいと思います。

まず、職員定数についてです。知事部局の職員数の増減について、25年度の実績を伺いたいと思います。

○**総務部長（成合 修君）** 知事部局等における職員数は、平成26年4月1日現在で3,790人となっております。前年同期比で14人の減となっております。

○前屋敷恵美議員 あわせて、教育委員会が所管する職員数の増減についても、25年度の実績でお答えください。

○教育長(飛田 洋君) 公立学校の教職員数は、法令に基づき5月1日現在の学級数等により算定されますことから、5月1日現在の職員数で申し上げますと、平成26年5月1日現在の職員数は、事務局職員を含め1万897人でありまして、前年同期比で30人の減となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、防災・減災の関連でお伺いしたいと思います。県内の急傾斜地崩壊危険箇所は現在何カ所あるのか。そのうち、平成25年度末時点で、土砂災害警戒区域などの指定に必要な基礎調査が終わっていない箇所は何カ所あるのか、お伺いしたいと思います。

○県土整備部長(大田原宣治君) 県内の急傾斜地崩壊危険箇所は8,314カ所ありまして、そのうち、平成25年度末時点で基礎調査が終わっていない箇所は5,515カ所となっております。

○前屋敷恵美議員 また、木造住宅耐震化リフォーム支援事業の当年度の実績をお聞かせください。

○県土整備部長(大田原宣治君) 耐震診断につきましては、宮崎市ほか8市10町におきまして139戸、耐震改修につきましては、宮崎市ほか5市6町におきまして30戸実施したところでありまして、また、アドバイザー派遣につきましては、延岡市ほか4市2町におきまして72件となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、県営住宅に関してですけれども、当年度の係る事業を踏まえて、補強コンクリートブロック造の県営住宅の耐震化の状況について伺いたいと思います。

○県土整備部長(大田原宣治君) 補強コンク

リートブロック造の県営住宅につきましては、入居者への住みかえの案内や建てかえを行っておりまして、平成25年度は、平和が丘団地ほか1団地、62戸の建てかえを実施したところであります。

○前屋敷恵美議員 同じく当年度、25年度の事業を踏まえて、県立学校、そして市町村立学校の耐震化の進捗状況を伺いたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 県内公立学校施設の耐震化の進捗状況についてであります。県立学校施設につきましては、平成25年度末に耐震化率100%を達成いたしました。市町村立小中学校の耐震化率につきましては、平成26年4月1日現在、94.4%となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。それぞれ質疑をさせていただきましたが、時間もありますので、最後に、平成25年度決算において、県民の暮らしにかかわっての課題が山積する中で、知事がどのように総括しておられるのか、改めてお伺いして、質疑を終わりたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 平成25年度は、「復興から新たな成長へ」を旗印としまして、フードビジネスの展開など成長産業の育成の加速化や、本格的な景気回復に向けた地域経済の活性化、また、南海トラフ巨大地震への対応など安全・安心で豊かな地域づくりなどに重点的に取り組んだところであります。

一方で、本県の財政は、自主財源に乏しく脆弱な上に、ふえ続ける社会保障関係費などへの対応に多額の基金取り崩しを余儀なくされるなど、大変厳しい状況にありますので、歳入・歳出両面から、財政改革の取り組みも着実に実行してきたところであります。本県が抱える政策課題に的確に対応しつつ、財政調整のための基

金の取り崩しの縮減や、臨時財政対策債を除く県債の発行抑制と残高の圧縮等を図るなど、厳しい財政状況を踏まえた、めり張りのある財政運営を行うことができたのではないかと考えているところであります。

○前屋敷恵美議員 ただいま知事から総括をいただきましたが、大変失礼いたしました、私、もう1件、聞き忘れておりました。耐震化の問題で、幼稚園、保育所の耐震化についても、進捗状況をお伺いするところでありましたので、福祉保健部長、済みません、よろしくお願ひします。

○福祉保健部長(佐藤健司君) 幼稚園及び保育所の耐震化であります。26年4月1月現在で、幼稚園の耐震化率が85.1%、保育所につきましては、中核市である宮崎市を除いた数字になります。76.3%となっております。

○前屋敷恵美議員 以上で終わります。後は委員会での質疑に移らせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○福田作弥議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、議会運営委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成26年10月1日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 議会運営委員長 中野 一則

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に

より提出します。

記

議員発議案第9号

決算特別委員会の設置について

◎ 議員発議案第9号上程、採決

○福田作弥議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第9号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、議員発議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号から第22号まで

決算特別委員会付託

○福田作弥議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第18号から第22号までの各号議案については、ただいま設置が決定しました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

執行部は、ここで退席となります。

午前10時17分休憩

午前10時27分開議

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）

○福田作弥議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

決算特別委員会 委員長 押川修一郎
副委員長 松村 悟郎

○福田作弥議長 以上で報告は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす2日から9日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時開会、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時28分散会

10月10日（金）

平成 26 年 10 月 10 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	丸 山 裕次郎	(同)
23 番	中 野 一 則	(同)
24 番	中 野 廣 明	(同)
25 番	宮 原 義 久	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	横 田 照 夫	(同)
35 番	十 屋 幸 平	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	押 川 修一郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋 夫
公 安 委 員 長	佐 藤 勇 拓
警 察 本 部 長	坂 口 尊
代 表 監 査 委 員	宮 本 秀 繼
人 事 委 員 長	村 社 秀

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 決算特別委員長審査結果報告

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第18号から第22号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。それでは、当決算特別委員会に付託されました議案第18号から第22号に係る平成25年度決算の認定等について、各分科会を中心に審査を行ってきたところではありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第18号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

平成25年度の一般会計決算額は、歳入6,135億927万7,000円、歳出5,985億1,085万7,000円で、前年度決算額と比べ、歳入が6.8%の増、歳出が6.1%の増であります。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は149億9,842万円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は21億8,993万8,000円の黒字となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など15の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が1,162億3,275万3,000円、歳出が1,138億4,686万7,000円で、差し引き残額は23億8,588万6,000円となっております。

次に、議案第19号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

平成25年度の事業収益は41億7,578万9,000円、事業費用は35億4,987万5,000円で、当年度純利益は6億2,591万4,000円となっており、その全額を減債積立金等に積み立てるものであります。

供給電力量の目標達成率は、ダム地点の降雨量が過去30年平均の81.7%と、渇水に見舞われた影響により86.2%となっており、電力料金収入の目標達成率は98.2%となっております。

次に、議案第20号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

平成25年度の事業収益は3億6,296万9,000円、事業費用は2億4,272万1,000円で、当年度純利益は1億2,024万8,000円となっており、その全額を減債積立金等に積み立てるものであります。

なお、給水量の目標達成率は110%となっております。

次に、議案第21号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。

平成25年度の事業収益は2,754万円、事業費用は1,863万円で、当年度純利益は891万円となっており、その全額を借入金償還積立金に積み立てるものであります。

なお、施設利用者数の目標達成率は87.2%となっております。

最後に、議案第22号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

平成25年度の事業収益は277億2,844万7,000円、事業費用は276億444万3,000円で、当年度純損益は1億2,400万4,000円と、19年ぶりの黒字となり、前年度と比較すると、純損益は2億2,165万6,000円改善しております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ

効率的になされ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて確認することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案第18号については賛成多数、議案第19号から第22号については全会一致で、認定、または可決及び認定すべきものと決しました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項として、本県財政を取り巻く状況は依然として大変厳しいものがありますので、引き続き、財政改革への取り組みを着実に推進し、効果的・効率的な予算の執行に努め、財政の健全化を図ることを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について、県当局の今後一層の取り組みや検討、改善を求めるものであります。

1つ、県税の収入未済額について、市町村との緊密な連携により徴税対策の一層の強化を図り、さらなる縮減に取り組むこと。

1つ、効果的な施策の推進を図る上で必要な統計調査を積極的に実施するとともに、その実施に当たっては、県民の理解と協力が得られるよう、普及・啓発活動等に引き続き取り組むこと。

1つ、移住の促進について、市町村や地域住民とさらなる連携を図り、受け入れ支援体制の整備促進や情報発信など、積極的な施策の推進に今後とも努めること。

1つ、交通安全対策について、関係団体等との連携を密にして、後部座席シートベルト等の着用率を上げる啓発活動に積極的に取り組み、交通事故死傷者数のさらなる抑止を図ること。

1つ、自殺対策について、これまでの取り組みに加え、新たな角度からの対策についても検討し、「自殺ゼロ」に向けた取り組みをさらに推進すること。

1つ、医師確保対策について、これまでの取り組みを着実に実施することに加え、医師不足や医師の地域偏在の解消に向け、新たな確保策についても検討すること。

1つ、県立病院事業会計決算について、病院事業全体で黒字化を達成したことは評価するが、県立日南病院のさらなる収支改善や、県立延岡病院等の休診科の解消、また県立宮崎病院の再整備など、さまざまな課題も残されていることから、引き続き経営改善に努め、本県の医療を担う中核病院として、安定的な病院運営に向けた、より一層の取り組みを進めること。

1つ、「売れる商品をつくる！食品産業試作品ブラッシュアップ事業」における成果を踏まえ、県内企業が競い合って商品力を高め、人目を引く新しい商品が生まれるよう、今後とも積極的に取り組むこと。

1つ、県境を越えた観光交流・連携について、誘客促進に向けて、九州各県や関係団体等とより一層の連携を図り、広域的・戦略的に取り組むこと。

1つ、沿道修景美化推進対策について、観光振興のためにも、良好な道路環境となるよう最大限努力すること。

1つ、通学路の安全確保について、市町村が策定中の通学路交通安全プログラムがよりよいものとなるよう、県も積極的に策定に協力するとともに、児童生徒が安全に通学するために必要不可欠な通学路の整備に今後とも取り組むこと。

1つ、労働災害防止対策について、農林業作

業のさらなる安全確保を目指すため、労働災害の現状を詳細に分析し、講習会や指導のあり方について研究すること。

1つ、住宅用太陽光発電については、環境負荷が小さく、災害時の電力確保にも大いに役立つことから、今後とも、世帯普及率日本一を目指して、さらなる導入促進に努めること。

1つ、鳥獣被害対策について、野生鳥獣の生息頭数の分析をしっかり行い、市町村とも十分に連携を図りながら、引き続き全庁を挙げて取り組むこと。

1つ、木質バイオマスの流通効率化について、木質バイオマスの利活用を推進するためには、林地残材の効率的な収集・運搬方法の確立が非常に重要であることから、事業効果の分析を行い、引き続き取り組みを推進すること。

1つ、災害に強い森林づくりについては、土砂災害の未然防止につながることから、市町村等関係機関との共通認識のもと、連携を図りながら施策を講ずること。

1つ、輸送農業地域である本県にとって、流通コストの削減は大きな課題であることから、農産物流通コスト削減総合支援事業の効果について早急に検証を行い、その結果を関係団体に周知すること。

1つ、「儲かる農水産業」について、売れる商品をつくるためには、より詳細なマーケティング分析を行うことが重要であることから、商品開発の研究を担う人材の育成及び確保を図ること。

1つ、今後の農政の推進において、市町村の役割は大きく、その主体性を高め、地域の実情に合った施策を実施することが大変重要であることから、市町村を初めとする関係団体と議論を深めること。また、施策を進めていく上で、

より具体的な数値目標を示すこと。さらに、小規模農家でも営農が継続できるよう、しっかり支えていく施策を講ずること。

1つ、高齢者の安全・安心対策について、交通事故対策、特殊詐欺対策などさまざまな対策が必要であることから、今後も必要な予算を確保するとともに、関係機関との連携を図り、効率的な取り組みを推進すること。

1つ、警察職員宿舎については、老朽化等を踏まえ、職員が安心して職務に専念できるよう、計画的な維持補修等に努めること。

1つ、育英資金貸付金の収入未済額について、滞納未然防止策として、貸付者本人及び保護者等に対して、育英資金の趣旨や返還の重要性を訴え、モラルの醸成を図るとともに、他県の取り組み事例等を研究し、引き続き、強い意識を持って、収入未済額の圧縮に向けた取り組みを強化すること。

1つ、「県立高校の6次産業化人材育成事業」について、フードビジネスの成長産業化は本県の最重要施策の一つであることから、今後も関係部局、関連企業との連携を密にし、6次産業化・農商工連携を担う人材の育成を進めること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について特段の改善と努力が図られるよう、重ねて要望するものであります。

なお、各分科会の報告の取り扱いについては、会議録への登載を議長にお願いし、当委員会の審査の経過及び結果についての報告を終わります。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 以上で、決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕 議案第18号「平成25年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論を行います。

平成25年度予算は、全ての県民の暮らしを守る取り組みを進めるとともに、「復興から新たな成長」へ向け予算が編成されました。特に知事は、口蹄疫を経験した本県において日本一の防疫体制を構築するために、水際防疫、地域防疫、農場防疫、迅速な防疫措置を4つの柱として取り組みを進めてきたと発言されています。しかし、昨年12月に県内では豚流行性下痢（PED）が発生し、初動体制のおくれが指摘されています。ことし9月30日までに81農場で発生し、3万4,505頭の子豚が死亡へと拡大しました。25年度決算において、一般会計・農林水産業費の家畜保健衛生費から、PED防疫関連費として1,889万3,000円が支出されました。

特に、昨年12月11日、国からの防疫徹底の通知を受けたとき、政治家としての知事の決断が必要でした。判断のおくれにより、県営消毒ポイント設置は2月12日で、県内1例目発生から2カ月がたっていました。さらに、国において本年4月2日にPED防疫担当者全国会議が行われ、防疫対策の徹底の指導が行われました。その翌日の4月3日に、国に対し原因究明、ワクチン確保などの要請活動を行っており、スピード感がありません。結果として、26年度に

もポイント消毒など多くの財源を要していません。10月6日の日本農業新聞に掲載のように、見出しとして、本県の「PED被害 秋迎え表面化 豚出荷減で経営不安」とあり、元気なみやぎ成長予算とはかけ離れた現状となっています。発生初期に行政がしっかり感染拡大防止に取り組むなど、多くの課題を残すこととなり、「復興から新たな成長」よりも、口蹄疫の教訓から学び原点に戻るべき事案であります。

次に、各種事業効果について課題があります。それは指定管理者制度であります。土木費、港湾費、港湾管理費の委託料において、指定管理者制度を導入しています。具体的には、指定管理者による管理運営実績は、前管理者は、平成22～23年度当時7,980万円で管理されていました。現在の管理者は、平成24年度8,959万5,000円、平成25年度は8,676万7,000円であり、700万円以上の管理委託料がアップしています。それでも25年度管理運営実績は5万5,128円の赤字となっています。

どれだけの内容が充実しているのかと思いきや、平成24年度から、給水装置の故障について利用者から修理を依頼されても、検討中として2年間放置されていました。また、今回の指定管理者とは、保安修繕については、1件当たり30万円未満の場合は指定管理者が負担する取り決めがあるにもかかわらず、修理を行っていません。ことし5月の利用者連絡会議の席で「修理をなぜしないのか」という利用者側の追及で、ようやく6月に書面で「中部港湾事務所と協議をしている」と回答しています。その結果、タイマー修理1カ所5～6万のはずが、数カ所を修理するため30万を超えるという理由から、26年度、県が修理費用を支出しています。まず、故障がわかった時点でできるだけ速やか

に修理すべきではなかったのか不審が残ります。また、そのような修理をしない赤字体質の指定管理者のままでいいのか。このまま5年間の契約を続けられるのか疑問です。指定管理者のサービスの低下、管理運営の不備に対する不満は、そのまま県の指導力不足として県への不信となっています。行政は、タカの目、アリの目と言われるように、広い見識とともに、現場を歩き現場を知るべきです。今後、役割を明確にし、2年も放置されることのないよう、指定管理者の資質の確認も踏まえ、現場の声が届くよう大いに改善すべきです。事業の費用対効果に課題が残りました。

次に、関連して、昨年度から指摘してきました、総務事務センターや各総務事務所でそれぞれ単価契約を行っている単価同調制度で、複数社契約・業者選択式について指摘しておきます。以前は、担当者が業者の作業現場まで足を運び、情報交換や機材の確認等行っていたそうです。なぜ足を運ばなくなったのでしょうか。特に、現場を知らないために起きる認識の違いを指摘します。25年度の常任委員会の説明で、単価同調方式とは、最低価格を設定した上で、同調していただける業者の方と契約する方式であり、さらに、緊急な場合でも、時間的に多少無理な場合でも対応できるシステムとのことでした。しかし、ことしの2月に実際に機器の保有を確認すると、青写真の単価契約先の37社中26社が機器を保有しておらず、電子複写・出力は37社中19社ができないとのこと。契約していた75%に機器がなく、本当に担当課の言う緊急な場合の対応が可能なのか疑問です。さらに、最低価格に設定された単価同調方式の単価が、契約した社ではなくても、下請に出してもなお利益の上がる単価ではないのか。一般県

民の立場からすると、本当に最低価格に設定されているのか疑問が残ります。自社でやらずに下請に出すという流れは、どこかで見直さなければ、地元業者育成になりません。人材を育てる、企業を育成するためには厳しさも必要です。やはり以前のように足を運ぶ努力が、結果として業者や担当者のスキルアップ、育成につながり、ひいては経費削減へとつながってまいります。

次に、「平成25年度 主要施策の成果に関する報告書」では、各種統計調査の実施により、施策目標の効率的な推進のための基礎資料となり、事業の目標値と実績値が報告されました。その中で、中山間・地域政策課の「みやざきふるさと暮らし移住促進事業」において、25年度年間目安の50組に対し、63世帯の宮崎県移住実績が報告されました。しかし、高知県の事例では、25年度、年間270組の移住を、今後500組までふやす計画をつくっています。まず、統計調査を生かす例として、本県の人口は2010年国勢調査113万5,000人が、総合計画の20年後の2030年人口推計では、100万人を切り97万8,000人と推計され、今回の2014年推計では99万5,000人となっています。14万人もの減少に対し、取り組み方によっては社会動態が変更され、数値が大きく変わります。2030年の本県人口は100万人を維持することが可能であります。そこで、本県の場合、2030年に施策目標として100万人を維持するならば、人口推計ではプラス5,000人が必要であり、移住対策で維持するならば、年間約200組の移住促進が必要となります。

このように目標実現のために、基礎データである統計資料をもとに地域に応じた対策が必要となります。まず、総合長期計画やアクションプランは、より高く厳しい目標であるべきで

す。目先の政策評価にとらわれずに、高い目標を実現するためには、本県のシンクタンクである職員の皆さんがさらなるアイデアを出し、アクションを起こすことを期待します。

最後に、総務省統計局の「統計でみる都道府県のすがた」によると、2012年度、1世帯の実収入が全国47位という現実を直視し、まず厳しさをもって取り組まなければ、本県の成長は望めないと思います。

以上、平成25年度決算認定について、県民の目線で精査し、県民総力戦で推進のために、今後の課題を提起した上で、平成25年度決算の認定に対して反対をさせていただきます。〔降壇〕

○福田作弥議長 前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議案第18号「平成25年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論いたします。

平成25年度は、消費税増税と社会保障削減の一体改悪の第一歩が踏み出され、長引く景気低迷の中で、県民の暮らしも地域経済も厳しい状況に置かれました。まず、県の財政運営では、地方交付税は1,851億4,600万円余と、前年度と比べ41億円削減され、臨時財政対策債の発行額は413億2,500万円余で、前年度より18億4,600万円ふえ、合計で前年度を22億5,800万円下回りました。地方交付税削減の要因が、国による職員給与削減を一方的に押しつけるやり方で交付税を減らすなど、言語道断です。県債発行額は臨時財政対策債を含め766億5,300万円余と、昨年より15億円余ふえ、25年度末の県債残高は1兆450億円余と、依然として膨大な額となっています。一方、公債費は前年度を下回りました

が、949億円と膨大です。こうした状況では健全な財政運営は図られません。

国のやり方にも大きな責任があることはもちろんです。何より地方財政の安定のためには、地方交付税本来の役割が果たせるよう、臨時財政対策債をなくし、地方交付税をもとに戻すことが必要です。そのためにも、ふえ続ける軍事費や大企業優遇税制を見直し、消費税など国民の負担によらない財政確保を図るよう国に要求すべきです。

また、自主財源の柱である県税収入は、前年度と比べ4億3,200万円余の増額になっていますが、収入未済額21億2,200万円余は、前年度より改善したとはいえ、個人県民税がその84.5%を占めるなど、依然として県民の暮らしの厳しさを示しています。こうした県民の暮らしの状況をしっかり把握して、県民の苦勞に心を寄せ、地方自治体の本旨を全うする県行政が求められています。

そこで、行政運営、各種施策について述べます。

まず、福祉・医療についてです。介護保険の保険料負担や程度区分の問題などは、まさに保険あって介護なしの状況をつくり、後期高齢者医療制度の実施による医療差別問題、また、高い国保税による滞納世帯は3万世帯を超し、医療が受けられず最悪の事態につながる問題など、人としての尊厳まで奪われる事態が起きていることを深刻に受けとめ、市町村国保に対する法定分以外の県の助成が求められていたと思います。

また、特養ホームへの入所待機者はふえ、25年度は約4,000人の方々が入所の順番を待っているとといった状況です。県民に責任を負う県としての対応が求められています。こうした中で政

府は、特別養護老人ホームの入所基準を要介護3以上に原則化する一方、待機者にもなれなくなった多数の人の行き場を何ら保障しない政府の無責任さが浮き彫りになっていますが、こうした課題の解決のためにも、国に制度の廃止や抜本的改善を求めるとともに、市町村への県独自の助成と指導は不可欠です。

また、子育て日本一を掲げる本県であれば、子ども医療費助成の拡充や、放課後児童クラブの待機児童の解消にもっと力を入れるべきです。

また、25年度決算における不用額が71億9,200万円余と前年度を上回る中で、特に民生費や衛生費での扶助費等で12億8,700万円の執行残が見られますが、県民の暮らしや健康を支える点で、医療費の公費負担や扶助費など、必要な助成は十分に行うことが必要です。

雇用については、とりわけ地元中小企業などへの直接支援で雇用を確実にふやすことや、誘致企業に対しては確実に雇用責任を果たしてもらうための手だても必要です。

農業関連では、農地と農業を守る担い手はどう確保するかは重要課題であり、新規就農者の確保に努力しておられますが、何とんでも、再生産可能な価格の保障や所得保障のための制度の確立は不可欠です。米の価格も年々下がり続けていますが、政府の対応を求めるとともに、県独自の対策も求められています。

また、畑地かんがい事業が、事業開始から18年、21年と経過する事業もあり、農業を取り巻く状況も大きく変化する中で所期の目的を果たせるのか、見直しの検討もあるべきではないでしょうか。

25年度、国の緊急経済対策等で農業土木関連の事業が大幅にふえましたが、翌年度へ186

億5,400万円余の繰り越しを余儀なくされました。不用額も35億8,000万円余と多額に及び、不用額全体の約半分を占めています。国の政策とはいえ、予算がついても仕事ができないでは、事業効果は上がりません。緊急対策の中身の見直しが図られてしかるべきと思います。

防災・減災対策については、南海トラフ巨大地震を想定しての津波対策、避難対策など、各市町村とともにその推進が図られ、とりわけ自助、共助が強調されています。もちろん、自分の命は自分で守る「自助」、そして、地域での協力「共助」が重要なことは言うまでもありませんが、それはしっかりした「公助」の上に成り立つものであることを指摘しておきたいと思っています。

木造住宅耐震化事業についても、本気で耐震化を促進すべく、もっと重点化すべきです。

新エネルギーの導入について、太陽光発電システム導入促進事業の予算は半減し、しかも25年度で終了とされました。みやぎきソーラーフロンティア構想で太陽光発電の普及を位置づける本県であればこそ、県民の関心も高い住宅用太陽光発電は、まさに地産地消の電源として、より推進すべきではないでしょうか。同事業の復活を求めたいと思います。

最後に、平成25年度も、宮崎県総合計画・アクションプランに基づく財政改革推進計画のもと、事務事業の見直しや人件費削減が行われてきました。県民の公僕として、住民の命と暮らしを守って働く自治体職員の果たす役割は重要であり、仕事の総量に見合う職員定数の確保は当然のことです。もちろん無駄を省く必要な改革はありますが、給与や退職手当の引き下げなど職員の削減も含め、人件費削減は問題です。改めて再考を求めたいと思います。特に、政府

による問答無用の人件費の交付税カットについては、国にしっかりと意見することが必要であると思います。

また、前述した不用額については、適切な時期に適切な見直しを図って、県民要求に応える生きた予算の使い方を強く求めるものです。

以上、平成25年度決算について幾つかの問題点を指摘し、決算の認定についての反対討論いたします。以上です。〔降壇〕

○**福田作弥議長** ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ **議案第18号採決**

○**福田作弥議長** これより採決に入ります。

まず、議案第18号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**福田作弥議長** 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ **議案第19号から第22号まで採決**

○**福田作弥議長** 次に、議案第19号から第22号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決及び認定、または認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福田作弥議長** 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり、可決及

び認定、または認定されました。

◎ **閉 会**

○**福田作弥議長** 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年9月定例県議会を閉会いたします。

午前10時38分閉会

資

料

平成26年9月定例県議会日程

36日間

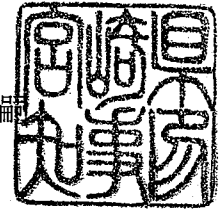
月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 5	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
6	土	休 会	(閉 庁 日)	
7	日			
8	月			
9	火		(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00
10	水	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30
11	木			請願締切 12:00
12	金			一 般 質 問
13	土	休 会	(閉 庁 日)	
14	日			
15	月			
16	火	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
17	水		一 般 質 問 質疑、討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
18	木	休 会	常 任 委 員 会	
19	金			
20	土			
21	日			
22	月			

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 23	火	休 会	(閉 庁 日) 秋分の日	
24	水		特 別 委 員 会	議会運営委員会
25	木		(議 事 整 理)	
26	金	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 決算議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
27	土	休 会	(閉 庁 日)	
28	日			
29	月		(議 案 調 査)	
30	火			
10. 1	水	本会議	質疑 議員発議案上程、採決 (決算特別委員会設置) 議案委員会付託 (決算認定)	議会運営委員会 9:30
			決 算 特 別 委 員 会	
2	木	休 会	決 算 特 別 委 員 会	
3	金			
4	土		(閉 庁 日)	
5	日			
6	月		(議 事 整 理)	
7	火			
8	水			決 算 特 別 委 員 会
9	木		(議 事 整 理)	
10	金		本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会

215-1199
平成26年9月5日

宮崎県議会議長 福田 作 弥 殿

宮崎県知事 河 野 俊 蔵



議案の送付について

平成26年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

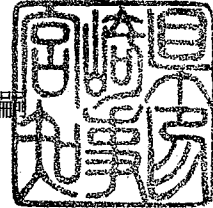
- 議案第 1 号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 2 号 平成26年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 3 号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第 6 号 宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例
- 議案第 8 号 宮崎県薬事審議会条例及び宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 10号 宮崎県病院局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例
- 議案第 11号 工事請負契約の締結について
- 議案第 12号 工事請負契約の変更について
- 議案第 13号 工事請負契約の変更について
- 議案第 14号 工事請負契約の変更について
- 議案第 15号 財産の取得について
- 議案第 16号 財産の取得について
- 議案第 17号 人事委員会委員の選任の同意について

(文書取扱 財政課)

215-1214
平成26年9月26日

宮崎県議会議長 福田 作 弥 殿

宮崎県知事 河 野 俊 蔵



議案の送付について

平成26年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第 18 号 平成25年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第 19 号 平成25年度宮崎県電気事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について
- 議案第 20 号 平成25年度宮崎県工業用水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について
- 議案第 21 号 平成25年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 22 号 平成25年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

(文書取扱 財政課)

代表質問時間割

9月10日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	十屋 幸平	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	中野 一則	13:00~15:00	

9月11日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	県民連合宮崎	田口 雄二	10:00~12:00	休憩
4	愛みやざき	有岡 浩一	13:00~14:30	休憩
5	公 明 党	重松幸次郎	14:40~16:10	

* 会派別の質問時間 (質問取扱要領)

自由民主党 120分以内
 県民連合宮崎 60分以内
 公 明 党 45分以内
 愛みやざき 45分以内

一般質問時間割

9月12日（金）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	後藤 哲朗	10:00～11:00	
2	無所属クラブ	徳重 忠夫	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	蓬原 正三	13:00～14:00	
4	自由民主党	宮原 義久	14:00～15:00	休憩
5	公明党	新見 昌安	15:10～16:10	

9月16日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
6	県民連合宮崎	渡辺 創	10:00～11:00	
7	県民連合宮崎	高橋 透	11:00～12:00	休憩
8	自由民主党	岩下 斌彦	13:00～14:00	
9	自由民主党	右松 隆央	14:00～15:00	

9月17日（水）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
10	自由民主党	星原 透	10:00～11:00	
11	自由民主党	横田 照夫	11:00～12:00	休憩
12	自由民主党	中野 廣明	13:00～14:00	
13	県民連合宮崎	鳥飼 謙二	14:00～15:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内（質問取扱要領）

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成26年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）				可決	
第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決	可決		
第4号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		可決		可決	
第5号	次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例		可決			
第6号	宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例		可決			
第7号	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例		可決			
第8号	宮崎県薬事審議会条例及び宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第9号	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例				可決	
第10号	宮崎県病院局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例		可決			
第11号	工事請負契約の締結について	可決				
第12号	工事請負契約の変更について				可決	
第13号	工事請負契約の変更について			可決		
第14号	工事請負契約の変更について			可決		
第15号	財産の取得について		可決			
第16号	財産の取得について		可決			

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第38号	所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願	継続				
第41-1号	修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施に関する請願		採択 (請願事項①) 不採択 (請願事項②)			
第50号	川内原発再稼働に反対表明を求める請願	不採択				
第51号	集団的自衛権行使を容認した「閣議決定」の撤回を求める意見書の提出を求める請願	不採択				
第52号	「消費税の増税を撤回し、10%への引き上げはやめること」の意見書を国に提出することを求める請願	不採択				
第53号	「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」採択に関する請願	不採択				
第54号	燃料価格高騰に伴う運送事業者への対策強化に関する意見書を国に提出することを求める請願	採択				
第55号	「適正な法曹人口のための法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書」採択に関する請願	採択				
第56号	子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願		継続			

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成26年9月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第38号 所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査 ・調査を要するため
厚生常任委員会	<p>請願第56号 子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げを求める請願</p> <p>福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査</p>	慎重な審査 ・調査を要するため
商工建設常任委員会	<p>商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査</p>	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	<p>環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査</p>	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	調査を要するため
議会運営委員会	<p>次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査</p>	円滑な議会運営を図るため

決算議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	委員会審査結果
第18号	平成25年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認定
第19号	平成25年度宮崎県電気事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について	可決及び認定
第20号	平成25年度宮崎県工業用水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について	
第21号	平成25年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第22号	平成25年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	認定

決算特別委員会各分科会主査報告

その1 総務政策分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成25年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査いたしました結果、賛成多数でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、決算の概要についてであります。

平成25年度の一般会計の決算規模は、歳入が6,135億927万7,000円、歳出が5,985億1,085万7,000円で、24年度と比較して、歳入が6.8%、歳出が6.1%の増であります。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、149億9,842万円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は21億8,993万8,000円の黒字となっております。

また、健全化比率につきましては、実質公債費比率が前年度と同じ17.1%、将来負担比率が対前年度比14.2ポイントの減、139.6%となっております。将来負担比率は、県債残高の減少等に伴い、年々低下しているところではありますが、社会保障関係費の増等により、本県の財政を取り巻く状況は依然として大変厳しいものがあります。

当局におかれては、引き続き、財政改革の着実な推進に取り組み、効果的・効率的な予算の執行に努め、財政健全化を図っていただくよう要望いたします。

次に、県税の収入未済額の縮減についてであります。

平成25年度の県税の収入未済額は、21億2,223万8,000円となっており、前年度と比較して3億2,176万7,000円の減となっておりますが、依然として多額の未済額が発生しております。

このことについて当局より、「個人県民税対策としての税務職員の併任人事交流や、特別徴収制度の適正化に努めるなど、市町村と一体となった徴収対策に取り組んでいるところである。今後とも連携を図っていきたい」との説明がありました。

当局におかれては、市町村との緊密な連携により徴収対策の一層の強化を図っていただき、収入未済額のさらなる縮減に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、統計調査の推進についてであります。

このうち統計調査時の環境について委員より質疑があり、当局より、「個人情報保護意識の高まりやオートロック式マンションなどの住宅事情により、従前よりも調査回答の回収が難しくなっていること、また、日中は仕事等により不在も多く、調査員が夜間訪問を行っているなど、統計調査環境は厳しい状況にある。このようなことから、警察本部と連携し、夜間訪問時の対応を取り入れた研修を調査員に対して行っているところである」との答弁がありました。

当局におかれては、効果的な施策の推進を図る上で、必要な統計調査を積極的に実施するとともに、実施に当たっては、県民の理解と協力が得られるよう、普及・啓発活動等に引き続き取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、移住促進についてであります。

このことについて委員より、「少子高齢化や若者の流出により、2030年には宮崎県の人口が100万人

を切るといわれている状況を踏まえ、市町村や地域住民とさらなる連携を図り、受け入れ支援体制の整備促進や情報発信など積極的な移住促進に今後とも努めてほしい」との要望がありました。

次に、交通安全対策の推進についてであります。

当局におかれては、本県における後部座席シートベルトの着用率が全国で下位レベル、特にチャイルドシートの着用率は全国ワースト3位である実情を踏まえ、警察本部及び関係団体等と連携を密にして、着用率を上げる啓発活動に積極的に取り組み、交通事故死傷者数のさらなる抑止を図っていただくよう要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

その2 厚生分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成25年度宮崎県歳入歳出決算並びに宮崎県立病院事業会計決算につきましては、慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、これを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点につきまして申し上げます。

まず、自殺対策についてであります。

このことについて委員より、かかりつけ医による精神科医紹介システムの成果について質疑があり、当局より、「自殺要因の一つである鬱病を早期に発見し、適切な治療に結びつけるためのモデル的な取り組みとして、西諸地域においてかかりつけ医と精神科医との連携体制の強化を支援した。紹介実績も伸びており、自殺対策として実効性があるので、他の地域での実施についても支援していきたい」との答弁がありました。

また、関連して別の委員より、「多様である自殺の原因や、自殺願望のある方が踏みとどまった経緯などについても調査・分析を行うなど、これまでと角度を変えた対策が必要ではないか」との質疑があり、当局より、「自殺の現状や課題について、知事を本部長とする宮崎県自殺対策推進本部において、関係部局とも情報を共有しながら、きめ細かな対策を検討し、施策に反映させていきたい」との答弁がありました。

自殺者数については減少傾向にあるものの、平成25年における自殺死亡率は、全国で9位であり、依然として高い水準にあることから、当局におかれては、これまでの対策に加え、新たな角度からの対策についても検討し、「自殺ゼロ」に向けた取り組みをさらに推進するよう要望いたします。

次に、医師確保対策についてであります。

医師不足に対応するため、県では医師修学資金の貸与を初めとするさまざまな取り組みを実施しているところではありますが、依然として医師不足は深刻であり、その効果的な対策が課題となっています。

このことについて委員より、「待遇面や住環境、あるいは先進医療が学べる研究環境など、確保が進まない原因はさまざまと思うが、例えば、年度ごとに確保する目標人数を具体的に設定し、人的ネット

ワークも活用するなど、ターゲットを絞り込んだ、より実効性の高い対策に重点的に取り組む必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「医師会や大学等と問題意識を共有し、県外からの医師の招聘や女性医師等の離職防止や復職支援等について、機会あるごとに意見交換を行っており、今後とも効果的な対策について模索していきたい」との答弁がありました。

県内の医療機能の充実、県民医療の確保はもとより、県外からの移住促進にも期待できることから、当局におかれては、これまでの取り組みを着実に実施することに加え、医師不足や医師の地域偏在の解消に向け、新たな確保策についても検討するよう要望いたします。

次に、宮崎県立病院事業会計の決算の概要についてであります。

平成25年度の収支状況は、事業収益が277億2,844万7,000円、事業費用が276億444万3,000円で、当年度純損益は1億2,400万4,000円となっており、前年度と比較すると、純損益は2億2,165万6,000円改善しております。

これは、平成18年度に地方公営企業法の規定を全部適用するとともに、8年間にわたる中期経営計画に基づいたさまざまな経営改善の取り組み等によるものであり、平成6年度以来19年ぶりに純利益を計上したものであります。

病院事業全体で黒字化を達成したことは評価するところでありますが、県立日南病院のさらなる収支改善や県立延岡病院等の休診科の解消、また県立宮崎病院の再整備など、さまざまな課題も残されていることから、当局におかれては、引き続き経営改善に努め、本県の医療を担う中核病院として、安定的な病院運営に向けたより一層の取り組みを進めるよう要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

その3 商工建設分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成25年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、工業の振興についてであります。

このうち、「売れる商品をつくる！食品産業試作品ブラッシュアップ事業」について、委員より、「宮崎空港ビルにチャレンジショップを設置し、試作品の試食や展示販売を行ったとのことだが、その成果はどうだったか」との質疑があり、当局より、「調査員の配置や約3,300枚のアンケートによって消費者ニーズを収集・把握し、企業にフィードバックした結果、実際に商品パッケージを改善したことが売り上げ増につながるなど、具体的な成果が出ている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県内企業が競い合って商品力を高め、人目を引く新しい商品が生まれるよう、今後とも積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、県境を越えた観光交流・連携についてであります。

このことについて委員より、「近い将来、大分一宮崎が高速道路でつながり、人の流れが大きく変わると予想されるが、それに向けて大分県等との連携をどう図っていくのか」との質疑があり、当局より、「平成25年度に大分県との間で東九州広域観光推進協議会を設立し、平成26年度は、西日本高速道路株式会社と連携した高速道路の割引キャンペーンなどに取り組んでいる。東九州自動車道の整備に伴い、交流に広がりが出てくることから、今後とも関係機関と連携し、さまざまな誘客活動を行っていききたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「誘客促進に向けて、九州各県や関係団体等とより一層の連携を図り、広域的、戦略的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、沿道修景美化推進対策についてであります。

このことについて委員より、「道路沿線樹木の高木化・老木化などにより、管理費の増大が課題となっているとのことだが、沿道修景の予算はどう推移しているのか」との質疑があり、当局より、「財政状況が厳しく、予算の増額等はしていないが、管理方法の見直しや植栽の多年草への移行によるコスト縮減などに工夫して取り組んでいる」との答弁がありました。

これに対して委員より、「限られた予算の中ではあるが、観光振興のためにも、良好な道路環境となるよう、最大限努力していただきたい」との要望がありました。

最後に、通学路の安全確保についてであります。

このことについて委員より、「通学路については、平成24年度に実施された緊急合同点検を踏まえて整備を進めているとのことだが、今後はどう取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「現在、市町村が、通学路交通安全プログラムを策定中である。このプログラムは、警察・学校関係者・PTA・道路管理者などが、通学路の合同点検を行い、その結果を踏まえて、白線表示や歩道整備などのハード対策や、立ち当番等のソフト対策を取りまとめるものである。今後は、このプログラムに基づいた対策を実施し、一層の通学路の安全確保に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「よりよいプログラムとなるよう、県も積極的に策定に協力するとともに、児童生徒が安全に通学するために欠かすことのできない通学路の整備に、今後とも取り組んでいただきたい」との要望がありました。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

その4 環境農林水産分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成25年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、賛成多数でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、労働災害防止対策についてであります。

このことについて委員より、林業従事者の事故の状況について質疑があり、当局より、「平成25年は6件の死亡事故があった。今年も現時点で4件の死亡事故が発生していることから、講習会の開催や現場の巡回指導を徹底しているところである」との答弁がありました。

当局におかれては、農林業作業のさらなる安全確保を目指すためにも、現状を詳細に分析し、講習会や指導のあり方について研究していただくよう要望いたします。

次に、再生可能エネルギー等導入推進についてであります。

このことについて委員より、「住宅用太陽光発電は環境負荷が小さく、災害時の電力確保にも大いに役立つことから、今後とも、世帯普及率日本一を目指して、さらなる導入促進に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、鳥獣被害対策についてであります。

このことについて委員より、「野生鳥獣による農作物等の被害により、中山間地域では生活そのものが脅かされている。生息頭数の分析をしっかりと行い、市町村とも十分に連携を図りながら、引き続き全庁を挙げて鳥獣被害対策に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、木質バイオマスの流通効率化についてであります。

このことについて委員より、「木質バイオマスの利活用を推進するためには、林地残材の効率的な収集・運搬方法を確立することが非常に重要であるため、事業効果の分析を行いながら、引き続き取り組みを推進していただきたい」との要望がありました。

次に、災害に強い森林づくりについてであります。

本年8月に広島市で発生した大規模な土砂災害により、多くの人命が奪われました。

このことについて委員より、「災害に強い森林づくりは土砂災害の未然防止につながることから、市町村等関係機関との共通認識のもと、連携を図りながら施策を講じていただきたい」との要望がありました。

次に、事業効果の検証についてであります。

このことについて委員より、「輸送農業地域である本県にとって、流通コストの削減は大きな課題であるため、農産物流通コスト削減総合支援事業の効果について早急に検証を行い、関係団体に周知していただきたい」との要望があり、当局より、「具体的な事業効果の検証については、今後速やかに行っていきたい」との答弁がありました。

次に、儲かる農水産業についてであります。

このことについて委員より、「売れる商品をつくるためには、より詳細なマーケティング分析を行うことが重要であるため、商品開発の研究を担う人材の育成及び確保を図っていただきたい」との要望がありました。

最後に、今後の農政についてであります。

このことについて委員より、「今後の農政推進に果たす市町村の役割は大きく、その主体性を高め、地域の実情に合った施策を実施することが大変重要であることから、市町村を初めとする関係団体と議論を深めていただきたい」との要望がありました。また、委員より、「施策を進めていく上で、より具体的な数値目標を示していただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「現在、農業生産法人や営農集落組織など、さまざまな農業形態があるが、個々の農家が自立して経営が成り立つことが理想だと考える。小規模の農家でも営農が継続できるよう、しっかり支えていく施策を講じていただきたい」との要望がありました。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

その5 文教警察企業分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成25年度宮崎県歳入歳出決算、宮崎県電気事業会計並びに宮崎県工業用水道事業会計の利益及び資本剰余金の処分並びに決算、並びに宮崎県地域振興事業会計の利益の処分及び決算につきましては、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で、これを認定または可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、高齢者の安全・安心対策についてであります。

このことについて委員より、「高齢者の安全と安心を確保するためには交通事故対策、特殊詐欺対策など、さまざまな対策が必要である。個別訪問指導や交通安全教室等の取り組みは非常に効果的だと考えられるため、今後も必要な予算を確保するとともに、関係機関との連携を図り、効率的な取り組みを推進していただきたい」との要望がありました。

次に、警察職員宿舎の整備についてであります。

このことについて委員より、「転勤の多い警察職員において、宿舎の老朽化など、住居に関する不安の解消は重要であることから、職員が安心して職務に専念できるよう、職員宿舎の計画的な維持補修等に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県電気事業会計決算の概要についてであります。

平成25年度の純利益は6億2,591万4,000円となっており、その全額を減債積立金、地方振興積立金、建設改良積立金及び緑のダム造成事業積立金に積み立てるものであります。なお、供給電力量の目標達成率は、年度前半の渇水の影響により86.2%となっております。

次に、宮崎県工業用水道事業会計決算の概要についてであります。

平成25年度の純利益は1億2,024万8,000円となっており、その全額を減債積立金及び借入金償還積立金に積み立てるものであります。なお、給水量の目標達成率は、一部ユーザーの使用水量が計画を上回ったこと等により、110.0%となっております。

次に、宮崎県地域振興事業会計決算の概要についてであります。

平成25年度の純利益は891万円となっており、その全額を借入金償還積立金に積み立てるものであります。なお、施設利用者数は前年度を上回ったものの、目標達成率は87.2%となっております。

次に、育英資金貸付金の収入未済額についてであります。

育英資金においては、返還時の口座振替制度の開始や滞納者への法的措置の実施などの徴収努力が認

められるところではありますが、収入未済額は前年度に比べて大幅に増加しており、複数の委員から、「育英資金が返還されないことは、財源確保や負担の公平性の観点から大きな問題である。徴収率が64.1%で九州最低となっていることから、今後も強い意識を持って取り組みを行うべきである」との意見がありました。

当局におかれては、滞納未然防止策として、貸付者本人及び保護者等に対して、育英資金の趣旨や返還の重要性を訴え、モラルの醸成を図るとともに、他県の取り組み事例等を研究し、引き続き、強い意識を持って、収入未済額の圧縮に向けた取り組みを強化していただくよう要望します。

最後に、県立高校の6次産業化人材育成事業についてであります。

このことについて委員より、「約3,000億円の農業産出額を有する本県において、フードビジネスの成長産業化は最重要施策の一つであることから、いま一度、現場の先生方ともその認識を共有していただくとともに、今後も関係部局、関連企業との連携を密にし、6次産業化・農商工連携を担う人材の育成を進めていただきたい」との要望がありました。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	9月26日・可 決
〃 第2号	平成26年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	〃
〃 第6号	宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例	〃
〃 第8号	宮崎県薬事審議会条例及び宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	宮崎県病院局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例	〃
〃 第11号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第12号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第13号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第14号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第15号	財産の取得について	〃
〃 第16号	財産の取得について	〃
〃 第17号	人事委員会委員の選任の同意について	9月17日・同 意
〃 第18号	平成25年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月10日・認 定
〃 第19号	平成25年度宮崎県電気事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について	10月10日・可決及び認定
〃 第20号	平成25年度宮崎県工業用水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第21号	平成25年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月10日・可決及び認定
〃 第22号	平成25年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	10月10日・認 定
議員発議案 第1号	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書	9月26日・可 決
〃 第2号	国会における憲法改正議論の推進を求める意見書	〃
〃 第3号	労働者保護制度の見直しに関する意見書	〃
〃 第4号	軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取組の推進を求める意見書	〃
〃 第5号	産後ケア体制の支援強化を求める意見書	〃
〃 第6号	「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書	〃
〃 第7号	燃料価格高騰に伴う運送事業者への対策強化を求める意見書	〃
〃 第8号	適正な法曹人口のための法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書	〃
〃 第9号	決算特別委員会の設置について	10月1日・可 決

意見書、その他

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲又は違憲状態との判決を下した。

国会に設置された選挙制度協議会では、人口の少ない選挙区を隣接する都府県と合区させることによって削減された議席を東京などの人口の多い選挙区に新たに加配するという座長案が示されたものの、意見集約が難航し、現在も議論が続いている。

我々は、参議院選挙区の見直しを検討するに当たっては、やはり、地方の声を国政に反映させる観点から、安易な合区などにより解決することなく、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すべきであると考えている。

よって、国におかれては、参議院選挙制度改革については、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、人口減少社会への対応が求められる中、地方の声を遠ざけるような改革となることのないよう、参議院の担うべき役割や選挙制度のあり方について検討した上で、必要に応じて制度改正を行うなど、慎重に議論を進めるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

国会における憲法改正議論の推進を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日に施行され、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則のもと、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。しかしながら、我が国を巡る内外の情勢は大きく変化してきた。

とりわけ、大規模災害への対応をはじめ、家族、個人、環境等の諸問題など、憲法制定当時には想定もできなかった事態への対応が求められている。さらに外交・国際紛争などの問題も頻発しており、国の危機管理にすら明確な根拠がない。

このような情勢の変化に対応して、国会においては、平成19年に国民投票法が成立し、憲法審査会が設置されるとともに、先般、改正国民投票法が成立するなど、憲法改正に向けた環境がようやく整ったところである。

よって、国におかれては、憲法改正について広く国民の理解を得るべく機運の醸成を図るとともに、国会の場における幅広い議論を尽くし、国民がみずから判断する国民投票を実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 殿
法 務 大 臣	松 島 みどり 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

労働者保護制度の見直しに関する意見書

現在、国においては、成長戦略の中で、「予見可能性の高い労働紛争解決システム」の構築や「多様な正社員」の普及・拡大、「労働者派遣制度」の見直しなどといった労働者を保護する制度の見直しなどの議論がされているが、労働者の地位の保全と生活環境の保護にも十分留意する制度となることが求められる。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 労働法制の改革にあたっては、働く人の立場に立った本来の労働者保護の法制度と理念を維持すること。
- 2 労働者保護に関する議論は、国際労働機関（ILO）の三者構成原則に基づく、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会において行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
厚 生 労 働 大 臣	塩 崎 恭 久 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿
経 済 再 生 担 当 大 臣	甘 利 明 殿

軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取組の 推進を求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気であり、その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂いや味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など、複雑かつ多様である。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人から様々な自覚症状が示されているにもかかわらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働くことができない場合には、経済的に追い込まれ、生活に窮することもあるのが現状である。更に、本人や家族、周囲の人達も、この疾病を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しむ状況も見受けられる。

平成19年の世界保健機関（WHO）報告から推測すると、患者の発生は、年間900万人以上に上るとされ、我が国においてもその対策が求められているところである。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 画像所見が認められない高次脳機能障害の労災認定に当たっては、厚生労働省に報告することとされているが、事例の集中的検討を進め、医学的知見に基づき、適切に認定が行われるよう、取組を進めること。
- 2 軽度外傷性脳損傷について、国民をはじめ、医療機関、教育機関等に対し、深く理解が進むよう、広く周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
文 部 科 学 大 臣	下 村 博 文 殿
厚 生 労 働 大 臣	塩 崎 恭 久 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

産後ケア体制の支援強化を求める意見書

子育て支援は、国や各自治体の取組により、妊娠・出産・育児と切れ目のない支援策が講じられてきたが、現在、大きな議題となっているのが出産前と直後の対応であり、特に、妊娠中からの切れ目のない継続的な支援が必要である。

出産により女性の心身には大きな負担が生じる。特に出産直後から1か月間は、身体的な負荷に加えて、急激なホルモンバランスの変化で、精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要である。

近年、晩婚・晩産により女性の出産年齢が年々高くなり、出産する女性の親の年齢も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況がある。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなっている。

良好な母子の愛着形成を促進するうえで、出産直後の1か月間が最も大事な時期であり、更には、産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防・早期発見などの役割も果たすと言われている。従って、出産直後の母親への精神的・身体的サポートは欠かせないものとなってきている。

国は、平成26年度の予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする「妊娠・出産包括支援モデル事業」を計上した。少子化対策を進めるにあたって「産後ケア対策」が喫緊の課題であり、早急に確立する必要がある。

よって、国に対し、下記のとおり要望する。

記

- 1 「妊娠・出産包括支援モデル事業」を着実に実施すること。特に、既存の支援に欠けている産後ケア事業が、全国の自治体で円滑に実施できる体制を構築すること。
- 2 単なる家事支援ではなく、出産後の母子のこころとからだの適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
厚 生 労 働 大 臣	塩 崎 恭 久 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

昨今、いわゆる「危険ドラッグ」を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生している。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる重大な交通事故の事案が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっている。

危険ドラッグは、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されている。

厚生労働省は、省令を改正し昨年3月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制した。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚醒剤や大麻と同様、単純所持が禁止された。

しかし、指定薬物の認定には数か月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いたちごっこ」となっている。

また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされている。

よって、国においては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化するよう、下記のとおり要望する。

記

- 1 インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締態勢の充実を図ること。
- 2 簡易鑑定ができる技術の開発をはじめ鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続の簡素化を図ること。
- 3 薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊山	吹崎	文正	明昭	殿殿殿殿殿殿殿
参議院議長	山安	崎倍	正晋	昭三	
内閣総理大臣	高市	村	早博	苗文	
総務大臣	下	崎	博	久	
文部科学大臣	塩	菅	義	偉	
厚生労働大臣	菅	谷	えり	子	
内閣官房長官	山				
国家公安委員会委員長					

燃料価格高騰に伴う運送事業者への対策強化を求める意見書

トラック運送事業者は、我が国の国民生活、産業活動を支えるライフラインとして、その重要な使命を果たすべく日夜懸命に努力している。

しかしながら、原油価格の高騰や円安の影響等により、軽油価格が急騰しており、陸運業界全体で負担増を強いられている。特に長距離輸送を行っているトラック運送事業者においては、燃料コストは、運送経費の実に4割を占めており、影響はより甚大である。

軽油価格の異常な高騰は、経常収支や労働条件の一層の悪化を招き、コスト上昇を価格に転嫁することの困難な多くの事業者がまさに企業存続の危機に直面し、悲痛な声を上げている。

こうした状況を踏まえ、国においては、燃料価格高騰により深刻な影響を受けているトラック運送業の現状に配慮し、関係省庁間連携により、実現可能なあらゆる対策を早急に講じるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 厳しい経営状況に配慮し、トラック運送事業者が利用しやすい燃料価格高騰に対する補助制度の創設を行うこと。
- 2 一般財源化され、根拠の無くなった軽油引取税について旧暫定税率の廃止、少なくとも燃料価格急騰時における旧暫定税率の課税停止措置の発動を行うこと。
- 3 トラック運送事業は他産業に比べて経費に占める燃料費の割合が高いことから、軽油価格の低減化を図る措置を講じるとともに、経営を安定化させる措置（漁業同様、経営セーフティネット構築事業の創設）を広く運送事業者に対し講じること。
- 4 燃料サーチャージ制の導入に法的拘束力を持たせる等の支援策を講じること。
- 5 国は税率引下げにより地方が失う財源に代替える財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊山	吹崎	文正	明昭	殿
参議院議長	山安	崎倍	正晋	昭三	殿
内閣総理大臣	安麻	倍生	晋太	三郎	殿
財務大臣	麻高	生市	太早	郎苗	殿
総務大臣	高松	市島	早み	どり	殿
法務大臣	松小	島渕	みどり	子	殿
経済産業大臣	小太	渕田	優昭	子宏	殿
国土交通大臣	太菅	田	昭義	宏偉	殿
内閣官房長官					

適正な法曹人口のための法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書

政府は、平成14年3月、今後、法曹需要が増加し続けるものと想定し、司法試験の合格者数を年間3,000人程度にすること、法科大学院制度を新設し、原則として法科大学院修了を司法試験の受験資格とすること等を内容とする「司法制度改革推進計画」を閣議決定した。

その後、司法試験合格者数は平成19年から平成25年まで2,000人超で推移してきたが、法的需要は想定されたほど増加しなかった。

この間、裁判官、検察官は殆ど増員されず、弁護士のみが急激に増加してきた。その結果、需要バランスが大きく崩れ、司法修習生の就職難の深刻化、OJTの不足による法的サービスの質の低下の懸念が生じることとなった。他方、既存の弁護士においても採算を考慮せず公益的活動を行うことが困難になる等、国民に対する法的サービスの質にかかわる重要な問題も生じている。さらに、本県をはじめ司法過疎地を含む地方においては、裁判官、検察官が増員されず司法基盤が整わない状況が続いており、もはや弁護士のみ増員では国民に対する法的サービスの質の向上を図ることが困難となっている。

また、国民に対する法的サービスの担い手となる法曹においても、法科大学院を経て司法試験に合格するまでの学費、生活費の負担に加え、司法修習生に対する給費制の廃止及び「貸与制」の導入により、多額の負債を抱える者が多数となっている。

これら諸事情により有為な人材が法曹への道を断念せざるを得ない状況が生じており、法曹志願者の激減、さらには、大学の法学部志願者の減少という事態も生じている。

このような傾向が続けば、司法の担い手である法曹の質の低下、ひいては国民に対する法的サービスの質の低下をもたらし、日本の司法制度そのものの危機が憂慮されることとなる。

司法制度は、国民の基本的な人権を守り、社会に法の支配を行使させるために極めて重要かつ不可欠な制度であるところ、その危機は、すなわち国民及び国家にとっての危機にほかならない。この危機に対処することは我が国にとって喫緊の課題である。

よって、国会及び政府においては、法曹の質の維持・確保を図り、国民の利益を守るという観点から、国民の需要に見合った適正な法曹人口となるよう、法曹養成制度の抜本的見直しを行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊山	吹崎	文正	明昭	殿
参議院議長	山安	崎倍	正晋	昭三	殿
内閣総務大臣	安麻	倍生	晋太	郎三	殿
財務大臣	麻高	生市	太早	郎苗	殿
総務大臣	高松	市島	早み	どり	殿
法務大臣	松下	島村	みど	り文	殿
文部科学大臣	下小	村澁	ど博	子偉	殿
経済産業大臣	菅		優		殿
内閣府長官			義		殿

決算特別委員会の設置について

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 名 称 | 決算特別委員会 |
| 2 | 目 的 | 次の各号議案の審査
・ 議案第18号「平成25年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」
・ 議案第19号「平成25年度宮崎県電気事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について」
・ 議案第20号「平成25年度宮崎県工業用水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について」
・ 議案第21号「平成25年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・ 議案第22号「平成25年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」 |
| 3 | 権 限 | 地方自治法第98条の議会の権限を委任する。 |
| 4 | 定 数 | 議長及び監査委員の任にある3名を除く議員全員 |

請 願 一 覽 表

総括表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	6	1	7	
厚生	1	1	2	
商工建設	—	—	—	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業		—		
計	7	2	9	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第50号	受理年月日	平成26年9月9日
請願者 住所・氏名	宮崎市佐土原町下田島987 青木 幸雄（請願者代表） 宮崎市郡司分甲5227-34 藤原 宏志 宮崎市大坪東2丁目13番18号 鶴内 敏之 宮崎市大塚町倉の下293-2 川辺 薫 宮崎県東諸県郡綾町入野484-17 小川 渉		
請願の件名	<p>川内原発再稼働に反対表明を求める請願</p> <p>【要旨】 宮崎県民の生命を守る避難計画すら作れない川内原発再稼働には、宮崎県議会として反対を表明してください。</p> <p>【理由】 2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震・津波によって引き起こされた福島第一原発事故。約3年半たつのに今もなお、事故現場では被曝を重ねながらの収束作業。それでも汚染水は増え続け、溶け落ちた核燃料がどこにあるかも分かっていません。そして約14万人もの人々が、ふる里を追われた避難生活を余儀なくされ、心配されていた甲状腺ガンは公表されるたびに増え続けています。</p> <p>それにもかかわらず、規制基準審査に適合として、川内原発がいま全国トップをきって再稼働されようとしています。指摘され続けてきた甕海峡から原発方向へ延びる活断層評価問題、甘い評価の地震動、予知出来ない巨大カルデラ噴火、核燃料が溶け落ちる時の水素爆発や水蒸気爆発の危険性、避けられない被ばく労働など大問題を切り捨てての適合です。本来なら規制基準と避難計画は車の両輪のはずですが、避難計画は審査の対象外です。</p> <p>はっきりしているのは、適合と言っても、田中原子力規制委員会委員長自ら「安全とは私は申し上げられない」が実態であり、安全性は担保されていません。川内原発で重大事故が起これば、風下になりやすい宮崎県は壊滅的被害を受けます。まさに「被害</p>		

地元」です。今まで、川内原発そばから、放射能に見立てた風船が何度も放流されてきました。そのたびに数時間で風船は宮崎県に落下し、3時間後には高原町、3時間半後には都城市で拾われたこともあります。また、原発避難を考える緊急署名の会では、宮崎県知事・県議会議長宛の署名（33,138筆）にあわせて、川内原発からの放射性物質拡散試算図（環境総合研究所／チラシ添付）を発表してきました。それによれば、西寄りの風の時には、宮崎県は全く放射能の中です。川内原発は、宮崎県境まで最短54 km、宮崎市中心部へは約120 kmです。大飯原発運転差止め判決では、「原発から250 km圏内の住民に具体的な危険があり人格権が侵害される」としました。

実際に事故が起これば、県民はどこに逃げ、どのように生活していけばいいのでしょうか。子どもや妊産婦、入院患者や施設のお年寄り、保育園や幼稚園、小中学校や他の学校等どのようにすればいいのでしょうか。福島県大熊町双葉病院では、避難中や避難後に50人もの人が亡くなりました。牛や豚や鶏はどうするのでしょうか。田んぼや畑、会社を連れて行くわけにはいきません。市役所も各支所も移さなくてはならなくなります。県庁さえ移さなくてはならないかもしれません。原発事故では、被ばくのリスクにさらされながら、生きていくための必要な生活基盤を失い、最悪、ふる里に帰れない一方通行の避難となります。また、仮に原発から50 km付近までしか汚染されなかった場合でも、避難者受け入れの問題が生じます。1日、2日ならともかく、数週間、数年ともなれば、避難場所や財政負担など深刻な問題が生じます。

「年内再稼働か」と言われる今でも、宮崎県民の生命を守る避難計画も他所からの避難者の受け入れ体制も具体化されていません。仮に避難計画等を作ってみたとしても、実効性があるとは思えず、県民に莫大な負担がのしかかるばかりです。よって、宮崎県議会として川内原発の再稼働に反対の表明をされるように強く求めます。

紹介議員	前屋敷恵美　鳥飼　謙二　　図師　博規
摘　　要	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第51号	受理年月日	平成26年9月10日
請願者 住所・氏名	秘密保護法を考える市民の会 共同代表 代表 藤原宏志（元宮崎大学長）宮崎市郡司分5227-34 後藤好成（元宮崎県弁護士会長）宮崎市旭2-4-14 南 邦和（詩人）宮崎市下北方町牟夕田1159-2 橘 智子（僧侶）宮崎市高千穂通1-8-3 徳淵敬尚（牧師）西都市南方2676-6 杉谷昭人（詩人）宮崎市花ヶ島町三反田699-4		
請願の件名	集団的自衛権行使を容認した「閣議決定」の撤回を求める意見書の提出を求める請願 【請願の趣旨】 安倍晋三内閣は2014年7月1日、多くの人々の反対の声を押し切って、集団的自衛権の行使を容認する新たな憲法解釈を強行する「閣議決定」を行いました。これは立憲主義に反して憲法第9条を破壊し、日本を「戦争する国」に変える暴挙です。多くの世論調査が示すように「解釈改憲反対」「集団的自衛権行使反対」「9条改憲反対」は社会の大多数を占めています。このたびの「閣議決定」はこの大多数の声を踏みにじったものです。 日本国憲法は過去の悲惨な侵略戦争と軍国主義の政治を反省し、平和と民主主義を願う人びとの切実な声を基礎にして生まれました。特に憲法第9条は「武力による威嚇又は武力の行使の放棄」「戦力不保持」「交戦権否認」を定め、国内でも世界でも多くの人びとの支持を集めています。 このように、その先進性が改めて国際的に評価されつつある現憲法の下で、外交努力により、戦争のない平和なアジアと世界を目指す立場から、また民主主義と国民主権を揺るぎなく擁護する立場からは、集団的自衛権の行使を容認し、憲法9条を始めとする現憲法の理念全体を破壊する解釈改憲を絶対に認めることはできません。 安倍内閣が進める解釈改憲は自民党政府の長年の見解さえも捨		

	<p>て去り、憲法に基づく政治という近代国家の立憲主義を否定し、国のあり方を「法の支配」から「人の支配」へ逆戻りさせる愚かで危険な選択です。</p> <p>つきましては国会及び政府に対し、集団的自衛権行使を容認した7月1日の「閣議決定」の撤回を求める意見書を、貴議会において提出されるようお願いします。</p>
紹介議員	鳥飼 謙二 前屋敷恵美
摘要	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第52号	受理年月日	平成26年9月10日
請願者住所・氏名	宮崎市大字小松936-3（宮商連内） 消費税廃止宮崎県各界連絡会 代表 永峰 美吉 （団体署名53筆、個人署名2,601筆）		
請願の件名	<p>「消費税の増税を撤回し、10%への引き上げはやめること」の意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>【請願趣旨】</p> <p>安倍自公政権は、多くの国民の不安や反対世論を押し切り、今年4月1日より消費税率8%への引き上げを強行しました。労働者の賃金は減少し続け、アベノミクスによる原材料や資材の高騰で経営を圧迫される中小業者の多くが景気回復を実感できない中、8兆円もの消費税負担を押し付ける暴挙は許せません。</p> <p>経済情勢は悪化しており、内閣府の統計（今年3月発表、昨年10～12月期）でも国内総生産（GDP）の改定値は年率換算で0.7%の伸びに留まり、安倍首相が増税実施を決断した4～6月期の4.1%と比べても大きく落ち込んでいます。</p> <p>景気回復のカギを握る設備投資と個人消費が低迷している下で、消費税増税が日本経済に大打撃を与えるのは必至です。また、増税後に宮崎県が行った影響調査では「企業の半数が売上減少」という結果も出るなど、地域経済も深刻な状況です。このような景気悪化の事実を踏まえ、政府は消費税の増税法附則第18条第3項に基づき増税停止を速やかに決断すべきです。</p> <p>「社会保障と税の一体改革」と称し、政府は「増税は社会保障のため」と国民を欺いてきました。今回の増税分もアベノミクスの「成長戦略」による大型公共事業に充てられる危険性は高く、社会保障は充実どころか解体の一途を辿っています。また、復興特別法人税の1年前倒し廃止に留まらず、新たに5兆円規模の法人実効税率の引き下げや戦争する国づくりに向けた軍事費の増額など、安倍政権の危険な本質が次々に明らかになっています。</p> <p>増税直前の世論調査では、「消費税増税後の日本経済の先行きに不安を感じている」との回答が「ある程度」を含め76.5%に上り（共同通信）、来年10月の10%への引き上げに「反対」68%（読売）など、国民の増税への不安と反対の思いはますます強くなるばかりです。</p> <p>消費税は社会保障を最も必要としている人にとって、最も税負担が重い税金であり、社会保障の財源には最も相応しくない税金です。今こそ憲法の「生活費非課税」「応能負担の原則」に基づく税制の再構築こそが求められています。</p>		

	以上の趣旨にご理解を賜り、国に対し増税反対の意見書を提出して下さい。
紹介議員	前屋敷恵美
摘要	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第53号	受理年月日	平成26年9月11日
請願者 住所・氏名	宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県弁護士会 会長 柏田 芳徳		
請願の件名	<p>「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」採択に関する請願</p> <p>【請願の理由】</p> <p>2013年12月6日、第185回国会において、特定秘密の保護に関する法律の採決が強行されました。</p> <p>同法は国民の知る権利の観点から問題があり、廃止されるべきだと考えます。</p> <p>そこで、意見書を採択していただきたく請願をいたしました。</p> <p>特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書（案）</p> <p>2013年12月6日、第185回国会において、特定秘密の保護に関する法律（以下、「秘密保護法」という）が制定された。</p> <p>秘密保護法には、野党、マスコミ、弁護士会、労働組合、市民団体から多くの懸念の声が出されてきた。しかし、政府は、十分な国会審議を尽くさず、法案の採決を強行した。</p> <p>秘密指定の是非をチェックする第三者機関が一応設けられることになったが、特定秘密の指定・解除等の監視をするための十分な調査審議をするための機能が備わっていると言い難く、なお、懸念は払拭できていない。</p> <p>また、特定秘密として指定することができる最長期間が定められていない。そのため、特定秘密が永遠に特定秘密のままとなれ、国民の目から隠され続け、特定秘密としての指定が適正だったかどうか後世の国民による検証も困難となる可能性がある。</p> <p>さらに、秘密保護法が施行されると、高い公益性を有する内部告発等も処罰されることとなり、国民が政府についての有益な情報を知る機会が損なわれ、国民の知る権利が侵害されるおそれがある。</p>		

ある。

この点、アメリカ合衆国の制度等を参考にして作成された国際的ガイドラインであるツワネ原則（「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」）は、政府が秘密指定をすることができる最長期間を法律で定めるべきであること、内部告発によりもたらされた公益が秘密保持による公益を上回る場合に内部告発者は報復を受けるべきではないこと等を求めている。秘密保護法には、ツワネ原則の求める国民の知る権利を保障するための規定を欠き、このままでは到底受け入れることができない。

政府においては、知る権利を侵害する秘密保護法を廃止すべきである。

紹介議員	鳥飼 謙二 渡辺 創 前屋敷恵美
摘 要	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第54号	受理年月日	平成26年9月11日
請願者住所・氏名	宮崎市恒久1丁目7-21 (一社)宮崎県トラック協会 会長 草水 正義		
請願の件名	<p>燃料価格高騰に伴う運送事業者への対策強化に関する意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>1. 件名 燃料価格高騰に伴う運送事業者への対策強化を求める請願</p> <p>2. 請願の趣旨・理由 トラック運送事業者は、我が国の国民生活、産業活動を支えるライフラインとして、その重要な使命を果たすべく懸命に努力している。</p> <p>しかしながら、原油価格の高騰や円安の影響等により、軽油価格が高騰し、平成21年3月1Lあたり78円から、平成26年7月には120円まで上昇し、1Lあたり48円の価格上昇となった。これを営業用トラックの年間燃料消費量165億Lに換算すると、約7,915億円のコスト増になり、宮崎県のトラック運送業界全体で約62億円の負担増加を強いられている。</p> <p>特に、長距離輸送を行っているトラック運送事業者は、燃料コストは運送経費の実に4割を占めており、影響はより甚大である。軽油価格の異常な高騰は、経常収支や労働条件の一層の悪化を招き、コスト上昇を価格に転嫁することのできない多くの事業者がまさに、企業存廃の危機に直面し、悲痛な声を上げている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、国におかれましては、燃料高騰により深刻な影響を受けているトラック運送業界の現状に配慮し、実現可能なあらゆる総合的対策を早急に講じられるよう下記事項について、政府に対し、強く要望されるよう請願いたします。</p> <p>つきましては、別紙の意見書(案)についてご理解いただき、宮崎県議会で意見書を採択していただきますようお願いいたします。</p>		

	<p>(1) トラック運送事業者が利用しやすい燃料価格高騰に対する補助制度の創設。</p> <p>(2) 一般財源化され、根拠の無くなった軽油引取税の旧暫定税率の廃止、少なくとも、燃料価格急騰時には課税停止措置の発動。</p> <p>(3) 経費に占める燃料費の割合が高いトラック運送事業に対して、軽油価格低減化を図るとともに、経営を安定させる措置（漁業同様経営セーフティ構築事業）を広く運送事業に対し講じること。</p> <p>(4) 燃料サーチャージ制度の法制化（届け出の義務化）を行うこと。</p>
紹介議員	<p>十屋 幸平 宮原 義久 重松幸次郎 西村 賢 鳥飼 謙二</p>
摘要	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第55号	受理年月日	平成26年9月11日
請願者 住所・氏名	宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県弁護士会 会長 柏田 芳徳		
請願の件名	<p>「適正な法曹人口のための法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書」採択に関する請願</p> <p>1 請願の趣旨</p> <p>「適正な法曹人口のための法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書」を提出することを採択して頂くよう請願いたします。</p> <p>2 請願の内容</p> <p>政府は、平成27年7月15日を期限として、内閣府内の法曹養成制度改革推進会議において法曹人口を含む法曹養成制度の見直しを検討しています。司法は地方の住民生活にも密接に関わるものです。地方住民を含めた国民の利益を守るという観点から、法曹の質の維持・確保を図り、国民の需要に見合った適正な法曹人口となるよう、早期に法曹養成制度の抜本的見直しを図るべきです。そこで、意見書を採択していただきたく請願をいたします。</p> <p>(別紙)</p> <p>適正な法曹人口のための法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書(案)</p> <p>政府は、平成14年3月、今後、法曹需要が増加し続けるものと想定し、司法試験の合格者数を年間3,000人程度にすること、法科大学院制度を新設し、原則として法科大学院修了を司法試験の受験資格とすること等を内容とする「司法制度改革推進計画」を</p>		

閣議決定した。

その後、司法試験合格者数は平成19年以降2,000人超で推移してきたが、法的需要は想定されたほど増加しなかった。

この間、裁判官、検察官は殆ど増員されず、弁護士のみが急激に増加してきた。その結果、需要バランスが大きく崩れ、司法修習生の就職難の深刻化、OJT（実務を通じ必要な知識や技術を習得すること）の不足による法的サービスの質の低下の懸念が生じることとなった。他方、既存の弁護士においても採算を考慮せず公益的活動を行うことが困難になる等、国民に対する法的サービスの質にかかわる重要な問題も生じている。さらに、本県をはじめ司法過疎地を含む地方においては、裁判官、検察官が増員されず司法基盤が整わない状況が続いており、もはや弁護士のみでの増員では国民に対する法的サービスの質の向上を図ることが困難となっている。

また、国民に対する法的サービスの担い手となる法曹においても、法科大学院を経て司法試験に合格するまでの学費、生活費の負担に加え、司法修習生に対する給費制の廃止及び「貸与制」の導入により、多額の負債を抱える者が多数となっている。

これら諸事情により有為な人材が法曹への道を断念せざるを得ない状況が生じており、法曹志願者の激減、さらには、大学の法学部志願者の減少という事態も生じている。

このような傾向が続けば、司法の担い手である法曹の質の低下、ひいては国民に対する法的サービスの質の低下をもたらし、日本の司法制度そのものの危機が憂慮されることとなる。

司法制度は、国民の基本的な人権を守り、社会に法の支配を行き渡らせるために極めて重要かつ不可欠な制度であるところ、その危機は、すなわち国民及び国家にとっての危機にほかならない。この危機に対処することは我が国にとって喫緊の課題である。

よって、国会及び政府においては、法曹の質の維持・確保を図り、国民の利益を守るという観点から、国民の需要に見合った適正な法曹人口となるよう、法曹養成制度の抜本的見直しを行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

紹介議員	二見 康之 後藤 哲朗
摘要	

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第56号	受理年月日	平成26年9月11日
請願者住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目55番地 新日本婦人の会宮崎県本部 会長 新村 初代 (署名 6,472筆)		
請願の件名	<p>子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願</p> <p>【要旨】 子どもの医療費無料制度拡大を求める件</p> <p>【理由】 いま、女性が生涯に産む子どもの数は、1.39人(2010年)で、少子化が大きな社会問題となっています。少子化の背景にはさまざまな要因がありますが、なかでも「子育てにお金がかかる」ことがあげられています。とくに子育ての大きな不安の一つに、子どもの病気があります。子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院に行ける事は、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。</p> <p>県内でもすでに、入院では中学校卒業までが12自治体、小学校卒業までが5自治体で、通院でも、中学校卒業までが8自治体、小学校卒業までが3自治体で実施されています。新たにえびの市では今年7月から入院・通院ともに中学校卒業まで実施されることが決まるなど、県内でも無料化の動きが広がっています。</p> <p>子どもは未来の社会を作り支えていく宝です。子どもの医療費を保障することは、大きな子育て支援となります。宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、小学校卒業までの医療費を無料にさせていただきたく、請願します。</p>		
紹介議員	前屋敷恵美 函師 博規		
摘要			

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第38号	受理年月日	平成25年11月28日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮商連婦人部協議会 会長 森 孝子		
請願の件名	<p>所得税法第56条の廃止を求める旨の意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>(請願趣旨)</p> <p>私たち宮商連婦人部協議会は、県内の自営商工業の女性事業主や家族従業者で構成する団体です。業者婦人の社会的・経済的な地位向上を求め、「所得税法第56条を廃止し、1人の人間としての働き分（給料）を正当に認めて」と運動を続けています。</p> <p>所得税法第56条は、事業主と共に働く配偶者やその家族（主に妻や息子、娘）がどんなに長時間働いても、税法上その働き分を経費に算入することができず、事業主の所得から年間で最高86万円のみ（配偶者以外は50万円）控除される制度で、1人の人間として人格を認めない差別的な法規です。中小業者の多くが加入する国民健康保険には休業補償や出産手当もありません。</p> <p>世界の主要国では、「家族従業者の働き分は経費に算入する」ことが常識です。</p> <p>これまでの私たちの運動で、「働いた事実に対して対価を支払うのは当然」という世論が広がり、「56条を廃止し、家族従業者の働き分を認めよ」と、全国で370の自治体はその旨の意見書を国に対し提出しています（今年8月末時点）。</p> <p>第176国会では、当時の財務副大臣が「家族従業者の対価をどう保障するか考えたい」、経産相は「56条は見直す意義がある」と答弁しています。</p> <p>つきましては、別紙の意見書案にも深くご理解をいただき、宮崎県議会で意見書を採択していただきますようお願い申し上げます。</p>		
紹介議員	田口 雄二 太田 清海 前屋敷 恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第41-1号	受理年月日	平成25年11月28日
請願者 住所・氏名	宮崎市清武町木原5706番地 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会会員 九州ブロック協議会 役員 宮崎県介護福祉士養成校連絡会 幹事校 学校法人 宮崎南学園 宮崎保健福祉専門学校 理事長 入中 康弘		
請願の件名	修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練 (委託訓練) 制度の継続実施に関する請願 【請願の要旨】 高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化 など介護に対するニーズが増大する一方、核家族化、家庭介護者 の高齢化など要介護高齢者を支える家族を巡る状況も変化してお ります。社会状況の変化等に伴う介護ニーズの多様化・高齢化に 対応し質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、 介護福祉士養成施設の体系的な教育内容のもと、高い知識と技術 を持った教員により質の高い教育を受けた優れた人材が介護現場 に従事することが必要です。介護人材の中核となる優れた介護福 祉士人材養成と確保のための大きな魅力となっている介護福祉士 等修学資金貸付制度の拡充強化・継続を要望するとともに、雇用 対策としての介護福祉士養成に係る離職者訓練(委託訓練)制度 は、介護福祉士養成施設の教育の中で定着しており、入校生の学 習意欲も高く、修了生の就職先での評価も得ていることなどから 今後における施策の継続と恒久化を要望するものであります。 【請願事項及び理由】 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化について		

- ①この貸付制度は、入学生の経済的負担の軽減を図るものとして、介護福祉士養成施設への入学を志す者の魅力として期待されているもので、優秀な人材確保による質の担保を図るための大きな要因となっていることから、実施を推進するための措置を執ること、また、都道府県において国庫負担の増加を要請すること
- ②返還免除条件として、貸付を受けた都道府県の区域内において介護等の業務に5年間従事することとされているが、流動化の激しい今日の世界の中で就業区域の限定は極めて重いものとなっていることから、これを解除することは卒業生の出身都道府県へのUターンやIターンを促すものであり、また、従事期間の短縮化は就業しようとする者の精神的負担を軽減するものであることから介護福祉士の定着支援につながるもので、返還免除条件を緩和されたいこと

上記の通りお願いいたします。

紹介議員	河野 哲也 関師 博規 田口 雄二 松村 悟郎 中野 廣明
摘要	

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月5日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（緒嶋雅晃議員、井上紀代子議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 知事発言 議案第1号～第17号上程 知事提案理由説明
9月6日	土	休 会	(閉庁日)
9月7日	日		
9月8日	月		
9月9日	火		
9月10日	水	本 会 議	代表質問（自由民主党・十屋幸平議員、 自由民主党・中野一則議員）
9月11日	木		代表質問（県民連合宮崎・田口雄二議員、 愛みやざき・有岡浩一議員、 公明党宮崎県議団・重松幸次郎議員）
9月12日	金		一般質問（後藤哲朗議員、徳重忠夫議員、蓬原正三議員、 宮原義久議員、新見昌安議員）
9月13日	土	休 会	(閉庁日)
9月14日	日		
9月15日	月		
9月16日	火	本 会 議	一般質問（渡辺 創議員、高橋 透議員、岩下斌彦議員、 右松隆央議員）
9月17日	水		一般質問（星原 透議員、横田照夫議員、中野廣明議員、 鳥飼謙二議員） 議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 議案第17号採決（同意） 議案・請願委員会付託
9月18日	木	休 会	常任委員会
9月19日	金		
9月20日	土		
9月21日	日		
9月22日	月		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月23日	火	休 会	(閉庁日)
9月24日	水		特別委員会
9月25日	木		(議事整理)
9月26日	金	本 会 議	常任委員長審査結果報告 質疑(前屋敷恵美議員) 討論(議案第6号、第7号に反対、請願第50号から第53号の不採択に反対)(前屋敷恵美議員) 採決(議案第6号、第7号)(可決) 採決(議案第1号～第5号、第8号～第16号)(可決) 採決(請願第41-1号申請事項②)(不採択) 採決(請願第50号)(不採択) 採決(請願第52号)(不採択) 採決(請願第51号、第53号)(不採択) 採決(請願第41-1号申請事項①、第54号、第55号)(採択) 採決(継続審査・調査案件)(委員長の申し出のとおり決定) 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第8号追加上程 討論(議員発議案第1号、第2号に反対)(前屋敷恵美議員) 採決(議員発議案第1号、第2号)(可決) 採決(議員発議案第3号～第8号)(可決) 議案第18号～第22号上程 知事提案理由説明
9月27日	土	休 会	(閉庁日)
9月28日	日		
9月29日	月		(議案調査)
9月30日	火		
10月1日	水	本 会 議	決算議案に対する質疑(前屋敷恵美議員) 議員発議案送付の通知 議員発議案第9号上程、採決(可決) 議案第18号～第22号決算特別委員会付託 議長の報告(決算特別委員会正副委員長互選結果)
			決算特別委員会
10月2日	木	休 会	決算特別委員会

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
10月3日	金	休 会	決算特別委員会
10月4日	土		(閉庁日)
10月5日	日		
10月6日	月		(議事整理)
10月7日	火		
10月8日	水		決算特別委員会
10月9日	木		(議事整理)
10月10日	金	本 会 議	決算特別委員長審査結果報告 討論（議案第18号に反対）（有岡浩一議員） 討論（議案第18号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第18号）（認定） 採決（議案第19号～第22号）（可決及び認定、または認定） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 福 田 作 弥

宮 崎 県 議 会 副 議 長 押 川 修 一 郎

宮 崎 県 議 会 議 員 緒 嶋 雅 晃

宮 崎 県 議 会 議 員 井 上 紀 代 子